第5期教育振興基本計画が中央教育審議会総会に諮問されました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
教育
>
教育に関する基本的政策
> 教育振興基本計画
教育振興基本計画
教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。
新着情報
令和8年8月21日 第5期教育振興基本計画の策定について、中央教育審議会総会に諮問されました。
第5期教育振興基本計画の策定について（諮問）（PDF:229KB）
第5期教育振興基本計画の策定について（諮問）【概要】（PDF:678KB）
第４期教育振興基本計画
令和5年6月16日 第４期となる教育振興基本計画が閣議決定されました。
教育振興基本計画（本文）(PDF:1MB)
教育振興基本計画（概要）(PDF:1MB)
教育振興基本計画（リーフレット）（PDF:1MB）
教育振興基本計画（概要）（英語版）（PDF:1MB）
The Fourth Basic Plan for the Promotion of Education（Provisional translation）
解説動画
渡邉光一郎・前中央教育審議会会長「答申ポイント解説」（Youtubeへリンク）
内田由紀子・中央教育審議会委員「計画ポイント解説～ウェルビーイング編～」（Youtubeへリンク）
堀田龍也・中央教育審議会委員「計画ポイント解説～教育DX編～」（Youtubeへリンク）
中央教育審議会答申及び審議経過
次期教育振興基本計画について（答申）（※PDF）
次期教育振興基本計画について（答申）（概要）（※PDF）
参考資料・データ集（※PDF）
中央教育審議会教育振興基本計画部会での審議経過
教育振興基本計画×実践事例レポート
文部科学省のミラメクnoteでは教育振興基本計画について定期的に投稿を行っております。
「地域発！教育振興基本計画×実践レポート」として、各地域における計画の内容の具体的な取組の参考になるような情報・事例を発信しています。
地域発！教育振興基本計画×実践事例レポート｜文部科学省 (note.jp)
地方公共団体・学校向けのお知らせ
教育基本法では、国の計画を参考にしながら、地方自治体においても教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されています。
自治体における計画策定やそのプロセス、考え方等について、また、国の計画の策定プロセスや考え方等についてご質問等ありましたら、
こちらの

お問合せフォーム
にお寄せください。また、講演や研修のご依頼についてもこちらにご連絡ください。
お問合せ先
総合教育政策局政策課
教育振興基本計画
各都道府県・政令指定都市・中核市の教育振興基本計画の策定状況（令和6年3月31日現在）
第1期計画について（対象期間：平成20年度～平成24年度）
第2期計画について（対象期間：平成25年度～平成29年度）
第3期計画について（対象期間：平成30（2018）年度～平成34（2022）年度）
（総合教育政策局政策課）
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

資料１－１

８文科教第８７７号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第５期教育振興基本計画の策定について

令和８年８月２１日

文 部 科 学 大 臣　　松 本 洋 平

（理由）

１．第５期教育振興基本計画に至る経緯

我が国の教育は、平成18年12月に全面改正した教育基本法に基づき、第１期から第４期まで教育振興基本計画を定めて推進されてきました。現行の第４期教育振興基本計画[1]（以下「現行計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の不安定化など将来予測が困難な「流行」の中においても立ち返るべき教育の「不易」として、教育基本法の目的や理念の実現を普遍的な使命としつつ、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として定めました。

現行計画の策定から３年が経過する中で、政府においては、学校における働き方改革と、義務教育段階の35人学級を含む学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的に進めるとともに、高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン[2]を示す等の施策を講じてきました。加えて、幼児教育・保育の無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校等就学支援金制度の拡充、高等教育の修学支援新制度の実施等により幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費の負担軽減を進めています。さらに、学校施設の耐震化や老朽化対策を含め、安全・安心で質の高い教育環境整備や防災機能強化の充実を進めています。また、令和５年４月にはこども家庭庁が発足し、こども大綱[3]に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策が進められており、同庁をはじめとした関係省庁とも連携を図りながら教育政策を推進していくことが求められています。

中央教育審議会においては「教師を取り巻く環境整備」答申[4]や「知の総和」答申[5]をお示しいただきました。さらに、令和６年６月には「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」、同年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」と「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」を諮問し、精力的に御審議いただいているところです。また、本諮問と同日付で「第４次学校安全の推進に関する計画の策定について」も諮問しており、今後御審議いただくことになります。

---

1 令和５年６月16日閣議決定。計画期間は令和５～９年度。

2 「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン～人への投資の好循環による強い経済の実現～」（令和８年４月28日人材育成分科会）

3 「こども大綱」（令和５年12月22日閣議決定）

4 「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和６年８月27日中央教育審議会）

5 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和７年２月21日中央教育審議会）

２．第５期教育振興基本計画に求められること、検討すべき観点

現在、我が国を取り巻く社会は、生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新の急速な進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、それらに伴う社会・産業構造の変容、さらには特にコロナ禍後の在留外国人の増加など我が国社会の多様化や、国際情勢の不安定化等が複層的に進む状況が見られます。変動性・不確実性・複雑性・曖昧性（VUCA）[6]に加え、脆さ・不安・非線形・不可解（BANI）の時代[7]とも指摘されるように、これまで以上に流動性が高まっている状況にあり、これからの我が国を担う子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることとなります。

このように、社会の有り様が加速度的に変容し、先行き不透明な時代を迎える中、第５期教育振興基本計画の策定に当たっては、AI時代への対応をはじめ特に現行計画策定以降の情勢変化に着目して2040年以降の社会を捉え直し、教育政策全体について総合的に検討することが必要と考えます。

生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新は、急速に進展するとともに、想像を超える速さで我々の日常生活に浸透し、社会全体に大きな変化をもたらしています。AIは、使い方によって人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる一方で、思考や判断をAIに過度に依存することへの懸念が指摘されており、情報の真偽を見極めることの難しさや自ら考え判断する機会の減少など、新たな課題も生じています。このようなAI時代を迎える中で、AIと共創する社会の実現にも資するよう、教育・人材育成を通じて、AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力[8]の育成が求められています。同時に、AI等の活用により教育そのものの質の向上を図る観点や、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も引き続き重要となります。

人口減少・少子高齢化の進行は、我が国の最も重要な課題の一つであり、生産年齢人口の減少や都市部への一極集中により、地方の過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難となるとともに、地域における教育機会の確保といった課題も顕在化し、我が国の持続的な発展にも大きな影響を及ぼしつつあります。このため、持続的な地域コミュニティの形成にも資するよう、地域における教育の維持・活性化や、教育へのアクセス確保を図るこ

6 Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。
7 Brittle, Anxious, Non-linear, Incomprehensibleの頭文字を取って「BANI」と呼ばれる。
8 「人工知能基本計画」（令和８年７月14日閣議決定）においては、「創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力など」を含むものとされている。

とが重要となります。

さらに、こうした技術革新の進展や人口動態の推移に伴う社会・産業構造の変容により、理工・デジタル分野の人材不足や、地域社会や生活基盤を支えるエッセンシャルワーカーの不足が指摘[9]されるなど、現在の学びの構造のままでは、社会・産業側の需要と人材供給との間に乖離が生じる恐れがあり、教育機関と産業界、地方公共団体等との連携・協働の下、社会や産業の持続的な発展を支え、牽引する人材の育成が急務となっています。子供たちが理数・デジタル等への関心を高め、主体的・意欲的に学びに向かうことができるよう、探究・文理横断・実践的な学びや、留学などの越境体験を更に推進するとともに、先述の人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策についても具体化する必要があります。あわせて、現時点では予想できない技術が主流となる可能性が常にあることにも留意し、「人生100年時代」において、そうした技術の進展や社会・生活環境の変化に応じて生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点から、リ・スキリング等の社会人の学び直しも重要となります。

また、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒の増加、外国人児童生徒を含む在留外国人の増加など、我が国社会や教育現場は変化に直面しています。そのような中で、多様な背景や価値観を持つ人々が共に生きることを前提とし、多様性を包摂し、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現が求められます。そのためにも、担い手となる教職員等の存在が不可欠であり、学校における働き方改革を一層推進するとともに、教職の魅力を向上し、多様な専門性を有する質の高い教師をはじめとした教職員や支援スタッフを確保し続けるなどの環境整備が求められます。さらに、学校教育・社会教育を通じて、多様性を包摂し互いに尊重し合う教育環境や学習機会の確保が重要となるほか、他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験を通じて、民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方についても重要な観点となります。

世界に目を向けると、紛争が多発するなど分断と対立により国際情勢の混迷が深まる一方で、2030年以降のポストSDGs時代を見据え、「持続可能な発展」に加え、個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視する考え方としてSWGs（Sustainable Well-being Goals）といった新たな概念も議論され、ウェルビーイングの重要性が一層高まっています。こうした国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本として、その更なる向上を図ることが求められます。

9 「2040年の就業構造推計（改訂版）について」（令和８年３月経済産業省）

３．第５期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

以上のことを踏まえ、第５期教育振興基本計画の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いします。その際、必要な人的・物的資源の確保といった具体的な手段を念頭に置いた上で、第５期教育振興基本計画期間内において着実に実行に移されるように議論を進める必要があります。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いします。

○　改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化（AI等の技術革新の進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、社会・産業構造の変容、我が国社会の多様化等）を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方向性について

○　上記の基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後５年間の教育政策の基本的な方針と主な施策について

○　現行計画及びその点検結果も踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野や既に進められている中央教育審議会における御審議との関連にも留意して、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、このほかにも、必要な事項について御検討をお願いします。

第５期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問の概要

資料１－２

我が国を取り巻く社会の状況

●生成AI等の技術革新の急速な進展　●予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行　●社会・産業構造の変容　●我が国社会の多様化　●国際情勢の不安定化

→**VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代**とも指摘されるように、**これまで以上に、流動性が高まっている状況**

これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育施策を総合的に検討

第５期計画に求められること・検討すべき観点

①生成AI等の技術革新の急速な進展

・**AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力**を育むとともに、**好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力**の育成

・AI等の活用による**教育の質の向上**、**「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる**観点も重要

②人口減少・少子高齢化の進行

・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化する中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、**地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要**

③社会・産業構造の変容

（理工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

・**探究・文理横断・実践的な学び、留学などの越境体験の更なる推進**

・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、**高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化**

・**生涯にわたり学び続ける社会を実現**する観点での、**リ・スキリング等の社会人の学び直し**

④我が国社会や教育現場の多様化

（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

・誰一人取り残されず、**一人一人の可能性が開花する教育の実現**

・**教職の魅力を向上**し**質の高い教職員を確保し続ける**などの**環境整備**

・**他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験**を通じて**民主的かつ公正な社会を築くための教育**の在り方も重要

⑤ウェルビーイングの重要性の高まり

（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視するSWGs※といった新たな概念）

・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する**「日本社会に根差したウェルビーイング」**を基本とし、その**更なる向上を図る**

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

●今後の教育政策に関する基本的な方向性

・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、**今後の教育政策に関する基本的な方向性**について

●基本的な方針と主な施策

・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じた**あらゆる教育段階**（幼児教育から高等教育、社会教育）における、**今後５年間の教育政策の目指すべき基本的な方針**と**主な施策**について

●実効性の確保・向上

・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、**教育振興基本計画の実効性の確保・向上**について

これまでの教育振興基本計画

○教育基本法（平成18年法律第120号）抄
（教育振興基本計画）
第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- **平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第２期・第３期・第4期計画を策定**
- **地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている**
- **現在は第４期計画（令和５年度～令和９年度）の期間中**

	第１期計画	第２期計画	第3期計画	第4期計画
対象期間	平成20（2008）年度 ～平成24（2012）年度	平成25（2013）年度 ～平成29（2017）年度	平成30（2018）年度 ～令和4（2022）年度	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
基本的な方向性	・今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	・一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する	・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な方針	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性の確保のための基盤整備・対話

教育振興基本計画

令和５年６月１６日

閣　　議　　決　　定

この計画は、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第１項に基づき、国会に報告するものである。

（目次）

はじめに 1

Ⅰ．我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 2
（１）教育の普遍的な使命 2
（２）第３期計画期間中の成果と課題 3
（３）社会の現状や変化への対応と今後の展望 5
（４）教育政策に関する国内外の動向 7

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針 8
（総括的な基本方針・コンセプト） 8
（１）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 8
（２）日本社会に根差したウェルビーイングの向上 8
（５つの基本的な方針） 10
①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 11
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 16
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 19
④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 20
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 23

Ⅲ．今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方 27
（１）教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方 27
（２）教育投資の在り方 29

Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策 35
目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 36
目標２　豊かな心の育成 40
目標３　健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 44
目標４　グローバル社会における人材育成 47
目標５　イノベーションを担う人材育成 50
目標６　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 53
目標７　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 55
目標８　生涯学び、活躍できる環境整備 61
目標９　学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 64
目標１０　地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 65

目標１１　教育 DX の推進・デジタル人材の育成 66
目標１２　指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 69
目標１３　経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保..... 73
目標１４　NPO・企業・地域団体等との連携・協働 75
目標１５　安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保..... 76
目標１６　各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ 78

はじめに

○　我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和４年で150年を迎えた。

○　我が国の教育制度は、この間、幾多の改革を経て現在の制度を形成してきた。今般の新たな教育振興基本計画の策定は、教育の発展に尽力してきた先人の努力に思いを致すとともに、未来に向けて教育の在り方を構想するにふさわしい節目の時期に行われるものと言えよう。本計画の策定に当たっては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とした。

○　第３期教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされた。少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society 5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。

○　本計画の策定に当たっては、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で教育政策の在り方について検討を行うとともに、初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れた。

○　本計画は、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、５つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している。政府としては、本計画に基づき、各省庁が連携して、今後の教育政策を着実に推進する。また、各地方公共団体においても、本計画の方針や施策を実効性のあるものとするために、政府の基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう期待したい。

○　我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて我が国の教育政策が展開されるよう教育関係各位による取組の推進を期待する。

Ⅰ．我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

（１）教育の普遍的な使命

○　明治５年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和４年で 150 年を迎えた。この間、各般の教育改革を経て、我が国の教育は国際的に高い水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してきた。

○　近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態をもたらし、平成 18 年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。

○　同法第１条においては、教育の目的として「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されるとともに、第２条においては教育の目標として、①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと、②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと、⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、が規定されている。第４条においては、すべての国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける機会を与えられる「教育の機会均等」が規定されている。

○　これら教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて必要な教育政策を着実に実行していかなければならない。

（２）第３期計画期間中の成果と課題

○　教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第１期、第２期、第３期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。

○　第１期教育振興基本計画（平成 20 年７月１日閣議決定）においては、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第２期教育振興基本計画（平成 25 年６月 14 日閣議決定）においては「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進した。

○　第３期教育振興基本計画（平成 30 年６月 15 日閣議決定）においては、第２期計画の理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めた。

○　こうした取組の成果として、まず初等中等教育段階においては、PISA 等の国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGA スクール構想により１人１台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備が飛躍的に進展した。また、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が図られた。また、インクルーシブ教育システムを推進するため、通級による指導に係る教員定数の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。

○　高等教育段階においては、グランドデザイン答申[1]を踏まえ、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメント[2]や質保証システムの確立、高等教育機関の連携・統合のための体制整備、大学設置基準の改正等、学修者本位の教育への転換に向けた取組を推進した。

○　さらには幼稚園等から大学等までの学校段階を通じた教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が行われた。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。また、質の高い教育研究環境の整備を推進するとともに、安全・安心の確保に向けて施設の長寿命化や耐震化などが一定程度進展した。

○　一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。また、学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的

1　「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月中央教育審議会）

2　「教学マネジメント指針」（令和２年１月中央教育審議会大学分科会）

な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。

○　近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。なお、不登校が家庭の貧困につながるとの懸念も指摘されている。

○　学校における働き方改革については、その成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。

○　近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。

○　地域の教育力の低下や、地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される中で、地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっている。

○　社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育[3]、とりわけリスキリングの重要性が指摘されている。また、人生 100 年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要である。

○　大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるため、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。また、博士課程進学率が低い傾向[4]が続いており、博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備等による進学意欲の向上が求められる。さらに、社会人の受入れを一層推進していく必要がある。

○　学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備を継続的に行っていく必要がある。

---

[3] リカレント教育とは、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（recurrent：循環）。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

[4] 人文・社会科学系においては修士課程進学者も少ない。

（３）社会の現状や変化への対応と今後の展望

○　現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字[5]を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの３回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第３期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初は ICT の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。

○　2040 年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。

○　予測できる社会の変化としてはまず、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である 15～64 歳の人口は、2050 年には現在の２／３に減少すると推計されている。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要である。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められる。

○　デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。特に生成 AI は人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されている。

---

[5] Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）。

○　経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」[6]では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。

○　社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。

○　成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。

○　また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。

○　今後目指すべき未来社会像として、第６期科学技術・イノベーション基本計画[7]において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0（超スマート社会）」が示されている。

○　これら社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。

○　こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものである。

---

6 OECD「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」（2019 年 5 月）（原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019）

7 「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）

（４）教育政策に関する国内外の動向

○　第３期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申[8]、「令和の日本型学校教育」答申[9]、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第３次学校安全の推進に関する計画の策定」答申[10]、「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申[11]が示された。また、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会において、各政策分野の審議まとめ等が取りまとめられるとともに、文部科学省に設置された各種の有識者会議において教育政策に係る提言がなされた。

○　また、教育未来創造会議第一次提言及び第二次提言[12]、総合科学技術・イノベーション会議の教育・人材育成に関する政策パッケージ[13]、経済産業省の未来人材ビジョン[14]など、関係省庁においても、教育政策に関する議論・提言が行われている。

○　国外では、経済協力開発機構（OECD）において、2030 年の教育を見据えた「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030）」が示されるとともに、ユネスコでは「教育の未来」グローバルレポート[15]が取りまとめられている。

---

8 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年１月中央教育審議会）

9 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）」（令和３年１月中央教育審議会）

10 「第３次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」（令和４年２月中央教育審議会）

11 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和４年 12 月中央教育審議会）

12 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和４年５月 10 日教育未来創造会議決定）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和５年４月 27 日教育未来創造会議決定）

13 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和４年６月総合科学技術・イノベーション会議）

14 「未来人材ビジョン」（令和４年５月経済産業省）

15 UNESCO 教育の未来に係る国際委員会「『教育の未来』国際レポート」(2021 年 11 月）（原文 UNESCO International Commission on the Futures of Education. Reimagining our futures together: a new social contract for education, UNESCO, 2021）

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針

（総括的な基本方針・コンセプト）

○　上述の我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では 2040 年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

（１）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

○　グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

○　こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。

○　Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

（２）日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○　ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福

を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

○　ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。

○　すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

○　ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されており、これは個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）を重視する欧米的な文化的価値観に基づく側面がある。同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがあるが、我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している。このため、我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国の特徴や良さを生かすものとして国際的に発信していくことも重要である。

○　日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。なお、協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調という考え方が重要であるとともに、物事を前向きに捉えていく姿勢も重要である。

○　ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸

せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

○　子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。

○　さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

○　ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

○　第２期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第３期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

（５つの基本的な方針）

○　本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の５つの基本的な方針を定める。

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

（社会の持続的な発展に向けて）

○　将来の予測が困難な VUCA と言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。

○　少子化・人口減少が著しく進展する我が国がこれからも活力あふれる社会として持続していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸長させていくことが急務であり、以下に示す取組を進めていかなければならない。

（主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向）

○　我が国の子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されている。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要である。このことは OECD のラーニング・コンパスにおける生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視とも軌を一にする方向性である。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある。なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられる。

○　あわせて、社会の持続的な発展のためには、その時代において将来を見通したときに求められる分野の人材を養成することが必要である。現在、デジタルやグリーン（脱炭素など）等がこれからの社会における価値創造にとって重要な分野であることが見通されており、こうした成長分野における人材養成へのシフトを機動的に行っていく必要がある。また、社会の課題が多様化・複雑化する中、個々の専門知のみによる課題解決が困難となるなど、文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成が求められており、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「総合知[16]」の創出

16 多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと。（「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和４年３月 17 日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局））

の重要性が指摘されている。こうした観点から、発達の段階に応じて文理横断的・探究的な学習を推進するとともに、大学においては、これまで培われてきた専門知の深化や横断性・学際性の向上に加え、従来の学部等の組織の枠を超えた文理横断・文理融合教育を推進することが求められる。併せて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むことが必要である。

（主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証）

○　「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。

○　学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、高等教育や生涯学習・社会教育においても重要である。生涯の人格形成の基礎となる幼児教育や義務教育で培ってきた資質・能力や学習意欲を、後期中等教育、高等教育において損なわずに更に伸長させていくことができるよう、高等学校教育改革、大学入学者選抜の改善、大学等における課題解決型学習（PBL）等によるアクティブ・ラーニングの充実などに取り組む必要がある。その際、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や態度を育むという視点をもって、教育課程の編成・実施や質保証の取組を行うことが重要である。

○　また、大学教育については、教育改善に積極的に取り組む大学と消極的な大学とに二極化しているという指摘や、改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表層的なものにとどまっており、授業科目レベルでの教育の改善にはつながっていないといった指摘がされている。こうしたことも踏まえ、全ての大学において、「３つの方針」に基づく体系的かつ組織的な大学教育の展開や、学生や社会の声も反映した大学教育の成果の点検・評価等による教学マネジメントの確立等といった内部質保証の充実が行われ、学修者本位の教育が実現されるよう、各大学の取組を促していくことが重要である。

（グローバル人材育成）

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要がある。また、

グローバル競争が激化する中、世界の中で我が国が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材を育成していくことが求められる。

○　日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。

○　また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。

○　その際、グローバル化に対応した教育システムの国際標準や平準化が今後進められることが予測される中で、日本の教育の位置付けを検討していくことが求められる。

（持続可能な社会の創り手の育成に貢献する ESD（持続可能な開発のための教育）の推進）

○　持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献する ESD は、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。

○　ESD の推進はグローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

（多様な才能・能力を生かす教育）

○　近年、海外において多様な才能を有する人物のアイデアにより非連続なイノベーションが創出され、企業価値や行政機能が高められた事例が注目されている。他方、我が国においては、これまで学校教育において一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸長していくのかという議論が十分行われてこなかった。子供たち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題である。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、

同質ではなく異質なものとの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

（地域・産学官連携、職業教育）

○　地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められる。

○　社会経済の発展をけん引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少すると推計されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。

○　そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高等学校等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）[17]をあらゆる学校段階で推進していくことや、機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。

○　学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。

○　大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

---

17 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

（マルチステージの人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

○　人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることが重要である。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、国や地方公共団体等は個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要がある。

○　生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。さらに、公開講座や文化・スポーツ活動など、大学が有する地域における学びの拠点としての機能も重要である。

○　また、生涯学習の推進に当たっては、ICT の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

（リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

○　我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアップデートできる高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要である。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育

機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出すことが求められる。また、就職・転職といった自らの意思による労働移動も含む選択肢の増加や、それに伴う社会経済的地位の向上が図られることも重要である。そのためには、学修歴や学修成果の可視化、学位と資格等との関係性の可視化、学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が必要である。

○　その際、産学官で具体的な対応策に向けた対話・連携を図ることが不可欠である。産業界が Society 5.0 において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

○　一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。

○　近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子供の心身の健康には多様な課題が生じている。さらに、特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり、医療的ケア児や病気療養中の子供に対する支援も重要である。性的マイノリティに係る児童生徒等へのきめ細かな対応も必要である。特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。

○　誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。

○　その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした

子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

○　また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取ったDE&I（Diversity, Equity and Inclusion）の考え方も重視されてきている。

○　加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられるようにすることが重要である。

○　こうした方向性は初等中等教育以降の教育段階においても重要であり、例えば大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある人々への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。

○　一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障害の有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、国内外において外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供が交流・協働する体験活動やキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要である。

○　これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壌として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。そのためには、子供のみならず大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となることが必要である。加えて、これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要である。

○　こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められる。また、組織や集団における多様性の尊重は、イノベーション創出にもつながる重要な考え方である。

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

○　「令和の日本型学校教育」答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子供の状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを推進していくことも重要である。高等教育においては、グランドデザイン答申をはじめとする累次の答申・審議まとめ等において、多様な価値観を持つ多様な人材が集まるキャンパスにおいて、一人一人の学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供していく方向性が示されている。こうした目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならない。

○　その際、第３期計画期間中に飛躍的に整備された ICT 環境を効果的に活用していく必要がある。GIGA スクール構想による１人１台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。ICT を活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。

○　児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものである。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められる。また、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが求められる。

○　コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。

○　あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進す

るとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

○　社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

○　地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

○　このため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成とともに、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

（公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充）

○　デジタル田園都市国家構想基本方針[18]においてデジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者な

18　「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定）

ど、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

○　また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。

○　社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

（生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進）

○　生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものである。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きい。

○　また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

（DXに至る３段階）

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である。

○　デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の３段階があると言われている。第１段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。

第２段階のデジタライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材を組み合わせている現状から、デジタル教材のリコメンドを参考に教材の最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第３段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

○　教育 DX を推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要がある。

○　GIGA スクール構想による１人１台端末の実現をはじめ、第３期計画期間中に全国の小中高等学校等における ICT 環境整備は飛躍的に進展した。これにより第１段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第１段階を着実に実行しつつ、当面、第３段階を見据えながら、全国全ての学校で、第１段階から第２段階への移行を着実に進めることが求められる。その際、デジタル技術とデータを活用して知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す将来的な第３段階の構想について、ICT 活用やデータ利活用のイメージを教育行政や教師をはじめとする教育関係者が共有した上で取組を進めるとともに、第３段階に相当する先進事例の創出に取り組むことが重要である。イメージは、利活用の場面（教育や学習のリソースとしてのデジタルの活用、教育データの利活用など）の分類・整理をした上で示すとともに、そこに至るまでにクリアすべきハードル・時間軸を整理していくことが有用である。また、DX 時代の到来に備えて、制度設計を見直していく検討も求められる。

○　DX の推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要である。教育 DX を進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成こそが目指されるべきである。

（各学校段階における教育 DX の推進）

○　初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT 環境整備の更なる充実が求められる。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務 DX を通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要がある。

○　高等教育においては、コロナ禍において世界的に遠隔・オンライン教育が進展し、高等教育の新たな可能性を開くものとなった。面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。また、

社会の DX を支える DX 人材の養成も重要である。

○　生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。

○　これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。その際、地域や学校間の格差拡大につながらないよう、十分な支援が必要である。

○　また、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要である。

○　さらに、子供の貧困や虐待、いじめなどの困難の中には実態が見えにくく、子供に支援が届きにくいという課題がある中で、関係機関とも連携して学校の福祉的役割[19]をより発揮していくためには、自治体においてデータを連携させることで子供の SOS を把握し、プッシュ型支援につなげていくことが重要である。

○　生成 AI については、教育現場での利用により効果をもたらす可能性と生じうるリスクを踏まえて対応することが必要である。

○　データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いとデータの活用のバランスが問題となる。今後、DX の推進により更に充実した指導や支援が提供されていくことに鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めるべきである。その際、保護者等に対するデータ利活用のメリットや技術的な安全性等についての説明を行うことにより理解を得ていくことが求められる。

○　DX の推進のプロセスにおいては、国や地方公共団体の各レイヤーでルールや標準化を進めるとともに、個々の学校においてその権限に基づき業務フローの改善を行うという、両輪で推進していくという視点も重要である。

（デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性）

○　学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められる。また、リアル（対面）による授業や課外活動の役割も教育において不可欠である。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要である。

---

19 子供たちが人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えることであり、困難を抱える子供を、学校を通じて福祉的・医療的支援につなげることも含まれる。

これらの最適な組合せは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要がある。

○　例えば、大学においては、遠隔・オンライン教育のメリットとして、自分のペースで学修できることや自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないこと、友人と授業が受けられないこと、身体的疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔・オンライン教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。

○　小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組合せの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要である。さらに、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられる。

○　一方、コロナ禍においては、子供たちのリアルな体験機会が大きく減少しており、地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要である。

○　これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められる。

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（教育政策推進の実効性の確保）

○　基本的な方針の①～④までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状況によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

（経済的状況によらず学びの機会を確保するための支援）

○　子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支

援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言やこども未来戦略方針[20]、経済財政運営と改革の基本方針 2023[21]の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

（指導体制・ICT 環境等の整備）

○　我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の仕事時間は国際的に見て長くなっていることに加え、教師不足の問題が顕在化している。本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化・複雑化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、令和４年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援[22]を一体的に進める必要がある。

○　加えて、ICT 環境の充実は計画の実効性の確保のために不可欠である。１人１台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の DX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師の ICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。

○　さらに、学校教育の成否を左右する教師について、その質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える仕組みを構築する必要がある。

○　これらの取組を推進していくためには、地方教育行政の充実を図ることが必要であり、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と首長部局の連携等を推進することが求められる。

○　大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RA の活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

20　「こども未来戦略方針」（令和５年６月 13 日閣議決定）

21　「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和５年６月 16 日閣議決定）

22　心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

（NPO・企業等多様な担い手との連携・協働）

○　「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外の様々な機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。

○　その際、地域によっては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点やICTの活用を組み合わせて取り組んでいくことも重要である。また、学校と学校外の多様な担い手をつなぐコーディネーターの役割も重要となる。

○　また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るための取組を引き続き推進する必要がある。

○　こうした取組の推進に向けて、文部科学省と関係省庁との連携も必要である。

（安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備）

○　目指すべき新しい時代の姿として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応しデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。

○　また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

（私立学校の振興）

○　建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の振興は重要であることから、私学助成の性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化することが重要である。また、寄附金収入等の多元的な資金調達のための環境整備や、各学校法人が、自ら経営状況を的確に分析し、早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施するなど、私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することが重要である。

（児童生徒等の安全確保）

○　「第３次学校安全の推進に関する計画」[23]に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

（こども政策との連携）

○　令和５年４月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。子供の健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携[24]を図りながら取り組む必要がある。

（各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ）

○　計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやパブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

23　「第３次学校安全の推進に関する計画」（令和４年３月 25 日閣議決定）

24　例えば、こども家庭庁における、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定、第三者性の確保や重大事態への対応改善などのいじめの防止対策の体制強化、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みづくりなどとの連携。

Ⅲ．今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

（１）教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

○　教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。

○　特に、教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであって、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえた教育活動が行われている。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。

○　また、他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性がある。こうしたことにも留意しつつも、エビデンスを踏まえた取組により国民の理解が得られるよう、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。その際、定量調査のみならず、定性調査を含めて調査手法を検討し、把握・分析を行っていくことが重要である。

○　データなどの調査結果に基づき、教育現場や行政機関、子供、学生、保護者、学習者、研究者、大学等の高等教育機関など多様な関係者が対話を行い、政策や実践の改善につなげていくという視点も重要である。また、これからの社会を見通した教育の在り方や教育政策、実践などについての研究を深化させていくことも重要である。

（教育政策の PDCA サイクルの推進）

○　各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のある PDCA サイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。

○　その際、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上と併せて、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等をしたりしながら、取り組んでいくことが重要である。

（教育政策の企画・立案段階）

○　教育政策の企画・立案段階においては、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。このためには、いわゆるロジックモデルの活用も有効である。過去の取組のフォローアップや政府統計を含む多様なデータとその分析、教育現場との連携等を通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案を行うとともに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、客観的な根拠を把握し生かす仕組みを組み込んでおくことが重要である。

○　同時に、不確実性が高く変化の激しい時代においては、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応することが求められており、政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行うことができる仕組みを立案段階で組み込むことが必要である[25]。

（教育政策の実施段階）

○　客観的な根拠を重視した施策を展開するため、以下のような観点を重視する必要がある。

・各施策の進捗状況に関する毎年のフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施する。

・客観的な根拠を重視した施策展開を具現化するため、教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も含め、現場感覚を持って的確に状況を把握し、そこから得られた問題意識や政策ニーズを適切に反映させた企画立案等を行うことのできる行政職員を育成する[26]。

・収集したデータや分析結果を学校現場に分かりやすくフィードバックし、教育関係者が教育活動の改善に生かせるよう活用を推進する。

・国と地方公共団体とで、多角的な分析に基づいて、企画・立案などを行った先進事例等に関する意見交換や情報交換を進め、客観的な根拠を重視した施策を推進する。

（教育政策の評価・改善段階）

○　政策の評価段階においては、指標の活用等により、各目標の進捗状況を検証、評価する。後述の目標 16 も踏まえつつ教育振興基本計画のフォローアップを実施す

25「行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言（令和４年５月 31 日）」等において、PDCA サイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることを追求すること、経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ＆エラーで精度を向上する視点等の重要性等が指摘されている。

26 育成が必要な資質・能力としては、客観的な根拠（調査、統計、資料）の収集、加工等の方法、政策立案・検証の方法、多様な分析の視点となる学術的な知識を想定している。育成に当たっては、国等が行う講習会や、放送大学を活用するとともに、地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等も重視する必要がある。

るとともに、政策評価との整合性を持って実施するよう連携を進めることが重要である。

○　政策の評価に当たっては、関連の深い複数目標間で達成状況を比較したり、相関関係を分析したりするなど、目標横断的な視点からの分析にも留意する必要がある。

○　政策の評価・分析にとどまらず、必要に応じて政策運用の改善や政策手段の入替えを行う等、より効果的・効率的な施策の実施へと改善を図ることが重要である。その際、過去の事例にとらわれず、柔軟に見直しを行うことが重要である。さらには、次期の教育振興基本計画につなげることで、不断の検証改善サイクルの確立を図ることが必要である。

○　政策の評価に当たっては、同種の評価や調査等が重複し、施策担当や教育現場の負担が過度に生じることのないようにすることが重要である。また、調査内容の見直しを含め、適切なデータ収集に努めることが必要である。

（客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成）

○　客観的な根拠を重視した政策の推進を図るためには、そのための基盤形成が重要である。このため、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、教育政策に関する EBPM[27]を推進するための環境整備を進めるとともに、国立教育政策研究所において客観的な根拠に基づく政策に資する研究を行う体制整備を進める必要がある。

○　総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくりのため、多様な分野の研究者との連携を強化しつつ、国による調査の内容・方法の抜本的改善[28]等に取り組む[29]とともに、オープンデータを推進することが必要である。

○　児童生徒１人１台端末環境の実現が進む中で、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた対話、政策の評価・改善等を行う[30]等、教育データの利活用を促進するための方策について検討を進める必要がある。

（２）教育投資の在り方

（「未来への投資」としての教育投資の意義）

○　教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、ウェルビーイングを実現するものであ

---

27 証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和４年６月７日閣議決定）等において、EBPM の取組強化を図ることとしている。

28 第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づく文部科学省で実施する統計調査の改善を図る。

29 インタビューや文献による調査、縦断調査や経年調査等について、外部機関の活用も含め、教育現場の負担にも配慮しながら、調査に応じた適切な方法を検討して実施するなど、調査内容・方法を抜本的に改善することが必要である。

30 その際、全体の状況や傾向等を把握することを目的とし、具体的な個人等を特定できるような情報は用いない。

ると同時に、教育の成果は、単に個人に帰属するのみならず広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものである。

○　教育・人材育成を通じた「人への投資」は成長への源泉であり、国や企業による教育機関や個人への投資は、それを受ける立場に立てば分配の意味を持つ。デジタル化の一層の進展など社会が大きく変革する中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」にほかならない。人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を図る必要がある。

○　すなわち、教育投資は個人及び社会の発展の礎となる「未来への投資」であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。

○　その際、教育投資がもたらす効果には、経済的な効果のみならず、新たな価値の創造や未来への志向性、共生社会の実現、地域コミュニティの形成といった社会の持続・発展に不可欠でありつつも必ずしも数値化できない重要な効果もあることに留意が必要である[31]。また、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることにも留意が必要である。

○　特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努めることなどにより、寄附文化を醸成する必要がある。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

（第３期計画までの教育投資の状況）

○　第３期計画期間においては、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度の創設等により、教育費負担の大幅な軽減が図られた。また、GIGA スクール構想による１人１台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実、博士後期課程学生に対する経済支援の拡充、学校施設の耐震化

31 ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的効果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

の推進など、年々財政状況が厳しくなる中にあっても必要な財源を確保し取組を進めてきた。こうした教育投資の成果として前述の第３期計画期間中の成果と課題に示した国際学力調査における高い学力水準の維持や進学率の向上、教育環境の整備が図られてきている。

○　教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均が 4.4%であるのに対して我が国は 3.0%（いずれも令和元（2019）年度）となっている[32]。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均 10,161 ドルであるのに対して我が国は 8,944 ドル（いずれも令和元（2019）年度）となっている[33]。また、租税負担率（対 NI（国民所得）比）は、OECD 諸国の平均 35.4%であるのに対して、我が国は 25.8%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模や GDP の規模など様々な要素を勘案する必要があり[34]、単純に判断することはできないが、政府においては、現下の様々

32 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

33 教育機関に対する支出の数値である。

34 ＜公財政教育支出の GDP 比（令和元（2019）年度）＞
（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）
・就学前～高等教育段階　日本：3.2%　OECD 平均：4.9%
・就学前教育段階　日本：0.1%　OECD 平均：0.5%
・初等中等教育段階　日本：2.4%　OECD 平均：3.2%
・高等教育段階　日本：0.6%　OECD 平均：1.2%
（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、就学前教育段階は OECD. Stat、就学前～高等教育段階は文部科学省による試算。
※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜在学者一人当たり公財政教育支出（令和元（2019）年度）（GDP 購買力平価による米ドル換算）＞
（奨学金等の個人補助を含まない）
・初等～高等教育段階　日本：8,944 ドル　OECD 平均：10,161 ドル
・初等中等教育段階　日本：9,683 ドル　OECD 平均：9,848 ドル
・高等教育段階　日本：6,364 ドル　OECD 平均：12,235 ドル
（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）
※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜在学者一人当たり公財政教育支出対国民１人当たり GDP 比（令和元（2019）年）＞
（奨学金等の個人補助を含まない）
・初等～高等教育段階　日本：21.1%　OECD 平均：21.4%
（出典）「Education at a Glance 2022」より算出。

＜学校教育費等の公私負担割合（令和元（2019）年度）＞
・就学前教育段階　日本：公費 66%　私費 34%　OECD 平均：公費 83%　私費 17%
・初等教育段階　日本：公費 99%　私費 1%　OECD 平均：公費 92%　私費 8%
・前期中等教育段階　日本：公費 94%　私費 6%　OECD 平均：公費 91%　私費 9%
・後期中等教育段階　日本：公費 82%　私費 18%　OECD 平均：公費 87%　私費 13%
・高等教育段階　日本：公費 33%　私費 67%　OECD 平均：公費 66%　私費 31%
（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、初等・前期中等・後期中等教育段階は OECD.Stat
※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

な教育課題に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

（本計画期間における教育投資の方向性）

① 教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

○　第３期計画期間までに実施されてきた、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を引き続き着実に実施する。さらに、高等教育段階においては、給付型奨学金と授業料減免について、令和６年度から、多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、さらに、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。また、大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入[35]に向けた更なる検討を進める。

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

○　人生 100 年時代や Society 5.0 の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、幼児教育、義務教育、後期中等教育までの初等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、質の高い学びを行うことができる環境を整備することが必要である。このため、特に、以下のような点について、教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

＜総人口に占める在学者の割合（令和元（2019）年度）＞
（初等～高等教育段階、文部科学省による試算）
・日本：13.5%　　OECD 平均：20.3%
（出典）OECD.Stat

＜生産年齢人口（15～64 歳）に対する高齢人口（65 歳以上）の割合（2020 年、2040 年）＞
・2020 年　　日本：0.48　　先進国：0.30
・2040 年　　日本：0.65　　先進国：0.42
（出典）「世界の統計 2022」（総務省統計局）より算出

＜国民負担率・租税負担率（対 NI（国民所得）比）の状況（令和元（2019）年度）＞
・国民負担率　　日本：44.4%　　OECD36 か国平均：49.7%
・租税負担率　　日本：25.8%　　OECD36 か国平均：35.4%
（出典）日本：「国民経済計算」（内閣府）等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」（OECD）
※OECD は一部のデータが 2015 年、2017 年。

[35] 在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。（経済財政運営と改革の基本方針 2022 より抜粋）

○　初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の着実な実施や教員研修の高度化の推進、GIGA スクール構想について端末活用の推進や自治体間格差の解消に向けた取組を推進する。特に、教師は教育の根幹であり、教職の魅力向上を通じて優秀な人材を確保し、教師がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現する必要がある。また、ICT 環境の充実や地域の実情に応じた部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を含む学校と地域との連携・協働を図る。

令和４年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進める。また、校務 DX の推進に向けた環境整備等を進める。

公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、これらの施策を通じて、そのための取組を推進する。

○　学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現することが重要である。このため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を推進する。

○　高等教育段階においては、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進める。国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める。また、デジタル、グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。

さらに、世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法[36]に基づき、10 兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。

加えて、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの多様化に関する取組を更に促した上で、優秀な博士課程学生に対して支援を図る。

○　人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が職業生活をはじめとした人生の様々な場面において、個人の目標達成や困難の解消のほか、社会的な課題の解決などにつながる学習を行っていけるよう、大学等におけるリカレント教育推進のための体制整備をはじめ、多様なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育の実現に向けた環境整備を行う。

○　大学キャンパスは、高度で先進的な人材を育成するとともに、イノベーション・

36 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

産業振興のハブとなるなど、大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、教育研究活動とその活動の場となる施設整備が一体となった共創拠点を展開できるよう、長寿命化・脱炭素化等の施設整備を計画的・重点的に進める。

○　以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述の教育の姿の実現に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

（国民の理解醸成及び寄附等の促進）

○　教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方について更に検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である。寄附税制上の優遇措置の活用やクラウドファンディングの取組、寄附者や企業とのコミュニケーション、各自治体における学校や教育支援のための寄附募集の取組など、様々な手法を駆使し、教育活動に対する理解を得つつ、寄附の増加や民間資金の更なる活用を推進していくことが求められる。

○　また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。

Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策

（考え方）

○　Ⅱで示した基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。

○　このため、本計画においては、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間における①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標を示す。これらの目標は独立したものではなく、相互に関連し合っており、基本的な方針との関係も複層的なものである。各目標及び基本施策の推進に当たっては、計画全体を俯瞰した上で、関連する他の目標及び基本施策との関係に留意しつつ進めることが重要である。

○　国の教育振興基本計画は、教育活動の多くが地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流や民間教育事業者との連携による優れた事例の横展開、地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。

○　なお、本計画に示す指標については、以下のことに留意が必要である。

・「今後５年間の教育政策の目標」の状態を表す指標として、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を示すことが必要かつ適切であるものについて、指標として設定したこと。指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。

・各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。

・本計画の期間中においても、より適切な指標の在り方について不断に検討し、計画期間中であっても指標の見直しを行う柔軟な取扱いも可能とすること。

○　さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育大綱の策定に当たり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することが定められている。地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、総合教育会議も活用しつつ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータも含めた分析による現状把握等により、PDCA サイクルを構築することが期待される。

（目標、基本施策及び指標）

目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

〇個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

・「令和の日本型学校教育」答申で示された個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、１人１台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について、中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会等において検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な取組を進める。

〇新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

・新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図る。
・将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進める。

〇幼児教育の質の向上

・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

〇高等学校教育改革

・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や探究・STEAM 教育、先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。また、オンラインを活用した学校間の共同授業の実施、学校間の単位互換や学校内外の多様な学びの連携を推進するとともに、高等学校と関係機関等との連携協力体制の構築を担う人材（コーディネーター）の配置や育成を推進する。あわせて、生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組み、高等学校教育の質保証を行う。

〇全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

・本体調査の毎年度、悉皆での実施や、経年変化分析調査、保護者に対する調査の継続的な実施を通じ、データ貸与の取組も促進しながら、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図る。また、CBT の特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実による EBPM の更なる推進を図るため、全国学力・学習状況調査の CBT 化を進める。

〇大学入学者選抜改革

・学力の３要素の効果的な確認や、多面的・総合的な評価を行うため、高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を着実に進めることとし、大学入学者選抜においては、「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を通じ、引き続き入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の３要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。

〇学修者本位の教育の推進

・「教学マネジメント指針」の考え方を踏まえ、大学が自ら定める「３つの方針」に

基づく学修目標の具体化、及びそれを達成する「学位プログラム」の編成・実施、並びに学修成果の把握・可視化、情報公表等を促し、内部質保証の取組を推進する。あわせて、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習（PBL）等の教育方法の工夫や、授業科目の精選・統合等による密度の濃い主体的な学修を目指す取組も促す。これらを通じて、主体的・自律的な学修者としての学生が成長を実感できるよう、各大学における「学修者本位の教育」の実現を推進する。

・各高等教育機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、e-ラーニング等の活用、地域でのプラットフォームの形成、大学等連携推進法人制度の活用など、他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。

・社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるため、大学生の学修成果や大学全体の教育成果等に関する大学による情報公表を促進する。

〇文理横断・文理融合教育の推進

・文理横断・学修の幅を広げる教育プログラムを構築・実施する大学等の取組を支援するとともに、その成果等の情報発信を通じて取組の普及・展開を図る。また、高校における早期の文系・理系のコース分けからの脱却等に向けて、高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育を推進する。

・大学間連携や地域社会のリソースを結集したプラットフォーム形成を通じて、課題解決を含む文理横断型の教育プログラムを構築し、地域の高度化やイノベーション創出を担う人材を育成する大学等の取組を支援する。

〇キャリア教育・職業教育の充実

・幼児教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。また、特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及を推進する。

・高等教育段階においては、産業界等と連携し、適正なインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。

・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図る。具体的には必要な制度改正並びに認定要件の明確

化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を行っていく。

・大学等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを認定する「職業実践力育成プログラム」の活用を促進するとともに、大学等による組織的・継続的なリカレント教育の実施に向けた支援を行う。

〇学校段階間・学校と社会の接続の推進

・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組むとともに、中学校と高等学校との接続についても、各地方公共団体等における特色ある取組の情報収集・発信等を通じ、その推進を図る。また、学びの継続と発展・高度化という視点から、高大接続改革の着実な推進を図る。

・専修学校と業界団体との連携を更に進め、社会が求める即戦力人材を育成するとともに、中学校と高等専修学校及び高等学校と専門学校の接続を効果的に行うための取組を推進する。

【指標】

・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD の PISA において、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSS においては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。

・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合の増加（小６：国語・算数、中３：国語・数学）

・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（小６：国語・算数、中３：国語・数学）

・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加

・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合の増加

・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加

・幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ０～４）の改善

・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加

・高等学校にコーディネーターを配置する都道府県・指定都市の増加
・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加
・高校生の授業外学習時間の充実
・大学生の授業外学修時間の充実
・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加
・主専攻・副専攻制を導入する大学の割合の増加
・４学期制を採用する大学の割合の増加
・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加
・教育研究活動等の改善等の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合の増加
・職業実践専門課程の認定校数の増加
・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数の増加

目標２　豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

〇子供の権利利益の擁護

・児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む。

〇主観的ウェルビーイングの向上

・日本社会に根差したウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、道徳教育や特別活動（清掃や学校給食を含む）、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図る。

〇道徳教育の推進

・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者

と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

〇発達支持的生徒指導の推進

・新たに改訂した生徒指導提要を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。

〇いじめ等への対応、人権教育の推進

・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生している。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめの問題に取り組まなければならない。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和５年４月に設置されたこども家庭庁など関係府省との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。

・令和５年４月から、いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。

・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。

・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進

する。
・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

〇児童生徒の自殺対策の推進

・我が国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によれば、近年、全体としては低下傾向にあるものの、児童生徒の自殺者数は増えており、令和４年の自殺者数は 514 名と過去最多と大変憂慮すべき状況になっており、児童生徒が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。こども家庭庁が、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、関係省庁の知見を結集して、令和５年６月２日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめた。この強化プラン等に基づき、すべての児童生徒が「SOS の出し方に関する教育」を年１回受けられるよう全国の教育委員会等に周知し、SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、１人１台端末を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるため、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指すなど児童生徒の自殺予防に向けた取組を推進する。加えて、こどもの自殺に関する警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う。また、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図り、その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す。

〇生命（いのち）の安全教育の推進

・性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進する。

〇体験活動・交流活動の充実

・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実

に取り組む。

〇読書活動の充実

・子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。

〇伝統や文化等に関する教育の推進

・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美徳やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。
・宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

〇青少年の健全育成

・青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。また保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を講じる。

〇文化芸術による子供の豊かな心の育成

・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

【指標】

・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）
・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善
・児童生徒の人口 10 万人当たりの自殺者数の減少
・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加
・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加
・子供の不読率（１か月に１冊も本を読まなかった子供の割合）の減少
・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加
・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加
・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加

目標３　健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

【基本施策】

〇学校保健、学校給食・食育の充実

・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図る。
・学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上

を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による学校保健の推進を図る。さらに、関係府省が連携し、学校・教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の資質能力向上を図るとともに、学校給食の実施率向上や、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促す。

〇生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

・社会全体で子供たちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する。

・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

〇運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

・子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。また、総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する。

〇アスリートの発掘・育成支援

・より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援する。

〇体育・スポーツ施設の整備充実

・地域において誰もがスポーツを行いやすくするため、地域のスポーツ施設の整備を促進する。あわせて、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを促進するため、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進する。

〇スポーツ実施者の安全・安心の確保

・スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスメント等を行わず、アスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。

・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を整備する。

・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進する。

〇スポーツを通じた健康増進

・第３期スポーツ基本計画[37]に基づき、性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。

〇スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興

・東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図る。

【指標】

・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少

・毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加

・１週間の総運動時間（体育授業を除く。）が 60 分未満の児童生徒の割合の減少

・卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合の増加

・成人・障害者のスポーツ実施率の向上

37 「第３期スポーツ基本計画」（令和４年３月 25 日文部科学大臣決定）

目標４　グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【基本施策】

○日本人学生・生徒の海外留学の推進

・グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への機運を醸成する取組を推進する。また、留学する生徒・学生の安全が確保されるよう啓発を図る。

・我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。

・若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進し、日本の未来を創るグローバル・リーダーを輩出するための日本人生徒・学生の海外留学の経済的負担を軽減するための取組や、産業界、地方公共団体等による既存の留学支援の取組の可視化・情報発信する取組、本制度による留学経験者のコミュニティを社会とつなげ、社会にインパクトを生み出す取組を行い、留学機運の醸成を図る。

○外国人留学生の受入れの推進

・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。

・専修学校への外国人生徒の受入れを加速化するとともに、卒業後の定着に係る在留資格等の制度改善を図り、地域経済を中心に活躍する高度人材の育成・輩出を図る。

・高等専修学校への留学生受入れの要件については、高等学校と同等の取扱いとし、

留学生の受入れを推進する。

〇高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

・将来、世界で活躍できるイノベーティブなグローバル人材を育成するため、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う高等学校を支援する。

・高等教育の国際通用性を高め、世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤を整備するため、外国人教員・留学生の受入れ環境整備や日本人学生のグローバル対応力強化など徹底した国際化に取り組む大学の改革の促進、海外大学との大学間協定に基づく交流の拡大、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーのプログラム構築の促進、オンラインの効果的な活用を含む国際交流・研究ネットワークの構築・拡大、質の保証を伴う持続可能な国際連携・海外への拠点展開・キャンパスの多様性促進等に取り組む大学等や、国際化に取り組む高等専門学校等への重点的な支援を行う。

・グローバル化に対応した素養・能力を育み、国際的に通用する大学入学資格を取得できる国際バカロレアについて、教育効果や好事例の波及を通じて、高校での導入に係る支援、及び国内外の優れた人材や多様性の確保のための大学における活用促進等に戦略的に取り組む。

〇外国語教育の充実

・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施など ICT の一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。

・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCA サイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。

・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の４技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

〇国際教育協力と日本型教育の海外展開

・知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、５年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度などに対しては、引き続き諸外国から高い関心が示されている。関係府省・機関や在外教育施設などの教育機関

等と連携して、例えば要望の多い理数系教育など、現地のニーズを分析するとともに、日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供、民間事業者等による活動への支援などを通じ、引き続き日本型教育の海外展開に取り組む。本事業を通じて各国との関係強化と相互理解の促進を図るとともに、水平的で双方向的な学びの機会と捉え、我が国の教育の国際化にも資する取組を推進する。

〇在外教育施設における教育の振興

・在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、「グローバル人材の原石」である海外で学ぶ在留邦人の子供への教育の機会を確保する観点から、所在国の実態に即した教育資源の活用や、ICT 等を活用した国内外の教育機関等との交流といった、在外教育施設ならではの特色ある学びを提供する日本人学校をはじめとした在外教育施設の魅力を高め、多様な子供のニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。また、在外教育施設における教育経験の国内の学校への還元や、在外教育施設との継続的な交流等を促進し、派遣教師の帰国後の活躍を推進する。

〇芸術家等の文化芸術の担い手の育成

・少子高齢化が進行する中、中長期的に我が国文化芸術の担い手の確保、育成を図るため、若手のアーティスト等の活動を支援する。また、国内外で活躍するアーティスト等の育成のため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する現代舞台芸術の実演家等に対する研修や、我が国の若手芸術家等が海外で実践的な研修に従事する新進芸術家海外研修制度の推進を図る。伝統芸能の伝承者を養成・確保するため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する伝統芸能伝承者養成事業の推進を図る。併せて「文化財の匠プロジェクト」を推進し、文化財の修理技術者等の養成・確保を図る。

【指標】

・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A１レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A２レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（５年後目標値：６割以上）

・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A１レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A２レベル相当以上を達成した中高生の割合を５年後までに５割以上にすることを目指す

・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階で CEFR の B１レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（５年後目標値：３

割以上）

・2033 年までに、日本人高校生の海外留学生数について、12 万人を目指す

・2033 年までに、日本の高校への外国人留学生数について、２万人を目指す

・2033 年までに、日本人学生等の海外留学生数について、単位や学位の取得を目指す中長期留学者を中心に増加させながら、38 万人を目指す。このうち、長期留学者については 15 万人を目指す

・2033 年までに、日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数 38 万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職率（国内進学者を除く）６割を目指す

・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加

・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加

目標５　イノベーションを担う人材育成

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、イノベーションを担う人材を育成する。

【基本施策】

〇探究・STEAM 教育の充実

・学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実を図る。

・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めとした高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。

・生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援するとともに、その成果の普及を図る。

・探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用した STEAM 機能強化や地域展開等を推進する。

〇大学院教育改革

・「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 中央教育審議会大学分科会）等に基づき、「３つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産

業界等とも連携しつつ推進する。
・高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、様々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等との連携した教育プログラムの構築を推進する。

〇若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成

・第６期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大を図るなど、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する。あわせて、URA 等の高度な専門職人材に関する取組や、出産・育児等のライフイベントと研究を両立するためのサポート体制等の充実を進め、大学等における研究環境を整備する。

〇高等専門学校の高度化

・Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。

〇大学・専門学校等における専門人材育成

・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の活用促進を図るとともに、必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を図る。（目標１の再掲）
・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。
・医師の働き方改革や医療 DX に向けて、医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。特に、地域医療、感染症、がん医療など社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人材の養成に取り組む。

〇理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進

・高等教育機関において、デジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。また文理を問わず、地域資源や科学技術等を活用した社会課題解決に向けた教育を進める。

・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学や企業等と連携しながら、生徒や保護者、教員を対象とした女性研究者等のロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援する。

・大学における女子学生・女性教員の在籍・登用状況等の情報公開の促進や、理工系等の分野における女子を対象とする大学入学者選抜の促進を図るほか、理工農系の分野に進学する女子学生への修学支援の取組等を進める。

〇優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会や、国際科学コンテストなど国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

・大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

〇起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

・第６期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において海外大学等と連携し、科学技術等の活用も含めた実践的なアントレプレナーシップ教育を行うとともに、これまでの成果を全国の大学に展開する。また、各学校段階での、児童生徒の発達段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進に加え、全国の小中高生等へアントレプレナーシップ教育を拡大させるため、拠点都市を中心に、産業界・自治体等と連携した社会課題解決も題材とした教育プログラム等の提供を支援し、将来的には全国の希望する小中高生がアントレプレナーシップ教育を受けられるような環境の醸成を目指す。

〇大学の共創拠点化

・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーとともに、共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進するため、成長分野への対応、グローバル化への対応等の視点も生かしつつ、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。

【指標】

・学部入学者数に対する修士入学者数の割合の増加
・修士入学者数に対する博士入学者数の割合の増加
・生活費相当額（年間 180 万円以上）を受給する博士後期課程学生数の増加
・博士課程修了者の就職率の増加
・博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加
・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加
・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加（５割程度まで引き上げることを目指し、今後５～10 年程度の期間に集中的に取組を推進）
・大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加
・全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加
・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加（再掲）
・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加（再掲）

目標６　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養う。

【基本施策】

〇子供の意見表明

・子供たちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知するとともに、子供の主体性を育む取組を進める。

〇主権者教育の推進

・平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導

の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

〇持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

・我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、ESD の目的である「持続可能な社会の創り手」を育む。

・ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）をつなぐ重層的なネットワークを強化する。

〇男女共同参画の推進

・児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し男女共同参画を推進する意識を醸成する。

〇消費者教育の推進

・国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに消費者教育教材の活用を促す。大学等においては、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。また、これらの取組を推進するに当たっては、消費生活センターなどの専門機関と連携を促すことが重要である。

〇環境教育の推進

・持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。

・脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

[38]や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進する。あわせて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図る。

〇災害復興教育の推進

・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進する。
・福島イノベーション・コースト構想に掲げられた人材の裾野を広げるための取組を支援する。
・東日本大震災の伝承施設等と連携し、遠足・修学旅行等の機会も通じて、震災の記憶と教訓を継承する取組を推進する。

【指標】

・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加（再掲）
・学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標７　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

【基本施策】

〇特別支援教育の推進

・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、

[38] 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物。

本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、自校通級や巡回指導の促進など通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実、特別支援学校を含めた２校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。

・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。

・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICT を活用した遠隔教育推進にも取り組む。

・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

・障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICT の活用も含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。

〇不登校児童生徒への支援の推進

・令和３年度の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は過去最多の約 30 万人となっており、その中でも特に、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人に上っている。不登校は誰にでも起こり得ることである一方、ひきこもりなど、将来にも長期に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが重要である。このことを踏まえ、令和５年３月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」等に基づき、①多様な学びの場の確保、②１人１台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることなどの不登校対策を推進する。

　具体的には、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での１校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で 300 校の設置を目指す。また、校内教育支援セン

ター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、オンラインの活用も含め、こうした専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT 等を活用した学習支援や NPO・フリースクール等との連携等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、１人１台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。また、不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、保護者の会等に関する情報提供を通じて保護者への支援を行う。

・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。
・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。
・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。

〇ヤングケアラーの支援

・教育委員会等にヤングケアラーの概念について周知し、早期発見に向けた取組を推進する。学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制を充実させる。

〇子供の貧困対策

・全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を図る。あわせて、教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカー等の配置促進、学習指導員等による支援、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動を推進する。

〇高校中退者等に対する支援

・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐため、生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

〇海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

・在留邦人の子供の教育の機会確保に重要な役割を担う在外教育施設において、国内同等の学びを保障し、在外教育施設ならではの教育が推進されるよう、着実な教師派遣と教育環境の改善を支援する。派遣教師について、外国人児童生徒等教育や国際理解教育の担い手として活躍できるよう、日本語指導や異文化理解への専門性を高める。

・外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

〇特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

・特異な才能のある児童生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす。そのため、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組む。

〇大学等における学生支援

・障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、入試や単位認定等の試験及び授業等における個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制

の充実を図るとともに、大学間の連携や大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）との連携等を通じて、各大学等における障害のある学生の修学・就職支援を促進する。

〇夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法[39]等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

〇高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

・中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援や、通信制課程の質の確保・向上に関する取組を着実に実施するとともに、全日制課程も含めた各課程の在り方から検討し、その検討の結果も踏まえながら、更なる質の確保・向上・多様性への対応を図るための施策に取り組む。

〇高等専修学校における教育の推進

・高等専修学校は、高等学校とは異なる柔軟性の高い制度特性を生かして、後期中等教育において、様々な背景を持つ生徒に対する多様な学びの場を提供している重要な教育機関であることを踏まえ、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られること等の情報発信等を行い、多様な生徒を受け入れる役割をより一層果たせるよう社会的な認知度の向上を図る。

〇日本語教育の充実

・日本国内に在留する外国人等に対し、生活のために必要な日本語等を習得できるオンラインの活用も含めた環境の整備を目的とした、地域における日本語教育の総合的な体制づくりの支援等を行う。また、日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度を設ける日本語教育

39 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

機関認定法[40]を円滑に施行するとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育の内容・方法などの標準化を図る。

〇教育相談体制の整備

・様々な課題を抱える児童生徒に対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実の観点から、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進やオンラインカウンセリングの促進を図るとともに、支援を要する児童生徒の早期発見・支援のための ICT の活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進する。また、SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

〇障害者の生涯学習の推進

・誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。その際、これらの取組の企画や運営に当事者の参画を得るなど、当事者中心の生涯学習の視点となるよう配慮する。さらに、障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を図る。

・放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など従来の学習支援に加えて、社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域住民の生涯学習を支える取組の推進を図る。

〇障害者の文化芸術活動の推進

・共生社会の実現に向けて、障害者による文化芸術活動の推進・普及、障害者の芸術作品の展示等の推進、支援人材の養成、関係者のネットワークづくり等により、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組む。また、小・中学校・特別支援学校等において、実演芸術の公演や障害のある芸術家の派遣により、子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

---

40 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

【指標】

・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
・小・中・高等学校等に採用後、おおむね 10 年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加
・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
・不登校特例校の設置数の増加（５年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
・夜間中学の設置数の増加（５年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加（再掲）
・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加
・学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合の増加
・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の増加

目標８　生涯学び、活躍できる環境整備

人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

【基本施策】

〇大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

・成長分野をはじめとして、大学等において産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実が図られるよう、学内の体制整備を含めた教育プログラムの開発・実施へ向けた支援を行うとともに、「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の活用を促進する。
・大学等における継続的なリカレント教育の実施に向け、各地の地域連携プラットフォームを活用したり、その議論を踏まえたりしながら、地方公共団体や大学コンソーシアム等において産業界や地域の人材ニーズの把握や広報・周知等を効果的・効率的に行えるよう、産学官金の連携体制（リカレント教育プラットフォーム）の構

築等を支援し、成果の全国展開を図る。
・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院について、リカレント教育の充実を図るための取組を推進する。

〇働きながら学べる環境整備

・社会人が受講しやすい工夫（週末や夜間の開講、オンライン授業等）等がなされている「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の推進・周知により、社会人が学びやすい環境整備を図る。
・企業等においても、例えば就業時間を柔軟化するなどの配慮を行うことにより、従業員がリカレント教育を受けやすい環境を整備することが望まれる。
・放送大学においてオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムを含むインターネット配信公開講座の拡充等を行う。また、放送大学がそのノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、社会全体の生涯学習の推進を図る。

〇リカレント教育のための経済支援・情報提供

・「職業実践力育成プログラム」、「キャリア形成促進プログラム」及び「職業実践専門課程」における教育訓練給付金との連携を進める。
・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。

〇現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18 歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。
・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

〇女性活躍に向けたリカレント教育の推進

・女性教育関係団体、大学及び研究者、地方公共団体等の行政機関、企業、民間団体

等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを支援するモデルの構築を図る。

〇高齢者の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組や社会教育施設における高齢者等のデジタルデバイドの解消を図る取組など、各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

〇リカレント教育の成果の適切な評価・活用

・大学等が産業界等と連携して行う在職者のリスキリングに資するプログラムの開発・実施を支援し、学び直しの成果を活用したキャリアアップを促進する。
・企業等における個人の学び直しの適切な評価や活用の促進を図るため、リカレント教育の効果に関する調査研究を実施し、その結果を周知する。
・学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

〇学習履歴の可視化の促進

・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。
・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」におけるマイページ機能の拡充や周知及び厚生労働省が実施している「マイジョブ・カード」との連携を実施し、個人の大学等における学習歴の可視化を促進する。

〇生涯を通じた文化芸術活動の推進

・年齢や障害の有無、住んでいる地域等にかかわらず、全ての国民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、統括団体や地方公共団体等による文化芸術活動の積極的な展開を支援するとともに、国立文化施設をはじめとする全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進する。

【指標】

・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
・この１年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、

「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加
・この１年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加
・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

目標９　学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

〇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

〇家庭教育支援の充実

・子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

〇部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

・子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

【指標】

・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加
・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加
・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加
・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加

・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

目標１０　地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

【基本施策】

〇社会教育施設の機能強化

・社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図る。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設･施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。

〇社会教育人材の養成・活躍機会拡充

・多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを担うことができるよう、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。また、社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化等を促進する。
・社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図る。

〇地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

・地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

【指標】

・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
　①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
　②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
・社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加

目標１１　教育 DX の推進・デジタル人材の育成

教育において ICT の活用が「日常化」するよう、初等中等教育段階では、基本的方針で示したとおり、当面 DX の第３段階を見据えながら、第１段階から第２段階への移行を着実に進めるとともに、第３段階に相当する先進事例の創出、高等教育におけるデジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組む。

【基本施策】

○１人１台端末の活用

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、EdTech も含む、１人１台端末を用いた効果的な実践例の創出・横展開、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、ICT 支援員の配置の充実など、ICT の活用の日常化に向けて国策として GIGA スクール構想を強力に推進する。
・対面指導の重要性や、児童生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進する。

○児童生徒の情報活用能力の育成

・学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTech をはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

○教師の指導力向上

・情報活用能力育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプロ

グラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
・高等学校教科「情報」の授業の質の向上を図るため、高い専門性を有した外部人材の活用や、教員の指導力向上に向けた取組を行う。

〇校務 DX の推進

・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。
・各学校におけるマイナンバーカードの活用に関し、有効活用方策に関するガイドブックの作成・周知などを行い、希望する学校等における活用が実現されるようにする。

〇教育データの標準化

・教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められている。更なる取組の加速とともに、地方公共団体や学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図る。また、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進する。

〇基盤的ツールの開発・活用

・全国の学校等で問題等の相互利活用や共通の知見の共有を図るため、全国的・公共的な基盤的ツールの整備を進める。現在、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）」の活用が進んでおり、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進する。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査結果の自動集約が可能となる「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）」で基本的に実施する。

〇教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

・教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や

学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待される。このため、各学校で共通で必要となるデータセットや、分析のフォーマットの策定等の方策を強力に進めていくとともに、学校等において教職員や児童生徒が教育データを利活用するための支援を行う。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備する。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AI といった先端技術の利活用を促進する。

〇デジタル人材育成の推進（高等教育）

・高等教育段階においては、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムや教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開させるためのコンソーシアム活動等への支援や、各大学等で実施する優れた教育プログラムを国が認定する制度を通じ、文理を問わず数理・データサイエンス・AI を自らの専門分野へ応用する基礎力を持った人材の育成を推進する。

〇教育環境のデジタル化の促進（高等教育）

・高等教育段階においては、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を収集・展開し、遠隔教育の質向上を図るとともに、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育を促進する。
・放送大学における同時双方向 Web 授業や IBT、ハイフレックス型講義の導入など新たなデジタル技術の活用による生涯を通じた学習機会の提供の推進を図る。
・大学 DX の取組として、デジタル技術やマイナンバーカードの活用等により、大学の管理運営業務全般での電子化の取組を進める。

〇社会教育分野のデジタル活用推進

・デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、デジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。

【指標】

・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査の能力値）の向上
・教師の ICT 活用指導力（授業に ICT を活用して指導する能力、児童生徒の ICT 活用を指導する能力）の改善
・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機

器の活用頻度の増加
・児童生徒同士がやりとりする場面での ICT 機器の活用頻度の増加
・ICT を活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加
・ICT 機器を活用した授業頻度の増加
・全国の運営支援センターのカバー率の増加（令和６年度までの目標値：100%）
・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける１学年当たりの受講対象学生数の増加

目標１２　指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める。また、ICT の活用、支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備し、教職の魅力向上、教師のウェルビーイングの向上を目指す。高等教育段階においては、学長のリーダーシップと責任の下、教育研究の質向上に向けた基盤の強化等を行う。

【基本施策】

（初等中等教育段階）

〇学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、令和４年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実[41]、教師の育成支援を一体的に進める。
・令和２年に策定された教師の勤務時間の上限[42]等を定める指針[43]の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等[44]を推進する。
・また、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校 DX の推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。
・我が国の未来を拓く子供たちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を

41 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。
42 月 45 時間以内等
43 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）
44 働き方改革の取組状況の見える化、校務 DX 化による業務効率化を含む。

有する専門職である教職の特殊性や人材確保法[45]の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法[46]等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。

・これら一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、令和６年度から３年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、令和６年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、令和６年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和３年の義務標準法[47]改正による小学校 35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。

・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。

・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

〇教師の養成・採用・研修の一体的改革

・学校教育の成否を左右する教師について、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、教育公務員特例法の改正や「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申を踏まえ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、デジタル技術を活用した研修高度化や、理論と実践の往還を重視した教職課程への転換、教員養成大学・学部・教職大学院の機能強化・高度化を図

45 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
46 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
47 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

る。また、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進する。特に、教師の人材確保については、教員免許状保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試験の改善、教師の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。

・教職員一人一人の能力や業績を適切に評価し、人材育成等に活用する人事評価の実施と、評価結果の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、表彰者自身や他の教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施や指導が不適切な状態に陥らないようにするための研修等のサポート、教職員による児童生徒性暴力等の防止をはじめとした不適切な服務上の問題への厳正な対応、産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策の促進等による適切な人事管理を進める。

〇ICT 環境の充実

・GIGA スクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICT の利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画[48]の状況を検証しつつ、国策として推進する GIGA スクール構想の１人１台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

〇地方教育行政の充実

・教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。

（高等教育段階）

〇教育研究の質向上に向けた基盤の確立

・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外

48 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）に基づく。

部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。

・国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置するとともに、改革に取り組む大学への重点支援を行う。国立大学法人については、第４期中期目標期間を通じて、それぞれのミッションの実現・加速化に向けた支援を行うとともに、教育研究活動の実績・成果等の客観的な指標に基づく配分により改革インセンティブの向上を図る。私立大学等については、今後とも社会の要請と期待に応えるため、幅広いステークホルダーの意見も踏まえた中期的な計画の策定を促進するとともに、私学助成において、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進める。あわせて、多元的な財政基盤の構築を図るため、先進事例の情報発信等を通じて寄附金収入等の民間資金導入を促進する。

〇高等教育機関の連携・統合

・各地域における大学等への進学者数の将来推計を行い、各高等教育機関が将来の経営戦略を立てる参考とするよう促すとともに、高等教育全体の規模について検討を進め、必要な施策を講じる。

・地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒常的に議論する「地域連携プラットフォーム」の構築や、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る「大学等連携推進法人制度」の活用を促進する。

・国公私立の枠を超えた連携・統合を円滑に進めるため、教育研究により創出された知の継承を図りつつ、国立大学の一法人複数大学制や、一定の要件の下で複数の大学等での参入も可能な基幹教員制度、学部・学科単位での事業譲渡の円滑化を図る制度の着実な運用など必要な施策を講じる。

【指標】

（初等中等教育段階）

・教師の在校等時間の短縮

・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合の増加

・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の増加

・特別免許状の授与件数の増加

・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善

・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善

・小学校・中学校の教員免許状の併有状況の改善

・児童生徒１人１台端末水準維持（教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数）

・指導者１人１台端末水準の向上（指導者用コンピュータ１台当たりの教員数）
・同時接続率を考慮して児童生徒１人当たり２Mbps 以上など、必要な通信速度を学校規模に応じて確保できている学校の割合の増加
・１人１台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加
・ICT 機器を活用した授業頻度の増加（再掲）
・ICT 支援員の配置人数の増加

（高等教育段階）
・大学における外部資金獲得状況の改善
・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加
・大学間連携に取り組む大学数の増加

目標１３　経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。

【基本施策】

〇教育費負担の軽減に向けた経済的支援

・３歳から５歳までの子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を引き続き実施する。
・義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公私立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。
・後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。
・給付型奨学金と授業料減免を併せて行う高等教育の修学支援新制度について、対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に対象を拡大するとともに、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、貸与型奨学金の減額返還制度を見直すほか、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入[49]に向けた更なる検討など、高等教育における経済的支援の充実を図る。特に、高等教育の修学支援新制度については、

[49] 注釈 35 に同じ。

初等中等教育段階の進路指導担当者や保護者等に周知を図り、制度の活用を促進する。

〇へき地や過疎地域等における学びの支援

・スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

・デジタルを活用して全国どこでも、子供たちが充実した教育を受けられるよう、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を支援するほか、高等学校ネットワークを用いた生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実など、遠隔教育の推進に取り組む。また、地域との協働を通じた高等学校の特色化・魅力化や地域をフィールドとした教育活動の充実を促進する。

・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。（目標７の再掲）

・学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育９年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度の活用、小中一貫教育における教育課程特例の活用、小学校高学年における教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図る。

〇災害時における学びの支援

・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

【指標】

・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善

・住民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設等の子供の大学等進学率の改善

・１年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少

・全学生数等に占める１年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少

・大学間連携に取り組む大学数の増加（再掲）

・ICT 機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加

・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加

目標１４　NPO・企業・地域団体等との連携・協働

NPO や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

【基本施策】

○NPO との連携

・フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施する。

○企業等との連携

・地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進する。その際、体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトの構築や体験活動の地域における推進体制の構築に取り組む。
・学校が地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動、就業体験活動（インターンシップ）の普及促進を図る。
・リカレント教育の体制構築や教育プログラム開発等において、企業や地方公共団体等との連携促進を図る。

○スポーツ・文化芸術団体との連携

・地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

○医療・保健機関との連携

・関係府省が連携し、教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

○福祉機関との連携

・児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、地方公共団体のニーズに応じた配置充実を行う。福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進する。

〇警察・司法との連携

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応の徹底を図る。

・学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題について、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことができるよう、教育行政に係る法務相談体制の構築を図る。

〇関係省庁との連携

・教育政策の推進に当たり、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、医療・保健政策、労働政策、租税政策、金融政策など他分野の政策との連携を図り、国においては関係府省庁間、地方公共団体においては教育委員会と首長部局等との連携を推進する。

【指標】

・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加（再掲）

・職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加

・都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況の改善

目標１５　安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】

〇学校施設の整備

・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）や水害対策等を図る。国立大学等については、「第５次国立大学法人等施設整備５か年計画」を踏まえ、計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防

止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

〇学校における教材等の充実

・義務教育諸学校における教材整備計画等に基づく教材の整備を推進する。
・「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づく、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公共図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図る。

〇私立学校の教育研究基盤の整備

・私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。
・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
・各学校法人が、建学の精神を踏まえつつ、自律的なガバナンスの強化に取り組むとともに、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自ら的確な経営判断を行うことができるよう、必要な情報提供・経営相談・経営指導を強化する。また、経営上の課題を抱える学校法人については、経営改善のための指導を行うとともに、経営改善が見込まれず、学生保護の観点から必要な場合には、他法人との合併や撤退等を含む早期の適切な経営判断が行われるよう指導を徹底する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

〇文教施設の官民連携

・学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行う。

〇学校安全の推進

・児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、「第３次学校安全の推進に関する計画」を踏まえた、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、学校における安全管理の取組を進める。
・災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化などの、教育環境の確

保に取り組む。あわせて、防災教育の充実を図る。

【指標】

・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上
・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
・私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加（再掲）
・学校法人における外部資金獲得状況の改善
・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少
・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

目標１６　各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

教育振興基本計画の策定・フォローアップにおいて、子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画への反映を行うなど、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進する。

【基本施策】

〇各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

・国や地方公共団体における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係地方公共団体（首長部局及び教育委員会）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のある PDCA サイクルを確立する。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図る。

【指標】

・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第４期教育振興基本計画【概要】（令和５年度～９年度）

令和5年6月16日　閣議決定

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく

・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要

・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視

・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与

・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**

・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進

・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**

・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進

・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充

・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化

・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、**処遇改善**、**指導・運営体制の充実**の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「**人への投資**」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。
公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大　等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策　等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後５年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
１．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上　○高等学校教育改革　○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進　○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進　○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
２．豊かな心の育成	○道徳教育の推進　○発達支持的生徒指導の推進　○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進　○体験・交流活動の充実　○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進　○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
３．健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実　○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・１週間の総運動時間が６０分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
４．グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進　○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
５．イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実　○大学院教育改革　○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進　○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進　○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進　○不登校児童生徒への支援の推進　○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策　○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実　○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進　○日本語教育の充実　○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
８．生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実　○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供　○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進　○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用　○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この１年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
１０．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化　○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
１１．教育DXの推進・デジタル人材の育成	○１人１台端末の活用　○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上　○校務DXの推進 ○教育データの標準化　○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）　○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力　・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
１２．指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革　○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮　・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒１人１台端末の整備状況　・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況　・大学間連携に取り組む大学数
１３．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援　○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
１４．NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携　○企業との連携　○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携　○福祉機関との連携　○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
１５．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備　○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備　○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
１６．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

持続可能な
社会の創り手の
育成

第４期
令和5年度～令和9年度

教育振興基本計画

令和5年6月16日　閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上

文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）
第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

※「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！

2つのコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- **身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。**
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。**

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）

・自己肯定感
・自己実現　など

人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイング（協調的要素）

・利他性
・協働性
・社会貢献意識　など

両者を調和ある形で一体的に向上させていくことが重要

教育とウェルビーイング

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

教育に関連するウェルビーイングの要素

- 自己肯定感
- 心身の健康
- 幸福感
  - 現在と将来
  - 自分と周りの他者
- 協働性
- 社会貢献意識
- 学校や地域でのつながり
- 自己実現
  - 達成感
  - キャリア意識 等
- 安全安心な環境
- 多様性への理解
- 利他性
- サポートを受けられる環境

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

各要素を育む教育活動の例

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
- きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
- 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
- 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
- 地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
- 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
- 学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
- 海外留学推進、外国人留学生受入れ
- 地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。

ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!

5つの基本的な方針

1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- キャリア教育・職業教育の充実
- 学修者本位の教育の推進

指標
- 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加 【新規】

目標2 豊かな心の育成

基本施策
- いじめ等への対応、人権教育の推進
- 体験活動・交流活動の充実

指標
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加 【新規】
- 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加 【新規】

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策
- 学校保健、学校給食・食育の充実
- 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標
- 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標4 グローバル社会における人材育成

基本施策
- 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- 外国語教育の充実
- 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標
- 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す 【新規】

目標5 イノベーションを担う人材育成

基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加 【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加 【新規】

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加 【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加 【新規】

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加 【新規】

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加 【新規】

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加 【新規】

目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成

基本施策

- １人１台端末の活用
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 校務DXの推進
- デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加 【新規】
- ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加 【新規】
- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける１学年当たりの受講対象学生数の増加 【新規】

目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

基本施策

- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ICT環境の充実
- 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- 教師の在校等時間の短縮 【新規】
- １人１台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

基本施策

- 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- １年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- 全学生数等に占める１年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加 【新規】

目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加 【新規】
- 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加 【新規】

目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

基本施策

- 学校施設の整備
- 私立学校の教育研究基盤の整備
- 学校安全の推進

指標

- 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上 【新規】
- 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

基本施策

- 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善 【新規】

教育DX解説動画はこちらからチェック！

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

- **教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方**
  - ・教育政策のPDCAサイクルの推進
  - ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成
- **教育投資の在り方**
  - ・「未来への投資」としての教育投資の意義
  - ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
  - ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
  - ・国民の理解醸成及び寄附等の促進

策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- **構造的、立体的な計画づくり**
- **教育段階の横断性、連続性**
  - ⇒幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- **子供・若者を含む、様々な関係者との対話**
  - ⇒一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- **政策の評価、分析、見直し**
  - ⇒定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- **計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施**
  - ⇒実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手に取ってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文はこちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。ぜひアクセスください！

講演依頼もこちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

資料１－１

８文科教第８７７号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第５期教育振興基本計画の策定について

令和８年８月２１日

文 部 科 学 大 臣　　松 本 洋 平

（理由）

１．第５期教育振興基本計画に至る経緯

我が国の教育は、平成18年12月に全面改正した教育基本法に基づき、第１期から第４期まで教育振興基本計画を定めて推進されてきました。現行の第４期教育振興基本計画[1]（以下「現行計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の不安定化など将来予測が困難な「流行」の中においても立ち返るべき教育の「不易」として、教育基本法の目的や理念の実現を普遍的な使命としつつ、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として定めました。

現行計画の策定から３年が経過する中で、政府においては、学校における働き方改革と、義務教育段階の35人学級を含む学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的に進めるとともに、高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン[2]を示す等の施策を講じてきました。加えて、幼児教育・保育の無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校等就学支援金制度の拡充、高等教育の修学支援新制度の実施等により幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費の負担軽減を進めています。さらに、学校施設の耐震化や老朽化対策を含め、安全・安心で質の高い教育環境整備や防災機能強化の充実を進めています。また、令和５年４月にはこども家庭庁が発足し、こども大綱[3]に基づき「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策が進められており、同庁をはじめとした関係省庁とも連携を図りながら教育政策を推進していくことが求められています。

中央教育審議会においては「教師を取り巻く環境整備」答申[4]や「知の総和」答申[5]をお示しいただきました。さらに、令和６年６月には「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」、同年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」と「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」を諮問し、精力的に御審議いただいているところです。また、本諮問と同日付で「第４次学校安全の推進に関する計画の策定について」も諮問しており、今後御審議いただくことになります。

---

1 令和５年６月16日閣議決定。計画期間は令和５～９年度。

2 「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン～人への投資の好循環による強い経済の実現～」（令和８年４月28日人材育成分科会）

3 「こども大綱」（令和５年12月22日閣議決定）

4 「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和６年８月27日中央教育審議会）

5 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和７年２月21日中央教育審議会）

２．第５期教育振興基本計画に求められること、検討すべき観点

現在、我が国を取り巻く社会は、生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新の急速な進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、それらに伴う社会・産業構造の変容、さらには特にコロナ禍後の在留外国人の増加など我が国社会の多様化や、国際情勢の不安定化等が複層的に進む状況が見られます。変動性・不確実性・複雑性・曖昧性（VUCA）[6]に加え、脆さ・不安・非線形・不可解（BANI）の時代[7]とも指摘されるように、これまで以上に流動性が高まっている状況にあり、これからの我が国を担う子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることとなります。

このように、社会の有り様が加速度的に変容し、先行き不透明な時代を迎える中、第５期教育振興基本計画の策定に当たっては、AI時代への対応をはじめ特に現行計画策定以降の情勢変化に着目して2040年以降の社会を捉え直し、教育政策全体について総合的に検討することが必要と考えます。

生成AI・ロボティクスをはじめとする技術革新は、急速に進展するとともに、想像を超える速さで我々の日常生活に浸透し、社会全体に大きな変化をもたらしています。AIは、使い方によって人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる一方で、思考や判断をAIに過度に依存することへの懸念が指摘されており、情報の真偽を見極めることの難しさや自ら考え判断する機会の減少など、新たな課題も生じています。このようなAI時代を迎える中で、AIと共創する社会の実現にも資するよう、教育・人材育成を通じて、AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力[8]の育成が求められています。同時に、AI等の活用により教育そのものの質の向上を図る観点や、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる観点も引き続き重要となります。

人口減少・少子高齢化の進行は、我が国の最も重要な課題の一つであり、生産年齢人口の減少や都市部への一極集中により、地方の過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難となるとともに、地域における教育機会の確保といった課題も顕在化し、我が国の持続的な発展にも大きな影響を及ぼしつつあります。このため、持続的な地域コミュニティの形成にも資するよう、地域における教育の維持・活性化や、教育へのアクセス確保を図るこ

6 Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。
7 Brittle, Anxious, Non-linear, Incomprehensibleの頭文字を取って「BANI」と呼ばれる。
8 「人工知能基本計画」（令和８年７月14日閣議決定）においては、「創造力、思考力、判断力、適応力、コミュニケーション力など」を含むものとされている。

とが重要となります。

さらに、こうした技術革新の進展や人口動態の推移に伴う社会・産業構造の変容により、理工・デジタル分野の人材不足や、地域社会や生活基盤を支えるエッセンシャルワーカーの不足が指摘[9]されるなど、現在の学びの構造のままでは、社会・産業側の需要と人材供給との間に乖離が生じる恐れがあり、教育機関と産業界、地方公共団体等との連携・協働の下、社会や産業の持続的な発展を支え、牽引する人材の育成が急務となっています。子供たちが理数・デジタル等への関心を高め、主体的・意欲的に学びに向かうことができるよう、探究・文理横断・実践的な学びや、留学などの越境体験を更に推進するとともに、先述の人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策についても具体化する必要があります。あわせて、現時点では予想できない技術が主流となる可能性が常にあることにも留意し、「人生100年時代」において、そうした技術の進展や社会・生活環境の変化に応じて生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点から、リ・スキリング等の社会人の学び直しも重要となります。

また、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒の増加、外国人児童生徒を含む在留外国人の増加など、我が国社会や教育現場は変化に直面しています。そのような中で、多様な背景や価値観を持つ人々が共に生きることを前提とし、多様性を包摂し、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が開花する教育の実現が求められます。そのためにも、担い手となる教職員等の存在が不可欠であり、学校における働き方改革を一層推進するとともに、教職の魅力を向上し、多様な専門性を有する質の高い教師をはじめとした教職員や支援スタッフを確保し続けるなどの環境整備が求められます。さらに、学校教育・社会教育を通じて、多様性を包摂し互いに尊重し合う教育環境や学習機会の確保が重要となるほか、他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・ジレンマ等を乗り越える経験を通じて、民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方についても重要な観点となります。

世界に目を向けると、紛争が多発するなど分断と対立により国際情勢の混迷が深まる一方で、2030年以降のポストSDGs時代を見据え、「持続可能な発展」に加え、個人の幸福や地域・社会全体の豊かさの質を重視する考え方としてSWGs（Sustainable Well-being Goals）といった新たな概念も議論され、ウェルビーイングの重要性が一層高まっています。こうした国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「日本社会に根差したウェルビーイング」を基本として、その更なる向上を図ることが求められます。

9 「2040年の就業構造推計（改訂版）について」（令和８年３月経済産業省）

３．第５期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

以上のことを踏まえ、第５期教育振興基本計画の在り方について、次の事項を中心に御審議をお願いします。その際、必要な人的・物的資源の確保といった具体的な手段を念頭に置いた上で、第５期教育振興基本計画期間内において着実に実行に移されるように議論を進める必要があります。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いします。

○　改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化（AI等の技術革新の進展、予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行、社会・産業構造の変容、我が国社会の多様化等）を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方向性について

○　上記の基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、社会教育）における、今後５年間の教育政策の基本的な方針と主な施策について

○　現行計画及びその点検結果も踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、教育振興基本計画の実効性の確保・向上について

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野や既に進められている中央教育審議会における御審議との関連にも留意して、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、このほかにも、必要な事項について御検討をお願いします。

Basic Plan for the Promotion of Education

June 16, 2023

Cabinet Decision

This plan has been reported to the Diet based on Article 17, Paragraph 1 of the Basic Act on Education (Act No. 120 of 2006).

(Table of Contents)

Introduction 1
I. Current Situation, Problems, and Vision of Education in Japan 3
(1) Universal mission of education 3
(2) Achievements and Issues during the Third Basic Plan 4
(3). Responding to the current situation and changes in society, and future vision 7
(4). Educational policy trends in Japan and internationally 10
II. Basic Policy related to the Education Policies in the Future 11
(High-Level Fundamental Policies and Concept) 11
Fostering creators for sustainable society towards post-2040 11
(2) improving the Japanese way of well-being 12
(Five Basic Policies) 14
(1) Fostering human resources who continue to learn for the sustainable development of a globalized society 14
(2) Promoting education to realize a symbiotic society where no one is left behind and the potential of all people is brought out 21
(3) Promoting education to realize a society where people learn together and support each other in the community and at home 25
(4) Promotion of education digital transformation (DX) 27
(5) Infrastructures and dialogues to ensure the effectiveness of the plan 31
III Approach to Evaluation and Investment when Implementing Education Policies in the Future 36
(1) Approach to Evaluation and Indicators for Sustainable Improvement of Education Policies 36
(2) Methods of Educational Investment 39
IV Education Policy Targets and Basic Policy for the Next Five Years 47
Target 1 Foster Solid Academic Ability, Extensive Knowledge and Education, Specialized Skills, and Practical Vocational Abilities 48
Target 2 Fostering Richness in Mind 54
Target 3 Fostering Healthy Bodies and Enriching the Mind and Body Through Sports 60
Target 4 Fostering Human Resources in the Global Society 63
Target 5 Fostering Human Resources Who Will Be Responsible for Innovation 68
Target 6 Cultivate an Attitude to Proactively Participate in the Formation of Society and Foster an Awareness of Norms 72
Target 7 Respond to Diverse Educational Needs and Social Inclusion 75

Target 8 Create an Environment Where People Can Learn and Play Active Roles Throughout Life 83
Target 9 Improve the Educative Functions of Communities Through the Promotion of Cooperation and Collaboration Among Schools, Family, and Community 86
Target 10 Promote Social Education to Support the Foundation of Local Communities 88
Target 11 Promote DX in Education and Develop Digitally Skilled Human Resources 89
Target 12 Develop Instruction Systems and ICT Environment and Strengthen the Educational Research Infrastructure 93
Target 13 Ensure Quality Learning Regardless of Economic and Geographical Conditions 99
Target 14 Cooperate and Collaborate With NPOs, Businesses, and Local Organizations 102
Target 15 Development of Safe, Secure, Quality Education and Research Environment/Ensuring the Safety of Students 103
Target 16 Develop Plans and Follow-up Through Dialogue With Each Stakeholder 106

Introduction

○ The year 2022 marked the 150th anniversary of the promulgation of Japan's first modern education law enacted nationwide as the "School System."

○ The education system in Japan has undergone numerous reforms over the years to form the current system. The formulation of this new Basic Plan for the Promotion of Education reflects on the efforts of our predecessors who have devoted themselves to the development of education, and comes at an appropriate time for envisioning the future of education. The concept of "trends and inerrancy," which incorporates the demands of the new era, was the underlying concept when formulating this Plan, while the Basic Act on Education was considered the universal mission.

○ During the period of the Third Basic Plan for the Promotion of Education, the spread of COVID-19 and the destabilization of the international affairs, which could be called symbolic of the unpredictable times, highlighted the challenges of education in Japan and brought about a transformation in learning. Education plays an increasingly important role as we look ahead to Society 5.0 and the future of society, amid various social issues such as declining birthrate and population, advancing globalization, global-scale issues, and entrenchment and reproduction of disparities.

○ When formulating this plan, we examined the state of educational policy keeping in mind these trends in society as a whole, and incorporated a cross-sectional perspective on common issues, emphasizing the continuity between elementary and secondary education, higher education, lifelong learning, and social education.

○ The Plan sets forth five basic policies, 16 educational policy targets, basic measures, and indicators, under the concepts of "fostering creators for sustainable society" and "improving the Japanese way of well-being rooted in Japanese culture." The government will steadily promote future educational policy in cooperation with various ministries based on this Plan. It is expected that each local government will take appropriate actions according to local conditions, taking into consideration the government's basic plan, in order to make the policies and measures of this Plan effective.

○ When we look ahead to the future of our country, education is the core driving force that drives our society, playing a vital role in ensuring the prosperous and happy lives of all individuals and in the sustainable development of society. The Basic Plan for the Promotion of Education is a comprehensive plan that should serve as a “compass” to show the direction in which educational policy should progress in an era when the future is difficult to predict, and we look forward to the promotion of initiatives by all parties involved in education to develop Japan's educational policy, based on this Plan.

I. Current Situation, Issues, and Vision of Education in Japan

(1) Universal mission of education

○ The year 2022 marked the 150th anniversary of the promulgation of Japan's first modern education law enacted nationwide in 1872 as the "School System." During this period, through various educational reforms, education in Japan has reached a high standard internationally and has contributed significantly to the development of society.

○ The recent spread of COVID-19 and Russia's invasion of Ukraine threatened our peaceful daily lives and shook our basic values, giving us an opportunity to reaffirm the importance of the statement, "to further develop the democratic and cultural state we have built through tireless efforts, also hope to contribute to world peace and to improving the welfare of humanity," in the preamble of the Basic Act on Education amended in 2006, and the importance of respecting life as stated in the objectives of education.

○ Article 1 of the Act specifies that education must be provided with the aim of "fully developing the individual character" as we endeavor to "cultivate people who are sound in mind and body and imbued with the qualities necessary for people who make up a peaceful and democratic nation and society." Article 2 specifies the objectives of education as follows: (1) having students acquire wide-ranging knowledge and culture, fostering the value of seeking the truth, cultivating a rich sensibility and sense of morality, as well as building the health of the body; (2) developing individuals' abilities, cultivating creativity, fostering a spirit of autonomy and independence by respecting the value of the individual, as well as emphasizing the relationship between one's career and everyday life and fostering the value of respect for hard work; (3) fostering the values of respect for justice, responsibility, equality between men and women, and mutual respect and cooperation, as well as the value of actively participating in building our society and contributing to its development, in the public spirit; (4) fostering the values of respecting life, caring about nature, and desiring to contribute to the preservation of the environment; and (5) fostering the value of respect for tradition and culture and love of the country and regions that have nurtured us, as well as the value of respect for other countries and the desire to contribute to world peace and the development of the international community. Article 4 specifies "equal opportunity in education," where all citizens must be given equal opportunities for education suited to their abilities.

○ Aiming to realize these principles, objectives, targets, and equal opportunities as

stated in the Basic Act on Education will remain a “inerrancy” aspect of education that will never change even in the era of uncertainty with the unpredictable future. The Basic Plan for the Promotion of Education will continue to have the universal mission of maintaining this “inerrancy” aspect and will serve as a compass for the great ship of education in our country in the midst of society and the times that are “trends.” The universal mission of “inerrancy” can only be fulfilled by incorporating “change, and in order to realize the essential values of education, which form the basis for the concept of trends and inerrancy, we must steadily implement the necessary educational policy in the direction that the compass guides us to.

(2) Achievements and Issues during the Third Basic Plan

○ Following the amendment of the Basic Act on Education, the government has formulated the First, Second, and Third Basic Plans for the Promotion of Education based on the Act, and has been promoting initiatives by comprehensively and systematically positioning measures that embody the purpose and philosophy of education.

○ The First Basic Plan for the Promotion of Education (Cabinet Decision on July 1, 2008) was promoted by presenting the educational vision which should be pursued over the next ten years. Based on the results of the verification, the Second Basic Plan for the Promotion of Education (Cabinet Decision on June 14, 2013) promoted an educational policy toward building lifelong learning society based on “independence,” “collaboration,” and “creativity.”

○ The Third Basic Plan for the Promotion of Education (Cabinet Decision on June 15, 2018), while carrying over the philosophy of the Second Plan, indicated an ideal vision for educational policy focusing on social changes after 2030, set forth the basic policy of “maximizing “possibilities” and “opportunities” for each person throughout his/her life through education,” and promoted initiatives toward the realization of an “Education-Centered Nation.”

○ A high academic ability was maintained at elementary and secondary education in international surveys, such as PISA, as a result of these initiatives, and ICT environmental improvement progressed dramatically, such as 1 device for 1 student and high-speed network through the GIGA School Program. The number of teachers and other personnel was improved with the planned development of 35-student classes in elementary schools and the promotion of the subject-based teacher assignments for late elementary grades, and ensured adequate support

staff. In addition, in order to promote an inclusive education system, the number of teachers for special support services in resource rooms has come to be automatically calculated by the number of students, subjects related to special needs education were made compulsory in teacher training programs, and financial support to external human resources was enhanced.

- ○ Initiatives were promoted for tertiary education based on the Grand Design Report[1], which were aimed at shifting to learner-centered education, including legal amendments for university accreditation, establishment of university-wide academic management[2] and quality assurance system, development of a system for collaboration and integration of higher education institutions, and revisions to Standards for Establishment of Universities.
- ○ Furthermore, measures were implemented to reduce the burden of education expenses during the school stages from kindergarten to universities, etc. by providing free early childhood education and care, enhancing the High School Tuition Support Fund, and introducing a new support system for higher education. This helped in increasing the university advancement rate of children from economically backward households and reducing the number of dropouts from universities, etc., and high schools due to economic reasons. In addition to promoting the development of high-quality education and research environment, extending the service life of facilities and making school facilities earthquake-resistant to ensure safety and security saw a certain degree of progress.
- ○ On the other hand, the spread of COVID-19 caused a sharp decline in global human interaction, including study abroad programs, as well as stagnation in various experiential activities. This also gave an opportunity to reaffirm the role of schools from the perspective of welfare, in supporting physical and mental health of students and other children, as a place of belonging and safety net for them.
- ○ In recent years, the number of serious incidents of bullying and the number of suicides among students have been rising, which is alarming. The number of students who are chronically absent is also increasing and appropriate support corresponding to individual circumstances is required . Concerns have also been raised that chronic absenteeism will lead to poverty of families.
- ○ Even though work-style reforms of schools are steadily producing results, there are still many teachers and other personnel with long working hours, and it is

[1] “Grand Design for Higher Education toward 2040 (Report)” (Central Council for Education, November 2018)

[2] “Academic Management Guidelines” (University Committee, Central Council for Education, January 2020)

necessary to continue to accelerate efforts.

○ The increase in the number of hires in recent years due to mass retirements and the decrease in the number of graduates taking the examination, as well as the increase in the number of people taking maternity and childcare leave and the surge in the number of special needs classes, have all contributed to the decline in the applicant-to-hire ratio and a shortage of teachers.

○ The decline in the educative functions of communities and the importance of strengthening local community functions have been pointed out, and though integrated efforts through community schools and community cooperation activities for learning and education, which are initiatives to build a system of cooperation and collaboration between local communities and schools, are progressing on the whole, differences are emerging among municipalities and school types. In addition, as the environment surrounding families is changing, such as the increase in dual-income families and single-parent families, and the weakening of community bonds, many parents have concerns about raising children, and the importance of supporting education at home by the entire community is increasing.

○ From the perspective of the development of society and economy, the importance of recurrent education[3], especially reskilling, has been pointed out in response to the situation where re-learning of adults is not making sufficient progress amid the shortage of specialists, including human resources who can lead innovation, and sluggish labor productivity. It is important to enable everyone, including the elderly, to learn according to their needs throughout their lives so that they can lead a fulfilling life in the 100-year life era.

○ While universities, etc., and other higher education institutions are seeing the results of the efforts they took to secure learning opportunities during the COVID-19 pandemic, such as the increase in out-of-class study hours, efforts are required to ensure the quality and quantity of student learning since there are disparities among universities in terms of the progress of specific efforts to establish university-wide academic management. In addition, there continues to be a low percentage[4] of students entering doctoral programs, and it is necessary to improve their motivation for higher education by developing career paths for

[3] Recurrent education refers to education that adults receive at schools, etc., again after completing school education. The concept is used to indicate reskilling to acquire skills necessary for one's job, regardless of whether the person has quit the job or is still working, as well as re-learning techniques, culture, etc. that are not directly related to a job.

[4] In the humanities and social sciences, the number of students entering master's degree programs is also low.

doctoral human resources to play an active role in a wide range of fields, including industry. Furthermore, it is necessary to further promote the acceptance of adults.

○ Regarding school facilities, it is necessary to continue to develop a safe, secure, and quality education and research environment since aging school facilities and accommodation of diverse educational content and methods, remain challenges.

(3) Responding to the current situation and changes in society, and future vision

○ The present era with the unpredictable future, is also referred to as the “VUCA” era, which is an acronym[5] for volatility, uncertainty, complexity and ambiguity that are the characteristics of the present era. In the previous three plans, declining birthrate and population, aging society, progress in globalization and declining international standing, global-scale issues, child poverty, entrenchment and reproduction of disparities, disparities among regions, and weakening social ties, have been continuously discussed as social issues. Against this backdrop, the impact of the spread of COVID-19, which occurred during the Third Basic Plan period, and the destabilization of the international situation caused due to Russia’s invasion of Ukraine, were truly symbolic of an era that is difficult to predict. How to build a society that is resilient in the face of such crises is an important issue for the future.

○ The spread of COVID-19 led to a stagnant international economy and reduction in global human interaction and opportunities of experiential activities. The temporary closure of schools also led to a renewed awareness of the school's role in welfare, as a place of belonging and safety net. At the beginning of the outbreak, ICT was not fully utilized, highlighting the delay in responding to digitization, but the pandemic led to the development of online education and the transformation of learning. Combined with these social circumstances, the progress in digital transformation (DX) is attracting attention as a transformation having the potential to bring about a better change in society.

○ Looking ahead to a post-2040 society, we need both a perspective of fostering human resources in response to social issues and changes predicted at the moment and a perspective of creating a society by ourselves for an unpredictable future.

○ The first predictable social change is declining population. The current working age population in the age group of 15 to 64 is estimated to reduce to 2/3 of the current number by 2050. Japan’s labor productivity is low on an international scale,

[5] Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity.

and if this situation continues, the maintenance of socioeconomic vitality and standards will be at risk. Declining population and aging society are particularly serious in rural areas, and it is also necessary to take measures from the perspective of regional vitalization. In addition, measures amid an increase in longevity are also required.

○ It is predicted that there will be a shortage of human resources with digital and environmentally friendly (decarbonization) skills, which is associated with digital transformation and global warming. In addition, the development of AI and robotics has reduced employment in certain occupations, and it is predicted that the abilities such as the ability to identify problems, accurate prediction, and innovativeness will be even more required in the future, and that the nature of labor markets and skills required of working people are likely to undergo transformation in the future. It has been pointed out that generative AI, in particular, has the potential to bring major transformation in people's lives and society.

○ Economically advanced countries have emphasized the idea of well-being, which encompasses happiness and purpose in life, as well as good mental and physical health, without being limited to economic prosperity. In OECD's Learning Compass 2030[6], the individual and collective well-being is described as the "Future We Want," while the well-being of society is described as a shared destination.

○ As society becomes more diverse, we need to promote social inclusion to realize a symbiotic society in which everyone can enjoy a vibrant life without being left behind, regardless of disability, age, cultural or linguistic background, or family background.

○ It is necessary to take measures taking into account the fact that the age of majority and the voting age have been lowered to 18, and that in addition to the respect shown for the right to self-determination of young people and efforts for their active participation in society, the Basic Act on Children Policy and the Act Establishing the Children and Families Agency were enacted that provide for the protection of the rights and interests and expression of views of children.

○ In addition, from the perspective of creating society by ourselves in the face of an unpredictable future, we are required to realize the ideal vision set forth in the preamble to the National Curriculum Standards, to become "creators of a sustainable society." In doing so, it is important to share the universal values

6 "Learning Compass 2030", OECD, May 2019 (Source OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019)

stipulated in the Basic Act on Education with regard to the principles, objectives, and targets, and be proactive creators of society.

○ In the 6th Science, Technology, and Innovation Basic Plan[7], the vision of the future society that we should aim for is described as “Society 5.0,” which is a human-centered society that is sustainable and resilient, that ensures the safety and security of the people, and that enables each and every one of them to realize well-being.

○ When we look ahead to society after 2040 against the backdrop of the current state of society and social changes, we can say that only education can be at the core of the driving force that drives society and that the times have come for education to become a system that supports a human-centered society. In times when the future is difficult to predict, education plays an increasingly important role in achieving a prosperous and happy life for each individual and the sustainable development of society.

○ Based on this understanding, this Plan describes the role of education in the ideal vision of society.

[7] “The 6th Science, Technology, and Innovation Basic Plan” (Cabinet Decision on March 26, 2021)

(4) Educational policy trends in Japan and internationally

○ During the Third Basic Plan period, the Central Council for Education presented the following reports - “Work-Style Reform of Schools[8],” “Japanese-Style School Education in Reiwa[9],” “Grand Design of Higher Education,” “Formulation of the Third Plan on the Promotion of School Safety[10],” “Approach to Development, Recruitment, and Training of Teachers Who Will Be Responsible for ‘Japanese-Style School Education in Reiwa[11]’.” In addition, the Lifelong Learning Committee, Elementary and Secondary Education Committee, and University Committee compiled summaries of discussions on each policy area, and various expert panels established within MEXT made proposals related to educational policy.

○ In addition, the relevant ministries and agencies are also discussing and making proposals on educational policy, including the first and second proposals[12] of the Council for the Creation of Future Education, the Policy Package[13] Regarding Education and Human Resource Development by the Council for Science, Technology and Innovation, and the METI’s Future Vision of Human Resources [14].

○ Outside Japan, the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) has presented the Learning Compass 2030, which looks at education in 2030, and UNESCO has compiled the Future of Education Global Report[15].

---

[8] “Comprehensive Measures Relating to Work Style Reform in Schools to Build a Sustainable School Guidance and Management System for Education in a New Era (Report)” (Central Council for Education, January 2019)

[9] “Aiming to Build ‘Japanese-Style School Education in Reiwa” ~ Realization of Personalized and Self-Regulated Learning and Collaborative Learning that Unlocks the Potential of All Children ~ (Report)” (Central Council for Education, January 2021)

[10] “Formulation of the Third Plan on the Promotion of School Safety (Report)” (Central Council for Education, February 2022)

[11] “Approach to Development, Recruitment, and Training of Teachers Who Will Be Responsible for ‘Japanese-Style School Education in Reiwa’” ~ Realization of “New Ways of Teachers’ Learning” and Formation of a High-Quality Teacher and Other Personnel Group with Diverse Expertise ~ (Report)” (Central Council for Education, December 2022)

[12] “Roles of Universities, etc. , and Society as a Driver of Japan's Future (First Proposal)” (decided by the Council for the Creation of Future Education on May 10, 2022), “J-MIRAI: Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations (Second Proposal)” (decided by the Council for the Creation of Future Education on April 27, 2023)

[13] “Policy Package Regarding Education and Human Resource Development Toward the Realization of Society 5.0” (Council for Science, Technology and Innovation, June 2022)

[14] “Future Vision of Human Resources” (Ministry of Economy, Trade and Industry, May 2022)

[15] Source: UNESCO International Commission on the Futures of Education. Reimagining our futures together: a new social contract for education, UNESCO, November 2021

II. Basic Policy related to the Educational Policies in the Future

(High-level fundamental policies and concept)

○ In light of the current situation, issues, and prospects of education in Japan, as described above, this Plan sets forth “fostering creators of a sustainable society” and “improving the Japanese way of well-being rooted in Japanese culture” as high-level fundamental policies that summarize the concept of educational policy for the post 2040 society. Both the notions are important in terms of the roles that society and individuals should play in the future, and it is necessary to implement educational policy that will promote efforts toward the realization of these mutually cyclical processes.

(1) Fostering creators for sustainable society towards post-2040

○ In the midst of globalization, global environmental issues such as climate change, social issues such as declining birthrates and population, urban-rural disparity, and the destabilization of the international situation caused by Russia’s invasion of Ukraine, society must develop sustainably in order to achieve the well-being of each individual. In particular, birthrate and population in Japan are declining significantly, and in order to make social systems such as public finance and social security sustainable in the future and realize a dynamic society while maintaining the current economic level, it is necessary to improve the productivity of each individual and promote the participation of diverse human resources in society. It is also required to promote initiatives that lead to new innovation by linking solutions to social issues with economic growth. “Human” capabilities are indispensable to achieve these goals in Society 5.0 and we must “invest in people” to foster human resources who will create sustainable development of society.

○ In order to realize a sustainable society, it is important for each individual to recognize his or her own goodness and potential, respect all others as valuable beings, overcome various social changes in cooperation with diverse people, create a prosperous life, and aim to become a “creator of a sustainable society.” In an era where the future is difficult to predict, it is necessary to become the creators of our future society and maintain and develop a sustainable society through solving issues, etc.

○ In Society 5.0, human resources are expected to possess qualities and competencies such as “initiative,” “leadership,” “creativity,” “ability to identify and solve issues,” “logical thinking,” “ability to express oneself,” and “teamwork.” In the context of these demands, it is important for each individual to independently

develop his/her own individuality and abilities, and is also important to foster human resources who can be the leaders in solving issues of a global-scale based on diverse values.

(2) Improving the Japanese way of well-being

○ Well-being is defined as being in a state of good physical, mental, and social conditions , and includes not only short-term well-being , but also sustainable well-being that continues into the future, such as purpose in life and meaning in life. It is an overarching concept that includes individuals feeling happy and fulfilled, and places, communities, and societies being a good state that can provide happiness and fulfillment.

○ The way well-being is perceived can differ depending on the cultural and social background of a country or region and there can be diverse ways of seeking well-being depending on the circumstances of each person.

○ In other words, achieving well-being means that each diverse individual should feel happiness and purpose in life, as well as the community and society should feel happiness and affluence. We must improve the Japanese way of well-being through education.

○ An international comparative study on well-being emphasizes the idea that high levels of self-assurance and self-realization lead to happiness in life, an aspect based on Western cultural values that focus on well-being based on an individual's ability to acquire or achieve, and state acquired or achieved (Achievement-oriented element). According to this study, some reports state that children and adults in Asian cultures, including Japan, tend to have low well-being, but in Japan, factors based on human connections and relationships (cooperative elements), such as altruism, cooperativeness, and a sense of social contribution, are significant for people's well-being. Therefore, Japan must aim for the realization of the Japanese way of well-being that fosters the acquired and cooperative elements of well-being in both a harmonious and integrated manner. This idea of well-being based on "Balance and Harmony" is being adopted worldwide, and it is also important to disseminate this idea internationally as something that makes the most of the characteristics and good qualities of our country.

○ Elements of well-being rooted in Japanese society include "happiness (present and future; myself and others around me)," "connections at school and in the community," "cooperativeness," "altruism," "understanding diversity," "supportive environment," "sense of social contribution," "self-assurance," "self-realization

(sense of achievement, career awareness, etc.),” “mental and physical health,” and “safe and secure environment.” It is important to improve these elements through education, and it is necessary to gather evidence on whether subjective perceptions, especially of children, change as a result of the improvement. Furthermore, with regard to cooperative well-being, in addition to a positive attitude, it is important to view it as a foundation for co-creation amid connections and interaction with others, rather than as a closed cooperation premised on belonging to an organization that leads to 'peer pressure.'

- ○ Rather than viewing well-being and academic ability as opposites, it is important to realize that academic ability, learning environment, family environment, and connections with the community are all elements that support individual well-being, and that measures should be taken to improve these environments. Also important is developing children’s socio-emotional skills and so-called non-cognitive abilities. Furthermore, rather than sacrificing individual well-being in favor of organization and society, it is necessary to stand on the premise that individual happiness is respected first.
- ○ In order to enhance the well-being of children, it is necessary to ensure the well-being of teachers, and it is important that schools become places that enhance the well-being of teachers. Teachers should experience the growth of children, have a relationship of trust with guardians and local communities, feel psychological safety in the workplace, and have a positive working environment. In addition, it is important to ensure the well-being of all members of the school, including teachers, staffs, and support personnel. These things will maintain the foundation and environment for learning in a good condition and will become the basis for improvement in the well-being of learners, which in turn will lead to the well-being of families and the community.
- ○ Furthermore, it is also important to take the perspective of achieving well-being based on the local community through lifelong learning and social education.
- ○ Well-being is achieved in society where each individual, from children to adults, is a leader in the creation of society. In order to achieve the well-being of society as a whole, it is necessary to increase the well-being of individuals in various settings, realize a state of high well-being in places and organizations where individuals meet, and increase such places and organizations throughout society. Ideally, learning that helps children feel happiness and purpose in life should be created with guardians and the community members to improve the well-being of those associated with the school. This well-being should expand to support each child

and the community and should further circulate across generations.

○ With regard to “independence,” “collaboration,” and “creativity” which are set forth in the Second Basic Plan for the Promotion of Education, and the philosophy of which is carried over into the Third Basic Plan for the Promotion of Education, “independence” and “collaboration” are in the directionality of integrated enhancement of personalized and self-regulated learning and collaborative learning, while “creativity” is brought about through improvement of lessons from the perspective of proactive, interactive, and authentic learning. It is important to aim for the well-being of individuals and society by progressively carrying on the basics of the previous plans and promoting education that enables everyone to connect with the community and society, as well as internationally.

(Five Basic Policies)

○ Under this plan, the following five basic policies will be established under the above-mentioned high-level fundamental policies.

(1) Fostering human resources who continue to learn for the sustainable development of a globalized society

(2) Promoting education to realize a symbiotic society where no one is left behind and the potential of all people is brought out

(3) Promoting education to realize a society where people learn together and support each other in the community and at home

(4) Promotion of education digital transformation (DX)

(5) Infrastructures and dialogues to ensure the effectiveness of the plan

(1) Fostering human resources who continue to learn for the sustainable development of a globalized society

For the Sustainable Development of Society

○ In an era known as the VUCA era, where it is difficult to predict the future, it is necessary to foster human resources who will continue to learn for the sustainable development of society in order to achieve the well-being of individuals and society. Globalization and digital transformation are transforming the labor market, and the skills required of workers of the coming era are changing. It is predicted that the ability to create new things, collaborate with others and solve problems as a team, which are difficult to replace with AI and robots, will be in even greater demand in the future, and education will need to accommodate these changes.

○ Japan has a significantly declining birthrate and population and in order for Japan

to continue as a dynamic society, there is an urgent need to further develop the productivity and creativity of each individual through high-quality education, for which the following initiatives must be taken.

(Cultivate an attitude to proactively participate in the formation of society and foster an awareness of norms)

○ It has been pointed out that children in Japan have a low awareness about proactive participation in the formation of society. In order to foster human resources who can create sustainable development of society, it is important to recognize that they are members of society who can create their own rules and systems through consensus building. This is a direction that is also consistent with the emphasis on student agency in the OECD Learning Compass (In the social context, it is the capacity to set a target, reflect and act responsibly to effect change.). It is necessary to cultivate an attitude to proactively participate in the formation of society through various activities such as issue-based learning, career education, and sovereign education in the real world, including specific local issues. In addition, the involvement of students in the process of formulating and reviewing school rules is thought to foster awareness to follow school rules on their own.

○ At the same time, for the sustainable development of society, it is necessary to train human resources in the fields that will be in demand in that era when we look into the future. Currently, digital and green (e.g., decarbonization) are expected to be important fields for value creation in the future society, and it is necessary to shift to human resource development in these growth fields in a flexible manner. In addition, as social issues become more diverse and complex, it becomes difficult to solve issues solely by individual expertise, and it is necessary to develop human resources with universal knowledge and abilities that transcend the boundaries between the humanities and sciences. The importance of creating "convergence of knowledge[16]" through the accumulation of extensive "knowledge" in the humanities and social sciences, as well as through the fusion of "knowledge" in the natural sciences, has been pointed out. From this perspective, along with the promotion of cross-disciplinary and exploratory learning according to the developmental stage, universities are also required to promote education across social and natural science sectors, and education that integrates social and

[16] To bring "revitalization of knowledge" that creates new value by bringing together diverse "knowledge." ("Convergence of Knowledge": Basic Concept and Strategic Promotion Measures Interim Summary (Secretariat for the Promotion of Science, Technology, and Innovation, Cabinet Office, March 17, 2022))

natural science sectors beyond the organizational boundaries such as conventional faculties, in addition to deepening the specialized knowledge that has been cultivated to date and improving the cross-disciplinary and inter-disciplinary nature of education. It is also necessary to address the gender gap in the fields of science and mathematics.

(Proactive, interactive and authentic learning, active learning, and the quality assurance of university education)

○ It is essential for the development of human resources who can create sustainable development of society to improve lessons from the perspective of “proactive, interactive, and authentic learning” in order to motivate students to learn and develop a wide range of qualities and competencies, breaking away from the bias toward “rote memorization of correct answers (knowledge)” and “correct-answer approach” as pointed out in the report “Japanese-Style School Education in Reiwa.”

○ The concept of placing an emphasis on the learner proactively experiencing authentic learning through collaboration with others and issue-based learning and thinking independently, is important not only in elementary and secondary education, but also in higher education, lifelong learning and social education. It is necessary to reform high school education, improve selection of university entrants, and enhance active learning through issue-based learning (PBL), at universities, etc., to further develop the qualities and competencies, and motivation for learning developed in early childhood education and compulsory education, which form the foundation for lifelong character development, without losing them in upper secondary and higher education. In doing so, it is important to organize and implement curriculum and work on quality assurance from the perspective of fostering the abilities and attitudes of each individual towards learning based on his/her initiative.

○ In addition, it has been pointed out that university education is polarized between universities actively working to improve education and passive universities, and that improvement efforts are merely formal and superficial for responding to accreditation evaluations, etc., and do not lead to improvements in education at the subject level. In this context, it is important for all universities to enhance their internal quality assurance, such as the development of systematic and organized university education based on the “three policies” and the establishment of academic management through inspection and evaluation of the results of

university education, which also reflect the voices of students and society. It is also important to encourage each university's efforts to realize learner-oriented education.

(Global human resource development)

○The spread of COVID-19 and the destabilization of the international situation have raised concerns about a stagnant global economy and a growing international divide. Against this backdrop, it is necessary to promote the development of global leaders who see various global issues as their own issues, lead the way in forming international rules on the world stage, and participate in solving socioeconomic issues, as well as human resources who can revitalize local communities from a global perspective, as people who can create sustainable development of society from a global standpoint. In addition, as global competition intensifies, in order for Japan to continue to shine in the world, it is necessary to foster innovators and leaders who will play an active role in the world.

○ It is necessary to cultivate the qualities and competencies needed to understand Japanese and foreign languages and cultures, to have attachment to and pride in Japan, and to be active from a global perspective. It is necessary to promote study abroad for Japanese students whose numbers have sharply declined due to the COVID-19 pandemic, promote international exchange activities from a younger stage, create an environment for accepting international students, develop the infrastructure and rules for globalization in universities, etc., enhance foreign language education, improve education for foreign students, and promote education for international understanding.

○ In addition to promoting efforts by industry, academia, and government to develop global human resources, it is important to have the perspective of accepting highly-skilled foreign professionals, and the perspective of utilizing the diversity of children with ties to foreign countries as “advantages and strengths,” and to take initiatives to enhance the appeal of overseas educational facilities that guarantee education for overseas Japanese children. The use of digital technology that eliminates the constraints of distance, location, and time has given rise to the possibility of developing various international exchange and educational programs and it is also required to promote initiatives that combine online education with physical education.

○ When doing so, it is necessary to consider the positioning of education in Japan amid predictions of international standards and leveling of the education system

that are likely to be promoted in the future in response to globalization.

(Promotion of ESD (Education for Sustainable Development) that contributes to fostering creators of a sustainable society)

○ ESD, which contributes to the achievement of the Sustainable Development Goals (SDGs), is an education that encourages each individuals to acquire the ability to proactively grasp global challenges in the modern society as their own issues and think and act to solve those challenges, as well as brings about new values and transformation in their behaviors.

○ The promotion of ESD is an initiative that also contributes to the development of global human resources and requires that many students be given the opportunity to experience a global environment.

(Education that makes use of diverse talents and abilities)

○ In recent years, overseas cases where corporate value and administrative functions have been enhanced through discontinuous innovation created by the ideas of people with diverse talents, are attracting attention. On the other hand, in Japan, there has been insufficient discussion on how to develop the diverse talents of each child in school education. It is an important task to educate each child to develop his or her diverse talents and abilities without burying them. In addition to providing learning that is optimized for each individual without being overly bound by the conventional approach to education which assumes that students learn particular content at a particular age, it is required to provide education that makes the most of diverse talents and abilities under the idea that it is the fusion of different things, rather than the same things, that creates innovation, by eliminating the harmful effects of rote memorization of correct answers (knowledge) and uniform education.

(Regional and industry-academia-government collaboration, and vocational education)

○ In order for the region to develop sustainably, it is necessary to foster human resources who are attached to and are proud of the region, are financially independent through their work, and who participate proactively in solving local issues. In addition, it is necessary for local residents to build relationships of mutual connection and engagement.

○ It is increasingly important that schools and industry work together to foster human

resources to create innovations that drive the development of society and economy and promote industry in each region. The Ministry of Economy, Trade and Industry's Future Vision of Human Resources estimates that the demand for labor will increase for occupations that require the “ability to identify problems,” “accurate prediction,” and “innovativeness,” which will be important in the future, and will decrease for occupations that relatively do not require these abilities, and it is necessary for industry, academia, and government to work together to develop the qualities and competencies required in each region and industry, through dialogue.

- To this end, it is important that schools are opened to the community and society. It is necessary to listen to the opinions of the community and industry and gain cooperation for educational practices through community schools, community cooperation activities for learning and education, research activities, and career and vocational education at elementary, junior high, and high schools, etc. It is also important to enhance education in the colleges of technology (KOSEN) that train practical and creative engineers, and vocational education in specialized training colleges that foster specialists to play a core role in local industries. Universities are expected to strengthen cooperation among local communities, industries, and universities, etc., establish educational programs based on local needs, and publish information on the quality assurance of university education. Furthermore, it is necessary to promote entrepreneurship education[17] at all school levels, and strengthen graduate education through collaboration with industry beyond institutional boundaries.
- The ability to connect and expand people-to-people, organizations-to-organizations is important to promote collaboration between schools and communities, and industry-academic-government. This requires the development of coordinators and cooperation between organizations through consortia.
- Since the university campuses are home to highly advanced human resources and equipment, and play an important role in various aspects such as human resource development in the region, hubs for innovation and industrial promotion, and decarbonization, it is important to promote the development of a co-creation center (innovation commons) that integrates educational research activities at universities and the development of a campus environment where these activities are conducted.

[17] A general term for education to create human resources with a spirit (entrepreneurship) that embraces rapid changes in the social environment and creates new value.

(Developing students who continue to learn through multiple stages of their lives)

○ In the 100-year life era, it is predicted that there will be a shift from a life model that assumes a single path of learning and career choices at the same age, to a multi stage life model where the learning periods of each person and their career paths will become multiple tracks. In response to these structural changes in society and since what is being learnt in school education is becoming more diverse, the need for lifelong learning, including re-learning of adults (recurrent education) is also increasing.

In addition to learning directly about subjects related to one's occupation, it is important to familiarize oneself with "learning to enrich one's life" and "learning with others," in the middle of problems that arise in response to changes in the various stages of life such as marriage, childbirth, childcare, nursing care, illness, retirement, etc. Furthermore, it is also important to ensure that learning opportunities are compatible with an age-free society that utilizes the motivation and abilities of individuals living a second life, rather than viewing the elderly in a uniform way based on age. It is necessary to develop conditions that enable individuals to have learning opportunities by the national and local governments, and enabling them to learn throughout their lives.

○ To realize a lifelong learning society, it is important to first cultivate the foundation for lifelong learning among students during school education, etc. During elementary, secondary and higher education, it is important to cultivate an attitude where continued active learning is made a habit throughout life by connecting the learning content to the state of life and society, thus providing a deep understanding and learning that stimulates interest. In addition, through social education in the local community, it is desirable to learn experientially through local connections, increase the awareness of active and proactive involvement in various activities in the community, and put it into practice throughout life. Furthermore, the function of the university as a base for learning in areas such as public lectures and cultural and sports activities etc., is also important.

○ To promote lifelong learning, it is also necessary to further enhance flexible learning opportunities through the use of ICT etc. School education and social education working together is important, and through the integrated promotion of community schools and community cooperation activities for learning and education, and expanding the place of learning for children to support the growth of the next generation as leaders of the society with cooperation between the

school children and local communities is necessary.

(Developing highly specialized human resources through recurrent education)

○ In Japan, low labor productivity is an issue compared to other countries, and one of the reason for this is that the proportion of students who study in universities, etc., after becoming adults is low, and it has been reported that the number of adults who do not engage in external learning or self-development are more prominent when compared to other countries. From the perspective of supporting the sustainable development of society, it is also important to cultivate highly specialized human resources who can update their knowledge and skills in response to the increasingly complex and sophisticated corporate issues and industrial needs through recurrent education and thus reskill themselves. In higher education institutions such as universities and vocational colleges which are the core institutions for the accumulation of knowledge and systematic theory, it is necessary to provide educational programs that are easy for adults to learn, and to create a virtuous cycle where in the results of such learning are appropriately evaluated in companies, etc., leading to advancement in their career. It is also important to increase the number of options including voluntary labor mobility, such as finding a job or changing one's job etc., leading to an improvement in their socioeconomic status. To this end, it is necessary to create an environment that includes visualization of educational history and learning outcomes, visualization of the relationship between degrees and qualifications, and enhanced support for those who are willing to learn etc.

○ When doing this, it is essential for industry, academia, and the government to engage in dialogues and collaboration towards making specific countermeasures. The qualities expected by the industry in Society 5.0 include the following; “initiative,” “teamwork, leadership and cooperation,” “ability to perform,” “ability to continue to learn,” “ability to set and solve issues,” “ability to think logically,” and “Creativity.” While sharing these perceptions, it is also necessary to develop and provide educational programs that leads to specific skills improvement.

(2) Promoting education to realize a symbiotic society where no one is left behind and the potential of all people is brought out

(Concept of education to realize a symbiotic society)

○ To realize the diverse well-being of each person, it is necessary to incorporate the kind of learning that can unleash the potential of each person into the daily

educational activities of schools and other educational institutions in such a way that no one is left behind.

- In recent years, the number of serious incidents of bullying and the number of suicides among pupils has been rising, which is worrying. The number of students who are chronically absent is also increasing wherein appropriate support corresponding to individual circumstances is required. The difficulties faced by children, such as child abuse, being young caregivers, and living in poverty etc., are getting more diverse and complicated. Various other issues have also arisen in the mental and physical health of children, such as obesity, wanting to become slim, allergic diseases, and mental health issues. In addition, the number of children with disabilities and receiving special needs education has been increasing in the recent years. Support for children who are receiving medical care and children with health impairment is also important. A detailed support is required to children and students concerning sexual minorities. There is also a growing need for guidance and support for students who have unique talents in specific fields. With the internationalization of local communities, it has become necessary to ensure the education of foreign children studying in Japan and Japanese children studying abroad, as well as to incorporate the concept of a multicultural coexistence.
- It is necessary to create as many situations as possible in which children who are in distress can smile and as a result, be able to engage in learning, etc., while creating their own targets, by developing an educational environment where no one is left behind, mutual recognition of diversity, mutual enhancement, and consideration for the wellbeing of others can be tailored to accommodate individual situations.
- At that time, it is important to consider the differences between children in need of support and other children of minorities as “weaknesses,” not only from the perspective of focusing on and supporting them, but also by focusing on the “advantages and strengths” of such children, and incorporate a perspective (empowerment) that draws out and unleashes their potential. This will not only protect the dignity of the minority children and teach the children and adults around them to respect diversity, but most importantly it will also lead to a transformation of the majority toward the realization of a symbiotic society where everyone can overcome differences.
- In addition, the concept of “equitable” allocation of educational resources according to the needs of each person, is also important. The idea of DE&I an

acronym of Diversity, Equity and Inclusion is also becoming more important.

- In addition, it is important to ensure that children can receive an adequate education anywhere in the country, regardless of geographical conditions such as living in remote islands and hilly or mountainous areas.
- This approach is also important at the educational stage after elementary and secondary education. For example, it is necessary to provide learning opportunities for students with disabilities at higher education institutions such as universities and vocational colleges. It is also necessary to enhance the provision of lifelong learning opportunities for people with disabilities who have completed school.
- In order for each person to understand and respect the diversity of others and build a symbiotic society, it is important to have the opportunity to interact with people in different positions and regions and in different environments. For example, "Exchange and collaborative learning" where children with and without disabilities learn together, study abroad, cross-cultural exchange, international understanding education where children interact with foreign children and students in Japan and abroad, experiential activities where children interact and collaborate with the local communities, career education and vocational education, etc.
- It has been pointed out that until now schools have been excessively demanding that “everyone should do the same thing in the same way,” and more and more children have felt the “peer pressure.” It is important for people with different positions, ideas, and values to mix with each other and learn from each other beyond the boundaries of each other's organizations and groups in order to break away from the bias of “peer pressure,” and this is a direction that should be valued not only in schools but also in the society as a whole. Furthermore, in order to make this possible, it is important to have an organization or group with an “open communication culture.” To achieve this, it is necessary for children and adults alike to become tolerant and mature individuals who can accept diversity. In addition, instead of being unduly obsessed with the approach to education till date that assumes that one should learn the same content at the same age, it is also important to take advantage of the excellent storehouse of the Japanese-style school education and to integrally enhance the personalized and self-regulated learning and collaborative learning.
- Through these efforts, we need to realize a symbiotic society in which each person can recognize their own strengths and potential, and respects all others as

valuable human beings. In addition, respect for diversity in organizations and groups is an important way of thinking that also leads to innovation.

(Direction of education to realize a symbiotic society)

- ○ The “Integrated enhancement of personalized and self-regulated learning and collaborative learning” proposed in the report “Japanese-Style School Education in Reiwa” promotes learning that is tailored to the circumstances of diverse children, and ensures opportunities to learn with diverse people, and is an essential direction for educational policy towards the realization of a symbiotic society. It is also important to promote an inclusive education system based on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. As far as higher education is concerned, in successive reports and summaries of deliberations, including the grand design report, the direction to promote a learner-oriented approach for ‘providing education by stimulating desire of each student to learn on a campus where diverse human resources with diverse values gather’ is indicated. The direction of education aimed at must be reconsidered from the perspective of realizing a symbiotic society. It should be shared by all those who are involved in the field of education, and it must be incorporated into the daily educational activities.
- ○ At that time, it is necessary to effectively utilize the ICT environment that has been dramatically improved during the Third Basic Plan. Through the GIGA School Program, which provides 1 device for 1 student and the provision of a high-speed communication network environment, the constraints of distance, location, and time will be removed, making it easier to interact with various countries and regions, and enriching the educational environment in remote areas. It has now become possible to enhance learning and socializing opportunities for children who are unable to attend school. It is also expected to improve accessibility for children with disabilities and for foreign students who can take advantage of the digital qualities. Through the implementation of new initiatives by utilizing ICT, it is necessary to aim for a better educational environment tailored to the situation and needs of each individual.
- ○ Student guidance for students, along with educational guidance, is of great significance for the development of qualities and competencies of the students for realizing a symbiotic society. It is necessary to respect the fact that students develop themselves voluntarily and independently. It is necessary to emphasize on developmentally supportive student guidance in which schools and teacher

and other personnel support this process. In addition, educational consultation should be integrated with student guidance to encourage students to form qualities and competencies, and attitudes that will enable them to achieve social self-realization in the future, and teacher and other personnel should work together to promote these efforts.

○ Various experiential activities (nature experiential activities, social experiential activities, cultural and artistic activities, etc.) that were reduced due to the COVID-19 pandemic contribute to the improvement of well-being, such as self-assurance, cooperation, and subjective well-being etc. These activities have the significance that will lead to the realization of a symbiotic society by collaborating with others through experience. It is necessary to enhance these opportunities. It is also important to promote school health, dietary education, sports activities, and reading activities that foster rich sensibilities to develop healthy children both physically and mentally.

○ In addition, from the perspective of achieving the well-being of individuals and society, it is effective to promote community schools where parents and community residents take part as stakeholders in school management, promote community cooperation activities for learning and education in which the local community and school work together in an integrated manner with the participation of local people, and promote the activities of support teams for education at home that utilize diverse talents in the community. At the higher education, it is necessary to promote cooperation between universities and regions by using frameworks such as regional cooperation platforms. Learners, schools, parents, local residents, etc. in short, all the concerned parties, should work together as a single body in order to promote initiatives, so that the well-being of each other can be improved.

(3) Promoting education to realize a society where people learn together and support each other in the community and at home

(Building a sustainable foundation for local communities through social education)

○ Social education is something that local residents learn together, and it has the strong character of being a community building activity. In recent years, related ministries and agencies have been proposing policies for town and regional development in a broad sense, such as disaster prevention, welfare, industrial promotion, cultural exchange etc., pertaining to local communities, to resolve regional issues in diverse administrative fields. These policies can work only if

local communities maintained, and making the role of social education very important.

○ To make the relationship between people more empathetic and cooperative in the community, it is necessary to create “connections” and “involvement” between people through social education. The relationships between local people formed in this way will become the foundation of a sustainable local community and, by extension, the foundation of the society as a whole. By creating a cycle of “building people, building connections, and building communities,” the well-being of individuals and the region as a whole will improve in the local community. It is necessary to make sure that people who are working to create connections between people in the community and to create a sense of cooperative well-being can feel confident and proud.

○ For this reason, in addition to training coordinators such as community cooperation activities promoter for learning and education who connect the community and schools, it is necessary to improve the educational capabilities of local communities and strengthen the foundations of local communities by enhancing social education, such as the integrated promotion of community cooperation activities for learning and education mentioned above.

(Functional enhancement of community learning centers and other social education facilities, training social education human resources, and expanding opportunities for them to play an active role)

○ While the Basic Policy of the Vision for a Digital Garden City Nation[18] uses digital technology to solve local social issues and improve regional attractiveness by taking advantage of the local characteristics, social education facilities such as community learning centers and libraries are required to clarify the role they play as bases for social education. In this regard, functional enhancement by incorporating the wishes of local residents into operations is also important. In doing so, measures must be taken from the perspective of social inclusion of people in difficult positions, such as children in poverty, foreigners, people with disabilities and their families, young people and the elderly who tend to be socially isolated etc.

○ In addition, social education facilities are required to expand opportunities to take online courses, enhance digital education, and provide opportunities for residents to connect with each other face-to-face. At the same time, it is also important to

[18] “Basic Policy for the Vision for a Digital Garden City Nation” (Cabinet Decision on June 7, 2022)

integrate educational facilities and develop educational facilities through public-private partnerships to form a base for local communities.

○ As the need for social education increases, the role of Social Education Coordinators and Certified Social Educators who support social educational activities in the community is also increasing in importance. It is necessary to take more initiatives to promote the placement of Social Education Coordinators in prefectures and municipalities and to expand opportunities for Certified Social Educators to play an active role.

(Realizing a lifelong learning society, promotion of lifelong learning for people with disabilities)

○ Lifelong learning is based on an individual's voluntary intention to learn throughout one's life so that each individual can lead a rich and fulfilling life. Learning to improve one's knowledge, meet a diverse range of people, and achieve self-realization has an important meaning in helping people achieve lifelong well-being in the 100-year life era. The goal should be a society that respects people who continue to learn regardless of age, including children, young people, adults, and the elderly, and who are motivated to improve themselves and contribute to their local communities and society through lifelong learning, and who play a leading role in the local community as stakeholders, and social education has a major role to play in achieving this goal.

○ Additionally, there is a lack of lifelong learning opportunities for people with disabilities, and further efforts must be made to expand these opportunities to them. The national and local governments are required to clearly position the promotion of lifelong learning for people with disabilities as a policy for the promotion of lifelong learning and social education, and to promote efforts to develop and secure human resources who will play a leading role therein and promote understanding.

(4) Promotion of education digital transformation (DX)

(Three stages leading up to DX)

○ The COVID-19 pandemic has led to a quantum leap in digitalization worldwide. As the environment for promoting digital transformation (DX), metaverse utilization, Web 3.0, and other such initiatives throughout society accelerates, it will be essential to further promote digitalization, for example, making the use of ICT in the field of education “the norm” rather than the exception.

○ Digitalization is generally said to have three stages: “digitization,” “digitalization,” and “digital transformation (DX).” The first stage, digitization represents the digitization of analog information such as paper documents, for example, by digitizing and distributing paper prints. The second stage, digitalization represents the digitization of services and business processes for example, from the current situation of combining paper-based teaching materials to being able to make the optimal selection of teaching materials by referring to digital teaching material recommendations. The third stage of digital transformation refers to transforming services, operations, and organizations through digitalization, for example, focusing educational content and optimizing the allocation of educational resources based on educational data.

○ To promote education DX, it is necessary to (1) develop common rules such as the standardization of educational data, (2) develop and utilize basic tools, and (3) analyze and utilize educational data, starting from where possible and linking them to a nationwide system.

○ The ICT environmental improvement in elementary, junior high and high schools nationwide, including the realization of 1 device for 1 student under the GIGA School Program, has progressed dramatically during the Third Basic Plan. Thus, preparations for the first stage have just been completed. Going forward, while steadily implementing the first stage in all schools, it is necessary to steadily transition from the first stage to the second stage in all schools across the country, while looking ahead to the third stage in the immediate future. Therefore, it is important for educational administrators, teachers, and others involved in education to share the vision of ICT and data utilization and to create new educational value by utilizing digital technology and data in the future, along with working on the creation of advanced cases corresponding to the third stage. It is beneficial to present an imagery based on the classification and organizing utilization solutions (such as the use of digital as a resource for education and learning, and the use of educational data), as well as the hurdles and timelines that must be cleared up to that stage. In addition, a review of the institutional design in preparation for the advent of the DX era must also be considered.

○ It is important to note that the use of digital equipment and teaching materials is only a means to an end when promoting DX. The goal should be to develop human resources capable of solving problems and creating value by advancing educational DX and utilizing digital technology.

(Promoting educational DX at every school level)

- ○ In elementary and secondary education, there is a need to cultivate information literacy as qualities and competencies that are the foundation of learning, and to improve teachers' teaching skills and further enhance ICT environmental improvement for this purpose. In addition, there is a need to promote initiatives for the use of digital textbooks, teaching materials, and study support software, as well as the utilizing educational data and work-style reforms of schools through next-generation school work DX using cloud computing.
- ○ The worldwide development of online education in higher education during the COVID-19 pandemic has opened new possibilities and the world of higher education has become more accessible to students. Hybrid education that effectively combines in-person and distance classes, and digitally enhanced education should be promoted, as well as the promotion of courses in data science and other fields. Additionally, fostering DX human resources to support DX in society is also important.
- ○ Digital technology should be promoted in lifelong learning more convenient using online education, and in visualizing learning histories. Strengthening digital infrastructure and digital education in community learning centers, libraries, and other social education facilities are also required.
- ○ In promoting these initiatives, it is also necessary to acquire knowledge of digital literacy and cybersecurity, while paying attention to the positive and negative aspects of a digital society, and to develop the ability to think and act on their own. Adequate support is needed to ensure that this does not lead to widening disparities among regions and schools.
- ○ Moreover, from the perspective of realizing education that leaves no one behind and draws out the potential of all, it is important to ensure that everyone has the opportunity to receive quality education by making maximizing use of the functions of online education and digital devices.
- ○ Furthermore, to further demonstrate the welfare role[19] of schools in cooperation with related organizations, while some difficulties such as child poverty, abuse, and bullying are difficult to see the actual situation and support is difficult to reach children, it is important to understand children's SOS by linking data in local governments, leading to push-type support.
- ○ Generative AI should be addressed based on the potential benefits and possible

[19] It is a haven and safety net where children can safely and securely connect with others to support their physical and mental health and includes connecting children with difficulties to welfare and medical support through the school.

risks that may arise from its use in educational field.

○ Data utilization involves the issue of balancing the proper handling of personal information with the use of data. Considering that further enhanced guidance and support will be provided through promoting DX in the future, studies should be conducted in the direction of making better use of data, while ensuring safety and security. In such cases, there is a need to explain the benefits of data utilization and technical safety to parents and guardians to gain their support.

○ The process of promoting DX requires a dual approach: promoting the importance of rules and standards at every layer of the national and local governments, as well as improving workflow at individual schools based on their authority.

(The importance of using digital and real (in-person) activities)

○ Digital-based education, which has brought new possibilities to learning, must be actively utilized. Additionally, the role of real (in-person) classes and extracurricular activities is also essential in education. It should be noted that digital and analog, distance and online, and in-person and offline do not stand in binary relationship. The optimal combination of these factors depends on the school stage, the learning situation, and each individual's circumstances, and the advantages and disadvantages of both should be considered.

○ For example, at universities, advantages of online education include being able to study at one's own pace and being able to take classes at a place of one's choice. Conversely, the disadvantages cited include fewer opportunities for mutual interaction, such as questions, the inability to attend classes with friends, and greater physical exhaustion. Other advantages of online education include the ease of taking courses at other universities, etc., in Japan and abroad, and the ability to secure learning opportunities for students who have difficulty commuting to school.

○ In elementary, junior high and high schools, in addition to traditional in-person instruction by teachers, ICT can be used in various learning situations such as simultaneous learning, individual learning, and cooperative learning and incorporating distance learning and on-demand video teaching materials according to the purpose, and by playing the role of a teacher as a companion to support a student's independent learning, such as while working to create classes that integrate real and digital learning. Therefore, it is also important to consider the combination of real and digital education not only within the curriculum, but also throughout entire school educational activities, and to utilize digital textbooks,

teaching materials, and software. In addition, the advantages of digital technology may be used for online education for students who want to learn at school but cannot, and for advanced learning to develop individual talents.

○ On the other hand, during the COVID-19 pandemic, real experience opportunities for children have been greatly reduced, and there is also a need to cooperate and collaborate with local communities and companies to enrich opportunities for real experiential activities.

○ Based on these effects and challenges, schools must consider ways to maximize the educational effect of the system.

(5) Infrastructures and dialogues to ensure the effectiveness of the plan

(Ensuring the effectiveness of educational policy initiatives)

○ To promote educational policies from (1) to (4) of the basic policy and ensure the effectiveness of this plan, it is essential to provide support to ensure children's learning regardless of economic and geographical conditions, improve the teaching system and ICT environment, enhance local educational administration, develop safe, secure, and quality education and research environment, establish management bases for universities, and functional enhancement of higher education institution.

(Support to secure learning opportunities regardless of economic situation)

○ In terms of financial support for children's education, an environment has been established for anyone who wishes to receive a high quality education through seamless support from early childhood to the higher education stage, including free early childhood education and care, financial support for attendance at school at the compulsory education stage, High School Tuition Support Fund and High School Supplemental Scholarship Fund, and a new system to support higher education and scholarships for students as a loan. Going forward, support for learning should be enhanced to meet the needs of the new era, based on the contents of the First Proposal of the Council for the Creation of Future Education[20], the Children's Future Strategy Policy, and the Basic Policy on Economic and Fiscal Management and Reform 2023[21].

[20] “Children's Future Strategy Policy” (Cabinet Decision on June 13, 2023)

[21] “Basic Policy on Economic and Fiscal Management and Reform 2023” (Cabinet Decision on June 16, 2023)

(Development of teaching system, ICT environment, etc.)

○ Japan's elementary and secondary education is highly regarded internationally, and this is supported by the enthusiasm and efforts of teachers who deal with children daily in the educational field. However, in recent years, the difficulties faced by children have diversified and become more complex, and there are demands for the development of new skills, such as information literacy. In addition, the work hours of Japanese teachers are longer for those of other countries, and the problem of a shortage of teachers has become apparent. To ensure the effectiveness of this plan, it is indispensable to secure teachers' human resources, there is a need to improve the attractiveness of teaching profession through the establishment of instruction systems, along with further promoting work style reforms of schools. In such cases, the roles of support staff such as teacher's work support staff, school counselors, and school social workers are also important for the "team school" to respond to increasingly diverse and complex difficulties. Furthermore, based on the results of the Teachers' Workloads Diary Survey conducted in FY2022, there is a need to further accelerate work style reforms of schools, improve treatment, expand and enhance instruction systems, and integrated support for teacher development[22] in an integrated manner.

○ Additionally, ICT environment is essential to ensure the effectiveness of the plan. The GIGA School Program needs to be further promoted through sustained use of 1 device for 1 student and further improvement of the network environment, as well as DX for school work, assigning ICT support staff in school affairs, strengthening the system related to GIGA school management, and improving teachers' ICT utilization instructional skills.

○ Furthermore, to improve the quality of teachers who influence the success or failure of school education, it is necessary to advance the sophistication of teacher training, including the use of digital technology, and establish a system to support teachers' personalized and self-regulated learning and collaborative learning.

○ To promote these efforts, enhancement of the local educational administration, functional enhancement and revitalization of the boards of education, and facilitation of cooperation between the boards of education and the departments

[22] License system reform to build a teacher and other personnel group with diverse expertise, including as strengths in specific areas of psychology and welfare, review of the teacher training programs by universities and boards of education, establishment of a regional framework, prompt consideration scholarship repayment support, teacher training and recruitment, including the use of special licenses, and also by promoting integrated reforms, such as upgrading training and study opportunities, including enhancement of learning and career development as highly-skilled professionals, including those who have been out of the profession for an extended period.

under the direct control of the heads of the local governments is required.

○ Universities are required to secure faculty diversity, evaluate faculty according to the university's mission, utilize TA/RA, promote teaching-research collaboration, and establish and promote organizational management that generates time for education and research so as to realize learner-oriented education.

(Cooperation and collaboration with various organizations such as NPOs and businesses)

○ Breaking away from the “do-it-yourself” mentality is a direction of school management that will be important throughout the school stage in the future. Providing learning by various off-school instructors and securing diverse support systems play an important role in fostering the wellbeing of children. Cooperation and collaboration between schools and various organizations should be promoted, such as NPOs that support truant students and withdrawn youth, companies that provide children with opportunities for experiential activities and ICT education support, community sports and cultural and arts organizations that support club activities. At the higher education, students are also expected to collaborate and cooperate with various institutions outside the university. Moreover, as the birthrate declines, promoting collaboration with other schools and universities is also an important perspective.

○ In such cases, it is essential to combine the perspective of fostering and securing bearers through the expansion of cooperation and collaboration and the use of ICT, as there are situations in some regions where it is not possible to secure enough diverse bearers outside of schools. The role of coordinators who connect schools with various players outside of schools will also be important.

○ Furthermore, continued efforts to protect the health and safety of children must be promoted in cooperation with medical and health care institutions, social welfare agencies, and the police and judiciary.

○ MEXT and related ministries and agencies must also collaborate to promote these efforts.

(Development of a safe, secure, and quality education and research environment, and social education facilities)

○ As a new era to aim for, it is important to ensure a safe, secure, and quality education and research environment to integrate personalized and self-regulated learning and collaborative learning, and to promote digital, environmentally

friendly, wellbeing, and symbiotic society in response to social changes. Throughout the elementary, junior high and high school to higher education, systematic measures against aging school facilities and strengthening disaster prevention functions, including appropriate maintenance and renovation to extend service life, as well as environmental improvements from the perspective of decarbonization, barrier-free access, and collaboration and co-creation centers with the local community, should be promoted.

○ The school library and teaching materials should also be improved to realize quality learning. For social education facilities, digital infrastructure should be strengthened from the perspective of enhancing learning opportunities for users.

(Promotion of private schools)

○ Given the importance of promoting private schools, which develop diverse human resource development and distinctive education and research based on the philosophies and play a large part in public education, providing support based on the nature of private school subsidies, and strengthening support and a more vigorous allocation for the demonstration and qualitative enhancement of the characteristics of private schools, are important. Additionally, initiatives to improve the education and research environment for private schools should be promoted, including the development of an environment for diversified funding such as donation income, and the provision of necessary support so that each incorporated educational institution can accurately analyze its own management situation and make management decisions at an early stage.

(Ensuring the safety of students)

○ Based on the “Formulation of the Third Plan on the Promotion of School Safety”[23], incorporating the concept of safety promotion schools that address organizational and practical safety measures, all students should acquire safety-related qualities and competencies so that they can make appropriate judgments and act independently, as well as promote organized efforts for school safety, cooperate and collaborate with home, communities, and related organizations, and enhance safety management efforts at schools.

(Collaboration with children's policy)

[23] “Formulation of the Third Plan on the Promotion of School Safety” (Cabinet Decision on March 25, 2022)

○ The Basic Act on Children Policy, which was enforced in April 2023, stipulates the basic principles and fundamental matters for children's policies, and establishes an Outline for Children to comprehensively promote children's policies. Toward the healthy growth of children, it is important that both policies pertaining to learning and policies pertaining to growing up closely cooperate with each other while enhancing expertise in pursuit of their respective objectives. In promoting the Basic Plan for the Promotion of Education, it is necessary to work in mutual cooperation[24] with The General Principles for Child-Related Measures.

(Development of plans and follow-up through dialogue with each stakeholder)

○ In addition to obtaining opinions from education-related organizations and relevant ministries and agencies, opinions from children, who are the parties involved in education, should also be sought in the formulation of the plan. In formulating this plan, interviews with related organizations and public comments were conducted, as well as interviews with school children and students, exchanges of opinions and questionnaires with children and youth of the “Youth Policy Monitors” of the Cabinet Office, and discussions were made based on the opinions received and other factors. Furthermore, by formulating, publicizing, and following up on the plan through dialogue based on data and other evidence, it is important that each party, including the educational field, local governments (boards of education and departments under the direct control of the heads of the local governments), children, students, parents, learners, and universities, etc., and other higher education institutions, and the government work together to promote education in a common manner.

[24] For example, collaboration with the Children and Family Agency, such as formulation of the Basic Guidelines for the Development of Children up to Early Childhood (tentative name), formulation of the Guidelines on the Creation of a Place for Children (tentative name), strengthening of the system for anti-bullying measures such as ensuring third parties and improving responses to serious situations, and creation of a system to hear opinions directly from children and youth.

III Approach to Evaluation and Investment when Implementing Educational Policies in the Future

(1) Approach to evaluation and indicators for sustainable improvement of education policies

- ○ When promoting educational policies, it is important to comply with laws and regulations and to engage in administrative management focused on objective evidence from the perspective of planning and establishing effective and efficient educational policies and the perspective of ensuring accountability to citizens.
- ○ Specifically, educational policies are implemented in view of the growth of young children, students in elementary schools and lower and upper secondary schools, as well as students in universities, and they aim to increase in their potential. Educational activities are performed based on the various education needs of individuals. For this reason, it is necessary to ensure that outcomes are diversified and that evaluations are based on multiple points of analysis.
- ○ Furthermore, compared to other policy areas, many policy areas have characteristics such as the long time required to determine outcomes, the strong influence of other factors such as family environment on outcomes, and the difficulty of proving a causal relationship between policy and outcome in many cases. While keeping this in mind, to gain public understanding through evidence-based efforts, it is important to collect and analyze as much information as possible, not only on quantifiable data and survey results, but also on aspects that are difficult to quantify (issues for infants, children, students, and pupils, parental/community intentions, case analysis, past results, etc.), in cooperation and collaboration with researchers, universities, research institutions, and various other entities, and to make a comprehensive judgment on what educational policies should be implemented. In such cases, it is important to consider survey methods, including qualitative as well as quantitative surveys, to ascertain and analyze the results.
- ○ Another important perspective is that, based on the results of data and other research, diverse stakeholders, including educational field, administrative agencies, children, students, parents, learners, researchers, and higher education institutions such as universities, etc., should engage in dialogue to improve policies and practices. Additionally, it is important to deepen research on the state of education, educational policy, and practice with a vision of the future society.

(Promotion of PDCA cycle for educational policies)

- ○ Each measure must be implemented effectively and efficiently. In order to

communicate the meaning of educational policies broadly to citizens and to encourage the participation of members of various parts of society, it is necessary to check the progress of targets objectively, to define the results externally, to reflect them in subsequent measures, and thereby to establish an effective and fully functional PDCA cycle.

○ Furthermore, it is important that the national government and local governments cooperate and collaborate with each other under an appropriate division of roles, and that local governments exchange information with each other, so that the most appropriate measures can be taken in each region according to different circumstances and needs, while maintaining and improving equal educational opportunities and educational standards throughout the country.

(Planning and establishing stage of educational policies)

○ In the planning and establishing stage of educational policies, it is important to present goals and specific measures for policies in a comprehensive and systematic manner. For this reason, the use of so-called logic models is also effective. It is important to formulate plans with an emphasis on objective evidence, taking into account issues identified through follow-up of past efforts, various data including government statistics and their analysis, and cooperation with the educational field, etc., and to incorporate a mechanism to grasp and utilize objective evidence from the planning stage by setting indicators related to the status of achievement of goals.

○ Meanwhile, in an era of high uncertainty and rapid change, it is important to respond to complex and difficult social issues in a timely and accurate manner, and to incorporate a mechanism at the planning stage that allows for flexible review after policy implementation in response to circumstances[25].

(Implementation stage of educational policies)

○ In order to develop measures focused on objective evidence, it is necessary to value the following perspectives.

- Implement measures from comprehensive and systematic perspectives while implementing necessary corrections in consideration of the results of annual follow-up on the progress of each measure, policy evaluation, results of various surveys,

[25] The “Administrative Reform Promotion Council Working Group Recommendations on Agile Policy Formulation and Evaluation (May 31, 2022)” pointed out that it is important to pursue policy effectiveness by implementing the PDCA cycle and responding to changes in the environment and to take on challenges with the best possible policies for issues with which one has no experience, and to improve accuracy through trial and error.

etc.

- Foster administrative officers who can multilaterally analyze the diversified outcomes of educational activities to materialize the development of measures focused on objective evidence, who can identify situations correctly from the standpoint of the work site, including aspects that are difficult to quantify besides data and results of surveys that can be quantified, and who can plan and establish drafts that appropriately reflect awareness of issues and policy needs obtained from the identification of these issues[26].
- Provide easy-to-understand feedback of collected data and analysis results to school sites and promote their utilization so that those involved in education can make use of them to improve educational activities.
- The national and local governments exchange opinions and information related to outstanding cases where educational policies were planned and established based on multilateral analysis and implement measures with a focus of objective evidence.

(Evaluation and correction stage of educational policies)

○ In the evaluation stage of policies, the progress towards each target is validated and evaluated by using indicators, etc. It is important to follow up on the Basic Plan for the Promotion of Education while also taking into account Target 16, which is discussed later, and promote collaboration to ensure that the plan is implemented in a manner that is consistent with policy evaluation.

○ When evaluating policies, it is necessary to give consideration to analyses from the perspective of all targets, such as comparing the achievement status of multiple targets that have a deep relationship, analyzing their correlation, etc.

○ It is important not only to evaluate and analyze policies, but also to improve them to ensure more effective and efficient implementation of measures by improving policy operation and replacing policy instruments as necessary. When doing so, it is important to review policies flexibly, regardless of past cases. Furthermore, it is necessary to establish a continuous verification and improvement cycle by linking the policies to the next Basic Plan for the Promotion of Education.

○ When evaluating policies, it is important to avoid duplication of the same type of

[26] The qualities and competencies to be fostered are estimated to be the collection of objective evidence (survey, statistics, data), processing methods, policy making and verification methods, and academic knowledge that becomes a perspective of diversified analysis. When fostering qualities and competencies, it is necessary to use the training courses provided by the Japan government, the Open University of Japan, and also to emphasize personnel exchanges between local governments and educational fields, provide opportunities for training by local governments, and exchanges with personnel who have on-the-job experience.

evaluation, survey, etc. and excess burden on persons in charge of measures and educational field. In addition, it is necessary to make efforts to collect appropriate data, including a review of the survey contents.

(Formation of foundation to implement policies focused on objective evidence)

○ In order to implement policies focused on objective evidence, it is important to develop a system as an administrative agency. Therefore, it is necessary to promote the development of an environment for promoting EBPM[27] on educational policy, such as forming a policy vision based on objective evidence by comprehensively and multilaterally determining what the educational policy should be, and to develop a system to conduct research contributing to policy based on objective evidence at the National Institute for Educational Policy Research (NIER).

○ To build a foundation for policy making, based on comprehensive and multifaceted information analysis, it is necessary to work[28] on drastic improvement[29] of the contents and methods of surveys by the government and to promote open data, while strengthening cooperation with researchers in various fields.

○ As the 1 device for 1 student environment is increasingly realized, it is important to consider measures to promote the utilization of educational data, such as dialogue based on analysis of large-scale educational data (big data), evaluation and improvement of policies[30].

(2) Methods of educational investment

(Significance of educational investment as an “investment in the future”)

○ Education builds the foundation of individual social independence and realizes well-being. At the same time, the results of education do not merely belong to individuals, but are returned to society at large and become the driving force for the maintenance and development of society.

○ “Investment in people” through education and human resource development is a source of growth, and investment by the by the Japanese government and

[27] Evidence-Based Policy Making. The Japan government has decided to strengthen EBPM initiatives in the “Basic Policy on Economic and Fiscal Management and Reform 2022” (Cabinet Decision on June 7, 2022) and other documents.

[28] There is a need to radically improve the content and methods of surveys, such as interviews, literature-based surveys, longitudinal and yearly surveys, considering the appropriate methods for each survey, including the use of external organizations, while also taking into account the burden on the educational field.

[29] Improving statistical surveys conducted by MEXT based on the III “Basic Plan for the Development of Official Statistics”, etc.

[30] The purpose is to understand the overall situation, trends, etc., and information that can identify specific individuals, etc., will not be used.

companies in educational institutions and individuals carry a distributive significance for those in a position to receive them. As society undergoes major changes, such as the further advancement of digitalization, Japan faces a labor shortage because of population decline, and the driving force behind demonstrating creativity and added value are the “people.” Effective investment in education is necessary in order to create a “virtuous cycle of growth and distribution” through investment in people.

○ In other words, investment in education is an investment for the future that becomes the basis for the development of individuals and society. It is necessary not only for learners, but also for society as a whole to secure required educational investment.

○ In such cases, it is necessary to note that the effects of educational investment are not only economic, but also include important effects that while being essential for the sustainability and development of society, cannot necessarily be quantified, such as the creation of new value, future orientation, the realization of a symbiotic society, and the formation of local communities[31]. Furthermore, it should be noted that in addition to public expenditures by the national and local governments and burdens borne by households, education investment includes various forms of donations and, in a broader sense, human contributions such as volunteers based on social capital, and voluntary efforts by private organizations such as corporate CSR activities in the field of education.

○ In particular, when compared with other countries, Japan has less donations and it is necessary to foster a culture of donation by striving to raise the motivation of individuals, companies, groups, etc. to make donations to educational institutions. In addition, it is reported that today, educational functions that local communities and other entities outside schools used to assume are weakening and in return, the roles that schools are expected to fulfill have tended to increase. In consideration of these situations, it is necessary to enhance investment in education by fostering an environment to support education by society as a whole.

(Educational investment status by the Third Basic Plan)

○ During the Third Basic Plan, based on the “New Economic Policy Package” and other measures, the cost of education was significantly reduced by making early childhood education and care free, providing tuition support through High School

[31] The effects of “investment” here include not only “economic effects” but also “social effects,” such as, for example, higher income and tax revenues, improved international competitiveness of the economy and industry, reduced expenditures on social security and other programs, fostered knowledge skills and normative awareness, assurance of social stability and unity, and improved public safety, and a wide range of direct and indirect effects can be expected.

Tuition Support Fund, and establishing a new system to support higher education. Development of the ICT environment through the GIGA School Program, including 1 device for 1 student and high-speed communication networks, improving the numbers of teachers and other personnel with the planned development of 35-student classes in elementary schools and promoting the subject-based teacher assignments for late elementary grades, ensuring adequate support staff, expanding financial support for 3-year second-term doctoral programs, and promoting the making school facilities earthquake-resistant, despite the financial situation becoming tougher year by year, necessary financial resources have been secured, and efforts are being continued. As a result of these educational investments, efforts have been made to maintain high academic ability standards in international academic achievement surveys, improve the rate of advancement to tertiary education, and improve the educational environment, as shown in the achievements and challenges during the Third Basic Plan mentioned above.

○ Looking at the international situation regarding investment in education, for example, the average of OECD countries is 4.4% of total public expenditure on education from primary to tertiary education as a percentage of GDP, while the average for Japan is 3.0% (both in FY2019)[32]. In terms of per capita public expenditure on education from primary to tertiary education, the average for various OECD countries is USD 10,161, while the average for Japan is USD 8,944 (in FY2019)[33]. Additionally, the tax burden ratio (ratio of tax burden to NI (national income)) is 25.8% in Japan, compared to an average of 35.4% in OECD countries. Although such data cannot be simply determined, since various factors such as the number of students enrolled in school as a percentage of the total population, the size of general government expenditures relative to national power, and the size of GDP is required to be considered[34], the government must continue to secure the necessary educational

---

[32] Figures are total of the expenditure on educational institutions and the expenditure on non-educational institutions.

[33] Figures for expenditures on educational institutions.

[34] ＜Public expenditure on education as a percentage of GDP (FY2019)>
(Total public expenditure on education –Direct public expenditure on educational institutions plus public subsidies to households and other private entities)
- Pre-primary to tertiary education: Japan 3.2%, OECD average 4.9%
- Pre-primary education: Japan 0.1%, OECD average 0.5%
- Primary and secondary education: Japan 2.4%, OECD average 3.2%
- Tertiary education: Japan 0.6%, OECD average 1.2%

Source: OECD (2022), *Education at a Glance 2022*; OECD.Stat for pre-primary education level; estimates by MEXT for pre-primary to tertiary education level.
*Note that each country has a different system and scope of coverage for each education level.

<Public expenditure on education per student (FY2019) (USD conversion based on GDP purchasing power parity)>

investment to address various current educational issues and take the necessary measures.

(Direction of educational investment during the period of this Basic Plan)

(1) Steady implementation and further promotion of reduction in the burden of educational expenses

○ We will continue steadily reducing the burden of educational expenses through free early childhood education and care, support for tuition through the High School Tuition Support Fund, and the new system of higher education study support, which have been implemented up to Third Basic Plan. In addition, at the higher education levels, the target of reduction or waiver of tuition and enrollment fees will be expanded to include middle class students such as those from households with

---

(Does not include scholarships or other financial assistance provided to individuals)
- Primary to tertiary education: Japan USD 8,944, OECD average USD 10,161
- Primary and secondary education: Japan USD 9,683, OECD average USD 9,848
- Tertiary education: Japan USD 6,364, OECD average USD 12,235

(Source) OECD (2022), *Education at a Glance 2022*
* Note that each country has a different system and subject scope of coverage for each education level.

<Public expenditure on education per student to GDP per capita (2019)>
(Does not include scholarships or other financial assistance provided to individuals)
- Primary to tertiary education: Japan 21.1%, OECD average 21.4%

Source: Calculated from OECD (2022), *Education at a Glance 2022*

<Relative share of public and private expenditure on educational institutions (FY2019)>
- Pre-primary education: Japan: Public 66%, Private 34%; OECD average: Public 83%, Private 17%
- Primary education: Japan: Public 99%, Private 1%; OECD average: Public 92%, Private 8%
- Lower secondary education: Japan: Public 94%, Private: 6%; OECD average: Public 91%, Private 9%
- Upper secondary education: Japan: Public 82%, Private 18%; OECD average: Public 87%, Private 13%
- Tertiary education: Japan: Public 33%, Private 67%; OECD average: Public 66%, Private 31%

Source: OECD (2022), *Education at a Glance 2022*; OECD.Stat for Primary, lower secondary and upper secondary education
*Note that each country has a different system and subject scope of coverage for each education level.

<Percentage of all students (all levels of education) in the total population (FY2019)>
(Primary to tertiary education, estimated by MEXT)
- Japan: 13.5%; OECD average: 20.3％

Source: OECD.Stat

<Ratio of elderly population (65+) to working age population (15-64) (2020 and 2040)>
- 2020 Japan: 0.48 Developed countries: 0.30
- 2040 Japan: 0.65 Developed countries: 0.42

(Source: Calculated from “World Statistics 2022” (Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications))

<National Burden Rate, Tax Burden Rate (% of NI (national income)) for FY2019>
- National burden rate: Japan: 44.4％; OECD average: 49.7％ (36 countries)
- Tax burden rate: Japan: 25.8％; OECD average: 35.4％ (36 countries)

(Source) Japan: National Accounts (Cabinet Office), etc.; OECD countries: Revenue Statistics; National Accounts
* Some OECD data is from 2015 and 2017.

multiple children and students of science, engineering, and agriculture from FY2024, and further support (increasing the number of eligible annual income brackets and raising the percentage of support for each income bracket) for students from households with multiple children will be expanded, taking into consideration the status of implementation and financial resources, and necessary measures will be considered and implemented. In addition, a tuition deferred payment system was established to allow students pursuing master's degree to pay tuition based on their income after graduation without being charged tuition during their enrollment, and further study is underway for its full-scale introduction[35].

(2) Improvement of the environment to enhance the quality of education at each stage of education

○ The promotion of human resource development through education while looking ahead to the future society, such as 100-year life era and the realization of Society 5.0 requires the improvement of the environment to enable high-quality learning at each stage of education, including early childhood education, compulsory education, elementary and secondary education up to upper secondary education, and higher education, as well as lifelong learning and social education. To this end, the educational investments necessary to improve the quality of education must be ensured, especially with respect to the following:

○ At the elementary and secondary education level, the government should steadily implement the National Curriculum Standards to develop the qualities and competencies required in the new era, promote the advancement of teacher training, and promote initiatives for the GIGA School Program, aimed at promoting the use of terminals and eliminating disparities among municipalities. In particular, teachers are the foundation of education, and it is necessary to secure excellent human resources by improving the appeal of the teaching profession, and to realize a working environment where teachers can work with motivation. In addition, schools and communities should cooperate and collaborate with each other, including efforts to enhance the ICT environment and to manage school club activities and shift them to community club activities according to local conditions.

[35] A new system that does not charge tuition while in school and allows students to pay according to their income after graduation will be considered for full-scale introduction while securing stable financial resources for those students who are not eligible for free tuition, in consideration of how parents, children, and the government should bear the cost of education, as well as the public understanding and acceptability of this system. A flexible system of repayment and payment of tuition fees (income-contingent loans) will be established by first introducing the system at the graduate school level, taking life events into consideration. (Excerpt from the Basic Policy on Economic and Fiscal Management and Reform 2022)

Based on the results of the Teachers' Workloads Diary Survey conducted in FY2022, further accelerate the work-style reforms of schools, improve treatment, expand and enhance instruction systems, and support teacher development in an integrated manner. In addition, the environment for the promotion of school work DX, among others, will be advanced.

The revitalization of public education is also important for combating the declining birthrate and achieving economic growth, and efforts will be promoted to achieve this goal through these measures.

○ In addition, school facilities are places for learning and living for students, a hub of the local community, and a shelter in cases of disaster. Therefore, it is important to ensure their safety. For this reason, there is an urgent need to increase the quality of educational environments and to take countermeasures against aging school facilities based on plans focusing on renovation.

○ At the higher education stage, it is important to promote thorough university reforms to ensure that students who enter universities, etc., receive organized and systematic quality education, and also to promote the information disclosure related to university education, and create conditions for qualitative improvements in education and research. Promote the establishment of a multifaceted financial base for operating expenses grants for national universities and private schools while taking appropriate measures for university reforms and improving the quality of education and research. Furthermore, the newly established fund will be used to provide flexible and continuous support for the development of highly professional human resources who drive growth fields such as digital and green, so that motivated universities and colleges of technology (KOSEN) can embark on reorganization, such as transitioning faculties to include growth fields, with foresight.

Furthermore, to realize a world-class research university, support will be provided through the 10-trillion-yen University Endowment Fund in accordance with the Universities for International Research Excellence Act.[36]

In addition, it is necessary to strengthen the research system in universities and to secure stable employment for young researchers, and further promote efforts to diversify career paths after graduation from graduate schools, and support outstanding full-term doctoral students.

○ The environment should be improved to realize higher education open to society that can respond to diverse needs, including the establishment of a system for the

[36] Act on Strengthening the System for Research and Utilization of Research Results of Universities for International Research Excellence.

promotion of recurrent education at universities, etc., so that in the life cycle that focuses on a 100-year life, adults can achieve their personal goals, overcome difficulties, and resolve social issues in various aspects of their lives, including their professional life, through leaning.

○ University campuses play an important role as a foundation for fulfilling the missions of universities, etc., such as developing highly advanced and progressive human resources and serving as a hub for innovation and industrial promotion. To enable the development of co-creation bases by integrating educational research activities and maintenance of facilities that will serve as the venue for such activities, the government should carry out facility maintenance, such as lifespan extension and decarbonization, in a systematic and focused manner.

○ Based on the above, during the period of this Plan, it is necessary to secure truly necessary educational investments by providing financial resources for the budget necessary to achieve the targets and implement the measures set forth in this Plan, by referring to the status of educational investments, such as public expenditures in OECD countries and other foreign countries, in order to realize the vision of education described above.

(Fostering understanding of citizens and promoting donations)

○ When enhancing education, in consideration of the severe financial conditions in Japan, it is necessary to secure necessary investment and financial resources while maintaining consistency with the government's financial operation policy. In this case, it is important to additionally deepen examination of the method of diversified cost burden depending on the education stage and, from the perspective of using limited financial resources effectively and maximizing investment effects, to conduct the PDCA cycle thoroughly based on objective evidence and to continuously review existing measures and systems. At the same time, it is important to work on various measures including the use of private funds, such as promoting donations and joint research between universities and companies. It is necessary to increase the donations and promote further utilization of private funds by leveraging various methods such as the use of tax incentives for donations, crowdfunding efforts, communication with donors and companies, and efforts to solicit donations for school and educational support by each municipality, while making everyone aware of educational activities.

○ It is also important to gain the understanding and cooperation from the general public regarding the significance of education and the various measures that invest in

education. To achieve this, it is necessary to establish a system to analyze and verify the effects of various education policy from a specialized and multifaceted perspective, to ensure constant reform and improvement, and to disseminate the effects of educational policy to society.

IV Educational Policy Targets and Basic Policy for the Next Five Years

(Approach)

○ To promote effective educational policies based on the basic policy indicated in Section II, it is necessary to comprehensively and systematically present policy targets and specific measures and implement a cycle in which results are verified based on objective evidence and utilized to formulate more effective and efficient policies.

○ To this end, this Plan presents (1) educational policy targets, (2) basic measures necessary to realize these targets, and (3) indicators to monitor progress toward these targets for the five years from FY2023 to FY2027. These targets are not independent but interrelated, and their relationship to the fundamental policies is multi-layered. Promotion of each target and basic policy should be conducted from a broader plan perspective, paying attention to the relationship with other related targets and basic policies.

○ The National Basic Plan for the Promotion of Education clarifies the targets and indicators related to the nation’s achievements and the measures that the nation will take while noting that most educational activities are carried out autonomously by local governments and the private sector. The educational approach of each implementing entity is expected to be set voluntarily by each concerned party, considering the actual situation in each region and educational practice while also referring to the nation's targets. Furthermore, it is important for the national government to grasp the advanced initiatives with the characteristics of each region and to work on the horizontal development of best practices through mutual exchanges among regions and cooperation with private education providers to promote cooperation among regions and to utilize these initiatives to enhance national policies.

○The following should be noted concerning the indicators shown in this plan.

- The indicators representing the status of “educational policy targets over the next five years” should be set wherever necessary and appropriate to set indicators to indicate the direction of improvement based on the current level. It is necessary to pay sufficient attention in utilizing the indicators and developing related measures to ensure that the achievement of the numerical value does not become an objective in itself and lead to a discrepancy from the original situation to be aimed for or to undesired results.
- It should be noted that the degree to which each indicator can measure the achievement of the target varies, and it is difficult to evaluate all factors related to

the achievement of the target based solely on indicators. When following up on the implementation of the plan, it is important to conduct multifaceted evaluations, including related information, in addition to the changes in the relevant indicators, considering that the indicators are a trigger for improving and developing the condition by identifying issues and reflecting them in measures. Furthermore, since children, parents, and guardians have different circumstances, it is necessary to implement and evaluate each policy while considering individual circumstances.

- The indicators should be flexible enough to constantly consider more appropriate indicators and allow for revisions to the indicators even during the plan period.

○ Furthermore, under the Basic Act on Education, local governments are required to consider the plan established by the national government and to strive to establish a basic plan related to measures for the promotion of education based on the actual conditions of the community. In addition, the Act on the Organization and Operation of Local Educational Administration stipulates that the basic policy of the National Basic Plan for the Promotion of Education should be considered when formulating the education guidelines. Local governments must set distinctive targets and measures and promote initiatives while utilizing the General Education Council based on the actual conditions in each region. When doing so, it is expected that the PDCA cycle is established by setting indicators based on local initiatives according to the local situation, considering appropriate indicators through comparison with national-level survey results, and understanding the current situation based on analysis including multiple indicators and other data.

(Targets, basic measures and indicators)

Target 1 Foster Solid Academic Ability, Extensive Knowledge and Education, Specialized Skills, and Practical Vocational Abilities

Foster solid academic ability such as knowledge and skills, the ability to think, judge, and express oneself, the ability to learn, and humanity, as well as extensive knowledge and education, specialized skills, and practical vocational abilities through each school level, while maintaining cooperation and connection between school levels and school types, and between schools and society. In doing so, at the elementary and secondary education levels, we aim to realize appropriate learning for diverse individual situations without being overly constrained by an educational approach that assumes learning at the same age and with the same content.

[Basic Policy]

○ Integrated enhancement of personalized and self-regulated learning and collaborative learning

- The Central Council for Education's Special Subcommittee set up under the Elementary and Secondary Education Committee will examine the ideal approach to educational guidance/student guidance by smoothly utilizing 1 device for 1 student, textbooks, teaching materials, and related software, as well as the ideal approach to environmental improvements inside and outside schools, to enhance both personalized and self-regulated learning and collaborative learning as indicated in the “Japanese-Style School Education in Reiwa” report, and take necessary measures based on the results.

○ Implementation of the National Curriculum Standards that develop competencies required in the new era

- Increase awareness by continuing to provide information on effective teaching practices to ensure that the objectives of the National Curriculum Standards are understood and implemented in each school, such as promoting lesson improvement and establishing curriculum management from the perspective of proactive, interactive, and authentic learning, to develop the competencies required in the new era (including the competencies that are the foundation of learning, such as language ability, information literacy, and the ability to identify and solve problems).
- Promote practical research in pilot schools for research purposes to further improve and enhance the standards for curriculums in the future.

○ Improvement in the quality of early childhood education

- Promote efforts to improve and enhance the content of early childhood education and to improve the quality of early childhood education in the region by utilizing the early childhood education promotion system since early childhood education is important for cultivating the foundation for lifelong character development. Moreover, promote the development and implementation of curricula that allow for collaboration between those involved in preschool and elementary school to improve the connection between early childhood education and elementary school education, and conduct large-scale surveys and other activities to ensure the quality of early childhood education based on data.

○ High school education reform

- Promote the distinctive characteristics and attractiveness of every high school and motivate students to learn through reform of high school general courses, inquiry, STEAM education, advanced global education and science and mathematics education and practical education in cooperation with industry and external resources, as well as promote collaboration with local communities, higher education institutions, administrative agencies, etc., to realize a “curriculum open to society.” Furthermore, promote the implementation of joint classes between schools using online resources, credit transfer between schools, and various learning partnerships inside and outside of schools, as well as promote the assignment and fostering of human resources (coordinators) who will be responsible for building partnership and cooperation between high schools and related institutions, etc. At the same time, work on enhancing the detailed response to the diverse learning needs of students and guarantee the quality of high school education.

○ Implementation, analysis, and utilization of National Assessment of Academic Ability

- As the National Assessment of Academic Ability, implement the main body survey for all students every year, as well as continuously implement the complementary survey to analyze the track trends of academic ability and to investigate parents' situation and awareness. Through the implementation of these surveys and the utilization of the survey results (including lending of the survey result data), understand and analyze the achievements and problems of educational policies. Based on that, aim to improve and enhance educational policies and educational guidance. In addition, promote the conversion of the testing method of the National Assessment of Academic Ability to CBT to improve the quality of the survey further, including questions that take advantage of the characteristics and benefits of CBT, and to further promote EBPM by enhancing the collection, analysis, and utilization of educational data.

○ Reforms of selection of university entrants

- Steadily promote integrated reform of high school education, selection of university entrants, and university education to effectively verify the three elements of academic ability and evaluate them in a multifaceted and comprehensive manner. Promote improvement toward multifaceted and comprehensive evaluation of the three elements of academic ability when selecting university entrants by continuing to appropriately evaluate the abilities of applicants to think, judge, and express

themselves through the implementation of the “Common Test for University Admissions” and reform of selection of university entrants of individual universities.

○ Promotion of learner-oriented education

Based on the concept of the “Academic Management Guidelines,” promote internal quality assurance initiatives by encouraging the embodiment of academic goals based on the “three policies” established by the universities, the organization and implementation of “degree programs” to achieve these goals, and the identification, visualization, and publication of information on academic achievements. At the same time, encourage efforts to develop educational methods such as active learning and problem-based learning (PBL) and promote dense and independent learning through careful selection and integration of class subjects. Promote the realization of “learner-oriented education” at each university so that students can experience growth as independent and self-directed learners through these initiatives.

- Promote curriculum development in cooperation with other institutions, including using e-learning, forming regional platforms, and using corporations to promote cooperation universities, etc., to effectively utilize the resources of each higher education institution and improve the quality of education effectively and efficiently.
- Promote the publication of information by universities on the results of university students' studies and the educational achievements of universities to promote the improvement of the quality assurance of university education through evaluation by society.

○ Promotion of education across social and natural science sectors and education that integrates social and natural science sectors

- Support the efforts by universities, etc., establishing and implementing educational programs that broaden the scope of study across humanities and sciences, and disseminate and develop such efforts by disseminating information on the results of such programs. Furthermore, to break away from the early separation of arts and science courses in high schools, promote inquiry-based education across social and natural science sectors by reforming the high school general courses and other measures.
- Establish educational programs that span the arts and sciences through collaboration between universities and the formation of a platform that brings together local community resources, including solving of issues, and support the efforts of universities, etc., to develop human resources who will be responsible for the

advancement of the region and the creation of innovation.

○ Enhance career and vocational education

- Promote systematic and sequential career education from early childhood education to higher education through each school stage. Promote career development at the elementary and secondary education levels by utilizing the “Career Passport” and other programs to help students foster the qualities and competencies necessary for social and occupational independence while seeing the connection between what they learn and their future, and realize their way of life while playing their role in society through initiatives. Furthermore, promote the spread of initiatives and achievements of specialized high schools that develop distinctive educational content.
- Promote further efforts at the higher education level to support students' career development appropriately, including internship programs, which should be cooperated with industry, etc., promote the positioning of off-campus activities such as volunteer work as part of classes, and grant credit for such activities. Promote initiatives to enhance education at professional universities and professional junior colleges that provide practical vocational education, as well as professional departments at universities and junior colleges and professional graduate schools that train highly skilled professionals.
- In professional training colleges, efforts will be made to promote the utilization of professional post-secondary courses that provide practical and high-quality vocational education in collaboration with companies. Specifically, the quality of professional post-secondary courses will be further guaranteed through necessary system revisions, clarification of certification requirements, and review of follow-up methods.
- Promote the “Brush-up Program for Professionals,” which certifies practical and specialized programs conducted by universities, etc., that meet the needs of adults and companies, and provide support for the systematic and continuous implementation of recurrent education by universities, etc.

○ Promotion of connections between school levels and between school and society

- In addition to engage in the transmission of information related to curriculum design and teaching system models that can be used as a reference when implementing educational continuities from elementary through lower secondary levels, promote the connection between junior high schools and high schools through the collection

and dissemination of information on distinctive initiatives by local governments, etc. Promote steady reform of the connection between high schools and universities from the perspective of continuation, development and advancement of learning.

- Further, promote cooperation between specialized training colleges and industry organizations, foster work-ready human resources required by society, and promote initiatives to effectively connect junior high schools with specialized training colleges and high schools with professional training colleges.

[Indicators]

- Foster individuals with a good balance of qualities and competencies, such as knowledge and skills, abilities to think, judge and express themselves, motivation to learn, and humanity, continue to maintain the current world-class level of scientific and mathematical literacy in the OECD's PISA and aim to reach the same level in reading comprehension. Furthermore, the aim is to maintain and improve the current level in TIMSS.
- Increase in the percentage of students who think they understand the content of the class well (elementary school 6 grades: Japanese language/arithmetic, junior high school 3 grades: Japanese language/math)
- Increase in the percentage of students who like studying (elementary school 6 grades: Japanese language/arithmetic, junior high school 3 grades: Japanese language/math)
- Increase in the percentage of students having dreams and goals for the future
- Increase in the percentage of schools that have analyzed the results of the National Assessment of Academic Ability and use them to improve specific educational guidance
- Increase in the percentage of schools that have introduced learning activities in which students in the surveyed grades set their own class or group issues and discuss, summarize, and express their solutions in class before the previous school year
- Improve the status of connection with elementary schools (Steps 0-4) in the overall education and childcare at kindergartens, certified centers for early childhood education and care, and daycare centers
- Increase in the number of prefectures using school missions and school policies for high school education reform in public high schools
- Increase in the number of prefectures and designated cities that assign coordinators to high schools
- Increase in the number of high schools planning to establish or high schools that

have established general courses other than mainly general education courses
- Enhancement of out-of-class study hours for high-school students
- Enhancement of out-of-class study hours for university students
- Increase in the percentage of universities offering courses on corporate problem-solving and product development (implementation of PBL), which are in collaboration with universities and companies
- Increase in the percentage of universities introducing a system of major and minor subjects
- Increase in the percentage of universities offering a four-semester system
- Increase in the percentage of universities that monitor student achievement throughout the course
- Increase in the percentage of universities that provide opportunities to obtain evaluations of graduates from their future employers, from the perspective of improving educational and research activities, etc.
- Increase in the number of schools accredited for professional post-secondary courses
- Increase the number of courses accredited by the Brush-up Program for Professionals (BP)

Target 2 Fostering Richness in Mind

Cultivate rich emotions and morality in children, foster a sense of justice, responsibility, respect for one's own life and the lives of others, compassion for others, self-assurance, the ability to build relationships, and sociality through all school education activities, realize the best interests of children and improve their subjective well-being, while fostering the foundations of character development and the sustainable development of a democratic country and society.

[Basic Policy]

○ Advocate for children's rights and interests
- Based on the Convention on the Rights of the Child and the Basic Act on Children, make efforts to protect the rights and interests of children and realize their best interests by promoting an understanding of children's rights, promoting human rights education, and creating a safe environment for children to learn.

○ Improvement in subjective well-being
- Based on the concept of well-being rooted in Japanese society, grasp the status of

subjective well-being, such as happiness, self-assurance, and connection with others, and strive to improve the well-being of children through moral education, special activities (including cleaning and school lunch), experiential activities, integrated improvement of personalized and self-regulated learning and collaborative learning, and student guidance throughout school education activities.

○ Promotion of moral education

- Promote moral education with “a special subject on Morals” at its core to cultivate the morality that is the foundation for thinking about one's way of life, acting based on proactive decision-making, and living a better life with others as an independent human being. The national government will cooperate with local governments to enhance archives with plenty of excellent lesson videos and teaching materials to contribute to further improving the lessons and teaching skills. It will also promote efforts in line with the challenges faced by each school and region, including high schools.

○ Promotion of developmentally supportive student guidance

- Based on the newly revised Student Guidance Guideline, implement student guidance by focusing not only on issue response aspects, such as prevention and early response but also on developmentally supportive student guidance that respects the spontaneous and independent development of all students and how the school, teachers and other personnel support it.

○ Promote measures against bullying, etc., and human rights education

- The number of bullying reports is on the rise due to the active recognition of bullying, but there are still serious cases of bullying-related suicides and other serious incidents. Bullying is an unacceptable behavior that severely affects the mental and physical health of students, and society as a whole must address the problem of bullying. Thoroughly implement measures based on the Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, and take necessary measures to strengthen anti-bullying measures, including prevention of bullying, proactive recognition of bullying and early systematic response, and promotion of cooperation with relevant organizations. In addition, promote countermeasures against what is known as “cyberbullying.” In doing so, promote collaboration and cooperation with relevant ministries and agencies, such as the Children and Family Agency (CFA) established in April 2023 and strive to promote daily cooperation between the departments under

the direct control of the heads of the local governments and the Board of Education by utilizing General Education Council, etc. and to improve the third-party nature of responses to serious bullying.

- From April 2023, the national government will collect information on serious bullying incidents, MEXT and CFA will mutually share this information, provide necessary support to school providers, analyze the results of investigations into serious incidents, and strengthen appropriate operation of investigations into serious incidents and anti-bullying measures.
- Give necessary guidance and support to students who exhibit problematic behavior after a thorough assessment of the background of the problematic behavior while considering the sound development of their personalities.
- Promote collaboration and cooperation with relevant authorities such as schools, boards of education, and police, by promptly consulting and reporting to the police about acts of bullying, etc., which are judged as acts deserving to be treated as criminal acts, which the school cannot handle alone, and ensuring that a staff member has been designated as a point of contact by both the school and the police, to realize a place of education where everyone can feel safe.
- The School Education Act prohibits corporal punishment, and is not permissible. Since inappropriate guidance, such as corporal punishment and abusive language, may trigger students' chronic absenteeism or suicide, the development of training and consultation systems for boards of education, etc., should be promoted to eradicate these problems.
- Promote correction and enhancement of human rights education activities at boards of education and schools by preparing and disseminating reference materials based on recent trends, etc., conducting surveys and research, and disseminating their outcomes.

○ Promotion of measures against suicides among students

- According to the National Police Agency's suicide statistics, the number of suicides in Japan has been on the decline in recent years, but the number of suicides among school-going children has been increasing, and the number of suicides in 2022 was 514; the highest number ever recorded, which is a very alarming situation, and it is necessary to create a society where no student takes their own lives. The Children and Family Agency held the "Liaison Conference of Relevant Ministries and Agencies on Measures to Prevent Child Suicide." They compiled the "Urgent Plan for Strengthening Measures to Prevent Child Suicide" on June 2, 2023, by gathering

the knowledge of relevant ministries and agencies. Based on this strengthening plan, etc., inform boards of education nationwide so that all students can receive “education on how to send out an SOS” once a year to promote suicide prevention education, including education on how to send out an SOS and promote efforts to prevent suicide among students by utilizing 1 device for 1 student, disseminating information on how to utilize the system to identify suicide risk at an early stage and provide appropriate support, and aiming to implement the system in schools across the country. Furthermore, compile and analyze suicide statistics and related data held by the police, fire departments, schools, boards of education, and local governments regarding child suicides from multiple perspectives. In addition, establish a “Youth Suicide Crisis Response Team” consisting of experts in multiple professions in prefectures, etc., and aim for nationwide establishment of this team by expanding model projects to provide advice, etc., to young people with a history of suicide attempts, self-injury, etc., and other cases that are difficult for municipalities, etc., to handle.

○ Promotion of “Life safety education”

- Promote nationwide development of “Life safety education” in schools, etc., to value life and prevent children from becoming perpetrators, victims, or bystanders of sexual violence and sexual crimes, considering that sexual crimes and sexual violence are acts that seriously trample on the dignity of the victims and have serious long-term negative effects on their minds and bodies.

○ Enhancement of experiential activities and networking activities

- Promote the enhancement of various experiential activities such as nature experiential activities and group overnight stay experiential activities at schools and youth education facilities through cooperation among local communities, businesses, youth education organizations, and schools to enhance opportunities for youth to engage in experiential activities, which have decreased due to the impact of COVID-19, as well as to improve the quality of instructors and the effective use of youth education facilities.
- To enhance opportunities for exchange activities beyond the boundaries of different organizations and groups, enhance various experiential and exchange activities (nature experiential activities, farming and fishing village experiential activities, international exchange activities, inter-regional exchange activities, etc.).

○ Improvement in reading activities

- Promote reading activities for children based on the Basic Plan for the Promotion of Children's Reading Activities, etc., aiming to reduce the percentage of students who do not read through the following measures; cooperation among various institutions including cooperation between public libraries and schools, improvement of school libraries by fostering of teacher librarians and the assignment of school librarians, securing opportunities for diverse children to read, and raising awareness about the importance of children's reading activities, etc. In addition, encourage using e-books and developing a reading environment compatible with the digital society.

○ Promotion of education on traditions and culture

- Promote education to help students accept the traditions and cultures of Japan and their hometowns, make the most of the virtues and good qualities of the Japanese people, and carry on and develop those qualities and virtues. Promote activities to enhance culture and arts education and secure experience opportunities at schools while collaborating and cooperating with elementary and junior high schools, museums, theaters, music halls, culture and arts organizations, and local artists. In addition, promote martial arts that are traditional cultures unique to Japan.
- Promote education on the general cultivation of religion.

○ Fostering sound youth

- Promote awareness-raising activities for youth in local communities and homes, etc., such as fostering information literacy, including information morality, appropriate to their developmental stage at school and promoting efforts at home to establish appropriate lifestyle habits to enable youth to use the internet autonomously and independently. Furthermore, to enable parents and guardians to appropriately manage internet use according to the developmental stage of their children, conduct awareness-raising activities for parents and guardians at schools, local communities, etc., to educate parents and guardians about harmful information on the internet, the dangers of the internet for young people and how to deal with these problems, and efforts to review daily habits at home and elsewhere, such as “creating rules for parents and children” regarding internet use.

○ Cultivate a child's rich mind through culture and art

- Culture and the arts are important in children's education because they cultivate a rich sense of humanity, foster creativity and sensitivity, and provide sustenance for

human life. To foster children's rich minds through culture and the arts, ensure that children have opportunities to experience first-class culture and the arts and traditional culture in the community, and promote the integrated development of the environment for regional cooperation in cultural club activities and the transition to regional cultural club activities.

[Indicators]

- Increase in the percentage of students who think that they have good qualities
- Increase in the percentage of students having dreams and goals for the future (repost)
- Increase in the percentage of students who feel happy in their daily lives
- Increase in the percentage of students who are satisfied with their friendship
- Increase in the percentage of students who think that they want to do something to improve the community and society
- Improvement in holding General Education Council meetings for cases of serious bullying, as stipulated in Article 28, Paragraph 1, Item 1 of the Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, in which serious damage has been caused to life or body.
- Decrease in the number of suicides per 100,000 student population
- Increase the percentage of students who enjoy considering opinions that differ from their own
- Increase the percentage of students who think they can always talk to a teacher or other adults at school about their concerns or worries
- Increase in the percentage of students who think that they are willing to help others in need
- Increase the percentage of students who think their teachers recognize their good qualities
- Decrease in the percentage of children who do not read (percentage of children who did not read a single book in a month)
- Increase in percentage of children who appreciated and participated in cultural and artistic activities
- Increase in the percentage of children with no previous opportunities to experience or appreciate culture and the arts who developed an interest in culture and the arts through school programs
- Increase in the percentage of young people participating in events related to nature experiential activities conducted by public and private organizations, etc.

Target 3 Fostering Healthy Bodies and Enriching the Mind and Body Through Sports

Foster the qualities and competencies that help one enjoy exercise and sports throughout life, promote mental and physical health and improve physical fitness by establishing lifestyle habits and promoting school health.

[Basic Policy]

○ Enhancement of school health, school lunch, and Shokuiku (dietary education)

- Enhance systematic health education throughout school educational activities, including physical education program, health and physical education program, and special activities based on the National Curriculum Standards, such as guidance on cancer, drug abuse prevention, mental health, and food, as well as improve school health, school lunch, and dietary education by promoting health counseling and guidance, health management, and health organization activities conducted by yogo teachers, class teachers, diet and nutrition teachers, school doctors, etc., to foster the qualities and competencies that will enable children to maintain and improve their mental and physical health throughout their lives, and to respond to the increasingly complex and diverse modern health issues that children face today, such as obesity, weight loss, allergic diseases, infectious diseases, and mental health issues.
- Improve the qualities and competencies of teachers and other personnel, including by yogo teachers, who assume their core roles in school health, and promote school health through collaboration with school physicians, school dentists, school pharmacists, etc., by effectively utilizing the School Health Committee. Furthermore, relevant ministries and agencies will work together to facilitate a system of cooperation among schools, boards of education, departments under the direct control of the heads of the local governments, medical associations, dental associations, pharmaceutical associations, school health associations, and local medical and health institutions.
- Promote Shokuiku (dietary education) through subjects in elementary, junior high and high schools based on the National Curriculum Standards so that children can acquire correct knowledge on food and preferable dietary habits. When doing so, elementary and junior high schools should enhance dietary education by providing practical guidance using school lunches, which are “living teaching materials,” through collaboration among schools, families, and communities, with nutrition teachers playing a central role. In addition, in order to enhance the guidance on food,

improve the qualities and competencies of diet and nutrition teachers, increase the implementation rate of school lunches, promote activities to use local products and organic products in school lunches, and encourage diet and nutrition teachers to provide more individualized consultation and guidance to students with food-related health issues.

○ Establishment of lifestyle habits, improvement and advancement in physical education

- To share the importance of establishing the rhythm of children's lives by society as a whole, develop activities to establish basic lifestyle habits for children through instruction at schools and continuous promotion of the national movement, “Early to Bed, Early to Rise, and Don't Forget Your Breakfast,” while also taking into consideration such factors as changes in living time due to the expansion of opportunities for children to come in contact with information devices.
- Aim to increase the number of children who like physical activities and who are familiar with physical activities in their daily lives and foster the qualities and competencies that will enable children to continue physical activities and sports throughout their lives and lead healthy and happy lives both physically and mentally, through sports from early childhood, physical education activities and exchange activities with athletes to learn together regardless of physical strength, skill level, gender, disability, etc.

○ Promotion of reforms in sports club activities and development and improvement of sports environment for children in local communities

- Steadily promote the integrated development of the environment for regional cooperation in school sports club activities and the transition to regional sports club activities while responding to local conditions to ensure that children have opportunities to continue to be involved in sports. Furthermore, create an environment in which a wide variety of sports that meet the needs of children can be practiced safely and securely in the community by promoting the development of comprehensive regional sports clubs and strengthening the system of youth sports teams.

○ Support for discovering and developing athletes

- Support the establishment of athlete development pathways at the central athletic organization to promote organic coordination of efforts by local governments and

athletic organizations to discover more athletes with outstanding abilities and foster and strengthen them.

○ Development and improvement of physical education and sports facilities

- Promote the development of community sports activities for everyone in the community. Additionally, promote the effective utilization of school sports facilities and private sports facilities to facilitate the creation of sports venues close to home that are suited to local conditions.

○ Ensure the safety and security of sports operators

- Foster sports coaches who can promote the personal growth of athletes without violence or harassment that threatens the value of sports.
- Promote an environment where athletes across Japan, regardless of their region of residence, can receive sports medicine and science support to prevent sports injuries, illnesses, and disabilities and maintain their health to safely continue to compete.
- Continue to promote the provision of information on fatal accidents during school physical education activities and training on accident prevention obtained through the provision of accident mutual-aid benefits.

○ Health promotion through sports

- Based on the Third Sport Basic Plan[37], develop an environment in which all citizens can become familiar with sports by promoting and educating people to practice sports according to gender, age, etc. and by promoting the habit of playing sports, promote the mental and physical health of the people through sports, and realize a society of health and longevity.

○ Realization of a symbiotic society through sports - Promotion of para-sports

- As a legacy of the Tokyo 2020 Paralympic Games, create an environment where sports can be enjoyed “together” with people from various backgrounds and situations and where everyone can continue to access sports so that people can enjoy the value of “playing,” “watching,” and “supporting” sports regardless of gender, age, disability, and other factors, and aim to realize a symbiotic society through sports and promote para-sports.

[37]The Third Sport Basic Plan (approved by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology on March 25, 2022).

[Indicators]

- Decrease in the percentage of students who miss breakfast
- Increase in the percentage of students who go to bed around the same time every day and wake around the same time every day
- Decrease in the percentage of students who do less than 60 minutes of exercise per week (excluding physical education classes)
- Increase in the percentage of students who “think” or “somewhat think” they want to play sports even after graduation
- Improvement the participation rate of sports for adults and people with disabilities

Target 4 Fostering Human Resources in the Global Society

Foster human resources who respect their traditions and culture and love their country and hometowns that have nurtured them, together with respect for other countries, and who can play an active role as a member of the international community in various fields and regions by acquiring an attitude to contribute to the peace and development of the international community, rich language skills, communication skills to build relationships transcending cultures and values, the ability to create new values, independence, positivity and inclusiveness, understanding of different cultures and diversity, and a spirit of social contribution and international contribution, etc. Also, promote the acceptance of international students to increase the diversity and inclusiveness of Japanese society and cultivate a deep understanding of Japan among foreigners.

[Basic Policy]

○ Promoting Japanese students to study abroad

- Promote initiatives to support overseas experience and study abroad from the high school level, as well as initiatives to create momentum for study abroad in local governments, such as dissemination of information about study abroad and initiatives to stimulate interest in overseas studies, to promote further the development of human resources who are active globally. Also, raise awareness to ensure the safety of students studying abroad.
- To promote globalization and strengthen Japan's international competitiveness, continue to promote support for long-term study abroad to obtain degrees from overseas universities and other institutions, and promote support for short-term study abroad based on inter-university exchange agreements as part of global human resource development programs at universities, etc.

- Promote the development of “TOBITATE! (Leap for Tomorrow) Study Abroad Initiative” to encourage young people to study abroad through public-private collaboration and create momentum for study abroad through initiatives to reduce the financial burden of study abroad for Japanese students to produce global leaders who will create the future of Japan, to visualize and disseminate information on existing study abroad support initiatives by industry and local governments, and to create an impact on society by connecting the community of people who have studied abroad through this program with society.

○ Promoting international students to study in Japan

- Promote strategic acceptance of international students from the secondary school level to promote international exchange and mutual understanding with other countries, to invigorate and raise the level of education and research at Japanese universities, etc., and to secure highly-skilled foreign professionals who will contribute to the future development of society. To this end, promote the development of an environment for accepting international students, such as communicating the appeal of studying in Japan to foreigners interested in studying in Japan, providing scholarships and other financial support for international students, providing international exchange experiences in Japan, and supporting domestic employment in cooperation with companies and other organizations, in cooperation with related ministries and agencies.
- Accelerate the acceptance of international students into specialized training colleges and improve their resident status and other systems related to their retention after graduation to foster and produce highly-skilled human resources who will play an active role in the local economy.
- Promote the acceptance of international students by making the requirements for accepting international students into specialized training colleges the same as those for high schools.

○ Internationalization of high schools, colleges of technology (KOSEN), universities, etc.

- Support high schools that take advanced measures such as fostering broad education and skills to identify and solve problems, as well as developing an international educational environment to foster innovative global human resources who can play an active role in society in the future.
- Promote university reforms to thoroughly address internationalization, such as

development of an environment for accepting foreign faculty and international students and strengthening the global responsiveness of Japanese students, expand exchanges based on inter-university agreements with overseas universities, promote the construction of joint and double degree programs, build and expand international exchange and research networks, including the effective use of online resources, and provide focused support to universities, etc., that engage in promoting sustainable international cooperation, overseas expansion, and campus diversity with quality assurance and colleges of technology (KOSEN) that engage in internationalization, to enhance the international acceptability of higher education and develop an educational and environmental infrastructure that attracts excellent human resources from all over the world.

- Make strategic efforts to support in high school the introduction of the International Baccalaureate, which enables students to nurture the knowledge and ability to respond to globalization and to acquire an internationally accepted university entrance qualification to promote its utilization in universities to secure excellent human resources and diversity in Japan and abroad, through the spread of its educational effects and good practices.

○ Enhancement of foreign language education

- Comprehensively promote further ICT utilization, including distribution of teaching materials and instructional materials and implementation of digital-based performance tests, integrated improvement of development, recruitment and training of teachers, and enhancement of school teaching systems, including utilization of special licenses and assignment of specialized teachers and assistant language teachers (ALTs) for foreign languages, to steadily develop the qualities and competencies to communicate in foreign languages.
- Promote the formulation of an “English Education Improvement Plan” and systematic efforts based on the plan while making necessary improvements, such as reducing the burden on each prefecture, while ensuring the steady functioning of the PDCA cycle and improving the English language skills of students and teachers, as well as teaching skills by conducting ongoing follow-up through English education implementation status surveys and other measures.
- Promote the efforts of each university in selecting university entrants by widely disseminating excellent efforts related to individual selection by each university to appropriately evaluate comprehensive English language proficiency in the four skills of “reading, writing, listening, and speaking.”

○ International cooperation in education and EDU-Port Japan, an initiative to proactively introduce Japanese-style education overseas

- Foreign countries continue to show a high level of interest in elementary and secondary education that aims at nurturing solid academic ability, richness in mind, and a healthy body in a balanced manner and the system of colleges of technology (KOSEN) that offers professional and practical education to engineers over five years. The government will continue to work on the overseas development of Japanese-style education in collaboration with relevant ministries, institutions, and educational institutions, such as overseas educational facilities, by analyzing local needs, such as high demand for science and mathematics education, providing a forum for discussion and information sharing and dissemination EDU-Port Japan, an initiative to proactively introduce Japanese-style education overseas, and supporting activities by the private sector, etc. Through this project, the government will strengthen relations and promote mutual understanding with other countries and will promote efforts that will contribute to the internationalization of education in Japan by viewing this as an opportunity for horizontal and interactive learning.

○ Promotion of education in overseas educational facilities

- Increase the appeal of overseas educational facilities, including Japanese schools, that offer distinctive learning unique to overseas educational facilities, such as the use of educational resources that match the actual conditions in the country where the facility is located and exchange with domestic and overseas educational institutions using ICT, based on the basic principles of the Act on the Promotion of Education in Overseas Educational Facilities, and from the perspective of ensuring educational opportunities for overseas Japanese children, who are the “gemstones of global human resources” and promote the creation of “overseas educational facilities of choice” based on the diverse needs of students and the characteristics of each facility. In addition, promote the return of educational experience from overseas educational facilities to schools in Japan and ongoing exchanges with overseas educational facilities, and promote the activities of dispatched teachers after they return to Japan.

○ Fostering artists and other bearers of culture and the arts

- Support the activities of young artists and others to secure and foster the bearers of Japanese culture and the arts over the medium and long term amid a declining

birthrate and aging population. Furthermore, foster artists who are active both in Japan and abroad, promote training programs for performers of contemporary performing arts conducted by the Japan Arts Council and the Program of Overseas Study for Upcoming Artists, in which young Japanese artists engage in practical training overseas. Promote the training program for traditional performing arts practitioners implemented by the Japan Arts Council to foster and secure people to inherit the traditional performing arts. At the same time, promote the “Project of Experts for Cultural Property” to train and secure technicians, etc., to repair cultural properties.

[Indicators]

- Regarding English proficiency, an increase in the percentage of junior high and high school students who achieved CEFR equivalent A1 level or above at the junior high school graduation and CEFR equivalent A2 level or above at the high school graduation (Target to be achieved after 5 years: more than 60%)
- Aim to increase the percentage of junior high school and high school students who have achieved the equivalent of CEFR level A1 or above at junior high school graduation and CEFR level A2 or above at high school graduation to at least 50% by the end of 5 years in all prefectures and government-designated cities
- Increase the percentage of high school students who have achieved the equivalent of CEFR level B1 or above at the high school graduation (Target to be achieved after 5 years: 30% or above), especially for those expected to play an active role on the global stage
- Increase the number of Japanese high school students studying abroad to 120,000 by 2033
- Increase the number of international students in Japanese high schools to 20,000 by 2033
- Increase the number of Japanese and other overseas students, especially those studying abroad for medium- to long-term credit or degree, to 380,000 by 2033. Of these, the target is 150,000 for long-term study-abroad students
- Increase the number of international students studying at Japanese higher education institutions and Japanese language education to 380,000 by 2033, and aim for a 60% employment rate in Japan after graduation (excluding those who go on to higher education in Japan)
- Increase the number of faculty, staff, and students participating from Japan in overseas education projects

- Increase the number of faculty, staff, and students from partner countries participating in overseas education projects

Target 5 Fostering Human Resources Who Will Be Responsible for Innovation

Foster human resources who can create new knowledge, bring together diverse knowledge, and utilize it as a “convergence of knowledge” to solve complex and difficult social issues and develop a sustainable society, and who can transcend various existing frameworks with their creativity to create new value and be active in innovation.

[Basic Policy]

○ Enhancement of exploration and STEAM education

- Based on the National Curriculum Standards, enhance cross-curricular learning such as inquiry-based learning and STEAM education, in which students independently identify issues and work with diverse people to solve them.
- Promote collaboration with local communities, higher education institutions, and administrative agencies etc. through high school reform, including general education reform, advanced global education and science and mathematics education, and practical education integrated with industry etc., to realize a “curriculum open to society.”
- Promote and support high schools that provide advanced science and mathematics education to enhance and strengthen initiatives that contribute to the development of research ability and to disseminate the results of such initiatives.
- Promote the establishment of platforms that connect schools and students with companies, universities, research institutes, etc., that support inquiry, STEAM, and entrepreneurship education, and promote the strengthening of STEAM functions and regional development by utilizing dialogue and collaboration opportunities such as Miraikan - the National Museum of Emerging Science and Innovation and Science Agora.

○ Graduate school education reforms

- Establish graduate school education as a degree program based on the “Three Policies,” promote the advancement of outstanding human resources, secure career paths for graduates, and diversify career paths, in cooperation with government and industry, based on the “Ideal Vision for Graduate School Education for 2040 ~ Measures to Improve the Structure of Graduate Schools to Develop Human Resources that Will Lead Society ~ (Summary of Discussions)” (University

Committee of the Central Council for Education, (2019)).

- Promote the development of advanced doctoral graduates who independently think and act based on advanced specialized knowledge and ethical standards, create new knowledge and value based on it, and are active in various sectors, and promote the establishment of educational programs in collaboration with industry and other sectors that transcend institutional boundaries.

○ Foster young researchers and human resources who can lead science and technology innovation

- Based on the 6th Science, Technology, and Innovation Basic Plan, realize an environment that encourages talented young people to pursue 3-year second-term doctoral programs by improving the treatment of doctoral students and expanding career paths so that young researchers can develop career paths that will enable them to be active not only in academia but also in a wide range of fields such as industry. In addition, improve the research environment universities, etc., by promoting initiatives related to highly specialized human resources such as URAs and by enhancing the support system for balancing research with life events such as childbirth and child-rearing.

○ Upgrading of colleges of technology (KOSEN)

- Promote the advancement of education at colleges of technology (KOSEN) by enhancing entrepreneurship education, building joint educational programs with universities, etc., and developing the strengths and characteristics of each college of technology (KOSEN) based on “education on social implementation,” “contribution to the community,” and “promotion of internationalization,” to respond to social changes such as Society 5.0 (super-smart society), to nurture practical and creative engineers in the fields of digital technology, mathematics, data science, AI, robotics, semiconductors, etc., who are in high demand by society.

○ The training of specialized human resources at universities, vocational colleges, etc.

- Promote the use of professional post-secondary courses that provide practical and high-quality vocational education in collaboration with companies at professional training colleges, make necessary system reforms, clarify certification requirements, and review follow-up methods to further ensure the quality of professional post-secondary courses. (Target 1 repost)
- To foster professionals who will play important roles in the growth industries and

regional industries required in the coming era, promote efforts to enhance education at professional and vocational universities and professional and vocational junior colleges that provide practical vocational education, and professional departments of universities and junior colleges, and professional graduate schools that nurture highly specialized professionals.

- Support the formation of education and research centers, etc., in universities and affiliated hospitals, which are core institutions for medical personnel training, based on issues such as highly advanced medical care and community medicine and social needs, to reform the work style of physicians and respond to medical DX, and strengthen the function of training high-quality medical personnel. Particularly, efforts will be made to train highly specialized medical personnel in areas of strong societal demands, such as community medicine, infectious diseases, and cancer treatment.

○ Development of human resources and promotion of participation of women in fields including science and engineering

- Promote initiatives at higher education institutions to foster highly human resources who will lead the growth fields, including digital and green. Furthermore, promote education to solve social issues by utilizing local resources, science and technology, etc., regardless of the humanities and sciences.
- Support initiatives to increase the interest and concern of female junior high and high school students in science and engineering, enabling them to choose a science-related career path appropriately. This can be achieved by collaborating with universities and companies to present role models such as female researchers to students, parents, and teachers and by supporting the organization of symposiums and other events.
- Promote the disclosure of information such as the status of the enrollment and appointment of female students and faculty members at universities, promote the selection of female students for university admission in fields such as science and engineering, and promote efforts for the selection of university entrants targeting female students going on to study in fields such as science, engineering, and agriculture.

○ Promote education to increase excellent abilities and characteristics

- Provide opportunities for learning outside of school in cooperation with universities, private organizations, etc., as well as opportunities for students from Japan and

overseas to compete with each other and develop their abilities, such as international science contests, to greatly develop the abilities of students with outstanding motivation and abilities.

- Promote the expansion of the system where diversified abilities are evaluated by university entrance examinations and early admission to universities, etc.

○ Promotion of entrepreneurship education

- Based on the 6th Science, Technology, and Innovation Basic Plan, universities participating in startup ecosystem hub cities will collaborate with universities overseas to provide practical entrepreneurship education, including the use of science and technology. They will expand the results of these efforts to universities nationwide. Furthermore, promote the understanding of entrepreneurship and entrepreneurial experiential activities in the classroom at each school level according to the developmental stage of the students, as well as support the provision of educational programs, etc., based on solving social issues in collaboration with industry and local governments, mainly in the hub cities, and will foster an environment in which elementary, junior high, and high school students nationwide can receive entrepreneurship education if they wish to do so.

○ Creation of universities as a center for co-creation

- To promote the transformation of National university corporations into centers of co-creation (innovative commons) with various stakeholders such as local communities and industry, provide support from the perspectives of responding to growth areas and globalization by integrating software for education and research activities and hardware for facility development, including the planning stage of facility and campus development, as well as visualizing the effects and results of initiatives, enhancing the dissemination of information, and providing support to universities, etc.

[Indicators]

- Increase in the percentage of students enrolled in master's courses advancing to undergraduate courses
- Increase in the percentage of students enrolled in doctoral courses advancing to master's courses
- Increase the number of 3-year second-term doctoral program students receiving an amount equivalent to living expenses (over 1.8 million yen per year)

- Increase the employment rate of doctoral degree graduates
- Increase the percentage of companies that hire doctoral degree graduates as research developers who “exceeded expectations” or “nearly met expectations”
- Increase the percentage of universities working with local governments and companies to train medical personnel who can respond to the needs of society and community
- Increase in the percentage of students majoring in natural sciences (science) fields (intensive efforts will be promoted over the next 5 to 10 years, aiming to raise this to around 50%)
- Increase the percentage of women among science and engineering students at universities (undergraduates)
- Increase the number of participants in entrepreneurship education at universities, etc., across Japan
- Increase in the percentage of universities offering courses on corporate problem-solving and product development (implementation of PBL), which collaborate with universities, etc., and companies (repost).
- Increase in the number of high schools planning to establish or have established departments other than general education (repost)

Target 6 Cultivate an Attitude to Proactively Participate in the Formation of Society and Foster an Awareness of Norms

Cultivate an attitude to proactively participate in the formation of society and contribute to its development based on a public spirit, normative consciousness, and an attitude to contribute to the conservation of the environment by valuing nature.

[Basic Policy]

○ Expression of opinions by children

- Disseminate examples of pioneering efforts by schools and boards of education and promote initiatives to cultivate independence in children since involving children themselves in the process of establishment and review of rules related to children is significant in terms of educating children, such as providing them with the experience to solve familiar issues on their own.

○ Promotion of citizenship education

- For students to acquire the ability to survive in society and voluntarily take on the resolution of issues in the community as a member of society according to their

stage of development while being independent and cooperating and collaborating with others in society as sovereign citizens who proactively participate in the formation of a peaceful and democratic nation and society, the relevant ministries will collaborate on learning community issues, learning taxation and finance, learning laws, etc., enhance the content of education based on the National Curriculum Standards in elementary, junior high and high schools, etc., promote initiatives to raise awareness at universities, etc., and enhance activities by collaboration among schools, families, and communities.

○ Promoting Education for Sustainable Development (ESD)

- Continue to enhance activities such as exchanges between schools in Japan and overseas and disseminate good examples, focusing on UNESCO Associated schools, which are positioned as drivers for promoting ESD in Japan. In addition, nurture “creators of a sustainable society,” which is the objective of ESD, at each school level based on the National Curriculum Standards.
- Based on the philosophy of “ESD for 2030,” which aims to build a more just and sustainable world by strengthening ESD and contributing to the achievement of all the 17 SDGs, strengthen the multilayered networks connecting diverse stakeholders in the community (schools, boards of education, universities, businesses, NPOs, social education facilities, etc.).

○ Promotion of gender equality

- Promote guidance according to the developmental stages of children on the importance of gender equality and mutual understanding between men and women, the importance of joint participation in society by men and women, and the importance of independently choosing a career path by thinking about each person’s way of life, abilities and aptitudes, regardless of gender. Foster awareness to promote gender equality by dispelling stereotyped gender role divisions and unconscious bias among teaching staff, who are the people closest to the children.

○ Promotion of consumer education

- Promote consumer education based on the National Curriculum Standards at the school education level and encourage the use of consumer education materials for each citizen to lead a sound consumer life as an independent consumer. Universities, etc., will provide information on consumer damage prevention and disseminate their initiatives. Furthermore, in promoting these initiatives, it is important to encourage

collaboration with specialized organizations such as consumer affairs centers.

○ Promotion of environmental education

- To foster leaders for a sustainable society, implement environmental education beyond subjects, etc., based on the National Curriculum Standard in elementary and lower and upper secondary schools, and conduct training for instructors by collaboration with relevant ministries. In addition, promote experiential activities, such as nature experiential activities and agriculture, forestry, and fishery industry experiences, to deepen understanding of environmental preservation in the community and increase motivation for creating a sustainable society.
- Further, promote converting school facilities into net Zero Energy Buildings (ZEBs)[38], using wood, and developing eco-schools (environmentally conscious school facilities) to realize a decarbonized society. At the same time, promote environmental education for students and others by utilizing school facilities as teaching materials.

○ Promotion of disaster recovery education

- Based on the lessons from the accident at Tokyo Electric Power Company's (TEPCO) Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, implement necessary activities for facilitating scientific understanding of radiation based on the development stage of students.
- Support activities to expand human resources boundaries listed in the Fukushima Innovation Coast Framework.
- Promote efforts to pass down the memories and lessons of the Great East Japan Earthquake through excursions and school trips in cooperation with disaster memorial facilities.

[Indicators]

- Increase in the percentage of students who think that they want to do something to improve the community and society (repost)
- Increase in the percentage of students who answer that to make class life better, they decide how to solve issues through discussions in class meetings (class activities), making use of good opinions of others

[38] Buildings that further reduce energy consumption by introducing renewable energy, etc., after achieving energy savings of 50% or more.

Target 7 Respond to Diverse Educational Needs and Social Inclusion

To respond to the diverse needs of children, such as disabilities, chronic absenteeism, Japanese language ability, unique talents, and complex difficulties, ensure personalized and self-regulated learning opportunities from the perspective of social inclusion, realize education that maximizes each child's ability and potential with all children recognizing each child's diversity and securing opportunities for collaborative learning that enhance each other, and improve well-being. When doing so, focus on the strengths and advantages of each child, emphasize the transformation of the majority by respecting diversity from the perspective of drawing out and demonstrating their potential, and promote efforts that allow taking measures by keeping in mind the linkage among various measures.

[Basic Policy]

○ Promote special needs education

- Further promote efforts towards the independence and social participation of children with disabilities and realize an inclusive education system based on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and the Basic Act for Persons with Disabilities using a dual approach: establishing conditions for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, and developing learning opportunities that meet each child’s individual educational needs.
- In addition to the use of individualized educational support plans and individual syllabuses and the provision of reasonable accommodations, ensure that children receive appropriate guidance and necessary support according to their disability status through promotion of appropriate school placement decisions with maximum respect for the wishes of the children and their guardians, enhancement of resource-room instruction, including the promotion of in-school instruction and visiting guidance, enhancement of the functions of special support schools as centers, creation of an inclusive school management model that integrally operates two or more schools, including special needs education schools, and promotion of the use of outside personnel. In addition, disseminate and further promote learning, exchange, and joint learning related to understanding people with disabilities.
- Furthermore, promote efforts to establish an on-campus support system under the principal’s leadership, centered on the special needs education coordinator, and to enhance the understanding of teachers and other personnel regarding disabilities and special needs education based on the latest findings. In addition, improve the expertise of teachers, in particular, by enhancing teacher training programs based

on the core curriculum for teacher's license for special needs education, and promote initiatives to increase the percentage of teachers with teacher's license for special needs education.

- Promote efforts to enable students who need medical care to learn safely and securely at school without the need for a parent or guardian to accompany them, including the promotion of the assignment of medical care nursing staff. In addition, promote distance education using ICT while considering the actual condition of educational support and learning opportunities for children with health impairment.
- Promote efforts to make school facilities barrier-free and solve the shortage of classrooms for special needs education so that students with disabilities can lead a safe school life without any hindrances.
- Considering the importance of communication in securing educational opportunities for students with disabilities and promoting their independence and social participation, promote the use of textbooks, teaching materials, and assistive devices that meet the educational needs of each individual student with disabilities, including the use of ICT.

○ Promotion of support for chronic absenteeism

- In FY2021, the number of children who are chronically absent in elementary, junior high, and high schools reached a record high of approximately 300,000, of which 46,000 were those who had been absent for 90 days or more without consultation or guidance from specialized agencies inside or outside of school. While chronic absenteeism may happen to anyone, it has also been pointed out that it has long-term effects, such as withdrawal from society. Therefore, it is important to strongly promote measures against it, such as ensuring educational opportunities for students who are chronically absent and improving the counseling system. In this context, promote measures against chronic absenteeism through (1) securing diverse learning opportunities, (2) early detection and support using 1 device for 1 student, and (3) "visualization" of school culture to make schools places where "everyone can learn with ease," based on the "measures against chronic absenteeism at school towards guarantee learning to ensure that no one is left behind (COCOLO Plan)" formulated in March 2023.

  Specifically, to secure various educational opportunities for students who are chronically absent from schools, establish at least one special school for such students in each prefecture and government-designated city during the period of this plan, with a total of 300 schools nationwide, including branch classroom-based

schools, so that children who wish to attend special schools for students who are chronically absent can access them in the future regardless of their residence. In addition, promote the establishment of in-school educational support centers (special support rooms, etc.), the assignment of school counselors and school social workers, the development of an environment in which students can consult with such specialists at any time, including the use of online services, and the development of a support system for students who are chronically absent from schools centered on educational support centers, including study support using ICT and cooperation with NPOs and free schools, etc., as well as promote early detection of changes in health and feelings of students with the help of 1 device for 1 student and early support by “team schools” to identify the support needs of students with difficulties at an early stage.

Furthermore, MEXT will promote support from the perspective of both “learning” and “upbringing” in collaboration with the efforts of the Children and Family Agency to create ibasho (places where one feels comfortable, safe, and accepted) for children. In addition, provide support to parents through the provision of information on parent-teacher associations to prevent parents of students who are chronically absent from schools having to deal with their problems by themselves.

- Through these efforts, strengthen outreach to ensure that students who are chronically absent and have not received consultation and guidance at institutions inside or outside the school are supported.
- Work in collaboration with the prefectural governments to promote support for the operation of specialized training colleges that provide practical education for social and vocational independence because a certain percentage of students with developmental disabilities, chronic absenteeism, and other special needs are enrolled in such colleges, and that they function as a “safety net for learning.”
- Analyze the factors related to the increase in the number of long-term absences and students who are chronically absent from schools in recent years, and promote efforts based on the results of the analysis, including improvement of the survey design in the future, while considering the opinions of the students.
- However, the school should also consider measures to enable diverse students to continue their studies at their current schools and realize diverse learning at the high school level, and take necessary measures based on the results of such consideration.

○ Support for young caregivers

- Inform the boards of education, etc., about the concept of young caregivers and promote efforts for early detection. Utilize school social workers to appropriately support young caregivers identified in schools and enhance a seamless educational consultation system in cooperation with relevant institutions.

○ Promotion of child poverty alleviation

- Promote the seamless reduction of the burden of education expenses from early childhood to higher education so that all children can receive a quality education regardless of their family's economic situation. At the same time, promote measures for the allocation of additional teachers and other personnel, promote the assignment of school social workers, provide support by learning advisors, enhance systematic career education through each school level, and promote community cooperation activities for learning and education for study support and experiential activities for children.

○ Support for persons who dropped out of high schools, etc.

- To prevent students from being forced to drop out of school, cultivate the necessary basic qualities and competencies for social and professional independence, including at the elementary and junior high school levels, by linking student guidance, career education, career guidance, and educational consultation, and promote learning consultation and study support for high school dropouts who wish to acquire the academic ability necessary for high school graduation. Furthermore, strengthen collaboration between schools and boards of education, regional youth support stations, Hello Work, and local communities, and establish a seamless support system for high school dropouts and others to advance to higher education institutions and become socially independent.

○ Promotion of education for overseas Japanese children and foreigners studying in Japan

- Support the steady dispatch of teachers and improvement of the educational environment at overseas educational facilities, which play an important role in ensuring educational opportunities for children of Japanese residents abroad so that they can guarantee learning equivalent to that in Japan and promote education that is unique to overseas educational facilities. Increase the expertise of dispatched teachers in Japanese language teaching support and cross-cultural understanding so that they can play an active role in the education of foreign children and education

for international understanding.

- Promote the smooth adaptation of children with foreign connections to schools in Japan, respecting diversity and the importance of their mother tongue and culture so that they can utilize their “strengths and advantages” to realize their potential. To this end, promote initiatives toward the assignment of teachers to provide Japanese language teaching support, dispatch of Japanese language teaching assistants and native language support staff, implementation of Japanese language teaching support using ICT such as online lessons and multilingual translation systems, implementation of practical teacher training, promotion of the organization and implementation of special curricula for students in need of Japanese language teaching support, including in newly institutionalized high schools, and promotion of systematic education for international understanding throughout schools, as well as promotion of school enrollment for foreign children who may not be enrolled in school. In doing so, promote efforts toward coexistence in the community and society, such as collaboration with various entities, including NPOs in each local public organization.

○ Provide guidance and support to students with unique talents

- Focus on and resolve learning and life difficulties for students with unique talents and develop their individuality and talent. To this end, make comprehensive efforts to promote awareness and training to understand students with unique talents, enhance various learning opportunities, provide support in understanding their characteristics, and accumulate practical examples through consolidation and provision of information and demonstration and research, which institutions outside of school can access.

○ Student support at universities, etc.

- Enhance the support system for students with disabilities at each university, etc. in light of the situation at the higher education stage, where the number of enrolled students with disabilities is increasing, so that necessary considerations, including reasonable accommodations for individual needs related to examinations and classes, etc., such as entrance examinations and credit recognition, will be appropriately implemented, and promote the study and employment support for students with disabilities at each university, etc., through cooperation between university, etc. and cooperation with related institutions (welfare and labor administration organizations, organizations for persons with disabilities, companies,

etc.).

○ Establish and enhancement of Evening Classes at Junior High Schools

- Promote the establishment of Evening Classes at Junior High Schools and take measures such as providing enrolling opportunities in evening classes at junior high schools, considering that many people who have passed the school age wish to be provided with schooling opportunities, which they could not get in elementary and junior high schools. Specifically, since evening classes at junior high schools play an important role in accepting a variety of students, such as foreign nationals, graduates who wish to enroll, and school-age students who are chronically absent, in addition to those who have not completed compulsory education, we will promote the establishment of at least evening classes at junior high school in all prefectures and designated cities based on the Act[39] on Securing Educational Opportunities, and comprehensively promote measures related to securing educational opportunities, such as enhancing educational activities and public relations of evening classes at junior high schools and expanding the number of students to be accepted.

○ Secure and improve the quality of part-time and correspondence courses in high schools

- Provide support to meticulously meet the diverse learning needs of students by providing various learning opportunities in cooperation with relevant institutions and local communities, etc., in high school part-time and correspondence courses that serve as a safety net of learning for students with challenges, such as those who have dropped out of school, those who are chronically absent from schools, and those who need special support, steadily implement measures to ensure and improve the quality of correspondence courses, review each course, including full-time courses, from the standpoint of their roles, and take measures to ensure further and improve their quality and to address diversity while taking into account the results of this review.

○ Promotion of education in specialized training college

- Improve social recognition of specialized training colleges so that they can further fulfil their role of accepting diverse students by providing information such as the fact

[39] Act on Securing Opportunities for Education Equivalent to General Education at the Compulsory Education Stage

that students can obtain university entrance qualifications in the same way as high school graduates, considering the fact that specialized training colleges are important educational institutions that provide diverse learning opportunities for students of various backgrounds in upper secondary education by utilizing highly flexible institutional characteristics different from those of high schools.

○ Enhancement of Japanese language education

- Support establishing a comprehensive system for Japanese language education in the regional areas for foreigners residing in Japan to create an environment, including online courses, to acquire the Japanese language and other skills necessary for daily life. Furthermore, smoothly implement the Act on the Accrediting of Japanese-Language Institutes[40], which establishes an accreditation system for Japanese-language institutes and a new qualification system for Japanese language teachers to maintain and improve the level of Japanese language education and strive for the standardization of the content and methods of Japanese language education based on the " Framework of Reference for Japanese Language Education".

○ Improve the education consultation system

- Promote the assignment of school counselors and school social workers and online counselling from the perspective of qualitative and quantitative enhancement of the educational consultation system in schools through "team schools" utilizing school counselors and school social workers who are experts in psychology and welfare, for students with various issues, and promote the utilization of ICT and screening for prompt detection and support of students in need of support, as well as the development of a system that contributes to push-type support for students whose issues are identified through the screening. In addition, promote the development of a consultation system utilizing social media, etc.

○ Promotion of lifelong learning of people with disabilities

- To realize a symbiotic society where everyone learns and lives together regardless of disability, promote initiatives to enhance lifelong learning for people with disabilities, including initiatives by social education facilities and private organizations, as well as initiatives to provide places and opportunities for learning,

[40] Act on the Accrediting of Japanese-Language Institutes to Ensure Appropriate and Reliable Implementation of Japanese Language Education

such as open courses at universities, etc. In doing so, consideration should be given to the lifelong learning perspective centered on those with disabilities, such as by having them participate in the planning and operation of these initiatives. Furthermore, enhance training for social education-related personnel of local governments, teachers and other personnel at schools for special needs education, and welfare-related personnel, and build a system to support disabled people themselves as leaders in lifelong learning, to develop and secure human resources who have a basic understanding of disabilities and the ability to coordinate and utilize local resources.

- Promote initiatives to support the lifelong learning of local residents, including those with disabilities, from the perspective of social inclusion, in addition to conventional study support, such as providing subtitles for TV classes and preparing braille test questions at the Open University of Japan.

○ Promotion of cultural and artistic activities for people with disabilities

- Toward the realization of a symbiotic society, work to create an environment where people with disabilities can participate in various cultural and artistic activities such as appreciation, creation, and presentation in the community by promoting and disseminating cultural and artistic activities by people with disabilities, promoting exhibitions of artistic works by people with disabilities, training support personnel, and creating networks among related parties, etc. In addition, provide children with opportunities to appreciate and experience culture and the arts through performances of the performing arts and the dispatch of artists with disabilities to elementary schools, junior high schools, schools for special needs education, etc.

[Indicators]

- Increase in the percentage of children for whom individual instruction plans and individual educational support plans have been created among those at kindergarten, elementary, junior high, and high schools etc., who need such plans
- Increase in the number of students receiving instruction through regular elementary, junior high and high school classes, etc.
- Increase in the percentage of teachers with multiple years of experience as teachers at special needs classes or schools, generally within the first 10 years after being hired at elementary, junior high, or high schools, etc.
- Decrease in the percentage of students who are chronically absent from schools and

those who do not receive counseling or guidance from specialized organizations, inside or outside the school.

- Increase in the number of special schools established for chronic absenteeism (Target to be achieved after 5 years: Establish in all prefectures and designated cities)
- Increase in the number of evening classes at junior high schools established (Target to be achieved after 5 years: Establish in all prefectures and designated cities)
- Increase in the percentage of students who feel they can always talk to a teacher or other adults at school about their concerns or worries (repost)
- Increase in the percentage of those receiving special instruction, such as Japanese language teaching support, among children who require Japanese language teaching support at public schools
- Increase in the percentage of people with disabilities who say that they have access to opportunities for learning, sports, cultural activities etc., after they have graduated from school
- Increase in the percentage of learners of the Japanese language at Japanese language institutes and facilities as a percentage of the total number of foreign residents in Japan

Target 8 Create an Environment Where People Can Learn and Play Active Roles Throughout Life

Develop an environment where people can learn and be active throughout their lives, where learning opportunities are guaranteed to help solve individual and social issues that arise in each situation of life, and where learning can lead to a sense of fulfillment and continued learning, to realize the well-being of all people with a focus on a 100-year life era. Develop an environment where information can be provided to diverse generations, learning outcomes can be visualized, and students can learn while connecting with their peers.

[Basic Policy]

○ Enhancement of recurrent education through collaboration between universities, etc., and industry

- Provide support for the development and implementation of educational programs including development of an on-campus system, and promote utilization of the accreditation system for the “Brush up Program for professionals” and “Career Development Promotion Program,” in order to enhance practical recurrent education

at universities, etc., in cooperation with industry, including growth fields.

- Support the establishment of industry-academia-government-finance collaboration systems (recurrent education platform), etc., and promote the nationwide deployment of their outcomes so that local governments and the University Consortium can effectively and efficiently identify the human resource needs of industry and the region and publicize and disseminate them, while utilizing the regional collaboration platforms and taking into account their discussions, towards the continuous implementation of recurrent education at universities, etc.
- Promote initiatives to enhance recurrent education for professional graduate schools that provide practical vocational education in collaboration with industry.

○ Creation of an environment that will enable students to learn while working

- Create an environment that facilitates adult learning by promoting and disseminating the “Brush up Program for professionals” and “Career Development Promotion Program,” which are designed to make it easier for adults to take classes (weekend and evening classes, online classes, etc.).
- It is also desirable for companies to develop an environment that makes it easier for employees to receive recurrent education, such as flexible working hours, etc.
- The Open University of Japan will offer plenty of online classes and expand the internet-delivered open lectures, including recurrent education programs that meet the needs of society. In addition, the Open University of Japan will promote lifelong learning for society by providing programs in cooperation with universities, graduate schools, companies, and government agencies using its know-how and technology and thus serving as a hub for lifelong learning, including recurrent education.

○ Financial support and information for recurrent education

- Promote linkage with education and training benefits in the “Brush up Program for professionals,” “Career Development Promotion Program,” and “Professional Postsecondary Course.”
- Promote efforts to disseminate information so that adults with a desire to learn can efficiently obtain information on the status of educational programs and learning support systems for adults.

○ Promotion of learning, etc., in response to contemporary and social issues

- Promote forming a gender-equal society, enhance learning opportunities in human rights, environmental protection, consumer affairs, finance, food, regional disaster

prevention and safety, and oceans etc., based on a basic plan in each field. In addition, based on the fact that people over the age of 18 can now vote and participate in election campaigns, promote education to develop their ability to be independent not only in schools but also in society and to play an active role in solving local issues by cooperating and collaborating with others, to develop the basic qualities and competencies required as shapers of the nation and society.

- Promote consumer education in cooperation and collaboration with educational institutions and other related organizations for all ages to develop consumers who understand the rights and responsibilities of consumers and who can make independent decisions and act with responsibility.

○ Promotion of recurrent education for the participation of women

- Collaborate with women's education organizations, universities and researchers, local governments and other administrative agencies, companies, and private organizations to build models that can support the diverse challenges of women, such as providing systematic learning necessary for women to take on leadership positions, etc.

○ Promotion of lifelong learning of the elderly

- Promote dissemination and awareness of excellent initiatives in each region, such as initiatives by senior citizens with diverse skills and experience and initiatives to eliminate the digital divide for the elderly at social education facilities and create an environment where everyone can learn throughout their lives, participate in the community, and make use of their rich knowledge, skills, and experience, to realize a "symbiotic society" where all people, including the elderly, interact with each other across generations in the community and together create and enhance their community, lifestyle, and a purpose in life.

○ Appropriate evaluation and utilization of the outcomes of recurrent education

- Support the development and implementation of programs that contribute to the re-skilling of incumbents, conducted by u universities, etc., in cooperation with industry, etc., and promote advancement in their career by using the results of re-learning.
- Conduct surveys and research on the effectiveness of recurrent education to promote appropriate evaluation and utilization of individual relearning in companies, etc., and disseminate the results.
- Promote initiatives that contribute to the utilization of learning outcomes, such as

disseminating and establishing self-evaluations and third-party evaluations of certification examinations to improve the quality and promote social use of the certification examinations as a measure of such learning outcomes.

○ Promotion of visualization of learning history

- Promote initiatives related to the visualization of individual learning histories by using digital technology.
- Expand and disseminate the My Page function on the learning portal site called “Manapass” for adults, and collaborate with “My Job Card,” which is implemented by the Ministry of Health, Labour and Welfare, to promote the visualization of an individual's learning history at universities, etc.

○ Promote culture and arts activities throughout life

- Support the active development of culture and the arts by governing bodies and local governments so that all citizens, regardless of age, disability or where they live, can appreciate and experience culture and the arts throughout their lives, leading to a fulfilling life, and promote the functional enhancement and facility improvement of museums and art museums nationwide, including national cultural facilities.

[Indicators]

- Increase in the percentage of those who have engaged in lifelong learning in the past year or so
- Increase in the percentage of students who cited the following as reasons for learning in the past year: (1) To make use of it in their homes and daily lives, (2) To enrich their lives, (3) To maintain and improve their health, (4) To deepen their education, (5) To deepen friendships with others and to make friends, and (6) To make use of what they learned through activities in the community and society.
- Increase in the percentage of those who answered that they have utilized or can utilize the outcomes of their learning in the past year or so for their work or employment
- Increase in the percentage of Japanese citizens who appreciated and participated in cultural and artistic activities, respectively

Target 9: Improve the Educative Functions of Communities Through the Promotion of Cooperation and Collaboration Among Schools, Family, and Community

Promote the creation of places where children can engage in activities with peace of

mind through various forms of community involvement and the creation of schools that can nurture children throughout the community through cooperation and collaboration among schools, families, and local communities.

[Basic Policy]

○ The integrated promotion of community schools and community cooperation activities for learning and education

- Further, promote integrated efforts of community schools and community cooperation activities for learning and education to establish a system where all public schools cooperate and collaborate with the local community. In doing so, promote the creation of schools that work together with the community to nurture the children who will carry the future of our country throughout the community, and promote community building with the school at the core, which can be a platform for solving issues surrounding the community and children, by promoting the effective assignment and stationing of community cooperation activities promoter for learning and education who connect the community and schools and improving their qualifications as human resources that link the school and the community.

○ Enhancement of support for education at home

- Promote support teams for education at home, and promote support for education at home that is close to parents, such as home visits, to provide seamless support to parents who feel anxious about raising their children or those who do not have anyone close to consult with, from early childhood to school years and beyond.

○ Integrated development of the environment for regional collaboration of club activities and transition to community club activities

- Steadily promote the integrated development of an environment for regional collaboration of school club activities and transition to community sports and cultural club activities depending on the local circumstances to ensure that children can continue to enjoy sports, culture and the arts.

[Indicators]

- Increase in the number of public schools that have introduced community schools
- Increase in the number of public schools covered by the community cooperation network for learning and education
- Increase in the percentage of schools that recognize that community and parental

understanding of their schools has increased
- Increase in the number of local residents participating in community schools and community cooperation activities for learning and education
- Increase in the percentage of municipalities that have set goals and achieved them in response to issues concerning children
- Increase the number of municipalities taking necessary measures to support family education, which includes providing learning opportunities and information to parents

Target 10 Promote Social Education to Support the Foundation of Local Communities

To strengthen the foundation of local communities, promote social education through functional enhancement of social education facilities that are places of learning for residents and training social education personnel to strengthen the foundations of local communities.

[Basic Policy]

○ Functional enhancement of social education facilities

- For the functional enhancement of social education facilities, strive for improvement in the educative functions of communities by clarifying the role of social education facilities in achieving social inclusion, building local communities, and solving local issues. In particular, from the point of view of strengthening the function of community hubs like community learning centers, etc., promote them as a place of belonging for children, promote mutual learning and exchange among residents, promote collaboration with related facilities, policies and private companies, etc., improve their operations using external evaluations from residents and experts, and assign Certified Social Educators to social education facilities such as community learning centers.

○ Training social education personnel and expanding opportunities for their participation

- Promote the development of an environment that facilitates taking Social Education Coordinator courses by making it online, and promote the development and review of systems related to human resources for social education, such as updating Social Education Coordinator courses and training from the perspective of modern issues such as progress in digital technology, and promotion of collaboration with other institutions, to enable human resources for social education to play a role in building

connections and community development while collaborating with measures in a variety of fields. Further, Certified Social Educators are expected to play an active role in a variety of fields in society and promote the acquisition of the title of ‘Certified Social Educators ’ by a diverse range of personnel working to solve local issues at NPOs, corporations, etc., in addition to administrative staff in the departments under the direct control of the heads of the local governments and community cooperation activities promoter for learning and education who connect the community and schools, and promote the networking of human resources for social education.

- Enhance social education activities in the community by communicating the importance of their roles as social education-related officials. They can be Social Education Coordinators, librarians, curators, and members of the social education committee.

○ Collaboration with relevant facilities and policies to solve regional issues

- Since the “learning” of residents plays an important role in strengthening the foundations of local communities, work on the integrated promotion of community schools and community cooperation activities for learning and education, enhancement of support for education at home in the community, and revitalization of social education facilities, such as community learning centers, and promote collaboration between these social education measures and related measures such as welfare, disaster prevention, and promotion of agricultural, mountainous and fishing villages.

[Indicators]

- Knowledge, skills and experiences acquired through previous learning
  (1) Increase in the percentage of people who use it in their home and daily lives
  (2) Increase in the percentage of those who make use of it in community and social activities
- Increase in the number of Certified Social Educators and the number of qualified Social Education Coordinators at community learning centers, etc.

Target 11 Promote DX in Education and Develop Digitally Skilled Human Resources

As indicated in the basic policy, at the elementary and secondary education level, to make the use of ICT “routine” in education, steadily transition from the first stage to the second stage, while looking ahead to the third stage of the DX, and work to create advanced cases corresponding to the third stage, develop digitally skilled human

resources in higher education, and promote the use of digital technology in social education.

[Basic Policy]

○ Utilization of 1 device for 1 student

- To improve the quality of education by integrating and enhancing personalized and self-regulated learning and collaborative learning, strongly promote the GIGA school program as a national policy by creating and laterally deploying effective practices using 1 device for 1 student, including EdTech, promoting the use of digital textbooks, teaching materials, and software, and enhancing the deployment of ICT support staff, to make the use of ICT a routine part of the daily life of students.
- Promote initiatives that effectively use online education while paying attention to the importance of face-to-face instruction and the developmental stages of students.

○ Cultivation of information literacy of students

- To cultivate information literacy (including information ethics. Hereinafter the same.) positioned as qualities and competencies that form the foundation of learning in the National Curriculum Standards, efforts will be made to promote the daily utilization of devices established through the GIGA School Program. Additionally, the power of the education industry, including EdTech, will be utilized to create excellent examples. At that time, particular emphasis will be placed on how to discover and solve problems using information technology, the role and impact that informatization plays in society, the systems and etiquette regarding information technology, the roles and responsibilities of the individuals, the ability to examine the authenticity of information, the ability to find new meaning by linking multiple types of information, the ability to appropriately and effectively utilize information technology to discover and solve problems, etc., and the attitude of actively participating in the information society and contributing to its development. In addition, prioritize the enrichment of content such as video materials and create an environment where one can learn in school and on one's own.

○ Improvement in teachers' teaching skills

- Improve teachers' teaching skills by comprehensively promoting the provision of examples for ICT, training to enhance programming education from elementary school to high school, and publication of the results of information literacy surveys, to foster information literacy. In addition, efforts will be made to expand content and

provide the latest information for enhancing information morality education.

- Highly specialized outside personnel will be utilized, and measures will be taken to improve the teaching skills of teachers to improve the quality of classes in the high school subject “Information Technology.”

○ Promotion of school work DX

- The goal is to reduce the workload and improve the work environment for teachers and other personnel by creating an environment where they can handle school work from any location and to improve the sophistication and efficiency of educational guidance and school management through the coordination, analysis, and utilization of school, educational, and administrative data, create model cases of next-generation school work digitalization (integration of school work and educational networks, cloud-based school work processing, etc.) by prefectures or ordinance designated cities in collaboration with regional municipalities and promote effective and efficient system replacement at the national level.
- Prepare and disseminate a guidebook on the effective use of the My Number Card at each school so that schools that wish to use the card can do so.

○ Standardization of educational data

- As the need for the utilization of educational data increases, standardization is underway to align the meaning and definition of educational data to ensure interoperability and distribution so that educational data can be exchanged, stored, and analyzed. Accelerate further initiatives and promote understanding of the significance of standardization among local governments, schools, and businesses. Also, promote the use of educational materials based on data standards to promote their implementation.

○ Development and utilization of basic tools

- Promote the development of national and public infrastructure tools for mutual use of questions and sharing common knowledge at schools and other institutions across Japan. Currently, the MEXT CBT System (MEXCBT), which enables online learning and assessment at schools and homes, is being promoted, and its widespread use in everyday use and nationwide and local academic ability surveys will be promoted. In addition, the work surveys conducted by MEXT for schools and other institutions are basically carried out using the “MEXT Internet Survey System (EduSurvey), enabling the automatic aggregation of questionnaire results answered by schools

and other institutions.

○ Analysis and utilization of educational data and utilization of advanced technology

- Effective use of educational data is expected to create new value, such as rapid and appropriate policy making and qualitative transformation of learning models, in addition to enabling personalized and self-regulated learning in schools and early detection of students with difficulties. For this reason, measures such as developing datasets and analysis formats that are common and necessary in each school will be promoted, and support will be extended for faculty, staff, and students to utilize educational data in schools. In addition, as a prerequisite for the use of data, establish rules that enable safe and secure use of personal information while ensuring proper handling. In addition, promote the use of advanced technologies such as sensing, metaverse, AR, VR, and AI to solve educational issues facing schools.

○ Promotion of digitally skilled human resource development (higher education)

- At the higher education stage, support consortium activities to deploy model curricula, teaching materials, etc., of mathematics, data science, and AI to universities, etc., and colleges of technology (KOSEN) across Japan, and promote the fostering of human resources with the basic skills to apply mathematics, data science, and AI to their specialties, regardless of the humanities and sciences, through a system of government recognition of excellent educational programs conducted at each university.

○ Promotion of digitalization of the educational environment (higher education)

- At the higher education stage, collect and develop initiatives that serve as leading models for digital-based education to improve the quality of distance education and promote hybrid education that effectively combines in-person and distance learning.
- Promote lifelong learning opportunities through new digital technologies, such as introducing simultaneous interactive web classes, IBT, and high-flex lectures through the Open University of Japan.
- Promote digitization efforts with the university DX initiative in all university administrative operations through digital technology, My Number Cards, etc.

○ Promotion of the use of digital technology in social education

- Promote the effective use of digital technology in social education facilities and

strengthen digital infrastructures to develop effective social education activities that combine the use of digital and real activities in an increasingly digital society, and promote efforts to improve the digital literacy of all generations, such as closing the digital divide, to realize a digital society in which no one is left behind.

[Indicators]

- Improvement of information literacy of students (literacy value as per the Information Literacy Survey)
- Improvement of teachers' teaching skills for ICT utilization (ability to use ICT for instruction in class, ability to teach students to use ICT)
- Increase the usage frequency of ICT equipment in situations where tasks are tackled according to the characteristics, understanding, and progress of each student
- Increase in the usage frequency of ICT equipment in situations where students interact with each other
- Increase in the percentage of schools that have fully adopted good practices to improve efficiency in school operations through the use of ICT
- Increase in the frequency of lessons using ICT equipment
- Increase coverage of operation support centers across Japan (target by FY2024: 100%)
- Increase in the number of students per academic year in accredited mathematical, data science, and AI education programs (applied basic level)

Target 12 Develop Instruction Systems and ICT Environment and Strengthen the Educational Research Infrastructure

Promote teacher development, recruitment and training reforms; secure excellent teachers with appeal and improve their qualities and competencies; advance further acceleration of work-style reforms of schools; improve treatment; and expand and enhance instruction systems in an integrated manner. In addition, the aim is to improve the attractiveness of teaching and the well-being of teachers by establishing a system in which teachers can focus on matters that only teachers can do through the use of ICT and the establishment of a system of cooperation and sharing with support personnel. At the higher education stage, under the leadership and responsibility of the president, strengthen the platform to improve the quality of education and research.

[Basic Policy]

(Elementary and secondary education)

○ Integrated promotion of work-style reforms of schools, improvement of treatment , and expanding and enhancing instruction systems

- Although teachers' overtime work has been improving to a certain extent and the results of work-style reforms of schools are steadily producing results, many teachers and staff are still working long hours. Based on the results of the Teachers' Workloads Diary Survey conducted in FY2022, etc., we will further accelerate work-style reforms of schools, improve treatment, expand and enhance the instruction systems[41] , and provide training support in an integrated manner so that teachers can focus on their main duties with peace of mind and face children with morale and pride.
- Promote specific examination to enhance the effectiveness of the guidelines[42] established in 2020 that set upper limit on working hours of teachers[43], etc., and [44] optimization of duties undertaken by schools and teachers, such as fostering understanding across society as a whole through the use of community schools, etc., and abolishing some duties in a non-conventional manner.
- Comprehensive promotion of various measures, such as the assignment of support staff, including teachers' work support staff, promotion of school DX, such as digitalization of school work, establishment and utilization of joint school offices, and development of the case studies of initiatives carried out at each school board and school.
- Taking into consideration the special nature of the teaching profession, which has a high degree of professionalism and discretion as well as the noble mission of nurturing children who will usher in the future of our country, the purpose of the Act on Securing Human Resources[45], and the urgent need to resolve the teacher shortage, we will specifically examine how the relevant systems, including the legal framework of the Act on Special Measures Concerning Salaries[46], etc., should be designed, and will fundamentally review the treatment of teachers so that teachers who truly do their best can be rewarded. As part of such efforts, we will improve the

---

41 Includes the enhancement of the class teaching system through efficient patrol instruction, etc., and securing and utilization of diverse support staff.

42 "Guidelines on Measures to be Taken by Boards of Education to Ensure the Health and Welfare of Public School Education Personnel, including Appropriate Management of the Workload of Public School Education Personnel" (Notification No. 1 of MEXT, 2020)

43 Within 45 hours per month, etc.

44 Includes visualizing work-style reform efforts and improving operational efficiency through school work DX.

45 Act on Special Measures to Secure Educational Staff in Compulsory Education Schools for the Maintenance and Improvement of Standards of School Education Standards

46 Act on Special Measures Concerning Salaries, etc., of Educational Personnel in Public Compulsory Education Schools, etc.

salary system toward a well-defined one according to job details and responsibilities, such as reviewing the level of additional adjustments for the teaching profession and various allowances, including the creation of new allowances.

- We will proceed with these measures in a planned and phased manner with a sense of speed by designating three years from fiscal 2024 as an intensive reform period in order to respond appropriately to increasingly complex and diverse issues amid the progress of the declining birthrate, while also securing stable financial resources. As part of such efforts, we will promptly strengthen the subject-based teacher assignments for late elementary grades and expand the assignment of teachers' work support staff to elementary and junior high schools from fiscal 2024. We will also consider submitting a proposal to revise the Act on Special Measures Concerning Salaries within fiscal 2024.
- To improve the quality of education by providing detailed guidance and highly specialized subject guidance tailored to the needs of each child, systematically develop of35-student classes in elementary school and steadily promote the subject-based teacher assignments for late elementary grades, based on the 2021 revision of the Compulsory Education Standards Act[47], and implement effective expansion and enhancement of instruction systems, including guidance for students with disabilities, foreign children, etc., and responses to bullying and chronic absenteeism. In addition, we will create desirable educational environments and instruction systems for junior high and other schools, utilizing the verified multifaceted effects achieved in 35-student elementary school classes.
- To realize high-quality education, respond to increasingly complex and difficult educational issues, and reduce the burden on teachers, further promote a “team school” in which teachers, nursing teachers, diet and nutrition teachers, administrative staff, and support staff such as teacher’s work support staff, school counselors, and school social workers can play a role in cooperation and sharing, and helping children acquire the necessary qualities and competencies, under the management of the principal.
- To respond to various issues faced by students, in addition to assigning school counselors who are experts in psychology to all public elementary and junior high schools and school social workers who are experts in welfare to all junior high schools, promote assignment according to the needs of each local government to focus on issues such as truancy, poverty, and abuse.

[47] Act on Standards for Class Formation and Fixed Number of School Personnel of Public Compulsory Education Schools

○ Integrated improvement in development, recruitment and training of teachers

- Steadily promote integrated reforms in development, recruitment and training for teachers who influence the success or failure of school education. Specifically, based on the revision of the Act on Special Act for Educational Personnel and the report on “Approach to Development, Recruitment, and Training of Teachers Who Will Be Responsible for ‘Japanese-Style School Education in Reiwa’,” enhance training using digital technology, shift to teacher training programs that emphasize the combination of theory and practice, and strengthen and advance the functions of teacher training colleges, faculties, and Graduate Schools of Teacher Education to work towards the Realization of “New Ways of Teachers' Learning.” In addition, we will promote the formation of a high-quality teacher and other personnel group with diverse expertise, considering the diversification of applicants for teaching positions and changes in the life cycle of teachers. In particular, concerning securing human resources for teachers, make every effort to identify and secure excellent teachers with aspirations by promoting the recruitment of teacher license holders, improving selection examination for recruitment of teachers, and communicating the value and reward of teacher work.
- Appropriately evaluate the abilities and achievements of each teacher and other personnel, conduct personnel evaluations for use in human resource development, etc., and promote appropriate reflection of evaluation results in treatment, etc. At the same time, honor outstanding teachers and other personnel to help improve the motivation and improvement of the qualities and competencies of the recipients as well as other teachers and other personnel. Promote appropriate personnel management through measures such as conducting training to improve the guidance of teachers who provide inadequate instruction, providing support through training to prevent the occurrence of inadequate instructional situations, and taking strict measures to address inappropriate work-related issues, including the prevention of child sexual violence by teachers and other personnel, also enhance the labor safety and health management system, including the appointment of industrial physicians, and promote mental health measures for teachers and other personnel.

○ ICT environmental improvement

- Regarding the GIGA School Program, to move towards the next phase, it is necessary to promote the utilization of ICT in daily life, including the development of

the surrounding environment, while being mindful of the importance of human interaction, developmental stages, personal information protection, and health management. To further promote education in which no one is left behind, to transform learning by cultivating the information literacy, and to improve school operations, promote the establishment of operation support centers across Japan, strengthen their functions, and provide thorough support to eliminate disparities in home environment, utilization status, and leadership skills, and create and develop good examples of such centers in earnest. While examining the status of sustainable utilization plans[48] related to maintenance and renewal by each local government, steadily advance the renewal of the 1 device for 1 student of the GIGA School Program, which is being promoted as a national policy, as an essential tool for public education.

○ Improvement in local educational administration

- To steadily develop the educational environment, it is necessary to improve the administrative system and functions in each region, improve the qualities and competencies of secretariat staff, promote collaboration between administrative and educational staff, and improve the administrative system and functions in each region. Strengthen and revitalize the functions of the boards of education, including the participation of diverse human resources in educational administration and the substantive checking function of the boards of education through active discussions, and promote collaboration between the boards of education and the departments under the direct control of the heads of the local governments every day through the General Education Council, etc.

（Higher education）

○ Establishment of a foundation for improving the quality of educational research

- Take necessary measures to strengthen the management capabilities of universities, etc., such as promoting university management with the excellent leadership of the president, using external human resources such as external directors and practical teachers , promoting information disclosure related to university education, and increasing the introduction of external funds.
- Ensure measures to provide operating expenses grants for national universities and private schools, and provide focused support to universities working on reform. For

[48] Based on “Comprehensive Economic Measures to Create a Future with Security and Growth” (Cabinet Decision on December 5, 2019).

national university corporations, provide support for the realization and acceleration of their respective missions through the fourth medium-term target period, and improve reform incentives by allocations based on objective indicators such as achievements and results of educational and research activities. For private universities, etc., promote the formulation of medium-term plans based on the opinions of a wide range of stakeholders to continue to meet the demands and expectations of society, and promote initiatives to demonstrate diverse characteristics and qualitative enhancement in private school subsidies, as well as the allocation of funds to promote reforms. At the same time, to build a pluralistic financial base, promote the introduction of private funds such as donation income by disseminating information on advanced cases.

○ Cooperation and integration of higher education institutions

- Estimate the number of students who will attend universities, etc., in each region in the future, encourage each higher education institution to use them as a reference to develop their future management strategies, examine the overall scale of higher education and take necessary measures.
- Promote the creation of a “regional cooperation platform” where local higher education institutions, local governments, and industry regularly discuss visions for the future of the region and the use of the “ universities, etc., cooperation promotion corporation system” to enhance education and research by effectively utilizing human and material resources among multiple universities, etc.,
- To smoothly promote collaboration and integration across national, public, and private borders while ensuring the succession of knowledge created through education and research, take necessary measures such as a single-corporation, multi-university system for national universities, a core faculty system that allows entry at multiple universities, etc., under certain requirements, and steady operation of a system to facilitate business transfer at the faculty or department level.

[Indicators]

(Elementary and secondary education)

- Shortening of the number of hours teachers staying at schools, etc.
- Increase in the percentage of boards of education that disclose the status of work style reforms and hours staying at school
- Increase in the percentage of boards of education that engage teacher’s work support staff and other support staff to reduce the workload on teachers

- Increase in the number of special licenses awarded
- Improvement of initiatives to secure excellent human resources through selection examination for recruitment of teachers
- Improvement of initiatives for effective teacher training
- Improvement of concurrent teacher licenses for elementary and junior high schools
- Maintaining 1 device for 1 student standard (number of students per computer used for education)
- Increase in the level of 1 device for 1 instructor (number of teachers per computer used for instructions)
- Increase in the percentage of schools that have the necessary communication speed, such as 2 Mbps or more per student, in consideration of the simultaneous connection rate, depending on the school size
- Increase in the percentage of municipalities with sufficient support systems in place for the smooth operation of 1 device for 1 student environment
- Increase in the frequency of lessons using ICT equipment (repost)
- Increase the number of assigned ICT support staff

（Higher education）

- Improve the status of acquiring external funding at universities
- Increase in the percentage of incorporated educational institutions that have established universities, junior colleges, etc., which have formulated medium-term plans for their business through a resolution of the board of trustees
- Increase in the number of universities engaged in inter-university collaboration

Target 13 Ensure Quality Learning Regardless of Economic and Geographical Conditions

Work to reduce the burden of educational costs and provide support for learning in remote and underpopulated areas so that anyone can receive a high-quality education if they wish, regardless of their family's economic situation or geographical conditions.

[Basic Policy]

○ Financial assistance to reduce the burden of educational expenses

- Continue to provide free use of kindergartens, daycare centers, and centers for early childhood education and care for children from 3 to 5 years old.
- Regarding educational expenses related to compulsory education, in addition to no tuition fees at national public schools and free textbooks at national public and private schools, continue to provide financial support for attendance at school to

families with financial difficulties to ensure appropriate educational opportunities.

- Concerning educational expenses for upper secondary education, support for high school tuition will be provided through the High School Tuition Support Fund, and the burden of educational expenses other than tuition for low-income households will be reduced through the High School Supplemental Scholarship Fund.
- Regarding the new financial support system for higher education that combines grant-type scholarship loans and reduction or waiver of tuition and enrollment fees, the target will be expanded to the middle class, such as multi-child households and students in science, technology, and agriculture, and will take into consideration the implementation status and financial resources, etc. At the same time, consider further necessary measures to expand support for tuition fee reductions and exemptions for students in multi-child households (expansion of eligible annual income, raising the percentage of support for each annual income category, etc.). Review the reduced return system for loan-type scholarships and further establish a deferred payment system for tuition fees at the master's level of graduate schools, further examine how to fully implement it[49] to enhance financial support for higher education. The new financial support system for higher education will be disseminated to those in charge of career guidance at the elementary and secondary education level, parents, etc., to promote the use of the system.

○ Support for learning in remote and depopulated areas

- Continue to provide schooling support to elementary and junior high schools, including the purchase of school buses and boats and subsidies for long-distance commuting expenses. Provision of schooling support, such as commuting and living expenses, will be continued for students who commute to high schools from remote islands where no high schools have been established.
- To ensure that children can receive a fulfilling education anywhere in Japan by utilizing digital technology, develop an ICT environment based on the GIGA School Program, and take initiatives such as remote joint learning through collaboration between schools that make the most of ICT. In addition to providing support for students, work to promote distance education by using the high school network to create subjects that match students' career aspirations and to enhance instruction by the level of proficiency. In addition, promote high school characteristics and attractiveness through collaboration with the local community and enhance educational activities with the region as the field.

[49] Same as note 35.

- However, the school should also consider measures to enable diverse students to continue their studies at their current schools and realize diverse learning at the high school level, and take necessary measures based on the results of such consideration. (repost of Target 7)
- In addition to the need to strengthen the social development function of schools, from the perspective of promoting initiatives that consider the nine years of compulsory education, enhance integrated and coordinated elementary and junior high school education by utilizing the compulsory education school system in consideration of local conditions, utilizing special curriculum exceptions in integrated elementary and junior high school education, and implementing a subject-based teacher assignment system for upper elementary school students.

○ Support for learning during a disaster
- Support the reopening of schools in the event of a disaster, ensure school safety, and ensure an educational environment that includes psychological care, study support, and school attendance support for children and students affected by the disaster.

[Indicators]
- Improve the disparity in high school enrollment rates between all households and households receiving public assistance
- Improve the proportion of children from resident tax-exempt households, households dependent on public assistance, single-parent households and foster homes attending universities, etc.
- Decrease in the number of high school dropouts citing economic reasons over 1 year
- Decrease in the percentage of dropouts from universities, etc., citing economic reasons in the year as a percentage of total students
- Increase in the number of universities engaged in inter-university collaboration (repost)
- Increase in efforts to use ICT equipment to allow students to interact with people in facilities outside of school (other schools, social education facilities, private companies, etc.)
- Increase the number of online courses offered for various subjects(only for high schools) to improve the quality of learning in high schools

Target 14 Cooperate and Collaborate with NPOs, Companies, and Local Organizations

Cooperate and collaborate with NPOs, companies, local organizations, etc., to enable

diverse stakeholders outside the school to provide learning opportunities, ensure a diverse support system, and promote diversified learning and activities integrated with the community.

[Basic Policy]

○ Cooperation with NPOs

- Actively collaborate with private facilities such as free schools, NPOs, etc., and through cooperation and complementary efforts, provide various support so that no child or student facing challenges will be left behind.

○ Cooperation with companies, etc.

- Promote enhancement of opportunities for real-life experiential activities with the cooperation and collaboration of local communities, companies, schools, etc. In doing so, efforts will be made to build a portal site that comprehensively aggregates information on experiential activities and to create a regional promotion system for experiential activities.
- Promote the spread of entrepreneurship experience, work experiential activities, and work experiential activities (internships) in which schools collaborate with local companies.
- Promote collaboration with companies, local governments, etc., in building recurrent education systems and developing educational programs.

○ Cooperation with sports, cultural and arts organizations

- We will cooperate and collaborate with community sports, cultural/arts organizations, etc., and steadily advance the integrated development of an environment for regional collaboration of school club activities and the transition to community sports and cultural club activities while responding to local circumstances.

○ Cooperation with medical and health institutions

- Relevant ministries and agencies will work together to facilitate a system of cooperation among boards of education and departments under the direct control of the heads of the local governments, medical associations, dental associations, pharmaceutical associations, school health associations, and local medical and health institutions.

○ Cooperation with welfare institutions

- To address the welfare issues surrounding elementary, junior high and high school students, enhance the placement of school social workers, who are welfare specialists, in all junior high school districts, and meet the needs of local governments. Promote seamless, comprehensive support for elementary, junior high and high school students with various concerns and anxieties by collaborating with the welfare department, the boards of education, and schools.

○ Cooperation with the police and the judiciary

- For bullying that should be considered a criminal act, report and consult with the police at an early stage and work closely with the police to ensure a thorough response.
- Strive to establish a legal consultation system related to educational administration so that lawyers and others can be proactively involved from the initial stage of dealing with various issues, such as excessive demands on schools and boards of education.

○ Cooperation with relevant ministries and agencies

- In promoting educational policies, aim to coordinate with policies in other fields such as sports, culture, art, science and technology, children and youth policies, welfare policies, medical and health policies, labor policies, tax policies, and financial policies. Promote collaboration between related ministries and agencies in the national government and between boards of education and departments under the direct control of the heads of the local governments.

[Indicators]

- Increase in the percentage of schools that recognize that community and parental understanding of their schools has increased (repost)
- Increase the percentage of workplace visits (elementary schools), work experience (junior high school), and internship activities (high schools) conducted
- Improvement of the status of the legal consultation system related to education administration in prefectures and designated cities

Target 15 Development of a Safe, Secure, and Quality Education and Research Environment/Ensuring the Safety of Students

Regarding school facilities, to realize a new era of learning while ensuring safety and security, promote integrated development such as improvements to the educational

environment and prevention of deterioration, and enhance the educational environment inside and outside the school, including teaching materials, school libraries, and social education facilities. Also, promote the improvement of education and research infrastructure at private schools. Furthermore, promote school safety so children can lead a safe and secure school life.

[Basic Policy]

○ Improvement of school facilities

- To realize a new era of learning while ensuring safety and security, public schools should be systematically and efficiently upgraded to improve the educational environment and to prevent deterioration through life extension and renovation, etc., while also taking earthquake-resistant measures for non-structural components and strengthening disaster prevention functions of school facilities that also serve as evacuation centers (including western-style toilets, air conditioning, and barrier-free facilities) as well as taking flood control measures. Regarding national universities, etc., based on the “5th Five-Year Plan for the Improvement of Facilities at National University Corporations,” steadily implement measures to systematically counter aging school facilities, strengthen the functions of universities, etc., and develop infrastructure to support co-creation hubs. For private schools, promote the early completion of seismic retrofitting, strengthen of disaster prevention functions such as measures to prevent the fall of non-structural components, and make facilities highly functional by making them barrier-free.

○ Improvement of teaching materials at schools

- Promote the preparation of textbooks based on the curriculum development plan, etc., in compulsory education schools.
- Promote the improvement of school libraries through the availability of books and newspapers and the assignment of school librarians following the “Five-Year Plan for Improvement of School Libraries”, as well as through facilitating cooperation among various institutions including public libraries, and the local community

○ Improvement of educational and research infrastructure at private schools

- Given the role played by private schools, continue to promote measures related to the development of educational and research infrastructure, maintain and improve the educational conditions of private schools, reduce the financial burden on students, etc., and improve the soundness of their management.

- To establish a solid financial foundation for each incorporated educational institution, make efforts to develop an environment further to procure diverse funds such as donation income. Additionally, take initiatives to promote donations to private schools, including disseminating and promoting the donation tax system and introducing advanced cases.
- Each incorporated educational institution will work to strengthen its autonomous governance based on the philosophies, analyze its management situation, fully grasp the needs of students, communities, and society, and strengthen the provision of necessary information, management consultation, and management guidance so that the incorporated educational institution can make accurate management decisions on its own, such as strengthening departments that become its strengths and reviewing unprofitable departments. In addition, incorporated educational institutions with management issues will be provided guidance to improve their management or to enable them to make early and appropriate management decisions, including mergers with other corporations and withdrawals, when management improvement is not expected and is necessary from the perspective of student protection. At the same time, encourage the active disclosure of financial information of incorporated educational institutions.

○ Public-private partnerships for educational facilities
- Collect and provide information on the utilization of public-private partnerships in school facilities, such as the establishment of complex facilities and the use of unused time, by verifying issues and possibilities, with a view of creating school facilities as core bases in the community.

○ Promotion of school safety
- To enable elementary, junior high and high school students to engage in activities enthusiastically and learn without concern, ensuring their safety is indispensable. Therefore, based on the “Third Plan for the Promotion of School Safety,” promote organizational measures related to school safety, promote school safety through cooperation and collaboration with families, local communities, related organizations, etc., promote safety education at schools, and safety management at schools.
- Commit to securing the educational environment, including ensuring school safety in the event of a disaster and strengthening the disaster-prevention functions of school facilities. At the same time, enhance disaster prevention education.

[Indicators]

- Increase in the implementation rate of countermeasures against aging at public elementary and junior high school facilities that have significantly deteriorated
- Increase in the implementation rate of countermeasures against aging at national university corporations and other facilities (including lifelines) that significantly impede educational and research activities
- Promote seismic retrofitting of private schools (accomplished early seismic retrofitting)
- Increase in the percentage of incorporated educational institutions that have established universities, junior colleges, etc., which have formulated medium-term plans for their business through a resolution of the board of trustees (repost)
- Improved situation of acquiring external funding for incorporated educational institution
- Reduce the number of accident occurrences involving disability or serious injury under school management
- Reduce the number of deaths of students under school management to as close to zero as possible

Target 16 Develop Plans and Follow-up Through Dialogue with Each Stakeholder

Regarding the formulation and follow-up of the Basic Plan for the Promotion of Education, promote the formulation and implementation of plans that incorporate stakeholders' opinions, such as consultation and dialogue with each stakeholder, including children, and reflecting them in the plan.

[Basic Policy]

○ Gathering opinions and holding dialogue with each stakeholder (including children)

- Regarding the formulation and follow-up of national and local government plans, the opinions of and dialogue with the relevant stakeholders, such as the educational field, relevant local governments (departments under the direct control of the heads of the local governments and boards of education), children, students, guardians, learners, and higher education institutions such as universities, etc., should be heard and reflected in subsequent measures, and an effective PDCA cycle will be established by doing so. Through this process, the participation of all parties involved in the planning and implementation process will be promoted, and momentum will be created to implement effective plans.

[Indicators]

- Improvement in gathering and reflecting the opinions of each stakeholder (including children) in formulating the Basic Plan for the Promotion of Education by national and local governments.

次期教育振興基本計画について

（答申）

令和５年３月８日

中央教育審議会

（目次）

はじめに 1

Ⅰ．我が国の教育をめぐる現状・課題・展望 3
（１）教育の普遍的な使命 3
（２）第３期計画期間中の成果と課題 4
（３）社会の現状や変化への対応と今後の展望 6
（４）教育政策に関する国内外の動向 8

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針 8
（総括的な基本方針・コンセプト） 8
（１）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 9
（２）日本社会に根差したウェルビーイングの向上 9
（５つの基本的な方針） 11
①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 11
②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 .17
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 20
④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 21
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 24

Ⅲ．今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方 28
（１）教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方 28
（２）教育投資の在り方 31

Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策 36
目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 37
目標２　豊かな心の育成 41
目標３　健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 45
目標４　グローバル社会における人材育成 47
目標５　イノベーションを担う人材育成 50
目標６　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 53
目標７　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 55
目標８　生涯学び、活躍できる環境整備 61
目標９　学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 63
目標１０　地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 64

目標１１　教育 DX の推進・デジタル人材の育成 65
目標１２　指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化.....68
目標１３　経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 72
目標１４　NPO・企業・地域団体等との連携・協働.....74
目標１５　安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保.....75
目標１６　各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ 77

はじめに

○　我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから 150 年を迎える令和４年の２月、文部科学大臣から、次期教育振興基本計画の策定について検討するよう、中央教育審議会に対して諮問があった。

○　これを受け、中央教育審議会においては、教育振興基本計画部会を設置し、計 14 回にわたり議論を重ねてきた。その際、関係団体ヒアリング、パブリックコメント、ユース政策モニターの活用などにより、多様なステークホルダーから可能な限り幅広く意見を募り、審議に反映するよう努めてきた。計画部会をはじめとして、各分科会及び総会において闊達な議論が行われ、各委員の真摯な検討の結果、このたび成案を得るに至ったので、ここに答申するものである。

○　我が国の教育制度は、明治５年に「学制」が公布されて以来、150 年にわたる幾多の改革を経て現在に至る。今般の新たな教育振興基本計画の策定は、教育の発展に尽力してきた先人の努力に思いを致すとともに、未来に向けて教育の在り方を構想するにふさわしい節目の時期に行われるものと言えよう。次期計画の策定に当たっては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」を検討の視座として審議を行った。

○　第３期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされた。少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society 5.0 を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。

○　審議会では、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で教育政策の在り方について議論するとともに、初等中等教育から高等教育、社会教育・生涯学習の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉えて審議を行った。

○　本答申は、次期計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、５つの基本的方針と 16 の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している。政府においては、本答申の趣旨を十分に踏まえて新たな教育振興基本計画を策定し、各省庁が連携して、計画が着

実に実行されるよう取り組んでいくことを求めたい。また、各地方公共団体においても、答申で示す方針や施策を実効性のあるものとするために、政府の基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう取り組まれたい。

○　我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて我が国の教育政策が展開されるよう教育関係各位による取組の推進を期待する。

Ⅰ．我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

（１）教育の普遍的な使命

○　明治５年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和４年で 150 年を迎えた。この間、各般の教育改革を経て、我が国の教育は国際的に高い水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してきた。

○　近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態をもたらし、平成 18 年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。

○　同法第１条においては、教育の目的として「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されるとともに、第２条においては教育の目標として、①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと、②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと、③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと、⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、が規定されている。第４条においては、すべての国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける機会を与えられる「教育の機会均等」が規定されている。

○　これら教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。教育振興基本計画は、「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。「流行」を取り入れてこそ「不易」としての普遍的使命が果たされるものであり、不易流行の元にある教育の本質的価値を実現するために、羅針盤の指し示す進むべき方向に向けて必要な教育政策を着実に実行していかなければならない。

（２）第３期計画期間中の成果と課題

○　教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第１期、第２期、第３期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。

○　第１期教育振興基本計画（平成 20 年７月１日閣議決定）においては、今後１０年間を通じて目指すべき教育の姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第２期教育振興基本計画（平成 25 年６月 14 日閣議決定）においては「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進した。

○　第３期教育振興基本計画（平成 30 年６月 15 日閣議決定）においては、第２期計画の理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めた。

○　こうした取組の成果として、まず初等中等教育段階においては、PISA 等の国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGA スクール構想により１人１台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備が飛躍的に進展した。また、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が図られた。また、インクルーシブ教育システムを推進するため、通級による指導に係る教員定数の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。

○　高等教育段階においては、グランドデザイン答申[1]を踏まえ、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメント[2]や質保証システムの確立、高等教育機関の連携・統合のための体制整備、大学設置基準の改正等、学修者本位の教育への転換に向けた取組を推進した。

○　さらには幼稚園等から大学等までの学校段階を通じた教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が行われた。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。また、質の高い教育研究環境の整備を推進するとともに、安全・安心の確保に向けて施設の長寿命化や耐震化などが一定程度進展した。

○　一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。ま

1　「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月中央教育審議会）

2　「教学マネジメント指針」（令和２年１月中央教育審議会大学分科会）

た、学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。

○　近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。なお、不登校が家庭の貧困につながるとの懸念も指摘されている。

○　学校における働き方改革については、その成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。

○　近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。

○　地域の教育力の低下や、地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される中で、地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっている。

○　社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育[3]、とりわけリスキリングの重要性が指摘されている。また、人生 100 年時代において、高齢者を含めた全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とすることが重要である。

○　大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるため、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。また、博士課程進学率が低い傾向[4]が続いており、博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備等による進学意欲の向上が求められる。さらに、社会人の受入れを一

[3] リカレント教育とは、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（recurrent：循環）。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

[4] 人文・社会科学系においては修士課程進学者も少ない。

層推進していく必要がある。

○　学校施設については、老朽化の進行や多様な教育内容・方法等への対応が依然課題となっていることから、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備を継続的に行っていく必要がある。

（３）社会の現状や変化への対応と今後の展望

○　現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字[5]を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの３回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第３期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機に対応する強靭さ（レジリエンス）を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題である。

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなった。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなったが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされた。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。

○　2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。

○　予測できる社会の変化としてはまず、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の２／３に減少すると推計されている。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要である。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められる。

○　デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AIやロボットの

[5] Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）。

発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくことが見通される。

○　経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030)」[6]では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来（Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。

○　社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。

○　成年年齢や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。

○　また、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。

○　今後目指すべき未来社会像として、第６期科学技術・イノベーション基本計画[7]において、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0（超スマート社会)」が示されている。

○　これら社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。

○　こうした認識の下、目指すべき社会像の中での教育の在り方を本計画において示すものである。

---

6 OECD「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030)」（2019 年 5 月）（原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019）

7 「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月 26 日閣議決定）

（４）教育政策に関する国内外の動向

○　第３期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申[8]、「令和の日本型学校教育」答申[9]、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第３次学校安全の推進に関する計画の策定」答申[10]、「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申[11]が示された。また、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会において、各政策分野の審議まとめ等が取りまとめられるとともに、文部科学省に設置された各種の有識者会議において教育政策に係る提言がなされた。

○　また、教育未来創造会議第一次提言[12]、総合科学技術・イノベーション会議の教育・人材育成に関する政策パッケージ[13]、経済産業省の未来人材ビジョン[14]など、関係省庁においても、教育政策に関する議論・提言が行われている。

○　国外では、経済協力開発機構（OECD）において、2030 年の教育を見据えた「ラーニング・コンパス 2030（学びの羅針盤 2030)」が示されるとともに、ユネスコでは「教育の未来」グローバルレポート[15]が取りまとめられている。

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針

（総括的な基本方針・コンセプト）

○　上述の我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では 2040 年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

---

8 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申)」（平成 31 年１月中央教育審議会）

9 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申)」（令和３年１月中央教育審議会）

10 「第 3 次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申)」（令和４年２月中央教育審議会）

11 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申)」（令和４年 12 月中央教育審議会）

12 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言)」（令和４年５月 10 日教育未来創造会議）

13 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和４年６月総合科学技術・イノベーション会議）

14 「未来人材ビジョン」（令和４年５月経済産業省）

15 UNESCO 教育の未来に係る国際委員会「『教育の未来』国際レポート」(2021 年 11 月）（原文 UNESCO International Commission on the Futures of Education. Reimagining our futures together: a new social contract for education, UNESCO, 2021）

（１）2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

○　グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0 においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

○　こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。

○　Society 5.0 においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

（２）日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○　ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

○　ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。

○　すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

○　ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されており、これは個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）を重視する欧米的な文化的価値観に基づく側面がある。同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがあるが、我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している。このため、我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国の特徴や良さを生かすものとして国際的に発信していくことも重要である。

○　日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。なお、協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調という考え方が重要であるとともに、物事を前向きに捉えていく姿勢も重要である。

○　ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

○　子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビ

ーイングにもつながるものとなる。

○　さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

○　ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

○　第２期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第３期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

（５つの基本的な方針）

○　本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の５つの基本的な方針を定める。

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

①　グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

（社会の持続的な発展に向けて）

○　将来の予測が困難な VUCA と言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変

化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。

○　少子化・人口減少が著しく進展する我が国がこれからも活力あふれる社会として持続していくため、質の高い教育により一人一人の生産性や創造性を一段と伸長させていくことが急務であり、以下に示す取組を進めていかなければならない。

（主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向）

○　我が国の子供たちは社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されている。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要である。このことはOECDのラーニング・コンパスにおける生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視とも軌を一にする方向性である。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していく必要がある。なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられる。

○　あわせて、社会の持続的な発展のためには、その時代において将来を見通したときに求められる分野の人材を養成することが必要である。現在、デジタルやグリーン（脱炭素など）等がこれからの社会における価値創造にとって重要な分野であることが見通されており、こうした成長分野における人材養成へのシフトを機動的に行っていく必要がある。また、社会の課題が多様化・複雑化する中、個々の専門知のみによる課題解決が困難となるなど、文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成が求められており、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などによる、「総合知[16]」の創出の重要性が指摘されている。こうした観点から、発達の段階に応じて文理横断的・探究的な学習を推進するとともに、大学においては、これまで培われてきた専門知の深化や横断性・学際性の向上に加え、従来の学部等の組織の枠を超えた文理横断・文理融合教育を推進することが求められる。併せて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むこと

16 多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと。（「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和４年３月 17 日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局））

が必要である。

（主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証）

○　「令和の日本型学校教育」答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。

○　学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、高等教育や生涯学習・社会教育においても重要である。生涯の人格形成の基礎となる幼児教育や義務教育で培ってきた資質・能力や学習意欲を、後期中等教育、高等教育において損なわずに更に伸長させていくことができるよう、高等学校教育改革、大学入学者選抜の改善、大学等における課題解決型学習（PBL）等によるアクティブ・ラーニングの充実などに取り組む必要がある。その際、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や態度を育むという視点をもって、教育課程の編成・実施や質保証の取組を行うことが重要である。

○　また、大学教育については、教育改善に積極的に取り組む大学と消極的な大学とに二極化しているという指摘や、改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表層的なものにとどまっており、授業科目レベルでの教育の改善にはつながっていないといった指摘がされている。こうしたことも踏まえ、全ての大学において、「３つの方針」に基づく体系的かつ組織的な大学教育の展開や、学生や社会の声も反映した大学教育の成果の点検・評価等による教学マネジメントの確立等といった内部質保証の充実が行われ、学修者本位の教育が実現されるよう、各大学の取組を促していくことが重要である。

（グローバル人材育成）

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要がある。また、グローバル競争が激化する中、世界の中で我が国が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材を育成していくことが求められる。

○　日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グロー

バルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。

○　また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。

○　その際、グローバル化に対応した教育システムの国際標準や平準化が今後進められることが予測される中で、日本の教育の位置付けを検討していくことが求められる。

（持続可能な社会の創り手の育成に貢献するESD（持続可能な開発のための教育）の推進）

○　持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献するESDは、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。

○　ESDの推進はグローバル人材の育成にも資する取組であり、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

（多様な才能・能力を生かす教育）

○　近年、海外において多様な才能を有する人物のアイデアにより非連続なイノベーションが創出され、企業価値や行政機能が高められた事例が注目されている。他方、我が国においては、これまで学校教育において一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸長していくのかという議論が十分行われてこなかった。子供たち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題である。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、同質ではなく異質なものとの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求め

られる。

（地域・産学官連携、職業教育）

○　地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められる。

○　社会経済の発展をけん引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少すると推計されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。

○　そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高等学校等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）[17]をあらゆる学校段階で推進していくことや、機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。

○　学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。

○　大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

[17] 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

（マルチステージの人生生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

○　人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることが重要である。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、国や地方公共団体等は個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要がある。

○　生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。さらに、公開講座や文化・スポーツ活動など、大学が有する地域における学びの拠点としての機能も重要である。

○　また、生涯学習の推進に当たっては、ICT の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

（リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

○　我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアッ

プデートできる高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要である。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出すことが求められる。また、就職・転職といった自らの意思による労働移動も含む選択肢の増加や、それに伴う社会経済的地位の向上が図られることも重要である。そのためには、学修歴や学修成果の可視化、学位と資格等との関係性の可視化、学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が必要である。

○　その際、産学官で具体的な対応策に向けた対話・連携を図ることが不可欠である。産業界がSociety 5.0において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

○　一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。

○　近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子供の心身の健康には多様な課題が生じている。さらに、特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり、医療的ケア児や病気療養中の子供に対する支援も重要である。性的マイノリティに係る児童生徒等へのきめ細かな対応も必要である。特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。

○　誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に

取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。

○　その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要である。

○　また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取ったDE&I（Diversity, Equity and Inclusion）の考え方も重視されてきている。

○　加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられるようにすることが重要である。

○　こうした方向性は初等中等教育以降の教育段階においても重要であり、例えば大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある人々への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。

○　一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障害の有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、国内外において外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供が交流・協働する体験活動やキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要である。

○　これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏りから脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壌として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。そのためには、子供のみならず大人も含めて、多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となることが必要である。加えて、これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことも重要である。

○　こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するととも

に、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められる。また、組織や集団における多様性の尊重は、イノベーション創出にもつながる重要な考え方である。

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

○　「令和の日本型学校教育」答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子供の状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを推進していくことも重要である。高等教育においては、グランドデザイン答申をはじめとする累次の答申・審議まとめ等において、多様な価値観を持つ多様な人材が集まるキャンパスにおいて、一人一人の学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供していく方向性が示されている。こうした目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならない。

○　その際、第３期計画期間中に飛躍的に整備された ICT 環境を効果的に活用していく必要がある。GIGA スクール構想による１人１台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や、登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシリビリティの向上も期待される。ICT を活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。

○　児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものである。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められる。また、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが求められる。

○　コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであって、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向

けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。

○　あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

○　社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

○　地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

○　このため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成とともに、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

（公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充）

○　デジタル田園都市国家構想基本方針[18]においてデジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。

○　また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。

○　社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

（生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進）

○　生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生 100 年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものである。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きい。

○　また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

（DX に至る３段階）

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進

18 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定）

展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース活用、Web3.0 等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野において ICT を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である。

○　デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の３段階があると言われている。第１段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。第２段階のデジタライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材を組み合わせている現状から、デジタル教材のリコメンドを参考に教材の最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第３段階のデジタルトランフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

○　教育 DX を推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要がある。

○　GIGA スクール構想による１人１台端末の実現をはじめ、第３期計画期間中に全国の小中高等学校等における ICT 環境整備は飛躍的に進展した。これにより第１段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第１段階を着実に実行しつつ、当面、第３段階を見据えながら、全国全ての学校で、第１段階から第２段階への移行を着実に進めることが求められる。その際、デジタル技術とデータを活用して知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す将来的な第３段階の構想について、ICT 活用やデータ利活用のイメージを教育行政や教師をはじめとする教育関係者が共有した上で取組を進めるとともに、第３段階に相当する先進事例の創出に取り組むことが重要である。イメージは、利活用の場面（教育や学習のリソースとしてのデジタルの活用、教育データの利活用など）の分類・整理をした上で示すとともに、そこに至るまでにクリアすべきハードル・時間軸を整理していくことが有用である。また、DX 時代の到来に備えて、制度設計を見直していく検討も求められる。

○　DX の推進に当たっては、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要である。教育 DX を進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成こそが目指されるべきである。

（各学校段階における教育 DX の推進）

○　初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能

力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT 環境整備の更なる充実が求められる。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務 DX を通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要がある。

○　高等教育においては、コロナ禍において世界的に遠隔・オンライン教育が進展し、高等教育の新たな可能性を開くものとなった。面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。また、社会の DX を支える DX 人材の養成も重要である。

○　生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。

○　これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。その際、地域や学校間の格差拡大につながらないよう、十分な支援が必要である。

○　また、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要である。

○　さらに、子供の貧困や虐待、いじめなどの困難の中には実態が見えにくく、子供に支援が届きにくいという課題がある中で、関係機関とも連携して学校の福祉的役割[19]をより発揮していくためには、自治体においてデータを連携させることで子供の SOS を把握し、プッシュ型支援につなげていくことが重要である。

○　データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いとデータの活用のバランスが問題となる。今後、DX の推進により更に充実した指導や支援が提供されていくことに鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めるべきである。その際、保護者等に対するデータ利活用のメリットや技術的な安全性等についての説明を行うことにより理解を得ていくことが求められる。

○　DX の推進のプロセスにおいては、国や地方公共団体の各レイヤーでルールや標準化を進めるとともに、個々の学校においてその権限に基づき業務フローの

[19] 子供たちが人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えることであり、困難を抱える子供を、学校を通じて福祉的・医療的支援につなげることも含まれる。

改善を行うという、両輪で推進していくという視点も重要である。

（デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性）

○　学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められる。また、リアル（対面）による授業や課外活動の役割も教育において不可欠である。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要である。これらの最適な組合せは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要がある。

○　例えば、大学においては、遠隔・オンライン教育のメリットとして、自分のペースで学修できることや自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないこと、友人と授業が受けられないこと、身体的疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔・オンライン教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。

○　小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。その際、教科内のみならず学校教育活動全体の中でのリアルとデジタルの組合せの検討や、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要である。さらに、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられる。

○　一方、コロナ禍においては、子供たちのリアルな体験機会が大きく減少しており、地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要である。

○　これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められる。

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（教育政策推進の実効性の確保）

○　基本的な方針の①～④までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状況によらず子供たちの学びを確保するための支

援、指導体制・ICT 環境の整備、地方教育行政の充実、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

（経済的状況によらず学びの機会を確保するための支援）

○　子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

（指導体制・ICT 環境等の整備）

○　我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の仕事時間は国際的に見て長くなっていることに加え、教師不足の問題が顕在化している。本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化・複雑化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、令和４（2022）年度に実施した教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた処遇等の在り方を検討していく必要がある。

○　加えて、ICT 環境の充実は計画の実効性の確保のために不可欠である。１人１台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務の DX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師の ICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。

○　さらに、学校教育の成否を左右する教師について、その質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える仕組みを構築する必要がある。

○　これらの取組を推進していくためには、地方教育行政の充実を図ることが必要であり、教育委員会の機能強化・活性化や教育委員会と首長部局の連携等を推進することが求められる。

○　大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RA の活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

（NPO・企業等多様な担い手との連携・協働）

○　「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組む NPO 法人、子供たちの体験活動の機会提供や ICT 教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外の様々な機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。

○　その際、地域によっては学校外の多様な担い手が十分に確保できない状況もあり、連携・協働の広がりを通じて担い手の育成・確保を図るという視点や ICT の活用を組み合わせて取り組んでいくことも重要である。また、学校と学校外の多様な担い手をつなぐコーディネーターの役割も重要となる。

○　また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るための取組を引き続き推進する必要がある。

○　こうした取組の推進に向けて、文部科学省と関係省庁との連携も必要である。

（安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備）

○　目指すべき新しい時代の姿として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応しデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保が重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。

○　また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

（私立学校の振興）

○　建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の振興は重要であることから、私学助成の性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化することが重要である。また、寄附金収入等の多元的な資金調達のための環境整備や、各学校法人が、自ら経営状況を的確に分析し、早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施するなど、私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することが重要である。

（児童生徒等の安全確保）

○　「第３次学校安全の推進に関する計画」[20]に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

（こども政策との連携）

○　令和５年４月に施行されるこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携[21]を図りながら取り組む必要がある。

（各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ）

○　計画策定に向けては、教育関係団体や関係省庁から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。本計画の策定に当たっては、関係団体等からのヒアリングやパブリックコメントの実施に加え、生徒・学生からのヒアリング、内閣府「ユース政策モニター」の子供・若者との意見交換・アンケートなどを実施し、寄せられた意見等を踏まえて検討を行った。また、データなどのエビデンスも踏まえた対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び

20　「第３次学校安全の推進に関する計画」（令和４年３月 25 日閣議決定）
21　例えば、こども家庭庁における、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定、第三者性の確保や重大事態への対応改善などのいじめの防止対策の体制強化、こどもや若者から直接意見を聴く仕組みづくりなどとの連携。

首長部局)、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

Ⅲ．今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

（１）教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

○　教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。

○　特に、教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであって、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえた教育活動が行われている。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。

○　また、他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性がある。こうしたことにも留意しつつも、エビデンスを踏まえた取組により国民の理解が得られるよう、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。その際、定量調査のみならず、定性調査を含めて調査手法を検討し、把握・分析を行っていくことが重要である。

○　データなどの調査結果に基づき、教育現場や行政機関、子供、学生、保護者、学習者、研究者、大学等の高等教育機関など多様な関係者が対話を行い、政策や実践の改善につなげていくという視点も重要である。また、これからの社会を見通した教育の在り方や教育政策、実践などについての研究を深化させていくことも重要である。

（教育政策の PDCA サイクルの推進）

○　各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。

○　その際、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上と併せて、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適

切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等をしたりしながら、取り組んでいくことが重要である。

（教育政策の企画・立案段階）

○　教育政策の企画・立案段階においては、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。このためには、いわゆるロジックモデルの活用も有効である。過去の取組のフォローアップや政府統計を含む多様なデータとその分析、教育現場との連携等を通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案を行うとともに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を通じ、客観的な根拠を把握し生かす仕組みを組み込んでおくことが重要である。

○　同時に、不確実性が高く変化の激しい時代においては、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応することが求められており、政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行うことができる仕組みを立案段階で組み込むことが必要である[22]。

（教育政策の実施段階）

○　客観的な根拠を重視した施策を展開するため、以下のような観点を重視する必要がある。

・各施策の進捗状況に関する毎年のフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施する。

・客観的な根拠を重視した施策展開を具現化するため、教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も含め、現場感覚を持って的確に状況を把握し、そこから得られた問題意識や政策ニーズを適切に反映させた企画立案等を行うことのできる行政職員を育成する[23]。

・収集したデータや分析結果を学校現場に分かりやすくフィードバックし、教育関係者が教育活動の改善に生かせるよう活用を推進する。

・国と地方公共団体とで、多角的な分析に基づいて、企画・立案などを行った先進事例等に関する意見交換や情報交換を進め、客観的な根拠を重視した施策を推進する。

---

[22]「行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言（令和４年５月 31 日）」等において、PDCA サイクルを回し、環境変化に対応しながら政策効果を上げることを追求すること、経験のない課題について、考え得る最善の政策でチャレンジし、トライ＆エラーで精度を向上する視点等の重要性等が指摘されている。

[23] 育成が必要な資質・能力としては、客観的な根拠（調査、統計、資料）の収集、加工等の方法、政策立案・検証の方法、多様な分析の視点となる学術的な知識を想定している。育成に当たっては、国等が行う講習会や、放送大学を活用するとともに、地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等も重視する必要がある。

（教育政策の評価・改善段階）

○　政策の評価段階においては、指標の活用等により、各目標の進捗状況を検証、評価する。後述の目標 16 も踏まえつつ教育振興基本計画のフォローアップを実施するとともに、政策評価との整合性を持って実施するよう連携を進めることが重要である。

○　政策の評価に当たっては、関連の深い複数目標間で達成状況を比較したり、相関関係を分析したりするなど、目標横断的な視点からの分析にも留意する必要がある。

○　政策の評価・分析にとどまらず、必要に応じて政策運用の改善や政策手段の入替えを行う等、より効果的・効率的な施策の実施へと改善を図ることが重要である。その際、過去の事例にとらわれず、柔軟に見直しを行うことが重要である。さらには、次期の教育振興基本計画につなげることで、不断の検証改善サイクルの確立を図ることが必要である。

○　政策の評価に当たっては、同種の評価や調査等が重複し、施策担当や教育現場の負担が過度に生じることのないようにすることが重要である。また、調査内容の見直しを含め、適切なデータ収集に努めることが必要である。

（客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成）

○　客観的な根拠を重視した政策の推進を図るためには、そのための基盤形成が重要である。このため、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、教育政策に関する EBPM[24]を推進するための環境整備を進めるとともに、国立教育政策研究所において客観的な根拠に基づく政策に資する研究を行う体制整備を進める必要がある。

○　総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくりのため、多様な分野の研究者との連携を強化しつつ、国による調査の内容・方法の抜本的改善[25]等に取り組む[26]とともに、オープンデータを推進することが必要である。

○　児童生徒１人１台端末環境の実現が進む中で、大規模な教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた対話、政策の評価・改善等を行う[27]等、教育データの利活用を促進するための方策について検討を進める必要がある。

---

[24] 証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和４年６月７日閣議決定）等において、EBPM の取組強化を図ることとしている。

[25] 第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づく文部科学省で実施する統計調査の改善を図る。

[26] インタビューや文献による調査、縦断調査や経年調査等について、外部機関の活用も含め、教育現場の負担にも配慮しながら、調査に応じた適切な方法を検討して実施するなど、調査内容・方法を抜本的に改善することが必要である。

[27] その際、全体の状況や傾向等を把握することを目的とし、具体的な個人等を特定できるような情報は用いない。

（２）教育投資の在り方

（「未来への投資」としての教育投資の意義）

○　教育は、個人の社会的自立の基礎を築き、ウェルビーイングを実現するものであると同時に、教育の成果は、単に個人に帰属するのみならず広く社会全体に還元され、社会の維持・発展の原動力となるものである。

○　教育・人材育成を通じた「人への投資」は成長への源泉であり、国や企業による教育機関や個人への投資は、それを受ける立場に立てば分配の意味を持つ。デジタル化の一層の進展など社会が大きく変革する中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」にほかならない。人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を生み出すためにも、教育への効果的な投資を図る必要がある。

○　すなわち、教育投資は個人及び社会の発展の礎となる「未来への投資」であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。

○　その際、教育投資がもたらす効果には、経済的な効果のみならず、新たな価値の創造や未来への志向性、共生社会の実現、地域コミュニティの形成といった社会の持続・発展に不可欠でありつつも必ずしも数値化できない重要な効果もあることに留意が必要である[28]。また、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることにも留意が必要である。

○　特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努めることなどにより、寄附文化を醸成する必要がある。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

（第３期計画までの教育投資の状況）

○　第３期計画期間においては、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度の創設等により、教育費負担の大幅な軽減が図られた。また、GIGA スク

[28] ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的効果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

ール構想による１人１台端末と高速通信ネットワーク等の ICT 環境の整備、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実、博士後期課程学生に対する経済支援の拡充、学校施設の耐震化の推進など、年々財政状況が厳しくなる中にあっても必要な財源を確保し取組を進めてきた。こうした教育投資の成果として前述の第３期計画期間中の成果と課題に示した国際学力調査における高い学力水準の維持や進学率の向上、教育環境の整備が図られてきている。

○　教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均が 4.4%であるのに対して我が国は 3.0%（いずれも令和元（2019）年度）となっている[29]。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、初等教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均 10,161 ドルであるのに対して我が国は 8,944 ドル（いずれも令和元（2019）年度）となっている[30]。また、租税負担率（対 NI（国民所得）比）は、OECD 諸国の平均 35.4%であるのに対して、我が国は 25.8%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模や GDP の規模など様々な要素を勘案する必要があり[31]、単純に判断することはできないが、政府に

---

29 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

30 教育機関に対する支出の数値である。

31 ＜公財政教育支出の GDP 比（令和元（2019）年度）＞

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）

・就学前～高等教育段階　日本：3.2%　　OECD 平均：4.9%
・就学前教育段階　　日本：0.1%　　OECD 平均：0.5%
・初等中等教育段階　　日本：2.4%　　OECD 平均：3.2%
・高等教育段階　　日本：0.6%　　OECD 平均：1.2%

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、就学前教育段階は OECD stat、就学前～高等教育段階は文部科学省による試算。

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜在学者一人当たり公財政教育支出（令和元（2019）年度）（GDP 購買力平価による米ドル換算）＞

（奨学金等の個人補助を含まない））

・初等～高等教育段階　　日本：8,944 ドル　　OECD 平均：10,161 ドル
・初等中等教育段階　　日本：9,683 ドル　　OECD 平均：9,848 ドル
・高等教育段階　　日本：6,364 ドル　　OECD 平均：12,235 ドル

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜在学者一人当たり公財政教育支出対国民１人当たり GDP 比（令和元（2019）年）＞

（奨学金等の個人補助を含まない）

・初等～高等教育段階　日本：21.1%
　　OECD 平均：21.4%

（出典）「Education at a Glance 2022」より算出

おいては、現下の様々な教育課題に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

（本計画期間における教育投資の方向性）

① 教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

○　第３期計画期間までに実施されてきた、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を引き続き着実に実施する。さらに、高等教育段階においては、令和６年度から、給付型奨学金と授業料減免について、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大するとともに、卒業後の所得に応じて奨学金を柔軟に納付できる仕組みを創設することとし、制度設計の検討を踏まえ、必要な制度改正等を行う。

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

○　人生 100 年時代や Society 5.0 の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、幼児教育、義務教育、後期中等教育までの初

＜学校教育費等の公私負担割合（令和元（2019）年度）＞

・就学前教育段階	日本：公費 66%，私費 34%	
	OECD 平均：公費 83%，私費 17%	
・初等教育段階	日本：公費 99%，私費 1%	
	OECD 平均：公費 92%，私費 8%	
・前期中等教育段階	日本：公費 94%，私費 6%	
	OECD 平均：公費 91%，私費 9%	
・後期中等教育段階	日本：公費 82%，私費 18%	
	OECD 平均：公費 87%，私費 13%	
・高等教育段階	日本：公費 33%，私費 67%	
	OECD 平均：公費 66%，私費 31%	

（出典）「図表でみる教育（2022 年版）」（OECD）、初等・前期中等・後期中等教育段階は OECD. Stat
※国により，各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜総人口に占める在学者の割合（令和元（2019）年度）＞　※文部科学省による試算、初等～高等教育段階

・日本：13.5%　　OECD 平均：20.3%

（出典）OECD.Stat

＜生産年齢人口（15～64 歳）に対する高齢人口（65 歳以上）の割合（2020 年、2040 年）＞

・2020 年　　日本：0.48　　先進国：0.30
・2040 年　　日本：0.65　　先進国：0.42

（出典）「世界の統計 2022」（総務省統計局）より算出

＜国民負担率・租税負担率（対 NI（国民所得）比）の状況（令和元（2019）年度）＞

・国民負担率　　日本： 44.4%　　OECD36 か国平均：49.7%
・租税負担率　　日本： 25.8%　　OECD36 か国平均：35.4%

（出典）日本：「国民経済計算」（内閣府）等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」（OECD）
※OECD は一部のデータが 2015 年、2017 年。

等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、質の高い学びを行うことができる環境を整備することが必要である。このため、特に、以下のような点について、教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

○　初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の着実な実施や教員研修の高度化の推進、GIGA スクール構想について端末活用の推進や自治体間格差の解消に向けた取組を推進する。特に、教師は教育の根幹であり、教職の魅力向上を通じて優秀な人材を確保し、教師がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現する必要がある。また、ICT 環境の充実や地域の実情に応じた部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を含む学校と地域との連携・協働を図る。

学校における働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和４（2022）年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握した結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇等の在り方を検討するとともに、支援スタッフの配置を含む学校の望ましい指導体制の構築、校務 DX の推進に向けた環境整備等を進める。

○　学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなることから、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現することが重要である。このため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を推進する。

○　高等教育段階においては、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育に係る情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進める。国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のため、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める。また、デジタル、グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学及び高等専門学校が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに創設する基金を活用し、機動的かつ継続的な支援を行う。

さらに、世界最高水準の研究大学の実現に向け、国際卓越研究大学法に基づき、10 兆円規模の大学ファンドを通じて支援を行う。

加えて、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの多様化に関する取組を更に促した上で、優秀な博士課程学生に対して支援を図る。

○　人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が職業生活をはじめとした人生の様々な場面において、個人の目標達成や困難の解消のほか、社会的な課題の解決などにつながる学習を行っていけるよう、大学等におけるリカレント教育推進のための体制整備をはじめ、多様なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育の実現に向けた環境整備を行う。

○　大学キャンパスは、高度で先進的な人材を育成するとともに、イノベーション・産業振興のハブとなるなど、大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、教育研究活動とその活動の場となる施設整備が一体となった共創拠点を展開できるよう、長寿命化・脱炭素化等の施設整備を計画的・重点的に進める。

○　以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述の教育の姿の実現に向けて、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

（国民の理解醸成及び寄附等の促進）

○　教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方について更に検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である。寄附税制上の優遇措置の活用やクラウドファンディングの取組、寄附者や企業とのコミュニケーション、各自治体における学校や教育支援のための寄附募集の取組など、様々な手法を駆使し、教育活動に対する理解を得つつ、寄附の増加や民間資金の更なる活用を推進していくことが求められる。

○　また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。

Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策

（考え方）

○　Ⅱで示した基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。

○　このため、本計画においては、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間における①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策③目標の進捗状況を把握するための指標を示す。これらの目標は独立したものではなく、相互に関連し合っており、基本的な方針との関係も複層的なものである。各目標及び基本施策の推進に当たっては、計画全体を俯瞰した上で、関連する他の目標及び基本施策との関係に留意しつつ進めることが重要である。

○　国の教育振興基本計画は、教育活動の多くが地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流や民間教育事業者との連携による優れた事例の横展開、地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。

○　なお、本計画に示す指標については、以下のことに留意が必要である。

・「今後５年間の教育政策の目標」の状態を表す指標として、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を示すことが必要かつ適切であるものについて、指標として設定したこと。指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。

・各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に

取り組んでいくことが求められること。
・本計画の期間中においても、より適切な指標の在り方について不断に検討し、計画期間中であっても指標の見直しを行う柔軟な取扱いも可能とすること。

○　さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、教育大綱の策定に当たり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することが定められている。地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、総合教育会議も活用しつつ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータも含めた分析による現状把握等により、PDCA サイクルを構築することが期待される。

（目標、基本施策及び指標）

目標１　確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。その際、初等中等教育段階においては、同一年齢・同一内容の学習を前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

〇個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

・「令和の日本型学校教育」答申で示された個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、１人１台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について、中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会等において検討を行い、その結果等を踏まえ、必要な取組を進める。

〇新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

・新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、

学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図る。
・将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進める。

〇幼児教育の質の向上

・幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組を推進する。また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を進めるとともに、データに基づいた幼児教育の質の保障が可能となるよう大規模実態調査等を実施する。

〇高等学校教育改革

・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や探究・STEAM 教育、先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。また、オンラインを活用した学校間の共同授業の実施、学校間の単位互換や学校内外の多様な学びの連携を推進するとともに、高等学校と関係機関等との連携協力体制の構築を担う人材（コーディネーター）の配置や育成を推進する。あわせて、生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組み、高等学校教育の質保証を行う。

〇全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

・本体調査の毎年度、悉皆での実施や、経年変化分析調査、保護者に対する調査の継続的な実施を通じ、データ貸与の取組も促進しながら、教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図る。また、CBT の特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実による EBPM の更なる推進を図るため、全国学力・学習状況調査の CBT 化を進める。

〇大学入学者選抜改革

・学力の３要素の効果的な確認や、多面的・総合的な評価を行うため、高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を着実に進めることとし、大学入学者選抜においては、「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を

通じ、引き続き入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の３要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。

〇学修者本位の教育の推進

・「教学マネジメント指針」の考え方を踏まえ、大学が自ら定める「３つの方針」に基づく学修目標の具体化、及びそれを達成する「学位プログラム」の編成・実施、並びに学修成果の把握・可視化、情報公表等を促し、内部質保証の取組を推進する。あわせて、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習（PBL）等の教育方法の工夫や、授業科目の精選・統合等による密度の濃い主体的な学修を目指す取組も促す。これらを通じて、主体的・自律的な学修者としての学生が成長を実感できるよう、各大学における「学修者本位の教育」の実現を推進する。

・各高等教育機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、e-ラーニング等の活用、地域でのプラットフォームの形成、大学等連携推進法人制度の活用など、他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。

・社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるため、大学生の学修成果や大学全体の教育成果等に関する大学による情報公表を促進する。

〇文理横断・文理融合教育の推進

・文理横断・学修の幅を広げる教育プログラムを構築・実施する大学等の取組を支援するとともに、その成果等の情報発信を通じて取組の普及・展開を図る。また、高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育を推進する。

・大学間連携や地域社会のリソースを結集したプラットフォーム形成を通じて、課題解決を含む文理横断型の教育プログラムを構築し、地域の高度化やイノベーション創出を担う人材を育成する大学等の取組を支援する。

〇キャリア教育・職業教育の充実

・幼児教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。また、特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及を推進する。

・高等教育段階においては、産業界等と連携し、適正なインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学

科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。

・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図る。具体的には必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を行っていく。

・大学等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを認定する「職業実践力育成プログラム」の活用を促進するとともに、大学等による組織的・継続的なリカレント教育の実施に向けた支援を行う。

〇学校段階間・学校と社会の接続の推進

・小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組むとともに、中学校と高等学校との接続についても、各地方公共団体等における特色ある取組の情報収集・発信等を通じ、その推進を図る。また、学びの継続と発展・高度化という視点から、高大接続改革の着実な推進を図る。

・専修学校と業界団体との連携を更に進め、社会が求める即戦力人材を育成するとともに、中学校と高等専修学校及び高等学校と専門学校の接続を効果的に行うための取組を推進する。

【指標】

・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD のPISA において、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSS においては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。

・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合の増加（小６：国語・算数、中３：国語・数学）

・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加（小６：国語・算数、中３：国語・数学）

・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加

・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合の増加

・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加

・幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ０～４）の改善
・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加
・高等学校にコーディネーターを配置する都道府県・指定都市の増加
・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加
・高校生の授業外学修時間の充実
・大学生の授業外学修時間の充実
・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加
・主専攻・副専攻制を導入する大学の割合の増加
・４学期制を採用する大学の割合の増加
・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加
・教育研究活動等の改善等の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合の増加
・職業実践専門課程の認定校数の増加
・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数の増加

目標２　豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

○子供の権利利益の擁護

・児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む。

○主観的ウェルビーイングの向上

・日本社会に根差したウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図る。

〇道徳教育の推進

・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進する。国においては、更なる授業改善と指導力の向上に資するよう、地方公共団体等との連携の下、優れた授業動画や教材等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を推進する。

〇いじめ等への対応、人権教育の推進

・いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生しており、引き続き、いじめ防止対策推進法等の普及浸透、取組の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携を推進するためのいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。その際、令和５年４月に設置されるこども家庭庁など関係省庁との連携・協力を進め、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。

・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。

・誰もが安心できる教育現場を実現するため、いじめの未然防止を含め、問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。また、児童生徒の自殺防止に向けた取組を推進する。

・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。

・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

〇発達支持的生徒指導の推進

・新たに改訂した生徒指導提要を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。

〇生命の安全教育の推進

・性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進する。

〇体験活動・交流活動の充実

・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。

・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。

〇読書活動の充実

・子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。また、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。

〇伝統や文化等に関する教育の推進

・我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美徳やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、体験機会を確保する取組を推進する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。

・宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

〇青少年の健全育成

・青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。また保護者が、青少年の発達段階に応じ

てインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を講じる。

〇文化芸術による子供の豊かな心の育成

・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

【指標】

・主観的ウェルビーイングに関する指標の向上

（指標例）

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加（再掲）

ほか、幸福感や友人関係の満足度等に関する指標を設定

・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加

・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況の改善

・児童生徒の人口 10 万人当たりの自殺者数の減少

・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加

・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加

・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加

・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加

・子供の不読率（１か月に１冊も本を読まなかった子供の割合）の減少

・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加

・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加

目標３　健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

【基本施策】

○学校保健、学校給食・食育の充実

・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、食に関する指導、心の健康に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図る。

・学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による学校保健の推進を図る。さらに、関係府省が連携し、学校・教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の資質能力向上を図るとともに、学校給食の実施率向上や、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促す。

○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

・社会全体で子供たちの生活リズムを整えることの重要性を共有するため、子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する。

・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健

康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

〇運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

・子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。また、総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する。

〇アスリートの発掘・育成支援

・より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援する。

〇体育・スポーツ施設の整備充実

・地域において誰もがスポーツを行いやすくするため、地域のスポーツ施設の整備を促進する。あわせて、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを促進するため、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進する。

〇スポーツ実施者の安全・安心の確保

・スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスメント等を行わず、アスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。
・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を整備する。
・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進する。

〇スポーツを通じた健康増進

・第３期スポーツ基本計画に基づき、性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。

〇スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興

・東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、

様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図る。

【指標】

- **朝食を欠食する児童生徒の割合の減少**
- **毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加**
- **１週間の総運動時間（体育授業を除く。）が 60 分未満の児童生徒の割合の減少**
- **卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合の増加**
- **成人・障害者のスポーツ実施率の向上**

目標４　グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【基本施策】

〇日本人学生・生徒の海外留学の推進

- グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への機運を醸成する取組を推進する。また、留学する生徒・学生の安全が確保されるよう啓発を図る。
- 我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進する。
- 若者の海外留学を官民協働で後押しする「トビタテ！留学 JAPAN」を発展的に推進し、日本の未来を創るグローバル・リーダーを輩出するための日本人生徒・学生の海外留学の経済的負担を軽減するための取組や、産業界、地方公共団体等による既存の留学支援の取組の可視化・情報発信する取組、本制度による留学経験者のコミュニティを社会とつなげ、社会にインパクトを生み出す取組を行い、留学機運の醸

成を図る。

〇外国人留学生の受入れの推進

・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。

・専修学校への外国人生徒の受入れを加速化するとともに、卒業後の定着に係る在留資格等の制度改善を図り、地域経済を中心に活躍する高度人材の育成・輩出を図る。

・高等専修学校への留学生受入れの要件については、高等学校と同等の取扱いとし、留学生の受入れを推進する。

〇高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

・将来、世界で活躍できるイノベーティブなグローバル人材を育成するため、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組を行う高等学校を支援する。

・高等教育の国際通用性を高め、世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤を整備するため、外国人教員・留学生の受入れ環境整備や日本人学生のグローバル対応力強化など徹底した国際化に取り組む大学の改革の促進、海外大学との大学間協定に基づく交流の拡大、ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーのプログラム構築の促進、オンラインの効果的な活用を含む国際交流・研究ネットワークの構築・拡大、質の保証を伴う持続可能な国際連携・海外への拠点展開・キャンパスの多様性促進等に取り組む大学等や、国際化に取り組む高等専門学校等への重点的な支援を行う。

・グローバル化に対応した素養・能力を育み、国際的に通用する大学入学資格を取得できる国際バカロレアについて、教育効果や好事例の波及を通じて、高校での導入に係る支援、及び国内外の優れた人材や多様性の確保のための大学における活用促進等に戦略的に取り組む。

〇外国語教育の充実

・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布や ICT の一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。

・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策

定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCA サイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の４技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

〇国際教育協力と日本型教育の海外展開

・知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、５年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度などに対しては、引き続き諸外国から高い関心が示されている。関係府省・機関や在外教育施設などの教育機関等と連携して、例えば要望の多い理数系教育など、現地のニーズを分析するとともに、日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供、民間事業者等による活動への支援などを通じ、引き続き日本型教育の海外展開に取り組む。本事業を通じて各国との関係強化と相互理解の促進を図るとともに、水平的で双方向的な学びの機会と捉え、我が国の教育の国際化にも資する取組を推進する。

〇在外教育施設の魅力向上

・「グローバル人材の原石」である海外で学ぶ在留邦人の子供への教育の機会を確保する観点から、所在国の実態に即した教育資源の活用や、ICT 等を活用した国内外の教育機関との交流といった、在外ならではの特色ある学びを提供する日本人学校をはじめとした在外教育施設の魅力を高め、多様な子供のニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

〇芸術家等の文化芸術の担い手の育成

・少子高齢化が進行する中、中長期的に我が国文化芸術の担い手の確保、育成を図るため、若手のアーティスト等の活動を支援する。また、国内外で活躍するアーティスト等の育成のため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する現代舞台芸術の実演家等に対する研修や、我が国の若手芸術家等が海外で実践的な研修に従事する新進芸術家海外研修制度の推進を図る。伝統芸能の伝承者を養成・確保するため、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する伝統芸能伝承者養成事業の推進を図る。併せて「文化財の匠プロジェクト」を推進し、文化財の修理技術者等の養成・確保を図る。

【指標】

・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A１レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A２レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（５年後目標値：６割以上）
・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階で CEFR の A１レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A２レベル相当以上を達成した中高生の割合を５年後までに５割以上にすることを目指す
・特にグローバルに活躍する層の英語力について、高等学校卒業段階で CEFR の B１レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加
※留学等の国際交流については、教育未来創造会議等の政府全体における議論を踏まえ、指標を設定予定
・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加
・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加

目標５　イノベーションを担う人材育成

複雑かつ困難な社会課題の解決や持続的な社会の発展に向けて、新たな知を創り出し、多様な知を持ち寄って「総合知」として活用し、新たな価値を生み出す創造性を有して既存の様々な枠を越えて活躍できる、イノベーションを担う人材を育成する。

【基本施策】

○探究・STEAM 教育の充実

・学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や STEAM 教育等の教科等横断的な学習の充実を図る。
・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めとした高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進する。
・生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援するとともに、その成果の普及を図る。
・探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐプラットフォームの構築や、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用した STEAM 機能強化や地域展開等を推進する。

○大学院教育改革

・「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 中央教育審議会大学分科会）等に基づき、「３つの方針」に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、

優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を、行政・産業界等とも連携しつつ推進する。
・高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、様々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等との連携した教育プログラムの構築を推進する。

〇若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成

・第６期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大を図るなど、若手研究者がアカデミアのみならず産業界等の幅広い領域で活躍できるキャリアパスの展望を描けるようにすることで、優秀な若者が博士後期課程を志す環境を実現する。あわせて、URA 等の高度な専門職人材に関する取組や、出産・育児等のライフイベントと研究を両立するためのサポート体制等の充実を進め、大学等における研究環境を整備する。

〇高等専門学校の高度化

・Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。

〇大学・専門学校等における専門人材育成

・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の活用促進を図るとともに、必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を図る。（目標１の再掲）
・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成するため、実践的な職業教育を行う専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科や、高度専門職業人を養成する専門職大学院について、教育の充実を図るための取組を推進する。
・医師の働き方改革や医療 DX に向けて、医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。特に、地域医療、感染症、がん医療など社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人材の養成に取り組む。

〇理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進

・高等教育機関において、デジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。また文理を問わず、地域資源や科学技術等を活用した社会課題解決に向けた教育を進める。

・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、大学や企業等と連携しながら、生徒や保護者、教員を対象とした女性研究者等のロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援する。

・大学における女子学生・女性教員の在籍・登用状況等の情報公開の促進や、理工系等の分野における女子を対象とする大学入学者選抜の促進を図るほか、理工農系の分野に進学する女子学生への修学支援の取組等を進める。

〇優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会や、国際科学コンテストなど国内外の生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。

・大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

〇起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

・第６期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において海外大学等と連携し、科学技術等の活用も含めた実践的なアントレプレナーシップ教育を行うとともに、これまでの成果を全国の大学に展開する。また、各学校段階での、児童生徒の発達段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進に加え、全国の小中高生等へアントレプレナーシップ教育を拡大させるため、拠点都市を中心に、産業界・自治体等と連携した社会課題解決も題材とした教育プログラム等の提供を支援し、将来的には全国の希望する小中高生がアントレプレナーシップ教育を受けられるような環境の醸成を目指す。

〇大学の共創拠点化

・国立大学法人等が、地域、産業界等多様なステークホルダーとともに、共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進するため、成長分野への対応、グローバル化への対応等の視点も生かしつつ、施設・キャンパス整備の企画段階を含め、教育研究活動等のソフトと施設整備のハードが一体となった支援を行うとともに、取組による効果・成果の可視化や情報発信の強化、大学等への伴走支援等を行う。

【指標】

・学部入学者数に対する修士入学者数の割合の増加
・修士入学者数に対する博士入学者数の割合の増加
・生活費相当額（年間 180 万円以上）を受給する博士後期課程学生数の増加
・博士課程修了者の就職率の増加
・博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加
・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加
・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加
・大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合の増加
・全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加
・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）を行う大学の割合の増加（再掲）
・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加（再掲）

目標６　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養う。

【基本施策】

〇子供の意見表明

・子供たちに関わるルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知するとともに、子供の主体性を育む取組を進める。

〇主権者教育の推進

・平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導

の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

・我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、ESD の目的である「持続可能な社会の創り手」を育む。

・ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）をつなぐ重層的なネットワークを強化する。

○男女共同参画の推進

・児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し男女共同参画を推進する意識を醸成する。

○消費者教育の推進

・国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育を推進するとともに消費者教育教材の活用を促す。大学等においては、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。また、これらの取組を推進するに当たっては、消費生活センターなどの専門機関と連携を促すことが重要である。

○環境教育の推進

・持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。

・脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化[32]や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進する。

[32] 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に

あわせて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図る。

〇災害復興教育の推進

・東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進する。

・福島イノベーション・コースト構想に掲げられた人材の裾野を広げるための取組を支援する。

【指標】

・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加（再掲）

・学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標７　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

【基本施策】

〇特別支援教育の推進

・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。

・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。

削減した建築物。

・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICT を活用した遠隔教育推進にも取り組む。
・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

〇不登校児童生徒への支援の推進

・平成 25 年度以降、小・中学校における不登校児童生徒数は一貫して増加しており、令和３年度で約 24.5 万人となっている。その中でも特に、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち 90 日以上欠席している者が約 4.6 万人おり、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育」の観点から、学校における学びの在り方の基本的な考え方を整理し、多様な学びを実現するとともに、これらの児童生徒が必要な支援につなげられるような環境整備を進める。そのため、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での１校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、全国で 300 校の設置を目指す。加えて、オンラインの活用も含めたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進、ICT 等を活用した学習支援等を含めた教育支援センター等を中核とした不登校児童生徒に対する支援体制の整備等を推進するとともに、困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズを早期に把握するため、１人１台端末を活用し、児童生徒の健康状態や気持ちの変化を確認するスクリーニング体制を整備し、組織的・客観的な状況把握等を通じて関係機関と連携しつつ、社会的自立のための支援を充実させる。

　さらに、文部科学省においてこども家庭庁による居場所づくりの取組との連携を図り、「学び」と「育ち」の双方の観点からの支援を推進する。
・これらの取組を通じて、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒を確実に支援につなげられるようにアウトリーチを強化する。
・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と

連携しつつ推進していく。
・また、不登校児童生徒本人等の声も踏まえつつ、近年の長期欠席者数や不登校児童生徒数の増加に係る要因分析を行い、今後の調査設計の改善も含め、要因分析の結果を踏まえた取組を推進する。
・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。

〇ヤングケアラーの支援

・教育委員会等にヤングケアラーの概念について周知し、早期発見に向けた取組を推進する。学校において把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制を充実させる。

〇子供の貧困対策

・全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を図る。あわせて、教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカー等の配置促進、学習指導員等による支援、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動を推進する。

〇高校中退者等に対する支援

・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐため、生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図るとともに、高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

〇海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

・在留邦人の子供の教育の機会確保に重要な役割を担う在外教育施設において、国内同等の学びを保障し、在外ならではの教育が推進されるよう、着実な教師派遣と教育環境の改善を支援する。派遣教師について、外国人児童生徒等教育や国際理解教育の担い手として活躍できるよう、日本語指導や異文化理解への専門性を高める。
・外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多

様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

〇特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援

・特異な才能のある児童生徒について、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす。そのため、特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組む。

〇大学等における学生支援

・障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、入試や単位認定等の試験及び授業等における個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制の充実を図るとともに、大学間の連携や大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）との連携等を通じて、各大学等における障害のある学生の修学・就職支援を促進する。

〇夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

〇高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

・中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等

の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援や、通信制課程の質の確保・向上に関する取組を着実に実施するとともに、全日制課程も含めた各課程の在り方から検討し、その検討の結果も踏まえながら、更なる質の確保・向上・多様性への対応を図るための施策に取り組む。

〇高等専修学校における教育の推進

・高等専修学校は、高等学校とは異なる柔軟性の高い制度特性を生かして、後期中等教育において、様々な背景を持つ生徒に対する多様な学びの場を提供している重要な教育機関であることを踏まえ、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られること等の情報発信等を行い、多様な生徒を受け入れる役割をより一層果たせるよう社会的な認知度の向上を図る。

〇日本語教育の充実

・日本国内に在留する外国人等に対し、生活のために必要な日本語等を習得できるオンラインの活用も含めた環境の整備を目的とした、地域における日本語教育の総合的な体制づくりの支援等を行う。また、日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の創設等を目指すとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教育の内容・方法などの標準化を図る。

〇教育相談体制の整備

・様々な課題を抱える児童生徒に対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実の観点から、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置促進やオンラインカウンセリングの促進を図るとともに、支援を要する児童生徒の早期発見・支援のための ICT の活用やスクリーニングの実施及びスクリーニングにより課題を把握した児童生徒に対するプッシュ型支援等に資する体制整備を推進する。また、SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

〇障害者の生涯学習の推進

・誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。その際、これらの取組の企画や運営に当事者の参画を得るなど、当事者中心の生涯学習の視点と

なるよう配慮する。さらに、障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を図る。

・放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など従来の学習支援に加えて、社会的包摂の観点から、障害者をはじめとした地域住民の生涯学習を支える取組の推進を図る。

〇障害者の文化芸術活動の推進

・共生社会の実現に向けて、障害者による文化芸術活動の推進・普及、障害者の芸術作品の展示等の推進、支援人材の養成、関係者のネットワークづくり等により、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境づくりに取り組む。また、小・中学校・特別支援学校等において、実演芸術の公演や障害のある芸術家の派遣により、子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

【指標】

・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
・小・中・高等学校等に採用後、おおむね 10 年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加
・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
・不登校特例校の設置数の増加（５年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
・夜間中学の設置数の増加（５年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）
・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加（再掲）
・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加
・学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合の増加
・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の増加

目標８　生涯学び、活躍できる環境整備

人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

【基本施策】

○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

・成長分野をはじめとして、大学等において産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実が図られるよう、学内の体制整備を含めた教育プログラムの開発・実施へ向けた支援を行うとともに、「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の活用を促進する。

・大学等における継続的なリカレント教育の実施に向け、各地の地域連携プラットフォームを活用したり、その議論を踏まえたりしながら、地方公共団体や大学コンソーシアム等において産業界や地域の人材ニーズの把握や広報・周知等を効果的・効率的に行えるよう、産学官金の連携体制（リカレント教育プラットフォーム）の構築等を支援し、成果の全国展開を図る。

・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院について、リカレント教育の充実を図るための取組を推進する。

○働きながら学べる環境整備

・社会人が受講しやすい工夫（週末や夜間の開講、オンライン授業等）等がなされている「職業実践力育成プログラム」及び「キャリア形成促進プログラム」の推進・周知により、社会人が学びやすい環境整備を図る。

・企業等においても、例えば就業時間を柔軟化するなどの配慮を行うことにより、従業員がリカレント教育を受けやすい環境を整備することが望まれる。

・放送大学においてオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムを含むインターネット配信公開講座の拡充等を行う。また、放送大学がそのノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、社会全体の生涯学習の推進を図る。

○リカレント教育のための経済支援・情報提供

・「職業実践力育成プログラム」、「キャリア形成促進プログラム」及び「職業実践専門課程」における教育訓練給付金との連携を進める。

・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。

〇現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18 歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。

・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

〇女性活躍に向けたリカレント教育の推進

・女性教育関係団体、大学及び研究者、地方公共団体等の行政機関、企業、民間団体等が連携し、例えば女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを支援するモデルの構築を図る。

〇高齢者の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組や社会教育施設における高齢者等のデジタルデバイドの解消を図る取組など、各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

〇リカレント教育の成果の適切な評価・活用

・大学等が産業界等と連携して行う在職者のリスキリングに資するプログラムの開発・実施を支援し、学び直しの成果を活用したキャリアアップを促進する。

・企業等における個人の学び直しの適切な評価や活用の促進を図るため、リカレント教育の効果に関する調査研究を実施し、その結果を周知する。

・学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

〇学習履歴の可視化の促進

・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。

・社会人の学びのポータルサイト「マナパス」におけるマイページ機能の拡充や周知及び厚生労働省が実施している「マイジョブ・カード」との連携を実施し、個人の大学等における学習歴の可視化を促進する。

〇生涯を通じた文化芸術活動の推進

・年齢や障害の有無、住んでいる地域等にかかわらず、全ての国民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、統括団体や地方公共団体等による文化芸術活動の積極的な展開を支援するとともに、国立文化施設をはじめとする全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進する。

【指標】

・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加

・この１年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加

・この１年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加

・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加

目標９　学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

〇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラッ

トフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

〇家庭教育支援の充実

・子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

〇部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

・子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

【指標】

・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加
・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加
・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加
・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加
・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加
・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

目標１０　地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

【基本施策】

〇社会教育施設の機能強化

・社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、地域の教育力向上を図る。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設･施策や民間企業等との連携を推進するとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、公民館等の社会教育施設への社会教育士の配置を推進する。

〇社会教育人材の養成・活躍機会拡充

・多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくり・地域づくりを担うことができるよう、社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や、デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデートを図るなど、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。また、社会教育士は、社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化等を促進する。
・社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図る。

〇地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

・地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これら社会教育の施策と、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進する。

【指標】

・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
・社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加

目標１１　教育 DX の推進・デジタル人材の育成

教育において ICT の活用が「日常化」するよう、初等中等教育段階では、基本的方針で示したとおり、当面 DX の第３段階を見据えながら、第１段階から第２段階への移行を着実に進めるとともに、第３段階に相当する先進事例の創出、高等教育におけるデジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組む。

【基本施策】

〇１人１台端末の活用

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、EdTech も含む、１人１台端末を用いた効果的な実践例の創出・横展開、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、ICT 支援員の配置の充実など、ICT の活用の日常化に向けて国策として GIGA スクール構想を強力に推進する。

・対面指導の重要性や、児童生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進する。

〇児童生徒の情報活用能力の育成

・学習指導要領において学習の基盤なる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTech をはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

〇教師の指導力向上

・情報活用能力育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
・高等学校教科「情報」の授業の質の向上を図るため、高い専門性を有した外部人材の活用や、教員の指導力向上に向けた取組を行う。

〇校務 DX の推進

・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。
・各学校におけるマイナンバーカードの活用に関し、有効活用方策に関するガイドブックの作成・周知などを行い、希望する学校等における活用が実現されるようにする。

〇教育データの標準化

・教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められている。更なる取組の加速とともに、地方公共団体や学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図る。また、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進する。

〇基盤的ツールの開発・活用

・全国の学校等で問題等の相互利活用や共通の知見の共有を図るため、全国的な公共的な基盤的ツールの整備を進める。現在、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット)」の活用が進んでおり、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進する。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査結果の自動集約が可能となる「文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey)」で基本的に実施する。

〇教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

・教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待される。このため、各学校で共通で必要となるデータセットや、分析のフォーマットの策定等の方策を強力に進めていくとともに、学校等において教職員や児童生徒が教育データを利活用するための支援を行う。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備する。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AI といった先端技術の利活用を促進する。

〇デジタル人材育成の推進（高等教育）

・高等教育段階においては、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムや教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開させるためのコンソーシアム活動等への支援や、各大学等で実施する優れた教育プログラムを国が認定する制度を通じ、文理を問わず数理・データサイエンス・AI を自らの専門分野へ応用する基礎力を持った人材の育成を推進する。

〇教育環境のデジタル化の促進（高等教育）

・高等教育段階においては、デジタルを活用した教育の先導的なモデルとなる取組を収集・展開し、遠隔教育の質向上を図るとともに、面接授業と遠隔授業を効果的に

組み合わせたハイブリッド型教育を促進する。
・放送大学における同時双方向 Web 授業や IBT、ハイフレックス型講義の導入など新たなデジタル技術の活用による生涯を通じた学習機会の提供の推進を図る。
・大学 DX の取組として、デジタル技術やマイナンバーカードの活用等により、大学の管理運営業務全般での電子化の取組を進める。

〇社会教育分野のデジタル活用推進
・デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るため、デジタルデバイド解消など、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。

【指標】
・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査の能力値）の向上
・教師の ICT 活用指導力（授業に ICT を活用して指導する能力、児童生徒の ICT 活用を指導する能力）の改善
・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面での ICT 機器の活用頻度の増加
・児童生徒同士がやりとりする場面での ICT 機器の活用頻度の増加
・ICT を活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加
・ICT 機器を活用した授業頻度の増加
・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける１学年当たりの受講対象学生数の増加

目標１２　指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革、ICT の活用、学校の指導・事務体制の強化、支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備し、教職の魅力向上、教師のウェルビーイングの向上を目指す。高等教育段階においては、学長のリーダーシップと責任の下、教育研究の質向上に向けた基盤の強化等を行う。

【基本施策】
（初等中等教育段階）
〇指導体制の整備

・多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和３（2021）年の義務標準法改正による小学校 35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。また、35 人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けて取り組む。
・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進する。
・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置及び福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を行う。

〇学校における働き方改革の更なる推進

・教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実に出つつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多いことから、教師が教師でなければできないことに注力できるよう、働き方改革の取組を更に加速させる。
・令和２（2020）年に策定された教師の勤務時間の上限等を定める指針[33]を踏まえ、教育委員会等において、教職員の在校等時間の客観的な把握の実施を徹底するとともに、PDCA サイクルの構築などを通じた業務改善の取組を一層促進する。
・また、小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校 DX の推進、共同学校事務室の設置・活用の促進、各教育委員会や学校における取組事例集の展開など、様々な施策を総合的に進める。
・学校における働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和４（2022）年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握した結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇等の在り方を検討する。

〇教師の養成・採用・研修の一体的改革

[33] 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）

・学校教育の成否を左右する教師について、養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、教育公務員特例法の改正や「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申を踏まえ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、デジタル技術を活用した研修高度化や、理論と実践の往還を重視した教職課程への転換、教員養成大学・学部・教職大学院の機能強化・高度化を図る。また、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進する。特に、教師の人材確保については、教員免許状保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試験の改善、教師の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、優れた人材の安定的な確保のための取組を進める。
・教職員一人一人の能力や業績を適切に評価し、人材育成等に活用する人事評価の実施と、評価結果の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、表彰者自身や他の教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施や指導が不適切な状態に陥らないようにするための研修等のサポート、教職員による児童生徒性暴力の防止をはじめとした不適切な服務上の問題への厳正な対応、産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策の促進等による適切な人事管理を進める。

〇ICT 環境の充実

・令和の日本型学校教育の基盤となる１人１台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善などに取り組み、端末活用を進めるとともに、都道府県等が中心となり域内の市区町村全体の ICT 活用を支援する体制を整備し、優良事例のほか、多くの自治体で発生している問題、支援体制の工夫等の情報共有を行うとともに、ICT の効果的な活用の議論・実践を促すことにより、自治体間格差の解消を図る。あわせて、端末の更新も含め、GIGA スクール構想の将来の在り方について検討を進める。

〇地方教育行政の充実

・教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、事務局職員の資質・能力の向上、行政職と教育職との連携の促進や教育行政への多様な人材の参画、活発な議論を通じた教育委員会のチェック機能の実質化等の教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。

（高等教育段階）

〇教育研究の質向上に向けた基盤の確立

・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。

・国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置するとともに、改革に取り組む大学への重点支援を行う。国立大学法人については、第４期中期目標期間を通じて、それぞれのミッションの実現・加速化に向けた支援を行うとともに、教育研究活動の実績・成果等の客観的な指標に基づく配分により改革インセンティブの向上を図る。私立大学等については、今後とも社会の要請と期待に応えるため、幅広いステークホルダーの意見も踏まえた中期的な計画の策定を促進するとともに、私学助成において、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進める。あわせて、多元的な財政基盤の構築を図るため、先進事例の情報発信等を通じて寄附金収入等の民間資金導入を促進する。

〇高等教育機関の連携・統合

・各地域における大学等への進学者数の将来推計を行い、各高等教育機関が将来の経営戦略を立てる参考とするよう促すとともに、高等教育全体の規模について検討を進め、必要な施策を講じる。

・地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒常的に議論する「地域連携プラットフォーム」の構築や、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る「大学等連携推進法人制度」の活用を促進する。

・国公私立の枠を超えた連携・統合を円滑に進めるため、教育研究により創出された知の継承を図りつつ、国立大学の一法人複数大学制や、一定の要件の下で複数の大学等での参入も可能な基幹教員制度、学部・学科単位での事業譲渡の円滑化を図る制度の着実な運用など必要な施策を講じる。

【指標】

（初等中等教育段階）

・教師の在校等時間の短縮

・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合の増加

・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の増加

・特別免許状の授与件数の増加

・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善

・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善

・小学校・中学校の教員免許状の併有状況の改善
・児童生徒１人１台端末水準維持（教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数）
・指導者１人１台端末水準の向上（指導者用コンピュータ１台当たりの教員数）
・同時接続率を考慮して児童生徒１人当たり２Mbps 以上など、必要な通信速度を学校規模に応じて確保できている学校の割合の増加
・１人１台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加
・ICT 機器を活用した授業頻度の増加（再掲）
・ICT 支援員の配置人数の増加

（高等教育段階）
・大学における外部資金獲得状況の改善
・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加
・大学間連携に取り組む大学数の増加

目標１３　経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。

【基本施策】

〇教育費負担の軽減に向けた経済的支援

・３歳から５歳までの子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を引き続き実施する。
・義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公私立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。
・後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。
・給付型奨学金と授業料減免を併せて行う高等教育の修学支援新制度について、対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大するとともに、減額返還制度を見直すほか、大学院において在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな仕組みを創設するなど、高等教育における経済的支援の充実を図る。特に、高等教育の修学支援新制度については、高校の進路指導担当者や保護者等に周知を図り、制度の活用を促進する。

〇へき地や過疎地域等における学びの支援

・スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

・デジタルを活用して全国どこでも、子供たちが充実した教育を受けられるよう、GIGA スクール構想に基づく ICT 環境の整備を行い、ICT を最大限に活用した学校間の連携等による遠隔合同学習等の取組を支援するほか、高等学校ネットワークを用いた生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実など、遠隔教育の推進に取り組む。また、地域との協働を通じた高等学校の特色化・魅力化や地域をフィールドとした教育活動の充実を促進する。

・高等学校段階においても、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現できるようにするための方策を検討し、その検討結果も踏まえながら、所要の措置を講じる。（目標７の再掲）

・学校の社会性育成機能の強化の必要性に加え、義務教育９年間を見通した取組の推進の観点からも、地域の実情も踏まえた義務教育学校制度の活用、小中一貫教育における教育課程特例の活用、小学校高学年における教科担任制の実施などによる小中一貫・連携教育の充実を図る。

〇災害時における学びの支援

・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

【指標】

・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善

・住民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設の子供の大学等進学率の改善

・１年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少

・全学生数等に占める１年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少

・大学間連携に取り組む大学数の増加（再掲）

・ICT 機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加

・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加

目標１４　NPO・企業・地域団体等との連携・協働

NPO や企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

【基本施策】

○NPO との連携

・フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒が誰一人取り残されないよう多様な支援を実施する。

○企業等との連携

・地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進する。その際、体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトの構築や体験活動の地域における推進体制の構築に取り組む。
・学校が地元企業等と連携した起業体験、職場体験活動、就業体験活動（インターンシップ）の普及促進を図る。
・リカレント教育の体制構築や教育プログラム開発等において、企業や地方公共団体等との連携促進を図る。

○スポーツ・文化芸術団体との連携

・地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

○医療・保健機関との連携

・関係府省が連携し、教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等との連携体制の充実を促す。

○福祉機関との連携

・児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区の配置に加えて、地方公共団体のニーズに応じた配置充実を行う。福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進する。

○警察・司法との連携

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応の徹底を図る。
・学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課題について、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことができるよう、教育行政に係る法務相談体制の構築を図る。

〇関係省庁との連携

・教育政策の推進に当たり、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、医療・保健政策、労働政策、租税政策、金融政策など他分野の政策との連携を図り、国においては関係府省庁間、地方公共団体においては教育委員会と首長部局等との連携を推進する。

【指標】

・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加（再掲）
・職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加
・都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況の改善

目標１５　安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】

〇学校施設の整備

・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）や水害対策等を図る。国立大学等については、「第５次国立大学法人等施設整備５か年計画」を踏まえ、計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

〇学校における教材等の充実

・ 義務教育諸学校における教材整備計画等に基づく教材の整備を推進する。

・「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づく、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公共図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図る。

〇私立学校の教育研究基盤の整備

・私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。

・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。

・各学校法人が、建学の精神を踏まえつつ、自律的なガバナンスの強化に取り組むとともに、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自ら的確な経営判断を行うことができるよう、必要な情報提供・経営相談・経営指導を強化する。また、経営上の課題を抱える学校法人については、経営改善のための指導を行うとともに、経営改善が見込まれず、学生保護の観点から必要な場合には、他法人との合併や撤退等を含む早期の適切な経営判断が行われるよう指導を徹底する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開を更に促す。

〇文教施設の官民連携

・学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行う。

〇学校安全の推進

・児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、第３次学校安全の推進に関する計画（令和４年３月 25 日閣議決定）を踏まえた、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、学校における安全管理の取組を進める。

・災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化などの、教育環境の確保に取り組む。あわせて、防災教育の充実を図る。

【指標】

・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上
・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
・私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加（再掲）
・学校法人における外部資金獲得状況の改善
・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少
・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

目標１６　各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

教育振興基本計画の策定・フォローアップにおいて、子供を含む各ステークホルダーからの意見聴取・対話を行い、計画への反映を行うなど、当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施を推進する。

【基本施策】

〇各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

・国や地方公共団体における計画等の策定やフォローアップに際し、教育現場や関係地方公共団体（首長部局及び教育委員会）、子供・学生・保護者・学習者、大学等の高等教育機関など、それぞれの計画が対象とするステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、その後の施策に反映していくことで、実効性のある PDCA サイクルを確立する。このことを通じて、計画策定・実施過程に各関係者の当事者としての参加を促進し、実効性ある計画の実施に向けた機運醸成を図る。

【指標】

・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

次期教育振興基本計画について（答申）【概要】

令和５年３月８日 中央教育審議会

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく

・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要

・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む

・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与

・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**

・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進

・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**

・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進

・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充

・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化

・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、**学校における働き方改革の更なる推進**、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「**人への投資**」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。「**未来への投資」としての教育投資**を社会全体で確保。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大　等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・GIGAスクール構想、教師の処遇等の在り方の検討、指導体制の構築、教員研修高度化
・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策　等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後５年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
１．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上　○高等学校教育改革　○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進　○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進　○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
２．豊かな心の育成	○道徳教育の推進　○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進　○体験・交流活動の充実　○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
３．健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実　○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・１週間の総運動時間が６０分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
４．グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進　○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　○外国語教育の充実	・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合　※留学等の国際交流は今後設定予定
５．イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実　○大学院教育改革　○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進　○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進　○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進　○不登校児童生徒への支援の推進　○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策　○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実　○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進　○日本語教育の充実　○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
８．生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実　○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供　○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進　○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用　○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この１年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
１０．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化　○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
１１．教育DXの推進・デジタル人材の育成	○１人１台端末の活用　○児童生徒の情報活用能力の育成　○教師の指導力向上 ○校務DXの推進　○教育データの標準化　○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）　○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力　・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
１２．指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○指導体制の整備　○学校における働き方改革の更なる推進　○ICT環境の充実 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革　○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮　・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒１人１台端末の整備状況　・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況　・大学間連携に取り組む大学数
１３．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援　○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数
１４．NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携　○企業との連携　○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携　○福祉機関との連携　○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
１５．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備　○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備　○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
１６．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

３文科教第１０７８号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

次期教育振興基本計画の策定について

令和４年２月７日

文 部 科 学 大 臣　　末 松　 信 介

（理由）

１．次期教育振興基本計画に至る経緯

明治維新を経て明治５年に日本は学制を公布し、近代教育制度を始めてから、150年が経過しようとしています。この間、我が国の教育水準は、量的にも質的にも目覚ましい発展を遂げ、世界に冠たる教育制度を作り上げ、我が国の発展の原動力となりました。そして、平成18年12月に教育基本法を全面改正し、その前文において「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことをうたい、「民主的で文化的な国家」の一層の発展と、「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献という理想を実現するための教育を推進してきました。教育振興基本計画についても、改正教育基本法に基づき、第１期から第３期まで策定されてきたところです。

平成30年に閣議決定した第３期教育振興基本計画においては、教育を通じた「生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化」を教育政策の中心課題とし、人生100年時代・超スマート社会（Society 5.0）[1]の到来といった2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。

これに基づき、計画策定からの約４年の中で、政府においては一人一人の可能性を最大化するための新学習指導要領の着実な実施、GIGAスクール構想に基づく一人一台環境の実現や、公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善等の施策を実施するとともに、中央教育審議会においては「学校の働き方改革」答申[2]や「令和の日本型学校教育」答申[3]が示されています。高等教育段階においても「グランドデザイン」答申[4]が示され、「学修者本位」を前提とした制度改正や、学びの幅を広げるため、文理を問わずに専門知識を学ぶことができる方策の展開が提言されています。教師に関しても、教師の魅力の一層の向上を図る必要性の観点から、昨年３月に、中央教育審議会へ教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問されました[5]。また、経済的な理由によって「学び」が止まる

1 科学技術・イノベーション基本計画（令和３年３月閣議決定）では、Society 5.0について、「第5期基本計画等において「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱されたもの」とされている。

2 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年１月中央教育審議会）

3 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和３年１月中央教育審議会）

4 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）

5 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）」（令和３年３月）では、「「令和の日本型学校教育」を担う高い資質能力を備えた教師を確保していくために

ことのないよう幼児教育・保育の無償化、私立高等学校授業料の実質無償化、高等教育の修学支援新制度の実施等の具体的な施策を進めています。さらに、学校施設の耐震化や老朽化対策など安全・安心な教育環境整備を着実に推進しています。そして、持続可能な開発のための教育（ESD）の実践が持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながること等を内容とする「第２期ESD国内実施計画」[6]が策定されました。

２．歴史の転換点において次期の教育振興基本計画に求められること

改正教育基本法を踏まえた第１期から第３期までの教育振興基本計画に基づき、確実に教育改革が進められてきており、これらの施策は引き続き着実に実施する必要がありますが、一方で、今、学校で学ぶ子供たちが社会の中心になって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、教育振興基本計画も、そのような歴史の転換点に立っているとの認識を前提として策定する必要があります。

人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション[7]、グローバル化や多極化、そして地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称される[8]ように、そもそも、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。したがって、予測される世界を想定し、そこから逆算して対応策を考えるだけでなく、失敗への批判ではなく挑戦を応援する中で私たちが望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代となっているとも言えます。

私たちが目指す超スマート社会（Society 5.0）は、一人一人の人間が中心となる社会であり、こういった社会において求められる力として、経済協力開発機構（OECD）では2030年を見据えて、子供たちが自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力を発揮しながら、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動を取る力という「変革を起こすコンピテンシー[9]」を身に付けていくことを提言し

は、教師の養成・採用・研修等の在り方についても、（略）必要な変革を行うことで、教師の魅力の一層の向上を図っていくことが必要になっている」とされている。

6「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第２期ESD国内実施計画）」（令和３年５月持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議決定）

7「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver.1.0」（平成30年12月経済産業省）では、「激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」とされている。

8 Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

9 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、「「コンピテンシー（能力）」とは、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特

ています。そして、累次の中央教育審議会答申等においても、社会の変化に対応するために獲得すべき能力として、知識・技能や、それらを踏まえた思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性、それらを総合して新たな価値を創造していく力などが示されています。

超スマート社会（Society 5.0）においては、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測される中、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなることが必要です。また、絶えず変化する予測困難な社会において増大する人材移動を支えるために、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性は、かつてなく高まっています。

また、このような時代においては、家庭における困難状況や多様な文化的・言語的背景の相違、障害の有無、年齢などにかかわらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。これは2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシーと軌を一にするものです。そして、学校や地域社会の一員として参画し、自らの個性を生かして幸せに生活でき、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出されることができるようにするためには、他者への共感や寛容性、更には多様性を尊重する態度、人間関係を築く力、異なる考えの人々と議論を重ねながら問題を解決していく力などを育成する機会を提供していくことが必要となります。

３．新型コロナウイルス感染症を契機として次期計画において検討すべき観点

新型コロナウイルス感染症は、私たちに多くの困難をもたらすとともに、超スマート社会(Society 5.0)を目指す上での大きな転換点ともなりました。学校に通うことができず、共に学ぶ仲間と集うことができない事態は、幼児教育から高等教育まで含めて、また、日本国内にとどまらず、世界共通のこととして、未曽有の危機を学びにもたらしました。そのような中で、デジタル機器を用いたオンライン教育や、AI等を活用した学習教材などが人々の学びを支えたことは、デジタルがもたらす学びにおける可能性を示す機会となりました。また、オンラインであれば空間の制約を越えて、世界のどことでもつながることができることは、高等教育を中心に、国際社会における、学びの在り方にも変容をもたらしつつあります。

定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力。」とされている。

一方で、新型コロナウイルス感染症により学校に通えないという事態が、学校の持つ福祉的機能や、教師と学習者が学校に集い共に関わりながら学び成長することの価値、教師の存在意義、さらには異なる社会や人と現地で直接交流する留学や、学校内外におけるボランティア等の社会体験活動や自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動、異文化交流や地域の行事への参加など、オンラインでは経験し得ないリアルな体験の持つ価値を再認識する契機ともなりました。

現在の教育制度は、近代的な社会・国家が形成されていく中で、既存の制度を変容させながら、当該社会状況や当時の技術水準、求められる資質能力を踏まえて形成されてきたものですが、全ての概念や定義、制度が過去から将来にわたり全て同じであるということはありません。日本社会が大きな転換点を迎える今、デジタルトランスフォーメーションやグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と教育・学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況にあると言えます。このような状況を背景として、オンラインの活用など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが今必要となっています。

その際、今後の方針や目指すべき方向性の議論に当たっては、単なる理念の検討にとどまらず、2040年以降の社会を念頭に、当該方針や方向性を確実に実効性あるものにするための制度の改善や政策に必要な人的・物的資源の確保と再配分といった具体的な手段を念頭に置いた上で、次期計画期間内において結論を得て実行に移されるように議論を進める必要があります。

また、何よりも、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング[10]が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。

10 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和３年６月教育再生実行会議）では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とされている。

４．次期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

以上のことを踏まえ、次期教育振興基本計画の在り方について、2040年以降の社会を見据えた教育政策に関し、次の事項を中心に御審議をお願いします。

具体的には、以下の事項について御検討いただき、総合的かつ体系的にお示しいただきますようお願いします。

○　改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、急速な技術革新、人口減少・高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化やSDGs達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について

特に、超スマート社会（Society 5.0）を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について

○　上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階（幼児教育から高等教育、そして社会教育）における、今後５年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について

○　学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて

○　第３期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

なお、上記について御審議いただく際には、他の政策分野や既に進められている中央教育審議会における御審議との関連にも留意して、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、このほかにも、次期教育振興基本計画の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。

次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）諮問の概要

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第１項（教育振興基本計画）
　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会（Society 5.0）	ウェルビーイング
一人一人の人間が中心となる社会 労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化	一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」
　・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善　等
○「グランドデザイン」答申
　・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言　等

○新型コロナウイルス感染症を契機として
　・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
　・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

①　改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について

②　上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後５年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について

③　学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて

④　第３期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

文部科学省

次期教育振興基本計画について（答申）
参考資料・データ集

令和５年３月８日

中央教育審議会

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

文部科学省

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第１期計画	対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
	基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
	教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
	成果目標・指標	なし
第２期計画	対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
	基本的方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
	教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成　②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築　④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
	成果目標・指標	あり
第３期計画	対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
	基本的方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
	教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
	成果目標・指標	あり

2

第3期教育振興基本計画　全体構造

基本的な方針	教育政策の目標	施策群
1　夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	（１）確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞	○幼児期における教育の質の向上　○新学習指導要領の着実な実施等　○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用　・高等学校教育改革の推進　○就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
	（２）豊かな心の育成＜〃＞	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成　○道徳教育の推進　○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進　○体験活動や読書活動の充実　○伝統や文化等に関する教育の推進　○青少年の健全育成　○男女共同参画の推進　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進　○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○環境教育の推進　○オリンピック・パラリンピック教育の推進　○災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	（３）健やかな体の育成＜〃＞	○学校保健・学校給食、食育の充実等　○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援　○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実
	（４）問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞	○高大接続改革の着実な推進　○学生本位の視点に立った教育の実現　○教員・学生の流動性の向上　○教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞	○各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進　○高等教育機関における実践的な職業教育の推進　○関係府省が連携した学校から社会への接続支援　○学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進　＜〃＞	○家庭の教育力の向上　○地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2　社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	（７）グローバルに活躍する人材の育成	○伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】　○英語をはじめとした外国語教育の強化　○国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援　○日本人生徒・学生の海外留学支援　○外国人留学生の受入れ環境の整備
	（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学院教育改革の推進　○若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進　○研究力強化の推進　○高等専門学校における技術者教育の推進　○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進　○IT・データ活用能力の育成　○新たな社会を創造・牽引(けんいん)するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成
	（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築　○芸術家等の養成，文化芸術振興策の推進　○我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成
3　生涯学び、活躍できる環境を整える	（１０）人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進	○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進　○女性活躍推進のためのリカレント教育の強化　○高齢者等の生涯学習の推進　○若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進　○生涯を通じた文化芸術活動の推進　○生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
	（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討　○社会における人づくり，地域づくりを担う中核人材の育成　○施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
	（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人 の学び直しの推進	○教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施　○社会人が働きながら学べる学習環境の整備　○経済的な支援の実施　○労働者の学びに関する企業側の理解促進
	（１３）障害者の生涯学習の推進	○学校卒業後における障害者の学びの支援　○地域学校協働活動の推進【一部再掲】　○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】　○大学等における学生支援の充実　○障害者スポーツ，障害者の文化芸術活動の振興等
4　誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応	○教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援　○学校教育における学力保障・進路支援，福祉関係機関等との連携強化　○地域の教育資源の活用　○学校給食及び食育の推進【一部再掲】　○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援○ 東日本大震災をはじめとした災害への対応
	（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供	○特別支援教育の推進・　○不登校児童生徒の教育機会の確保　○夜間中学の設置・充実　○高校中退者等に対する支援　○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上　○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進　○地域における外国人に対する日本語教育の推進
5　教育政策推進のための基盤を整備する	（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○教職員指導体制・指導環境の整備　○これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
	（１７）ICT 利活用のための基盤の整備	○情報活用能力の育成　○各教科等の指導におけるICT活用の促進　○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上　○学校のICT環境整備の促進　○大学におけるICTを利活用した教育の推進　○ICTの活用による生涯を通じた学習の推進
	（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進　○学校における教材等の教育環境の充実　○私立学校の教育研究基盤の強化
	（１９）児童生徒等の安全の確保	○学校安全の推進
	（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○教育研究の質向上に向けた基盤の確立　○高等教育機関の連携・統合等
	（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○官民協働による日本型教育の海外展開　○途上国への教育協力

3

第3期教育振興基本計画　指標の状況（概要）

文部科学省

➢ 各目標において設定された指標の達成状況について以下の通り一覧化。
・順調に進捗又は目標を達成：赤字　・課題あり又は目標に達していない：下線　・横ばい又は今後把握等：文字修飾なし

➢ 目標の進捗の把握に当たっては、必ずしも指標が目標のすべての進捗状況を測るものとはなっていないこと、施策群の中で指標に直接は反映されないものがあることなど、一概に指標の達成状況により計画全体の進捗が把握されるものではないことに留意が必要。

（１）確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞	OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持。ただし、読解力の平均得点は前回調査から低下。	１．夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
（２）豊かな心の育成＜〃＞	子供たちの自己肯定感は小学校で横ばい、中学校でやや改善傾向。いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合は低下。	
（３）健やかな体の育成＜〃＞	子供たちの体力水準は、目標とする昭和60年の水準と比較して、一部の種目を除いて低い状況。	
（４）問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞	大学生の授業外学修時間は、令和２年度はそれ以前と比較して増加。	
（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞	進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増（計画期間外の数値）。	
（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進＜〃＞	地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合は低下、地域の行事に参加している児童生徒の割合は横ばい。	

（７）グローバルに活躍する人材の育成	中学生・高校生の英語力は目標には達していないものの改善は進んでいる。高校生・大学生の海外留学は、増加傾向にあり、一部目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響により直近の海外留学生数は激減した。また、外国人留学生数については目標を達成したが、同じくコロナの影響により直近の留学生数が減少した。	２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向。大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。	
（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	スポーツ分野では2021年東京夏季オリンピック競技大会において過去最多の金メダルを獲得するとともに、若い世代が活躍。また我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は低下傾向。 文化芸術分野では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化芸術の鑑賞等の活動が減少。	

第3期教育振興基本計画　指標の状況（概要）

文部科学省

（１０）人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職の上で生かしている者の割合、及び家庭・日常の生活に生かしている者の割合はともに向上。	３．生涯学び、活躍できる環境を整える
（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少。	
（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少。	
（１３）障害者の生涯学習の推進	学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合は約３割。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っている。	

（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応	児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者の割合・高校中退者数が減少。	４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供	特別支援教育の個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち実際に作成されている児童等の割合、及び小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は増加。学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の人数は増加しているが、その割合は減少。	

（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	現職の教師（特に管理職）に占める専修免許状保持者の割合及び特別免許状（特に小中学校）の授与件数は増加傾向。教師の時間外勤務は一定程度改善傾向。１日当たりの事務時間（平均）は令和４年度調査で把握。	５．教育政策推進のための基盤を整備する
（１７）ICT 利活用のための基盤の整備	GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善。普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善。教師のICT活用指導力も上昇傾向。大学のICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加。	
（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策が着実に実施。長寿命化計画の策定は一部に未策定の地方公共団体があるものの概ね順調に進捗。私立学校については耐震化等が着実に進んでいるが未だ課題あり。	
（１９）児童生徒等の安全の確保	学校管理下における死亡事故は令和2年は減少したもののゼロには至っていない。負傷・疾病のうち障害を伴う事故数は横ばい傾向。	
（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	国公私立大学の寄付金受入額は増加傾向。中期的な計画は大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどが策定。大学間連携に取り組む大学の割合は増加傾向。	
（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	海外に対する教育事業に参加した日本側及び相手側の教職員・学生・児童・生徒の数は概ね増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく低下。	

目標（１）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

各指標の状況について

測定指標：知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

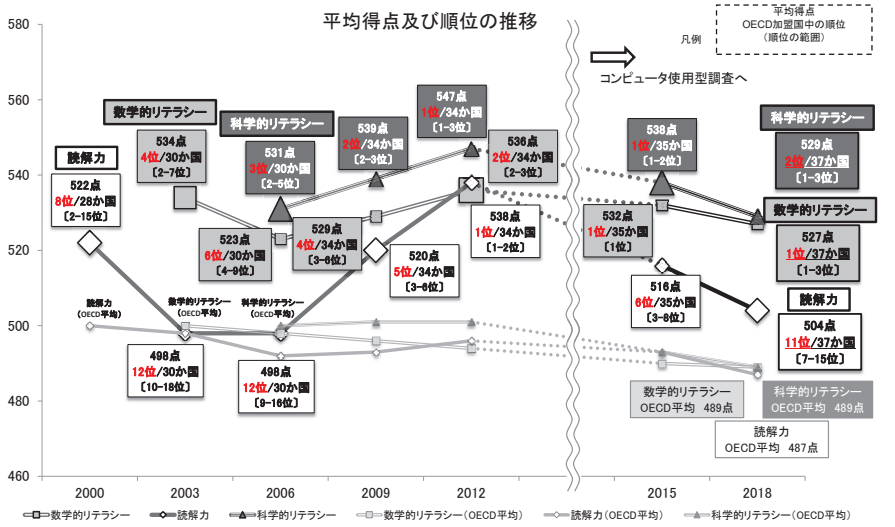

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。

参考指標：ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査における習熟度レベル５以上（上位層）及びレベル２未満（下位層）の割合

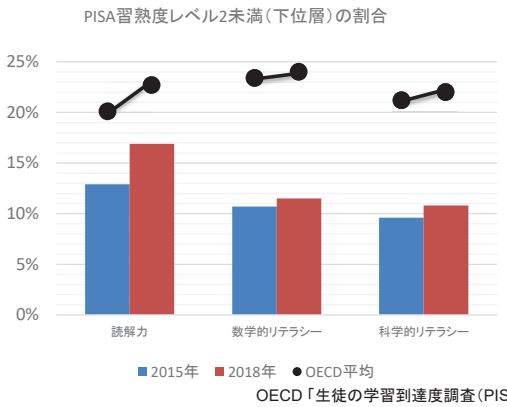

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

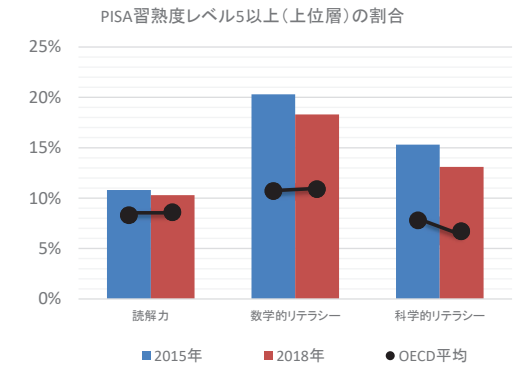

読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル２未満の割合が増加傾向にある。数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル２未満の割合に有意な変化はみられない。

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い，正義感，責任感，規範意識，自他の生命の尊重，自己肯定感・自己有用感，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，個人の価値を尊重し，男女の平等を重んじる態度，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度，前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各指標の状況について

測定指標：自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善

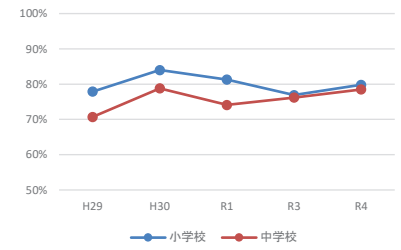

肯定的に回答した児童生徒の割合は年度により差はあるものの、概ね7割以上を維持している。平成２９年度と比較して令和４年度は、小学校は約２ポイント増加、中学校は約８ポイント増加しており、やや改善傾向がみられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「自分にはよいところがあると思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

参考指標：人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

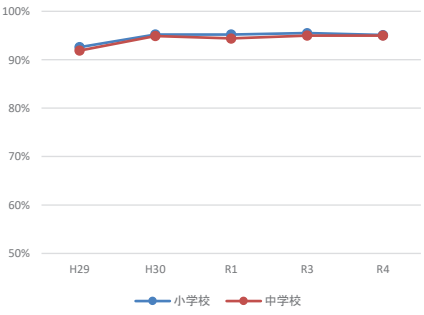

肯定的に回答した割合は児童生徒ともに平成29年度と令和４年度を比べて、約３ポイント増加傾向にあり、令和４年度においては小中とも95%以上の児童生徒が肯定的に回答している。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「人の役に立つ人間になりたいと思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

測定指標：いじめの認知件数に占める，いじめの解消しているものの割合の改善

いじめの年度末時点の状況のうち「解消しているもの」の割合推移
＜国公私立計＞

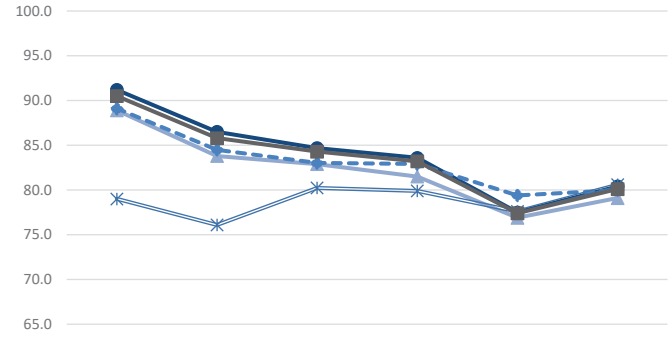

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
小学校	91.2	86.5	84.7	83.6	77.5	80.4
中学校	88.9	83.8	82.9	81.5	76.9	79.1
高等学校	89.1	84.5	83.0	82.9	79.4	80.0
特別支援学校	79.0	76.1	80.2	79.9	77.6	80.6
計	90.5	85.8	84.3	83.2	77.4	80.1

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合は、例年約８割で推移しており、多くのいじめ事案は適切に対応されていると考えられるが、ここ数年減少傾向にある。その背景には、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの解消について定義され、その定義が浸透したことにより、安易にいじめが解消していると判断せず、慎重な判断がされている側面もあると考えられる。

目標（３）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

各指標の状況について

測定指標：子供の体力水準を平成33（2021）年度までに昭和60（1985）年頃の水準まで引き上げる

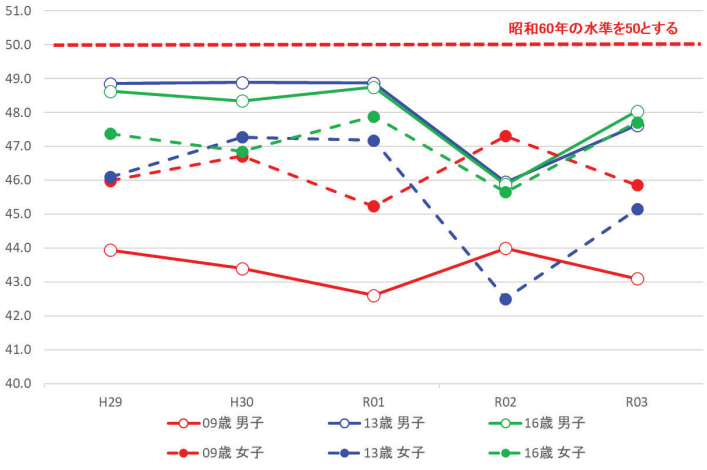

スポーツ庁「体力・運動能力調査」

握力、50m走、持久走、立ち幅とび、ボール投げを、水準の高かった昭和60年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50mを除き、依然低い水準となっている。
※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で例年より標本数が少ない等の関係から、参考値の扱い

測定指標：毎日，同じくらいの時刻に寝ている，毎日，同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の改善

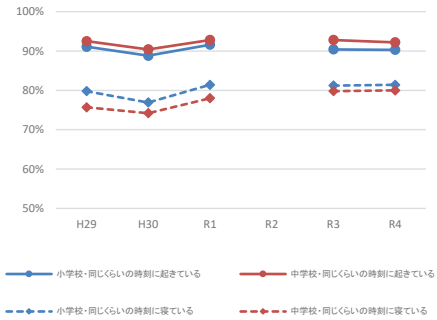

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」「毎日、同じくらいの時刻におきている」について、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合の合計

毎日同じくらいの時刻に寝ている、毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合は横ばい傾向。

測定指標：朝食を欠食する児童生徒の割合の改善

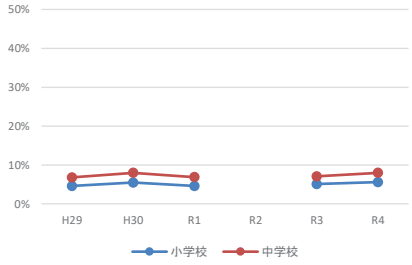

文部科学省「全国学力・学習状況調査」 ※R2は中止
（質問）「朝食を毎日食べている」について、「していない」、「どちらかといえば、していない」と回答した児童生徒の割合の合計

小・中学生の朝食欠食率は横ばい傾向。

8

目標（４）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各指標の状況について

測定指標：学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善

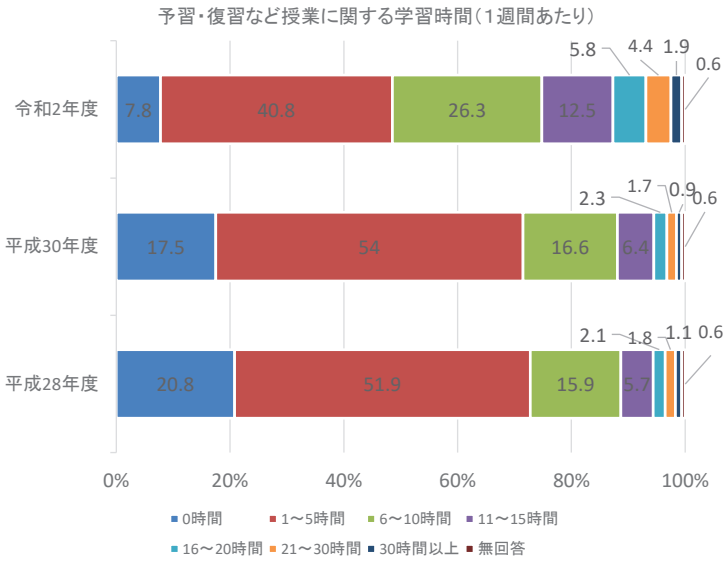

独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」

令和２年度は、授業外学修時間が「11時間以上」とした学生の割合が、それ以前と比較して13~14ポイント増加した。コロナ禍により、いわゆる「課題提出型」のオンライン授業が一定割合を占めていたことの影響とも考えられる。中長期的な推移を把握するためには調査を継続する必要がある。

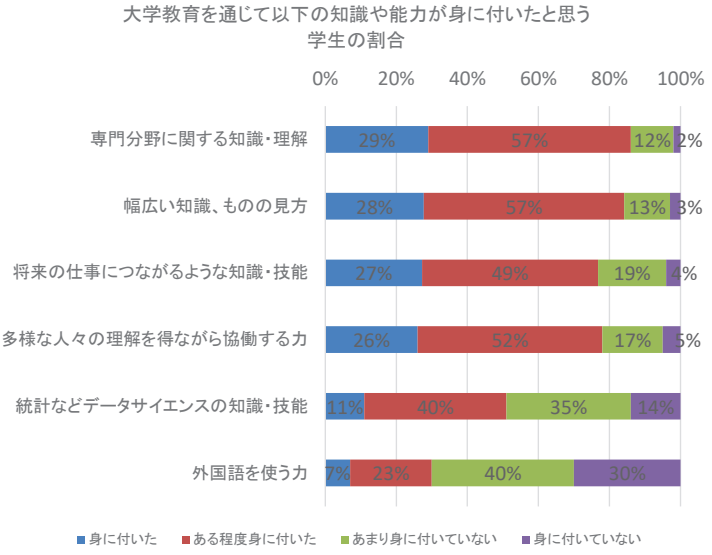

文部科学省「令和３年度全国学生調査（第２回試行実施）」

専門分野に関する知識・理解（86%）、幅広い知識（84%）、将来の仕事につながるような知識・技能（76%）、多様な人々の理解を得ながら協働する力（78%）、については「身に付いた」、「ある程度身に付いた」という割合が高かったが、外国語を使う力（29%）については割合が低かった。

9

目標（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各指標の状況について

参考指標：進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合

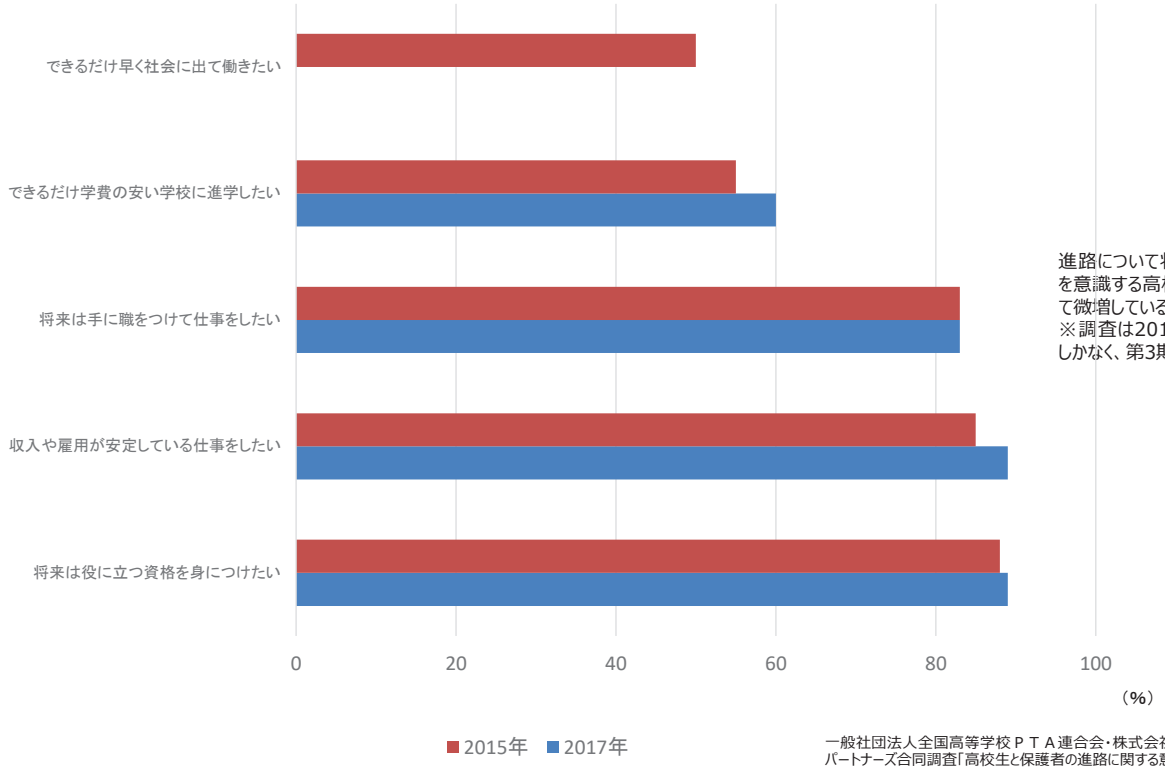

進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増している。
※調査は2015，2017年データまでしかなく、第3期計画期間外。

一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会・株式会社リクルートマーケティングパートナーズ合同調査「高校生と保護者の進路に関する意識調査」

目標（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し多様化する家庭環境に対し，地域全体で家庭教育を支える。また，地域社会との様々な関わりを通じて，子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め，これからの時代に必要な力や，地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに，家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

各指標の状況について

測定指標：地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善

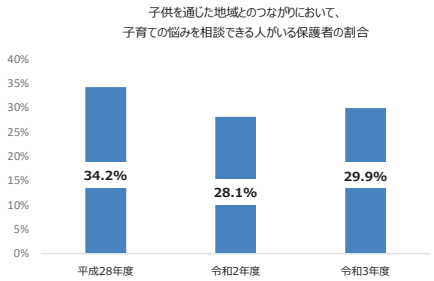

平成28年度の調査時に比べ、令和２年度は、子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が低下し、3年度においてもほぼ横ばいである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられる。

令和２年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」（文部科学省委託調査）

参考指標：保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

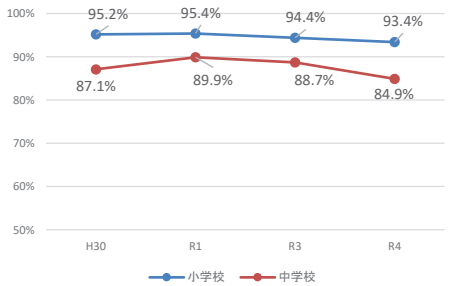

H30からR4の間、高い数値を維持している。コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の構築が全国的に進んでいることも要因として考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「（学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など）保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合の合計

測定指標：地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

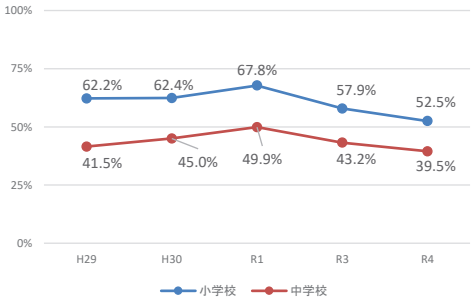

H30からH31の間ではあてはまる・どちらかといえば、あてはまると回答した割合が増加したが、R3、R4は減少している。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、そもそも地域行事自体が自粛された影響等も考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「地域の行事に参加している」について、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合の合計

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする

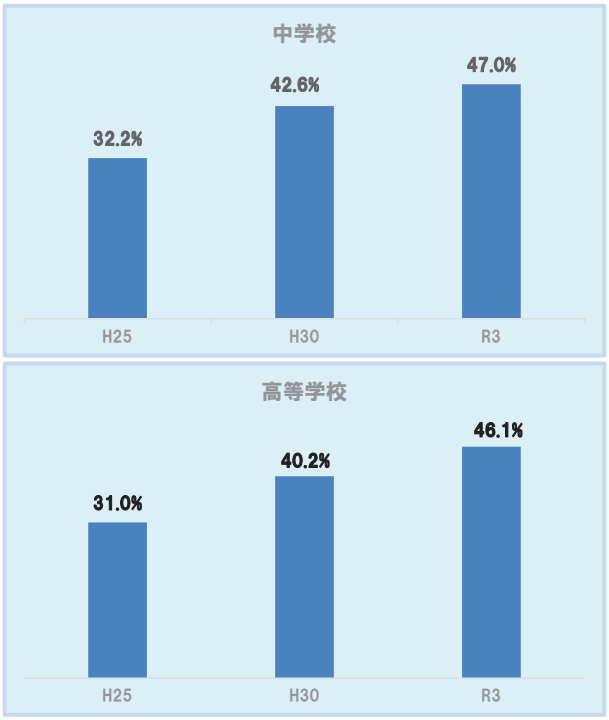

文部科学省「英語教育実施状況調査」

生徒の英語力については、中学生、高校生共に、目標値(5割)には達していないものの、経年で着実に改善が進んでいる。

測定指標：日本人高校生の海外留学生数を６万人にする

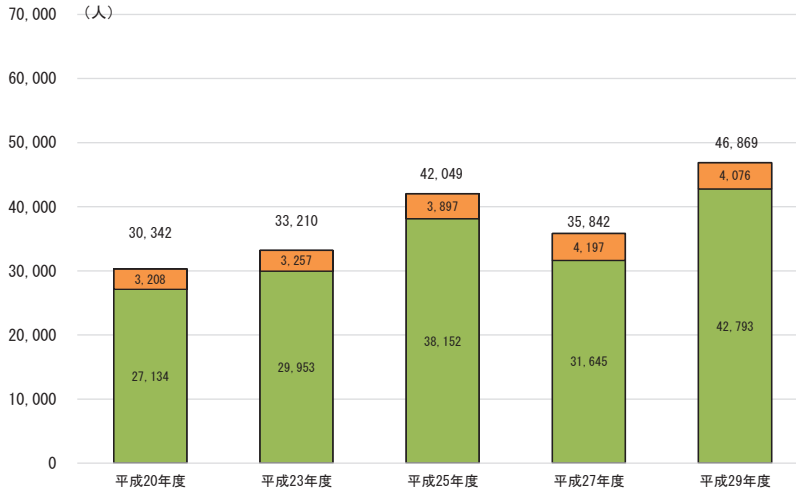

文部科学省「高等学校等国際交流状況等調査」

高等学校段階における海外留学・研修旅行者数は、目標値には達していないものの、平成29年度に46,869人となり、過去最高を記録した。研修旅行は27年度の3.2万人から、1.1万人増加しており、比較的短期の国際交流の増加が留学生数全体の増加につながっている。
※オレンジが長期留学（3か月以上）、緑が短期留学（3か月未満）

第3期教育振興基本計画の指標の状況

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら，大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す

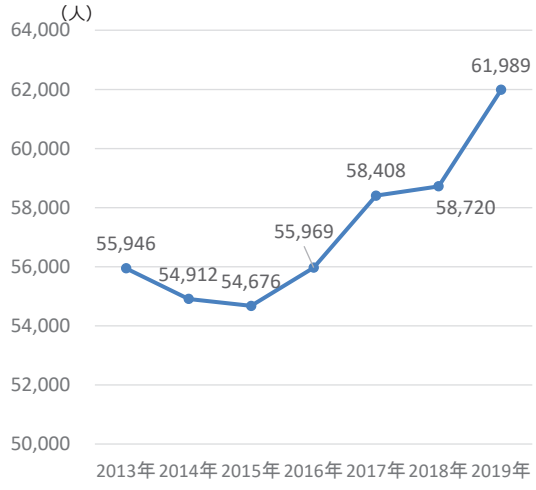

OECD統計等：OECD「Education at a Glance」，ユネスコ統計局，IIE「Open Doors」，中国教育部，台湾教育部
JASSO調査：外国人留学生在籍状況調査（(独)日本学生支援機構）
※OECD及びユネスコ統計局のデータは，2012年統計までは，外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象でしたが，2013年統計より，高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象です。

・短期留学者を含む、大学等が把握している留学者数について、平成30年度には概ね12万人に近い数字となったが、コロナによって甚大な影響を受け、令和2年度には留学者数が激減した。一方で、学位取得目的とする留学者数のデータについては、目標の達成には至っていないものの、近年増加傾向にある。

独立行政法人日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」
※対象は、日本国内の高等教育機関に在籍する学生等で、日本国内の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、教育又は研究を目的として、海外の大学等で留学を開始した者及び、在籍学校において把握している限りにおいて、協定に基づかない留学をした者。短期の交換留学等も含む。

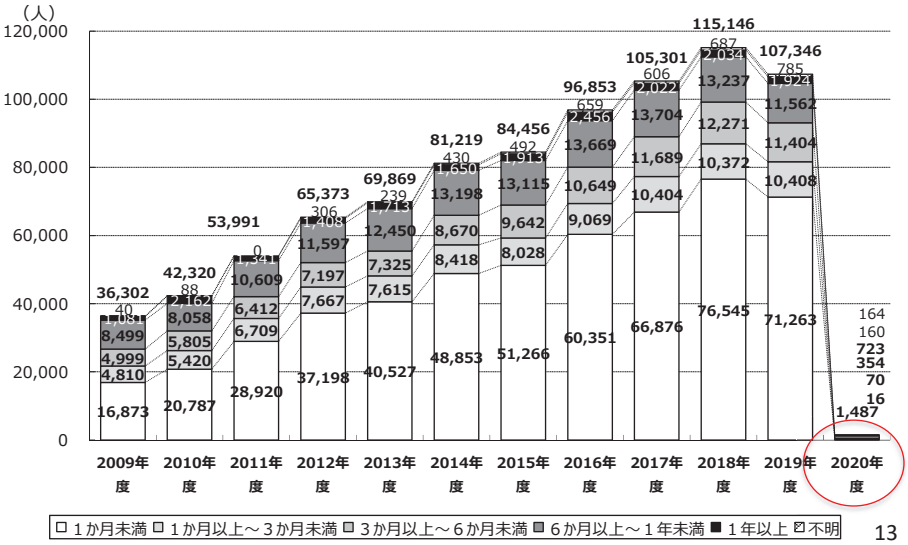

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに，外国人留学生の日本国内での就職率を５割とする

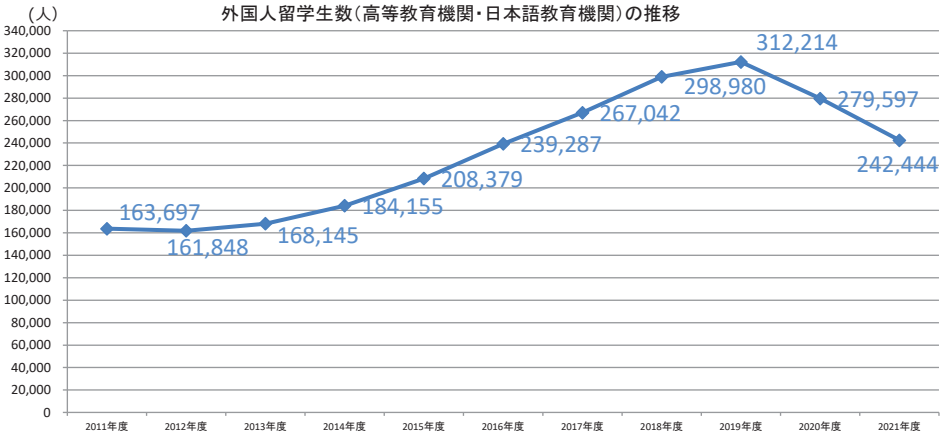

独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

・外国人留学生数については、令和元年5月1日時点で、約31万人となり、目標を達成した。就職率については、令和元年度までに少しずつ増加しているものの、目標の5割には達していない状況になっている。いずれの数値も新型コロナウイルス感染症の影響により最新値は減少した。

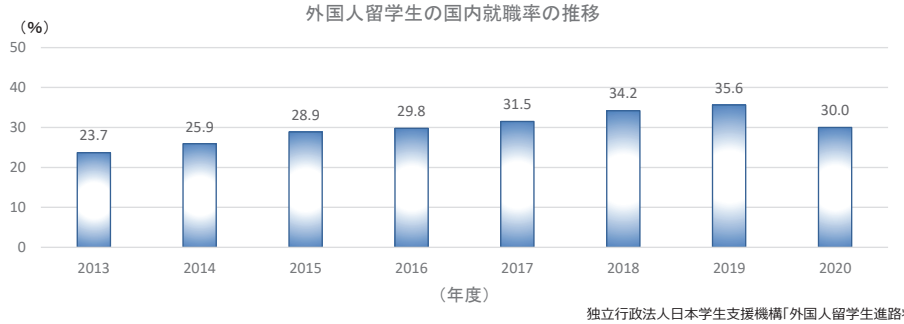

独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」

目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し，新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して，既存の様々な枠を超えて活躍できる，イノベーションを牽引する人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、中長期的に各分野を通じて減少傾向。
- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、平成29年度から令和4年度にかけて、9.2%から9.9%へと若干増加した。分野別には、人文科学18.6%、社会科学7.9%、理学17.1%、工学6.2%、農学10.8%、保健15.0%、全体9.9%となっている（令和4年度学校基本調査）。

※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略。

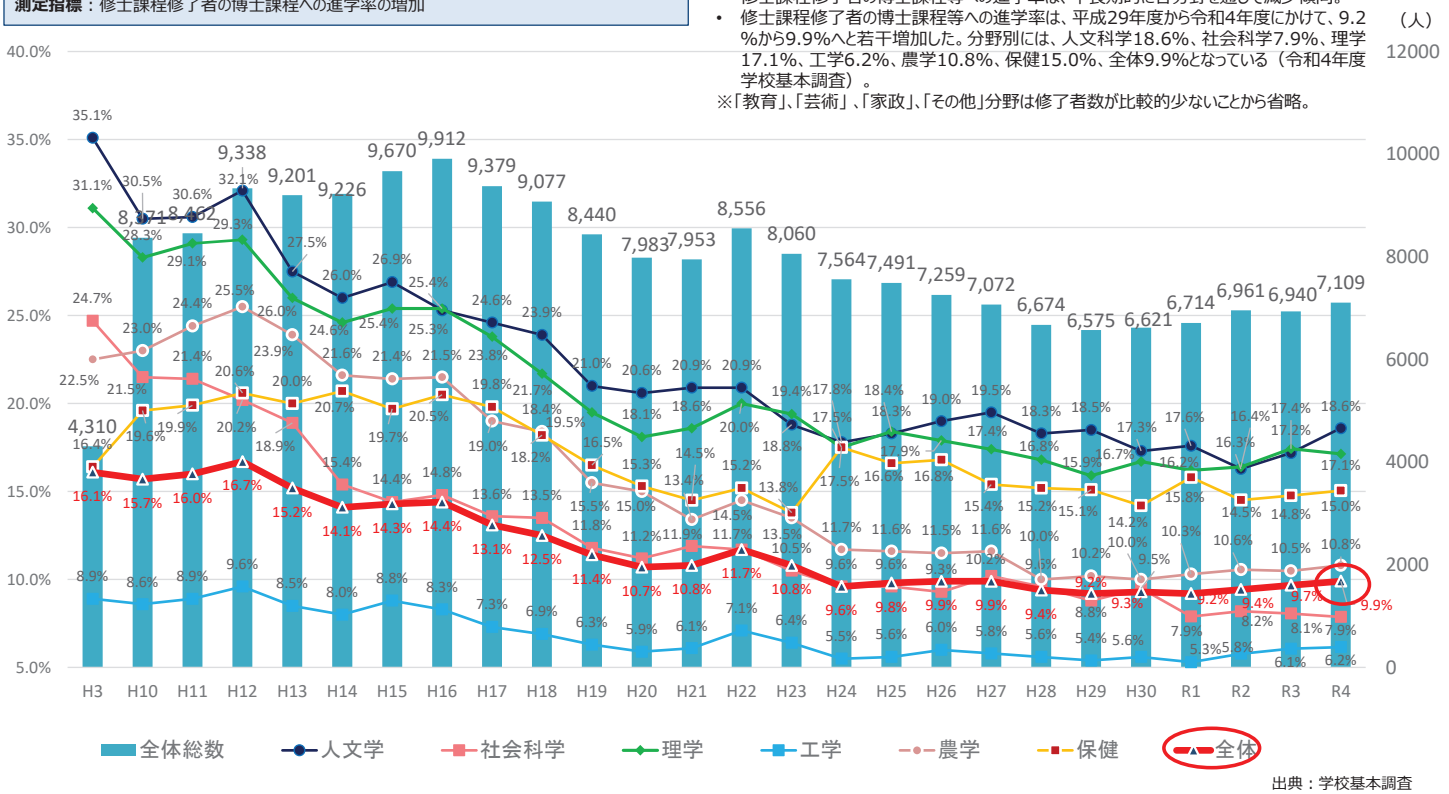

出典：学校基本調査

目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し，新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して，既存の様々な枠を超えて活躍できる，イノベーションを牽引する人材を育成する。

参考指標：産学協働による情報技術人材の育成状況

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数及び参加校数

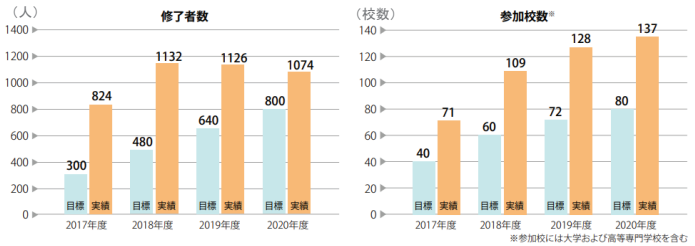

事業実施期間にわたり、教育プログラム修了者数、参画校数（大学及び高等専門学校）ともに目標値を上回る実績値を維持し、合計4,156名の修了者を輩出。

「enPiT 成果報告書（2020年度版）」より

参考指標：大学等発ベンチャーの設立数

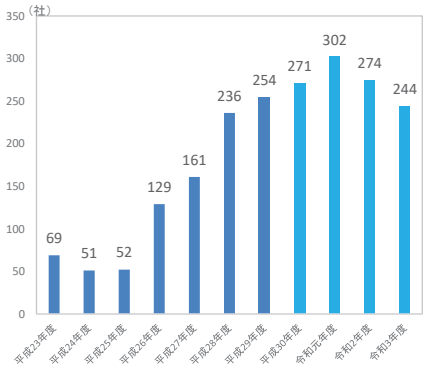

※大学等発ベンチャーとは、大学等の教職員・学生等を発明者とする特許を基に起業した場合、関係する教職員等が設立者となった場合等における企業を指す。
※各年度の新規設立数は、過去に遡って新たに把握された企業（過去の調査時点では設立が把握できなかった企業）も一部含まれるため、前年度公表値とは値が異なる場合がある。なお、設立から5年程度経過しないと設立状況を把握することができない事例が多いことから、過去5年に遡って調査しており、平成30年度から令和3年度（薄い青色部分）は今後増加しうる。

文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

目標（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや，日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け，文化芸術を創造し支える人材を育成する。また，我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

各指標の状況について

参考指標：我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて獲得する金メダルの数

2021年東京夏季オリンピック競技大会においては金メダル数27個と過去最多を更新。また、若い世代が活躍し、日本史上最年少金メダル獲得記録を更新。

夏季オリ・パラ競技大会			
開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数	
		オリ	パラ
2021	**東京（日本）**	**27**	**13**
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	0
2012	ロンドン(英国)	7	5
2008	北京(中国)	9	5
2004	アテネ(ギリシャ)	16	17
2000	シドニー(オーストラリア)	5	13
1964	東京(日本)	16	1

冬季オリ・パラ競技大会			
開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数	
		オリ	パラ
2022	**北京（中国）**	**3**	**4**
2018	平昌（韓国）	4	3
2014	ソチ（ロシア）	1	3
2010	バンクーバー（カナダ）	0	3
2006	トリノ（イタリア）	1	2
2002	ソルトレイクシティ(米国)	0	0
1998	長野（日本）	5	12

※JOC・JPCホームページ等を参考に作成。

参考指標：国際的に見た我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率

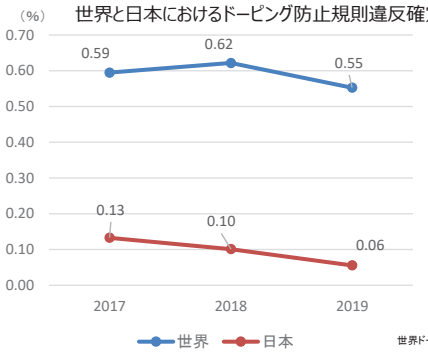

我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は世界と比べて低く、さらに2017年から2019年にかけて国内の違反確定率は低下した。

世界ドーピング防止機構の報告等をもとにスポーツ庁が集計

参考指標：文化芸術の鑑賞活動をする者の割合、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合

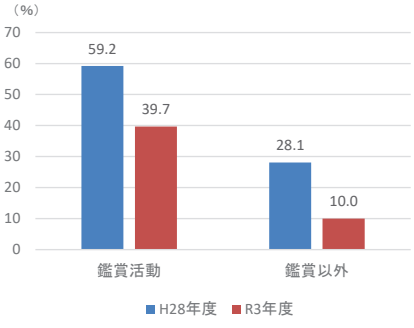

令和3年度は平成28年度と比べて鑑賞等の割合が減少している。令和3年度調査では、鑑賞しなかった理由として、新型コロナウイルス感染症の影響によると回答した人の割合が1/3以上を占めた。

文化庁「文化に関する世論調査」

目標（１０）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生 100 年時代を見据え，全ての人が，生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう，必要な知識・技能の習得，知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し，「学び」と「活動」の循環を形成する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
①仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
②家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
③地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）

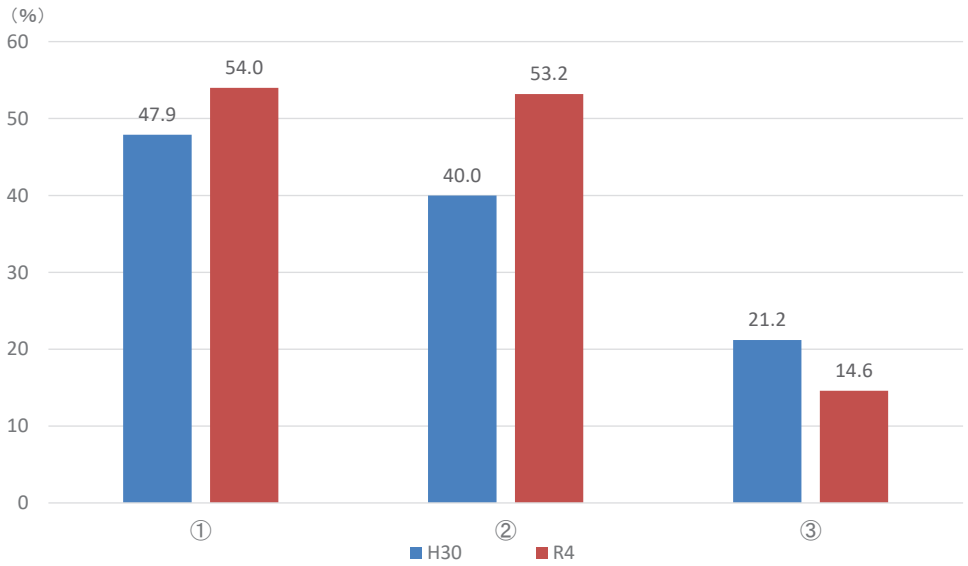

・令和４年度調査と平成30年度調査の調査方法が異なるため、単純比較はできないものの、①と②の割合は増加し、③の割合は低下している。
・①と②が伸びていることから、個人の仕事や生活に生きる学習に取り組む者が増加していること、他方、③が低下していることから、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

内閣府「生涯学習に関する世論調査」（令和４年７月）、
内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年７月）

目標（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化，人口減少などの環境変化に対応し，人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し，地域社会の活力の維持・向上を図るため，人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上

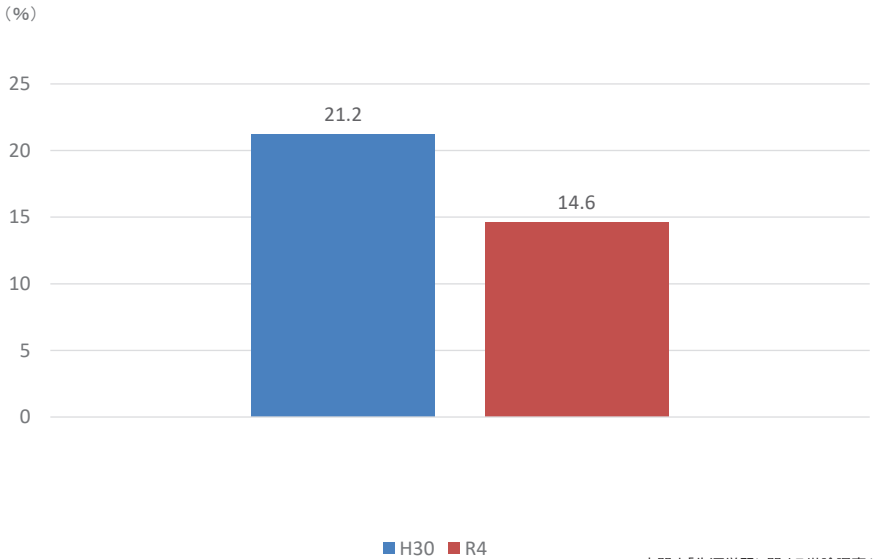

・令和４年度調査と平成30年度調査の調査方法が異なるため、単純比較はできないものの、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

内閣府「生涯学習に関する世論調査」（令和４年７月）、
内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年７月）

【再掲の施策群】
●地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
●生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し，職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて，「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう，社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

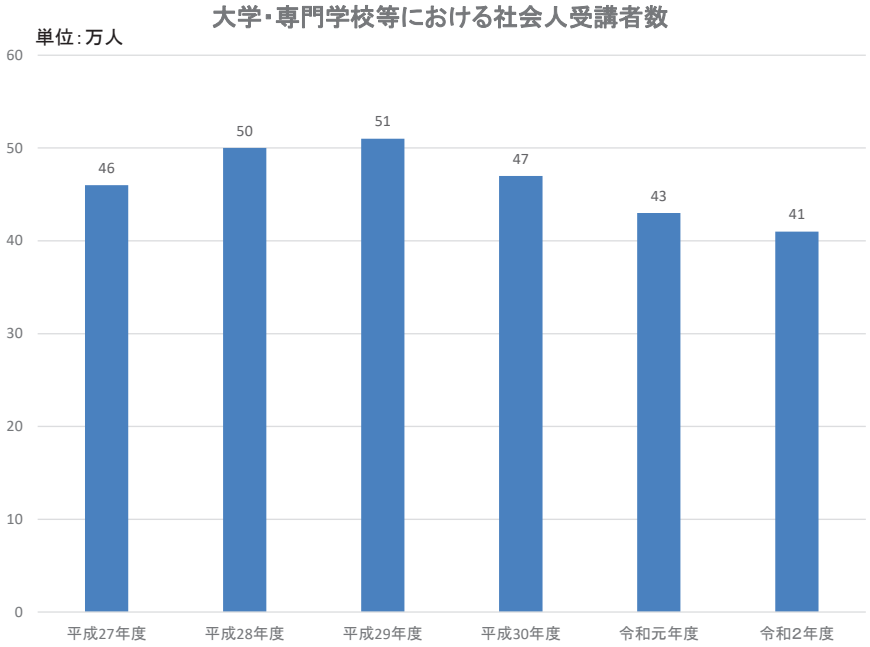

平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。大学の正規課程や短期プログラムにおいてはほぼ横ばいであるが、専修学校の短期プログラムの変動が大きい。

文部科学省：「学校基本統計」、「短期大学教育の改善等の状況に関する調査」、「大学における教育内容等の改革状況について」、「私立高等学校等実態調査」（一部推計）

目標（１３）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ，障害者が，学校卒業後も含めたその一生を通じて，自らの可能性を追求しつつ，地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう，生涯を通じた教育やスポーツ，文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各指標の状況について

参考指標：学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

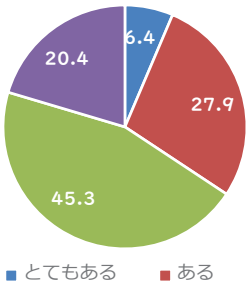

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動を含む生涯学習の機会が「とてもある」「ある」と回答する障害者の割合は34.3%である（18歳以上の障害者本人および障害者を家族に持つ者4,650名が回答）。

現状では、約７割の障害者の生涯学習機会が不足している。

文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成31年３月）

「文化や芸術」に触れる場や学習プログラムは身近にある　30.7%
「身体を動かす」場や学習プログラムは身近にある　33.7%
「仲間と学び合う」場や学習プログラムは身近にある　28.3%

また、同調査において、共生社会の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることについて、81.1%が賛同している。

参考指標：障害のある方のスポーツ実施率の推移（週１回以上）

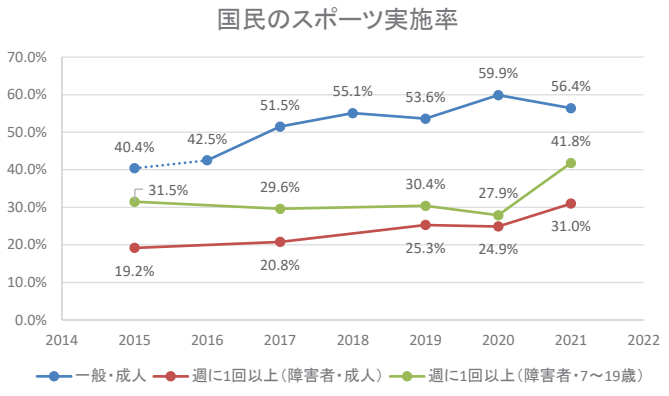

令和３年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、障害のある方が気軽にスポーツに親しめる環境の整備等が十分ではないため、一般の成人と比べると大きく下回っている。

目標（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け，家庭の経済状況や地理的条件によって，子供が進学等を断念することがないよう，家庭の教育費負担の軽減を図るとともに，幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し，セーフティネットを構築する。

各指標の状況について

測定指標：生活保護世帯に属する子供，ひとり親家庭の子供，児童養護施設の子供の高等学校等進学率，大学等進学率の改善

＜生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

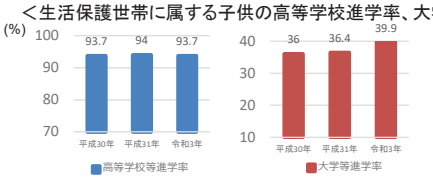

高等学校等進学率は横ばい、大学等進学率も横ばいだが若干上昇傾向にある。

＜ひとり親家庭の子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

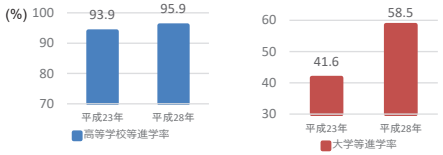

高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づきつつある。
大学等進学率は約17ポイント上昇している。

＜児童養護施設の子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

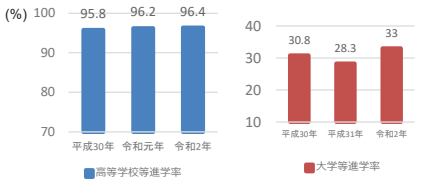

高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づきつつある。大学等進学率は、令和元年と比較して令和２年は約５ポイント上昇している。

内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」

＜住民税非課税世帯の子供の大学等進学率＞

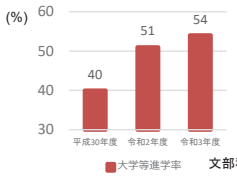

平成30年度の約40%から令和2年度には　約51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。

文部科学省調べ

測定指標：経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

高校、大学、専門学校を通じ、経済的理由による不本意な中退を可能な限り減少させていくことは依然として課題である。

＜（高校）経済的理由による中途退学者数の推移（国公私立合計）＞

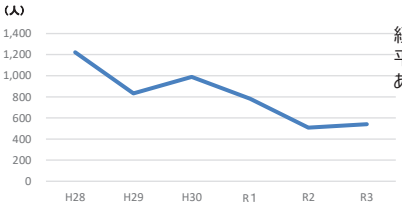

経済的な理由による高校中退者数は平成28年度以降減少し、改善傾向にある。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

＜（大学）学生数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移（国公私立合計）＞

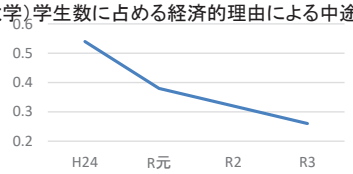

経済的な理由による大学中退率は平成24年度以降減少傾向にある。

文部科学省「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査」（R３時点）
「学生の中途退学や休学等の状況について」（H24時点）
「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」（R元年度、R２年度時点）

＜（専門学校）生徒数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移＞

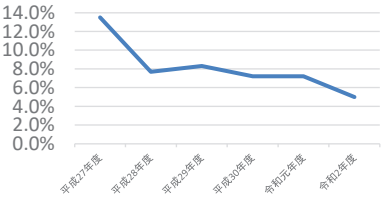

経済的な理由による専門学校生中退者数は平成28年度以降減少傾向にある。

文部科学省「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

目標（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校，日本語能力，複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し，一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて，ライフステージ全体を通じて，多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

各指標の状況について

測定指標：幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加

（個別の指導計画作成率）

H28年度	81.9%
H29年度	82.6%
H30年度	90.9%

（個別の教育支援計画作成率）

H28年度	75.7%
H29年度	77.1%
H30年度	84.8%

文部科学省「特別支援教育に関する調査」

両計画ともに作成率は年々上昇している。

測定指標：小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加

（義務教育段階）

	小学校	中学校	計
H28	87,928	10,383	98,311
H29	96,996	11,950	108,946
H30	108,306	14,281	122,587
R1	116,633	16,765	133,398
R2	140,255	23,142	163,397

（高等学校段階）

	高等学校
H28	-
H29	-
H30	508
R1	787
R2	1,300

文部科学省「通級による指導実施状況調査」

●義務教育段階は、平成28年度に比べ、約６万５千人増加している。
●高校段階も、平成30年度から制度を開始し、年々利用者が増加している。

測定指標：・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

	不登校児童生徒数（人）	学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数（人）	割合
28年度	133,683	33,451	25.0%
29年度	144,031	34,096	23.7%
30年度	164,528	45,172	27.5%
元年度	181,272	53,393	29.6%
2年度	196,127	67,294	34.3%
3年度	244,940	88,931	36.3%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒のうち、学校内外で専門機関等の相談・支援を受けていない児童生徒の割合は、令和3年度は36.3%であり、平成28年度の25.0%と比較して増加している。要因としては、そもそも相談先を知らなかったり、自身の抱える困難を認識していないこと、不登校児童生徒やその保護者が学校内外の専門機関等による相談・指導等を拒む場合があること等が考えられる。

目標（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

教師の養成，採用，研修の充実や，魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに，学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実，専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて，教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

各指標の状況について

測定指標：現職の教師（特に管理職等）に占める当該学校種類に相当する専修免許状保持者の割合の改善

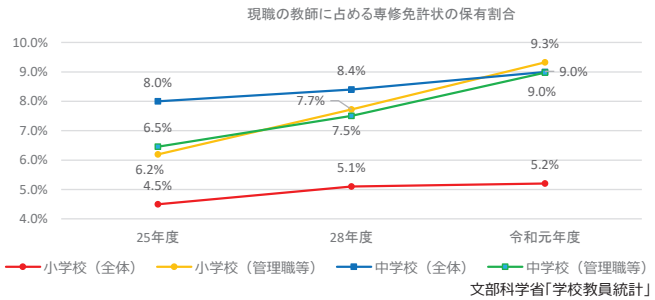

文部科学省「学校教員統計」

専修免許状保持者の割合は増加傾向にあり、特に管理職においては全体と比較して上がり幅が大きいことから、優れた資質能力を有する教師や学校指導体制の確保に一定の成果が認められる。

測定指標：特別免許状の授与件数（特に小中学校）の改善

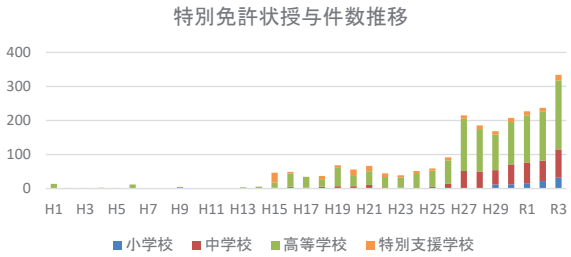

特別免許状の授与件数は増加傾向にあり、小中学校についても第3期基本計画の策定時と比較して増加している。
H28授与:186（小中49）→　R3授与　:334（小中115）

文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

測定指標：小中学校の教師の１週間当たりの学内総勤務時間の短縮

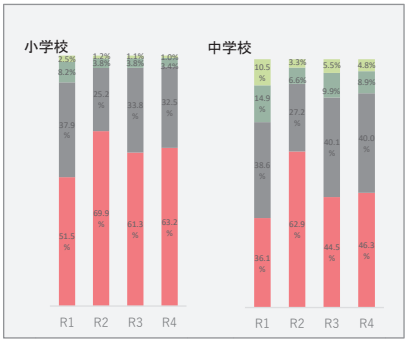

教師の学内総勤務時間については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握。なお、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果では、時間外勤務が月45時間以下である者の割合が令和元年度以降増加しており、一定程度改善傾向。

文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

※「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」のH30以降の各年度５月おける時間外勤務の比較（数値は回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足しあげた上で、回答教育委員会数で割ったもの。集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値。）
※令和２年４月～５月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

測定指標：小中学校の教師の１日当たりの事務時間（平均）の短縮

教師の１日当たりの事務時間（平均）については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握することとしている。

目標（１７）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成，②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進，③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上，④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また，私立学校についても，国公立学校の状況を勘案しつつ，ICT 環境整備を推進する。
高等教育段階について，教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また，ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

測定指標：教師のICT活用指導力の改善（児童生徒のICT活用を指導する能力）

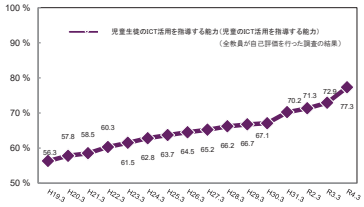

チェックリストの改訂により評価項目等が変更されたため、平成30年３月と平成31年３月の調査は、単純な比較ができないものの、毎年上昇しており、令和４年３月時点では77.3%となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：学習者用コンピュータを３クラスに１クラス分程度整備

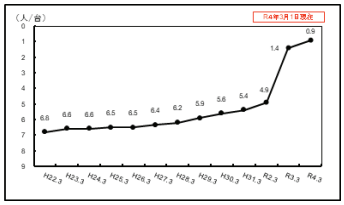

学習者用コンピュータの整備率は平成29年度には児童生徒5.6人に１台であり、教育のICT化に向けた環境整備５か年計画に基づき整備が進められていたが、GIGAスクール構想によって飛躍的に整備が促進され、令和３年度には児童生徒0.9人に１台となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：普通教室における無線LANの100%整備

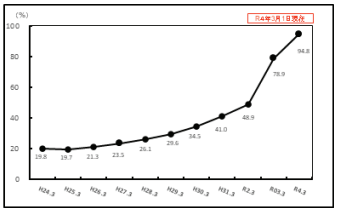

普通教室における無線LANの整備率は平成29年度は34.5%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和3年度に94.8%に達した。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：超高速インターネットの100%整備

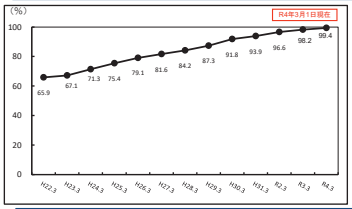

30Mbps以上※のインターネット接続率は平成29年度には91.8%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和3年度には99.4%となった。
※基本計画制定当時の超高速インターネットの定義

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

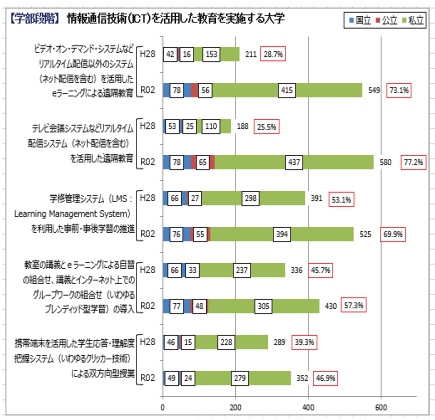

	面接授業	面接・遠隔を併用	遠隔授業
国立	1.2%	64.0%	34.9%
公立	7.8%	70.6%	21.6%
私立	17.6%	59.7%	22.7%
高専	33.3%	40.4%	26.3%
全体	16.2%	60.1%	23.8%

（令和２年7月1日現在　文部科学省調べ）

学習管理システム（LMS）の利用促進等により、大学におけるICTを活用した教育は令和２年度までに徐々に進展。
特に近年においては、大学等においてコロナ禍における学修機会を保障する観点から、遠隔授業が普及。

目標（１７）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成，②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進，③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上，④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また，私立学校についても，国公立学校の状況を勘案しつつ，ICT 環境整備を推進する。
高等教育段階について，教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また，ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

参考指標：児童生徒の情報活用能力

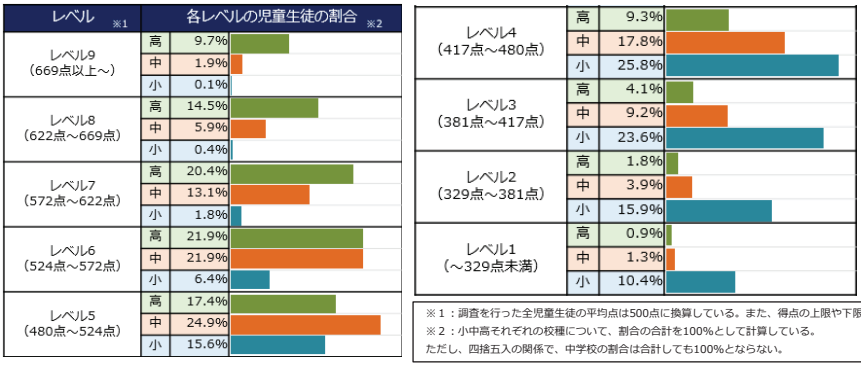

※１：調査を行った全児童生徒の平均点は500点に換算している。また、得点の上限や下限は存在しない。
※２：小中高それぞれの校種について、割合の合計を100%として計算している。
ただし、四捨五入の関係で、中学校の割合は合計しても100%とならない。

児童生徒の情報活用能力について、令和3年度に小学校第5学年、中学校第2学年、高等学校第2学年を対象に、合計150校（13,500人程度）にCBTで調査を実施し、結果は令和４年度に公表。

今後の予定
令和5年度…予備調査
令和6年度…本調査
令和7年度…結果公表

文部科学省
「児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究」
【情報活用能力調査（令和3年度実施）速報結果

参考指標：校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

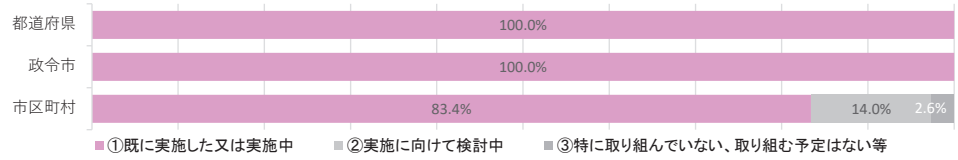

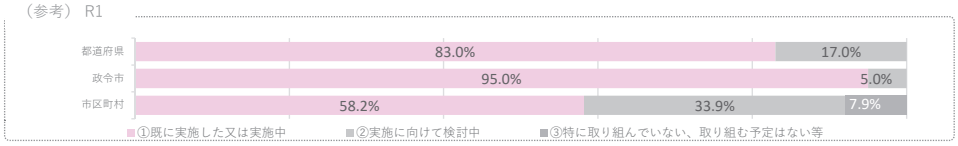

校務のICT化による教職員の負担軽減の取組が進んでいる。
都道府県：83.0%→100%
政令市　：95.0%→100%
市区町村：58.2%→83.4%
（R元→R4の実施率の比較）

文部科学省「令和４年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」等

目標（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ，早期に耐震化を完了し，長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また，教材，学校図書館，社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに，大学施設については，計画的な老朽化対策に併せ，次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。
また，建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し，公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み，その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする

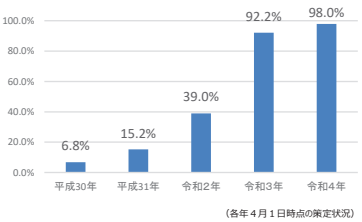

・令和4年度末までに策定率が100%となることを目指し、地方公共団体を支援してきた結果、策定率は大幅に向上したが、未策定の団体が一部残っている状況。
・当該団体に対しては個別にフォローアップを行うなどにより早期の策定完了を目指す。

文部科学省「令和３年度個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」

測定指標：教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減

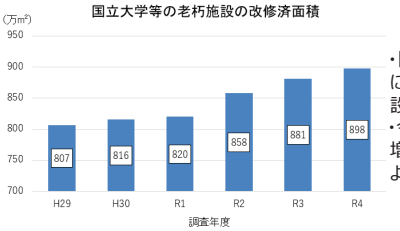

・国立大学法人等施設整備５か年計画に基づく老朽化対策支援により、老朽施設の改修済面積は年々増加している。
・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による計画的・重点的な支援が不可欠。

文部科学省「令和3年度国立大学法人等施設実態報告書」

測定指標：緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減

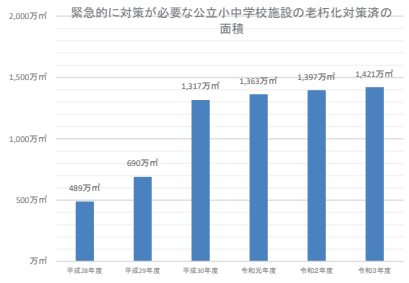

・改築から長寿命化改修への転換を促進し、地方公共団体の取組を国庫補助等により着実に支援している。
・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに 増加する見込みであるため、引き続き国による十分な支援が不可欠。

文部科学省「令和３年度公立学校施設実態調査」

測定指標：私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

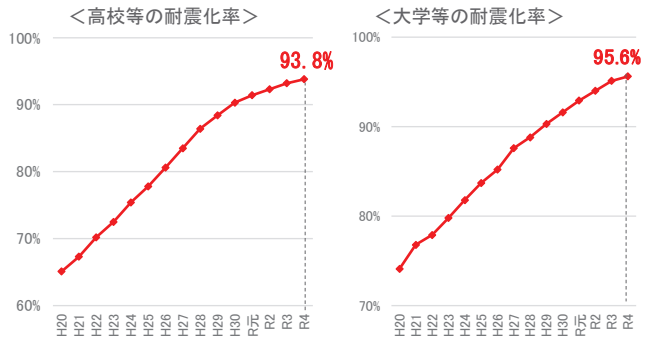

文部科学省「令和４年度私立学校耐震改修状況調査」

・私立学校の耐震化等は着実に進んでいるものの、未だ課題が残る状況。
・引き続き国による支援を行うとともに、耐震化等が進んでいない学校法人に対して更なる取組を促すなど、早期の耐震化等の完了を目指す。

目標（１９）児童生徒等の安全の確保

学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに，死亡事故の発生を限りなくゼロとすることを目指す。

各指標の状況について

測定指標：学校管理下における死亡事故（災害共済給付件数）

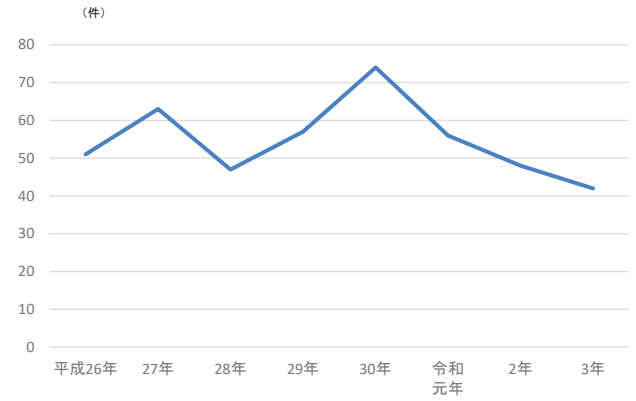

学校管理下における死亡事故は、年間約40件～60件程度発生している。

独立行政法人日本スポーツ振興センター統計

測定指標：学校管理下に負傷・疾病のうち障害を伴う事故（災害共済給付件数）

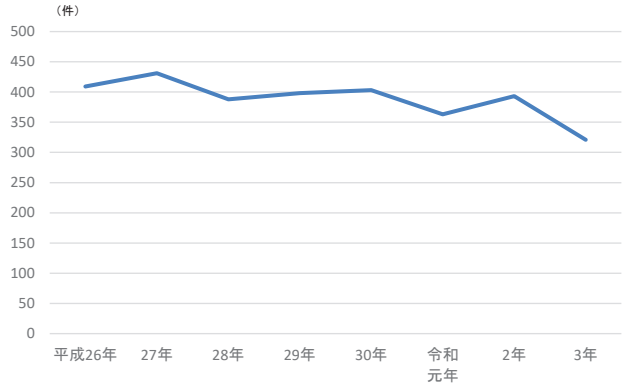

傷害等を伴う事故件数は、年間約400件程度発生している。

独立行政法人日本スポーツ振興センター統計

目標（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

今後 18 歳人口の大幅な減少が予想され，特に地方においては，小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ，教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により，特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。

各指標の状況について

参考指標：・大学における外部資金獲得状況

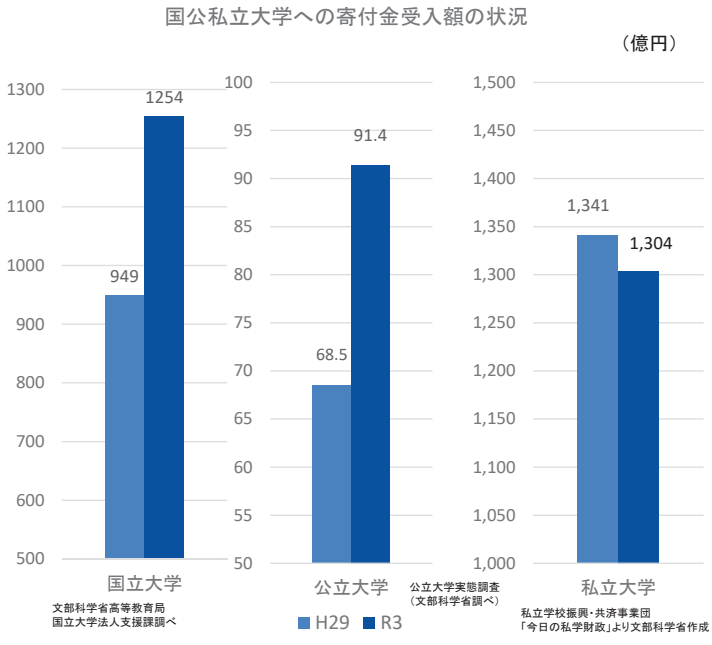

平成29年度と比較し令和３年度の国立大学の寄付金受入額は約305億円、公立大学の寄付金収入等は約23億円の増額、私立大学はコロナ禍における寄附の減少等から約114億円の減額となっている。

参考指標：・中長期計画を策定している私立大学の割合

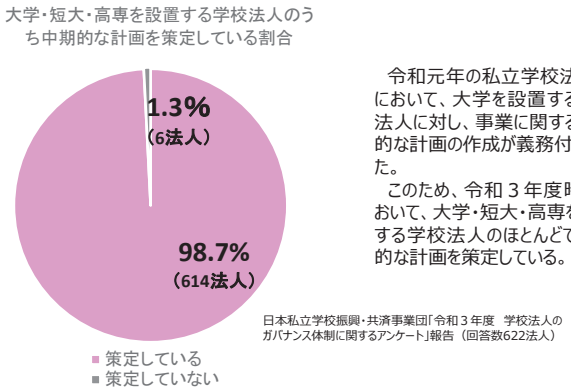

日本私立学校振興・共済事業団「令和３年度　学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（回答数622法人）

令和元年の私立学校法改正において、大学を設置する学校法人に対し、事業に関する中期的な計画の作成が義務付けられた。
このため、令和３年度時点において、大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどで中期的な計画を策定している。

参考指標：・大学間連携に取り組む大学の割合

- 教育課程の共同実施制度を利用している大学数
  48大学（21共同学科・専攻等）（平成30年４月１日時点）
  58大学（25共同学科・専攻等）（令和３年５月１日時点）
- 大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人の数
  ３法人（12大学）（令和４年４月1日時点）
  ※令和３年２月26日制度化
- 教育関係共同利用拠点認定拠点数
  34大学57拠点（平成30年４月１日時点）
  32大学58拠点（令和４年４月１日時点）

教育課程の共同実施制度を利用している大学数、大学等連携推進法人に認定された一般社団法人数、教育関係共同利用拠点認定拠点数は、いずれも増加している

目標（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

海外展開モデルケースの形成や，国内の教育環境・基盤の整備，諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで，日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する。

各指標の状況について

参考指標：海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数

（単位：人）

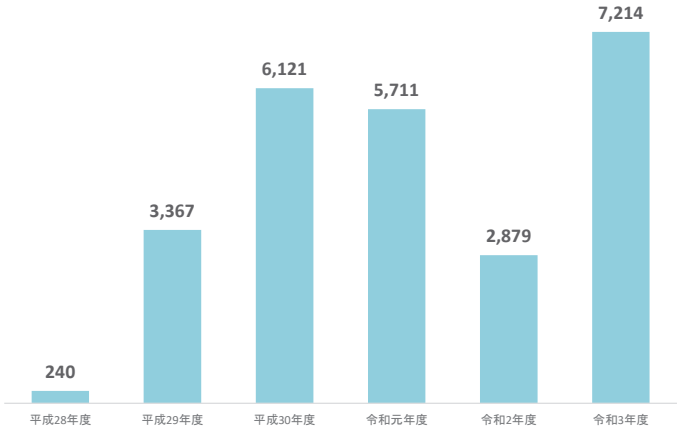

文部科学省調べ

平成30年度まで参加者数が増加したが、令和元年度後半から令和２年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、低下した。しかし、令和３年度は令和元年度以上の参加者数となった。

参考指標：海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数

（単位：人）

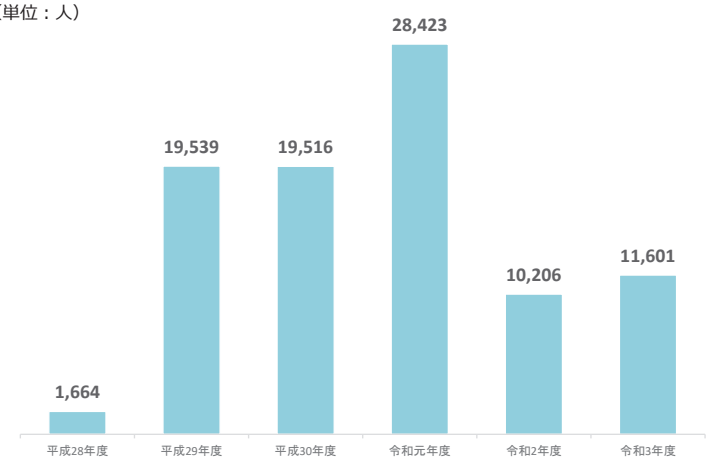

文部科学省調べ

参加者数は増加傾向にあり、特に令和元年度は、現地の小学校で多数の児童の参加が得られたことで、参加者数が大きく増加した。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度は参加者数が減少したが、令和３年度は微増となった。

30

ウェルビーイングに関する資料

31

ウェルビーイングの向上について（次期教育振興基本計画における方向性）

ウェルビーイングとは

○　身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

○　多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

○　経済先進諸国において、ＧＤＰに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。

○　ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

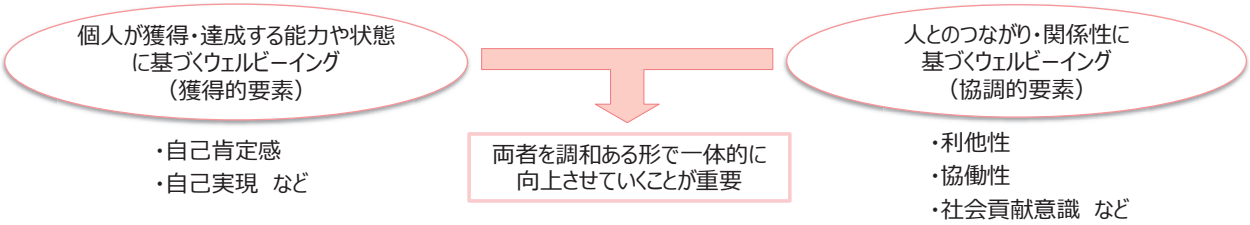

⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

（略）to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

32

教育とウェルビーイング

・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要

・子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要

・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

（教育に関連するウェルビーイングの要素）

自己肯定感／心身の健康／幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）／協働性／社会貢献意識／学校や地域でのつながり

自己実現（達成感、キャリア意識等）／安全安心な環境／多様性への理解／利他性／サポートを受けられる環境

（各要素を育む教育活動の例）

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
－子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
－きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
－特別支援教育、いじめ・不登校対応　等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
－コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
－社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
－社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
－地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
－道徳教育、体験活動、学校保健の推進
－学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
－海外留学推進、外国人留学生受入れ
－地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

（関連する主観的指標）

○自分にはよいところがあると思う
○将来の夢や目標を持っている
○授業の内容がよく分かる
○勉強は好きと思う
○自分の幸福感
○友人関係の満足度
○自分と違う意見について考えるのは楽しい
○人が困っているときは進んで助けている
○学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
○地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
○先生は自分のいいところを認めてくれる
○困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

33

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。

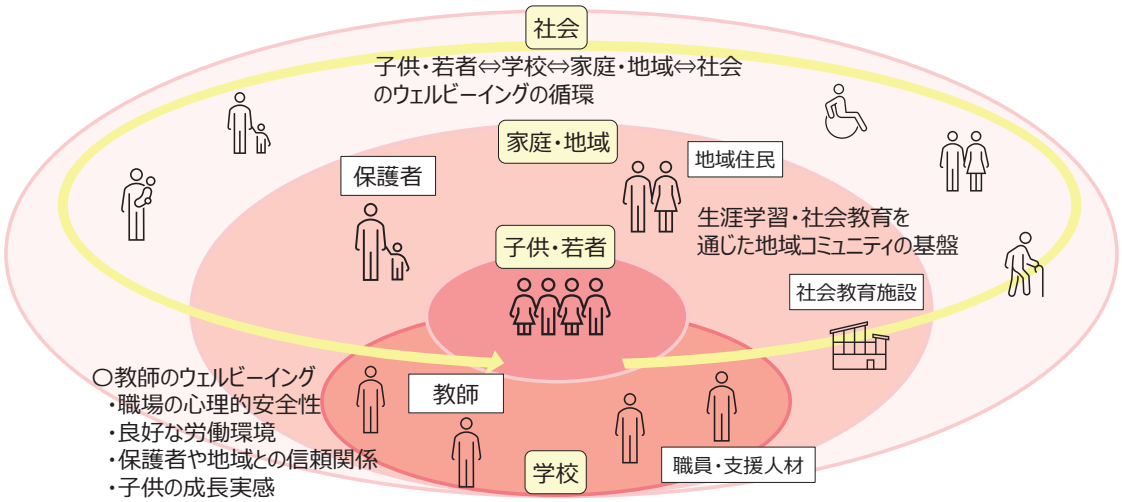

その他の留意事項

Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないか。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。

A. 協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育むことが大切です。

Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。

A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

34

（参考）OECDによる子供のウェルビーイングの構成要素

○子供が生活する家庭のウェルビーイングの条件（物質的側面、家庭環境）

・所得と資産　・仕事と報酬　・住居　・環境の質

○子供に特有のウェルビーイングの条件

・健康状態（乳児死亡率、青少年の自殺率など）　・教育と技能（PISA調査の得点など）　・市民参加（投票の意思など）

・社会と家庭の環境（親とよく話す生徒、学校が好きな生徒など）　・生活の安全（いじめなど）　・主観的幸福（生活満足度）

（出典）OECD「How's Life Measuring Well-being」

OECD Child Well-being Dashboardにおける日本の子供たちの状況

指標分野	指標	日本の結果
物質的な状況	家庭にインターネット環境がない子どもの割合	中
身体的な健康状況	乳幼児の死亡率	高
認知的・教育状況	10歳程度の子どもの数学・科学のトップ学力層の割合	高
	15歳程度の子どもの読解力・数学・科学のトップ学力層の割合	高
	高等教育を修了することを希望する子どもの割合	中
	子ども・若者のうちニートの割合	高
社会・情緒的な発達の状況	①自己有用感がある子どもの割合 「困難に直面したとき、たいてい解決策を見つけることができる」	低
	②成長意欲がある子どもの割合 「自分の知能は、自分ではほとんど変えることができないものである」	高
	③人生に意義や目的を感じている子どもの割合 「自分の人生には明確な意義や目的がある」	低
	④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合 「全体として、あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか」	低

※①③は「その通りだ」「全くその通りだ」と回答した割合。②は「その通りでない」「全くその通りでない」と回答した割合。④は「0（全く満足していない）～10（十分に満足している）」の回答結果。

（出典）OECD「Child Well-being Dashboard」、PISA2018生徒質問調査

国際的な比較調査では我が国の子供たちのウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある

※自尊心や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすという獲得的幸福感に基づく尺度

35

（参考）ウェルビーイングに関する国際比較調査

人生の満足感尺度

【項目例】
・私の人生は、とてもすばらしい状態だ。
・大体において、私の人生は理想に近いものである。 ⇒獲得的幸福
・これまで私は望んだものは手に入れてきた。

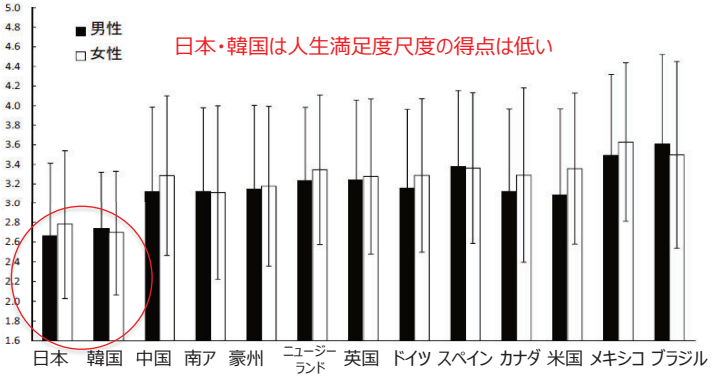

協調的幸福感尺度

【項目例】
・自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う
・大切な人を幸せにしていると思う ⇒協調的幸福
・平凡だが安定した日々を過ごしている

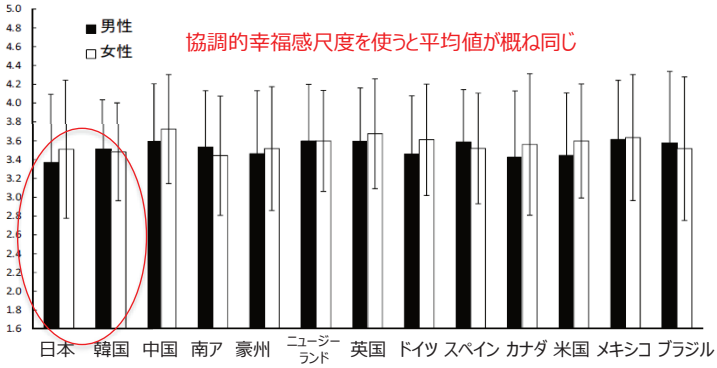

（出典）人生の満足感尺度： Diener et al.(1985)、協調的幸福感尺度： Hitokoto & Uchida (2015)、幸福感の国際比較研究：子安ら（2012）

36

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030は、OECD Future of Education and Skills 2030プロジェクト※の成果であり、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組みです。教育の幅広い目標を支えるとともに、個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイングに向けた方向性を示しています。

※2011年にOECDと日本で開始した「OECD東北スクール」事業を多国間の枠組みに発展させ、2030年以降の未来を形作るため生徒に求められるコンピテンシーを明確化するとともに、このコンピテンシーを育む教師の資質や教育環境等を検討することを目的としたOECDの事業。

その構成要素には、学びの中核的な基盤、知識、スキル、態度と価値、より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシーや、見通し(Anticipation)・行動(Action)・振り返り(Reflection)のAARサイクルが含まれます。また、ラーニング・コンパスは、生徒が周囲の人々、事象、状況をより良いものにすることを学ぶ上で、責任ある有意義な行動を取るための方向性を決めるために生徒が使うことができるツールであることから、生徒エージェンシーは、ラーニングコンパスの中心的な概念です。

学びの中核的基盤

カリキュラム全体を通して学習するために必要となる基礎的な条件や主要な知識、スキル、態度及び価値観を指します。

より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー

新たな価値を創造する力、責任ある行動をとる力、対立やジレンマに対処する力は未来を形づくり、そこで活躍するための必要な能力です。

見通し・行動・振り返りサイクル

学習者が継続的に自らの思考を改善し、集団のウェルビーイングに向かって意図的に、また責任を持って行動するための反復的な学習プロセスです。

生徒エージェンシー

生徒が教師の決まりきった指導や指示をそのまま受け入れるのではなく、未知なる環境の中で自立で歩みを進め、意味のある、また責任感を伴う方法で進むべき方法を見出す必要性が強調されています。

OECD「Conceptual learning framework LEARNING COMPASS2030」（2019年5月）をもとに作成

37

OECDのウェルビーイング指標

OECD「How's Life Measuring Well-being」（ヘッドライン指標）	
所得と資産	家計の調整純可処分所得 家計の純金融資産
仕事と報酬	就業率（15～64歳人口に占める就業者の割合） フルタイム雇用者の平均年間報酬 失業可能性（年間失業流入率） 長期失業率（労働力人口に占める1年以上の失業者の割合）
ワーク・ライフ・バランス	長時間労働（日常的に週50時間以上働く雇用者の割合） レジャーとパーソナルケアの時間（フルタイム就業者が1日に費やす時間）
住居	１人当たり部屋数 住居費（可処分所得に占める住宅の取得・維持に関する費用） 基本的な衛生設備の欠如（世帯専用の屋内水洗トイレのない住宅に住む割合）
環境の質	水質に他する満足度 大気中のPM2.5への年間曝露量（1㎥当たりμg数）
健康状態	出生時平均余命 主観的健康状態
教育と技能	学歴（25～64歳における後期中等教育以上の修了者割合） PISAの平均スコア PIAACの平均習熟度
市民参加とガバナンス	投票率
社会とのつながり	社会的ネットワークによる支援（いざというときに頼りになる身内や友人がいると回答した人の割合）
生活の安全	暴行死率（人口10万人当たり） 自己報告による暴行被害率
主観的幸福	生活満足度

OECD「How's Life Measuring Well-being」（子どもの幸福を構成する側面と指標）	
子どもが生活する家庭の幸福条件（物質的側面、家庭環境）	
所得と資産	子どものいる世帯の可処分所得 子どもの所得貧困
仕事と報酬	就業者がいない世帯の子ども 親が長期失業者である子ども
住居	子どもの1人当たりの平均部屋数 基本的な衛生設備を欠く住居に暮らす子ども
環境の質	環境条件が劣悪な住居に暮らす子ども
子どもに特有の幸福条件（子ども主体の幸福因子）	
健康状態	乳児の死亡率 低出生体重児率 自己報告による健康状態 過体重と肥満 青少年の自殺率 十代の出産率
教育と技能	PISA読解テストの平均得点 PISA創造的問題解決テストの得点 就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者 教育的はく奪
市民参加	投票の意思 市民活動への参加
社会と家庭の環境	親とよく話す生徒 友人が親切な生徒 学校の勉強を負担に感じる生徒 学校が好きな生徒 PISAの帰属意識指数 親と過ごす時間
生活の安全	子どもの殺人率 いじめ
主観的幸福	生活満足度

【OECD「How's Life Measuring Well-being」（幸福度白書）における指標の選択基準】①表面的妥当性をもつこと、②成果を対象とすること、③変化に敏感であり政策介入に対する感度が高いこと、④関連文献で一般に用いられ認められていること、⑤各国間の比較が可能であり、多くの国を網羅していること、⑥適切な頻度とタイミングで収集されること

（OECD幸福度白書2015に基づいて文部科学省作成）

社会の現状や変化に関する資料・データ

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

減少する我が国の人口

○2050年には日本の人口は約１億人まで減少する見込み。生産年齢人口比率は約５割に。

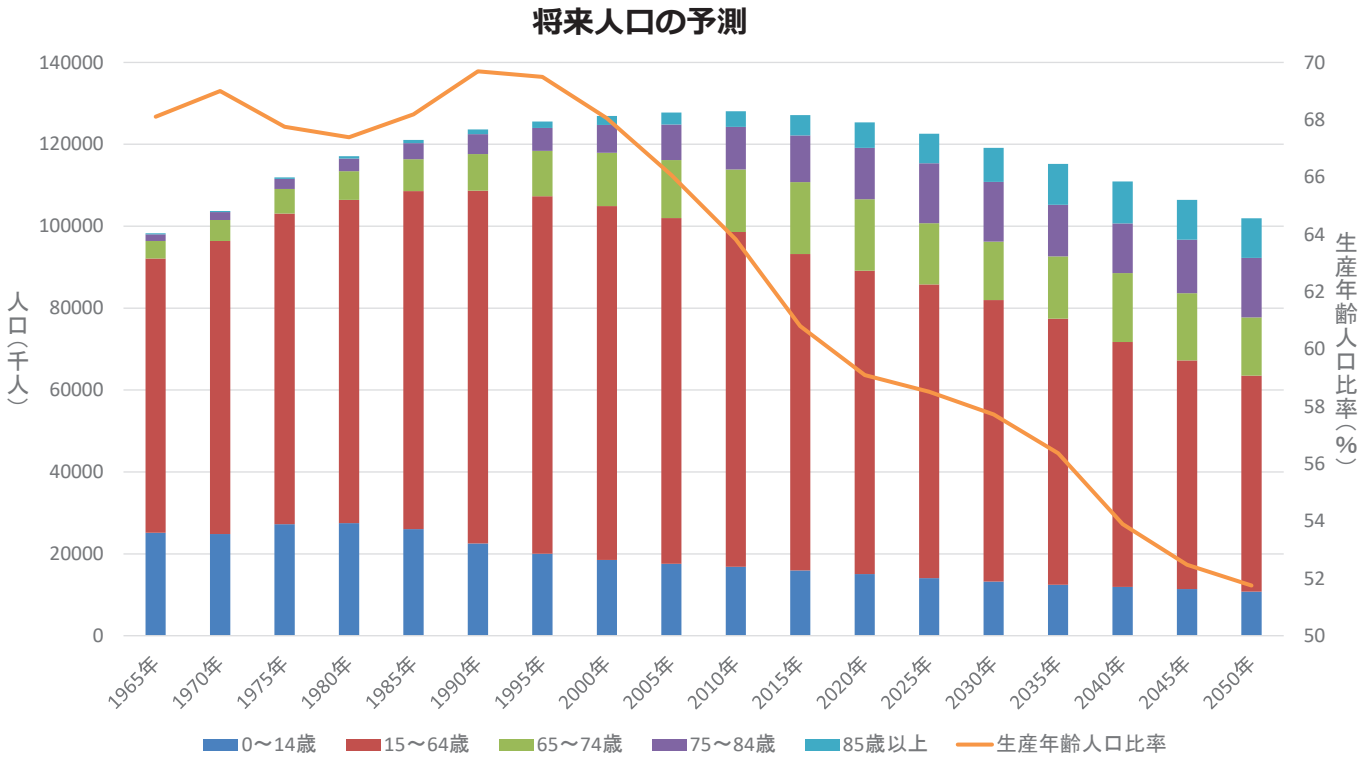

（備考）将来推計人口は出生中位（死亡中位）。生産年齢人口は15～64歳の人口。　（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成。

40

経済産業省「未来人材ビジョン」より

こうした中、生産年齢人口は、2050年には現在の２／３に減少する。

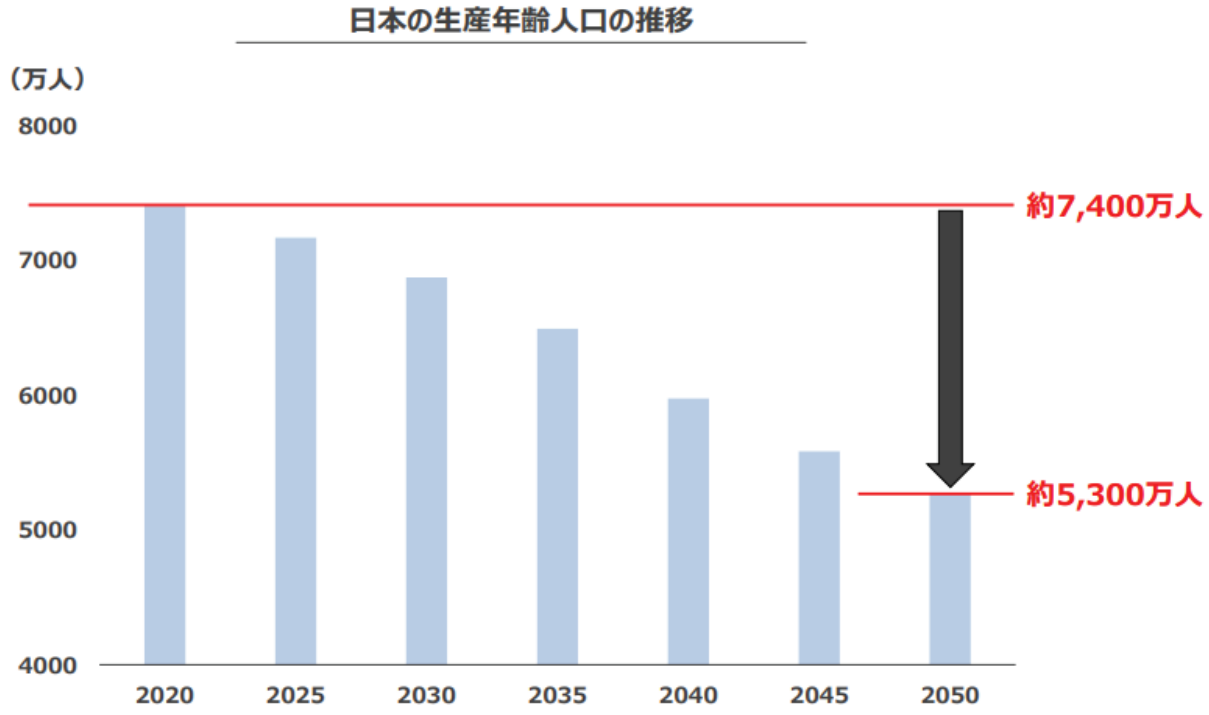

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位(死亡中位)推計を基に経済産業省が作成。

41

日本の各学校段階に相当する年齢の人口推移

各学校段階に相当する年齢層の人口は大幅に減少を続ける見込みであり、2000年から2040年にかけては各段階とも人口が３～４割減少する。18～21歳人口は、中位推計でも2020年の大学等在籍者数とほぼ同数まで減少することとなっている。

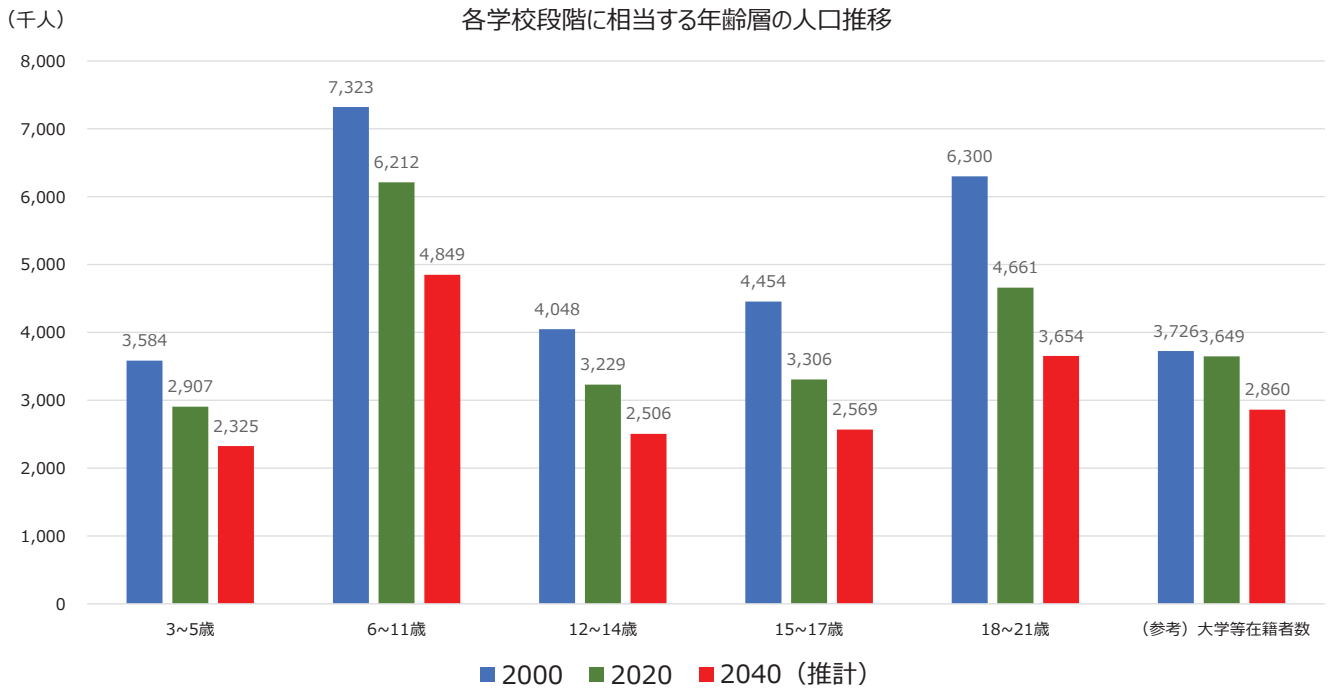

※各年10月１日時点の数値
※2040年は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による推計値
※（参考）大学等在籍者数は、大学、短大、高専4・5年次、専門学校に在籍している学生数
※（参考）大学等在籍者数は、2000年及び2020年は学校基本調査による実績値、2040年は大学等進学率が2020年と同等であった場合の推計値

（出典）国立社会保障・人口問題研究所HP及び学校基本調査より作成

日本の一人当たり労働生産性はOECD諸国の中でも下位

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

○2020年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は78,655ドル（約809万円）であり、OECD加盟38か国中28位、米国の約56%にとどまっている。

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2020年）

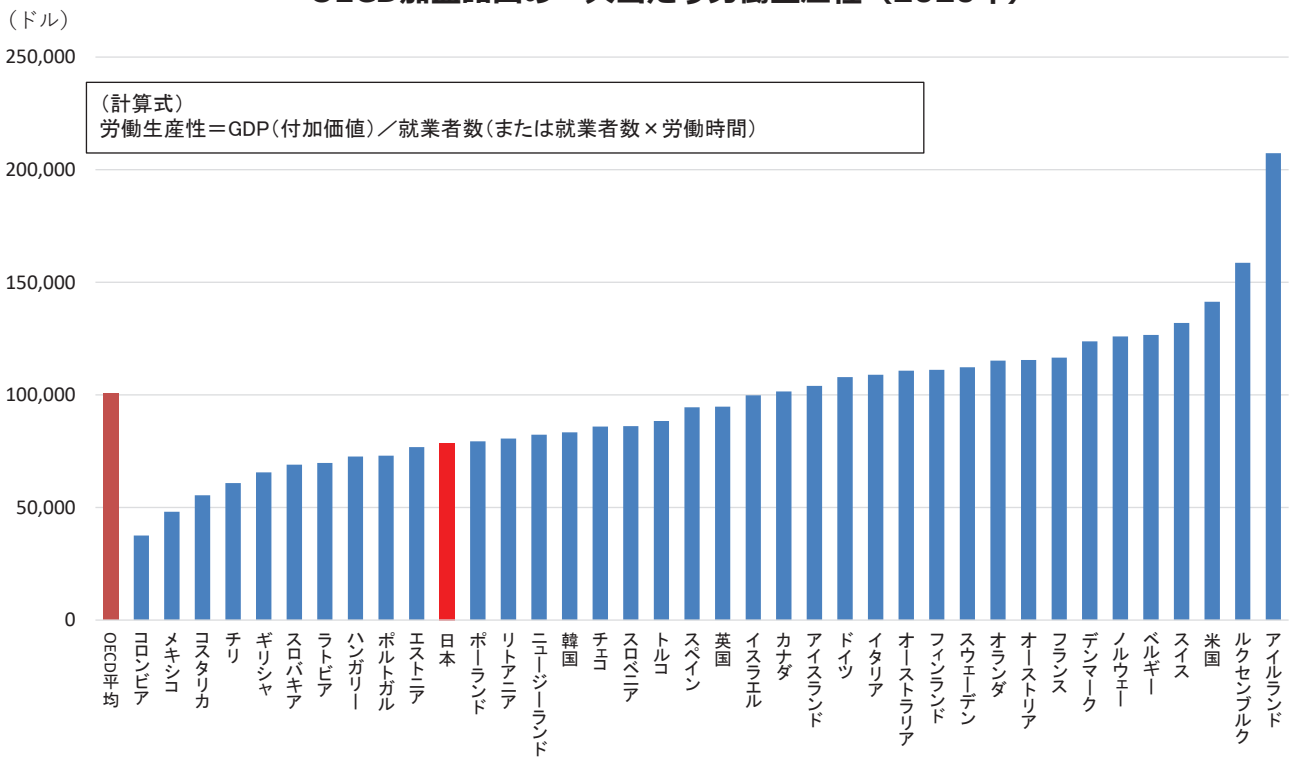

（出所）公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2021」より作成。

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

不足するIT人材

○ＩＴ人材需給に関する試算では、人材のスキル転換が停滞した場合、2030年には先端ＩＴ人材が54.5万人不足。

ＩＴ人材需給に関する試算

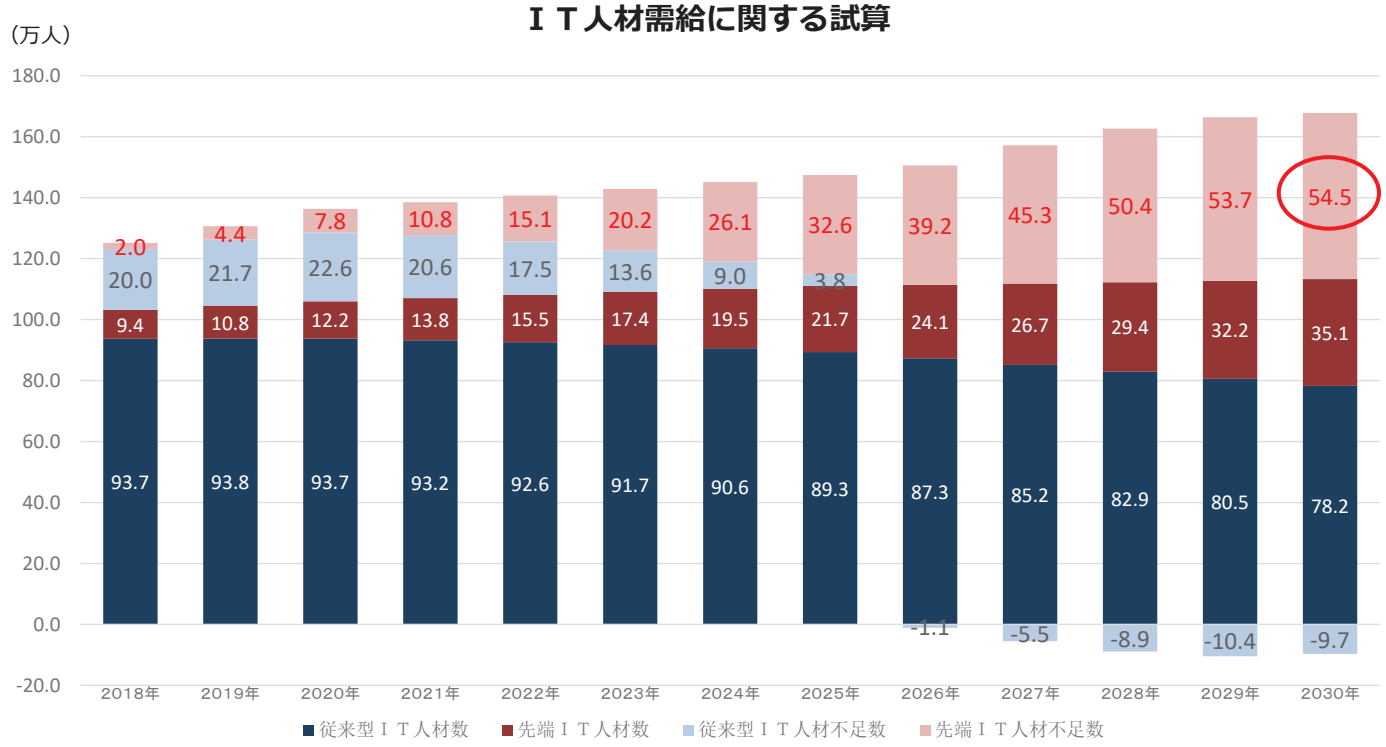

（出所）経済産業省委託調査「ＩＴ人材需給に関する調査（みずほ情報総研株式会社）」（2019年３月）より作成。

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

グリーン化（脱炭素）の流れは、産業構造を大きく転換する

○脱炭素の潮流は、特に化石燃料に関連する産業の雇用を減少させる一方、再生可能エネルギーなどで新たな雇用も創出する。

脱炭素化による雇用創出・喪失効果

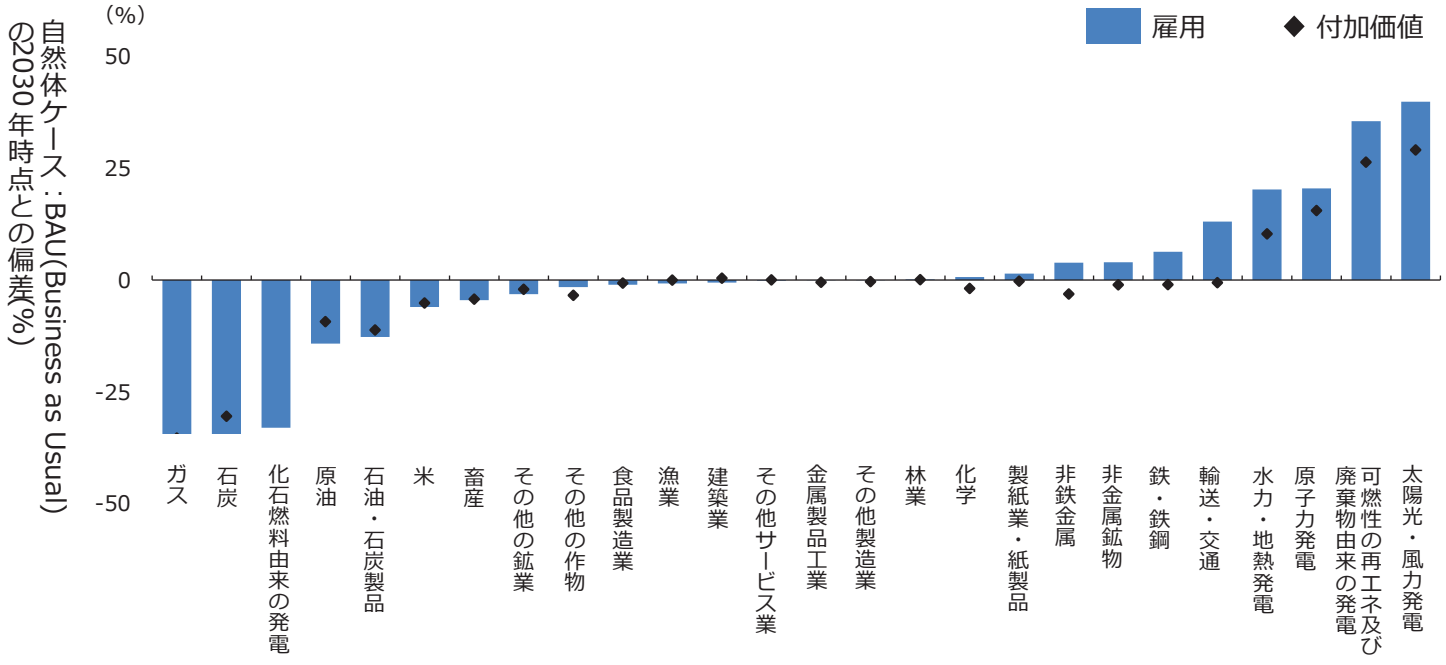

（出所）経済産業省「第2回未来人材会議」（2021年12月7日）資料より。OECD「Green Growth Indicators 2017」を基に作成。

経済産業省「未来人材ビジョン」より

企業は人に投資せず、個人も学ばない。

人材投資（OJT以外）の国際比較（GDP比）

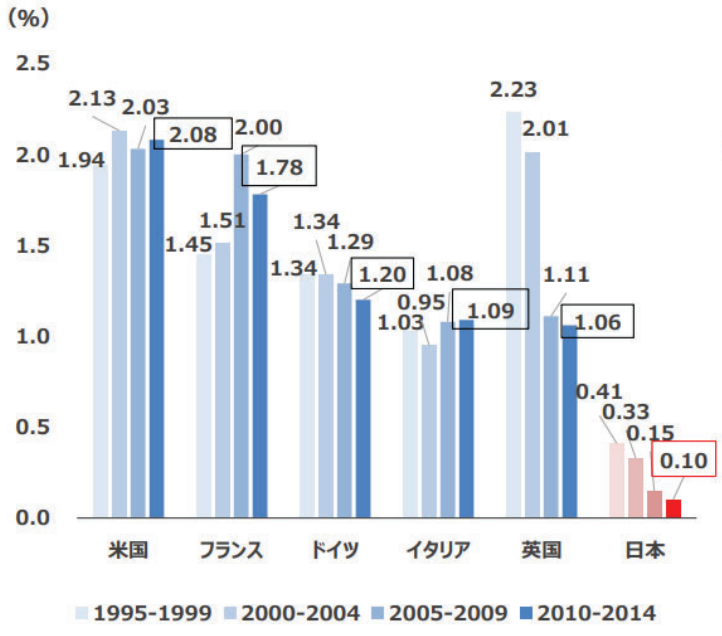

（出所）学習院大学宮川努教授による推計（厚生労働省「平成30年版　労働経済の分析」に掲載）を基に経済産業省が作成。

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合

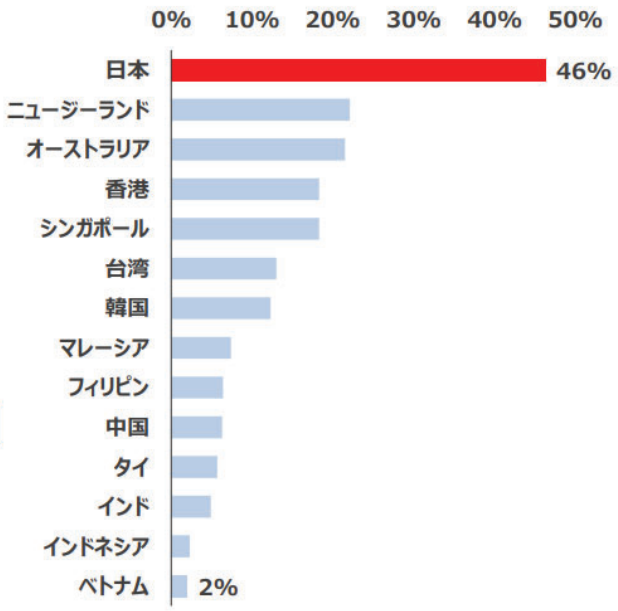

（出所）パーソル総合研究所「APAC就業実態・成長意識調査（2019年）」を基に経済産業省が作成。

46

教育未来創造会議第一次提言参考資料より

成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い

○仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向にある。

諸外国の労働生産性と仕事関連の成人学習参加率の比較

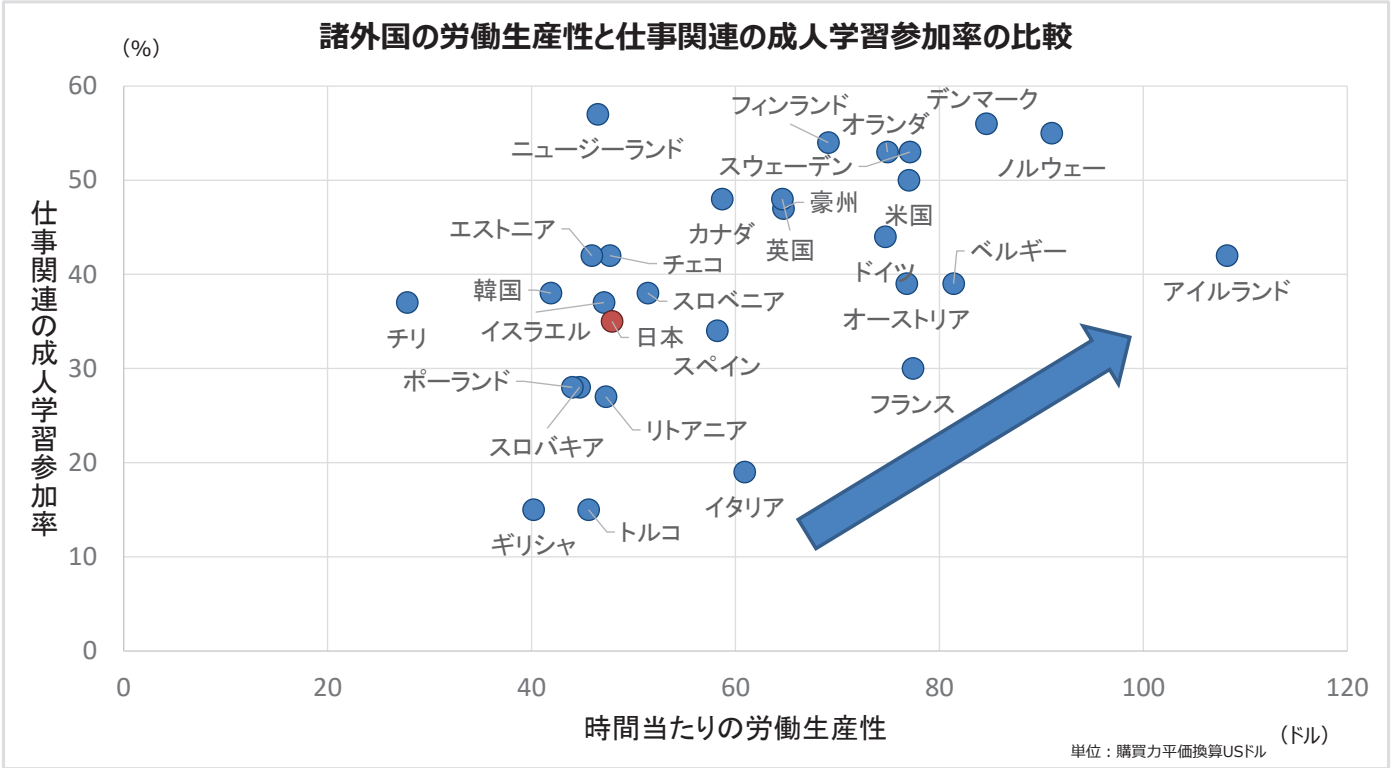

（出所）OECD「国際成人力調査（PIAAC）」より作成。

47

労働需要の推計

経済産業省「未来人材ビジョン」より

- デジタル化や脱炭素化により、将来は「問題発見力」「的確な予測」「革新性」が一層求められる。
- 2050年における職種別の労働需要は、事務従事者で４割減少する一方、情報処理・通信技術者では２割増加するとの推計結果となった。

人材に求められる能力等に対する需要の変化

2015年		2050年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12	革新性※	1.19
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
⋮	⋮	⋮	⋮

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

（注）　各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。
（出所）2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum "The future of jobs report 2020", Hasan Bakhshi et al., "The future of skills: Employment in 2030"等を基に、経済産業省が能力等の需要の伸びを推計。

職種別従事者数の変化（2020年→2050年）

事務従事者	42 %	減少
販売従事者	26 %	減少
情報処理・通信技術者	20 %	増加
開発・製造技術者	11 %	増加

（注）　デジタル化と脱炭素化が進展し、高い成長率を実現できると仮定した推計結果。労働需要の増減と、各産業・職種の付加価値の増減は連動しない点に留意。
（出所）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計-労働力需給モデル（2018年度版）」、「職務構造に関する研究Ⅱ」（2015年）、World Economic Forum "The future of jobs report 2020", Hasan Bakhshi et al., "The future of skills: Employment in 2030"、内閣府「産業界と教育機関の人材の質的・量的需給マッチング状況調査」（2019年）、文部科学省 科学技術・学術政策研究所「第11回科学技術予測調査ST Foresight 2019」等を基に経済産業省が推計。

Society 5.0において企業が求める能力・資質

第5回教育振興基本計画部会
日本経済団体連合会提出資料より

- Society 5.0人材には、**リテラシー**（数理的推論、データ分析力など）、**論理的思考力**と**規範的判断力**、**課題発見・解決能力**、**未来社会を構想・設計する力**、**高度専門職に必要な知識・能力**が求められる。〔産学協議会における産学間合意〕
- 経団連アンケートによると、企業は**多種多様な人材**を求めつつ、特に期待する資質として、回答企業の約８割が「**主体性**」「**チームワーク・リーダーシップ・協調性**」、４割近い企業が「**学び続ける力**」を選択。特に期待する能力としては、「**課題設定・解決能力**」「**論理的思考力**」「**創造力**」が上位。

＜Society 5.0で求められる能力と資質＞

（産学協議会での合意事項）

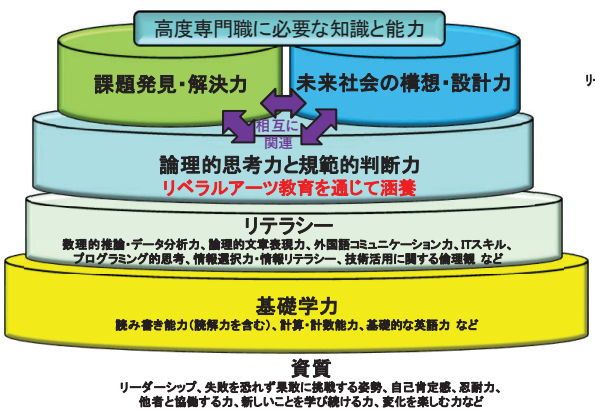

【採用と大学教育の未来に関する産学協議会「中間とりまとめと共同提言」（2019年４月22日）、経団連「Society 5.0 -ともに創造する未来 - 」（2018年11月13日）を基に経団連事務局にて作成】

＜特に期待する資質＞

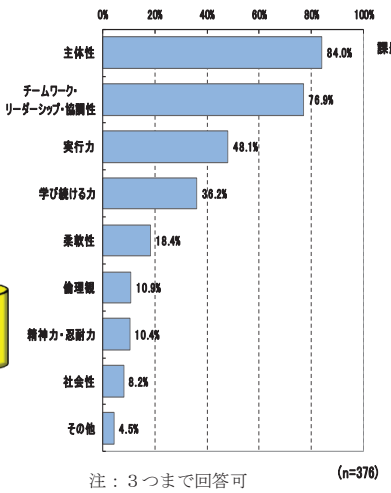

＜特に期待する能力＞

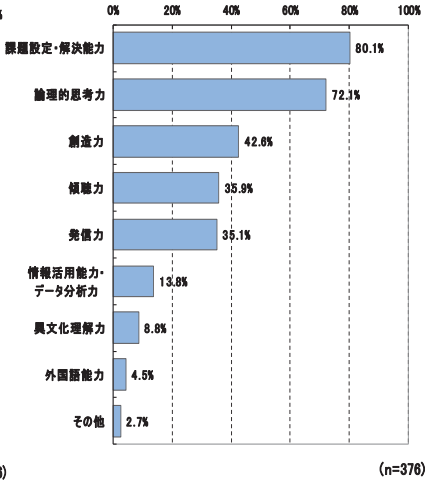

注：３つまで回答可
【出典：経団連「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」（2022年１月18日）】

- 『18歳意識調査「第46回 –国や社会に対する意識（6カ国調査）–」』（日本財団,2022）

自身と社会の関わりについて、以下の全ての項目で日本は6ヵ国中最下位となった。特に「自分は大人だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」がそれぞれ3割に満たず、他の国に差をつけて低い。

Q　以下の項目に同意しますか。（各国n=1000）
※「はい」回答率を掲載

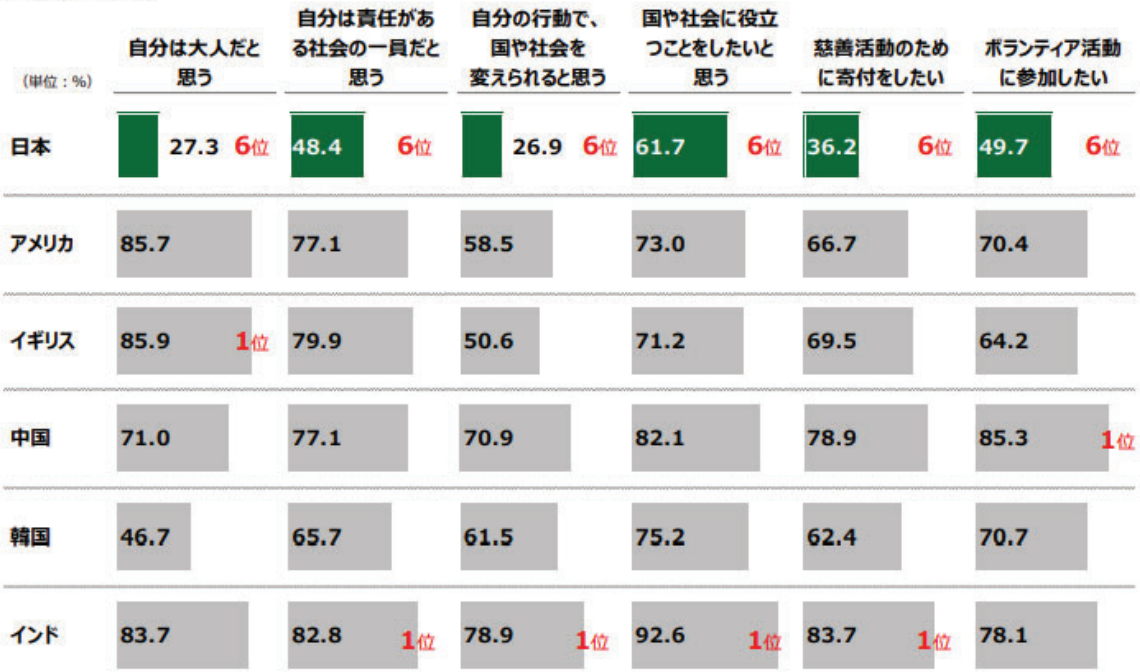

（単位：%）	自分は大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	自分の行動で、国や社会を変えられると思う	国や社会に役立つことをしたいと思う	慈善活動のために寄付をしたい	ボランティア活動に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

50

EBPM・教育投資に関する資料・データ

51

文部科学省におけるEBPMの推進について

■EBPMとは、
（1）**政策目的を明確化**させ、
（2）その目的のため**本当に効果が上がる行政手段は何か**
など、**当該政策の拠って立つ論理を明確**にし、**これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組**。
（EBPM推進委員会資料より）

EBPM（Evidence-Based Policy Making）とは、
根拠を示して政策課題や効果の測定方法等を体系化・可視化することにより、
政策・施策の質的向上と、国民への説明責任を果たすもの

司令塔 総合調整
- **サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官**（H30.4より）
  統括責任者として、EBPMを行うための方針の策定、EBPM活動のモニタリング、人材育成、対外的な調整等。
- **大臣官房政策課政策推進室**（H30.4より）
  政策立案総括審議官を支え省内の総合調整を行い、EBPM・政策評価・政策立案支援等を一体的に推進。

効率的なエビデンスの構築・収集
- **総合教育政策局調査企画課**（H30.10より）
  教育、スポーツ、文化分野の統計等エビデンスの構築・収集や統計改革の動向に対応。
  ※国立教育政策研究所とも連携
- **科学技術・学術政策局研究開発戦略課**
  研究分野のエビデンスの構築・収集、新興・融合領域の研究動向等の情報収集、推進戦略を立案。
  ※科学技術・学術政策研究所とも連携

エビデンスの提供
エビデンス収集・ロジック構築の支援

エビデンス構築・提供の要請

政策立案・実施・改善
- **各政策部門原課**
  エビデンスに基づく政策（施策・事業）を立案・実施、政策効果の検証、必要な見直し

EBPMの考え方の普及・定着（研修の実施等）

EBPMに関する取組事例・優良事例の創出・展開

（EBPMの標準的な進め方）

①エビデンスの収集（統計調査等） → ②政策課題の特定 → ③施策・事業の目的・手段の整理（ロジックモデルの作成） → ④事業の実施 → ⑤目標の達成状況の把握、分析 → ⑥目標の見直し、新規事業の企画、立案等

（主な取組）
- 既存政策のＰＤＣＡサイクルを通じた改善の取組においてＥＢＰＭの観点からロジックや指標の改善を推進。（政策評価・行政事業レビュー等）
- ＥＢＰＭを推進するための人材の確保・育成するため、研修の機会を拡大。
- 新規政策の企画・立案におけるEBPM手法の実践。各局1事業以上のロジックモデル作成、ヒアリングを通じたブラッシュアップの実施。

52

文部科学省における教育分野等のEBPMの取組

文部科学省創生実行計画においては、現場に根差したより質の高い政策立案を行うため、現場に存在する課題を的確に把握・分析しエビデンスベースの政策立案を実行することとしている。
その際、多岐に亘る政策分野においてデータの取得・分析手法等が異なるため、EBPM的手法を画一的に適用するのは困難であり、政策分野の特性や事業内容等を踏まえ、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、それぞれにふさわしい分析手法について実践を積み重ねながら見出していく必要がある。

EBPM的手法を戦略的に活用するため、以下の取組を実施

最近の取組事項

１．政策立案に資するエビデンスの開発等

①21世紀出生児縦断調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発

②省内職員による教育分野のEBPM推進チームを設置し、教育の特性を踏まえたEBPMの手法等の検討の深化・推進

２．データの利活用を推進する環境の構築

①様々な調査で活用可能な「学校コード」及び「教育委員会コード」を公開し、自治体等におけるデータ活用の改善に資する環境を整備。

②統計法に基づく二次利用の促進や全国学力・学習状況調査のデータ貸与の仕組みの改善・充実

３．地方とのコンソーシアム構築を通じたEBPMの推進

コンソーシアムを立ち上げ、地方における新型コロナウイルス感染症の影響の検証等の先進事例など教育政策のＥＢＰＭ推進に向けた好事例の共有・意見交換等の推進

４．EBPM推進体制の構築

①省内職員向けの初歩的なEBPM研修、新規採用職員向けに統計調査に関する基本的な研修の実施

②省内職員による教育分野のEBPM推進チームを設置し、省内向けのマニュアルの作成

53

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

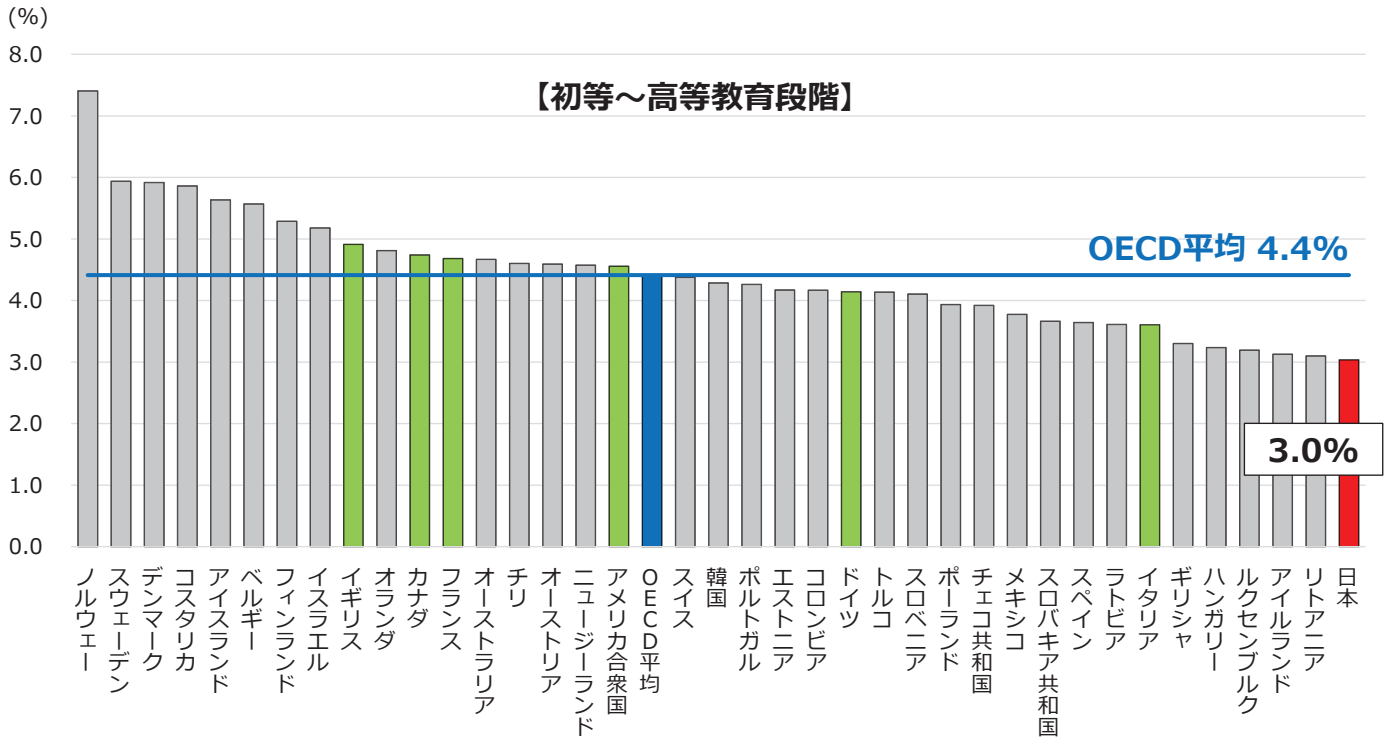

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※幼児教育段階及び分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

54

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

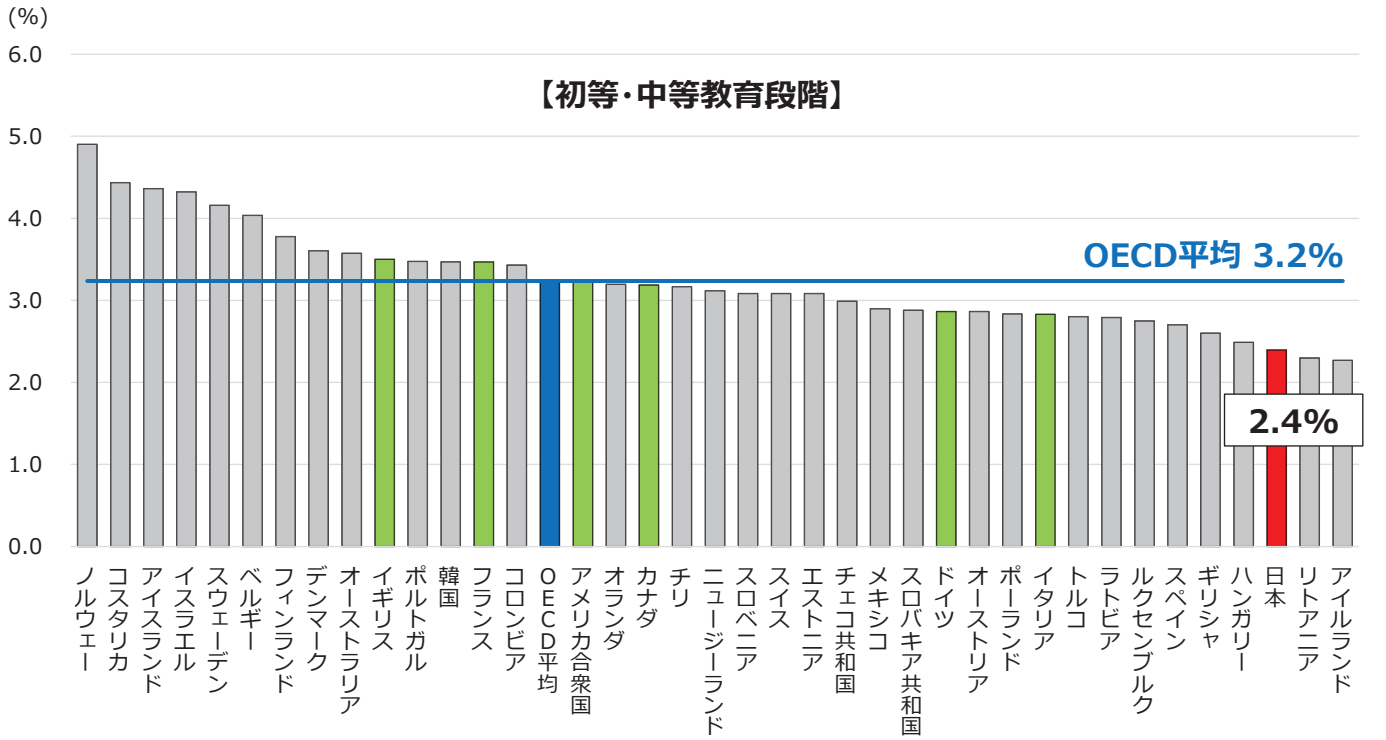

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

55

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

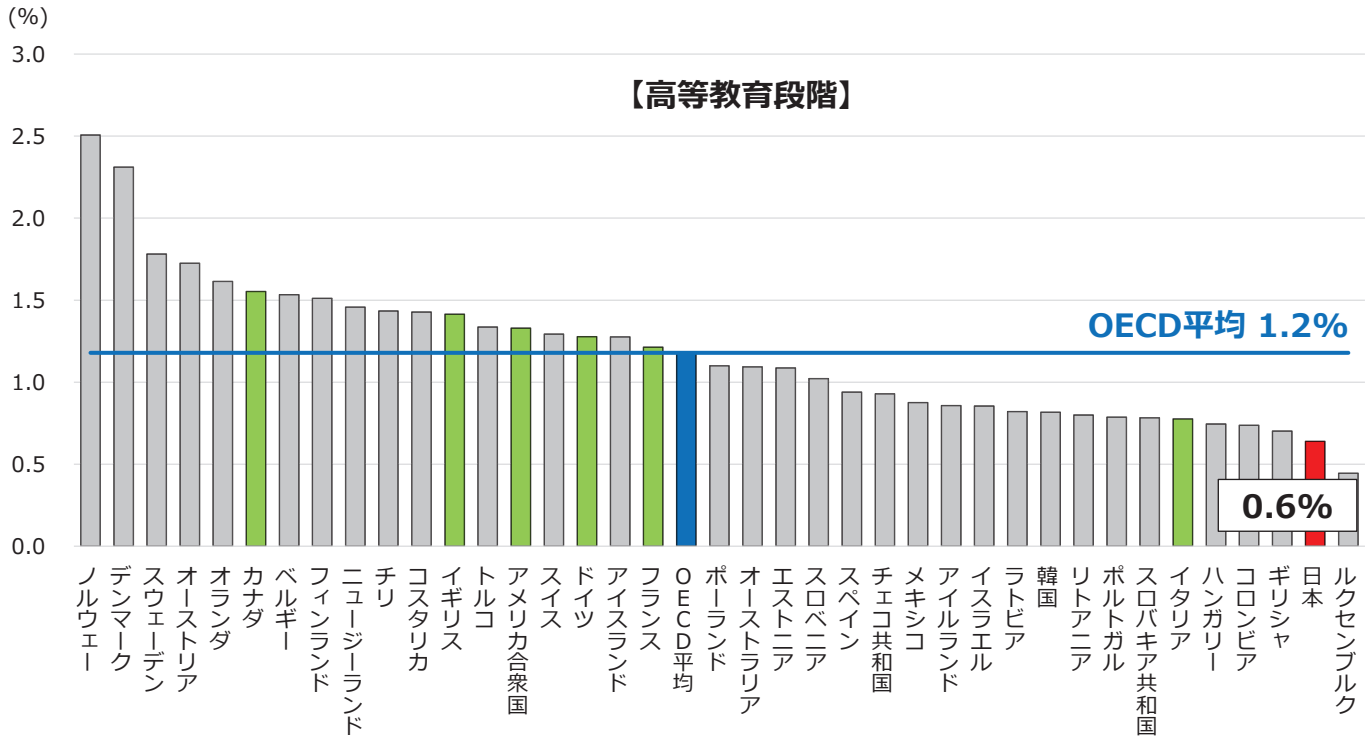

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※分類不可（教育行政費等）を含まない。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

56

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

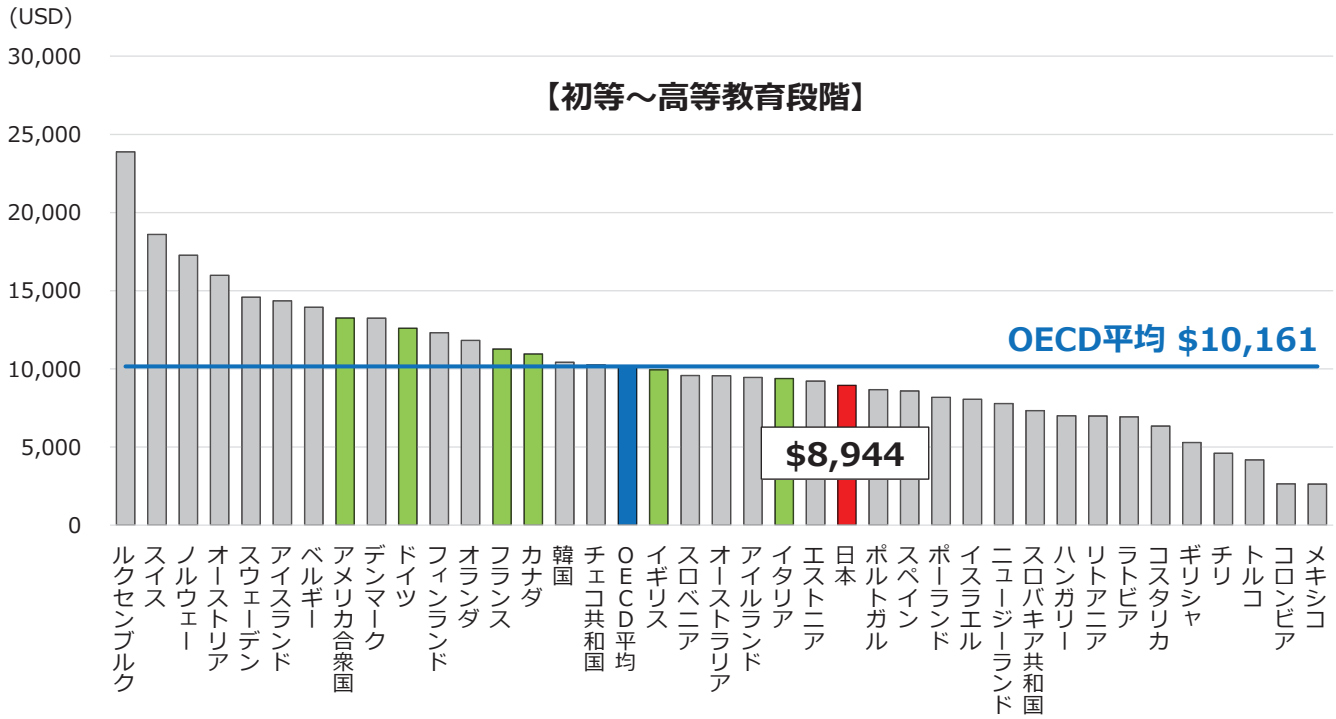

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

57

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

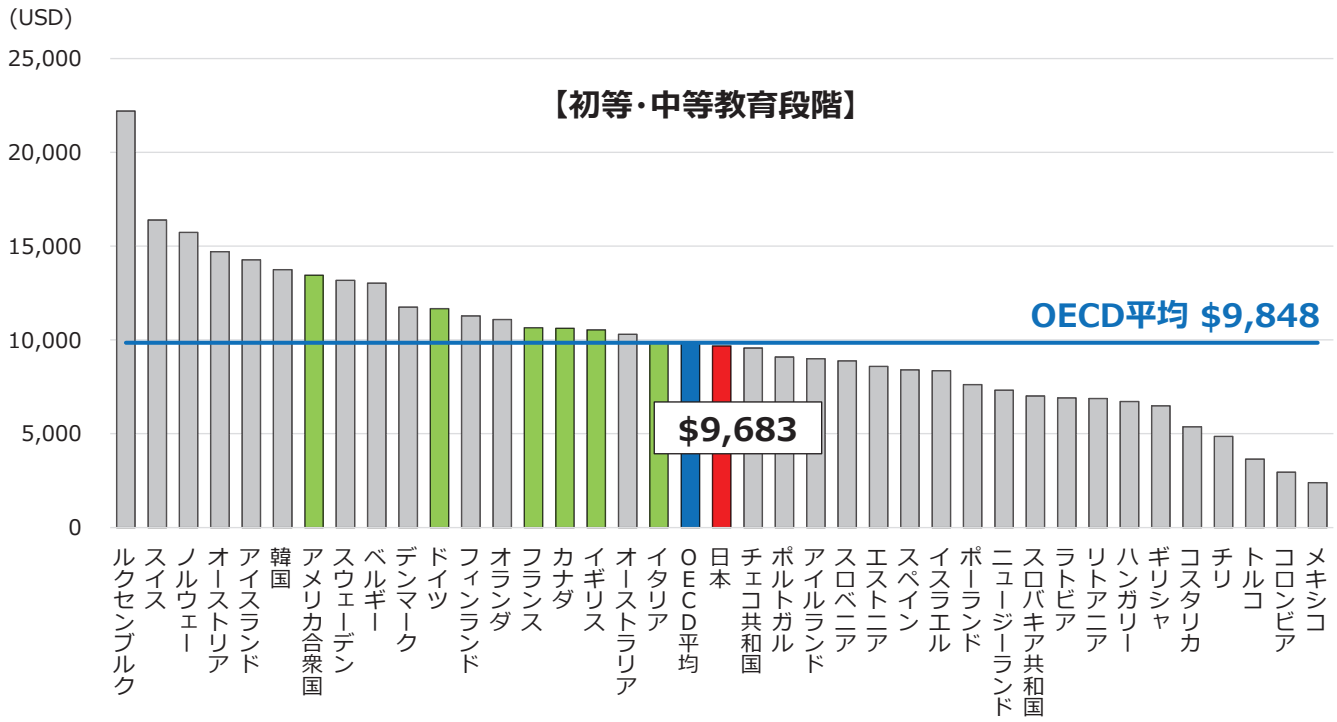

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

58

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

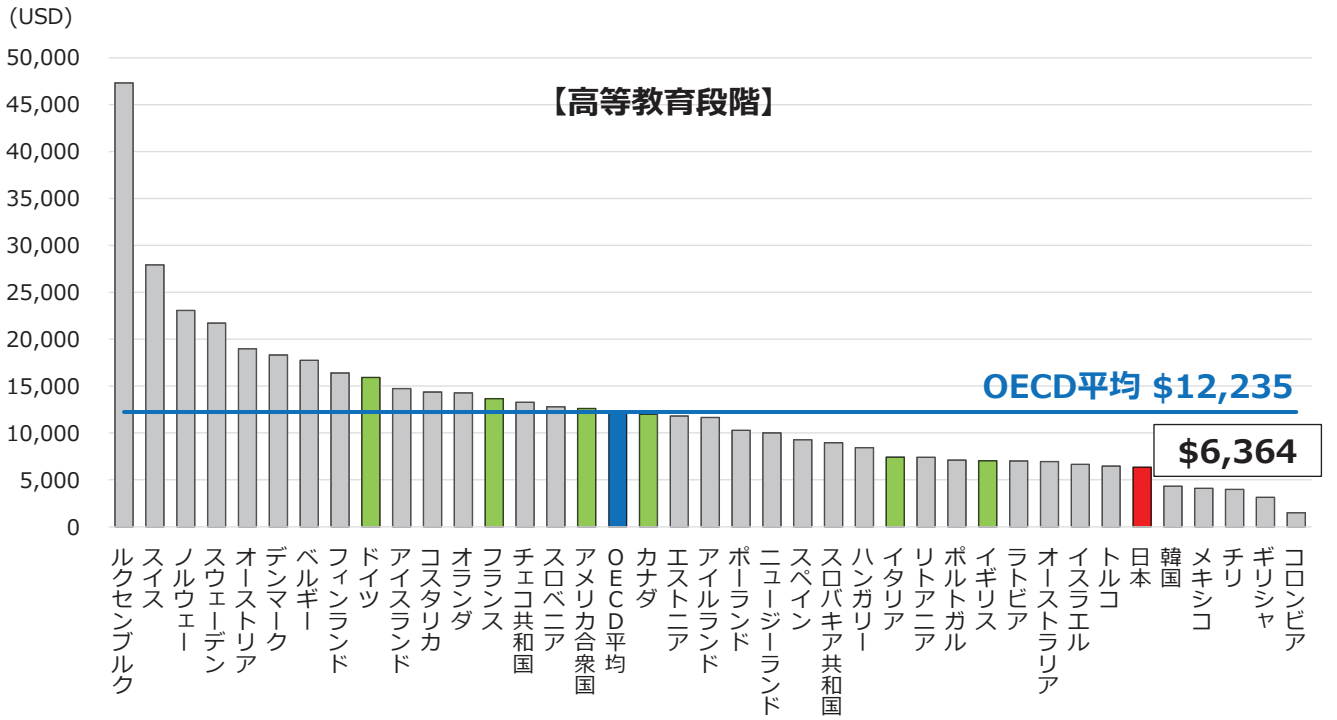

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

59

国民負担率の国際比較（OECD加盟36カ国）

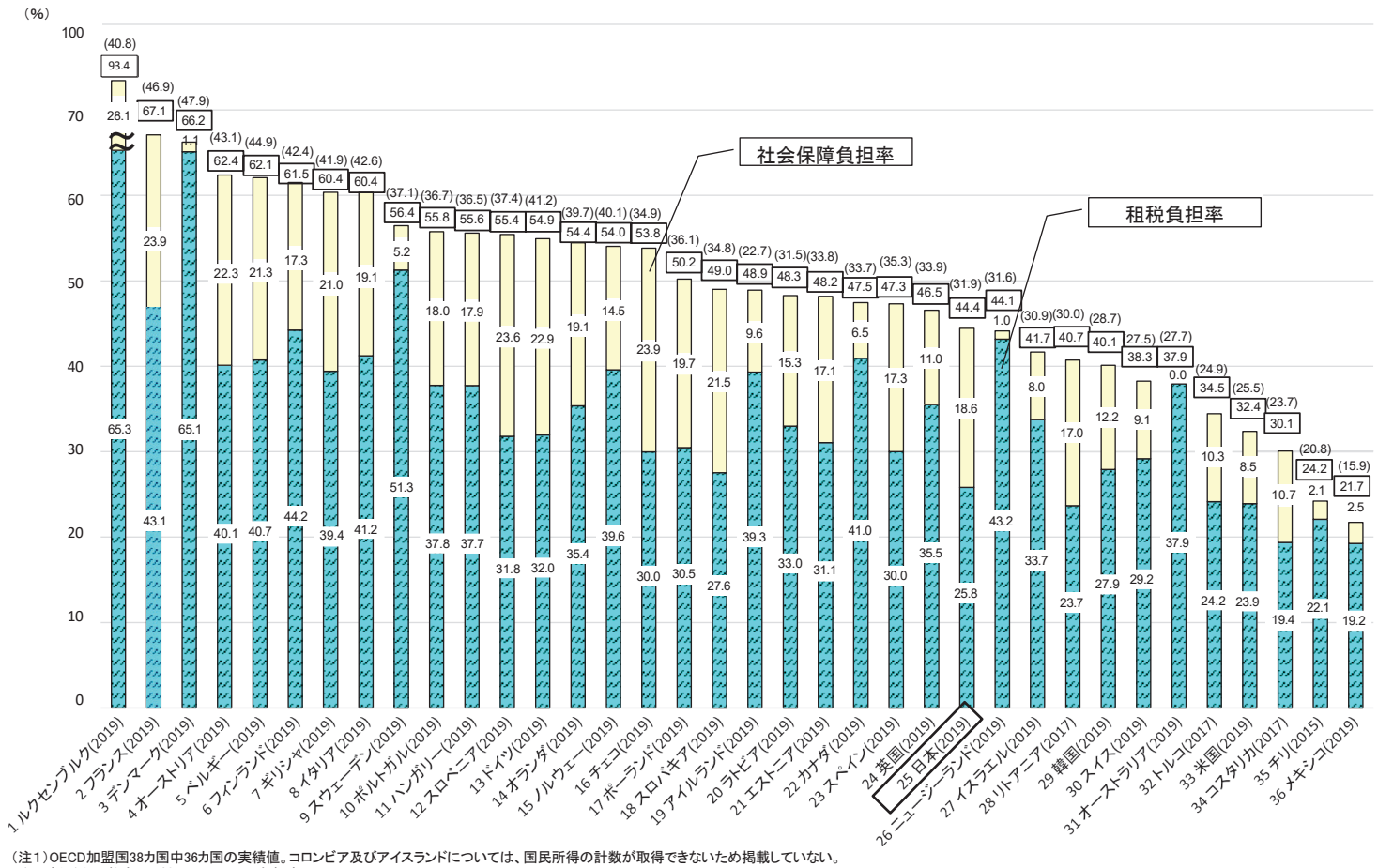

（注1）OECD加盟国38カ国中36カ国の実績値。コロンビア及びアイスランドについては、国民所得の計数が取得できないため掲載していない。
（注2）括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。
（出典）日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD “National Accounts”、“ Revenue Statistics”

（出典） 財務省HP「財政関係基礎データ（令和４年４月）」

60

総人口に占める在学者の割合（2019年）

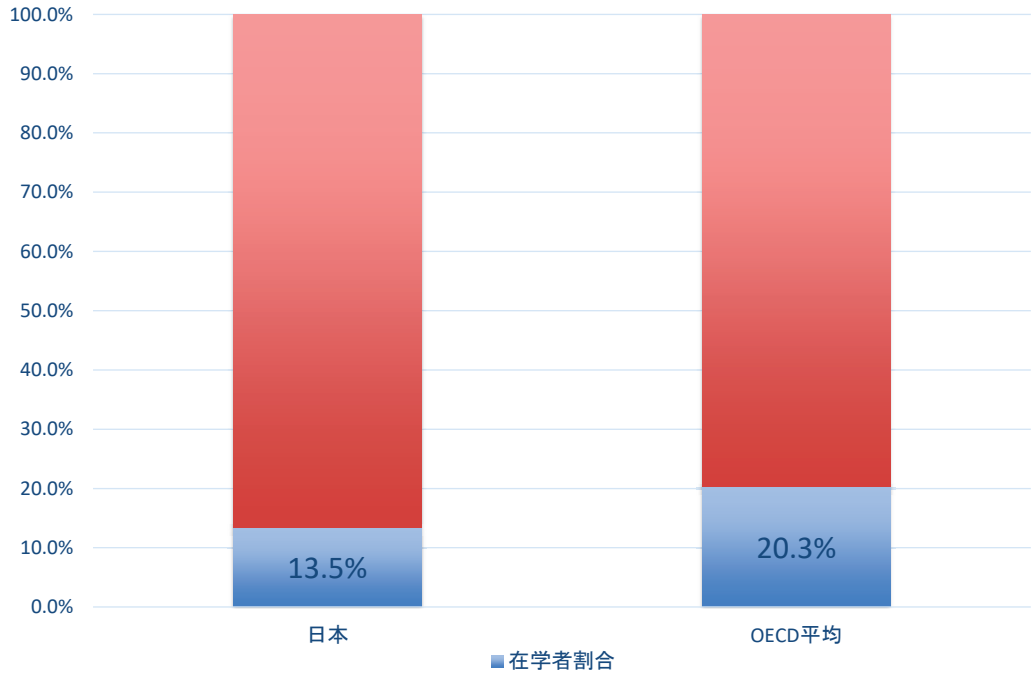

※文部科学省による試算、初等～高等教育段階

（出典） OECD.Stat

61

生産年齢人口に対する高齢人口の割合の国際比較

高齢化の進行により、生産年齢人口１人当たりで支える高齢者の数は増加し、日本では2000年には４人に１人だった割合が2020年には２人に１人、2040年には３人に２人まで上昇することが見込まれ、他国と比較して現役世代１人当たりの負担が大きい。

G7各国における「高齢人口（65歳以上）／生産年齢人口（15~64歳）」の推移

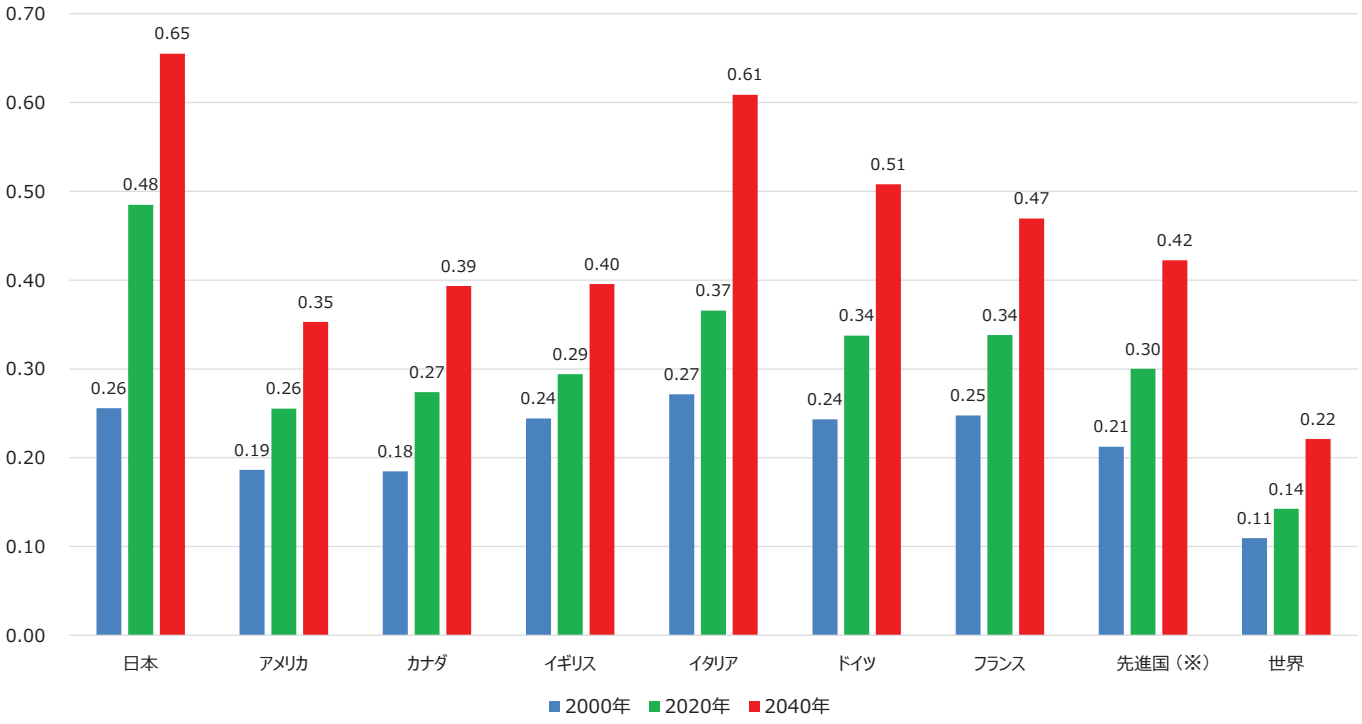

※先進国：日本，北アメリカ（中央アメリカ及びカリブ海諸国を除く），オーストラリア，ニュージーランド及びヨーロッパの国

（出典）総務省統計局「世界の統計2022」）

62

教育支出の公私負担割合（2019年）

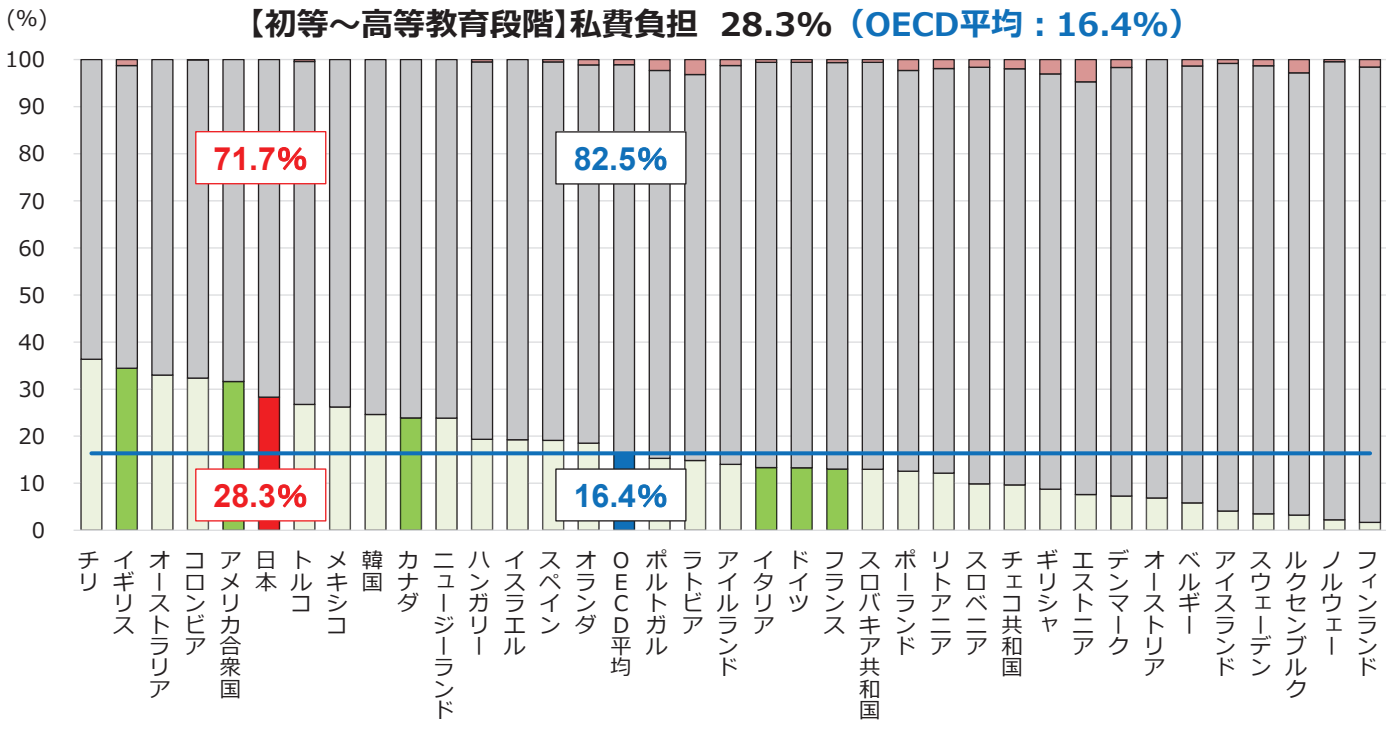

※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC3.1（https://stat.link/15q7iy）

63

教育支出の公私負担割合（2019年）

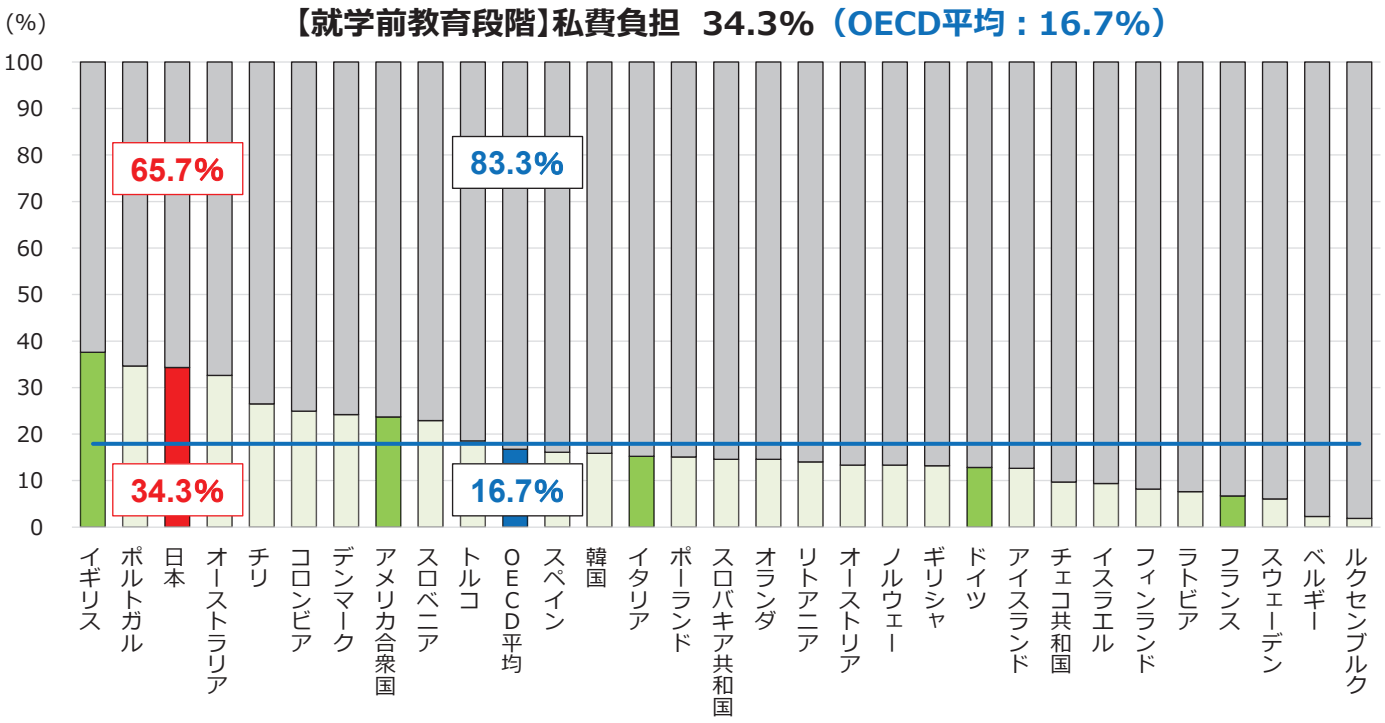

※データはOECD加盟38か国のうち、カナダ、コスタリカ、エストニア、ハンガリー、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。
※日本は幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)と特別支援学校幼稚部のみのデータ。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」TableB2.3（https://stat.link/8edfqa）

64

教育支出の公私負担割合（2019年）

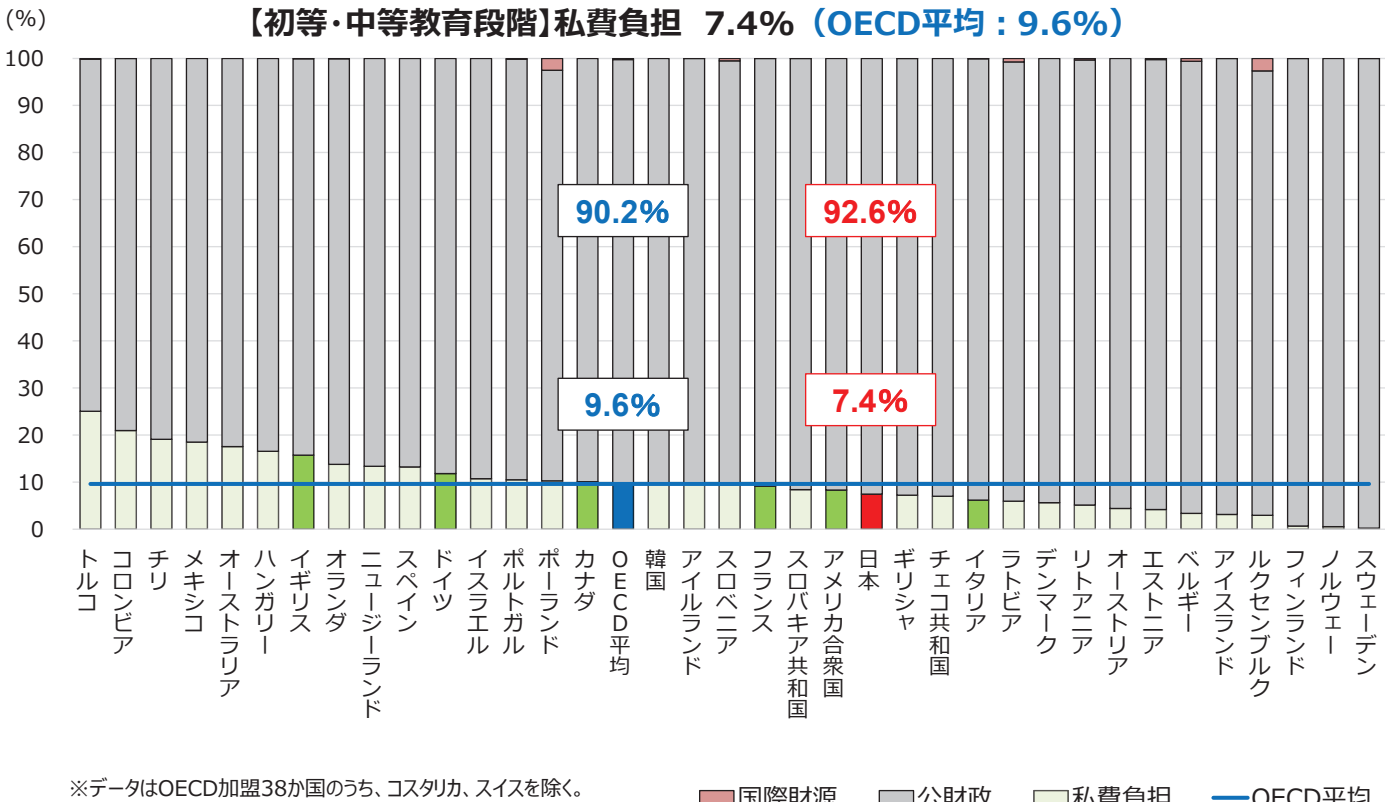

※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」TableC3.1（https://stat.link/15q7iy）

65

教育支出の公私負担割合（2019年）

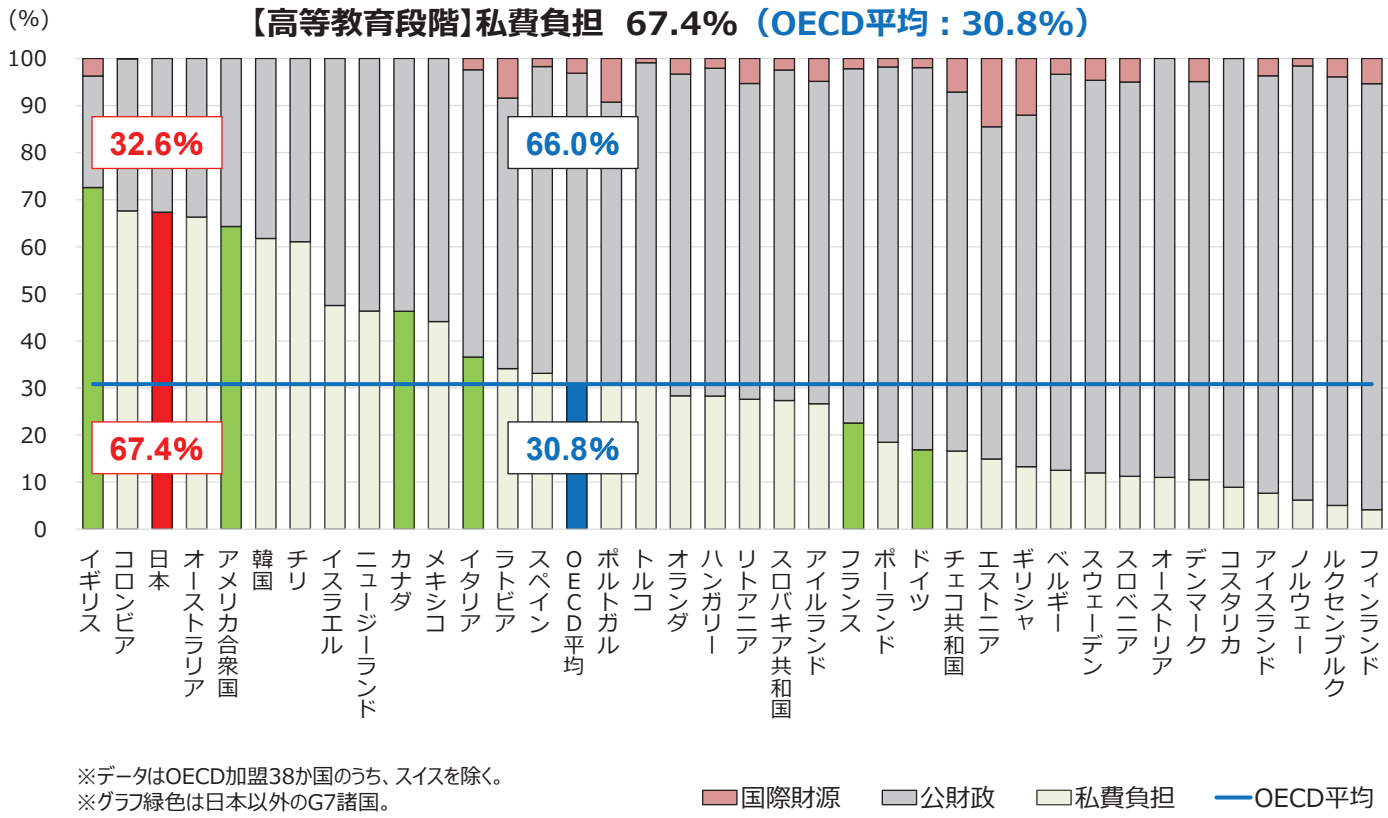

※データはOECD加盟38か国のうち、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。
※他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC3.1（https://stat.link/15q7iy）

66

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

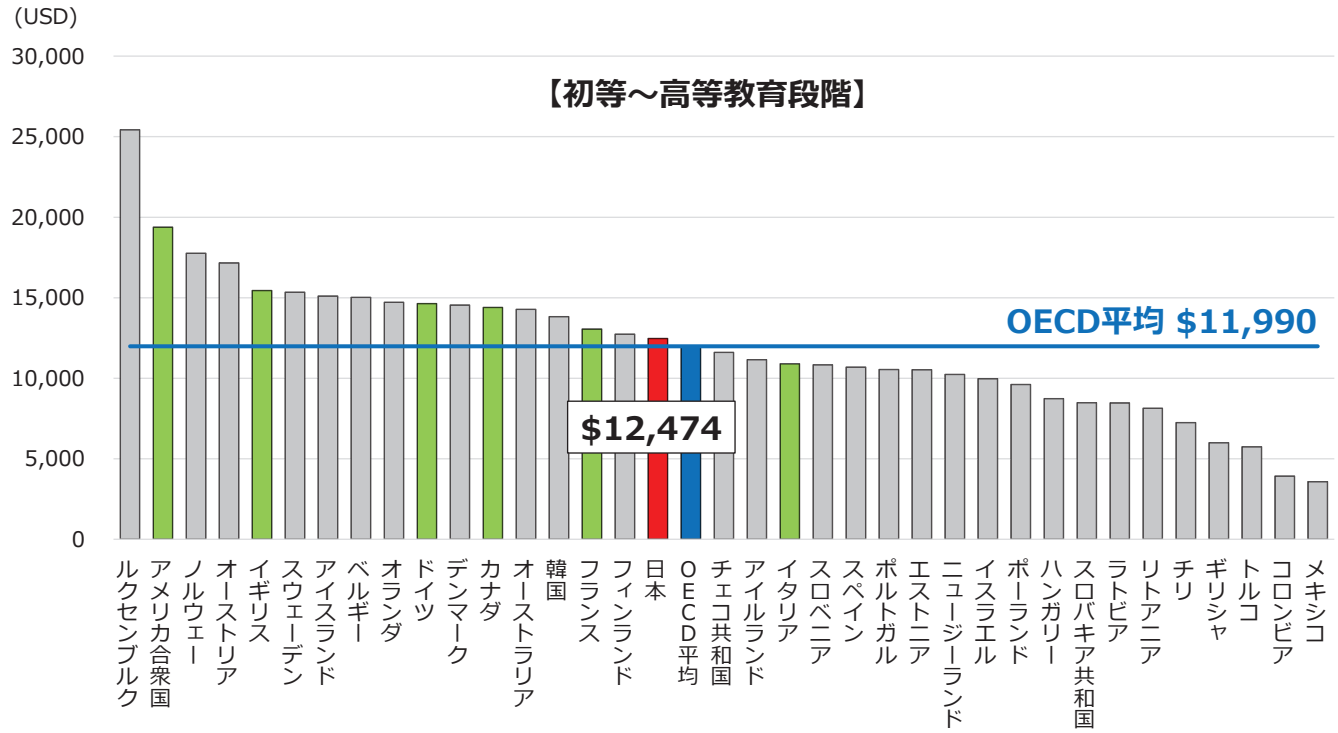

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。
※幼児教育段階及び分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（https://stat.link/kbzdco）

67

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

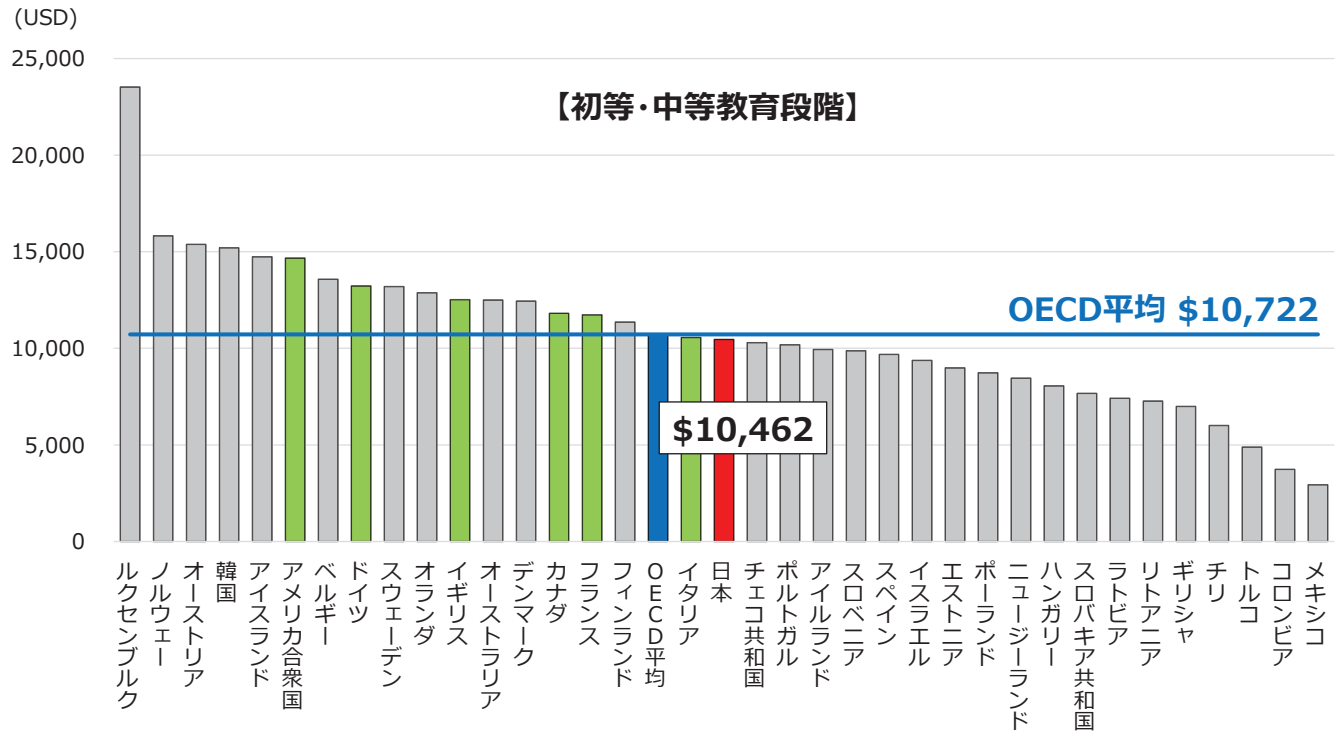

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（ https://stat.link/kbzdco ）

68

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

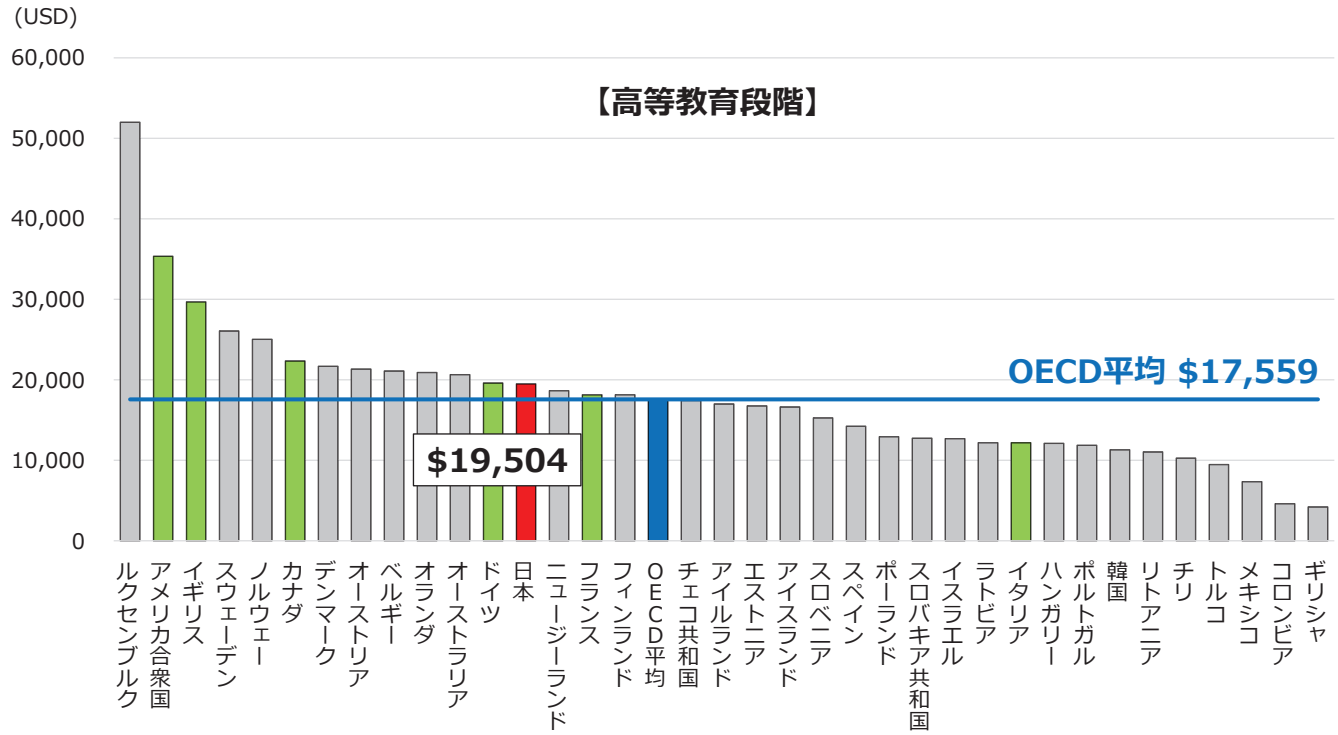

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（ https://stat.link/kbzdco ）

69

各地方公共団体における計画の策定状況

国の教育振興基本計画を参酌した地方公共団体における計画等の策定について

	教育振興基本計画	教育大綱
根拠条文	○教育基本法（平成十八年法律第百二十号） （教育振興基本計画） 第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 ２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） （大綱の策定等） 第一条の三　地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。 ２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。 ３・４（略）
策定主体	地方公共団体	地方公共団体の長
策定内容	当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定義務	努力義務	義務
協議	定めなし	総合教育会議における協議が必要
改正法施行日	平成18年12月22日	平成27年4月1日
策定率	都道府県・指定都市　100% 市町村　82．9% ※1	都道府県・指定都市　100% 市町村　99．3% ※2

※1　文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）
※2　新教育委員会制度への移行に関する調査（令和元年9月1日時点）

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○計画の位置づけ

	都道府県（47）	指定都市（20）	市町村（1,718）（※）	計
ア．教育の振興を主たる内容とする計画を策定している	85%	90%	54%	55%
イ．自治体の総合計画等の一部を教育振興基本計画として位置付けている	6%	10%	25%	25%
ウ．アとイの両方をもって教育振興基本計画としている	9%	0%	3%	3%
エ．策定していない	0%	0%	17%	16%

※ 特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。以下同じ。

○計画対象期間 （計画策定自治体中の割合。以下同じ。）

	都道府県	指定都市	市町村	計
1年以下	0%	0%	3%	3%
2年	0%	0%	0%	0%
3年	0%	0%	2%	2%
4年	17%	15%	7%	8%
5年	57%	45%	52%	52%
6～9年	6%	20%	9%	9%
10年	17%	15%	24%	23%
11年以上	2%	5%	2%	2%

出典：文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○教育大綱との関係

	都道府県	指定都市	市町村	計
計画とは別に大綱を定めている	81%	60%	58%	59%
計画をもって大綱に代えている	19%	35%	31%	31%
大綱をもって計画に代えている	0%	5%	11%	10%

○議会の承認・報告の有無

	都道府県	指定都市	市町村	計
議会承認を行っている	34%	15%	18%	19%
議会報告を行っている	55%	70%	59%	59%
議会への報告等はしていない	11%	15%	23%	22%

○教育振興基本計画に以下の項目が含まれている割合

	都道府県	指定都市	市町村	計
私立学校	77%	10%	4%	6%
幼稚園（幼保連携型認定こども園含む）	94%	65%	53%	54%
大学	38%	0%	4%	5%

○教育振興基本計画を公表する際の名義

	都道府県	指定都市	市町村	計
教育委員会	53%	85%	62%	62%
首長	9%	0%	25%	24%
首長及び教育委員会（地方公共団体名義）	36%	15%	13%	14%
その他	2%	0%	1%	1%

※その他の例：地方公共団体と教育委員会の連名

出典：文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）

次期教育振興基本計画の指標の状況

目標（１）確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

指標	実績値						
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：読解力	OECD平均と同程度	—	OECD諸国中 11位	—	—	—	
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：数学的リテラシー	OECD平均より高得点グループ	—	OECD諸国中 1位	—	—	—	
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：科学的リテラシー	OECD平均より高得点グループ	—	OECD諸国中 2位	—	—	—	
	H18年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）の結果：算数・数学	小学校：4位／36か国 中学校：5位／48か国	—	小学校：5位／58か国 中学校：4位／39か国	—	—	—	
	H18年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国際数学・理科教動向調査（TIMSS）の結果：理科	小学校：4位／36か国 中学校：3位／48か国	—	小学校：4位／58か国 中学校：3位／39か国	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合(「よく分かる」、「だいたい分かる」と回答した率)	小学生 国語：80.8% 算数：80.2% 中学生 国語：74.3% 数学：69.7%	小学生 国語：82.2% 算数：80.6% 中学生 国語：75.0% 数学：69.6%	小学生 国語：ー 算数：83.5% 中学生 国語：ー 数学：71.3%	小学生 国語：85.0% 算数：83.5% 中学生 国語：77.8% 数学：74.1%	—	小学生 国語：84.3% 算数：84.6% 中学生 国語：80.2% 数学：74.7%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
「勉強は好き」と思う児童生徒の割合(「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」と回答した率)	小学生 国語：58.5% 算数：66.1% 中学生 国語：59.7% 数学：56.2%	小学生 国語：60.6% 算数：66.0% 中学生 国語：60.4% 数学：55.7%	小学生 国語：ー 算数：64.1% 中学生 国語：ー 数学：54.1%	小学生 国語：64.2% 算数：68.7% 中学生 国語：61.5% 数学：58.1%	—	小学生 国語：58.6% 算数：67.8% 中学生 国語：60.8% 数学：59.3%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	-	小学生 85.9% 中学生 70.5%	小学生 85.1% 中学生 72.5%	小学生 83.8% 中学生 70.5%	—	小学生 80.3% 中学生 68.6%	小学生 79.8% 中学生 67.4%

目標（１）確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

指標	実績値						
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校(国・公・私立)の割合（よく行った、行ったと回答した率）	小学校：87.9% 中学校：81.5%	小学校：97.4% 中学校：94.6%	小学校：97.1% 中学校：94.2%	小学校：91.8% 中学校：86.4%	—	小学校：95.6% 中学校：91.1%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加 （「よく行った」、「どちらかといえば、行った」と回答した率）	小学校 80.1% 中学校 72.8%	小学校 82.4% 中学校 75.4%	—	—	—	小学校 87.7% 中学校 84.5%	小学校 89.8% 中学校 86.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）	—	—	—	—	—	2.0	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数		－	－	－	－	－	25校
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施）割合	31.0%	35.5%	37.0%	39.4%	38.1%	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
主専攻・副専攻制を導入する大学の割合	—	36.2%	—	37.9%	—	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
4学期制を採用する大学の割合	—	5.5%	—	6.2%	—	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合	51.0%	52.8%	54.2%	60.4%	62.6%	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
教育研究活動等の改善の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合	36.1%	38.6%	38.4%	45.0%	44.9%	調査中	
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
職業実践専門課程の認定校数 上段：当該年度までの認定校数 下段：（）は全専門学校数に占める割合	470校 （17%）	954校 （33.8%）	994校 （35.4%）	1,037校 （37.0%）	1,070校 （38.5%）	1,083校 （39.3%）	
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数	123	180	219	261	282	314	339

目標（２）豊かな心の育成

指標	実績値						
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	—	小学生 77.9% 中学生 70.7%	小学生 84.0% 中学生 78.8%	小学生 81.3% 中学生 74.1%	—	小学生 76.9% 中学生 76.2%	
	—	H29年度	H30年度	H31年度	R3年度	R4年度	
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	—	小学生42.3% 中学生33.4%	小学生49.9% 中学生38.8%	小学生54.5% 中学生39.4%	小学生52.5% 中学生43.7%	小学生51.4% 中学生40.8%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況	－	71%	51%	25%	81%	調査中	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数	－	1.881	2.523	2.435	3.221	2.884	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	令和3年度	令和4年度	
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	—	—	—	—	小学生70.2% 中学生74.8%	小学生73.7% 中学生77%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度	
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	—	—	—	—	—	小学生68.1% 中学生66.6%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	
人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合	—	小学生85.3% 中学生84.4%	—	小学生87.9% 中学生85.7%	小学生88.7% 中学生88.4%	小学生88.9% 中学生88.2%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	
先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合	—	小学生86% 中学生80.4%	小学生85.3% 中学生82%	小学生86.1% 中学生81.4%	—	小学生87.1% 中学生86.4%	
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
子供の不読率（1カ月に1冊も本を読まなかった子供の割合）	小学生 4.5%	小学生 5.6%	小学生 8.1%	小学生 6.8%	—	小学生 5.5%	小学生 6.4%
	中学生 16.4%	中学生 15.0%	中学生 15.3%	中学生 12.5%	—	中学生 10.1%	中学生 18.6%
	高校生 53.2%	高校生 50.4%	高校生 55.8%	高校生 55.3%	—	高校生 49.8%	高校生 51.1%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	—	—	—	鑑賞 58.6% 〃外 28.8%	鑑賞 40.6% 〃外 21.6%	鑑賞 54.4% 〃外 22.2%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加	52.8%	—	—	50.0%	—	—	

目標（３）健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

指標	実績値					
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
朝食を欠食する児童生徒の割合	3.7%	4.6%	5.5%	4.5%	—	5.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小学生78.9% 中学生74.4%	小学生79.8% 中学生75.7%	小学生76.9% 中学生74.2%	小学生81.4% 中学生78.0%	—	小学生81.2% 中学生79.8%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小学生90.9% 中学生92.4%	小学生91.1% 中学生92.5%	小学生88.8% 中学生90.4%	小学生91.6% 中学生92.8%	—	小学生90.4% 中学生92.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合	—	小学生9% 中学生13%	小学生10% 中学生13%	小学生10% 中学生14%	—	小学生12% 中学生13%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合	—	小学生74% 中学生65%	小学生80% 中学生76%	小学生80% 中学生75%	—	小学生87% 中学生82%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
成人のスポーツ実施率（週1回以上）	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	59.9%	56.4%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
スポーツ実施率（年１回以上）	63.5%	74.1%	80.2%	79.5%	81.8%	80.1%
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
障害者のスポーツ実施率（週１回以上）	成人 19.2% 若年層 31.5%	成人 20.8% 若年層 29.6%	—	成人 25.3% 若年層 30.4%	成人 24.9% 若年層 27.9%	成人 31.0% 若年層 41.8%
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
障害者のスポーツ実施率（年１回以上）	成人 39.8% 若年層 58.1%	成人 41.1% 若年層 56.2%	—	成人 45.6% 若年層 55.2%	成人 46.4% 若年層 50.6%	成人 58.7% 若年層 73.1%

目標（４）グローバル社会における人材育成

指標	実績値					
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
中学3年生でCEFRのA1レベル相当以上を達成した生徒の割合	25.5%	40.7%	42.6%	44.0%	—	47.0%
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
高校3年生でCEFRのA2レベル相当以上を達成した生徒の割合	30.4%	39.3%	40.2%	43.6%	—	46.1%
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
外国人留学生数	163,697人 （138,075人）	267,042人 （188,384人）	298,980人 （208,901人）	312,214人 （228,403人）	279,597人 （218,783人）	242,444人 （201,877人）
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
日本人海外留学生数	57,501人	58,408人	58720人	61989人	調査中	調査中
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
外国の高等学校等に留学した日本の高校生数	3,257人	4076人	—	調査中	—	調査中
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
海外に対する教育事業に参加した日本側の教員、職員、指導者及び児童・生徒・学生の数	240人	3,367人	6,121人	5,711人	2,879人	7,214人
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
海外に対する教育事業に参加した相手国側の教員、職員、指導者及び児童・生徒・学生の数	1,664人	19,539人	19,516人	28,423人	10,206人	11,601人

※留学等の国際交流については、教育未来創造会議等の政府全体における議論を踏まえ、指標を設定予定

目標（５）イノベーションを担う人材育成

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
学部入学者数に対する修士入学者数の割合	11.7%	11.7%	11.8%	11.5%	11.3%	11.9%	11.9%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
修士入学者数に対する博士入学者数の割合	20.7%	20.1%	20.1%	20.6%	20.4%	19.7%	19.0%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生活費相当額（年間180万円以上）を受給する博士後期課程学生数	—	—	0.75万人	—	—	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
博士課程修了者の就職率		67.7%	67.7%	69.0%	69.8%	68.4%	69.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合	—	93.5%	94.6%	92.7%	93.9%	91.8%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合	—	72.8%	76.5%	80.2%	76.5%	66.7%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合	—	35.9%	35.9%	35.9%	36.1%	36.3%	
	H26年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：26.4% 工学部：12.9%	理学部： 27.0% 工学部： 14.0%	理学部： 27.8% 工学部： 15.0%	理学部： 27.9% 工学部： 15.4%	理学部： 27.8% 工学部： 15.7%	理学部： 27.8% 工学部： 15.7%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数	—	—	—	—	592人	895人	

目標（６）主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

指標	実績値						
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合	—	小学生50.5% 中学生40.5%	—	小学生74% 中学生71.3%	—	小学生73.4% 中学生73.7%	小学生73.5% 中学生76.5%

目標（７）多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9%	82.6%	90.9%	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7%	77.1%	84.8%	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数 ※H28～H29は公立小中（5.1時点）、H30～R1は国公私立小中高（5.1時点）、R2は国公私立小中高（通年）	98,311人	108,946人	123,095人	134,185人	164,697人	—	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	—	23.7%	27.5%	29.6%	34.3%	36.3%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
不登校特例校の設置数		—	12校	12校	15校	17校	21校
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
夜間中学の設置数		—	31校	33校	34校	36校	40校
	H11年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合	81.6%	—	79.5%	—	—	90.9%	
	H11年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合	81.6%	—	74.4%	—	—	87.8%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合	—	—	34.3%	—	—	—	
	H21年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	7.8%	9.4%	9.5%	9.5%	5.6%	4.5%	

目標（８）生涯学び、活躍できる環境整備

指標	実績値						
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合	57.1%	47.5%	58.4%	—	—	—	74.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に活かすため」「②人生を豊かにするため」「③健康の維持・増進のため」「④教養を深めるため」「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加	-	-	①32.1% ②36.2% ③29.9% ④37.1% ⑤23.8% ⑥16.9%	—	—	—	①47.8% ②45.8% ③42.6% ④30.5% ⑤16.1% ⑥11.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、または生かせると回答した者の割合の増加	31.3%	32.6%	47.9%	—	—	—	54.0%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	—	—	—	鑑賞 67.3% 〃外 21.7%	鑑賞 41.8% 〃外 14.2%	鑑賞 39.7% 〃外 10.0%	

目標（９）学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合		—	14.7%	21.3%	27.2%	33.3%	42.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
コミュニティ・スクールを導入している地方公共団体の割合	—	21.0%	30.8%	40.0%	48.5%	57.4%	66.9%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校の割合		—	—	42.0%	50.3%	54.7%	57.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域住民との協働による活動を行った学校の割合	—	—	65.5%	72.1%	—	70.0%	65.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと考える学校の割合	—	—	92.4%	93.6%	—	93.1%	91.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働活動に参画した地域住民等の数（延べ人数）	—	1,126万人	1,168万人	1,144万人	845万人	902万人	—

目標（１０）地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

指標	実績値						
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を家庭・日常の生活に生かしている者と回答した者の割合	36.7%	32.2%	40.0%	—	—	—	47.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしていると回答した者の割合	21.8%	24.1%	21.2%	—	—	—	11.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公民館等における社会教育主事有資格者数の増加	—	—	2,119人	—	—	2,048人	—

目標（１１）教育DXの推進・デジタル人材の育成

指標	実績値					
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教員のICT活用指導力の状況(授業にICTを活用して指導する能力)	―	―	69.7%	69.8%	70.2%	75.2%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教員のICT活用指導力の状況（児童生徒のICT活用を指導する能力）	―	―	70.2%	71.3%	72.9%	77.3%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用の割合（週3回以上）	―	―	―	―	―	小学校31.5% 中学校28.1%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合	―	―	―	―	―	小学校58.3% 中学校55.5%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年あたりの受講対象学生数の増加	―	―	―	―	―	約6万人/年

目標（１２）指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

指標	実績値					
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている都道府県・政令市・市区町村の割合	―	―	―	―	都道府県 85.1% 政令市 100% 市区町村 78.1%	都道府県 85.1% 政令市 100% 市区町村 81.3%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
特別免許状の授与件数（特に小中学校）（総数、括弧内は小中学校計）	―	169件 （54件）	208件 （71件）	227件 （77件）	237件 （82件）	調査中
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童生徒1人1台端末水準維持（教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数）	5.9人	5.6人	5.4人	4.9人	1.4人	0.9人
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICT支援員の配置人数	―	―	2,258人	2,549人	3,539人	5,620人
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大学における外部資金獲得状況（国立大学法人への寄附額）	1,069億円	949億円	966億円	1,065億円	1,088億円	1254億円
大学における外部資金獲得状況（公立大学への寄附額）	74億円	69億円	94億円	73億円	90億円	91億円
大学における外部資金獲得状況（大学を設置する学校法人の寄附金受入額）	1,724億円	1,341億円	1,269億円	1,302億円	1,418億円	1,304億円
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大学間連携に取り組む大学数（大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人の数）	―	―	―	―	―	3法人（12大学）

目標（１３）経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

指標	実績値					
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全世帯と生活保護世帯の高等学校等進学率の差	10.5ポイント	5.4ポイント	5.3ポイント	5.0ポイント	5.4ポイント	5.4ポイント
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
住民税非課税世帯の大学等への進学率	—	—	40.4%	—	51.0%	54.0%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率	—	35.3%	36.0%	36.4%	37.3%	39.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童養護施設の生徒等の大学等進学率	—	27.1%	30.8%	28.3%	33.0%	調査中
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
経済的理由による高等学校の中退者数	1,043人	832人	988人	782人	509人	532人
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学生数に占める1年間の中退者数の割合（全中退者のうち、経済的理由による中退者数の割合）	—	—	—	2.50% （15.3%）	1.95% （16.7%）	1.95%（13.5%）
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加（3か月に1回以上）	—	—	—	—	—	小学校15.1% 中学校13.0%

目標（１４）NPO・企業・地域団体等との連携・協働

指標	実績値					
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合 ※R1までの中学校は公立のみの割合、R3以降は国公私の割合	—	小学校 45.2% 中学校 98.6% 高等学校 26.0%	小学校 47.3% 中学校 97.7% 高等学校 26.0%	小学校 57.1% 中学校 97.9% 高等学校 36.7%	小学校 － 中学校 － 高等学校 －	小学校 44% 中学校 28.5% 高等学校 －
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制がある割合	—	—	—	—	都道府県 68% 指定都市 80%	都道府県 78.7% 指定都市 75%

目標（１５）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備・児童生徒等の安全確保

指標	実績値					
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公立小中学校施設の老朽化対策実施率	—	—	—	—	0%	10.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率　※建物分	—	—	—	—	4.1	10.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率　※ライフライン分	—	—	—	—	4.1%	9.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
私立学校施設の耐震化率 【大学等】	83.7%	90.3%	91.6%	92.8%	94.0%	95.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
私立学校施設の耐震化率 【幼稚園から高等学校】	77.8%	88.4%	90.3%	91.4%	92.3%	93.2%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校法人における外部資金獲得状況	2,218億円	1,803億円	1,854億円	1,810億円	1,837億円	—
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少	411件	398件	403件	363件	393件	321件
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	57人	74人	56人	44人	42人

中央教育審議会における審議の経過について

令和4年2月7日（月） 第130回中央教育審議会総会
文部科学大臣より中央教育審議会に次期教育振興基本計画の策定について諮問

※第115回生涯学習分科会（令和4年2月15日）において諮問の報告

第1回教育振興基本計画部会：令和4年3月22日（火）
（1）第3期教育振興基本計画期間中の教育改革の動向について

※第166回大学分科会（令和4年3月28日）において諮問の報告

第2回教育振興基本計画部会：令和4年5月13日（金）
（1）第3期教育振興基本計画の進捗状況等について

第3回教育振興基本計画部会：令和4年6月2日（木）
（1）次期教育振興基本計画と教育DX（デジタルトランスフォーメーション）について
（2）教育振興基本計画の教育現場での実効性について

※第118回生涯学習分科会（令和4年6月3日）において審議状況の報告

第4回教育振興基本計画部会：令和4年7月12日（火）
（1）教育とウェルビーイングについて
（2）誰一人取り残さない教育について

※第136回初等中等教育分科会（令和4年7月25日）において審議状況の報告

第5回教育振興基本計画部会：令和4年8月5日（金）
（1）社会教育・教育と地域の連携について
（2）教育と産業界の連携について
（3）生徒・学生からの話題提供
（4）総論全般について

第6回教育振興基本計画部会：令和4年8月23日（火）
（1）グローバルについて
（2）スポーツ・文化芸術・体験活動について
（3）総論について

※第169回大学分科会（令和4年9月7日）において審議状況の報告

第7回教育振興基本計画部会：令和4年9月20日（火）
（1）次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について

第8回教育振興基本計画部会：令和4年10月13日（木）
（1）次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について
（2）次期教育振興基本計画の各論について
（3）その他

令和4年10月28日（金） 第131回中央教育審議会総会
「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を報告

第9回教育振興基本計画部会：令和4年11月4日（金）
（1）次期教育振興基本計画の各論について

※第137回初等中等教育分科会（令和4年11月7日）において「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を報告

第10回教育振興基本計画部会：令和4年11月22日（火）
（1）次期教育振興基本計画の指標及び各論について

※令和4年12月10日に内閣府・ユース政策モニターを活用し、ユースラウンドテーブルを実施。「どんな学校になってほしい？みんなで考えよう！～次期教育振興基本計画策定に向けて～」をテーマに、ユース政策モニター23名（小学生5名、中学生11名、高校生5名、大学生・大学院生2名）とグループワークと意見交換を実施。

90

第11回教育振興基本計画部会：令和4年12月12日（月）
（1）次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告（素案）について

※第122回生涯学習分科会（令和4年12月19日）、第170回大学分科会（令和4年12月21日）において審議状況の報告
※ユース政策モニターを対象に、これからの学校教育等についてインターネットで意見募集を実施（令和4年12月23日～令和5年1月13日）。478件の意見が寄せられた。

第12回教育振興基本計画部会：令和5年1月13日（金）
（1）次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告（案）について

※「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告について」に関する意見募集を実施（令和5年1月13日～1月25日）。1,078件の意見が寄せられた。
※初等中等教育分科会委員に向け、メールにて「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告について」に関する意見募集を実施（令和5年1月19日～1月25日）

関係団体ヒアリング：令和5年1月20日（金）・1月23日（月）
（1）関係団体ヒアリング

令和5年1月27日（金） 第133回中央教育審議会総会
「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」を報告

第13回教育振興基本計画部会：令和5年2月7日（火）
（1）次期教育振興基本計画の答申（素案）について

第14回教育振興基本計画部会：令和5年2月24日（金）
（1）次期教育振興基本計画の答申（案）について

令和5年3月8日（水） 第134回中央教育審議会総会
「次期教育振興基本計画について（答申（案））」を了承、答申取りまとめ

91

関係団体ヒアリングの実施状況について

【教育委員会関係団体】
全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、全国町村教育長会

【校長会】
全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国特別支援学校長会、
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全国定時制通信制高等学校長協会

【学校関係団体】
国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、全国幼児教育研究協会、
日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立高等専門学校協会、全国高等専門学校連合会
日本私立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立短期大学協会、全国公立学校施設整備期成会

【教職員関係団体】
日本教職員組合、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本私立大学教職員組合連合、
全国大学高専教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、全国公立小中学校事務職員研究会

【学校体育・健康教育関係団体】
日本医師会、日本学校保健会、日本学校歯科医会、全国学校栄養士協議会
全国学校保健主事会、日本学校体育研究連合会

【社会教育等関係団体】
日本図書館協会、日本教育情報化振興会、全国国立大学生涯学習系センター研究協議会、日本野外教育学会、
全国社会教育委員連合、日本PTA全国協議会

【国際・文化関係団体】
海外子女教育振興財団、日本芸能実演家団体協議会

【経済団体等】
日本経済団体連合会、新経済連盟、日本商工会議所・東京商工会議所、日本労働組合総連合会

【地方公共団体】
全国知事会、全国市長会、全国町村会

※下線の団体は対面ヒアリングを行った団体、下線のない団体は書面意見提出団体

92

次期教育振興基本計画の策定に向けた若手・中堅職員懇話会（通称：ジキコン）について

（概要）
次期教育振興基本計画の策定に向け、今後５年間に必要な教育の方向性について文部科学省の若手・中堅職員による議論を実施

（参加者）
文部科学省の若手・中堅職員　約７０名

（活動期間）
令和４年６月～１１月

（活動内容）
希望するテーマ別のグループに分かれて議論を行い、提言をとりまとめ
（→次スライド以降が提言概要）

※ジキコンにおける提言は文部科学省としての見解を示すものではありません。

93

「学校の役割・教師の役割」グループ

ジキコン職員作成資料

検討経緯

- 学校・教師の役割グループにおいては、主に「学校教育における外部リソース活用」に関して以下３名の有識者よりヒアリングを実施。

五十棲浩二 経済産業省教育産業室長
横田洋和 戸田市教育委員会事務局次長
石川晋 NPO授業づくりネットワーク理事長

- 結果、外部リソース活用の観点からも、学校・教育委員会における意欲的な取組や政策立案を推進することが重要と再認識し、この観点から提案事項をとりまとめ。
- 本提言は、学校教育の質の向上や外部リソース活用等のため必要な施策を網羅するものではなく、更に施策を充実する余地があると考えられる分野に関して重点的に提案するもの。

提言①：教師の意欲的な取組の推進

教師は高度な専門性が求められる職であり、いわば「職人」。教師の指導力向上や外部リソース活用等の特色ある取組を推進するためには、第三者的立場の文部科学省や教育委員会が直接教師に働きかけを行うだけではなく、教師間で各自の強みに応じた授業実践（職人技）を共有し、効果的な取組が伝授されていく「場づくり」を進めることも重要ではないか。

【施策イメージ】
- ✓ 現行の文部科学大臣優秀教職員表彰制度を活用し、地域毎に優秀教職員による授業研究会や他の教員指導が行われるよう支援。加えて、国が優秀教職員による教育実践事例等をまとめた研修コンテンツを配信等。

【有識者コメント】
- ✓ 「学校に外部人材を積極的に招き入れるかは、管理職の考え方次第。そんな管理職の考えを変えるのは、教育委員会ではなく、イノベーターとして動ける教師自身。文部科学省にはそんなイノベーター教師を支援してもらいたい。」（石川晋 NPO授業づくりネットワーク理事長）
- ✓ 「学校現場で何らか取組が広まっていくのは、教師間の口コミによるところが大きい。教師は皆熱心なので、ある取組で生徒が生き生きしている姿を見さえすれば、「これは良い！」と思ってその取組を取り入れることが多い。」（五十棲浩二 経済産業省教育産業室長）

提言②：教育委員会における政策立案能力の強化

戸田市教育委員会においては産官学民の連携による教育改革「戸田市SEEPプロジェクト」を推進。こうした事例のように、教育委員会が地域に応じた積極的・効果的な政策立案を行える組織基盤の強化は重要であり、国としても支援を拡充していくべきではないか。

【施策イメージ】
- ✓ 全国の教育委員会が活用可能なアドバイザリーボードを国が設置。
- ✓ 文部科学省職員が定期的に各地域の教育長等を訪問し、最新の教育政策について意見交換すると共に必要な支援を行う（通称「全国教育委員会キャラバン」）。

【有識者コメント】
- ✓ 「産学官民連携の前提となる土壌として、教育行政のプロ採用を導入しており、政策立案に必要なデータ分析等を担っていただいている。」（横田洋和 戸田市教育委員会事務局次長）

提言③：教育分野における資金流入策

学校現場において新たな取組を実施する場合、予算の確保が課題となる。学校や教育委員会における財源確保・歳出削減策についての分析や事例提供により、教育委員会における政策的経費の確保を推進すべきではないか。

【施策イメージ】
- ✓ ふるさと納税制度を活用した、教育委員会（学校）への寄付の促進（返礼品として、寄付金を充てた事業の成果報告書の配布、体育館等の夜間貸出し優遇、文化祭でのチケット配布、体育祭・文化祭のストリーミング配信等が考えられる。）。
- ✓ 予算支出以外のインセンティブにより民間企業活用等を行う実証研修や分析の実施。

94

「経済的・地理的格差の是正、DX社会に向けた教育、オンライン授業」グループ

ジキコン職員作成資料

意識格差の定義

✓ 本グループでは、経済的・地理的要因のような個々が左右できない要因に起因するものと、個人の属性に限定されず、主体的な意思決定・自己実現が妨げられているものがあると考え、意識格差を2つの階層で定義した。

第1階層：経済的・地理的状況によって生まれる劣等感や諦めの格差

- ヒアリングで挙がった「地方コンプレックス」のように、経済的・地理的な不利を感じることによって、「自分には無理」と決めつけてしまい、選択の範囲を狭めてしまう。
- 入口で諦めてしまって支援策とマッチングできていない可能性がある。

第2階層：より広い世界で自己実現を図ろうとする意欲の格差

- エージェンシー（変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任を持って行動する能力）の不足によって、児童生徒の学習や進路決定において、教師など出会う人や環境の影響が過剰に大きくなっている。
- 学校では、教師の言う通りに行動すれば問題がなく、教師の決めたことに対して、「自分たちには変えることのできない所与のもの」として受け止めてしまうといった「教師絶対主義」的傾向が見られ、ロールモデルが不足していることによって、主体性や知的好奇心に格差が生じる。

表層的
↓
深層的

95

ジキコン職員作成資料

まとめ

✓ 経済的・地域的格差など、格差の要因を分けて考えるだけでは支援が行き届かない層が一定数存在。
✓ 複合的に発生する格差や深層にある格差の存在にも着目することが必要であり、国からの支援が必要な状況であるか実態を分析していくことが必要になっているのではないか。

STEP1 意識格差の実態把握

- 現状においてもなお、①親の所得が低いこと、②地方出身であること等の理由で、興味のある選択肢を断念したり、支援策に辿りつけていない可能性があるため、まずは現状把握が必要。

STEP2 人の循環を促す機会の提供

- 様々な経験や多くの人との出会いが重要であり、学校におけるICTの活用などに加え、外部リソースの活用、越境体験等の機会を積極的に提示し、「やってみたい！」と思える経験を増やすことが必要。

STEP3 総合的・複合的な格差支援

- 「自分の意志で選択した」という納得感が重要であり、その選択が個人の意思で変えることのできない経済的・地理的格差、その他の制約等によって妨げられることがないように、効果的な支援を行うことが必要。

経済的・地理的格差は、それぞれ独立したものではなく構造的な問題であり、対処療法的な政策や場当たり的政策で抜本的に解決するものではない

96

「共生社会の実現に向けた教育（ダイバーシティ＆インクルージョン）」グループ

ジキコン職員作成資料

マジョリティ変容の重要性

「誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出される」社会の実現

マイノリティの抱える困難（差別や社会的抑圧を含む）の解消

マジョリティの変容

マイノリティへの支援

マジョリティは・・・
ある社会集団（人種、ジェンダー、性的指向、学歴…etc.）に属していることで、
労なくして得ることのできる優位性＝特権を有している。
※ほとんどの人々は、マジョリティ性とマイノリティ性の両方を抱えて生きている。

マジョリティ性を持った側が、
- **自分の特権に自覚的になり、**
- **マイノリティが直面している構造的な障壁に気づく**

ことが社会の変化につながっていく。

97

次期教育振興基本計画に求められること

ジキコン職員作成資料

マイノリティとマジョリティ双方への働きかけの推進

諮問文に挙げられた「共生社会の実現に向けた社会的包摂」を推進するに当たっては、マイノリティのみならず、マジョリティへの働きかけの観点も盛り込み、双方の観点を両輪として政策形成を推進することとしてはどうか。

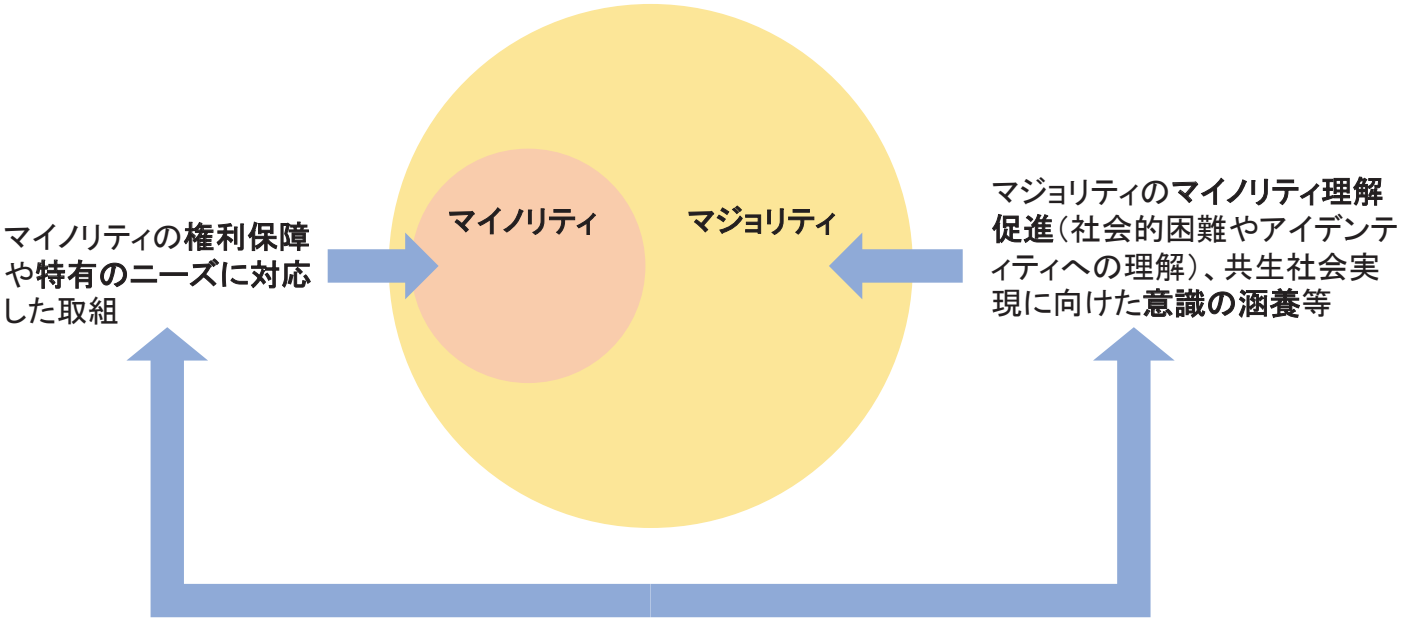

双方の観点を両輪として取組を支援

「ウェルビーイング・自己肯定感」グループ

ジキコン職員作成資料

・学校教育でWell-beingが実現された姿を描くにあたり、
①子供たち：求められる資質・能力の範囲
②教職員：教師不足・働き方改革
③学校：子供の権利の保障・福祉との連携など、学校に求められる役割の拡大
の３つの観点を踏まえて検討する必要があるのではないか。

・①については、社会情緒的スキル（Social Emotional Skills）が児童生徒の学力と相関関係を有することが様々な研究で実証されている。学校教育においても、知識・技能を教えるという役割に限定することなく、児童生徒の社会情緒的スキルを高めるような取組を、教科指導・生徒指導の両面で推進していくことが求められる。

・②については、教師・教職志願者の減に見られるように教師という職業に対するブラックイメージが広がる中、教師を含む学校教育を巡るステークホルダーの役割を再整理するなど、働き方改革等を進め、教師の魅力化や持続可能な業務体制を確保する必要がある。

・③については、こどもを巡る課題が複雑化・多様化する中で、こども基本法の成立などこどもの権利利益の保障や教育と福祉との連携が一層求められるようになっている。困難を抱える児童生徒への支援に当たって、学校がどのような機能を果たすべきかの観点から検討が必要である。

ジキコン職員作成資料

Well-beingの概念が初等中等教育段階の教育にもたらす変化

		現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
子供たちのwell-beingの実現	学習面	・個々の学習内容を理解していなくても、次の単元に移行。学年を追うごとに理解できていない点が拡大。	・自らの理解の程度や知的好奇心に応じ、主体的に学習を調整しながら、積極的に学習に取り組んでいる。（履修主義→修得主義へ）
	学級風土、学校生活	・いじめ重大事態や不登校件数が急増。 ・自己肯定感や自己有用感の低さが指摘（所謂「不登校予備軍」）。 ・「良好な学校風土・学級風土の構築が重要」と言われるが具体的にどのように対処すればよいか不明。教員の勘・経験・気合で対応。	・学習面だけでなく、子供たちそれぞれ互いの特性や良さを見つけることで自己肯定感・自己有用感を含む社会情緒的スキルを育んでいる。 ・学校が心理的に安全な場所であると認識されている。 ・学級風土等の改善方策がエビデンスベーストで把握・共有され、教師が改善しようとしている。
教職員のwell-beingの実現	職場環境	・忙しすぎて子供と向き合う時間がない。 ・管理職も自分たちの経験に基づいてマネジメントをしており、かつ、教員も自分たちの担務にのみ関心。	・教師の役割が明確にされたうえで、子供と向き合う時間が確保されている。 ・多様な課題に応じて管理職のマネジメントが機能しており、同僚性が高い職場で支え合い・学び合いながら働ける。
	キャリア展望	・教員としてのキャリア展望につき「管理職を目指す」「教員として現場で立ち続ける」程度に選択肢が限定。	・個々の得意分野を伸ばせるような教員のキャリアイメージが共有されている。
学校のwell-beingの実現	福祉面	・虐待・貧困等の課題はますます深刻化している一方、学校の役割は不明確。	・困難を抱える子供が、学校を通じても福祉的・医療的支援につながることができる。

100

Well-beingの概念が高等教育にもたらす変化

ジキコン職員作成資料

	現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
学習面	・自らの「学び」よりも単位の履修・取得を優先してしまう。	・自らの知的好奇心やキャリア形成に応じ、主体的・積極的に学習に取り組んでいる。
高等教育への柔軟なアクセス確保	・特に30代から40台の社会人が学び直そうとしても、「仕事が忙しい」「家事が忙しい」等で時間的制約がネックになっている一方、対面を原則とする現行の高等教育は柔軟性を欠く。	・オンラインで柔軟に高等教育を受けられる大学（※）が創設され、18歳人口ではなく、時間的・場所的制約を抱える社会人も柔軟にスキルアップやキャリアチェンジが可能。 （※）米国ではサザンニューハンプシャー大学において、社会人学生を主としたビジネスモデルが構築されている。

Well-beingの概念が生涯学習・社会教育にもたらす変化

	現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
スキルアップ、学び直しの機会の確保	・大学を卒業した後のスキルアップ・学び直しの機会が基本的にOJTに限られている。 ・大学等でスキルアップを行うにも多額の費用が必要となる。	・ライフステージのあらゆる局面でスキルアップ・学び直しを図ることが可能。 ・その際には機会の平等（Equality）を超えて公正（Equity）が確保されている。
生涯学習・社会教育に対する概念	・生涯学習・社会教育へのニーズが多様である一方、政策推進の中核的概念が不明確。 ・直近の世論調査では、高齢者は「健康の維持・向上」「他者との関係づくり」にニーズがある一方、生産年齢人口層はスキルアップへの需要が高く、ニーズが分かれている。	・生涯学習・社会教育を、一人一人が共に学び、支え合う「社会関係資本（Social Capital）」として、国民全てのWell-beingに貢献するものとして位置付け振興すべき。 ・各個人のニーズに応じた学習機会が、形式的平等でなく、公正に確保されている。

101

「出る杭を伸ばす教育、生産性の向上に向けた教育、大学教育」グループ

ジキコン職員作成資料

■貨幣的領域をけん引する人材について
・インプルーブメント（改善）による線形の向上プロセスと イノベーション（革新）
・「T型人材」「π型人材」「クラゲ人材」等の分枝人材の重要性
（文理横断（特に高校段階の文理コース分け撤廃＋大学・大学院での複数専攻）
・【学校内】と【学校外】の新しい関係により、学校外で「出る杭」が様々な出会いを経て新たな価値を創出する循環を構築
・既製の保険（学資保険等）を基盤に大学院～リカレント段階の教育サービスへ拡張するよう民間保険会社との共創活動を推進

■非貨幣的価値を貨幣的価値につなげるための仕組みについて
○分野に対する支援の仕組み
・非貨幣的価値のうち、貨幣的価値に成長しうる分野の選別
・選別された分野に対する適切な支援
○各分野における個人のコミットを促進する仕組み
・非貨幣的な価値を持つ領域に注力するための経済背景などの環境整備
・活動に対する正のインセンティブ付け
・活動を阻害する要因の排除
➡分野と個人の両面から貨幣的価値の創出を促進

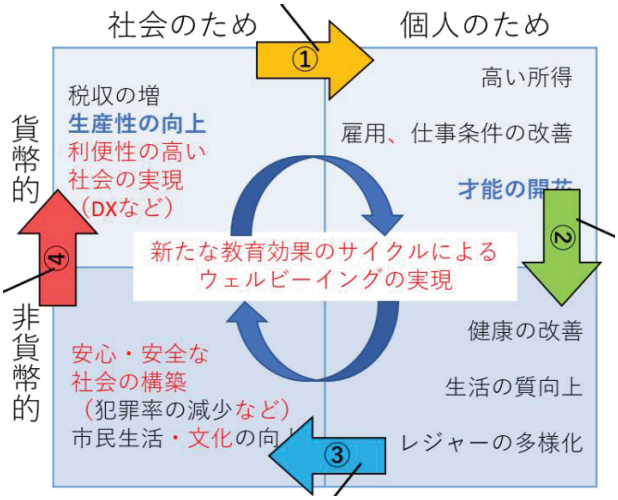

■非貨幣的幸せを実感できる個人を増やす教育について
・習熟度別テストの実施により、「解ける喜び」「学ぶ楽しさ」を実感
・探究学習の質を改善し、「学びたい」ものを自発的に学ぶ
・個人の生きがいにつながる生涯学習の機会の充実
➡お金に囚われず、学びたいもの、人生を豊かにしてくれるものと出会う

■非貨幣的領域をけん引する人材について
・複雑なキャリアパスでなく、生活しながら実践可能な方法がないか。
・充実した人生/豊かな人生とは何か。「教育」がどのように寄与するのか。
➡副業等様々な経験を重ね、多くの方と関わりを持つことで豊かな個人を形成
➡仕事や社会活動を通じ、所属コミュニティ以外に好影響を与え、経済的価値、包括的・総合的な形で、個人・社会の幸福につながるのではないか。
≒非貨幣的領域において、価値観の違いを超えてコミュニティを繋げ、創造的摩擦を統合できる、ソーシャル・イノベーションけん引人材

～ “非貨幣的領域を牽引する人材”について ～

ジキコン職員作成資料

■ソーシャル・イノベーションをけん引する人材

・社会的課題の解決に取り組むビジネスを通して、新しい社会的価値を創出し、経済的・社会的成果をもたらす革新をけん引する人材
・副業等を含め、様々な経験を重ねること、多くの方と関わりを持つことがより豊かな個人の形成につながるのではないか。
・仕事や社会活動を通じて、これまで属したコミュニティに加え、別のコミュニティにも好影響を与え、経済的価値、包括的・総合的な形で、個人・社会の幸福につながってゆくのではないか。

➡この観点に立ちつつ、非貨幣的領域においても、当事者間の価値観の違いを超えてコミュニティ内外と接触し、創造的摩擦を統合できる人材の育成が必要ではないか
≒ソーシャル・イノベーションをけん引する人材

■人材モデルの提案

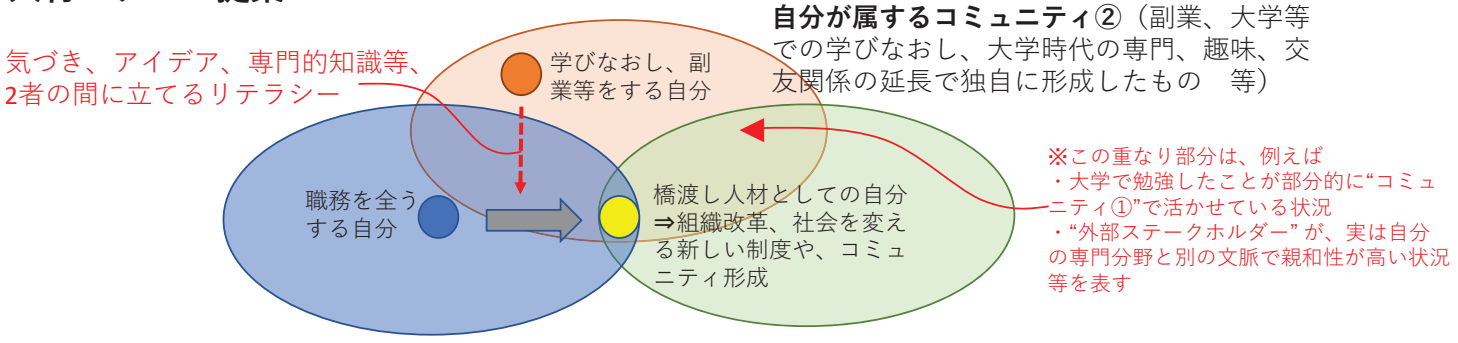

「現場に響く計画にする（自分事化、わくわく感）」グループ

ジキコン職員作成資料

1：教育に関わるあらゆる主体の視点に立った計画とする。主役は主体。
教育関係者の課題解決、未来への挑戦を後押しする計画とする。

「自分事化」の対象は「教育」に関わるあらゆる主体。
→教育現場（校長、教職員、学校運営協議会委員、社会教育施設）、地方教育行政（県教委、教育事務所、市区町村教委、教育長、教育委員、指導主事）、受け手（児童生徒学生、保護者）、隣接領域（首長部局）を含む。
厳しい状態にある方のことを念頭に置く。

「自分事化」のためには**「わくわく感」と「使える実感」**が必要。
→教育関係者の課題解決や未来への挑戦に資する内容とする。
現場の実情と関連しない理念だけが踊らないようにする。変化の実感、具体的な記載、明確な狙い。

2：教育関係者に直接届ける。対話を行う。
議論の過程を公開し、議論への参画を求める。

対話を伴う双方向型の広報により計画を自分事として捉えてもらうとともに**文科省の考え・熱意を直接届ける。**
→文科省職員が直接出向き顔の見える形で対話を行う。
動画配信などオンラインを活用して日本中の関心のある方と対話を行う。

策定過程を明らかにし、**策定途上から対話**を行う。
→「役人だけで作られたもの」というイメージをなくす。

3：ターゲット毎に刺さる資料を作成する。

「誰」に「何」を伝えたいのかを明らかにして**ターゲット毎に資料を作り分ける。**
→例えば、
校長、指導主事：学校経営上の日々の課題や個々の担当業務に対応した国の方針を参照できるようにする。
教職員：コンセプトや文科省の思いを重視して課題や方向性を示す。
学校運営協議会委員、教育長、教育委員：学校、地域の取組を相対化するために国全体の方針を示す。
保護者：学校教育の意義、必要性。

104

教職課程を履修する大学生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

教職課程を履修する大学生と対話を実施しました。
教員になったら、チャレンジ精神を発揮できる学校文化に変えたい、と語ってくれました。
学校現場で若手が力を発揮できるようリーダー・ミドルリーダーを支援するとともに、
負担が集中しがちなリーダー・ミドルリーダーの負担軽減が求められます。

これからの教育について

○ 学校における多様性が広がる中、例えば学校におけるチームでの取り組みなど挑戦が求められる。そのために、1人の教員としてチャレンジ精神が発揮できる学校文化への変革が必要。しかし、校内リーダー・ミドルリーダーのマインドが障壁となるのではないか。
○ 「地域との連携」、「多様性を尊重した校内コミュニケーション」がこれからの教育のキーワードになるのではないか。

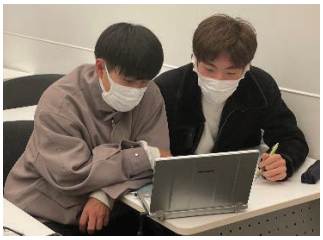

感想

○ 来年4月から教員となります。新人という立場なので最初は様子を見ながら適応して行きますが、いずれ力を持った時にはチーム学校を機能させられるように日頃から人間関係に気を配りながら信頼関係を構築していけるよう努力致します。
○ 生徒に対応の差を感じさせないような教員になりたいと考えているため、多様性やインクルーシヴ教育について今後深く考えていきたいと思います。
○ 文部科学省という言葉は、ニュースや授業で耳にしていたものの、どこか遠い存在のように感じていましたが、今日は皆様にお会いし、とても身近に感じることができました。
○ 日々、教員の労働環境に関する様々なニュースや現状が報道されてはいますが、本日の対話を通して改めて教員になりたい気持ちが強まりました。自分一人で出来ることは少ないですが、教育に携わるものとして、少しでもこれらの問題の解決に尽力していきます。
○ 未来の教育について、真剣に考えることが出来ました。
○ 自らも未来の教育を変えていく一員だという自覚をもって、これからの授業や教育実習に臨んでいきます。
○ 教育振興基本計画の策定や学習指導要領が多くの時間や多くの人によって成り立っていることそして、その皆様の努力に見合った指導を行なっていかなければならないと改めて実感しました。

105

現職の先生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

現職で勤務されている先生方と対話を実施しました。
労働環境や**教育活動における余裕のなさ**について厳しく切実なコメントがありました。
直接学校現場の声を届ける意義の重要性を指摘する声も多く、学校現場と行政の
相互理解促進のためにも工夫を重ねながら**対話を継続していくことが重要**です。

学校現場で感じる課題

○ 労働環境（土日勤務、休憩時間、給与、人員不足）や教育活動における余裕のなさ（春休みに新年度の計画を考える時間がない、指示されることが多く自分のやりたいことができない）は課題。
○ 課題解決は学校任せにするのではなく国として体制を整備する必要がある。一方で自治体レベルで考えられる問題もあり、現場の声が教委に届くようにするべき。
○ このように色々な立場で語り合うことは重要。

感想

○ 文部科学省が教育をよくしたい、そのために調査、調整していることも分かった。
○ 今の教育を本気で変えていかなければならないとおもった。
○ 大変有意義な会だった。現場の声を文科に直接言える機会はなかったのでとても充実感があった。
○ また開催してほしい。今回は現場の本音だったが、文科の本音も聞きたい。
○ 対話をすることは一部の声であるが第一歩として大きな会だった。地方教員や全国規模で話聞く機会を作ってほしい。
○ 現場の声はいつでも届けたい。
○ このような機会があることがうれしかった。
○ 文科省と教員は同じ方向を向いて教育を考えていかなければいけないと思う。対立構造になってしまっているのではないかと思うことがある。今回、こうやって話す機会があると、一緒に頑張っていきたいと思うことができた。
○ 文科省の方々に聞く耳をもっていただいてうれしかったです。
○ 教育をよくするのか、環境（働く）をよくしたいのかどちらも考えることが大切。
○ 対話会で話した内容が実行されなければ教育は変わらない。
○ 今回の声をどのように生かすのか、生かしたのか、そのままにせず再発信してほしい。

106

大学生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

大学生と高等教育について対話を実施しました。
大学は幅広く学びたいことが自由に学べる場所であってほしい、
学生の自由な活動が保障される場所であってほしいとの意見がありました。
意欲ある学生の自主性を尊重し個性が発揮される高等教育行政の実現が望まれます。

高等教育の在り方について

○ 他大学との交流も含めて幅広く学びたい。
○ 大学は学びたいことを自由に学べる場所であってほしいがGPA導入で必ずしも好きなだけで科目選択ができなくなった。
○ 3年間で単位を取り切ることがあるなど就活ありきの学生生活設計になっている。
○ 大学当局の監督が強化されて、学生の自由な活動が制限されてきているように感じる。
○ なぜ大学で学ぶのか、その意義、目的意識を共有する必要があるのではないか。
○ 私学に通う友人が奨学金を支給されバイト三昧の日々を送っており、学ぶ意義を考える以前の段階の現状もある。
○ 学ぶことにはお金がかかる。整った環境が必要だが土台を整えるのは難しく、学びは贅沢だと感じる。
○ 大学は様々な人に開かれた場所、色々な社会階層の選択肢であるべきだが、現実には入学にあたっての格差がある。金銭面以外にも情報格差も重要な問題。
○ 大学が自由に活動できるようにするには自由に使える予算の確保が必要。国からの予算だけでなく寄付金の確保も重要になる。

感想

○ この対話に参加するにあたり、自分の経験を振り返ったのですが、みんなが高校、大学に行けるわけでもなく、行けても経済的な理由などから自分たちのように恵まれた環境で学びをできるというわけではないのだからこそ行政の力が重要なのだと思いました。
○ 高等教育の在り方について、個人的な立場や日本全体を捉える立場など、様々な立場からの考えを深めることができて非常に有意義でした。

107

管理職の先生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

管理職の先生方と対話を実施しました。
子どものコミュニケーション能力や主体性・自主性の低下、
教員の年齢構造や働き方改革が進む中での時代に即した指導力の向上が課題として共有され、
各校の取り組みについて紹介されました。
ウェルビーイングについても意見交換し、集団と個の関係性についての難しさや、
利他の心をもち合意形成していく力が必要であるとの見解が示されました。
各校で精一杯取り組みが行われている中、その取り組みを尊重しつつ
背中を押す国の姿勢が求められます。

各校の取組

○ 生徒会活動、地域活動、小中間交流といった体験を通して自主性やリーダー経験を育む。
○ 役割を輪番で回すなどして意欲のない子どもにも経験の機会を与える。
○ 全ての時間を学校で過ごすわけではないことから、家庭や地域で過ごす時間を大切に。

○ 30代から主任を任せて責任ある立場を経験させている。

ウェルビーイング

○ 「ウェルビーイング」という言葉を今まで聞いたことがなかった。
○ 多様性を認め1人1人の学びを進めていくには人手が足りない。教員は身を粉にして取り組むだろうが働き方改革と矛盾してしまう。
○ 1人1人を大切にすることは重要だが、学校は集団生活をする場所。学校が成り立たなくなる。
○ 利他の心につながる考え方ではないか。自分自身の考えが伝えられ、周りの人の幸せも考え、合意形成を図っていく力。論議することが大切。

感想

○ 次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方を主体的に読み、知ることができましたことは、校長としてのあと1年4ヶ月半の日々をさらに、志を高くして、主体的に取り組む契機となりました。
○ 今回の対話を通しまして、「主体的・対話的で深い学び」のよさを改めて実感いたしました。「楽しかった」「次期教育振興基本計画に興味が湧いた」が率直な感想です。きっとこれから、この言葉を聞くたびに心が、体が反応することと存じます。
○ 教育現場において「生徒一人一人のウェルビーイング」の向上を目指すことに異論はございませんが、その難しさも感じたところです。保護者が全面的に学校を信頼し「学校にお任せします。」という時代ではなくなって久しい昨今、多種多様な価値を認めていく時代に、公教育の持つ「力」の低下によって、保護者が目指すべき子育ての指針を示すものが曖昧になっている気がしております。
○ 日本がこれまで取り組んできた「公教育」においての「人が集団で一緒に学ぶことによって、人が育つ」ことに間違いはないと確信しております。

市町村教育長と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

市町村教育長と対話を実施しました。
学校の子どもの現状について共有がなされた後、
授業改善を中心に各教委の取り組みを紹介していただきました。
職務経験に基づく学校などの変容についてお話がありました。

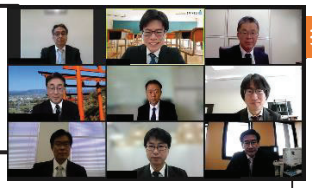

課題認識など

○ 学校はそもそも何をするところか、シンプル化していく必要。
○ 教育施策を具現化する教員の育成をどう図るかが課題。
○ 地理的な教育格差が生じている。
○ 人材がおらず困っているのは「僻地」に限らない。ほとんどの町村が人材や予算の制約でやりたいけれどやれないことがある。
○ 入試の在り方が変わらないと変えられない。
○ 教育界隈だけで解決出来る話ではない。
○ 今の先生方は頑張っている。国の課題。
○ 計画は羅針盤的役割であるべき。大きな方向性を示すもので、財政的な支援が欲しい。

子どもの現状

○ 支援を要する子ども、配慮を要する子どもが増加している。
○ 子どもの主体性が弱い。
○ 役割意識をもてば活躍する子どもが多いが、そこに踏み出す力が弱い。
○ 子どもにクリエイティブさがない。
○ 子ども達は問題行動を起こさないが活気もない。
○ 問題行動は増えていて児相も手が回らない。
○ 家庭や地域の弱まりが子どもの変容につながっている。家庭のトラブルへの対応で学校も忙しくなっている。

授業改善

○ 授業改善には管理職の意識を変える必要があり、校長会で実践を発表している。
○ 指導主事が常に学校に行って授業改善を促している。
○ 1教科1人の教員しかおらず切磋琢磨できる状況にない。
○ 関東圏の私立学校でやっているような探究活動を公立校でも実施していきたい。
○ 力量に応じた指導を行うべき。
○ 子どもに対する捉え方を変えていく意識改革が重要。
○ タブレットの使い方によって授業の変えようがあり、研修で磨いていくことができる。
○ 指導力向上は自前でやらないといけない時代。学校でそれぞれのやり方で取り組む。

感想

○ 振興基本計画を基にしたこれからの教育を「自分事化」して考えられた良い機会だったと思います。
○ 今後、この計画を基に、各市町村で国が指し示す理念を浸透させながら、教育改革を進めてまいりたいと思います。
○ AI時代を生き抜く子供たちの教育にとって主体性、創造性、社会性が重要であることは間違いないことであって各論で具体化していくことが今後の課題ではないかと思います。しかし、各論になるとなかなか地方や現場までなかなか浸透しにくいというのが現実だと思います。それには理由があってやはり政府広報等でのアナウンス不足、と現場に自治体や教委、管理職の理解不足かなと思います。
○ ウェルビーイングな社会のために家庭、地域、学校が何をすべきか?もっと焦点化、重点化をして施策につなげてほしいと思います。あれもこれもとご馳走をいっぱい出されてもほとんどの人は消化不良で結局食べず嫌いになって何も変わらなかったという状況になってしまうのではと危惧しています。
○ オンラインでの「対話」でしたが、現場のご意見をお聞きしていただくことで、「自分事」としての意識が高まると感じました。
○ 今後、学校教育においても校則決定等について、「対話」の必要性を実感したところです。
○ 現場の教師は、課題解決に向けて一生懸命に取り組み、学力向上を含め学校はよくなってきています。ただ、学習指導要領をはじめ、地域や社会から学校に求められることは多くなっています。少しでも、働き方改革を含め、教職員が生き生きと子どもたちの指導に当たっていくことができ、ウェルビーイングが向上されるよう取り組みを進めていきたいと思いました。
○ 教育振興基本計画のビジョンを具現化していくのは、私共の役割ですので、私は、他の市町村に負けぬよう、本町の強みを生かした取組を進めてまいります。

第１１期中央教育審議会委員

令和３年３月９日発令

（５０音順）

会　長	渡邉光一郎	第一生命ホールディングス株式会社取締役会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長
副会長	永田　恭介	筑波大学長
副会長	荒瀬　克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
	井坂　秀一	神奈川県立柏陽高等学校校長
	今村　久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	内田由紀子	京都大学人と社会の未来研究院教授
	越智　光夫	広島大学長
	加治佐哲也	兵庫教育大学長
	清原　慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、前東京都三鷹市長
	熊平　美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	後藤　景子	奈良工業高等専門学校校長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事
	小林いずみ	ANA ホールディングス株式会社取締役、三井物産株式会社取締役、株式会社みずほホールディングス取締役、オムロン株式会社取締役
	小林真由美	福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教授
	貞廣　斎子	千葉大学教育学部教授
	清水　敬介	公益社団法人日本 PTA 全国協議会顧問
	清水　信一	学校法人武蔵野東学園常務理事
	竹中　ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
	中野　留美	岡山県浅口市教育委員会教育長
	萩原なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
	浜　佳葉子	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
	日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
	堀田　龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授
	湊　　長博	京都大学総長
	村岡　嗣政	山口県知事
	村田　　治	関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長
	吉岡　知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
	吉田　　晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長
	渡辺　弘司	日本学校保健会評議員、日本医師会常任理事
	渡邉　正樹	東京学芸大学教職大学院教授

役職は令和４年６月２１日現在

中央教育審議会 教育振興基本計画部会委員

令和４年３月１６日発令
（５０音順）

（委員）

部会長	渡邉　光一郎	第一生命ホールディングス株式会社取締役会長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長
副部会長	荒瀬　　克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
副部会長	清原　　慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、前東京都三鷹市長
副部会長	永田　　恭介	筑波大学長
	今村　　久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	内田　由紀子	京都大学人と社会の未来研究院教授
	小林　いずみ	ANAホールディングス株式会社取締役、三井物産株式会社取締役、株式会社みずほホールディングス取締役、オムロン株式会社取締役
	清水　　敬介	公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
	清水　　信一	学校法人武蔵野東学園常務理事
	堀田　　龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授
	村岡　　嗣政	山口県知事
	村田　　治	関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長

（臨時委員）

安孫子　尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役、ニトリ大学学長、人材教育部ゼネラルマネージャー
岩本　　悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官
大森　　昭生	学校法人共愛学園理事、共愛学園前橋国際大学学長、共愛学園前橋国際大学短期大学部学長
大日方　邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
川口　　大司	東京大学大学院公共政策学連携研究部教授
河野　　淳子	公益財団法人AFS日本協会理事・事務局長
黒木　淳一郎	宮崎県教育委員会教育長
黒沢　　正明	八王子市立高尾山学園校長
杉村　　美紀	上智大学総合人間科学部教育学科教授
関　　福生	愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長
徳永　　智子	筑波大学人間系教育学域助教
牧野　　篤	東京大学大学院教育学研究科教授
松浦　　良充	慶應義塾常任理事
三好　　雅章	広島県福山市教育委員会教育長
元紺谷　尊広	北海道有朋高等学校長、北海道高等学校遠隔授業配信センター長
吉田　　信解	埼玉県本庄市長、全国市長会社会文教委員長
吉田　　都	新国立劇場舞踊芸術監督
吉見　　俊哉	東京大学大学院情報学環教授

役職は令和４年６月２１日現在

次期教育振興基本計画について（答申）【概要】

令和５年３月８日 中央教育審議会

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

► 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

・新型コロナウイルス感染症の拡大　・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化　・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）　・少子化・人口減少や高齢化
・グローバル化・地球規模課題　・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）　・共生社会・社会的包摂　・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）　・18歳成年・こども基本法　等

第3期計画期間中の成果

・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化　等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞　・不登校・いじめ重大事態等の増加
・学校の長時間勤務や教師不足　・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷　・博士課程進学率の低さ　等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

・**将来の予測が困難な時代**において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく

・**社会課題の解決**を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上等**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要

・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

・**多様な個人**それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会**が**幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方

・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む

・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

・**主体的に社会の形成に参画**、持続的社会の発展に寄与

・**「主体的・対話的で深い学び」**の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**

・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進

・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**

・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進

・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充

・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化

・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る３段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第３段階を見据えた、**第１段階から第２段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、**学校における働き方改革の更なる推進**、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「**人への投資**」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。「**未来への投資」としての教育投資**を社会全体で確保。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大　等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・GIGAスクール構想、教師の処遇等の在り方の検討、指導体制の構築、教員研修高度化
・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策　等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後５年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
１．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上　○高等学校教育改革　○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進　○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進　○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
２．豊かな心の育成	○道徳教育の推進　○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進　○体験・交流活動の充実　○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
３．健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実　○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・１週間の総運動時間が６０分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
４．グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進　○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化　○外国語教育の充実	・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合　※留学等の国際交流は今後設定予定
５．イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実　○大学院教育改革　○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進　○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進　○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進　○不登校児童生徒への支援の推進　○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策　○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援　○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実　○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進　○日本語教育の充実　○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
８．生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実　○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供　○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進　○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用　○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この１年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この１年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進　○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
１０．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化　○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
１１．教育DXの推進・デジタル人材の育成	○１人１台端末の活用　○児童生徒の情報活用能力の育成　○教師の指導力向上 ○校務DXの推進　○教育データの標準化　○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育）　○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力　・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
１２．指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○指導体制の整備　○学校における働き方改革の更なる推進　○ICT環境の充実 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革　○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮　・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒１人１台端末の整備状況　・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況　・大学間連携に取り組む大学数
１３．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援　○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数
１４．NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携　○企業との連携　○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携　○福祉機関との連携　○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
１５．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備　○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備　○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
１６．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

文部科学省

次期教育振興基本計画について（答申）
参考資料・データ集

令和５年３月８日

中央教育審議会

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

文部科学省

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これまでの教育振興基本計画

- **平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。**
- **平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。**
- **現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。**

第１期計画	対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
	基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
	教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
	成果目標・指標	なし
第２期計画	対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
	基本的方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
	教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成　②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティーネットの構築　④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
	成果目標・指標	あり
第３期計画	対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
	基本的方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
	教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
	成果目標・指標	あり

第3期教育振興基本計画　全体構造

基本的な方針	教育政策の目標	施策群
1　夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	（１）確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞	○幼児期における教育の質の向上　○新学習指導要領の着実な実施等　○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用　・高等学校教育改革の推進　○就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
	（２）豊かな心の育成＜〃＞	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成　○道徳教育の推進　○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進　○体験活動や読書活動の充実　○伝統や文化等に関する教育の推進　○青少年の健全育成　○男女共同参画の推進　○主権者教育の推進　○消費者教育の推進　○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進　○環境教育の推進　○オリンピック・パラリンピック教育の推進　○災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	（３）健やかな体の育成＜〃＞	○学校保健・学校給食、食育の充実等　○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援　○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実
	（４）問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞	○高大接続改革の着実な推進　○学生本位の視点に立った教育の実現　○教員・学生の流動性の向上　○教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞	○各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進　○高等教育機関における実践的な職業教育の推進　○関係府省が連携した学校から社会への接続支援　○学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進　＜〃＞	○家庭の教育力の向上　○地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2　社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	（７）グローバルに活躍する人材の育成	○伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】　○英語をはじめとした外国語教育の強化　○国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援　○日本人生徒・学生の海外留学支援　○外国人留学生の受入れ環境の整備
	（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学院教育改革の推進　○若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進　○研究力強化の推進　○高等専門学校における技術者教育の推進　○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進　○IT・データ活用能力の育成　○新たな社会を創造・牽引(けんいん)するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成
	（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築　○芸術家等の養成，文化芸術振興策の推進　○我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成
3　生涯学び、活躍できる環境を整える	（１０）人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進	○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進　○女性活躍推進のためのリカレント教育の強化　○高齢者等の生涯学習の推進　○若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進　○生涯を通じた文化芸術活動の推進　○生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
	（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討　○社会における人づくり，地域づくりを担う中核人材の育成　○施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
	（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人 の学び直しの推進	○教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施　○社会人が働きながら学べる学習環境の整備　○経済的な支援の実施　○労働者の学びに関する企業側の理解促進
	（１３）障害者の生涯学習の推進	○学校卒業後における障害者の学びの支援　○地域学校協働活動の推進【一部再掲】　○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】　○大学等における学生支援の充実　○障害者スポーツ，障害者の文化芸術活動の振興等
4　誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応	○教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援　○学校教育における学力保障・進路支援，福祉関係機関等との連携強化　○地域の教育資源の活用　○学校給食及び食育の推進【一部再掲】　○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援○ 東日本大震災をはじめとした災害への対応
	（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供	○特別支援教育の推進・　○不登校児童生徒の教育機会の確保　　○夜間中学の設置・充実　　○高校中退者等に対する支援　○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上　○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進　○地域における外国人に対する日本語教育の推進
5　教育政策推進のための基盤を整備する	（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○教職員指導体制・指導環境の整備　○これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
	（１７）ICT 利活用のための基盤の整備	○情報活用能力の育成　○各教科等の指導におけるICT活用の促進　○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上　○学校のICT環境整備の促進　○大学におけるICTを利活用した教育の推進　○ICTの活用による生涯を通じた学習の推進
	（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進　○学校における教材等の教育環境の充実　○私立学校の教育研究基盤の強化
	（１９）児童生徒等の安全の確保	○学校安全の推進
	（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○教育研究の質向上に向けた基盤の確立　○高等教育機関の連携・統合等
	（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○官民協働による日本型教育の海外展開　○途上国への教育協力

第3期教育振興基本計画　指標の状況（概要）

文部科学省

- 各目標において設定された指標の達成状況について以下の通り一覧化。
  ・順調に進捗又は目標を達成：赤字　・課題あり又は目標に達していない：下線　・横ばい又は今後把握等：文字修飾なし

- 目標の進捗の把握に当たっては、必ずしも指標が目標のすべての進捗状況を測るものとはなっていないこと、施策群の中で指標に直接は反映されないものがあることなど、一概に指標の達成状況により計画全体の進捗が把握されるものではないことに留意が必要。

（１）確かな学力の育成＜主として初等中等教育段階＞	OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持。ただし、読解力の平均得点は前回調査から低下。	１．夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
（２）豊かな心の育成＜〃＞	子供たちの自己肯定感は小学校で横ばい、中学校でやや改善傾向。いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合は低下。	
（３）健やかな体の育成＜〃＞	子供たちの体力水準は、目標とする昭和60年の水準と比較して、一部の種目を除いて低い状況。	
（４）問題発見・解決能力の修得＜主として高等教育段階＞	大学生の授業外学修時間は、令和２年度はそれ以前と比較して増加。	
（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成＜生涯の各段階＞	進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増（計画期間外の数値）。	
（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進＜〃＞	地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合は低下、地域の行事に参加している児童生徒の割合は横ばい。	
（７）グローバルに活躍する人材の育成	中学生・高校生の英語力は目標には達していないものの改善は進んでいる。高校生・大学生の海外留学は、増加傾向にあり、一部目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響により直近の海外留学生数は激減した。また、外国人留学生数については目標を達成したが、同じくコロナの影響により直近の留学生数が減少した。	２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向。大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。	
（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	スポーツ分野では2021年東京夏季オリンピック競技大会において過去最多の金メダルを獲得するとともに、若い世代が活躍。また我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は低下傾向。 文化芸術分野では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化芸術の鑑賞等の活動が減少。	

第3期教育振興基本計画　指標の状況（概要）

文部科学省

（１０）人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職の上で生かしている者の割合、及び家庭・日常の生活に生かしている者の割合はともに向上。	３．生涯学び、活躍できる環境を整える
（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少。	
（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少。	
（１３）障害者の生涯学習の推進	学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合は約３割。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っている。	
（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応	児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者の割合・高校中退者数が減少。	４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供	特別支援教育の個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち実際に作成されている児童等の割合、及び小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は増加。学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の人数は増加しているが、その割合は減少。	
（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	現職の教師（特に管理職）に占める専修免許状保持者の割合及び特別免許状（特に小中学校）の授与件数は増加傾向。教師の時間外勤務は一定程度改善傾向。１日当たりの事務時間（平均）は令和４年度調査で把握。	５．教育政策推進のための基盤を整備する
（１７）ICT 利活用のための基盤の整備	GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善。普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善。教師のICT活用指導力も上昇傾向。大学のICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加。	
（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策が着実に実施。長寿命化計画の策定は一部に未策定の地方公共団体があるものの概ね順調に進捗。私立学校については耐震化等が着実に進んでいるが未だ課題あり。	
（１９）児童生徒等の安全の確保	学校管理下における死亡事故は令和2年は減少したもののゼロには至っていない。負傷・疾病のうち障害を伴う事故数は横ばい傾向。	
（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	国公私立大学の寄付金受入額は増加傾向。中期的な計画は大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどが策定。大学間連携に取り組む大学の割合は増加傾向。	
（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	海外に対する教育事業に参加した日本側及び相手側の教職員・学生・児童・生徒の数は概ね増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく低下。	

目標（１）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

各指標の状況について

測定指標：知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

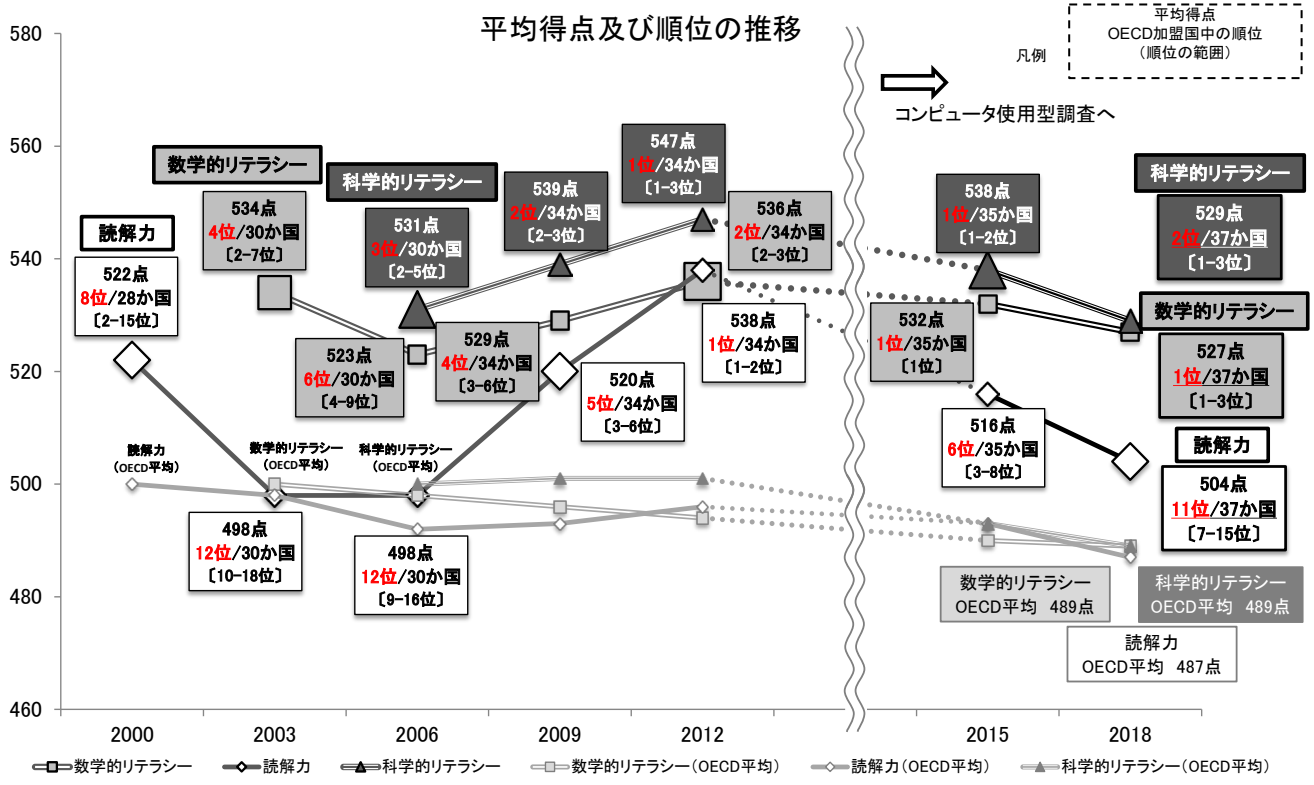

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

数学的リテラシー及び科学的リテラシーは引き続き世界トップレベルにある。読解力はOECD平均より高得点のグループに位置するが、2018年は2015年より平均得点・順位が低下した。

読解力については、2015年と2018年の結果を比較すると、OECD平均と同様にレベル２未満の割合が増加傾向にある。数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、レベル２未満の割合に有意な変化はみられない。

参考指標：ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査における習熟度レベル５以上（上位層）及びレベル２未満（下位層）の割合

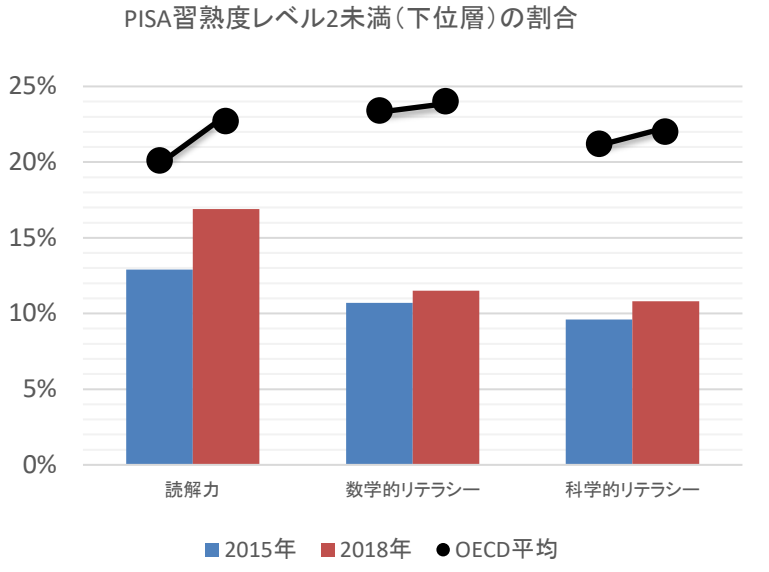

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

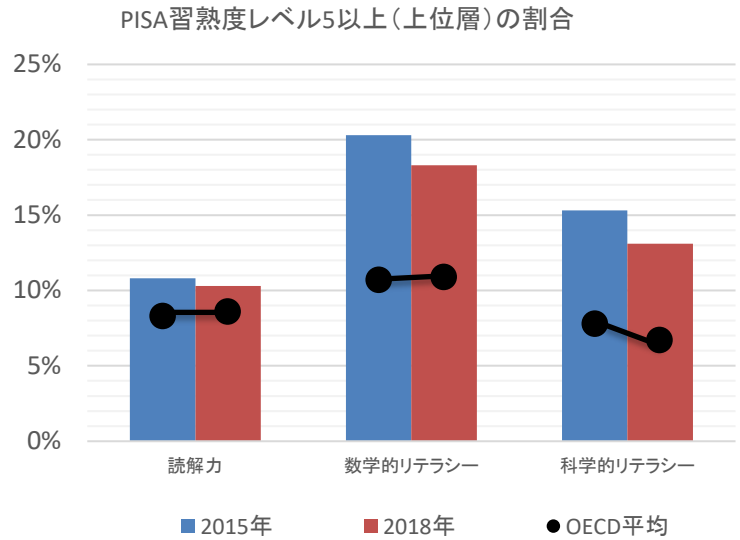

OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」

目標（２）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い，正義感，責任感，規範意識，自他の生命の尊重，自己肯定感・自己有用感，他者への思いやり，人間関係を築く力，社会性，個人の価値を尊重し，男女の平等を重んじる態度，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度，前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

各指標の状況について

測定指標：自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善

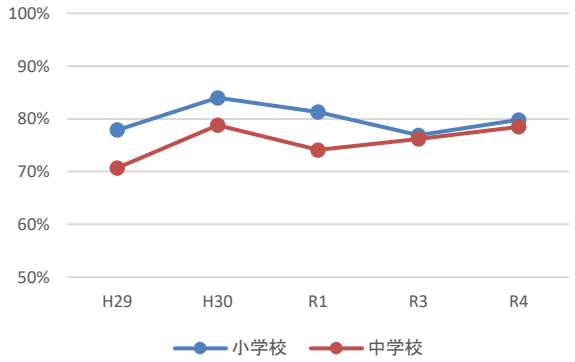

肯定的に回答した児童生徒の割合は年度により差はあるものの、概ね7割以上を維持している。平成２９年度と比較して令和４年度は、小学校は約２ポイント増加、中学校は約８ポイント増加しており、やや改善傾向がみられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「自分にはよいところがあると思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

参考指標：人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

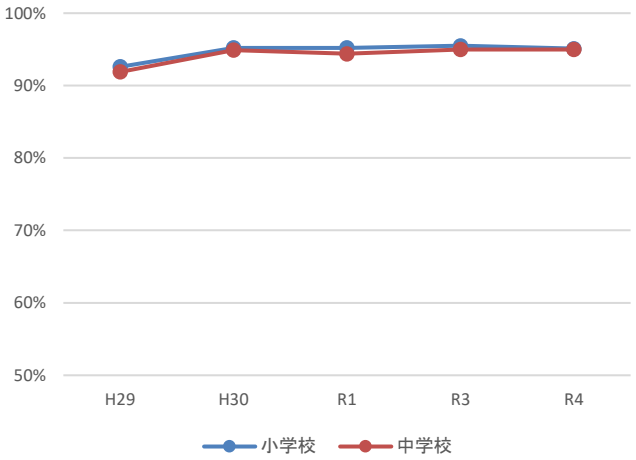

肯定的に回答した割合は児童生徒ともに平成29年度と令和４年度を比べて、約３ポイント増加傾向にあり、令和４年度においては小中とも95%以上の児童生徒が肯定的に回答している。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「人の役に立つ人間になりたいと思う」について、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計

測定指標：いじめの認知件数に占める，いじめの解消しているものの割合の改善

いじめの年度末時点の状況のうち「解消しているもの」の割合推移
＜国公私立計＞

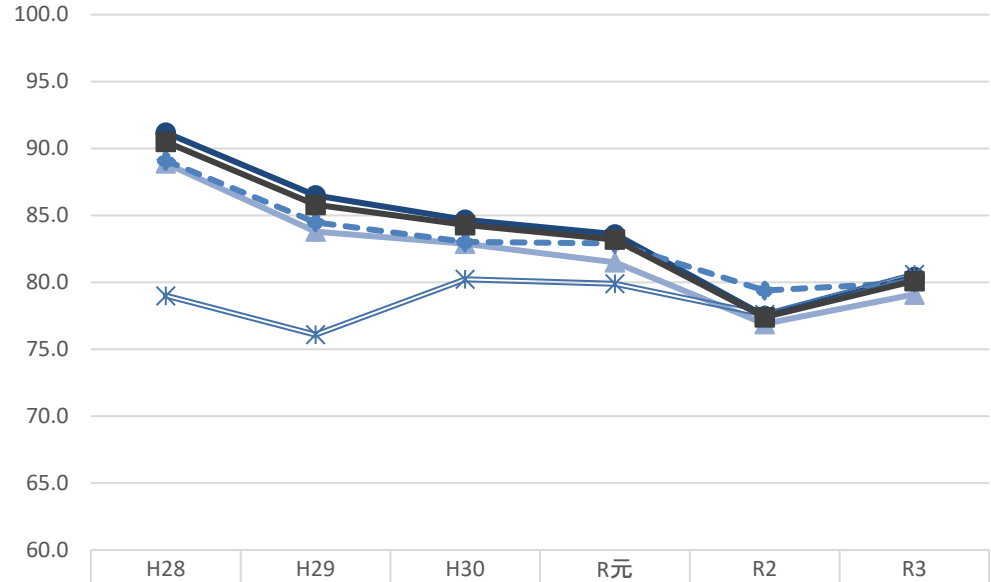

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
小学校	91.2	86.5	84.7	83.6	77.5	80.4
中学校	88.9	83.8	82.9	81.5	76.9	79.1
高等学校	89.1	84.5	83.0	82.9	79.4	80.0
特別支援学校	79.0	76.1	80.2	79.9	77.6	80.6
計	90.5	85.8	84.3	83.2	77.4	80.1

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合は、例年約８割で推移しており、多くのいじめ事案は適切に対応されていると考えられるが、ここ数年減少傾向にある。その背景には、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの解消について定義され、その定義が浸透したことにより、安易にいじめが解消していると判断せず、慎重な判断がされている側面もあると考えられる。

目標（３）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

各指標の状況について

測定指標：子供の体力水準を平成33（2021）年度までに昭和60（1985）年頃の水準まで引き上げる

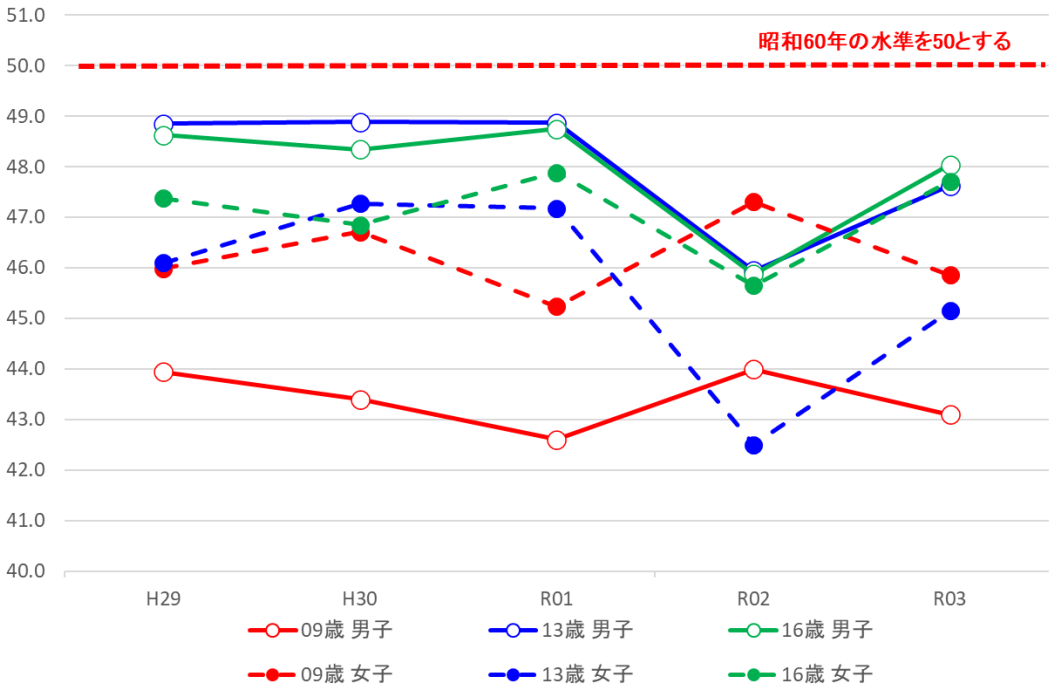

スポーツ庁「体力・運動能力調査」

握力、50m走、持久走、立ち幅とび、ボール投げを、水準の高かった昭和60年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50mを除き、依然低い水準となっている。
※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で例年より標本数が少ない等の関係から、参考値の扱い

測定指標：毎日，同じくらいの時刻に寝ている，毎日，同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の改善

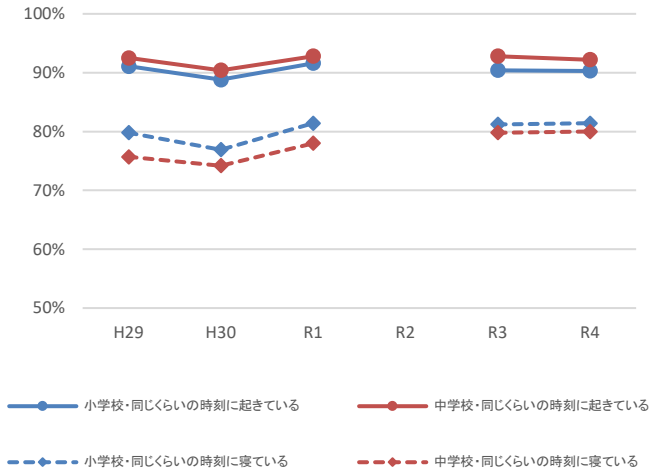

毎日同じくらいの時刻に寝ている、毎日同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合は横ばい傾向。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」「毎日、同じくらいの時刻におきている」について、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合の合計

測定指標：朝食を欠食する児童生徒の割合の改善

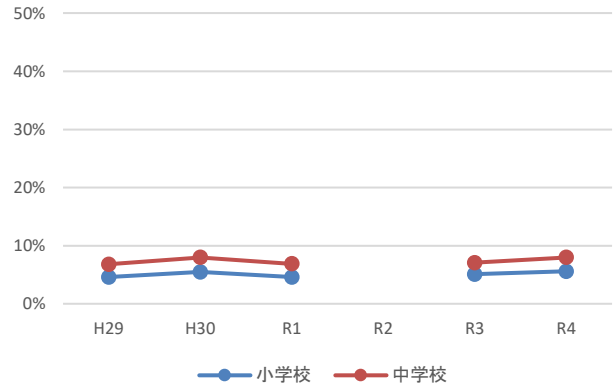

小・中学生の朝食欠食率は横ばい傾向。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」※R2は中止
（質問）「朝食を毎日食べている」について、「していない」、「どちらかといえば、していない」と回答した児童生徒の割合の合計

目標（４）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各指標の状況について

測定指標：学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善

予習・復習など授業に関する学習時間（１週間あたり）

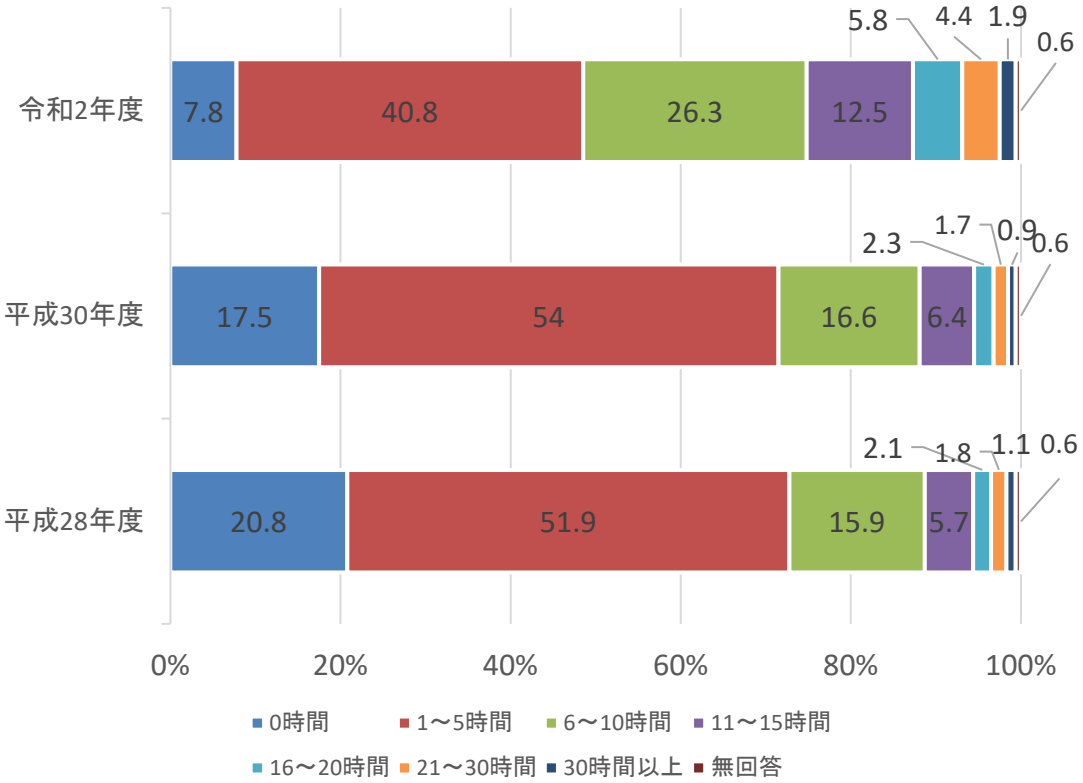

独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」

令和２年度は、授業外学修時間が「11時間以上」とした学生の割合が、それ以前と比較して13~14ポイント増加した。コロナ禍により、いわゆる「課題提出型」のオンライン授業が一定割合を占めていたことの影響とも考えられる。中長期的な推移を把握するためには調査を継続する必要がある。

大学教育を通じて以下の知識や能力が身に付いたと思う学生の割合

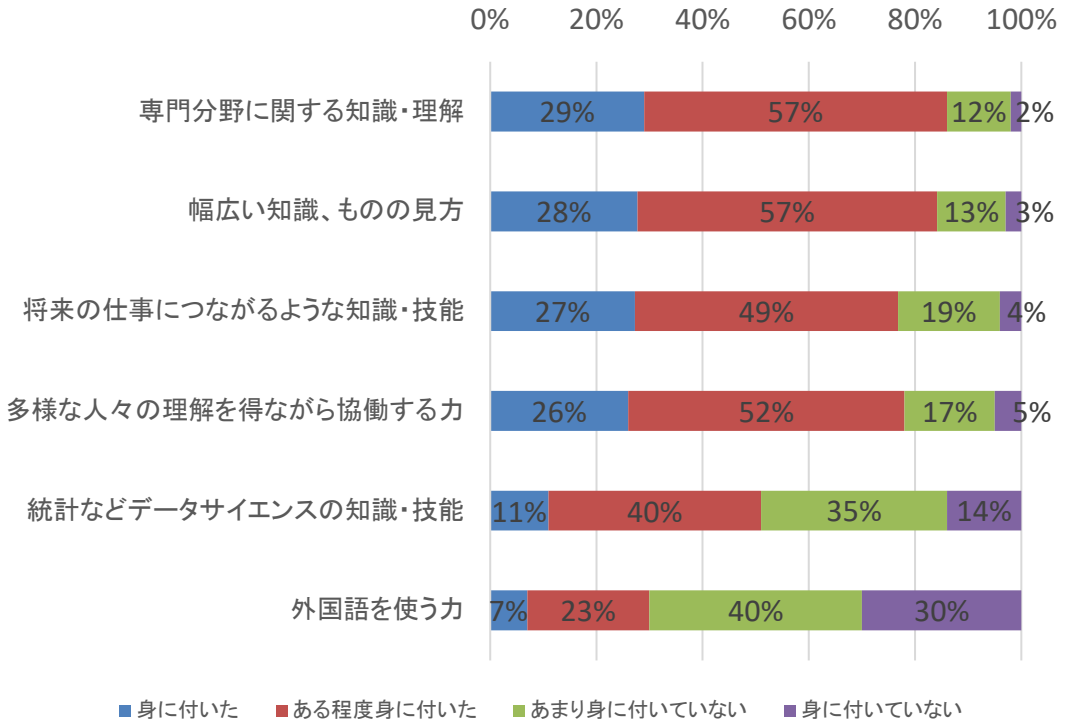

文部科学省「令和３年度全国学生調査（第２回試行実施）」

専門分野に関する知識・理解（86%）、幅広い知識（84%）、将来の仕事につながるような知識・技能（76%）、多様な人々の理解を得ながら協働する力（78%）、については「身に付いた」、「ある程度身に付いた」という割合が高かったが、外国語を使う力（29%）については割合が低かった。

目標（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

各指標の状況について

参考指標：進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合

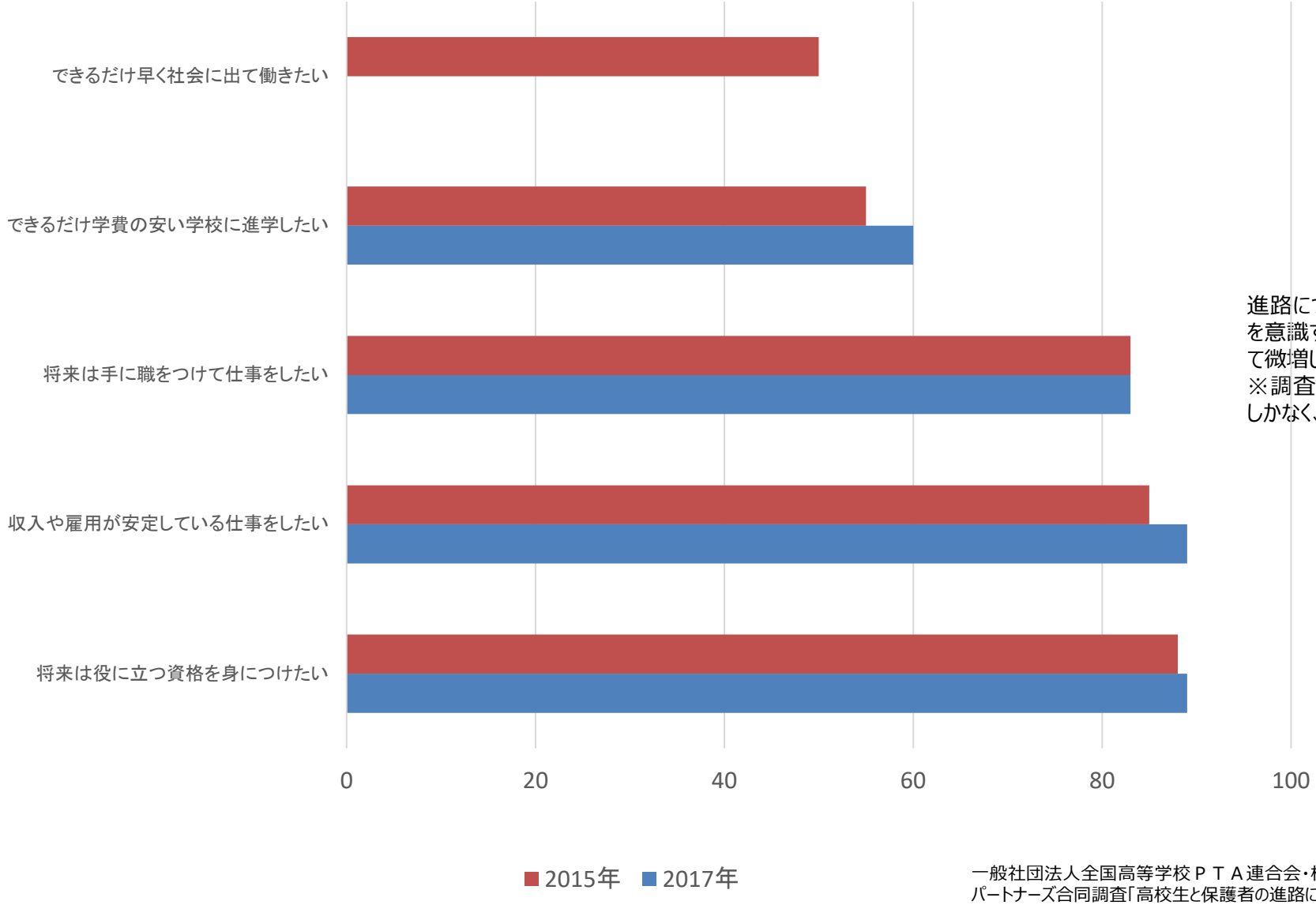

進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増している。
※調査は2015，2017年データまでしかなく、第3期計画期間外。

一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会・株式会社リクルートマーケティングパートナーズ合同調査「高校生と保護者の進路に関する意識調査」

目標（６）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し多様化する家庭環境に対し，地域全体で家庭教育を支える。また，地域社会との様々な関わりを通じて，子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め，これからの時代に必要な力や，地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに，家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

各指標の状況について

測定指標：地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善

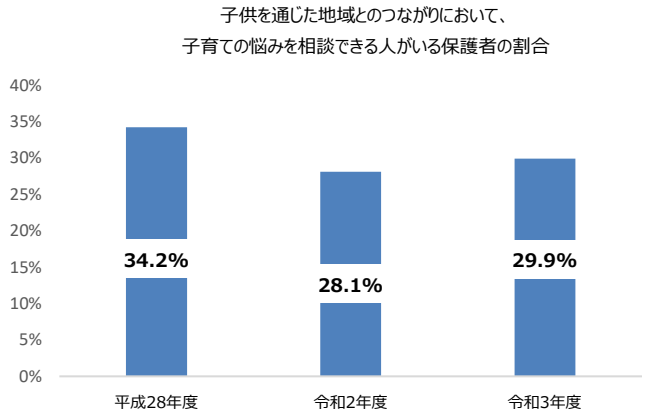

平成28年度の調査時に比べ、令和２年度は、子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が低下し、3年度においてもほぼ横ばいである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられる。

令和２年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」（文部科学省委託調査）

参考指標：保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

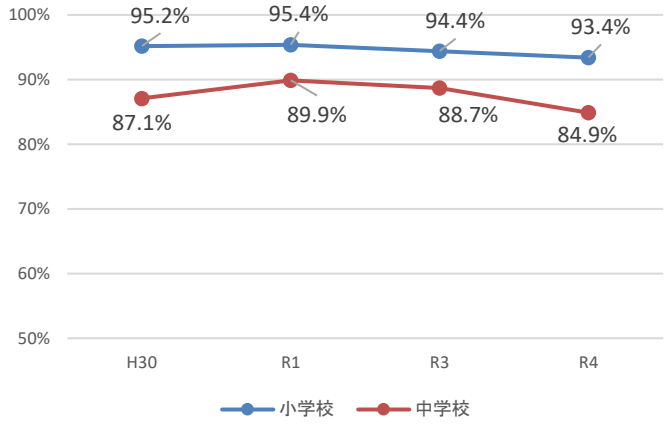

H30からR4の間、高い数値を維持している。コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の構築が全国的に進んでいることも要因として考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「（学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など）保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した学校の割合の合計

測定指標：地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

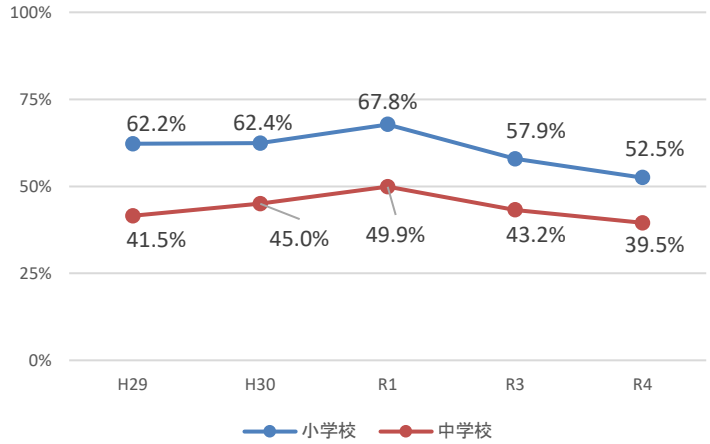

H30からH31の間ではあてはまる・どちらかといえば、あてはまると回答した割合が増加したが、R3、R4は減少している。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、そもそも地域行事自体が自粛された影響等も考えられる。

文部科学省「全国学力・学習状況調査」
（質問）「地域の行事に参加している」について、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の割合の合計

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする

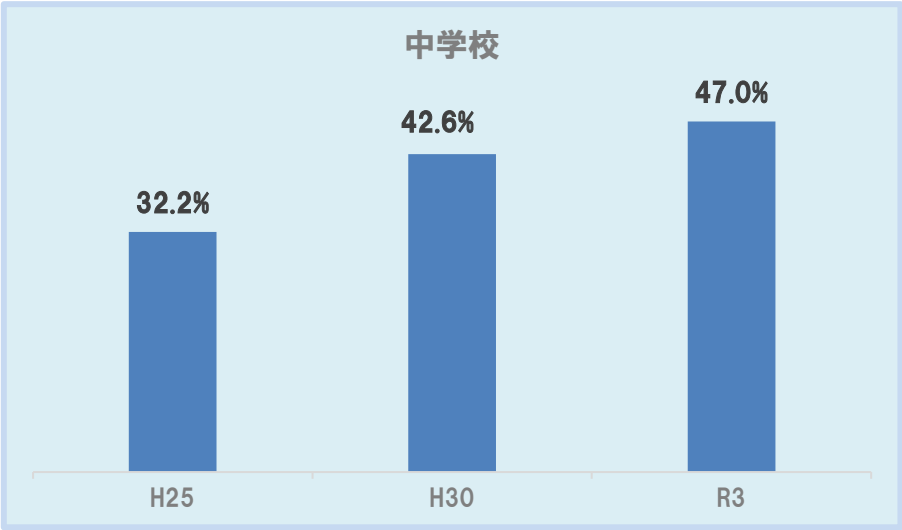

文部科学省「英語教育実施状況調査」

生徒の英語力については、中学生、高校生共に、目標値(5割)には達していないものの、経年で着実に改善が進んでいる。

測定指標：日本人高校生の海外留学生数を６万人にする

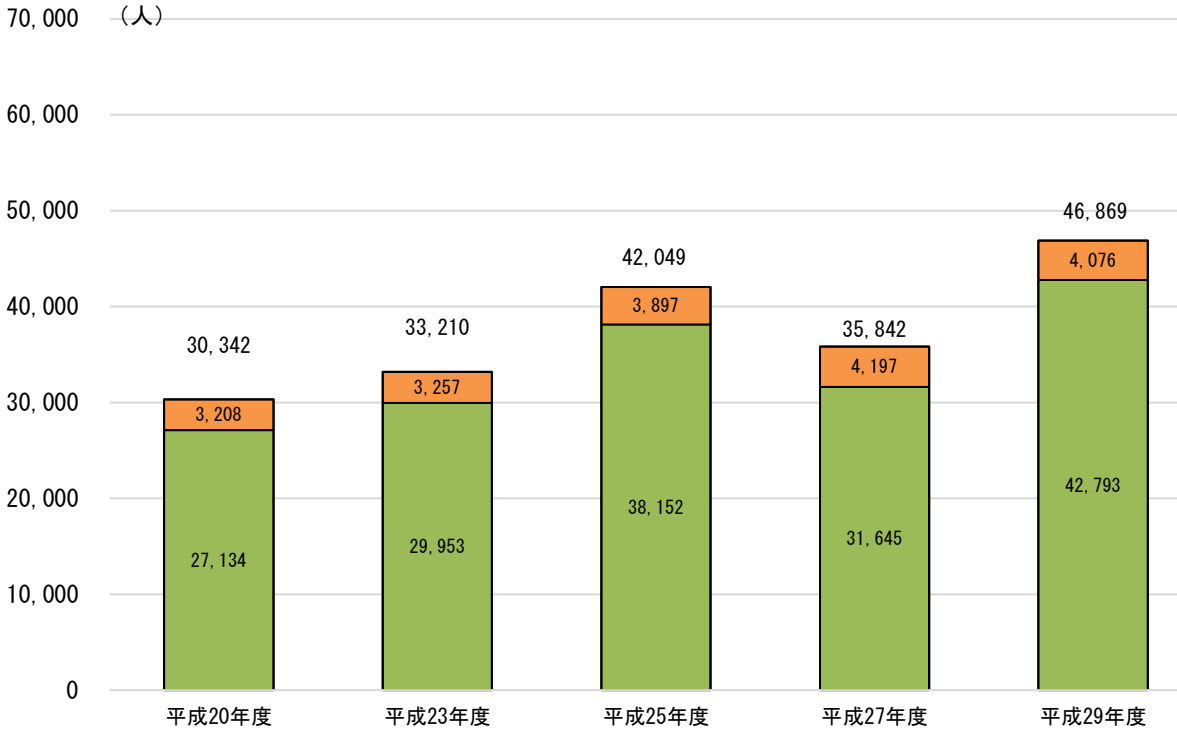

文部科学省「高等学校等国際交流状況等調査」

高等学校段階における海外留学・研修旅行者数は、目標値には達していないものの、平成29年度に46,869人となり、過去最高を記録した。研修旅行は27年度の3.2万人から、1.1万人増加しており、比較的短期の国際交流の増加が留学生数全体の増加につながっている。

※オレンジが長期留学（3か月以上）、緑が短期留学（3か月未満）

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら，大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す

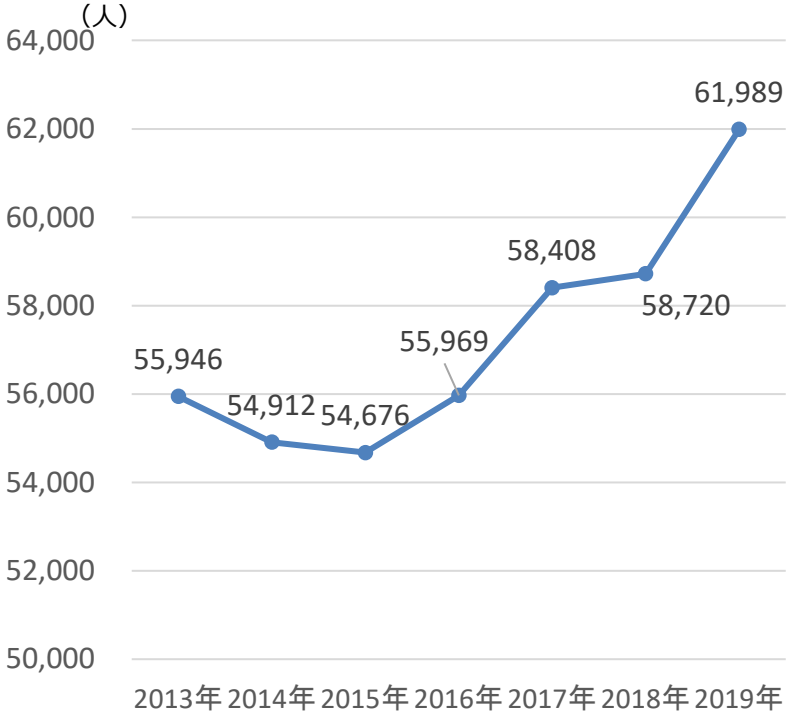

OECD統計等：OECD「Education at a Glance」，ユネスコ統計局，IIE「Open Doors」，中国教育部，台湾教育部
JASSO調査：外国人留学生在籍状況調査（(独)日本学生支援機構）
※OECD及びユネスコ統計局のデータは，2012年統計までは，外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象でしたが，2013年統計より，高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象です。

・短期留学者を含む、大学等が把握している留学者数について、平成30年度には概ね12万人に近い数字となったが、コロナによって甚大な影響を受け、令和2年度には留学者数が激減した。一方で、学位取得目的とする留学者数のデータについては、目標の達成には至っていないものの、近年増加傾向にある。

独立行政法人日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」
※対象は、日本国内の高等教育機関に在籍する学生等で、日本国内の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、教育又は研究を目的として、海外の大学等で留学を開始した者及び、在籍学校において把握している限りにおいて、協定に基づかない留学をした者。短期の交換留学等も含む。

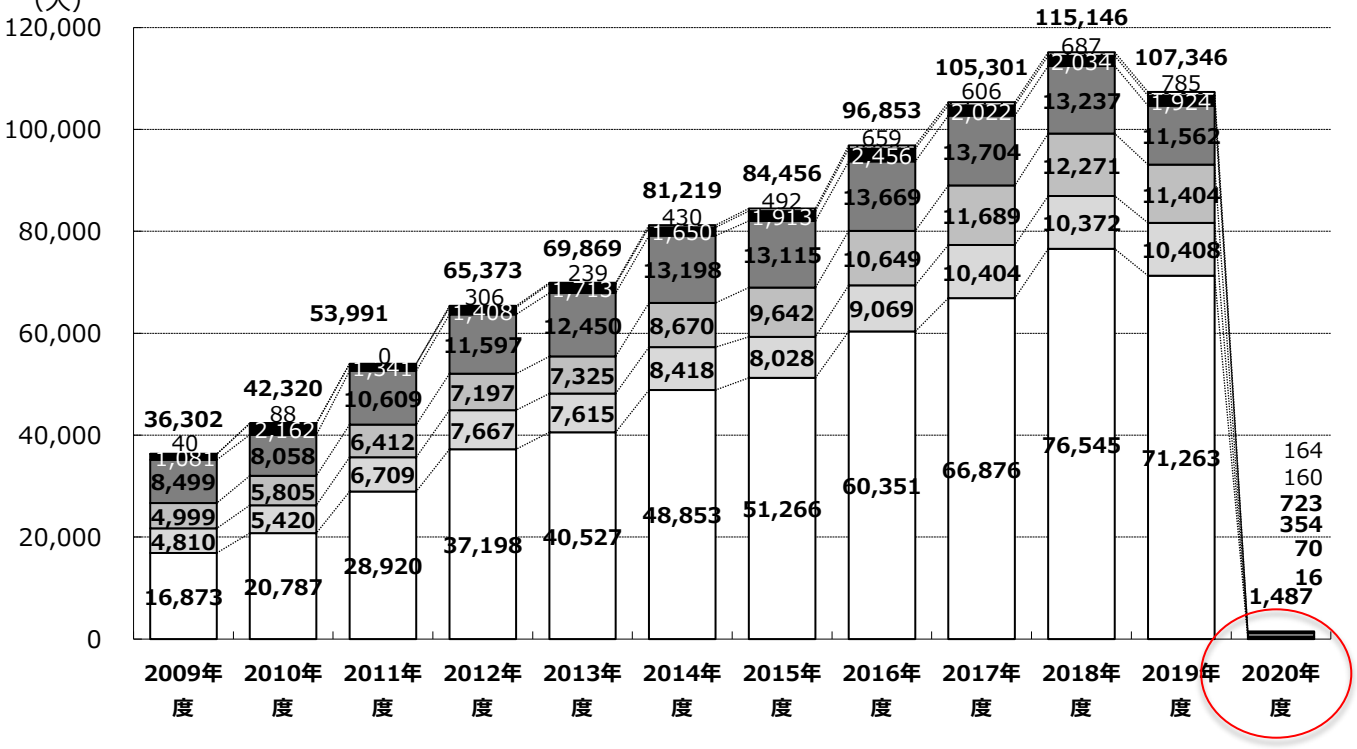

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度や，豊かな語学力・コミュニケーション能力，主体性・積極性，異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに，外国人留学生の日本国内での就職率を５割とする

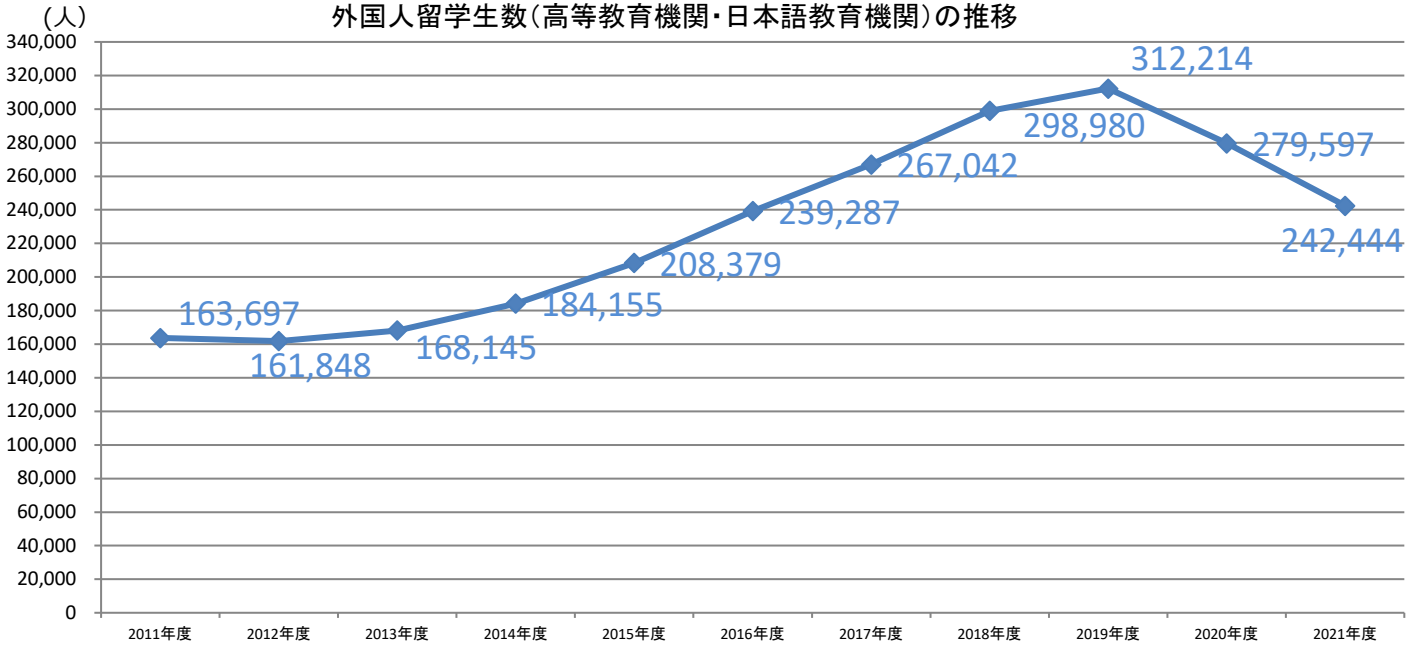

独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

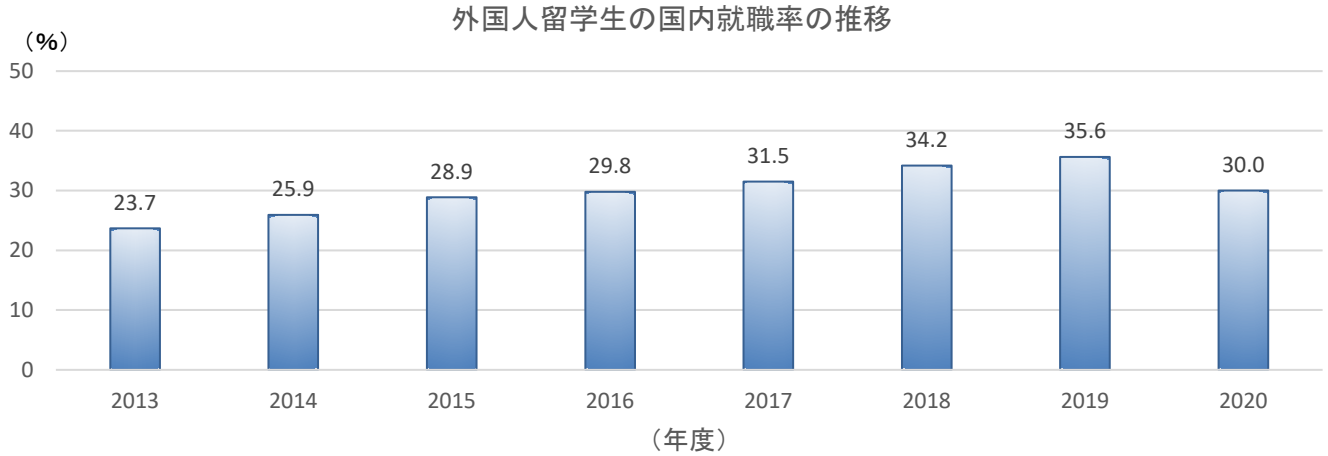

独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」

・外国人留学生数については、令和元年5月1日時点で、約31万人となり、目標を達成した。就職率については、令和元年度までに少しずつ増加しているものの、目標の5割には達していない状況になっている。いずれの数値も新型コロナウイルス感染症の影響により最新値は減少した。

目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し，新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して，既存の様々な枠を超えて活躍できる，イノベーションを牽引する人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、中長期的に各分野を通じて減少傾向。
- 修士課程修了者の博士課程等への進学率は、平成29年度から令和4年度にかけて、9.2%から9.9%へと若干増加した。分野別には、人文科学18.6%、社会科学7.9%、理学17.1%、工学6.2%、農学10.8%、保健15.0%、全体9.9%となっている（令和4年度学校基本調査）。

※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略。

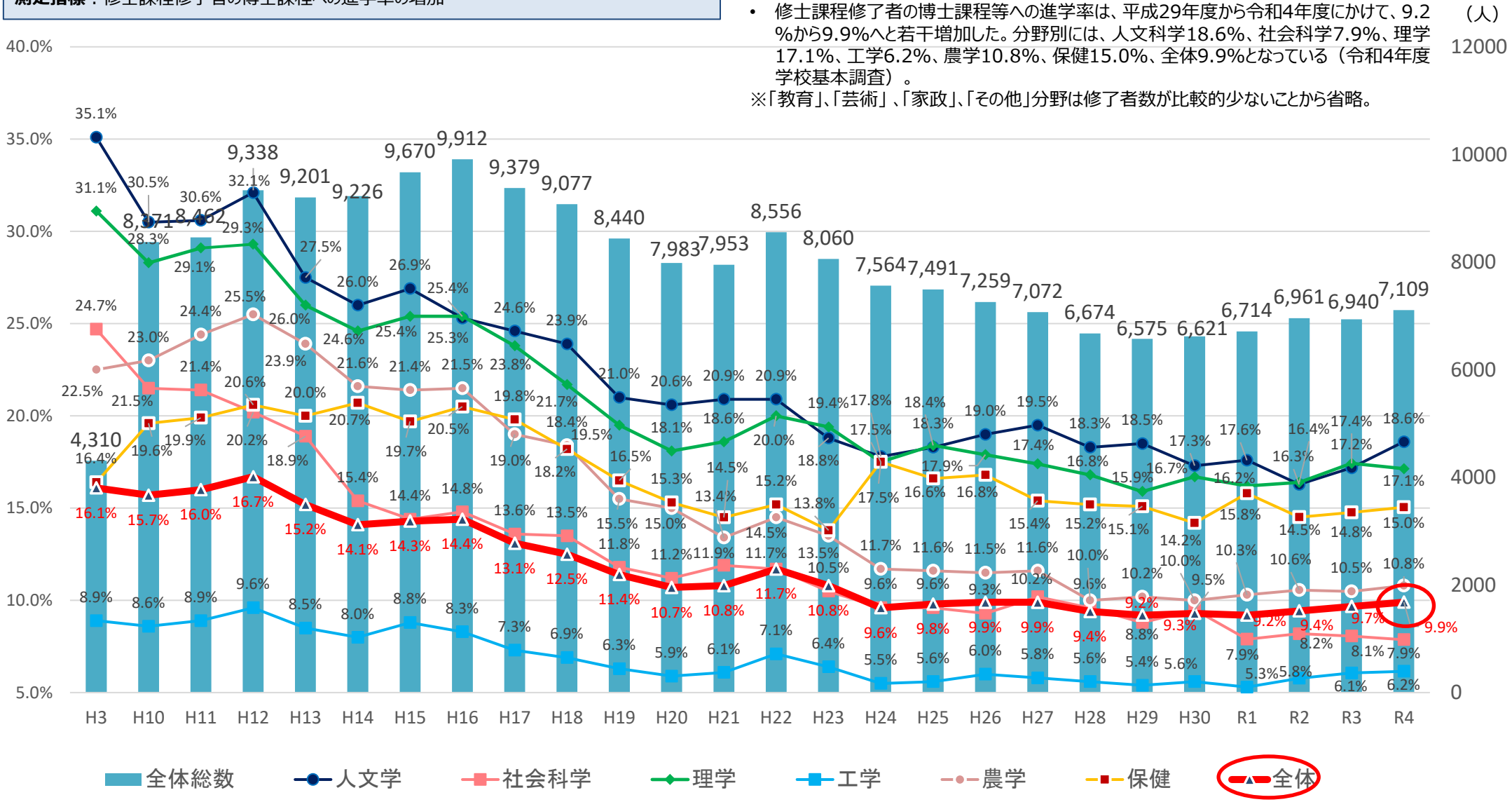

出典：学校基本調査

目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し，新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して，既存の様々な枠を超えて活躍できる，イノベーションを牽引する人材を育成する。

参考指標：産学協働による情報技術人材の育成状況

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数及び参加校数

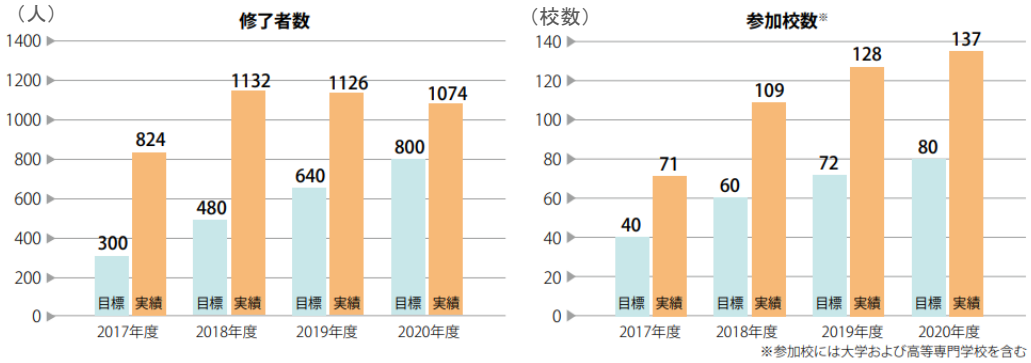

事業実施期間にわたり、教育プログラム修了者数、参画校数（大学及び高等専門学校）ともに目標値を上回る実績値を維持し、合計4,156名の修了者を輩出。

「enPiT 成果報告書（2020年度版）」より

参考指標：大学等発ベンチャーの設立数

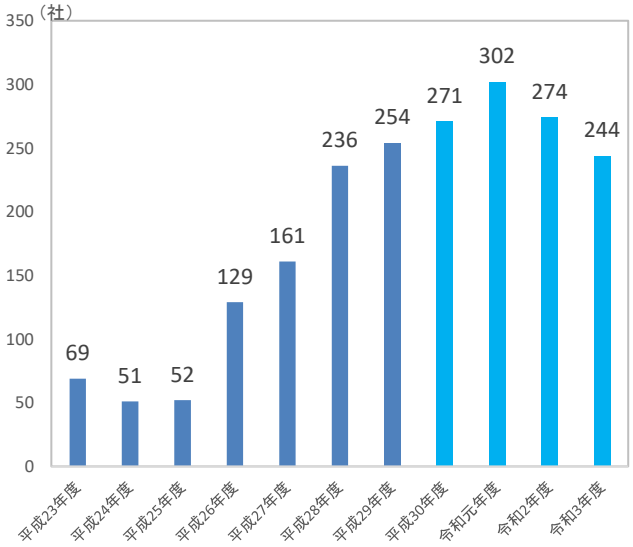

※大学等発ベンチャーとは、大学等の教職員・学生等を発明者とする特許を基に起業した場合、関係する教職員等が設立者となった場合等における企業を指す。
※各年度の新規設立数は、過去に遡って新たに把握された企業（過去の調査時点では設立が把握できなかった企業）も一部含まれるため、前年度公表値とは値が異なる場合がある。なお、設立から5年程度経過しないと設立状況を把握することができない事例が多いことから、過去5年に遡って調査しており、平成30年度から令和3年度（薄い青色部分）は今後増加しうる。

文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

目標（９）スポーツ･文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック･パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや，日本の文化芸術の永続的な継承･発展･発信に向け，文化芸術を創造し支える人材を育成する。また，我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

各指標の状況について

参考指標：我が国のトップアスリートがオリンピック･パラリンピックにおいて獲得する金メダルの数

2021年東京夏季オリンピック競技大会においては金メダル数27個と過去最多を更新。また、若い世代が活躍し、日本史上最年少金メダル獲得記録を更新。

夏季オリ･パラ競技大会			
開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数	
		オリ	パラ
2021	**東京（日本）**	**27**	**13**
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	0
2012	ロンドン(英国)	7	5
2008	北京(中国)	9	5
2004	アテネ(ギリシャ)	16	17
2000	シドニー(オーストラリア)	5	13
1964	東京(日本)	16	1

冬季オリ･パラ競技大会			
開催年	開催都市（国）	金メダル獲得数	
		オリ	パラ
2022	**北京（中国）**	**3**	**4**
2018	平昌（韓国）	4	3
2014	ソチ（ロシア）	1	3
2010	バンクーバー（カナダ）	0	3
2006	トリノ（イタリア）	1	2
2002	ソルトレイクシティ(米国)	0	0
1998	長野（日本）	5	12

※JOC･JPCホームページ等を参考に作成。

参考指標：国際的に見た我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率

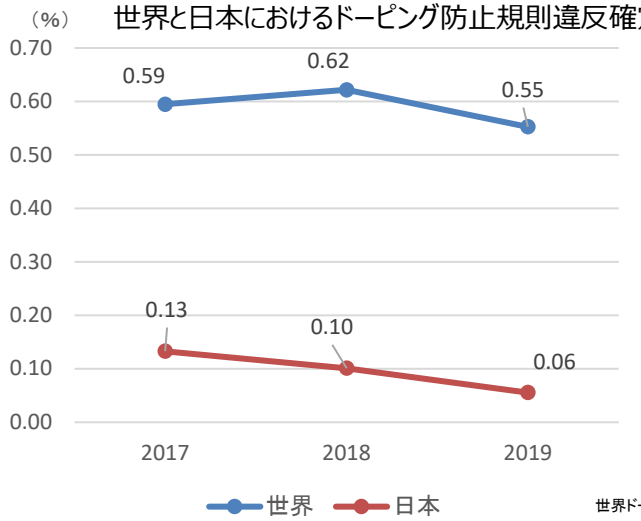

我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率は世界と比べて低く、さらに2017年から2019年にかけて国内の違反確定率は低下した。

世界ドーピング防止機構の報告等をもとにスポーツ庁が集計

参考指標：文化芸術の鑑賞活動をする者の割合、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合

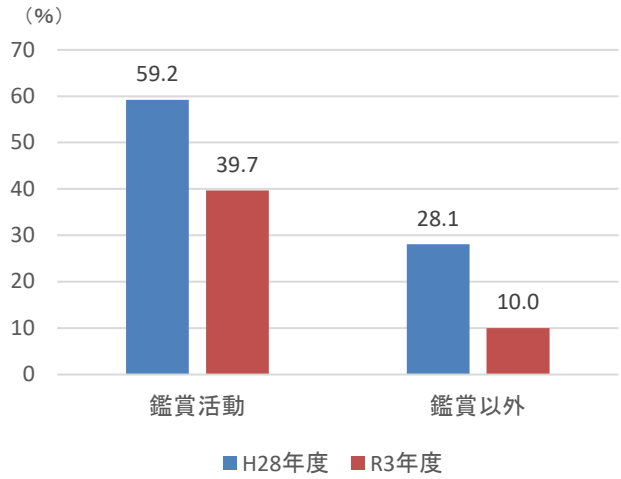

令和3年度は平成28年度と比べて鑑賞等の割合が減少している。令和3年度調査では、鑑賞しなかった理由として、新型コロナウイルス感染症の影響によると回答した人の割合が1/3以上を占めた。

文化庁「文化に関する世論調査」

目標（１０）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生 100 年時代を見据え，全ての人が，生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう，必要な知識・技能の習得，知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し，「学び」と「活動」の循環を形成する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
①仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
②家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
③地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）

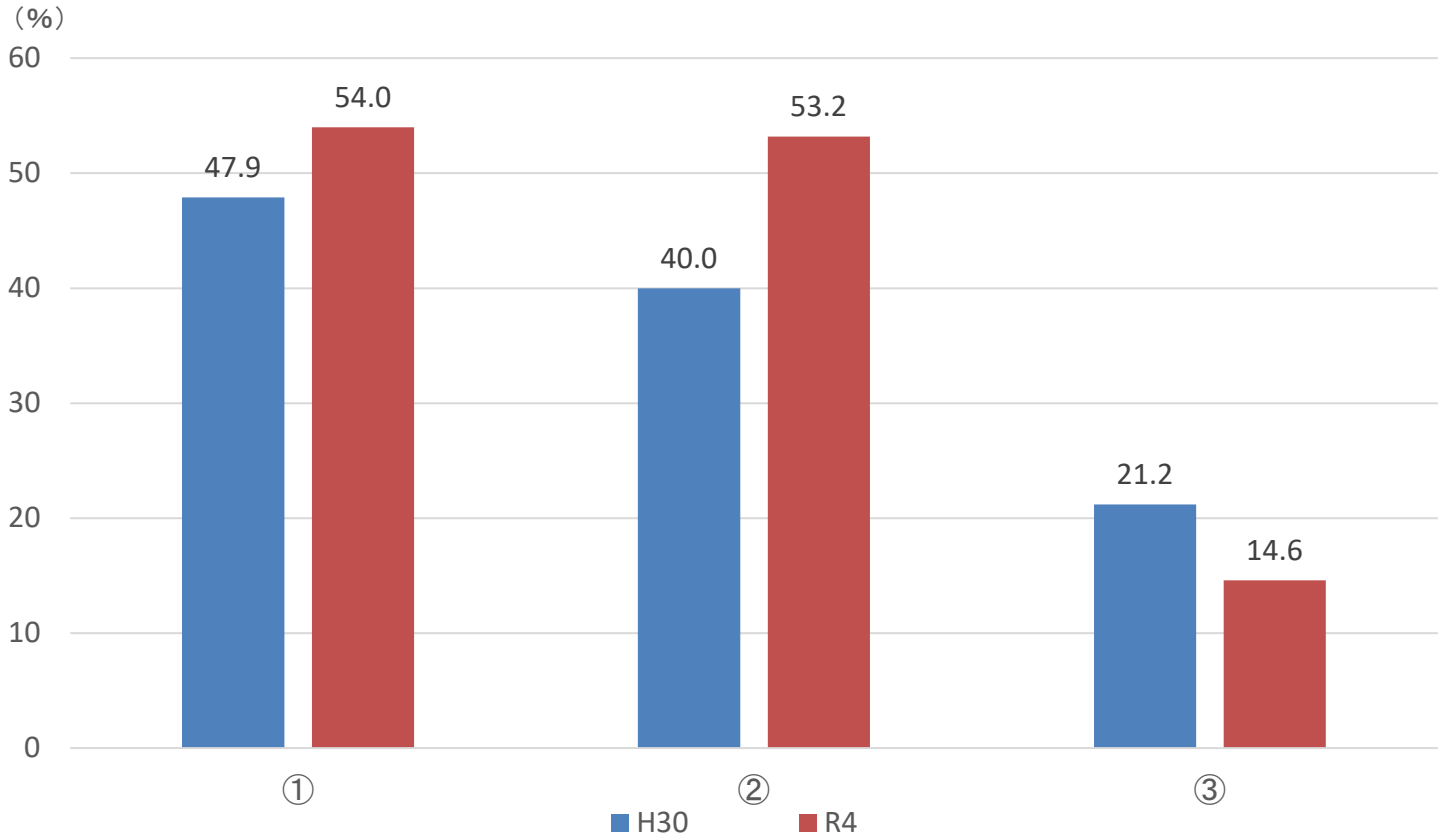

・令和４年度調査と平成30年度調査の調査方法が異なるため、単純比較はできないものの、①と②の割合は増加し、③の割合は低下している。
・①と②が伸びていることから、個人の仕事や生活に生きる学習に取り組む者が増加していること、他方、③が低下していることから、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

内閣府「生涯学習に関する世論調査」（令和４年７月）、
内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年７月）

目標（１１）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化，人口減少などの環境変化に対応し，人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し，地域社会の活力の維持・向上を図るため，人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

各指標の状況について

測定指標：これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上

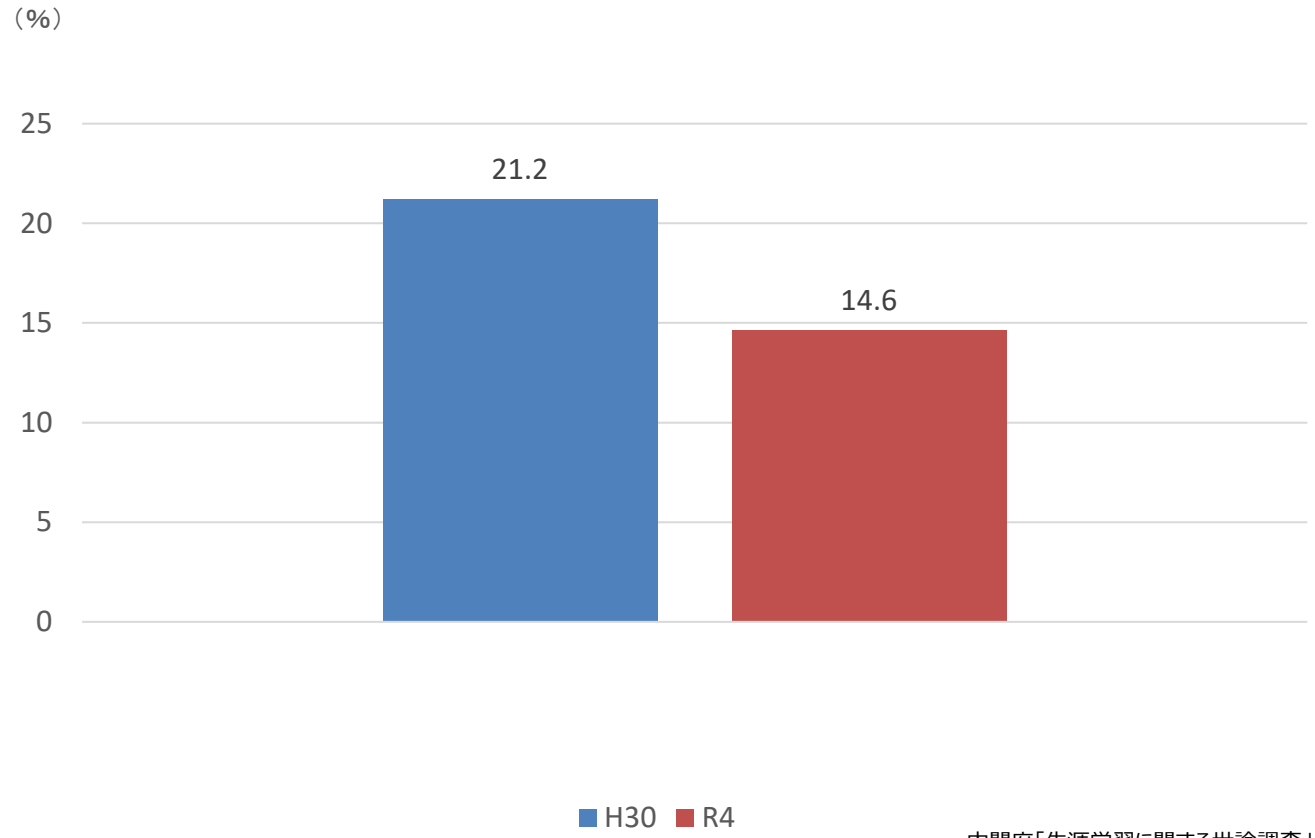

・令和４年度調査と平成30年度調査の調査方法が異なるため、単純比較はできないものの、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、地域や社会での活動に参加する者が減っていることが背景にあると考えられる。

内閣府「生涯学習に関する世論調査」（令和４年７月）、
内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年７月）

【再掲の施策群】
●地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
●生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標（１２）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し，職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて，「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう，社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

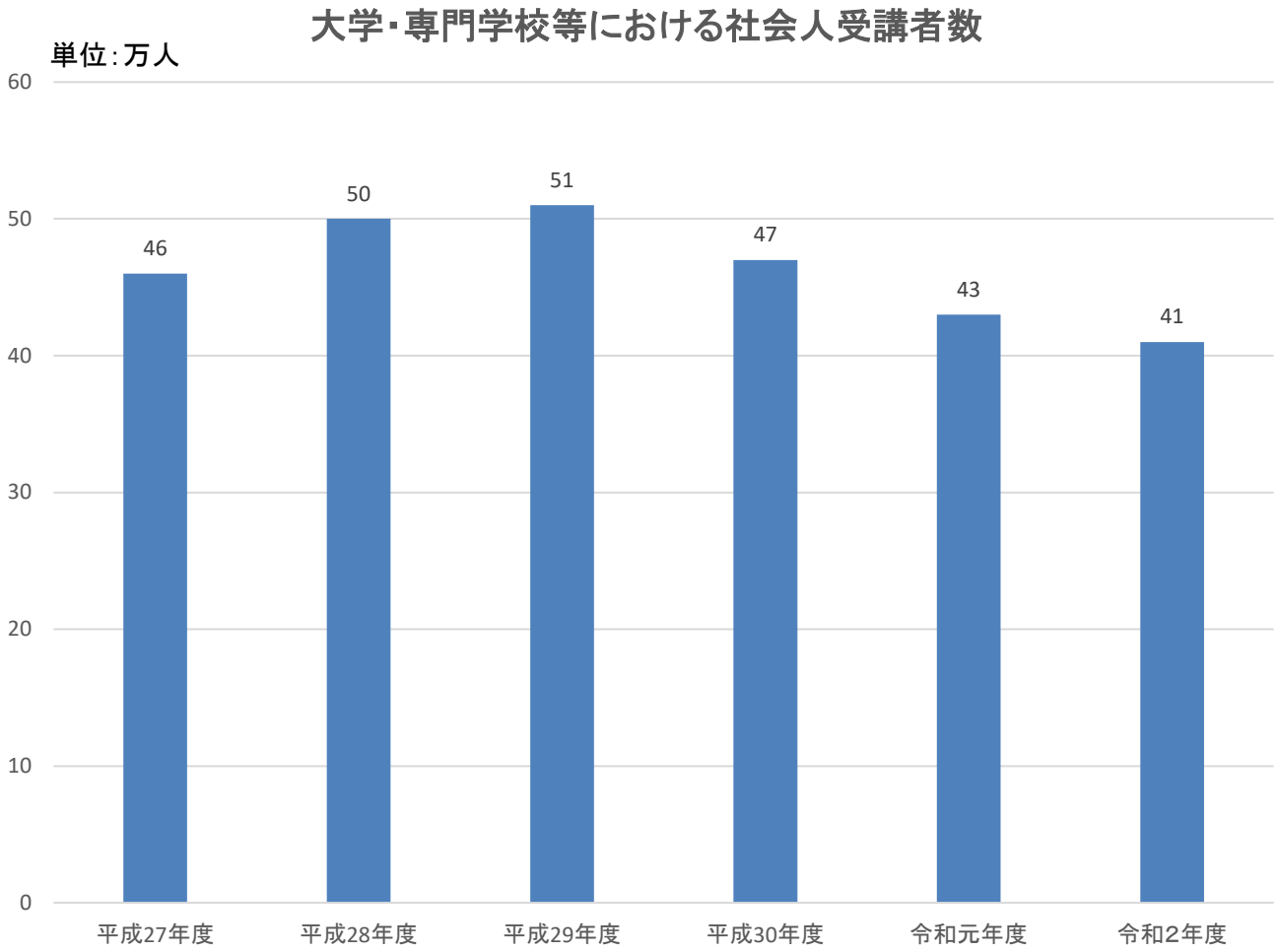

平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。大学の正規課程や短期プログラムにおいてはほぼ横ばいであるが、専修学校の短期プログラムの変動が大きい。

文部科学省：「学校基本統計」、「短期大学教育の改善等の状況に関する調査」、「大学における教育内容等の改革状況について」、「私立高等学校等実態調査」（一部推計）

目標（１３）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ，障害者が，学校卒業後も含めたその一生を通じて，自らの可能性を追求しつつ，地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう，生涯を通じた教育やスポーツ，文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各指標の状況について

参考指標：学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

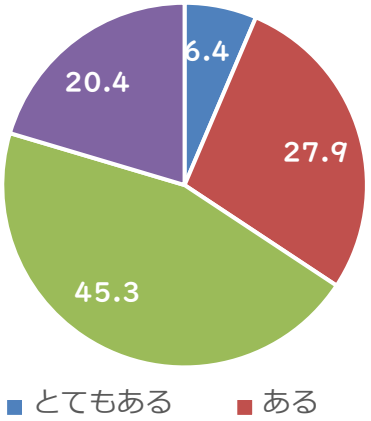

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動を含む生涯学習の機会が「とてもある」「ある」と回答する障害者の割合は34.3%である（18歳以上の障害者本人および障害者を家族に持つ者4,650名が回答）。

現状では、約７割の障害者の生涯学習機会が不足している。

文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」（平成31年３月）

「文化や芸術」に触れる場や学習プログラムは身近にある　30.7%
「身体を動かす」場や学習プログラムは身近にある　33.7%
「仲間と学び合う」場や学習プログラムは身近にある　28.3%

また、同調査において、共生社会の実現に向けて、障害者の学習機会が充実されることについて、81.1%が賛同している。

参考指標：障害のある方のスポーツ実施率の推移（週１回以上）

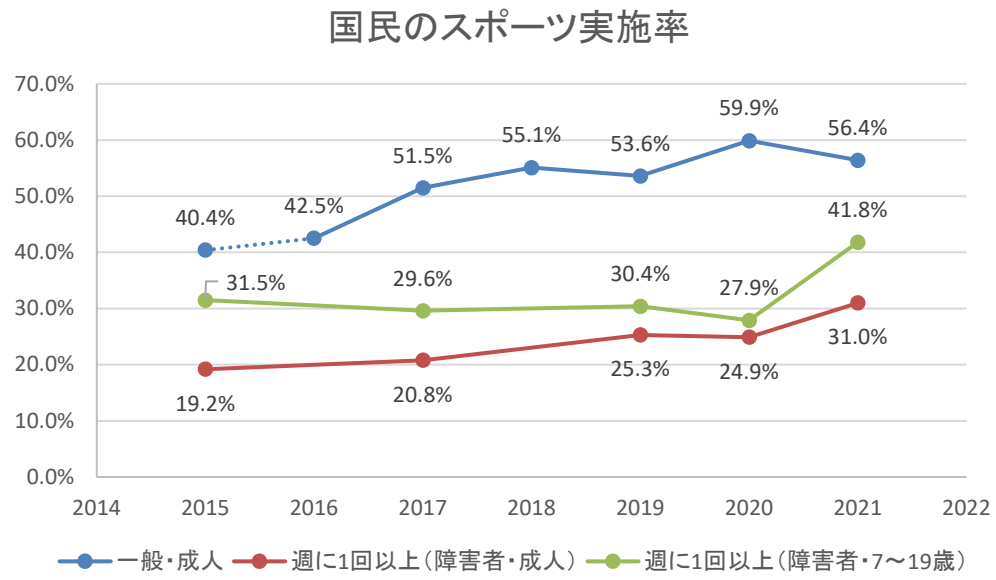

令和３年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」及び「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」

障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、障害のある方が気軽にスポーツに親しめる環境の整備等が十分ではないため、一般の成人と比べると大きく下回っている。

目標（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け，家庭の経済状況や地理的条件によって，子供が進学等を断念することがないよう，家庭の教育費負担の軽減を図るとともに，幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し，セーフティネットを構築する。

各指標の状況について

測定指標：生活保護世帯に属する子供，ひとり親家庭の子供，児童養護施設の子供の高等学校等進学率，大学等進学率の改善

＜生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

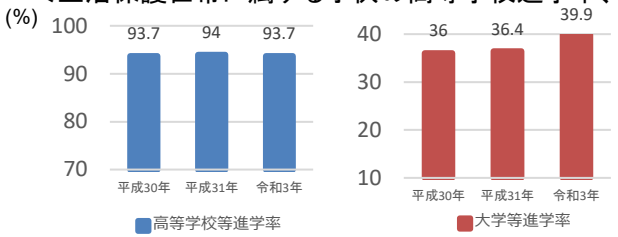

高等学校等進学率は横ばい、大学等進学率も横ばいだが若干上昇傾向にある。

＜ひとり親家庭の子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

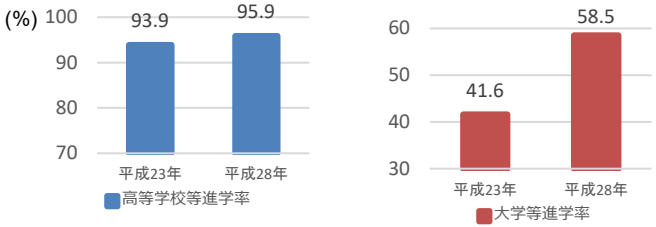

高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づきつつある。
大学等進学率は約17ポイント上昇している。

＜児童養護施設の子供の高等学校進学率、大学等進学率＞

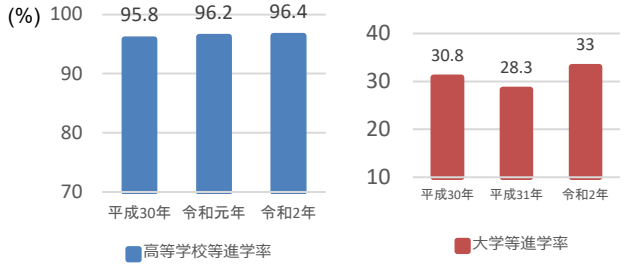

高等学校等進学率は横ばいだが、100%に近づきつつある。大学等進学率は、令和元年と比較して令和２年は約５ポイント上昇している。

内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」

＜住民税非課税世帯の子供の大学等進学率＞

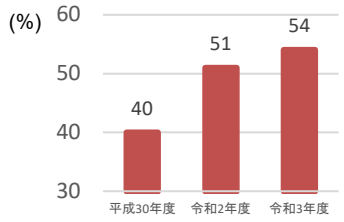

平成30年度の約40%から令和2年度には　約51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。

文部科学省調べ

測定指標：経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

高校、大学、専門学校を通じ、経済的理由による不本意な中退を可能な限り減少させていくことは依然として課題である。

＜（高校）経済的理由による中途退学者数の推移（国公私立合計）＞

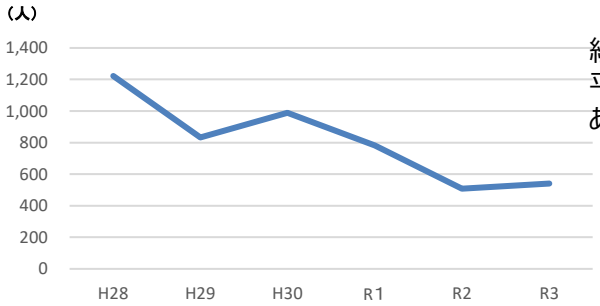

経済的な理由による高校中退者数は平成28年度以降減少し、改善傾向にある。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

＜（大学）学生数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移（国公私立合計）＞

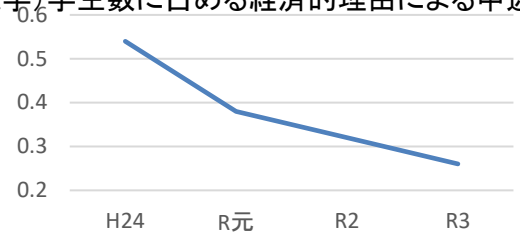

経済的な理由による大学中退率は平成24年度以降減少傾向にある。

文部科学省「学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査」（R３時点）
「学生の中途退学や休学等の状況について」（H24時点）
「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」（R元年度、R２年度時点）

＜（専門学校）生徒数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移＞

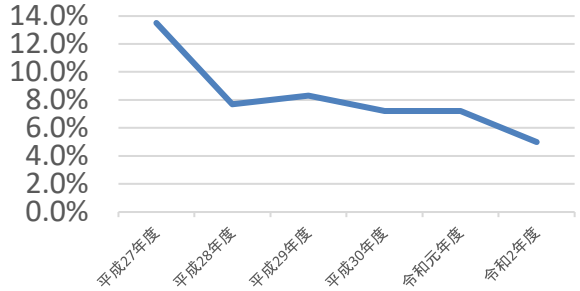

経済的な理由による専門学校生中退者数は平成28年度以降減少傾向にある。

文部科学省「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

目標（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校，日本語能力，複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し，一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて，ライフステージ全体を通じて，多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

各指標の状況について

測定指標：幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加

（個別の指導計画作成率）

H28年度	81.9%
H29年度	82.6%
H30年度	90.9%

（個別の教育支援計画作成率）

H28年度	75.7%
H29年度	77.1%
H30年度	84.8%

文部科学省「特別支援教育に関する調査」

両計画ともに作成率は年々上昇している。

測定指標：小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加

（義務教育段階）

	小学校	中学校	計
H28	87,928	10,383	98,311
H29	96,996	11,950	108,946
H30	108,306	14,281	122,587
R1	116,633	16,765	133,398
R2	140,255	23,142	163,397

（高等学校段階）

	高等学校
H28	-
H29	-
H30	508
R1	787
R2	1,300

文部科学省「通級による指導実施状況調査」

●義務教育段階は、平成28年度に比べ、約６万５千人増加している。
●高校段階も、平成30年度から制度を開始し、年々利用者が増加している。

測定指標：・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

	不登校児童生徒数（人）	学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数（人）	割合
28年度	133,683	33,451	25.0%
29年度	144,031	34,096	23.7%
30年度	164,528	45,172	27.5%
元年度	181,272	53,393	29.6%
2年度	196,127	67,294	34.3%
3年度	244,940	88,931	36.3%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校児童生徒のうち、学校内外で専門機関等の相談・支援を受けていない児童生徒の割合は、令和3年度は36.3%であり、平成28年度の25.0%と比較して増加している。要因としては、そもそも相談先を知らなかったり、自身の抱える困難を認識していないこと、不登校児童生徒やその保護者が学校内外の専門機関等による相談・指導等を拒む場合があること等が考えられる。

目標（１６）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

教師の養成，採用，研修の充実や，魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに，学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実，専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて，教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

各指標の状況について

測定指標：現職の教師（特に管理職等）に占める当該学校種類に相当する専修免許状保持者の割合の改善

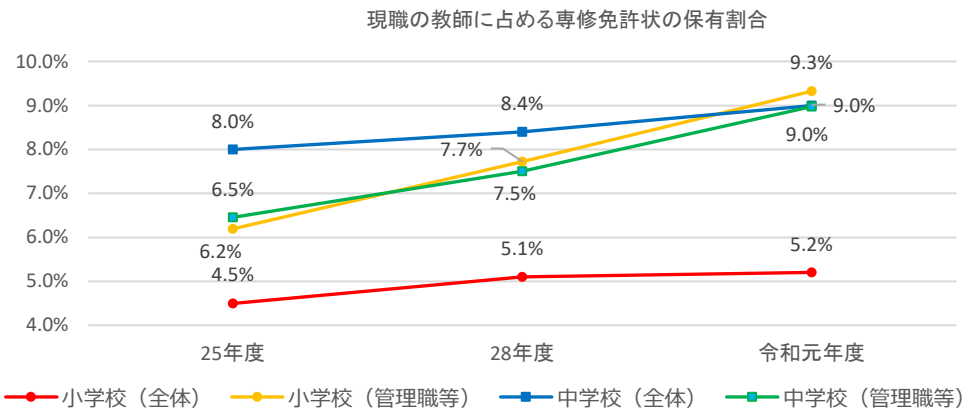

文部科学省「学校教員統計」

専修免許状保持者の割合は増加傾向にあり、特に管理職においては全体と比較して上がり幅が大きいことから、優れた資質能力を有する教師や学校指導体制の確保に一定の成果が認められる。

測定指標：特別免許状の授与件数（特に小中学校）の改善

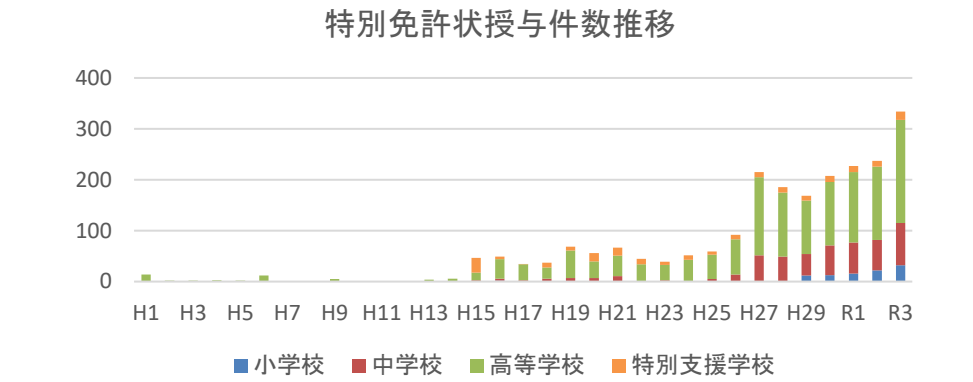

特別免許状の授与件数は増加傾向にあり、小中学校についても第3期基本計画の策定時と比較して増加している。
H28授与:186（小中49）→　R3授与　:334（小中115）

文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

測定指標：小中学校の教師の１週間当たりの学内総勤務時間の短縮

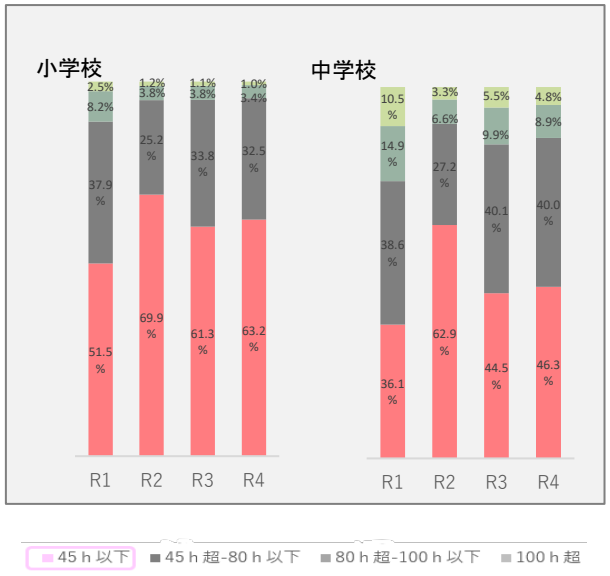

教師の学内総勤務時間については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握。なお、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果では、時間外勤務が月45時間以下である者の割合が令和元年度以降増加しており、一定程度改善傾向。

文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

※「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」のH30以降の各年度５月おける時間外勤務の比較（数値は回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足しあげた上で、回答教育委員会数で割ったもの。集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのデータであるため、あくまでも参考値。）
※令和２年４月～５月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

測定指標：小中学校の教師の１日当たりの事務時間（平均）の短縮

教師の１日当たりの事務時間（平均）については、令和4年度実施の公立小・中学校等教員勤務実態調査で把握することとしている。

目標（１７）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成，②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進，③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上，④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また，私立学校についても，国公立学校の状況を勘案しつつ，ICT 環境整備を推進する。
高等教育段階について，教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また，ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

測定指標：教師のICT活用指導力の改善（児童生徒のICT活用を指導する能力）

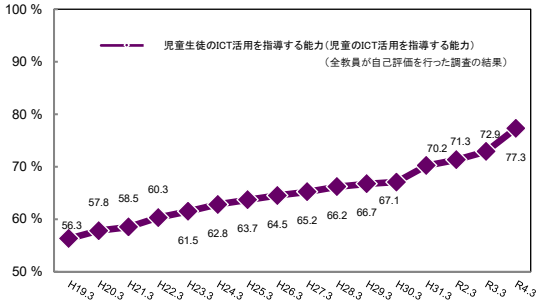

チェックリストの改訂により評価項目等が変更されたため、平成30年３月と平成31年３月の調査は、単純な比較ができないものの、毎年上昇しており、令和４年３月時点では77.3%となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：学習者用コンピュータを３クラスに１クラス分程度整備

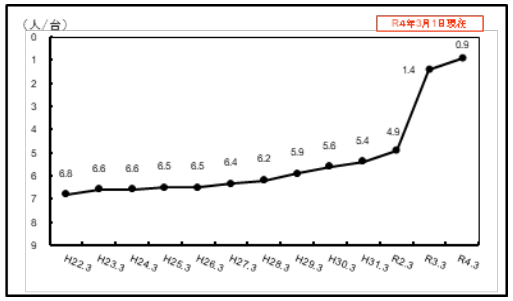

学習者用コンピュータの整備率は平成29年度には児童生徒5.6人に１台であり、教育のICT化に向けた環境整備５か年計画に基づき整備が進められていたが、GIGAスクール構想によって飛躍的に整備が促進され、令和３年度には児童生徒0.9人に１台となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：普通教室における無線LANの100%整備

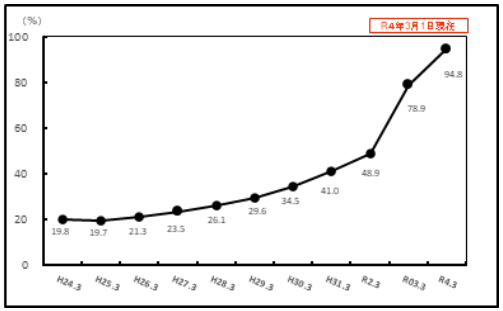

普通教室における無線LANの整備率は平成29年度は34.5%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和3年度に94.8%に達した。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：超高速インターネットの100%整備

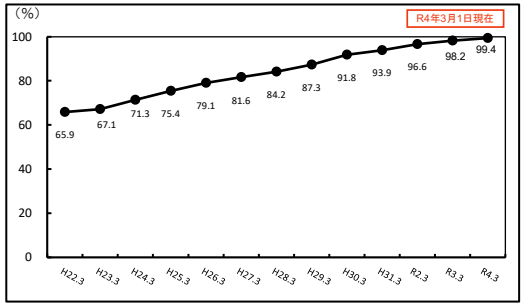

30Mbps以上※のインターネット接続率は平成29年度には91.8%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和3年度には99.4%となった。
※基本計画制定当時の超高速インターネットの定義

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

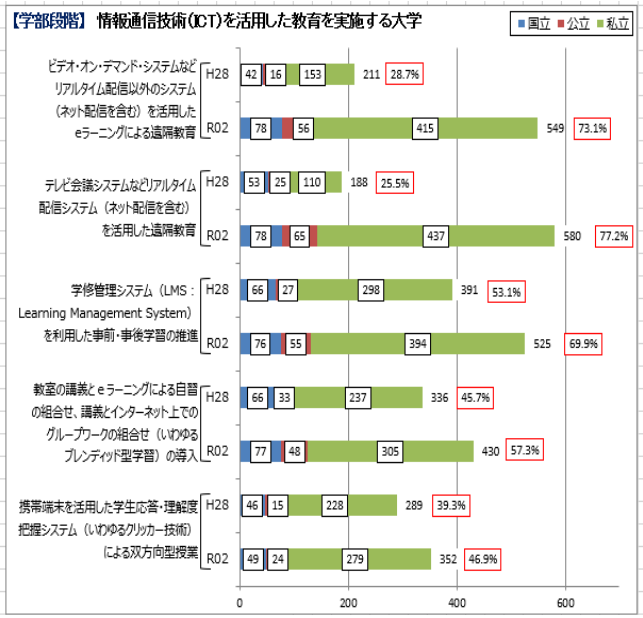

	面接授業	面接・遠隔を併用	遠隔授業
国立	1.2%	64.0%	34.9%
公立	7.8%	70.6%	21.6%
私立	17.6%	59.7%	22.7%
高専	33.3%	40.4%	26.3%
全体	16.2%	60.1%	23.8%

（令和２年7月1日現在　文部科学省調べ）

学習管理システム（LMS）の利用促進等により、大学におけるICTを活用した教育は令和２年度までに徐々に進展。
特に近年においては、大学等においてコロナ禍における学修機会を保障する観点から、遠隔授業が普及。

目標（１７）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成，②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進，③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上，④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また，私立学校についても，国公立学校の状況を勘案しつつ，ICT 環境整備を推進する。
高等教育段階について，教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また，ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

参考指標：児童生徒の情報活用能力

レベル ※1		各レベルの児童生徒の割合 ※2
レベル9（669点以上～）	高	9.7%
	中	1.9%
	小	0.1%
レベル8（622点～669点）	高	14.5%
	中	5.9%
	小	0.4%
レベル7（572点～622点）	高	20.4%
	中	13.1%
	小	1.8%
レベル6（524点～572点）	高	21.9%
	中	21.9%
	小	6.4%
レベル5（480点～524点）	高	17.4%
	中	24.9%
	小	15.6%
レベル4（417点～480点）	高	9.3%
	中	17.8%
	小	25.8%
レベル3（381点～417点）	高	4.1%
	中	9.2%
	小	23.6%
レベル2（329点～381点）	高	1.8%
	中	3.9%
	小	15.9%
レベル1（～329点未満）	高	0.9%
	中	1.3%
	小	10.4%

※１：調査を行った全児童生徒の平均点は500点に換算している。また、得点の上限や下限は存在しない。
※２：小中高それぞれの校種について、割合の合計を100%として計算している。
ただし、四捨五入の関係で、中学校の割合は合計しても100%とならない。

児童生徒の情報活用能力について、令和3年度に小学校第5学年、中学校第2学年、高等学校第2学年を対象に、合計150校（13,500人程度）にCBTで調査を実施し、結果は令和４年度に公表。

今後の予定
令和5年度…予備調査
令和6年度…本調査
令和7年度…結果公表

文部科学省
「児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究」
【情報活用能力調査（令和3年度実施】速報結果

参考指標：校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

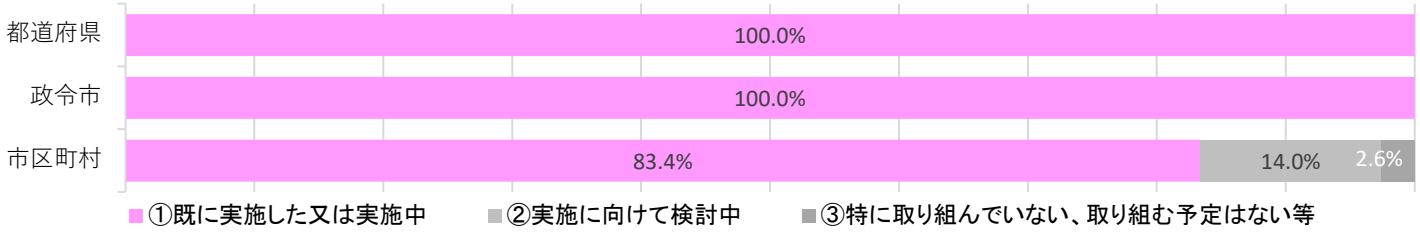

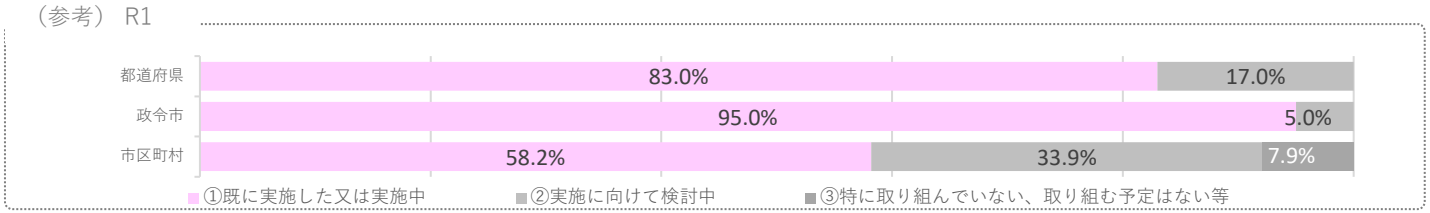

校務のICT化による教職員の負担軽減の取組が進んでいる。
都道府県：83.0%→100%
政令市　：95.0%→100%
市区町村：58.2%→83.4%
（R元→R4の実施率の比較）

文部科学省「令和４年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」等

目標（１８）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ，早期に耐震化を完了し，長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また，教材，学校図書館，社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに，大学施設については，計画的な老朽化対策に併せ，次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また，建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し，公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み，その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする

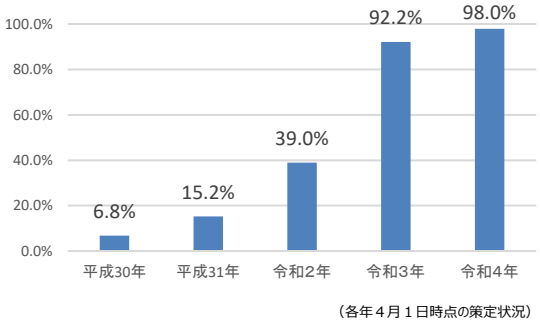

・令和4年度末までに策定率が100%となることを目指し、地方公共団体を支援してきた結果、策定率は大幅に向上したが、未策定の団体が一部残っている状況。
・当該団体に対しては個別にフォローアップを行うなどにより早期の策定完了を目指す。

文部科学省「令和３年度個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」

測定指標：教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減

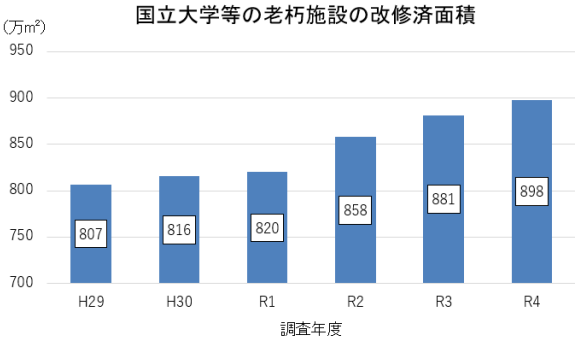

・国立大学法人等施設整備５か年計画に基づく老朽化対策支援により、老朽施設の改修済面積は年々増加している。
・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による計画的・重点的な支援が不可欠。

文部科学省「令和3年度国立大学法人等施設実態報告書」

測定指標：緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減

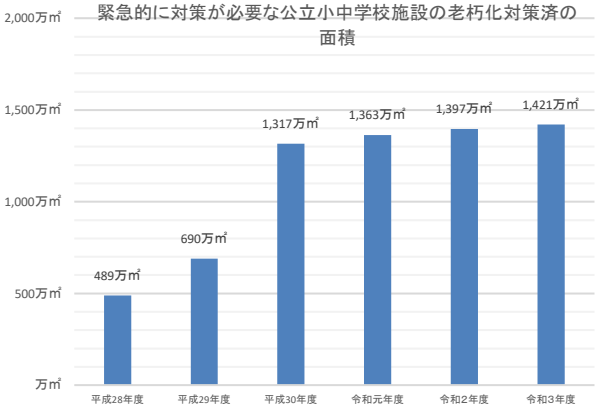

・改築から長寿命化改修への転換を促進し、地方公共団体の取組を国庫補助等により着実に支援している。
・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による十分な支援が不可欠。

文部科学省「令和３年度公立学校施設実態調査」

測定指標：私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

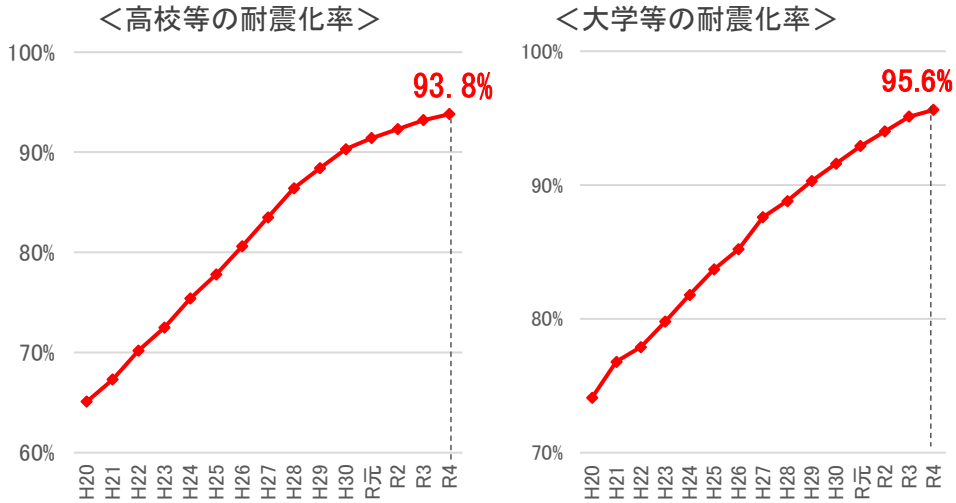

文部科学省「令和４年度私立学校耐震改修状況調査」

・私立学校の耐震化等は着実に進んでいるものの、未だ課題が残る状況。
・引き続き国による支援を行うとともに、耐震化等が進んでいない学校法人に対して更なる取組を促すなど、早期の耐震化等の完了を目指す。

目標（１９）児童生徒等の安全の確保

学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに，死亡事故の発生を限りなくゼロとすることを目指す。

各指標の状況について

測定指標：学校管理下における死亡事故（災害共済給付件数）

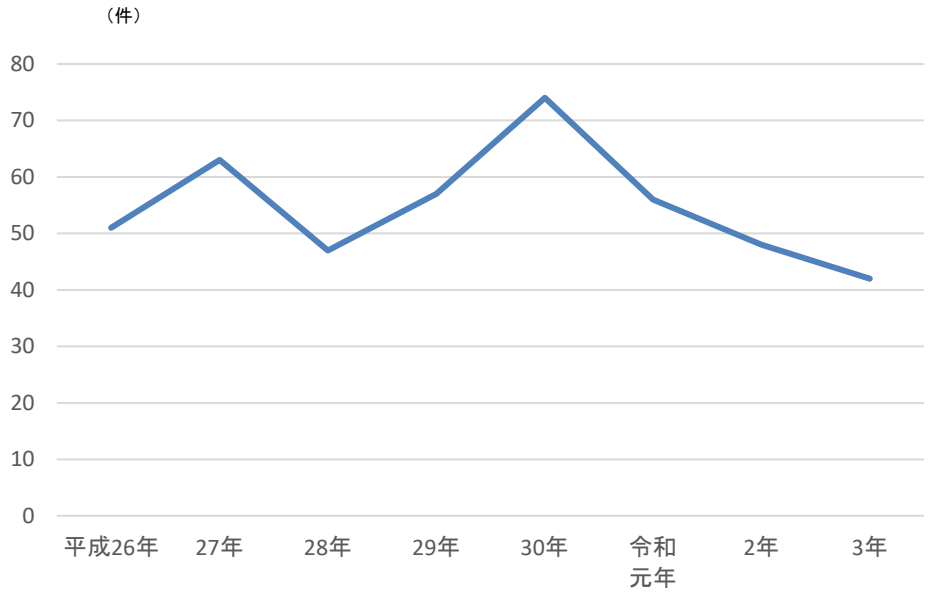

学校管理下における死亡事故は、年間約40件～60件程度発生している。

独立行政法人日本スポーツ振興センター統計

測定指標：学校管理下に負傷・疾病のうち障害を伴う事故（災害共済給付件数）

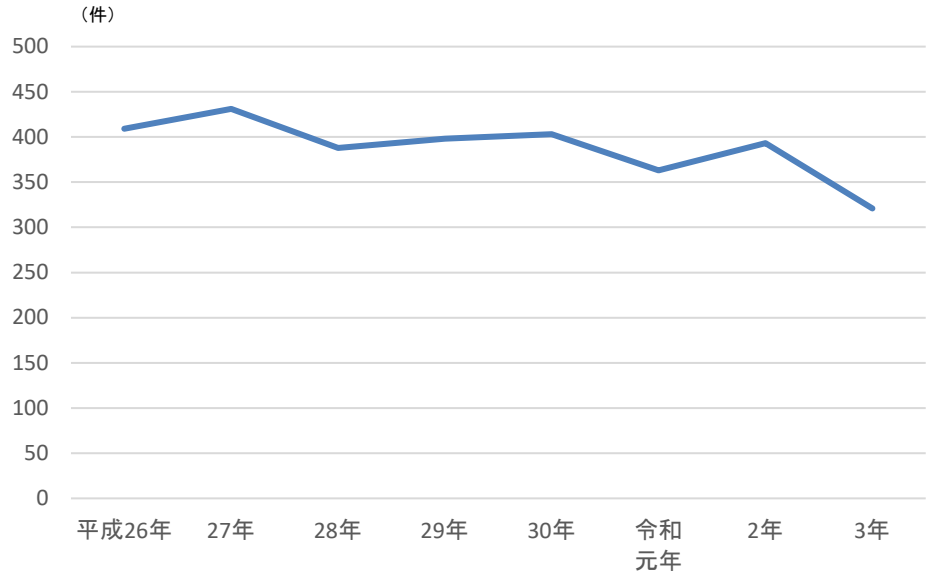

傷害等を伴う事故件数は、年間約400件程度発生している。

独立行政法人日本スポーツ振興センター統計

目標（２０）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

今後 18 歳人口の大幅な減少が予想され，特に地方においては，小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ，教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により，特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。

各指標の状況について

参考指標：・大学における外部資金獲得状況

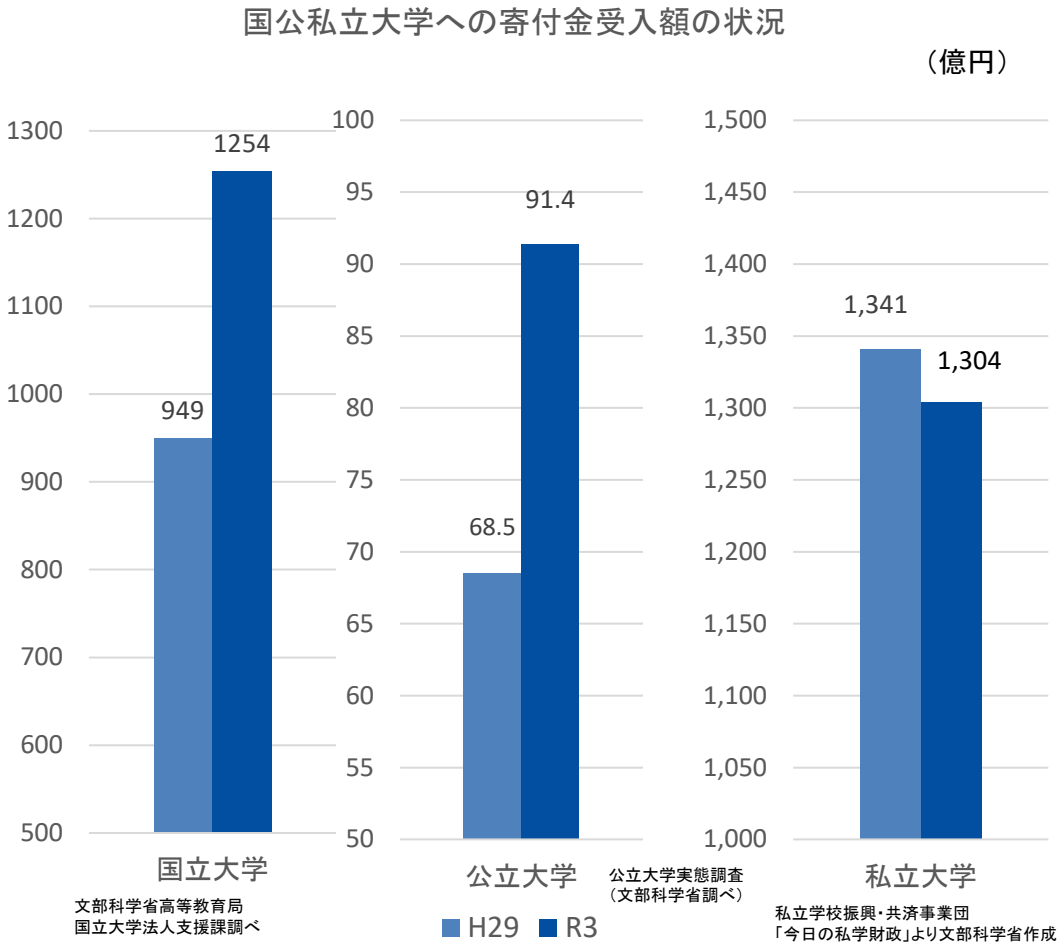

平成29年度と比較し令和３年度の国立大学の寄付金受入額は約305億円、公立大学の寄付金収入等は約23億円の増額、私立大学はコロナ禍における寄附の減少等から約114億円の減額となっている。

参考指標：・中長期計画を策定している私立大学の割合

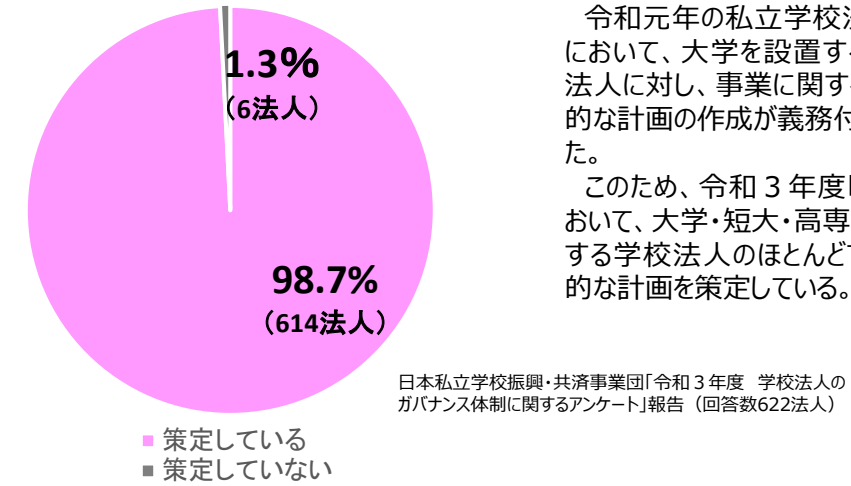

日本私立学校振興・共済事業団「令和３年度　学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（回答数622法人）

令和元年の私立学校法改正において、大学を設置する学校法人に対し、事業に関する中期的な計画の作成が義務付けられた。

このため、令和３年度時点において、大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどで中期的な計画を策定している。

参考指標：・大学間連携に取り組む大学の割合

- 教育課程の共同実施制度を利用している大学数
  48大学（21共同学科・専攻等）（平成30年４月１日時点）
  58大学（25共同学科・専攻等）（令和３年５月１日時点）
- 大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人の数
  ３法人（12大学）（令和４年４月1日時点）
  ※令和３年２月26日制度化
- 教育関係共同利用拠点認定拠点数
  34大学57拠点（平成30年４月１日時点）
  32大学58拠点（令和４年４月１日時点）

教育課程の共同実施制度を利用している大学数、大学等連携推進法人に認定された一般社団法人数、教育関係共同利用拠点認定拠点数は、いずれも増加している

目標（２１）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

海外展開モデルケースの形成や，国内の教育環境・基盤の整備，諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで，日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する。

各指標の状況について

参考指標：海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数

（単位：人）

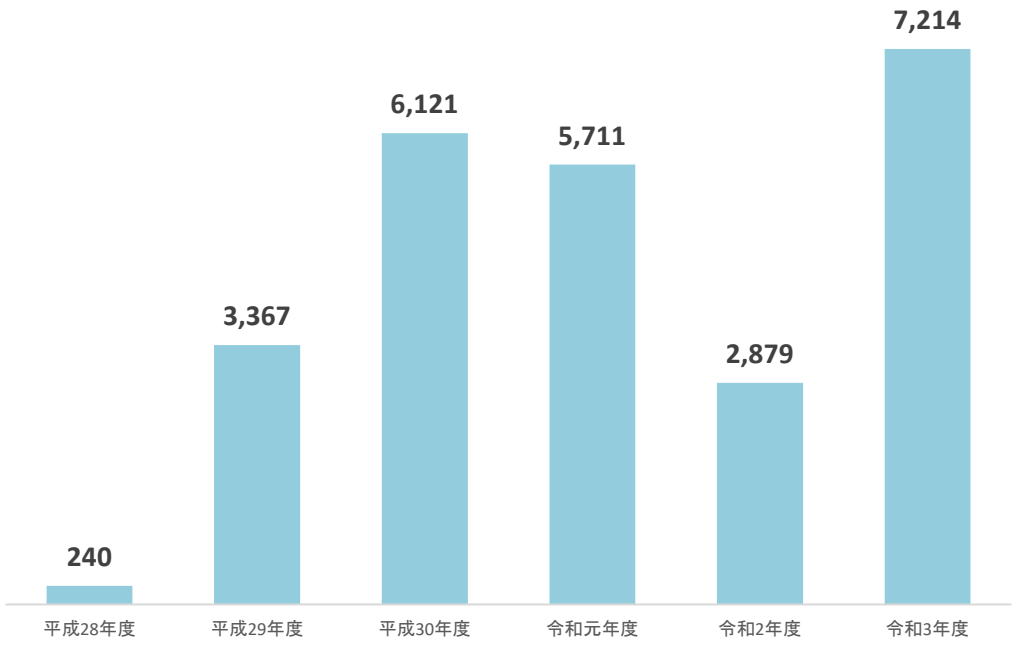

文部科学省調べ

平成30年度まで参加者数が増加したが、令和元年度後半から令和２年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、低下した。しかし、令和３年度は令和元年度以上の参加者数となった。

参考指標：海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数

（単位：人）

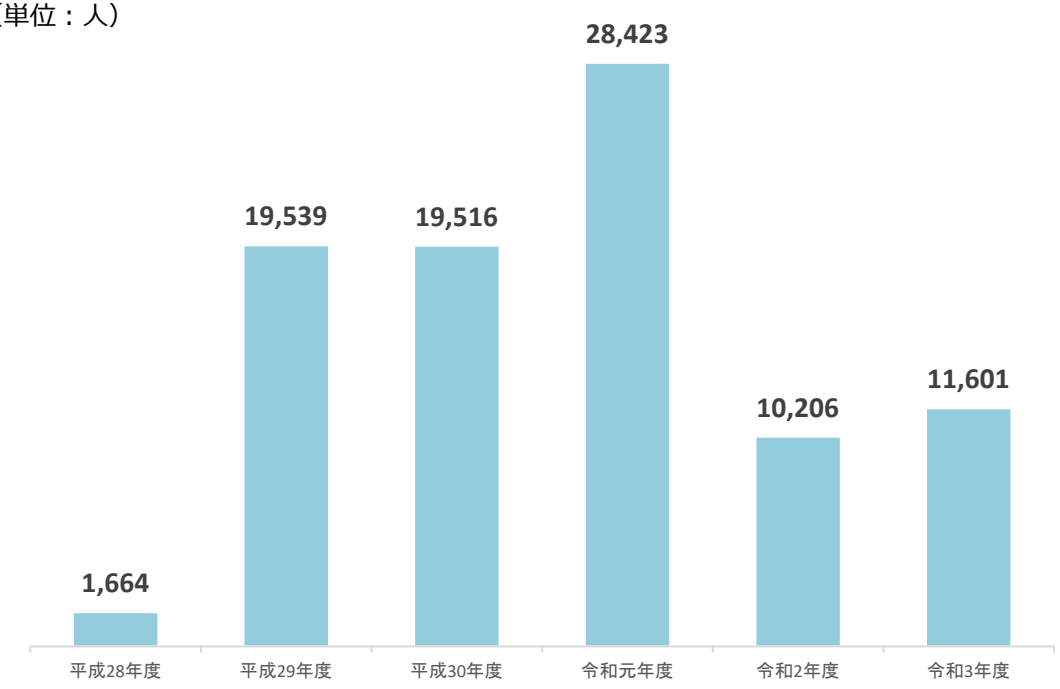

文部科学省調べ

参加者数は増加傾向にあり、特に令和元年度は、現地の小学校で多数の児童の参加が得られたことで、参加者数が大きく増加した。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度は参加者数が減少したが、令和３年度は微増となった。

ウェルビーイングに関する資料

ウェルビーイングの向上について（次期教育振興基本計画における方向性）

ウェルビーイングとは

○　身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

○　多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

○　経済先進諸国において、ＧＤＰに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。

○　ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。

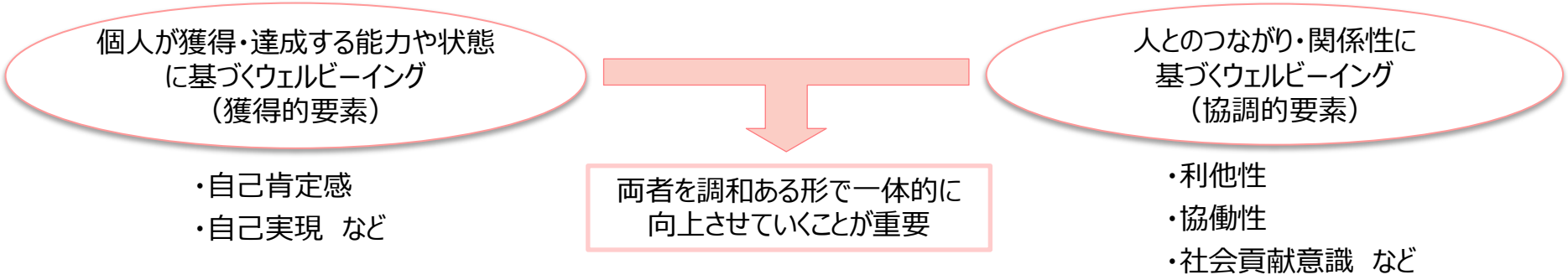

⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

（略）to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
・子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

（教育に関連するウェルビーイングの要素）

自己肯定感
心身の健康
幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）
協働性
社会貢献意識
学校や地域でのつながり
自己実現（達成感、キャリア意識等）
安全安心な環境
多様性への理解
利他性
サポートを受けられる環境

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

（各要素を育む教育活動の例）

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
－子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
－きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
－特別支援教育、いじめ・不登校対応　等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
－コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
―社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
－社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
－地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
－道徳教育、体験活動、学校保健の推進
－学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
－海外留学推進、外国人留学生受入れ
－地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

（関連する主観的指標）

〇自分にはよいところがあると思う
〇将来の夢や目標を持っている
〇授業の内容がよく分かる
〇勉強は好きと思う

〇自分の幸福感
〇友人関係の満足度
〇自分と違う意見について考えるのは楽しい
〇人が困っているときは進んで助けている

〇学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
〇地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
〇先生は自分のいいところを認めてくれる
〇困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。

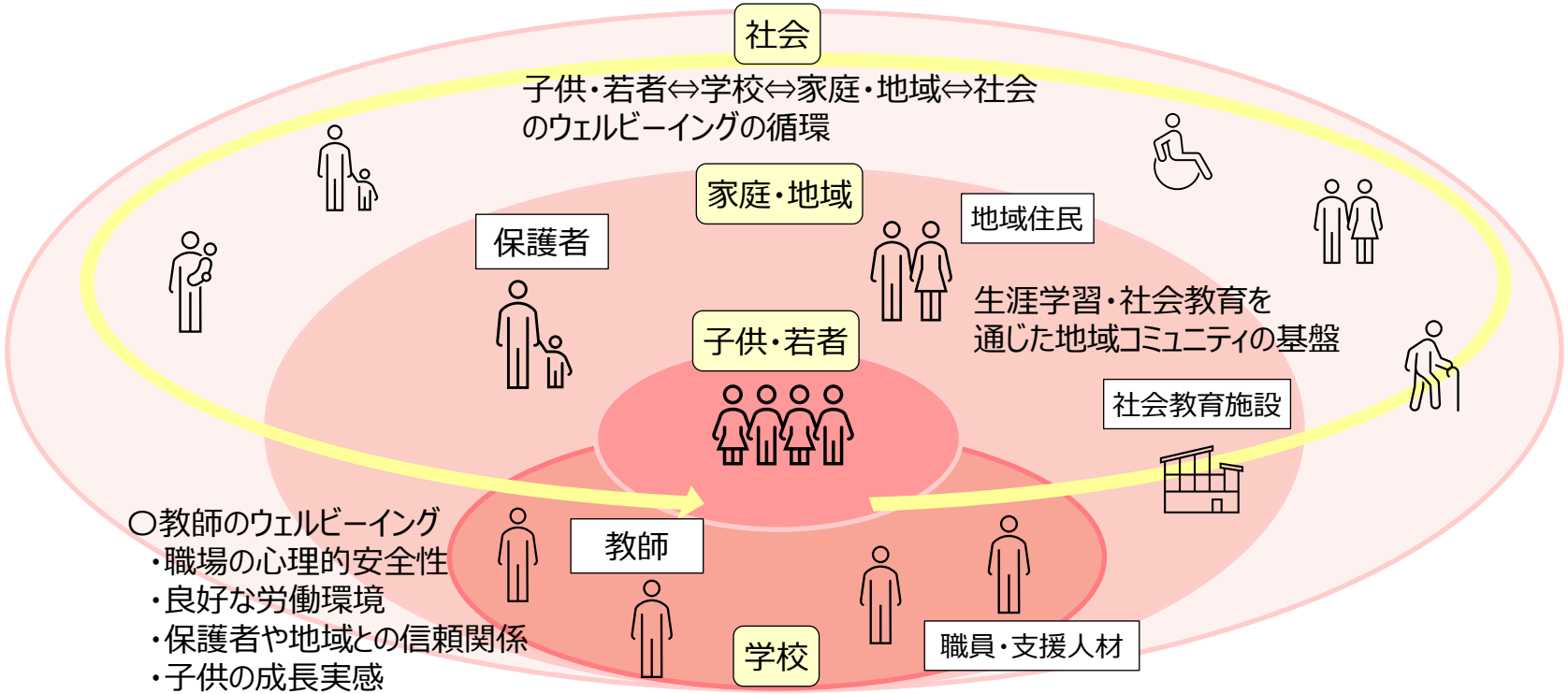

その他の留意事項

Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないか。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。

A. 協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育むことが大切です。

Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。

A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

（参考）OECDによる子供のウェルビーイングの構成要素

○子供が生活する家庭のウェルビーイングの条件（物質的側面、家庭環境）

・所得と資産　・仕事と報酬　・住居　・環境の質

○子供に特有のウェルビーイングの条件

・健康状態（乳児死亡率、青少年の自殺率など）　・教育と技能（PISA調査の得点など）　・市民参加（投票の意思など）

・社会と家庭の環境（親とよく話す生徒、学校が好きな生徒など）　・生活の安全（いじめなど）　・主観的幸福（生活満足度）

（出典）OECD「How's Life Measuring Well-being」

OECD Child Well-being Dashboardにおける日本の子供たちの状況

指標分野	指標	日本の結果
物質的な状況	家庭にインターネット環境がない子どもの割合	中
身体的な健康状況	乳幼児の死亡率	高
認知的・教育状況	10歳程度の子どもの数学・科学のトップ学力層の割合	高
	15歳程度の子どもの読解力・数学・科学のトップ学力層の割合	高
	高等教育を修了することを希望する子どもの割合	中
	子ども・若者のうちニートの割合	高
社会・情緒的な発達の状況	①自己有用感がある子どもの割合 「困難に直面したとき、たいてい解決策を見つけることができる」	低
	②成長意欲がある子どもの割合 「自分の知能は、自分ではほとんど変えることができないものである」	高
	③人生に意義や目的を感じている子どもの割合 「自分の人生には明確な意義や目的がある」	低
	④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合 「全体として、あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか」	低

※①③は「その通りだ」「全くその通りだ」と回答した割合。②は「その通りでない」「全くその通りでない」と回答した割合。④は「0（全く満足していない）～10（十分に満足している）」の回答結果。

（出典）OECD「Child Well-being Dashboard」、PISA2018生徒質問調査

国際的な比較調査では我が国の子供たちのウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある

※自尊心や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすという獲得的幸福感に基づく尺度

（参考）ウェルビーイングに関する国際比較調査

人生の満足感尺度

【項目例】
・私の人生は、とてもすばらしい状態だ。
・大体において、私の人生は理想に近いものである。　⇒獲得的幸福
・これまで私は望んだものは手に入れてきた。

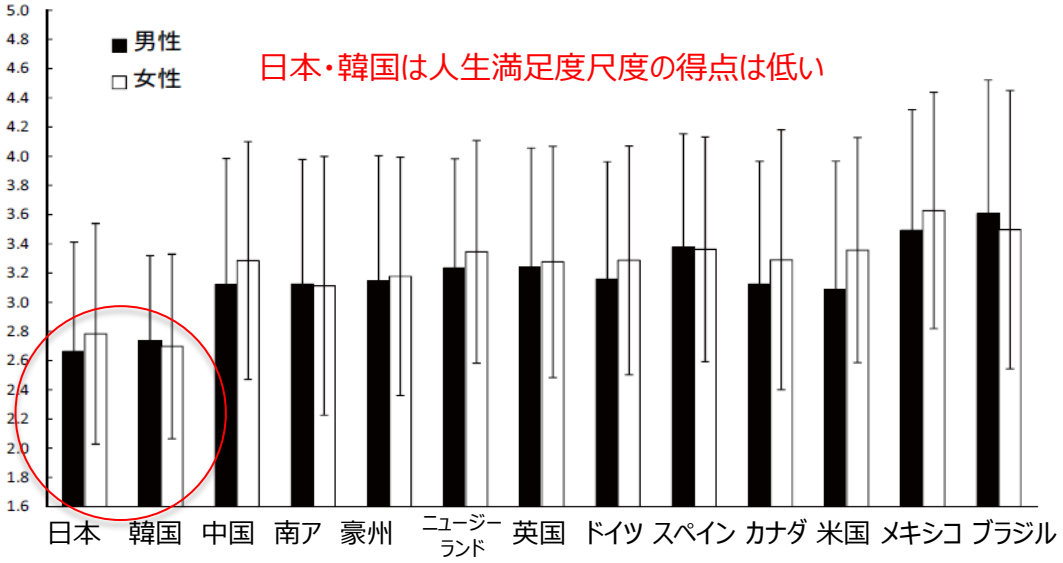

協調的幸福感尺度

【項目例】
・自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う
・大切な人を幸せにしていると思う
・平凡だが安定した日々を過ごしている
⇒協調的幸福

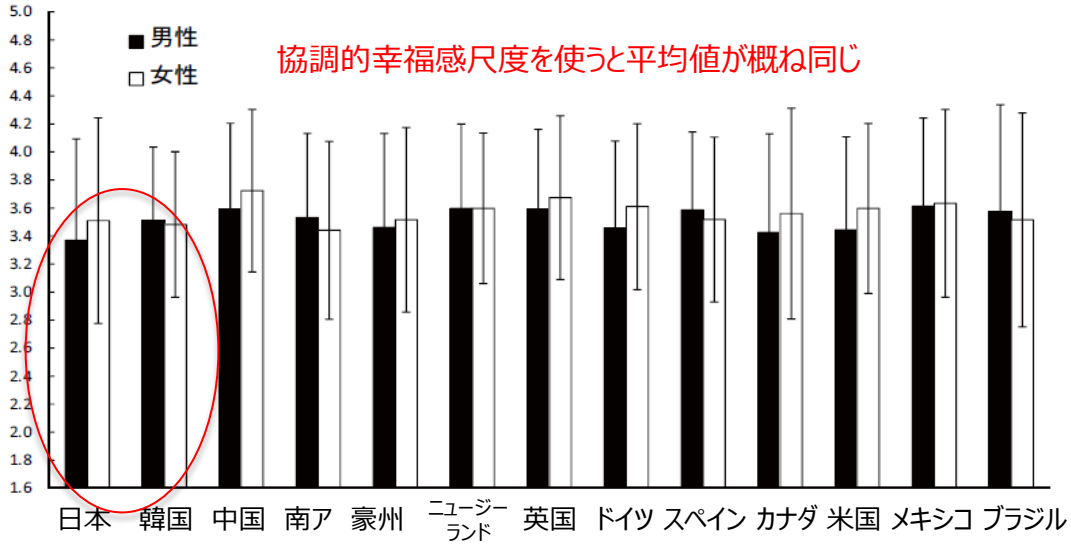

（出典）人生の満足感尺度： Diener et al.(1985)、協調的幸福感尺度： Hitokoto & Uchida (2015)、幸福感の国際比較研究：子安ら（2012）

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030は、OECD Future of Education and Skills 2030プロジェクト※の成果であり、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組みです。教育の幅広い目標を支えるとともに、個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイングに向けた方向性を示しています。

※2011年にOECDと日本で開始した「OECD東北スクール」事業を多国間の枠組みに発展させ、2030年以降の未来を形作るため生徒に求められるコンピテンシーを明確化するとともに、このコンピテンシーを育む教師の資質や教育環境等を検討することを目的としたOECDの事業。

その構成要素には、学びの中核的な基盤、知識、スキル、態度と価値、より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシーや、見通し(Anticipation)・行動(Action)・振り返り(Reflection)のAARサイクルが含まれます。また、ラーニング・コンパスは、生徒が周囲の人々、事象、状況をより良いものにすることを学ぶ上で、責任ある有意義な行動を取るための方向性を決めるために生徒が使うことができるツールであることから、生徒エージェンシーは、ラーニングコンパスの中心的な概念です。

学びの中核的基盤

カリキュラム全体を通して学習するために必要となる基礎的な条件や主要な知識、スキル、態度及び価値観を指します。

より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー

新たな価値を創造する力、責任ある行動をとる力、対立やジレンマに対処する力は未来を形づくり、そこで活躍するための必要な能力です。

見通し・行動・振り返りサイクル

学習者が継続的に自らの思考を改善し、集団のウェルビーイングに向かって意図的に、また責任を持って行動するための反復的な学習プロセスです。

生徒エージェンシー

生徒が教師の決まりきった指導や指示をそのまま受け入れるのではなく、未知なる環境の中で自立で歩みを進め、意味のある、また責任感を伴う方法で進むべき方法を見出す必要性が強調されています。

OECD「Conceptual learning framework LEARNING COMPASS2030」（2019年5月）をもとに作成

OECDのウェルビーイング指標

OECD「How's Life Measuring Well-being」（ヘッドライン指標）	
所得と資産	家計の調整純可処分所得 家計の純金融資産
仕事と報酬	就業率（15～64歳人口に占める就業者の割合） フルタイム雇用者の平均年間報酬 失業可能性（年間失業流入率） 長期失業率（労働力人口に占める1年以上の失業者の割合）
ワーク・ライフ・バランス	長時間労働（日常的に週50時間以上働く雇用者の割合） レジャーとパーソナルケアの時間（フルタイム就業者が1日に費やす時間）
住居	１人当たり部屋数 住居費（可処分所得に占める住宅の取得・維持に関する費用） 基本的な衛生設備の欠如（世帯専用の屋内水洗トイレのない住宅に住む割合）
環境の質	水質に他する満足度 大気中のPM2.5への年間曝露量（1㎥当たりμg数）
健康状態	出生時平均余命 主観的健康状態
教育と技能	学歴（25～64歳における後期中等教育以上の修了者割合） PISAの平均スコア PIAACの平均習熟度
市民参加とガバナンス	投票率
社会とのつながり	社会的ネットワークによる支援（いざというときに頼りになる身内や友人がいると回答した人の割合）
生活の安全	暴行死率（人口10万人当たり） 自己報告による暴行被害率
主観的幸福	生活満足度

OECD「How's Life Measuring Well-being」（子どもの幸福を構成する側面と指標）	
子どもが生活する家庭の幸福条件（物質的側面、家庭環境）	
所得と資産	子どものいる世帯の可処分所得 子どもの所得貧困
仕事と報酬	就業者がいない世帯の子ども 親が長期失業者である子ども
住居	子どもの1人当たりの平均部屋数 基本的な衛生設備を欠く住居に暮らす子ども
環境の質	環境条件が劣悪な住居に暮らす子ども
子どもに特有の幸福条件（子ども主体の幸福因子）	
健康状態	乳児の死亡率 低出生体重児率 自己報告による健康状態 過体重と肥満 青少年の自殺率 十代の出産率
教育と技能	PISA読解テストの平均得点 PISA創造的問題解決テストの得点 就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者 教育的はく奪
市民参加	投票の意思 市民活動への参加
社会と家庭の環境	親とよく話す生徒 友人が親切な生徒 学校の勉強を負担に感じる生徒 学校が好きな生徒 PISAの帰属意識指数 親と過ごす時間
生活の安全	子どもの殺人率 いじめ
主観的幸福	生活満足度

【OECD「How's Life Measuring Well-being」（幸福度白書）における指標の選択基準】①表面的妥当性をもつこと、②成果を対象とすること、③変化に敏感であり政策介入に対する感度が高いこと、④関連文献で一般に用いられ認められていること、⑤各国間の比較が可能であり、多くの国を網羅していること、⑥適切な頻度とタイミングで収集されること

（OECD幸福度白書2015に基づいて文部科学省作成）

社会の現状や変化に関する資料・データ

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

減少する我が国の人口

○2050年には日本の人口は約１億人まで減少する見込み。生産年齢人口比率は約５割に。

将来人口の予測

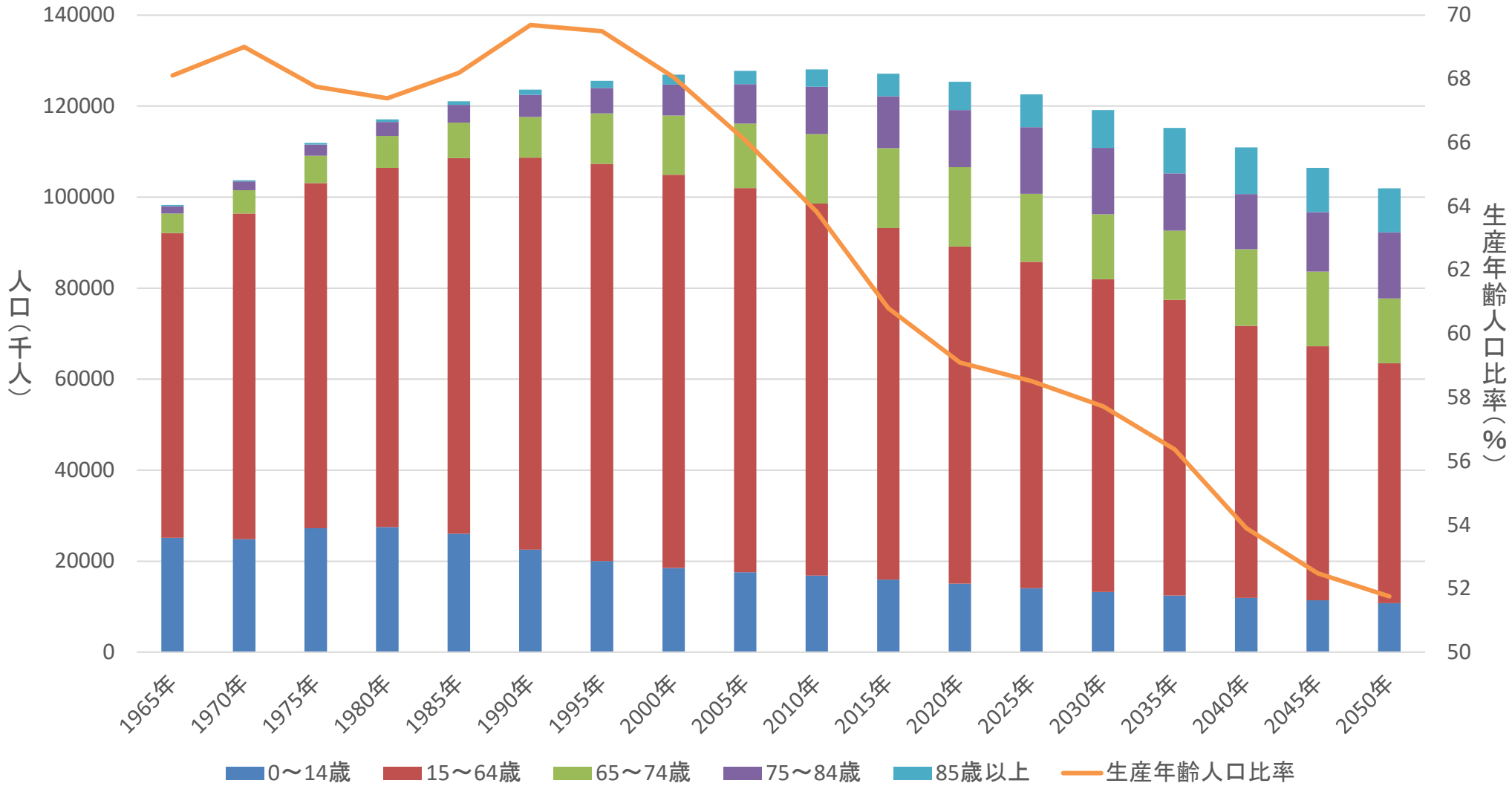

（備考）将来推計人口は出生中位（死亡中位）。生産年齢人口は15～64歳の人口。　（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成。

経済産業省「未来人材ビジョン」より

こうした中、生産年齢人口は、2050年には現在の２／３に減少する。

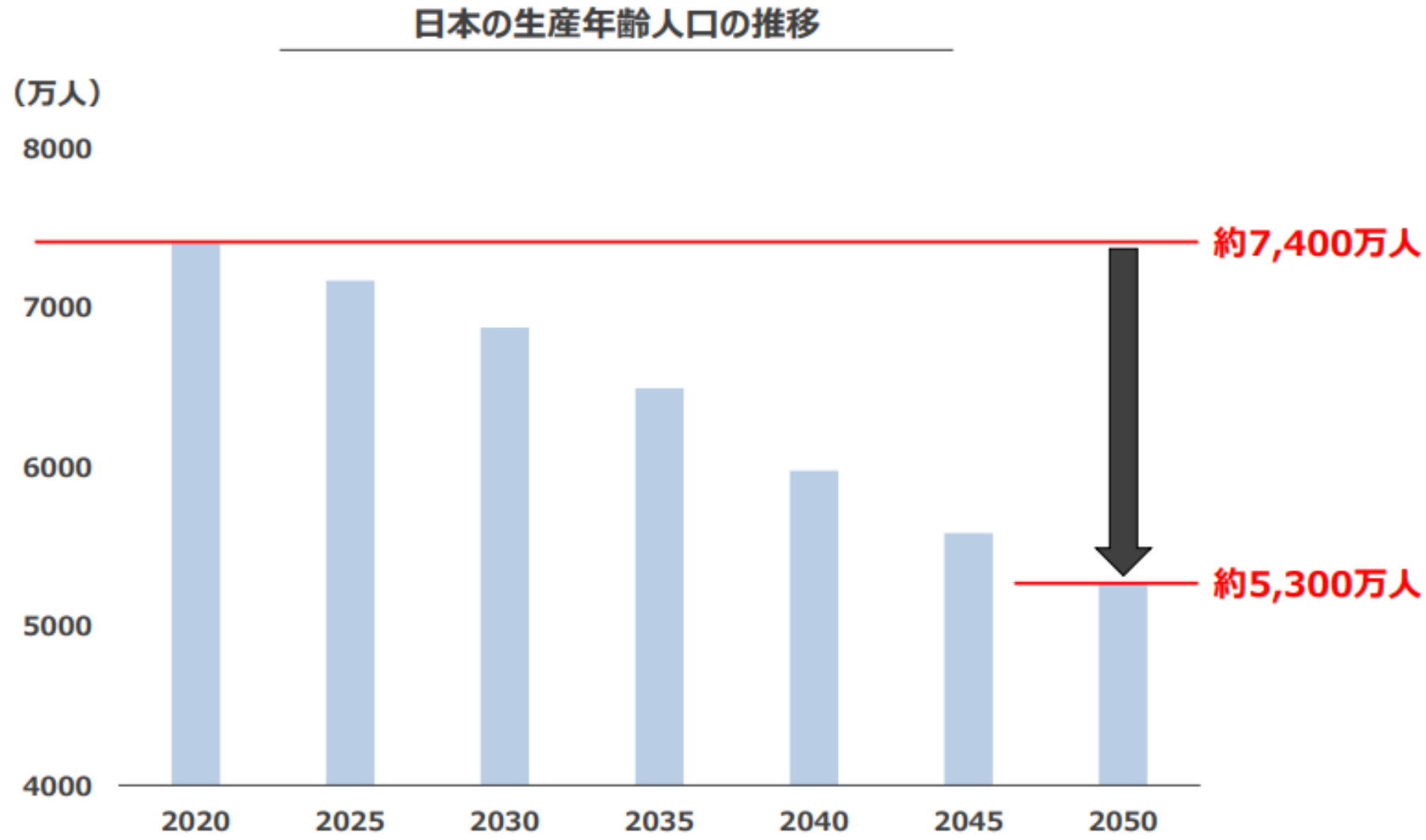

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位(死亡中位)推計を基に経済産業省が作成。

日本の各学校段階に相当する年齢の人口推移

各学校段階に相当する年齢層の人口は大幅に減少を続ける見込みであり、2000年から2040年にかけては各段階とも人口が３～４割減少する。18～21歳人口は、中位推計でも2020年の大学等在籍者数とほぼ同数まで減少することとなっている。

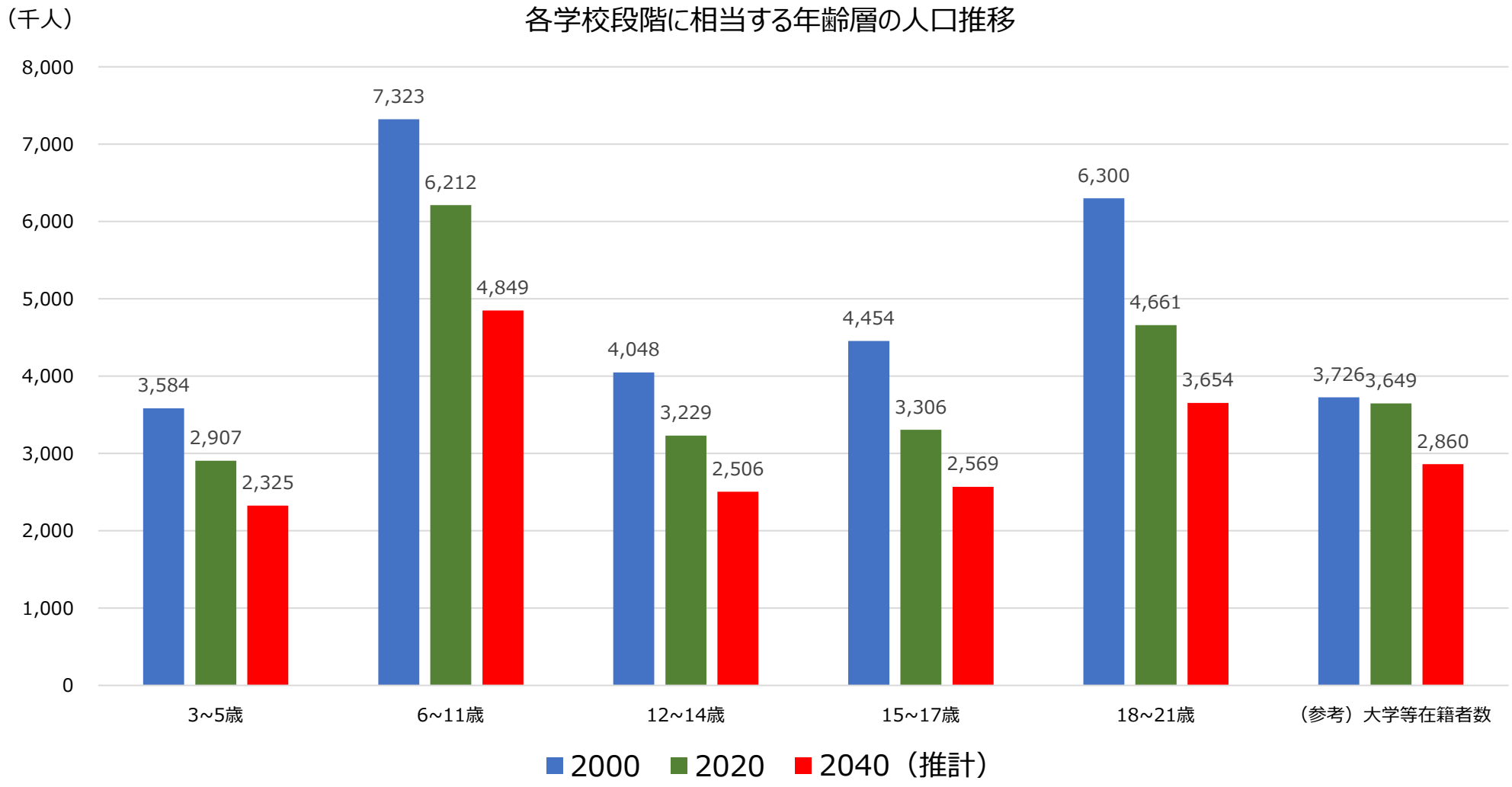

※各年10月１日時点の数値
※2040年は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による推計値
※（参考）大学等在籍者数は、大学、短大、高専4・5年次、専門学校に在籍している学生数
※（参考）大学等在籍者数は、2000年及び2020年は学校基本調査による実績値、2040年は大学等進学率が2020年と同等であった場合の推計値

（出典）国立社会保障・人口問題研究所HP及び学校基本調査より作成

日本の一人当たり労働生産性はOECD諸国の中でも下位

教育未来創造会議第一次提言
参考資料より

○2020年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は78,655ドル（約809万円）であり、OECD加盟38か国中28位、米国の約56%にとどまっている。

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2020年）

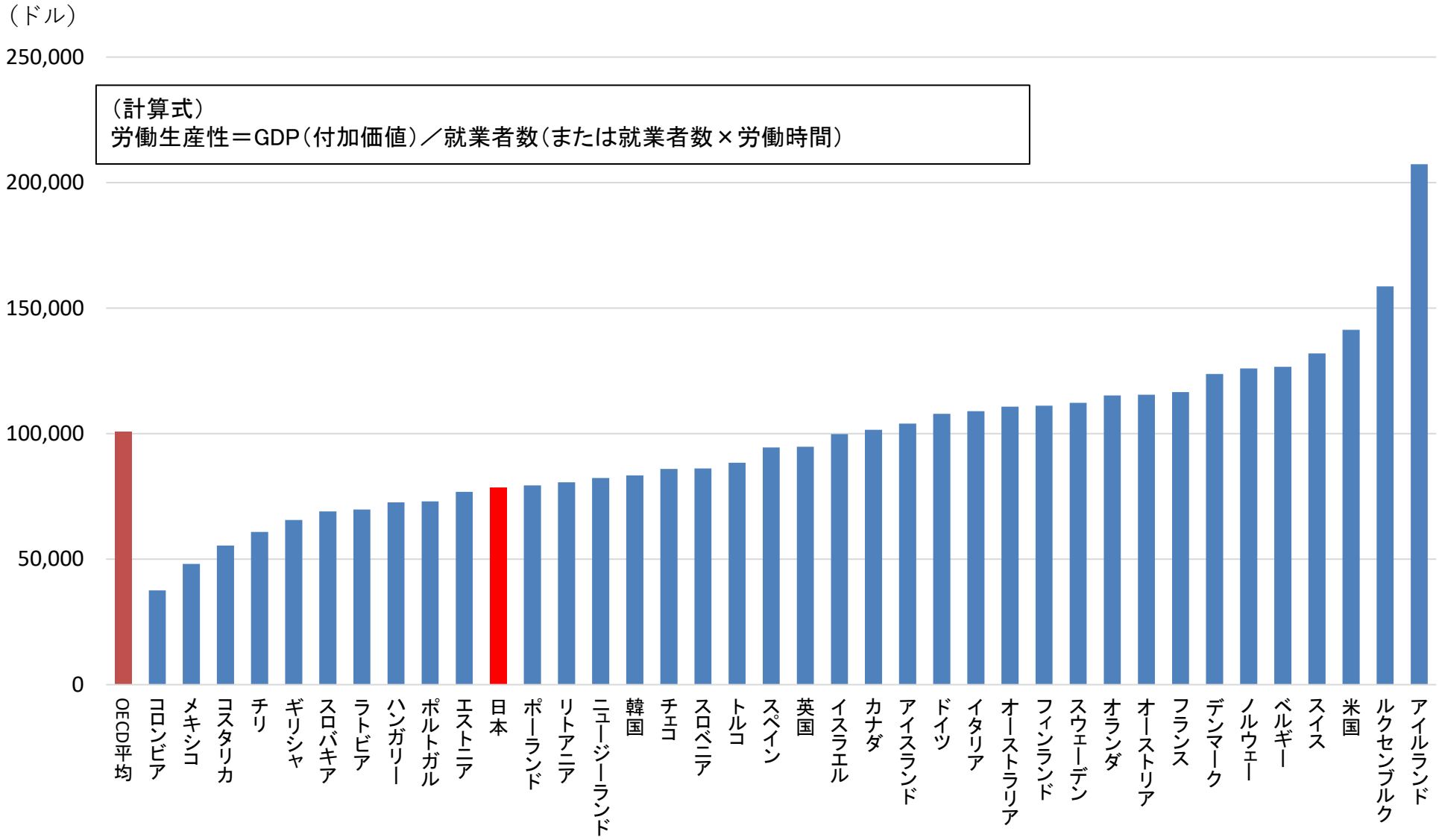

（出所）公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2021」より作成。

不足するIT人材

○ＩＴ人材需給に関する試算では、人材のスキル転換が停滞した場合、2030年には先端ＩＴ人材が54.5万人不足。

ＩＴ人材需給に関する試算

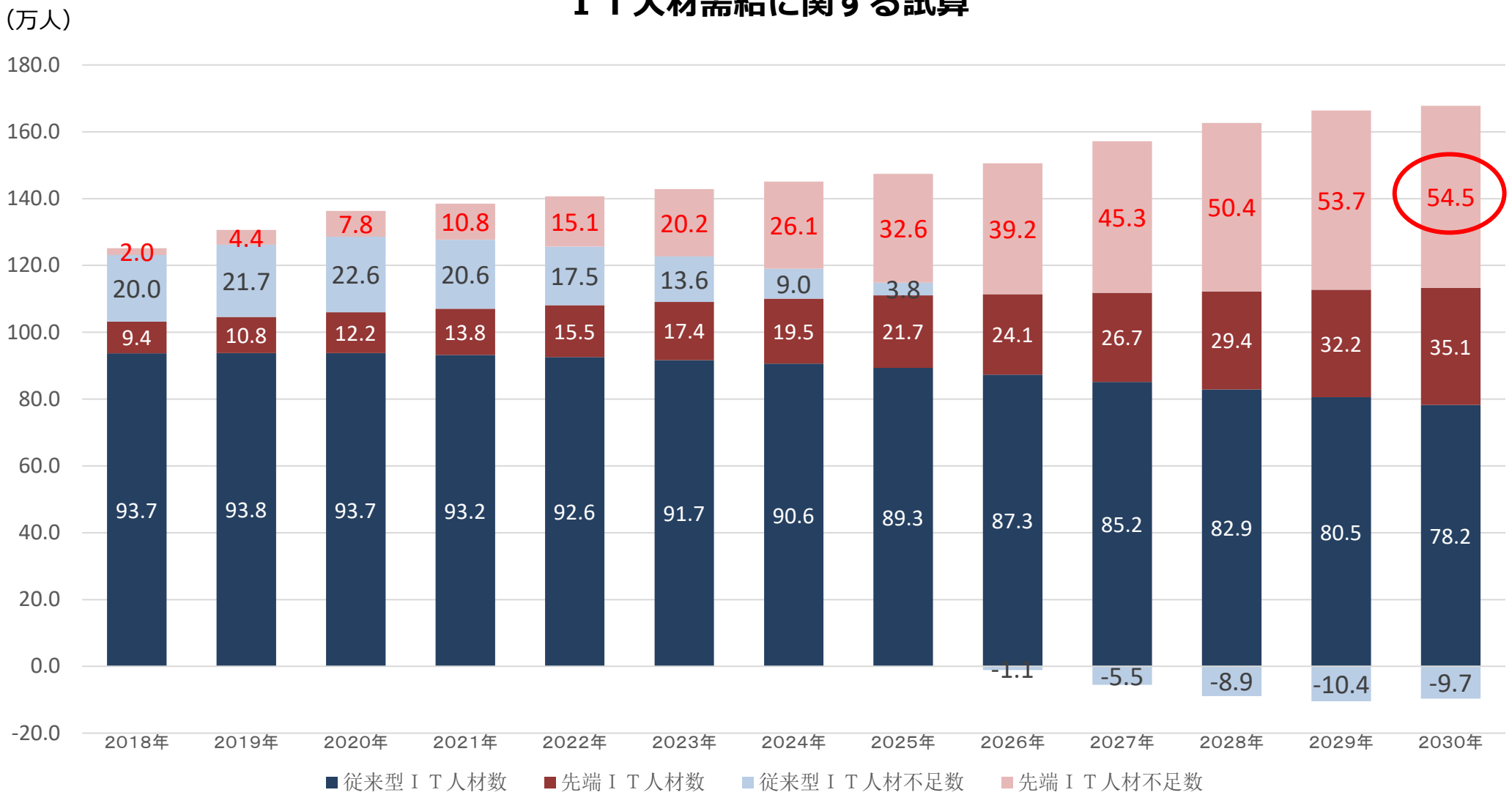

（出所）経済産業省委託調査「ＩＴ人材需給に関する調査（みずほ情報総研株式会社）」（2019年３月）より作成。

グリーン化（脱炭素）の流れは、産業構造を大きく転換する

○脱炭素の潮流は、特に化石燃料に関連する産業の雇用を減少させる一方、再生可能エネルギーなどで新たな雇用も創出する。

脱炭素化による雇用創出・喪失効果

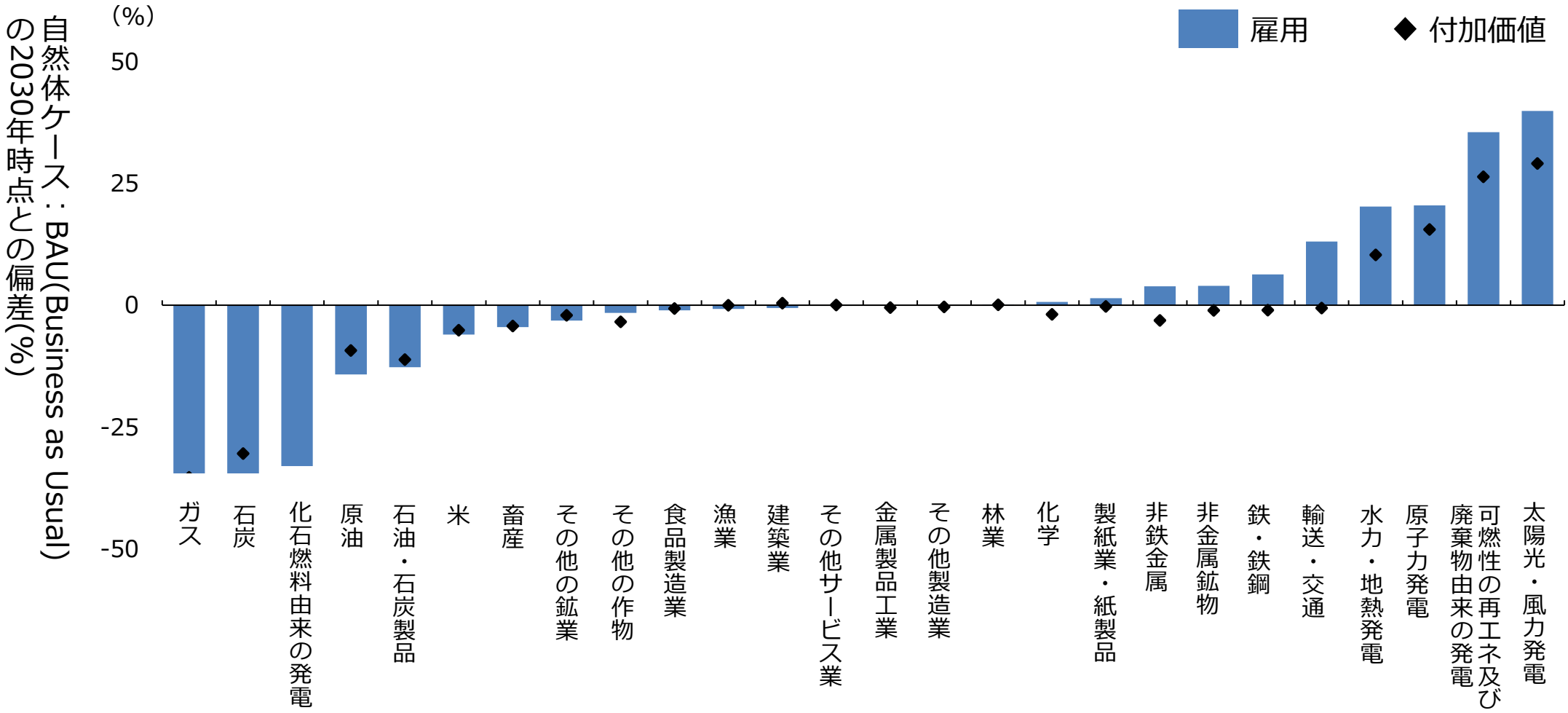

（出所）経済産業省「第2回未来人材会議」（2021年12月7日）資料より。OECD「Green Growth Indicators 2017」を基に作成。

経済産業省「未来人材ビジョン」より

企業は人に投資せず、個人も学ばない。

人材投資（OJT以外）の国際比較（GDP比）

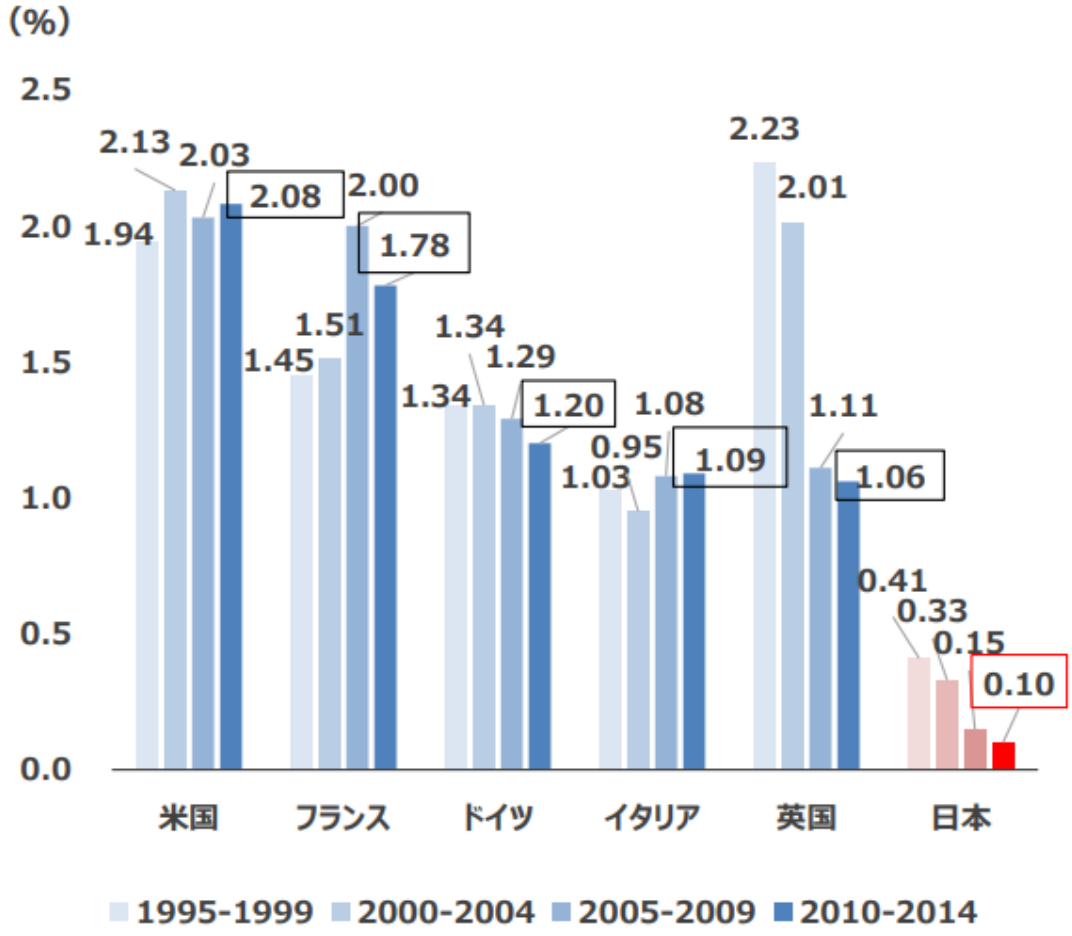

（出所）学習院大学宮川努教授による推計（厚生労働省「平成30年版　労働経済の分析」に掲載）を基に経済産業省が作成。

社外学習・自己啓発を行っていない人の割合

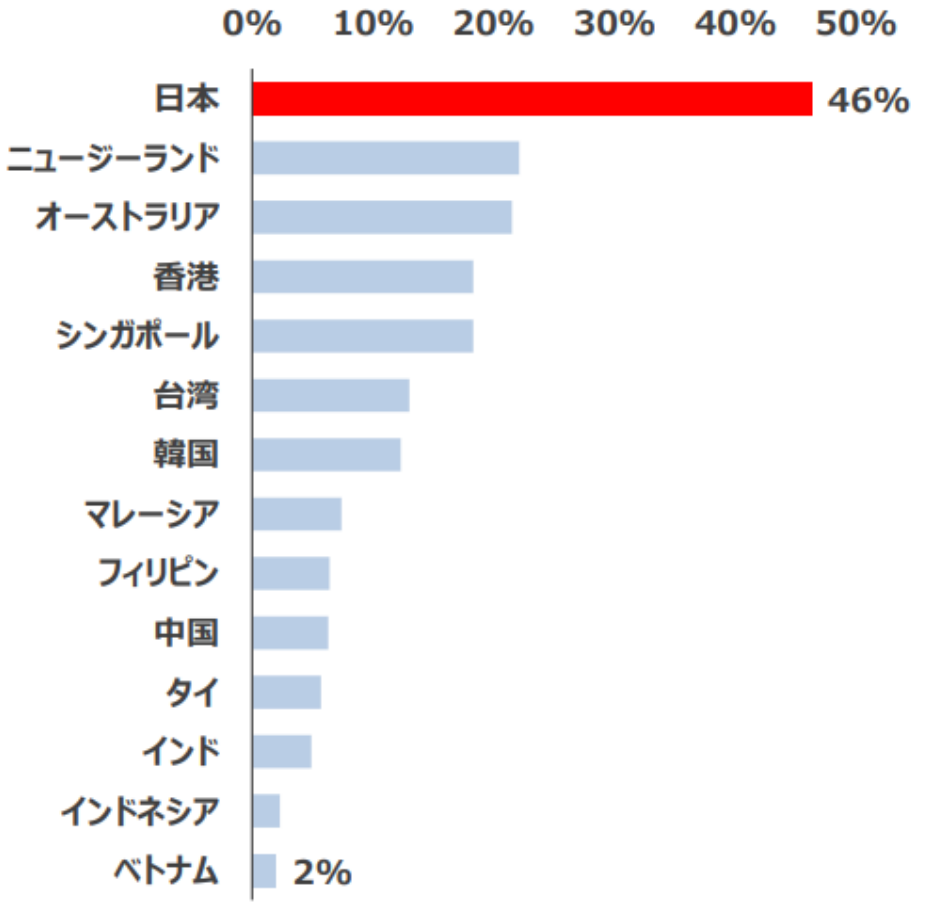

（出所）パーソル総合研究所「APAC就業実態・成長意識調査（2019年）」を基に経済産業省が作成。

成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い

○仕事関連の成人学習参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高い傾向にある。

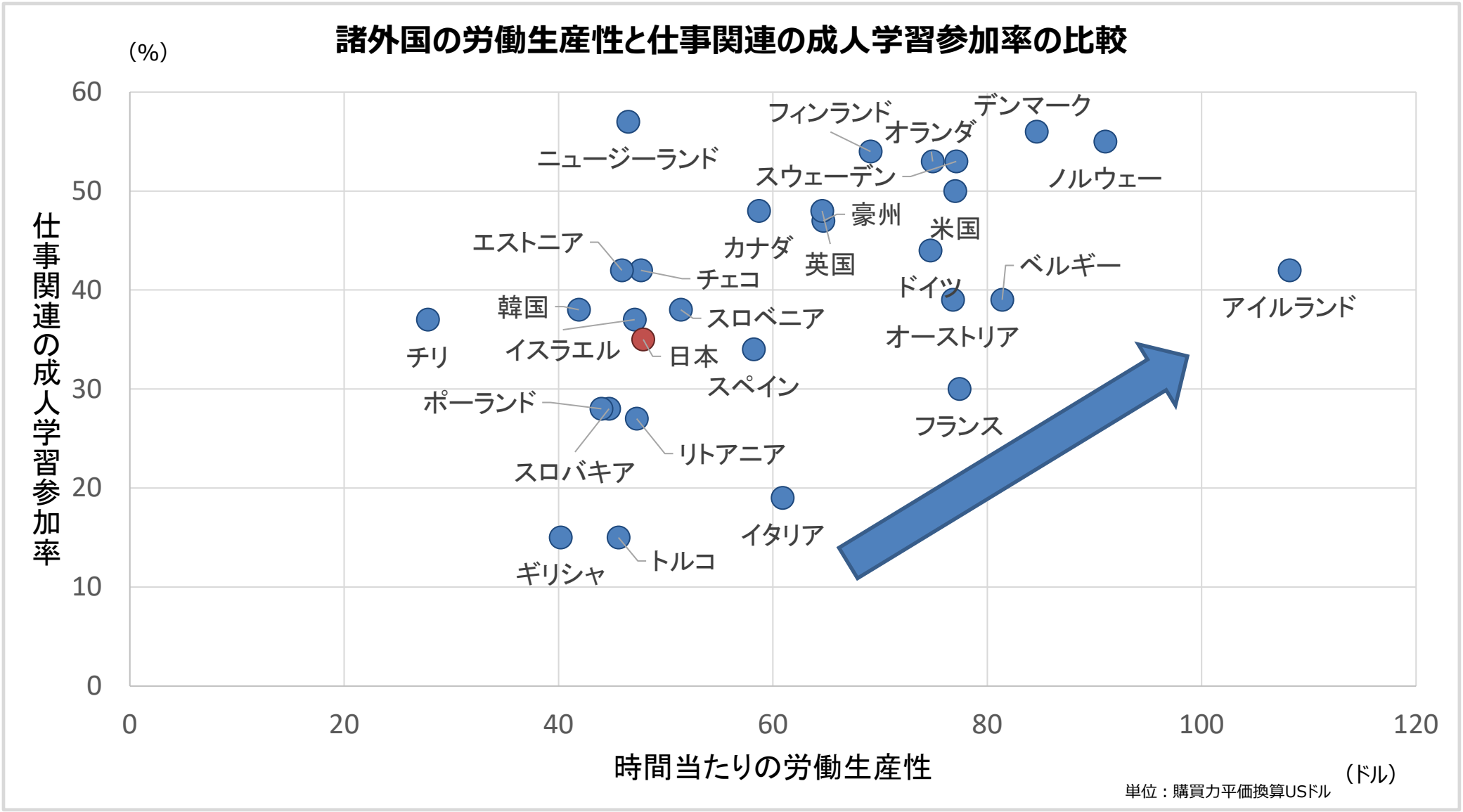

（出所）OECD「国際成人力調査（PIAAC）」より作成。

労働需要の推計

経済産業省「未来人材ビジョン」より

- デジタル化や脱炭素化により、将来は「問題発見力」「的確な予測」「革新性」が一層求められる。
- 2050年における職種別の労働需要は、事務従事者で４割減少する一方、情報処理・通信技術者では２割増加するとの推計結果となった。

人材に求められる能力等に対する需要の変化

2015年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14
責任感・まじめさ	1.13
信頼感・誠実さ	1.12
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11
スピード	1.10
⋮	⋮

2050年	
問題発見力	1.52
的確な予測	1.25
革新性※	1.19
的確な決定	1.12
情報収集	1.11
⋮	⋮

※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

職種別従事者数の変化（2020年→2050年）

事務従事者	42 %	減少
販売従事者	26 %	減少
情報処理・通信技術者	20 %	増加
開発・製造技術者	11 %	増加

（注）　各職種で求められるスキル・能力の需要度を表す係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるように調整している。

（出所）2015年は労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究Ⅱ」、2050年は同研究に加えて、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”, Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”等を基に、経済産業省が能力等の需要の伸びを推計。

（注）　デジタル化と脱炭素化が進展し、高い成長率を実現できると仮定した推計結果。労働需要の増減と、各産業・職種の付加価値の増減は連動しない点に留意。

（出所）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計-労働力需給モデル（2018年度版）」、「職務構造に関する研究Ⅱ」（2015年）、World Economic Forum “The future of jobs report 2020”, Hasan Bakhshi et al., “The future of skills: Employment in 2030”、内閣府「産業界と教育機関の人材の質的・量的需給マッチング状況調査」（2019年）、文部科学省 科学技術・学術政策研究所「第11回科学技術予測調査ST Foresight 2019」等を基に経済産業省が推計。

Society 5.0において企業が求める能力・資質

第5回教育振興基本計画部会
日本経済団体連合会提出資料より

■ Society 5.0人材には、**リテラシー**（数理的推論、データ分析力など）、**論理的思考力**と**規範的判断力**、**課題発見・解決能力**、**未来社会を構想・設計する力**、**高度専門職に必要な知識・能力**が求められる。
〔産学協議会における産学間合意〕

■ 経団連アンケートによると、企業は**多種多様な人材**を求めつつ、特に期待する資質として、回答企業の約８割が「**主体性**」「**チームワーク・リーダーシップ・協調性**」、４割近い企業が「**学び続ける力**」を選択。特に期待する能力としては、「**課題設定・解決能力**」「**論理的思考力**」「**創造力**」が上位。

＜Society 5.0で求められる能力と資質＞

（産学協議会での合意事項）

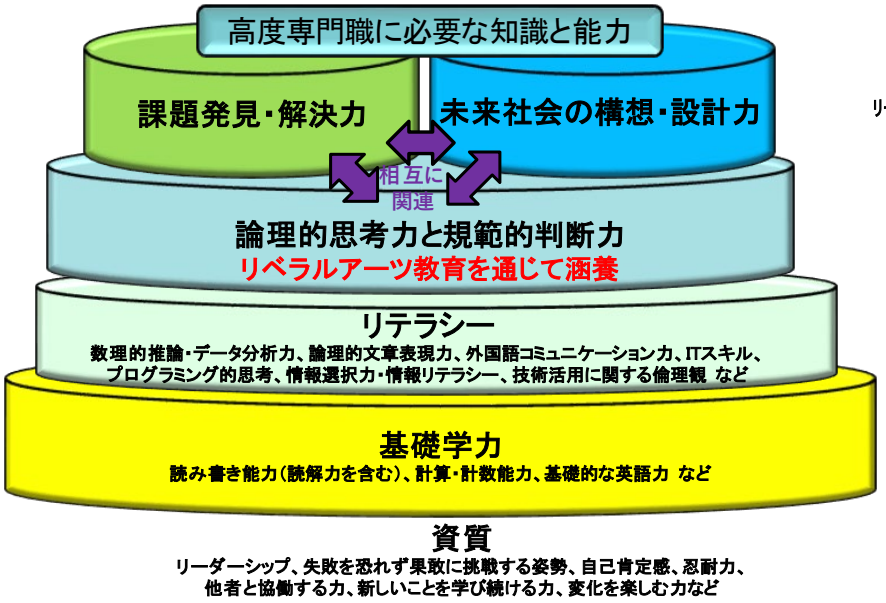

【採用と大学教育の未来に関する産学協議会「中間とりまとめと共同提言」（2019年４月22日）、経団連「Society 5.0 -ともに創造する未来 - 」（2018年11月13日）を基に経団連事務局にて作成】

＜特に期待する資質＞

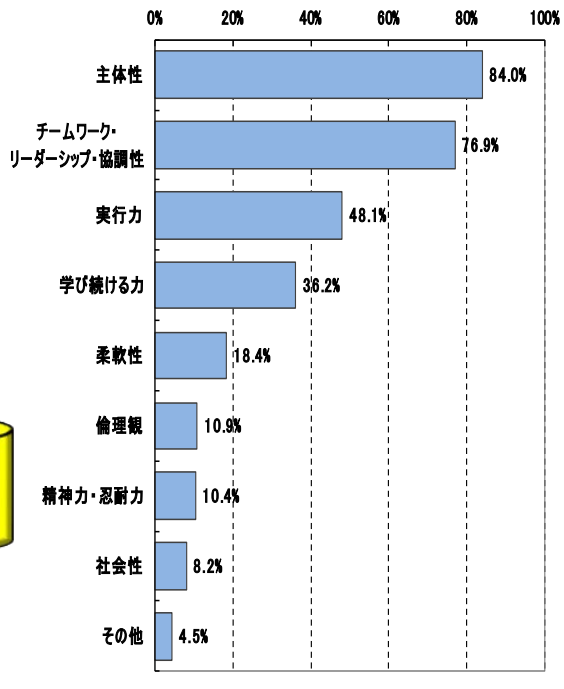

＜特に期待する能力＞

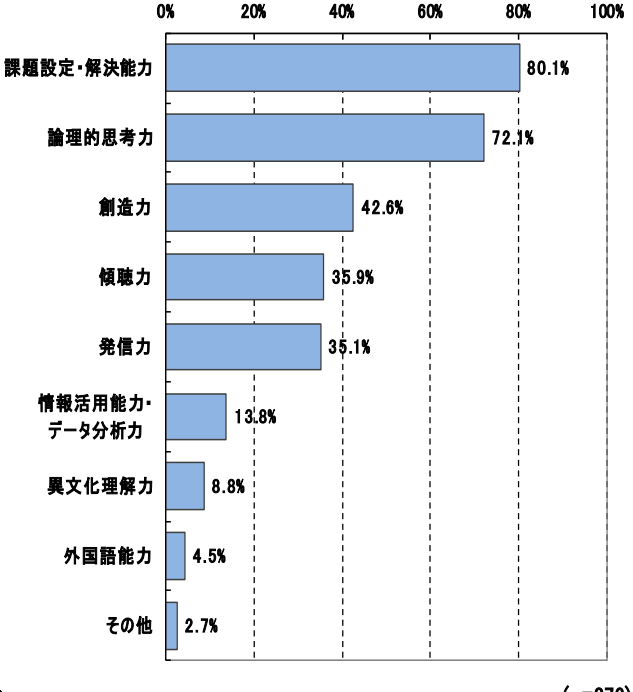

注：３つまで回答可
【出典：経団連「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」（2022年１月18日）】

- 『18歳意識調査「第46回 –国や社会に対する意識（6カ国調査）–」』（日本財団,2022）

自身と社会の関わりについて、以下の全ての項目で日本は6ヵ国中最下位となった。特に「自分は大人だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」がそれぞれ3割に満たず、他の国に差をつけて低い。

Q　以下の項目に同意しますか。（各国n=1000）

※「はい」回答率を掲載

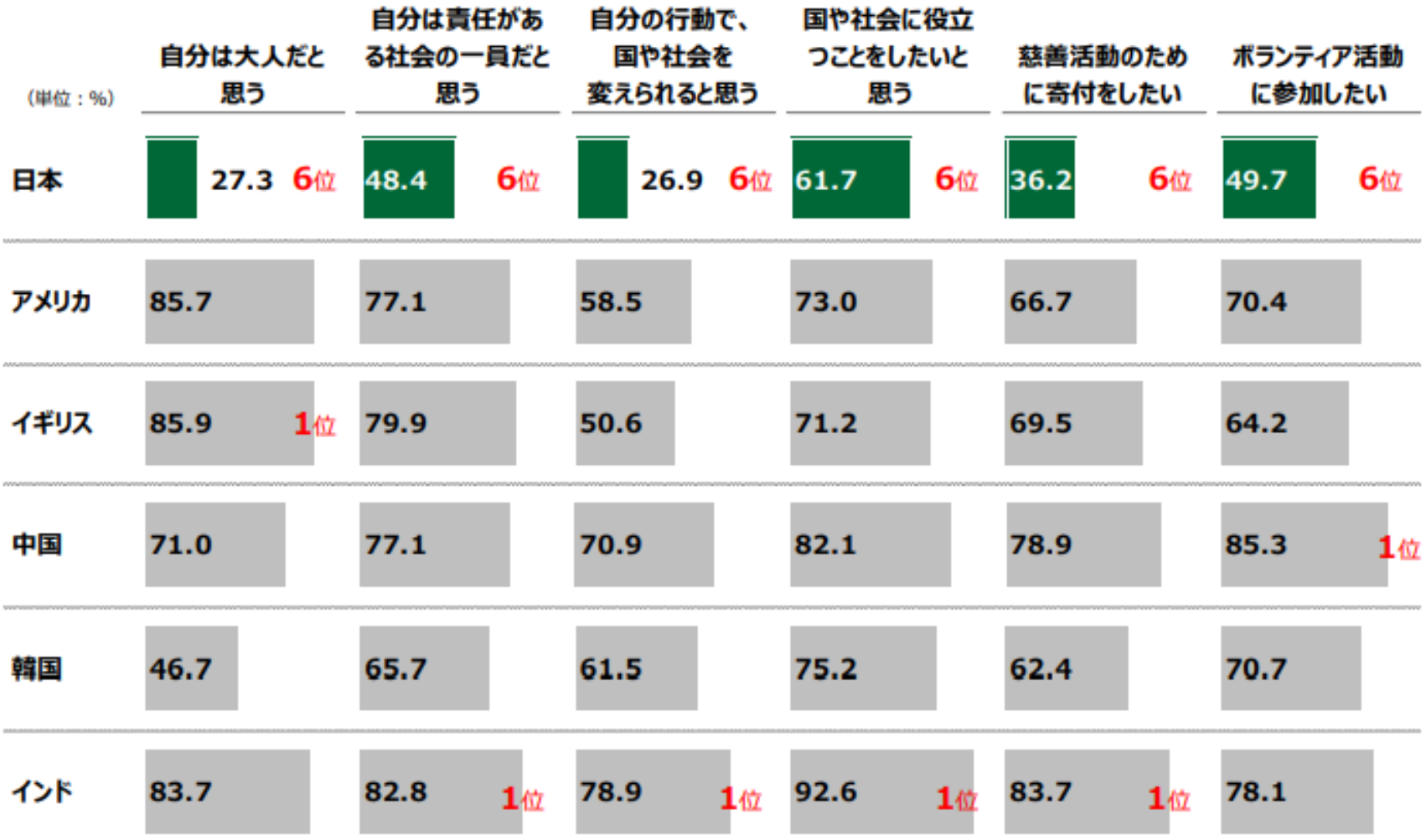

EBPM・教育投資に関する資料・データ

文部科学省におけるEBPMの推進について

■EBPMとは、
（1）政策目的を明確化させ、
（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何か
など、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等のエビデンス（根拠、証拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
（EBPM推進委員会資料より）

EBPM（Evidence-Based Policy Making）とは、
根拠を示して政策課題や効果の測定方法等を体系化・可視化することにより、
政策・施策の質的向上と、国民への説明責任を果たすもの

司令塔 総合調整

- **サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官**（H30.4より）
  統括責任者として、EBPMを行うための方針の策定、EBPM活動のモニタリング、人材育成、対外的な調整等。
- **大臣官房政策課政策推進室**（H30.4より）
  政策立案総括審議官を支え省内の総合調整を行い、EBPM・政策評価・政策立案支援等を一体的に推進。

効率的なエビデンスの構築・収集

- **総合教育政策局調査企画課**（H30.10より）
  教育、スポーツ、文化分野の統計等エビデンスの構築・収集や統計改革の動向に対応。
  ※国立教育政策研究所とも連携
- **科学技術・学術政策局研究開発戦略課**
  研究分野のエビデンスの構築・収集、新興・融合領域の研究動向等の情報収集、推進戦略を立案。
  ※科学技術・学術政策研究所とも連携

エビデンスの提供
エビデンス収集・ロジック構築の支援

エビデンス構築・提供の要請

政策立案・実施・改善

- **各政策部門原課**
  エビデンスに基づく政策（施策・事業）を立案・実施、政策効果の検証、必要な見直し

EBPMに関する取組事例・優良事例の創出・展開
EBPMの考え方の普及・定着（研修の実施等）

（EBPMの標準的な進め方）

①エビデンスの収集（統計調査等） → ②政策課題の特定 → ③施策・事業の目的・手段の整理（ロジックモデルの作成） → ④事業の実施 → ⑤目標の達成状況の把握、分析 → ⑥目標の見直し、新規事業の企画、立案等

(主な取組)
- 既存政策のＰＤＣＡサイクルを通じた改善の取組においてＥＢＰＭの観点からロジックや指標の改善を推進。（政策評価・行政事業レビュー等）
- ＥＢＰＭを推進するための人材の確保・育成するため、研修の機会を拡大。
- 新規政策の企画・立案におけるEBPM手法の実践。各局1事業以上のロジックモデル作成、ヒアリングを通じたブラッシュアップの実施。

文部科学省における教育分野等のEBPMの取組

文部科学省創生実行計画においては、現場に根差したより質の高い政策立案を行うため、現場に存在する課題を的確に把握・分析しエビデンスベースの政策立案を実行することとしている。
その際、多岐に亘る政策分野においてデータの取得・分析手法等が異なるため、EBPM的手法を画一的に適用するのは困難であり、政策分野の特性や事業内容等を踏まえ、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、それぞれにふさわしい分析手法について実践を積み重ねながら見出していく必要がある。

EBPM的手法を戦略的に活用するため、以下の取組を実施

最近の取組事項

１．政策立案に資するエビデンスの開発等

①21世紀出生児縦断調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発

②省内職員による教育分野のEBPM推進チームを設置し、教育の特性を踏まえたEBPMの手法等の検討の深化・推進

２．データの利活用を推進する環境の構築

①様々な調査で活用可能な「学校コード」及び「教育委員会コード」を公開し、自治体等におけるデータ活用の改善に資する環境を整備。

②統計法に基づく二次利用の促進や全国学力・学習状況調査のデータ貸与の仕組みの改善・充実

３．地方とのコンソーシアム構築を通じたEBPMの推進

コンソーシアムを立ち上げ、地方における新型コロナウイルス感染症の影響の検証等の先進事例など教育政策のＥＢＰＭ推進に向けた好事例の共有・意見交換等の推進

４．EBPM推進体制の構築

①省内職員向けの初歩的なEBPM研修、新規採用職員向けに統計調査に関する基本的な研修の実施

②省内職員による教育分野のEBPM推進チームを設置し、省内向けのマニュアルの作成

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

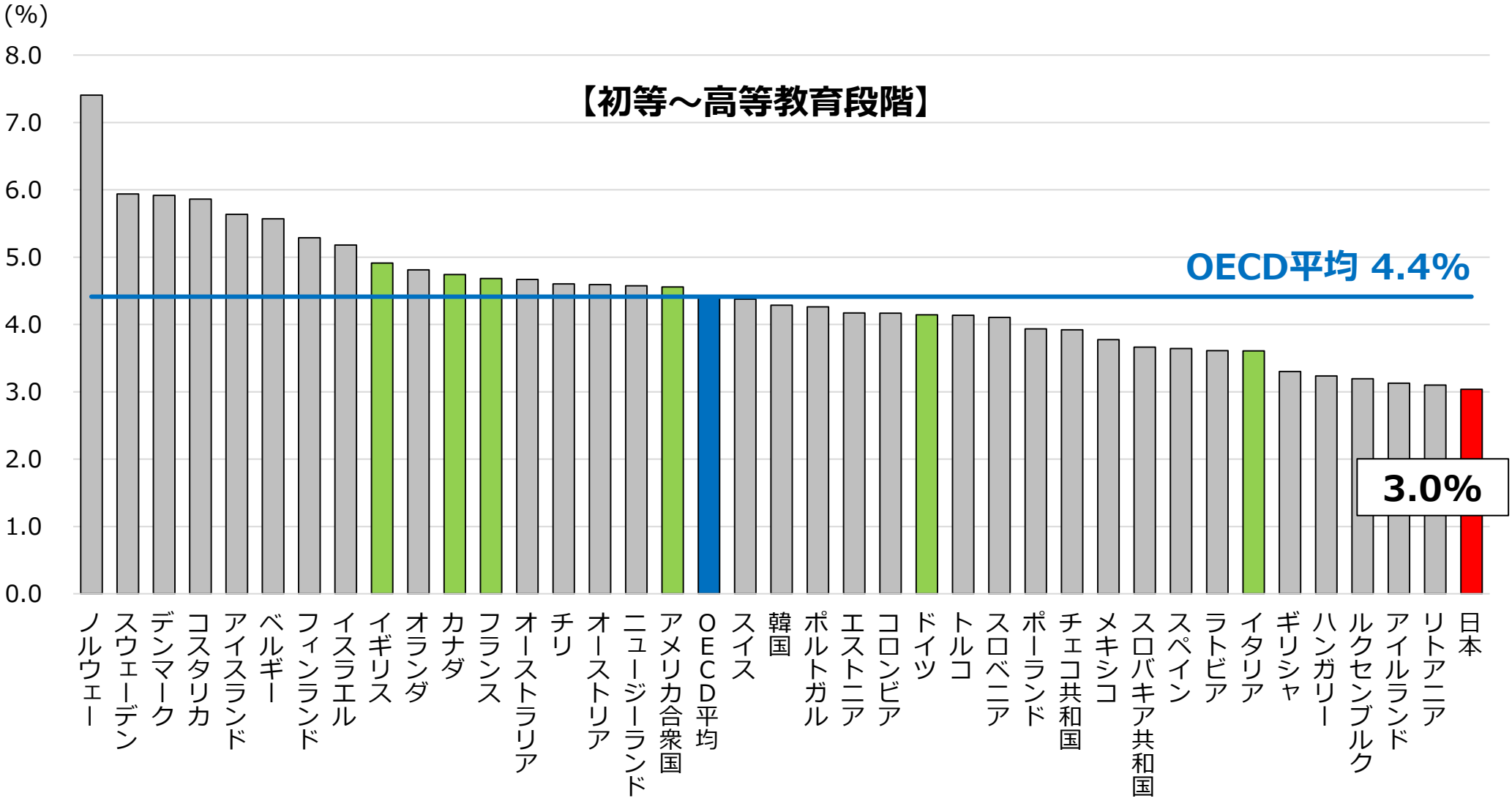

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※幼児教育段階及び分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

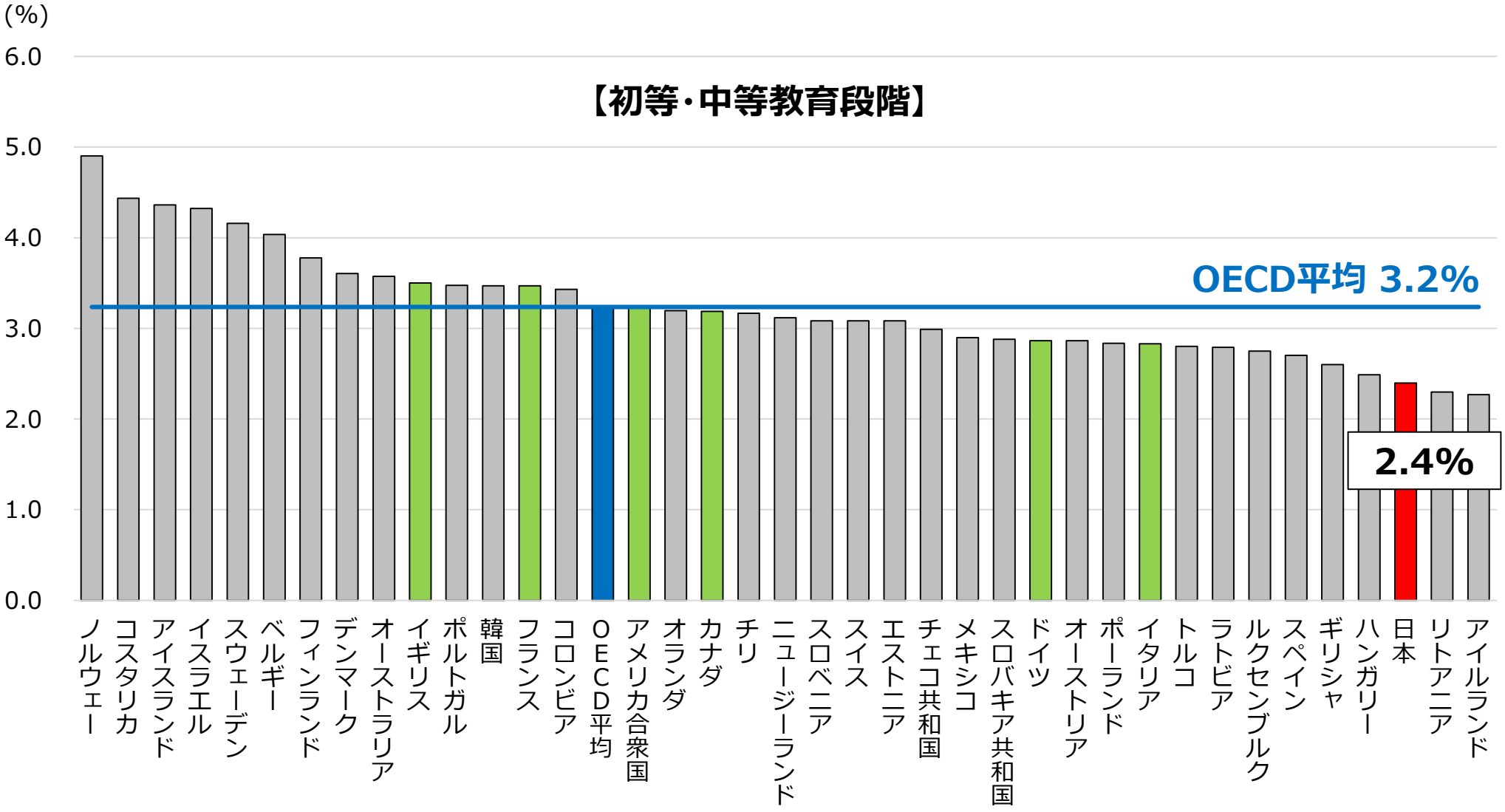

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

公財政教育支出の対GDP比（2019年）

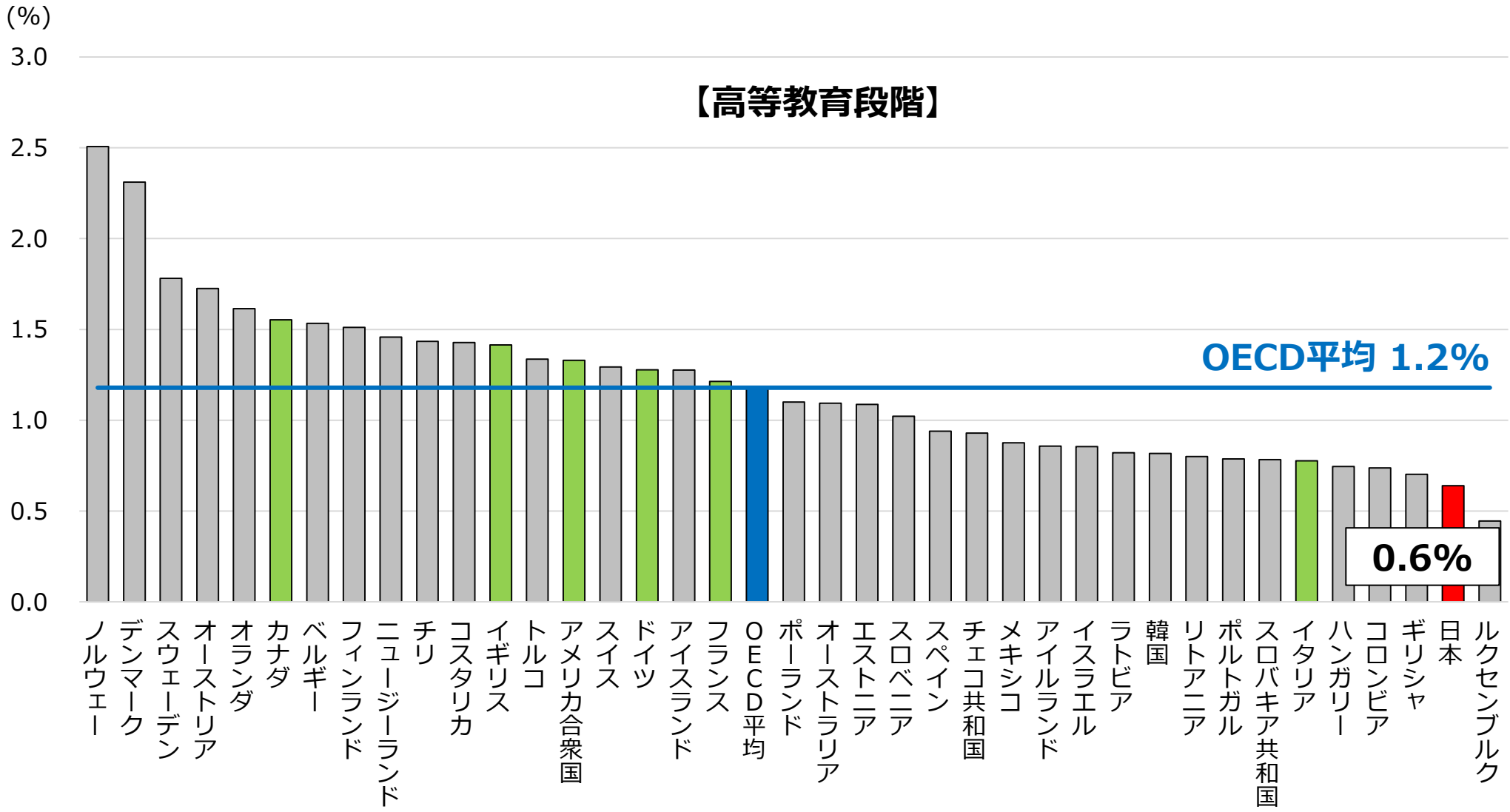

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含む。
※分類不可（教育行政費等）を含まない。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC4.1(Web Table)（https://stat.link/cdtu69）

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

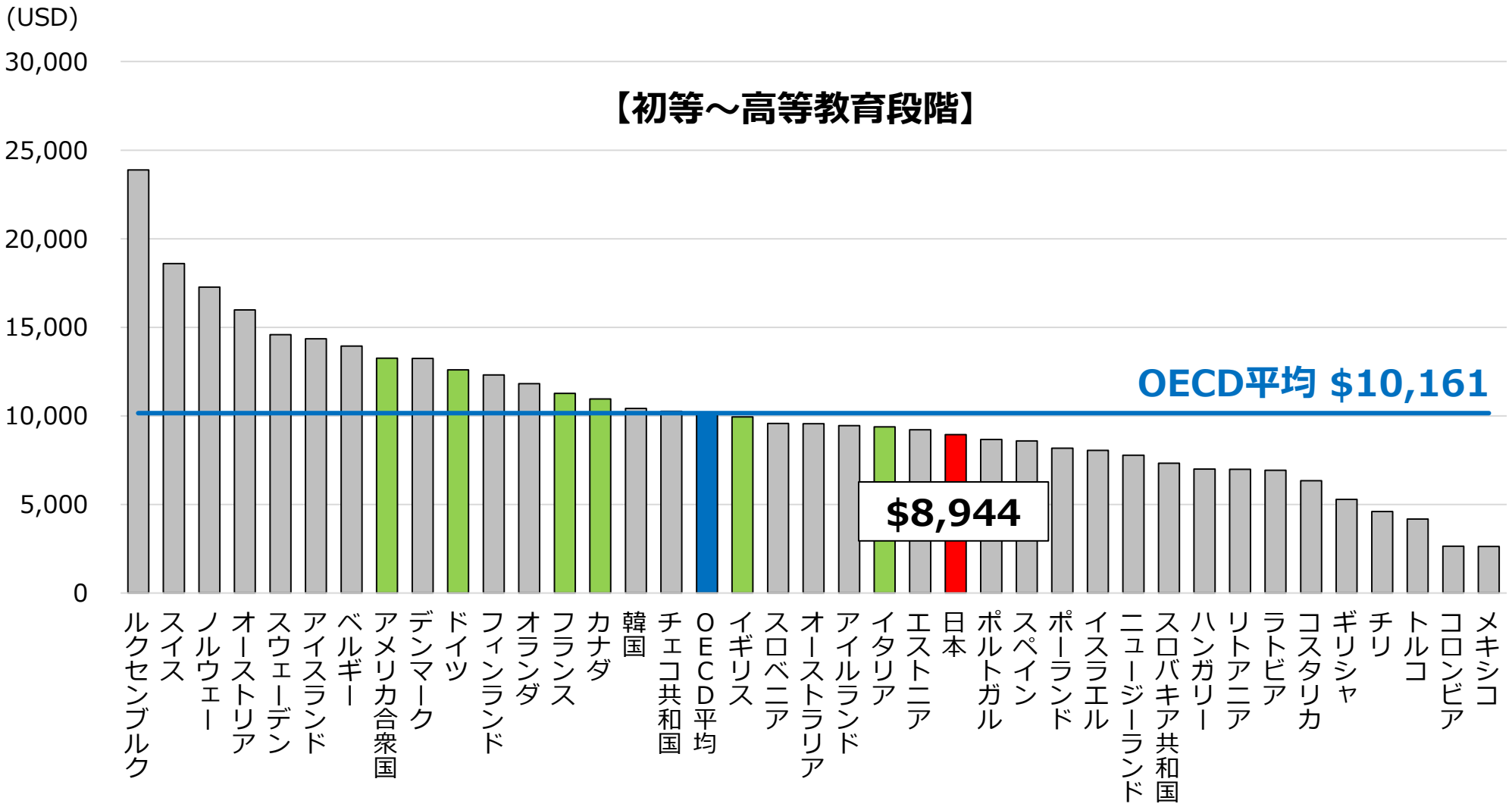

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

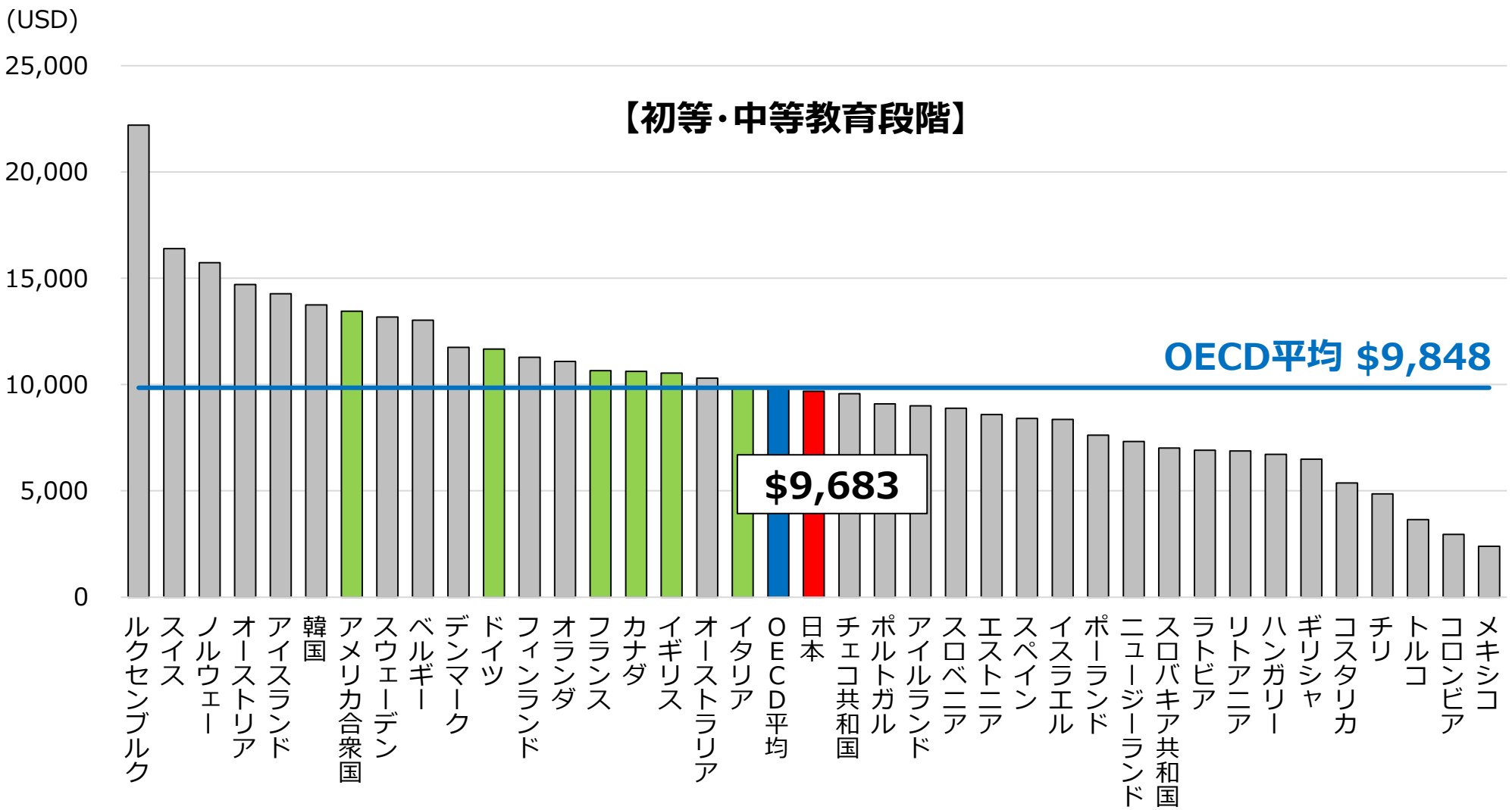

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

在学者一人当たりの公財政教育支出額（2019年）

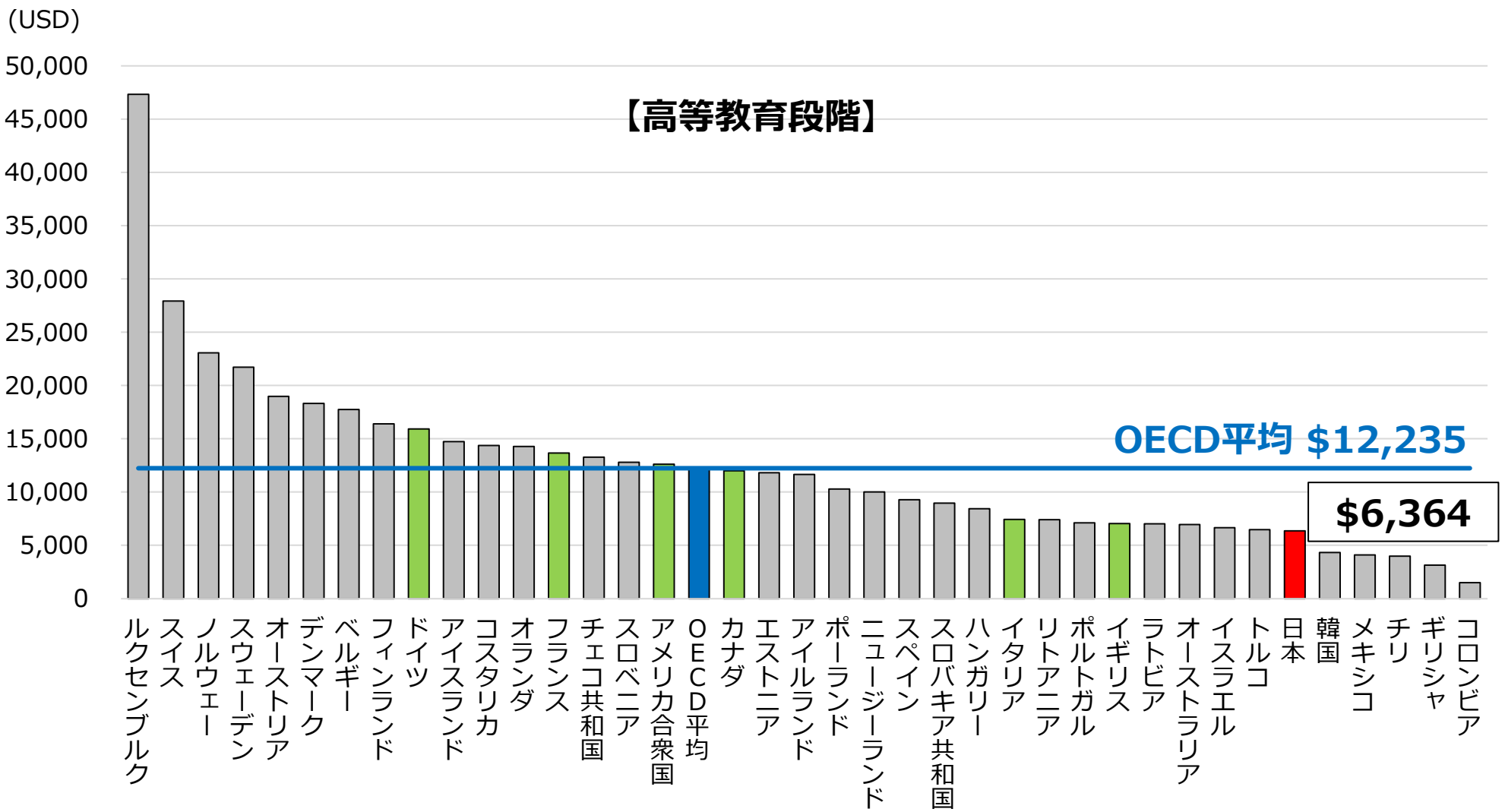

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※奨学金等の個人補助を含まない。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.6 （Web Table）（https://stat.link/kbzdco）

国民負担率の国際比較（OECD加盟36カ国）

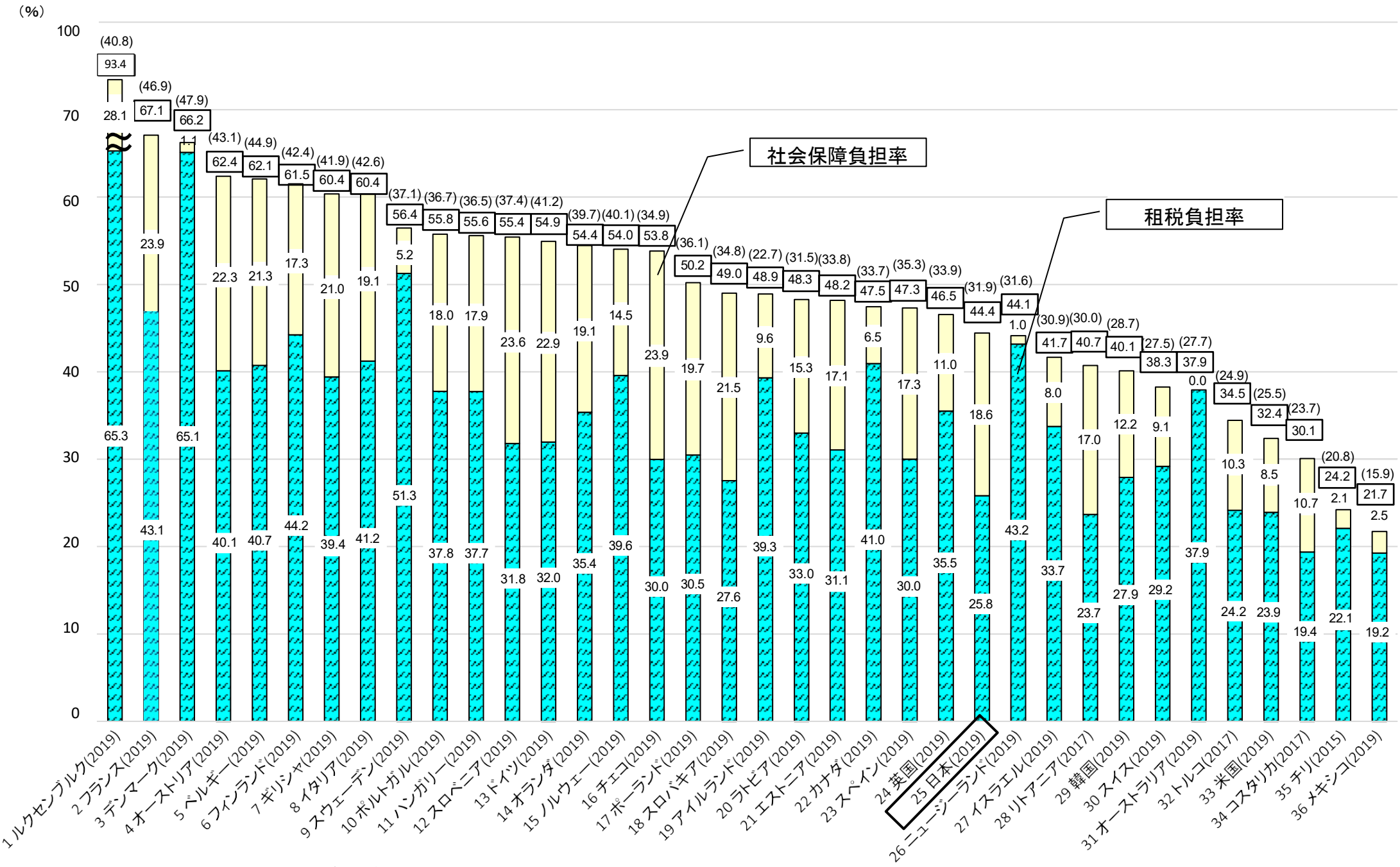

（注1）OECD加盟国38カ国中36カ国の実績値。コロンビア及びアイスランドについては、国民所得の計数が取得できないため掲載していない。
（注2）括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。
（出典）日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD “National Accounts”、“ Revenue Statistics”

（出典） 財務省HP「財政関係基礎データ（令和４年４月）」

総人口に占める在学者の割合（2019年）

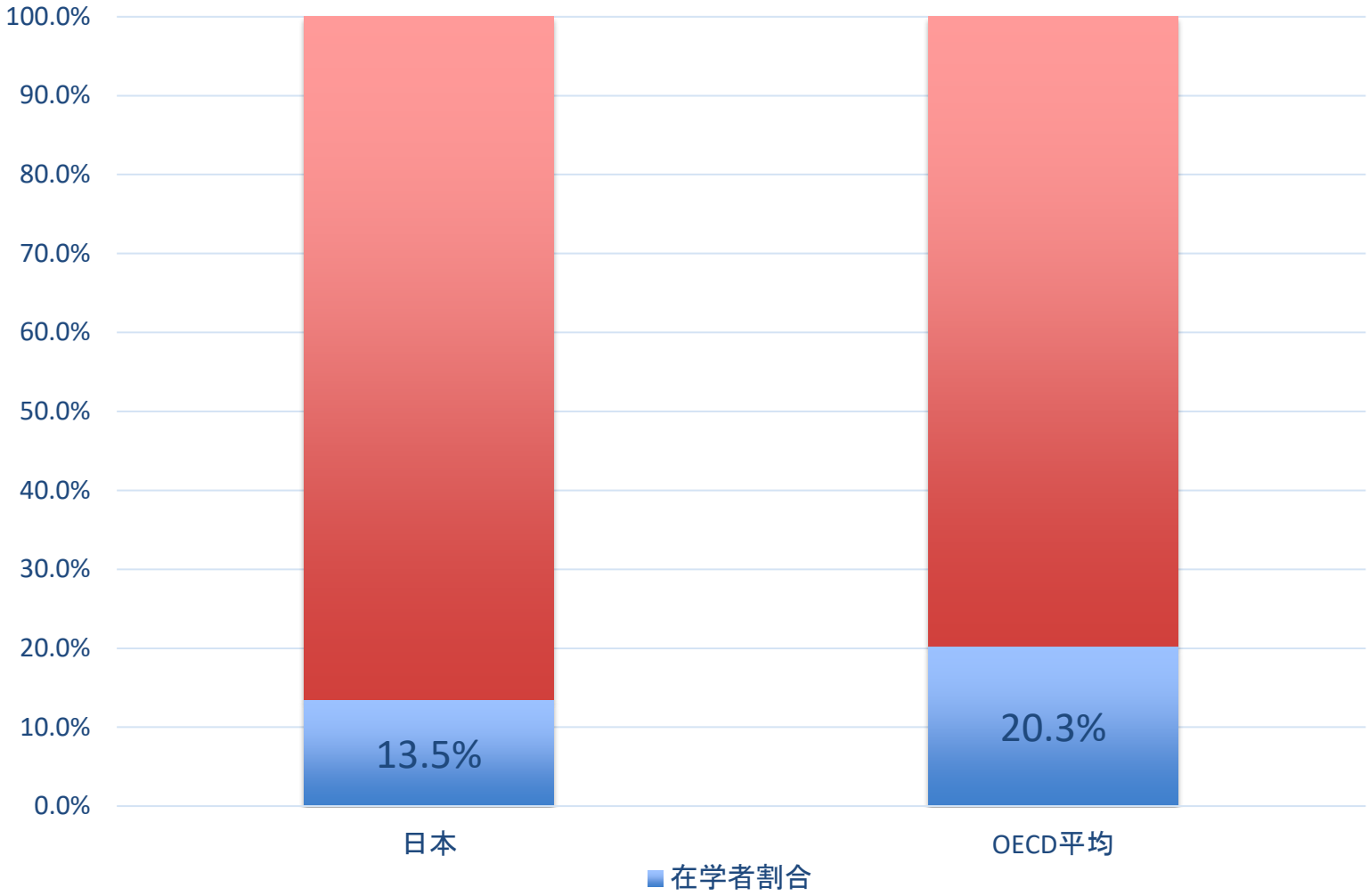

※文部科学省による試算、初等～高等教育段階

（出典） OECD.Stat

生産年齢人口に対する高齢人口の割合の国際比較

高齢化の進行により、生産年齢人口１人当たりで支える高齢者の数は増加し、日本では2000年には４人に１人だった割合が2020年には２人に１人、2040年には３人に２人まで上昇することが見込まれ、他国と比較して現役世代１人当たりの負担が大きい。

G7各国における「高齢人口（65歳以上）／生産年齢人口（15~64歳）」の推移

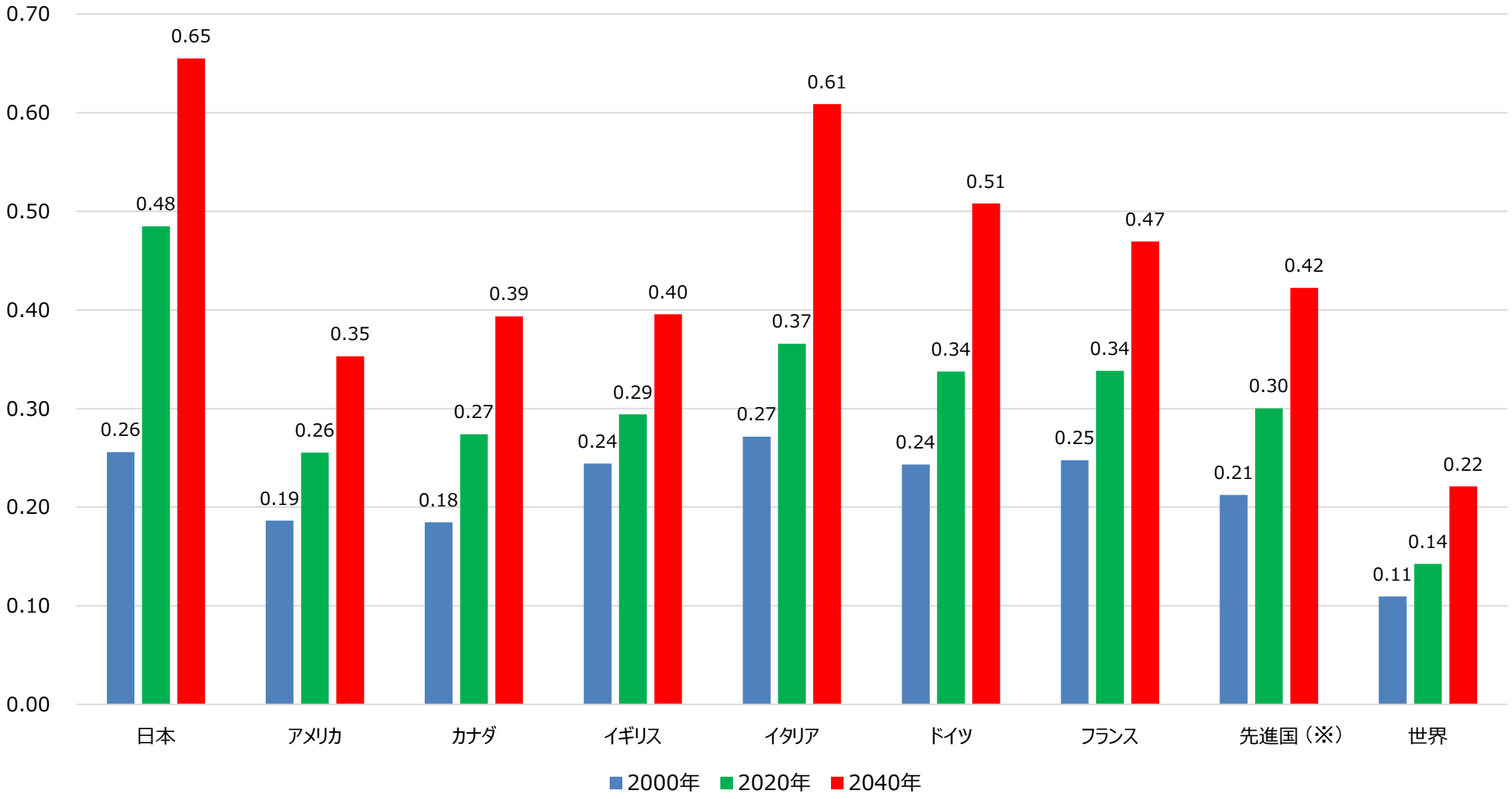

※先進国：日本，北アメリカ（中央アメリカ及びカリブ海諸国を除く），オーストラリア，ニュージーランド及びヨーロッパの国

（出典）総務省統計局「世界の統計2022」）

教育支出の公私負担割合（2019年）

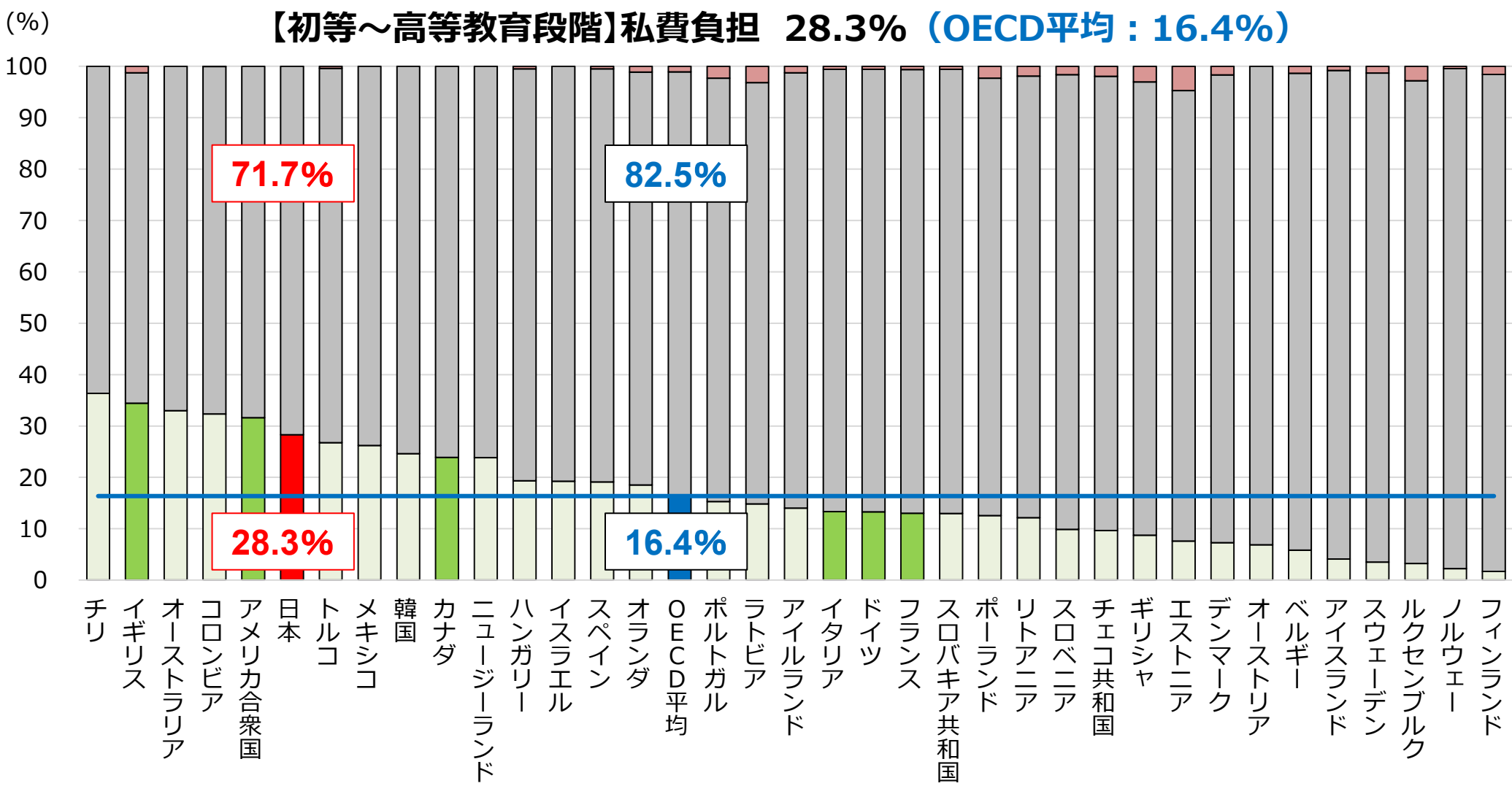

※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。

（出典）　OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC3.1（https://stat.link/15q7iy）

教育支出の公私負担割合（2019年）

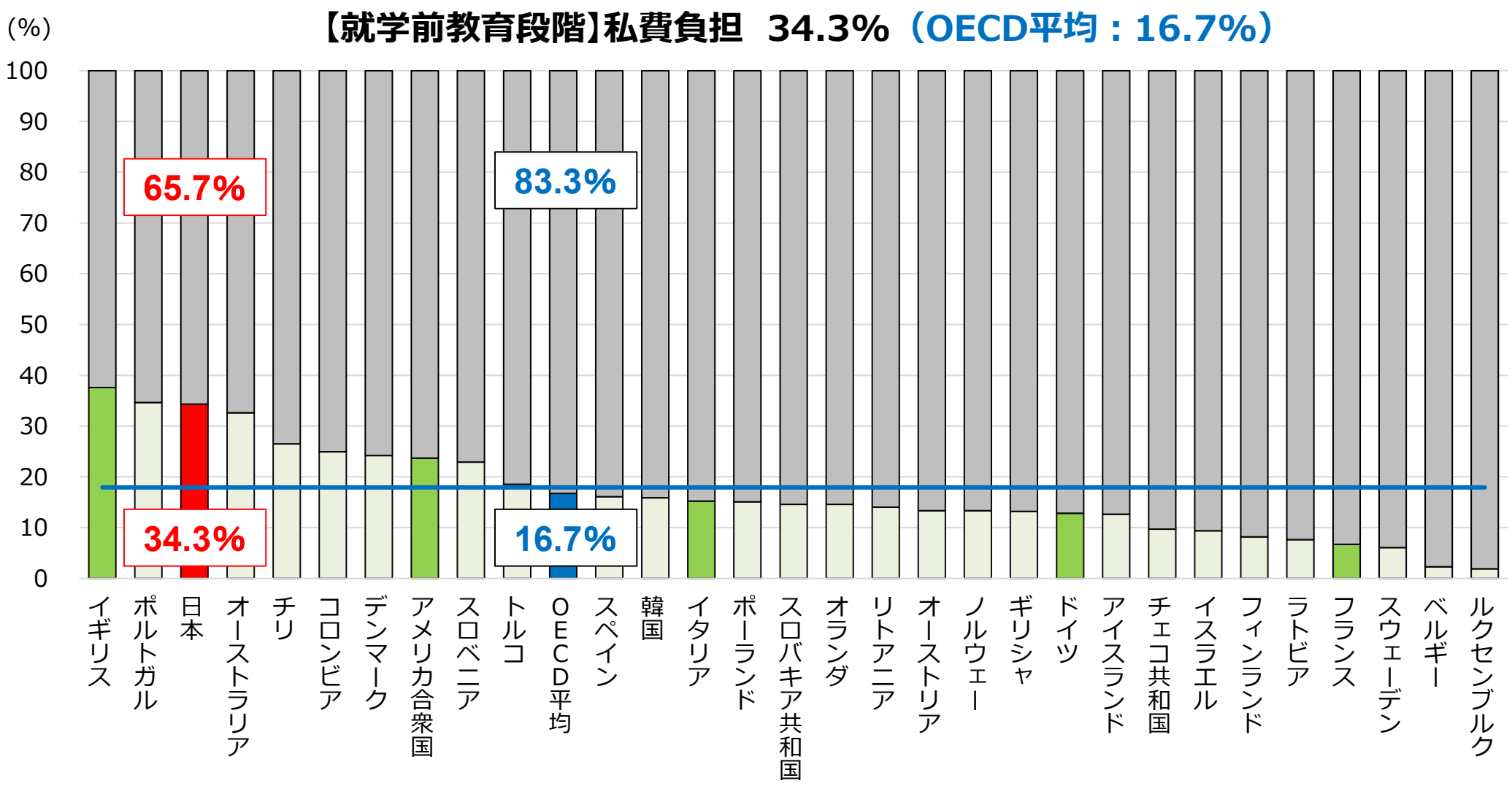

※データはOECD加盟38か国のうち、カナダ、コスタリカ、エストニア、ハンガリー、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。
※日本は幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)と特別支援学校幼稚部のみのデータ。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」TableB2.3（https://stat.link/8edfqa）

教育支出の公私負担割合（2019年）

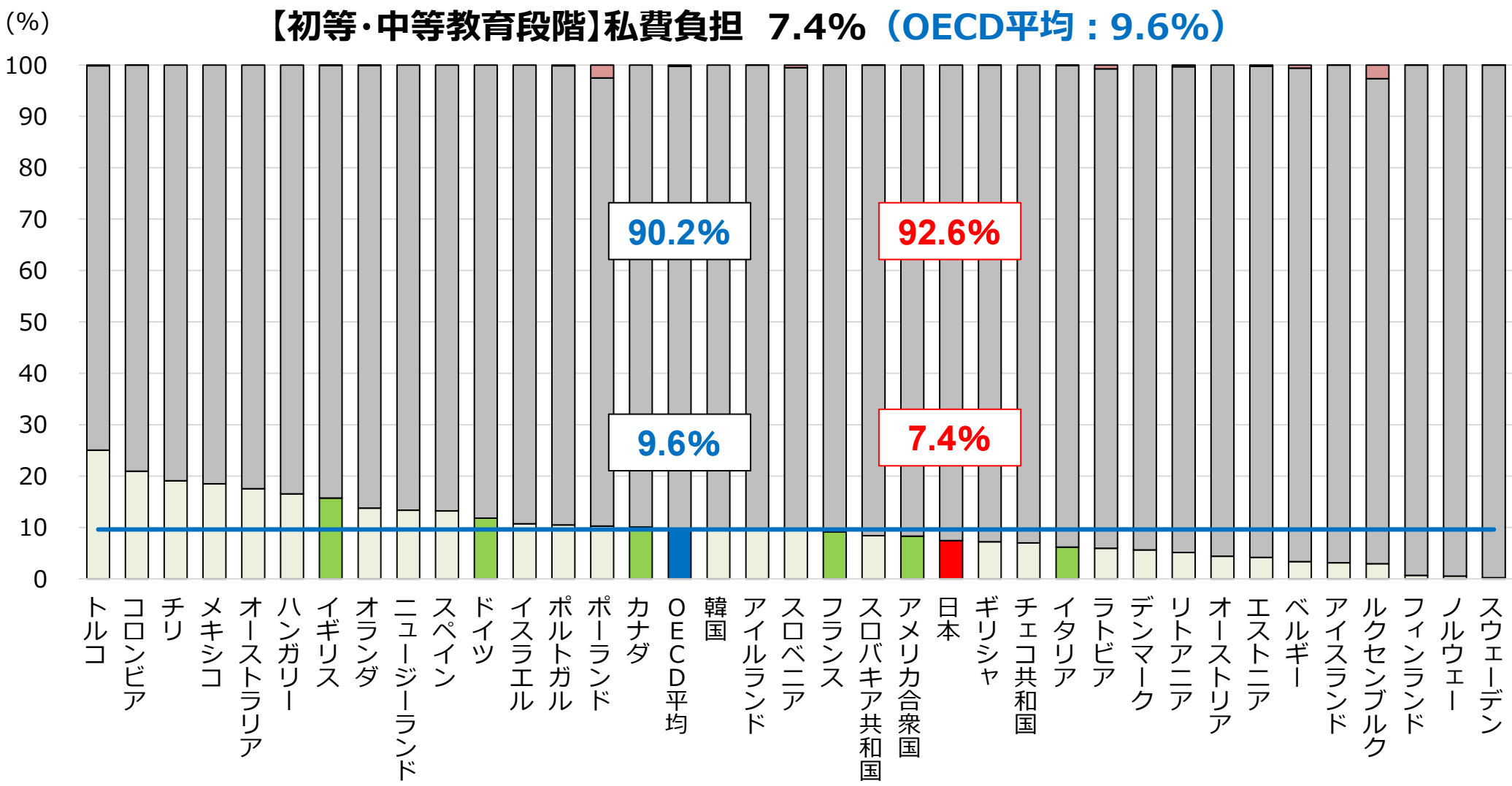

※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。

（出典）　OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC3.1（https://stat.link/15q7iy）

教育支出の公私負担割合（2019年）

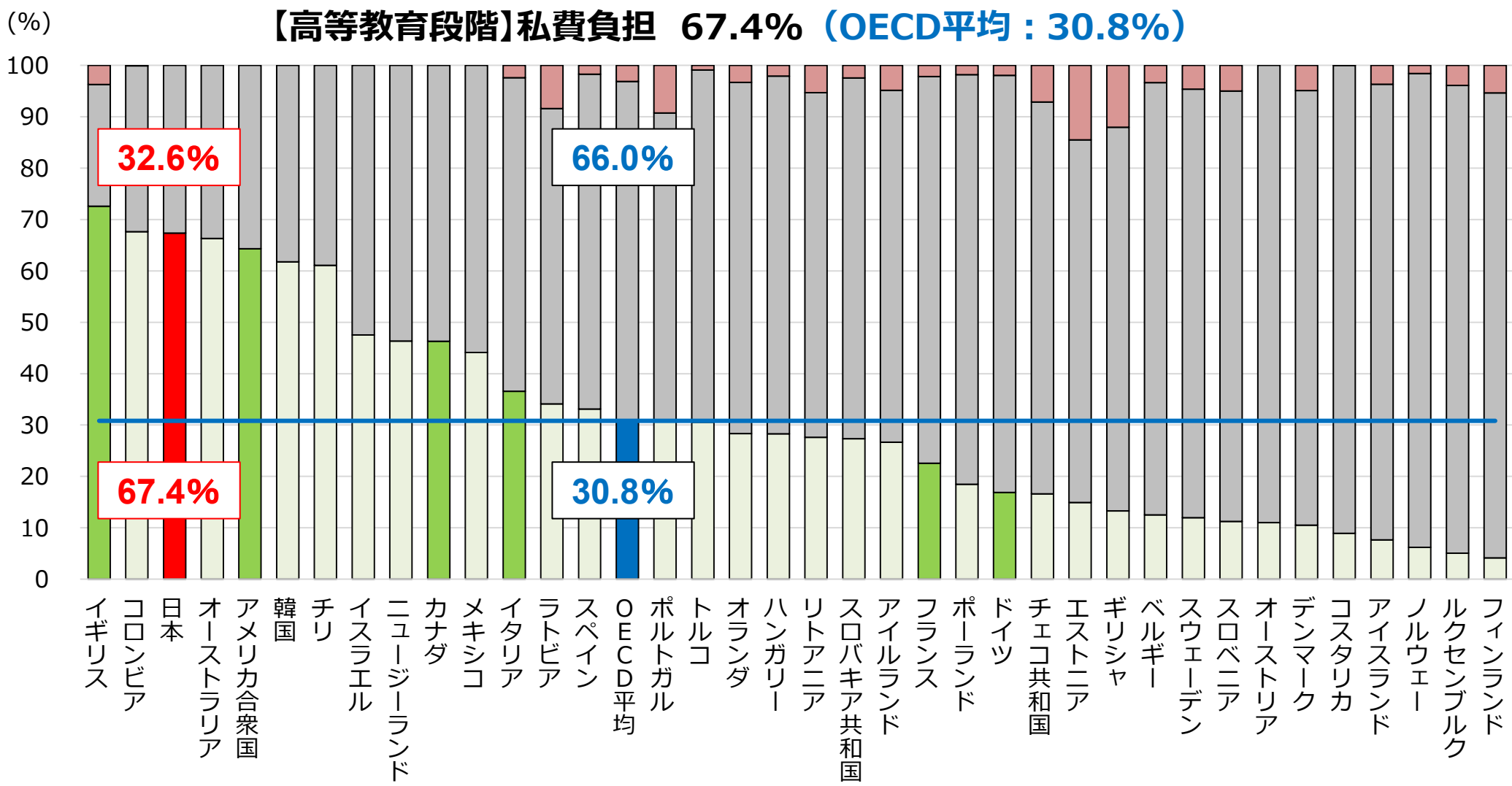

※データはOECD加盟38か国のうち、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※公財政に奨学金等の個人補助を含まない。
※他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典）　OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC3.1（ https://stat.link/15q7iy ）

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

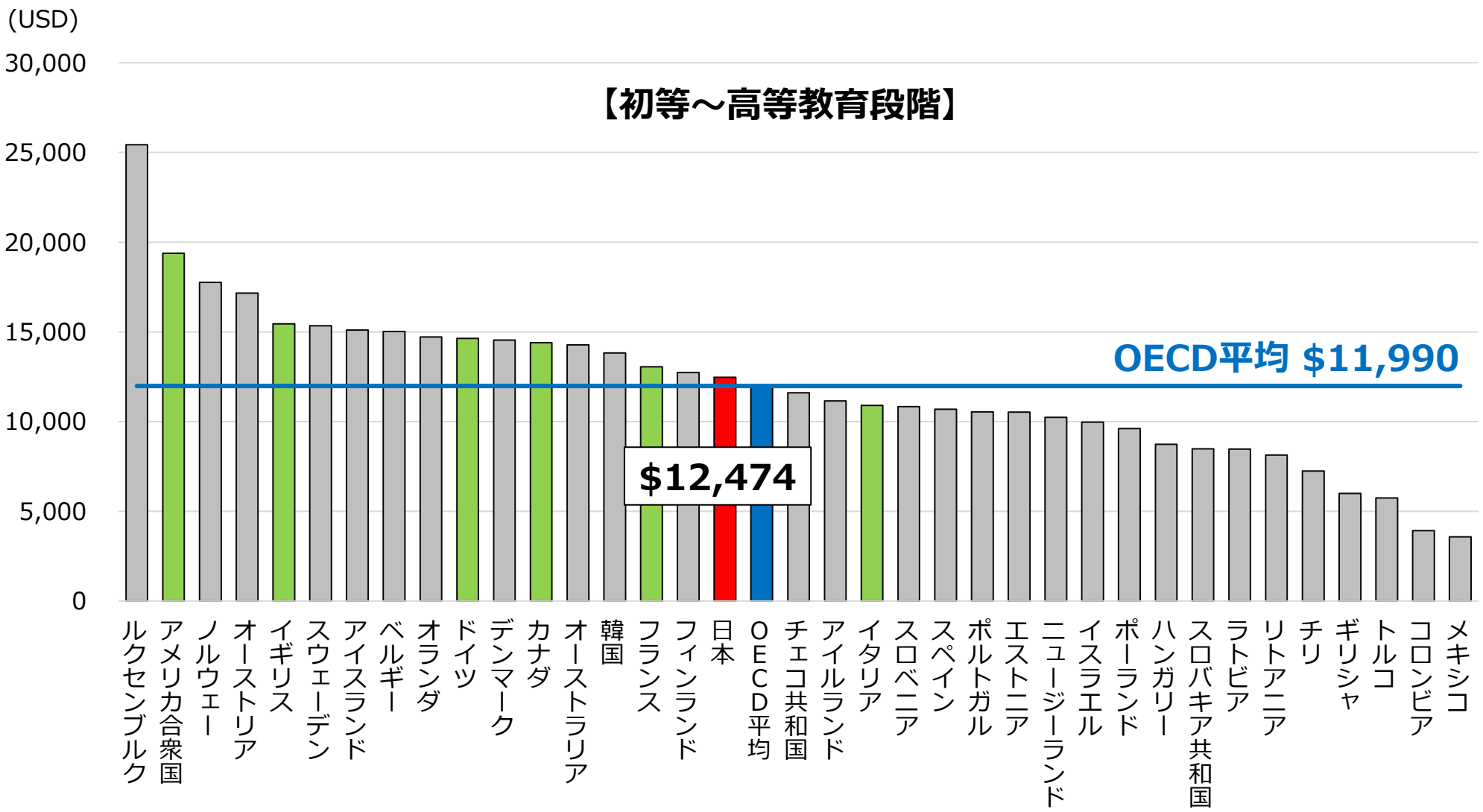

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。
※幼児教育段階及び分類不可（教育行政費等）を含まない。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（https://stat.link/kbzdco）

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

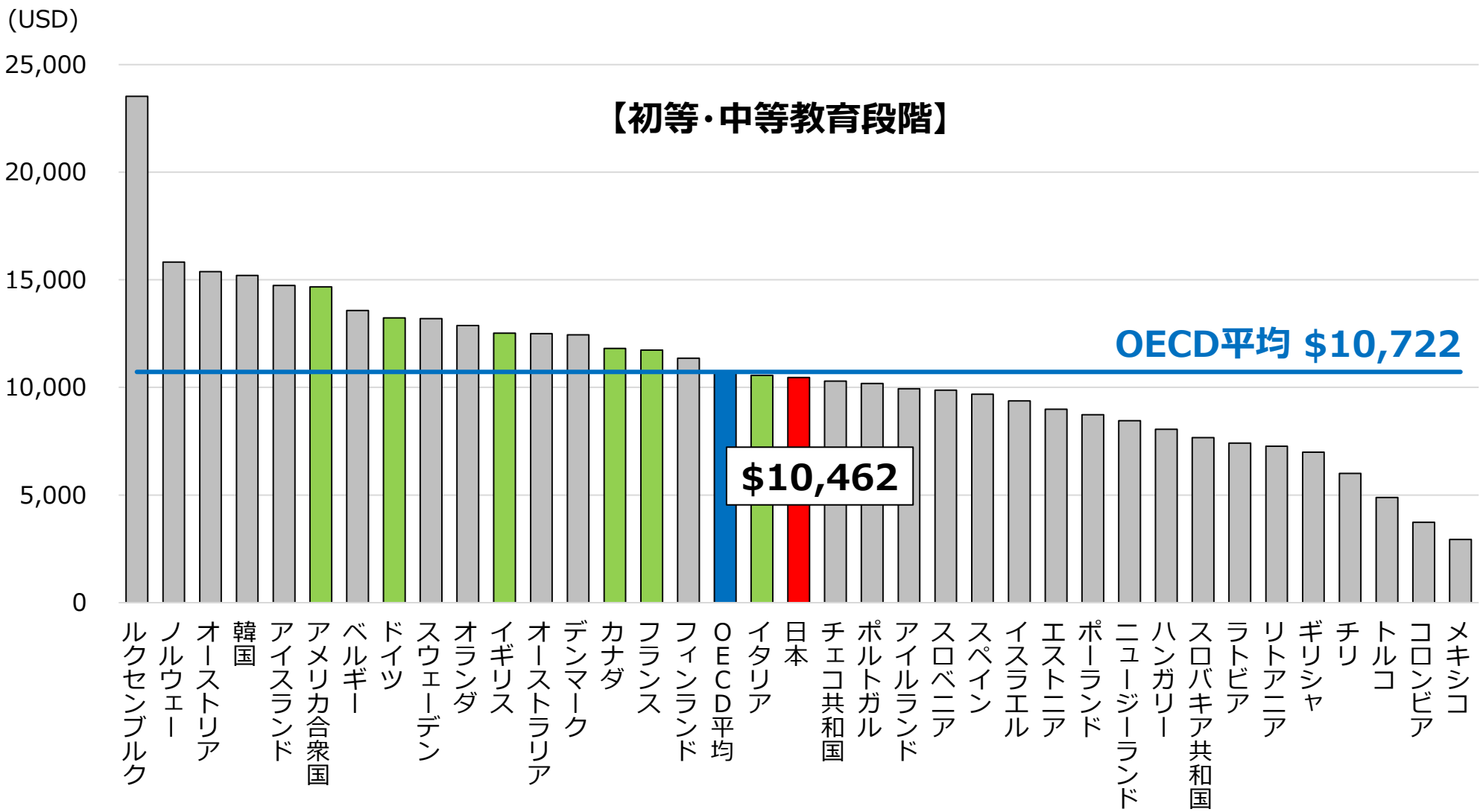

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（https://stat.link/kbzdco）

在学者一人当たりの教育支出額（2019年）

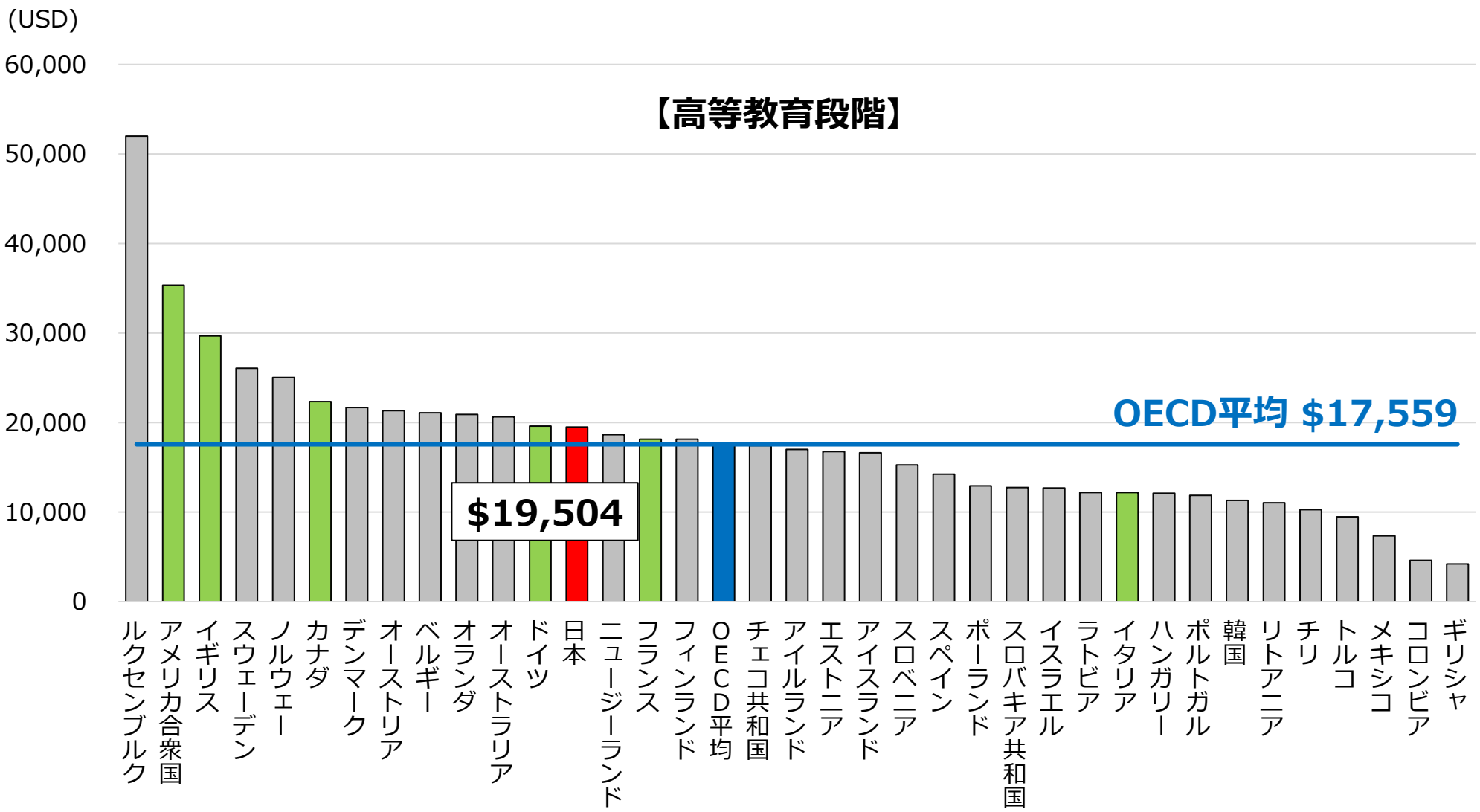

※単位はGDP購買力平価によるドル換算額。
※データはOECD加盟38か国のうち、コスタリカ、スイスを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※参照年度は2019年度（令和元年度）。
※家計からの支出等の私費負担を含む。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（出典） OECD「Education at a Glance2022(図表でみる教育2022）」
TableC1.1（https://stat.link/kbzdco）

各地方公共団体における計画の策定状況

国の教育振興基本計画を参酌した地方公共団体における計画等の策定について

	教育振興基本計画	教育大綱
根拠条文	○教育基本法（平成十八年法律第百二十号） （教育振興基本計画） 第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 ２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） （大綱の策定等） 第一条の三　地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。 ２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。 ３・４（略）
策定主体	地方公共団体	地方公共団体の長
策定内容	当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定義務	努力義務	義務
協議	定めなし	総合教育会議における協議が必要
改正法施行日	平成18年12月22日	平成27年4月1日
策定率	都道府県・指定都市　100% 市町村　82．9% ※1	都道府県・指定都市　100% 市町村　99．3% ※2

※1　文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）
※2　新教育委員会制度への移行に関する調査（令和元年9月1日時点）

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○計画の位置づけ

	都道府県（47）	指定都市（20）	市町村（1,718）（※）	計
ア．教育の振興を主たる内容とする計画を策定している	85%	90%	54%	55%
イ．自治体の総合計画等の一部を教育振興基本計画として位置付けている	6%	10%	25%	25%
ウ．アとイの両方をもって教育振興基本計画としている	9%	0%	3%	3%
エ．策定していない	0%	0%	17%	16%

※ 特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。以下同じ。

○計画対象期間 （計画策定自治体中の割合。以下同じ。）

	都道府県	指定都市	市町村	計
１年以下	0%	0%	3%	3%
２年	0%	0%	0%	0%
３年	0%	0%	2%	2%
４年	17%	15%	7%	8%
５年	57%	45%	52%	52%
６～９年	6%	20%	9%	9%
１０年	17%	15%	24%	23%
１１年以上	2%	5%	2%	2%

出典：文部科学省調べ（令和３年３月３１日時点）

地方公共団体における教育振興基本計画の策定に関する状況

○教育大綱との関係

	都道府県	指定都市	市町村	計
計画とは別に大綱を定めている	81%	60%	58%	59%
計画をもって大綱に代えている	19%	35%	31%	31%
大綱をもって計画に代えている	0%	5%	11%	10%

○議会の承認・報告の有無

	都道府県	指定都市	市町村	計
議会承認を行っている	34%	15%	18%	19%
議会報告を行っている	55%	70%	59%	59%
議会への報告等はしていない	11%	15%	23%	22%

○教育振興基本計画に以下の項目が含まれている割合

	都道府県	指定都市	市町村	計
私立学校	77%	10%	4%	6%
幼稚園（幼保連携型認定こども園含む）	94%	65%	53%	54%
大学	38%	0%	4%	5%

○教育振興基本計画を公表する際の名義

	都道府県	指定都市	市町村	計
教育委員会	53%	85%	62%	62%
首長	9%	0%	25%	24%
首長及び教育委員会（地方公共団体名義）	36%	15%	13%	14%
その他	2%	0%	1%	1%

※その他の例：地方公共団体と教育委員会の連名

出典：文部科学省調べ（令和3年3月31日時点）

次期教育振興基本計画の指標の状況

目標（１）確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

指標	実績値						
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：読解力	OECD平均と同程度	—	OECD諸国中 11位	—	—	—	
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：数学的リテラシー	OECD平均より高得点グループ	—	OECD諸国中 1位	—	—	—	
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生徒の学習到達度調査(PISA)の結果：科学的リテラシー	OECD平均より高得点グループ	—	OECD諸国中 2位	—	—	—	
	H18年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）の結果：算数・数学	小学校：4位／36か国 中学校：5位／48か国	—	小学校：5位／58か国 中学校：4位／39か国	—	—	—	
	H18年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国際数学・理科教動向調査（TIMSS）の結果：理科	小学校：4位／36か国 中学校：3位／48か国	—	小学校：4位／58か国 中学校：3位／39か国	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合(「よく分かる」、「だいたい分かる」と回答した率)	小学生 国語：80.8% 算数：80.2% 中学生 国語：74.3% 数学：69.7%	小学生 国語：82.2% 算数：80.6% 中学生 国語：75.0% 数学：69.6%	小学生 国語：－ 算数：83.5% 中学生 国語：－ 数学：71.3%	小学生 国語：85.0% 算数：83.5% 中学生 国語：77.8% 数学：74.1%	—	小学生 国語：84.3% 算数：84.6% 中学生 国語：80.2% 数学：74.7%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
「勉強は好き」と思う児童生徒の割合(「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」と回答した率)	小学生 国語：58.5% 算数：66.1% 中学生 国語：59.7% 数学：56.2%	小学生 国語：60.6% 算数：66.0% 中学生 国語：60.4% 数学：55.7%	小学生 国語：－ 算数：64.1% 中学生 国語：－ 数学：54.1%	小学生 国語：64.2% 算数：68.7% 中学生 国語：61.5% 数学：58.1%	—	小学生 国語：58.6% 算数：67.8% 中学生 国語：60.8% 数学：59.3%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	－	小学生 85.9% 中学生 70.5%	小学生 85.1% 中学生 72.5%	小学生 83.8% 中学生 70.5%	—	小学生 80.3% 中学生 68.6%	小学生 79.8% 中学生 67.4%

目標（１）確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

指標	実績値						
	H19年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校(国・公・私立)の割合（よく行った、行ったと回答した率）	小学校：87.9% 中学校：81.5%	小学校：97.4% 中学校：94.6%	小学校：97.1% 中学校：94.2%	小学校：91.8% 中学校：86.4%	―	小学校：95.6% 中学校：91.1%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加 （「よく行った」、「どちらかといえば、行った」と回答した率）	小学校 80.1% 中学校 72.8%	小学校 82.4% 中学校 75.4%	―	―	―	小学校 87.7% 中学校 84.5%	小学校 89.8% 中学校 86.9%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）	―	―	―	―	―	2.0	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数		－	－	－	－	－	25校
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBL の実施)割合	31.0%	35.5%	37.0%	39.4%	38.1%	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
主専攻・副専攻制を導入する大学の割合	―	36.2%	―	37.9%	―	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
4学期制を採用する大学の割合	―	5.5%	―	6.2%	―	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合	51.0%	52.8%	54.2%	60.4%	62.6%	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
教育研究活動等の改善の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合	36.1%	38.6%	38.4%	45.0%	44.9%	調査中	
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
職業実践専門課程の認定校数 上段：当該年度までの認定校数 下段：( )は全専門学校数に占める割合	470校 （17%）	954校 （33.8%）	994校 （35.4%）	1,037校 （37.0%）	1,070校 （38.5%）	1,083校 （39.3%）	
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
職業実践力育成プログラム（BP)の認定課程数	123	180	219	261	282	314	339

目標（２）豊かな心の育成

指標	実績値						
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	―	小学生 77.9% 中学生 70.7%	小学生 84.0% 中学生 78.8%	小学生 81.3% 中学生 74.1%	―	小学生 76.9% 中学生 76.2%	
	―	H29年度	H30年度	H31年度	R3年度	R4年度	
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	―	小学生42.3% 中学生33.4%	小学生49.9% 中学生38.8%	小学生54.5% 中学生39.4%	小学生52.5% 中学生43.7%	小学生51.4% 中学生40.8%	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事案で、生命・身体に重大な被害が生じた場合に係る総合教育会議の開催状況	－	71%	51%	25%	81%	調査中	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数	－	1.881	2.523	2.435	3.221	2.884	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	令和3年度	令和4年度	
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	―	―	―	―	小学生70.2% 中学生74.8%	小学生73.7% 中学生77%	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度	
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	―	―	―	―	―	小学生68.1% 中学生66.6%	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	
人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合	―	小学生85.3% 中学生84.4%	―	小学生87.9% 中学生85.7%	小学生88.7% 中学生88.4%	小学生88.9% 中学生88.2%	
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	R4年度	
先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合	―	小学生86% 中学生80.4%	小学生85.3% 中学生82%	小学生86.1% 中学生81.4%	―	小学生87.1% 中学生86.4%	
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
子供の不読率（1カ月に1冊も本を読まなかった子供の割合）	小学生 4.5%	小学生 5.6%	小学生 8.1%	小学生 6.8%	―	小学生 5.5%	小学生 6.4%
	中学生 16.4%	中学生 15.0%	中学生 15.3%	中学生 12.5%	―	中学生 10.1%	中学生 18.6%
	高校生 53.2%	高校生 50.4%	高校生 55.8%	高校生 55.3%	―	高校生 49.8%	高校生 51.1%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	―	―	―	鑑賞 58.6% 〃外 28.8%	鑑賞 40.6% 〃外 21.6%	鑑賞 54.4% 〃外 22.2%	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加	52.8%	―	―	50.0%	―	―	

目標（３）健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

指標	実績値					
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
朝食を欠食する児童生徒の割合	3.7%	4.6%	5.5%	4.5%	—	5.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小学生78.9% 中学生74.4%	小学生79.8% 中学生75.7%	小学生76.9% 中学生74.2%	小学生81.4% 中学生78.0%	—	小学生81.2% 中学生79.8%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小学生90.9% 中学生92.4%	小学生91.1% 中学生92.5%	小学生88.8% 中学生90.4%	小学生91.6% 中学生92.8%	—	小学生90.4% 中学生92.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合	—	小学生9% 中学生13%	小学生10% 中学生13%	小学生10% 中学生14%	—	小学生12% 中学生13%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合	—	小学生74% 中学生65%	小学生80% 中学生76%	小学生80% 中学生75%	—	小学生87% 中学生82%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
成人のスポーツ実施率（週1回以上）	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	59.9%	56.4%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
スポーツ実施率（年1回以上）	63.5%	74.1%	80.2%	79.5%	81.8%	80.1%
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
障害者のスポーツ実施率（週1回以上）	成人 19.2% 若年層 31.5%	成人 20.8% 若年層 29.6%	―	成人 25.3% 若年層 30.4%	成人 24.9% 若年層 27.9%	成人 31.0% 若年層 41.8%
	H27年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
障害者のスポーツ実施率（年1回以上）	成人 39.8% 若年層 58.1%	成人 41.1% 若年層 56.2%	―	成人 45.6% 若年層 55.2%	成人 46.4% 若年層 50.6%	成人 58.7% 若年層 73.1%

目標（４）グローバル社会における人材育成

指標	実績値					
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
中学3年生でCEFRのA1レベル相当以上を達成した生徒の割合	25.5%	40.7%	42.6%	44.0%	―	47.0%
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
高校3年生でCEFRのA2レベル相当以上を達成した生徒の割合	30.4%	39.3%	40.2%	43.6%	―	46.1%
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
外国人留学生数	163,697人 （138,075人）	267,042人 （188,384人）	298,980人 （208,901人）	312,214人 （228,403人）	279,597人 （218,783人）	242,444人 （201,877人）
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
日本人海外留学生数	57,501人	58,408人	58720人	61989人	調査中	調査中
	H23年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
外国の高等学校等に留学した日本の高校生数	3,257人	4076人	ー	調査中	ー	調査中
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
海外に対する教育事業に参加した日本側の教員、職員、指導者及び児童・生徒・学生の数	240人	3,367人	6,121人	5,711人	2,879人	7,214人
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
海外に対する教育事業に参加した相手国側の教員、職員、指導者及び児童・生徒・学生の数	1,664人	19,539人	19,516人	28,423人	10,206人	11,601人

※留学等の国際交流については、教育未来創造会議等の政府全体における議論を踏まえ、指標を設定予定

目標（５）イノベーションを担う人材育成

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
学部入学者数に対する修士入学者数の割合	11.7%	11.7%	11.8%	11.5%	11.3%	11.9%	11.9%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
修士入学者数に対する博士入学者数の割合	20.7%	20.1%	20.1%	20.6%	20.4%	19.7%	19.0%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
生活費相当額（年間180万円以上）を受給する博士後期課程学生数	—	—	0.75万人	—	—	調査中	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
博士課程修了者の就職率		67.7%	67.7%	69.0%	69.8%	68.4%	69.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
博士課程修了者を研究開発者採用した企業の回答のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合	—	93.5%	94.6%	92.7%	93.9%	91.8%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合	—	72.8%	76.5%	80.2%	76.5%	66.7%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合	—	35.9%	35.9%	35.9%	36.1%	36.3%	
	H26年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：26.4% 工学部：12.9%	理学部： 27.0% 工学部： 14.0%	理学部： 27.8% 工学部： 15.0%	理学部： 27.9% 工学部： 15.4%	理学部： 27.8% 工学部： 15.7%	理学部： 27.8% 工学部： 15.7%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数	—	—	—	—	592人	895人	

目標（６）主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

指標	実績値						
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、お互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合	—	小学生50.5% 中学生40.5%	—	小学生74% 中学生71.3%	—	小学生73.4% 中学生73.7%	小学生73.5% 中学生76.5%

目標（７）多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9%	82.6%	90.9%	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7%	77.1%	84.8%	—	—	—	
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数 ※H28～H29は公立小中（5.1時点）、H30～R1は国公私立小中高（5.1時点）、R2は国公私立小中高（通年）	98,311人	108,946人	123,095人	134,185人	164,697人	—	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	—	23.7%	27.5%	29.6%	34.3%	36.3%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
不登校特例校の設置数		—	12校	12校	15校	17校	21校
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
夜間中学の設置数		—	31校	33校	34校	36校	40校
	H11年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合	81.6%	—	79.5%	—	—	90.9%	
	H11年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合	81.6%	—	74.4%	—	—	87.8%	
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合	—	—	34.3%	—	—	—	
	H21年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	7.8%	9.4%	9.5%	9.5%	5.6%	4.5%	

目標（８）生涯学び、活躍できる環境整備

指標	実績値						
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合	57.1%	47.5%	58.4%	―	―	―	74.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間に行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に活かすため」「②人生を豊かにするため」「③健康の維持・増進のため」「④教養を深めるため」「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加	－	－	①32.1% ②36.2% ③29.9% ④37.1% ⑤23.8% ⑥16.9%	―	―	―	①47.8% ②45.8% ③42.6% ④30.5% ⑤16.1% ⑥11.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、または生かせると回答した者の割合の増加	31.3%	32.6%	47.9%	―	―	―	54.0%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合	―	―	―	鑑賞 67.3% 〃外 21.7%	鑑賞 41.8% 〃外 14.2%	鑑賞 39.7% 〃外 10.0%	

目標（９）学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

指標	実績値						
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合		—	14.7%	21.3%	27.2%	33.3%	42.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
コミュニティ・スクールを導入している地方公共団体の割合	—	21.0%	30.8%	40.0%	48.5%	57.4%	66.9%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校の割合		—	—	42.0%	50.3%	54.7%	57.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域住民との協働による活動を行った学校の割合	—	—	65.5%	72.1%	—	70.0%	65.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと考える学校の割合	—	—	92.4%	93.6%	—	93.1%	91.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働活動に参画した地域住民等の数（延べ人数）	—	1,126万人	1,168万人	1,144万人	845万人	902万人	—

目標（１０）地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

指標	実績値						
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を家庭・日常の生活に生かしている者と回答した者の割合	36.7%	32.2%	40.0%	—	—	—	47.8%
	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしていると回答した者の割合	21.8%	24.1%	21.2%	—	—	—	11.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公民館等における社会教育主事有資格者数の増加	—	—	2,119人	—	—	2,048人	—

目標（１１）教育DXの推進・デジタル人材の育成

指標	実績値					
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教員のICT活用指導力の状況(授業にICTを活用して指導する能力)	―	―	69.7%	69.8%	70.2%	75.2%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教員のICT活用指導力の状況（児童生徒のICT活用を指導する能力）	―	―	70.2%	71.3%	72.9%	77.3%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用の割合（週3回以上）	―	―	―	―	―	小学校31.5% 中学校28.1%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合	―	―	―	―	―	小学校58.3% 中学校55.5%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年あたりの受講対象学生数の増加	―	―	―	―	―	約6万人/年

目標（１２）指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

指標	実績値					
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている都道府県・政令市・市区町村の割合	―	―	―	―	都道府県 85.1% 政令市 100% 市区町村 78.1%	都道府県 85.1% 政令市 100% 市区町村 81.3%
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
特別免許状の授与件数（特に小中学校）（総数、括弧内は小中学校計）	―	169件 （54件）	208件 （71件）	227件 （77件）	237件 （82件）	調査中
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童生徒１人１台端末水準維持（教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数）	5.9人	5.6人	5.4人	4.9人	1.4人	0.9人
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICT支援員の配置人数	―	―	2,258人	2,549人	3,539人	5,620人
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大学における外部資金獲得状況（国立大学法人への寄附額）	1,069億円	949億円	966億円	1,065億円	1,088億円	1254億円
大学における外部資金獲得状況（公立大学への寄附額）	74億円	69億円	94億円	73億円	90億円	91億円
大学における外部資金獲得状況（大学を設置する学校法人の寄附金受入額）	1,724億円	1,341億円	1,269億円	1,302億円	1,418億円	1,304億円
	―	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大学間連携に取り組む大学数（大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人の数）	―	―	―	―	―	3法人（12大学）

目標（１３）経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

指標	実績値					
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
全世帯と生活保護世帯の高等学校等進学率の差	10.5ポイント	5.4ポイント	5.3ポイント	5.0ポイント	5.4ポイント	5.4ポイント
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
住民税非課税世帯の大学等への進学率	—	—	40.4%	—	51.0%	54.0%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率	—	35.3%	36.0%	36.4%	37.3%	39.9%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
児童養護施設の生徒等の大学等進学率	—	27.1%	30.8%	28.3%	33.0%	調査中
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
経済的理由による高等学校の中退者数	1,043人	832人	988人	782人	509人	532人
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学生数に占める1年間の中退者数の割合（全中退者のうち、経済的理由による中退者数の割合）	—	—	—	2.50% （15.3%）	1.95% （16.7%）	1.95%（13.5%）
	H22年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設（他の学校や社会教育施設、民間企業等）にいる人々とやりとりする取組の増加（3か月に1回以上）	—	—	—	—	—	小学校15.1% 中学校13.0%

目標（１４）NPO・企業・地域団体等との連携・協働

指標	実績値					
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合 ※R1までの中学校は公立のみの割合、R3以降は国公私の割合	—	小学校 45.2% 中学校 98.6% 高等学校 26.0%	小学校 47.3% 中学校 97.7% 高等学校 26.0%	小学校 57.1% 中学校 97.9% 高等学校 36.7%	小学校 － 中学校 － 高等学校 －	小学校 44% 中学校 28.5% 高等学校 －
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制がある割合	—	—	—	—	都道府県 68% 指定都市 80%	都道府県 78.7% 指定都市 75%

目標（１５）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備・児童生徒等の安全確保

指標	実績値					
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公立小中学校施設の老朽化対策実施率	—	—	—	—	0%	10.3%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率　※建物分	—	—	—	—	4.1	10.8%
	—	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率　※ライフライン分	—	—	—	—	4.1%	9.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
私立学校施設の耐震化率 【大学等】	83.7%	90.3%	91.6%	92.8%	94.0%	95.1%
	H25年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
私立学校施設の耐震化率 【幼稚園から高等学校】	77.8%	88.4%	90.3%	91.4%	92.3%	93.2%
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校法人における外部資金獲得状況	2,218億円	1,803億円	1,854億円	1,810億円	1,837億円	—
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少	411件	398件	403件	363件	393件	321件
	H24年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	57人	74人	56人	44人	42人

中央教育審議会における審議の経過について

令和4年2月7日（月） 第130回中央教育審議会総会

文部科学大臣より中央教育審議会に次期教育振興基本計画の策定について諮問

※第115回生涯学習分科会（令和4年2月15日）において諮問の報告

第1回教育振興基本計画部会：令和4年3月22日（火）

（1）第3期教育振興基本計画期間中の教育改革の動向について

※第166回大学分科会（令和4年3月28日）において諮問の報告

第2回教育振興基本計画部会：令和4年5月13日（金）

（1）第3期教育振興基本計画の進捗状況等について

第3回教育振興基本計画部会：令和4年6月2日（木）

（1）次期教育振興基本計画と教育DX（デジタルトランスフォーメーション）について

（2）教育振興基本計画の教育現場での実効性について

※第118回生涯学習分科会（令和4年6月3日）において審議状況の報告

第4回教育振興基本計画部会：令和4年7月12日（火）

（1）教育とウェルビーイングについて

（2）誰一人取り残さない教育について

※第136回初等中等教育分科会（令和4年7月25日）において審議状況の報告

第5回教育振興基本計画部会：令和4年8月5日（金）

（1）社会教育・教育と地域の連携について

（2）教育と産業界の連携について

（3）生徒・学生からの話題提供

（4）総論全般について

第6回教育振興基本計画部会：令和4年8月23日（火）

（1）グローバルについて
（2）スポーツ・文化芸術・体験活動について
（3）総論について

※第169回大学分科会（令和4年9月7日）において審議状況の報告

第7回教育振興基本計画部会：令和4年9月20日（火）

（1）次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について

第8回教育振興基本計画部会：令和4年10月13日（木）

（1）次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について
（2）次期教育振興基本計画の各論について
（3）その他

令和4年10月28日（金） 第131回中央教育審議会総会

「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を報告

第9回教育振興基本計画部会：令和4年11月4日（金）

（1）次期教育振興基本計画の各論について

※第137回初等中等教育分科会（令和4年11月7日）において「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を報告

第10回教育振興基本計画部会：令和4年11月22日（火）

（1）次期教育振興基本計画の指標及び各論について

※令和4年12月10日に内閣府・ユース政策モニターを活用し、ユースラウンドテーブルを実施。「どんな学校になってほしい？みんなで考えよう！～次期教育振興基本計画策定に向けて～」をテーマに、ユース政策モニター23名（小学生5名、中学生11名、高校生5名、大学生・大学院生2名）とグループワークと意見交換を実施。

第11回教育振興基本計画部会：令和4年12月12日（月）

（1）次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告（素案）について

※第122回生涯学習分科会（令和4年12月19日）、第170回大学分科会（令和4年12月21日）において審議状況の報告
※ユース政策モニターを対象に、これからの学校教育等についてインターネットで意見募集を実施（令和4年12月23日～令和5年1月13日）。478件の意見が寄せられた。

第12回教育振興基本計画部会：令和5年1月13日（金）

（1）次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告（案）について

※「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告について」に関する意見募集を実施（令和5年1月13日～1月25日）。1,078件の意見が寄せられた。
※初等中等教育分科会委員に向け、メールにて「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告について」に関する意見募集を実施（令和5年1月19日～1月25日）

関係団体ヒアリング：令和5年1月20日（金）・1月23日（月）

（1）関係団体ヒアリング

令和5年1月27日（金） 第133回中央教育審議会総会

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」を報告

第13回教育振興基本計画部会：令和5年2月7日（火）

（1）次期教育振興基本計画の答申（素案）について

第14回教育振興基本計画部会：令和5年2月24日（金）

（1）次期教育振興基本計画の答申（案）について

令和5年3月8日（水） 第134回中央教育審議会総会

「次期教育振興基本計画について（答申（案））」を了承、答申取りまとめ

関係団体ヒアリングの実施状況について

関係団体ヒアリングの実施状況について

【教育委員会関係団体】
全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、全国町村教育長会

【校長会】
全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国特別支援学校長会、
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全国定時制通信制高等学校長協会

【学校関係団体】
国立大学協会、公立大学協会、全国公立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、全国幼児教育研究協会、
日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立高等専門学校協会、全国高等専門学校連合会
日本私立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立短期大学協会、全国公立学校施設整備期成会

【教職員関係団体】
日本教職員組合、全日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、日本私立大学教職員組合連合、
全国大学高専教職員組合、全国教育管理職員団体協議会、全国公立小中学校事務職員研究会

【学校体育・健康教育関係団体】
日本医師会、日本学校保健会、日本学校歯科医会、全国学校栄養士協議会
全国学校保健主事会、日本学校体育研究連合会

【社会教育等関係団体】
日本図書館協会、日本教育情報化振興会、全国国立大学生涯学習系センター研究協議会、日本野外教育学会、
全国社会教育委員連合、日本PTA全国協議会

【国際・文化関係団体】
海外子女教育振興財団、日本芸能実演家団体協議会

【経済団体等】
日本経済団体連合会、新経済連盟、日本商工会議所・東京商工会議所、日本労働組合総連合会

【地方公共団体】
全国知事会、全国市長会、全国町村会

※下線の団体は対面ヒアリングを行った団体、下線のない団体は書面意見提出団体

次期教育振興基本計画の策定に向けた若手・中堅職員懇話会（通称：ジキコン）について

（概要）
次期教育振興基本計画の策定に向け、今後５年間に必要な教育の方向性について文部科学省の若手・中堅職員による議論を実施

（参加者）
文部科学省の若手・中堅職員　約７０名

（活動期間）
令和４年６月～１１月

（活動内容）
希望するテーマ別のグループに分かれて議論を行い、提言をとりまとめ
（→次スライド以降が提言概要）

※ジキコンにおける提言は文部科学省としての見解を示すものではありません。

「学校の役割・教師の役割」グループ

ジキコン職員作成資料

検討経緯

- 学校・教師の役割グループにおいては、主に「学校教育における外部リソース活用」に関して以下３名の有識者よりヒアリングを実施。

五十棲浩二 経済産業省教育産業室長
横田洋和 戸田市教育委員会事務局次長
石川晋 NPO授業づくりネットワーク理事長

- 結果、外部リソース活用の観点からも、学校・教育委員会における意欲的な取組や政策立案を推進することが重要と再認識し、この観点から提案事項をとりまとめ。

- 本提言は、学校教育の質の向上や外部リソース活用等のため必要な施策を網羅するものではなく、更に施策を充実する余地があると考えられる分野に関して重点的に提案するもの。

提言①：教師の意欲的な取組の推進

教師は高度な専門性が求められる職であり、いわば「職人」。教師の指導力向上や外部リソース活用等の特色ある取組を推進するためには、第三者的立場の文部科学省や教育委員会が直接教師に働きかけを行うだけではなく、教師間で各自の強みに応じた授業実践（職人技）を共有し、効果的な取組が伝授されていく「場づくり」を進めることも重要ではないか。

【施策イメージ】

✓ 現行の文部科学大臣優秀教職員表彰制度を活用し、地域毎に優秀教職員による授業研究会や他の教員指導が行われるよう支援。加えて、国が優秀教職員による教育実践事例等をまとめた研修コンテンツを配信等。

【有識者コメント】

✓ 「学校に外部人材を積極的に招き入れるかは、管理職の考え方次第。そんな管理職の考えを変えるのは、教育委員会ではなく、イノベーターとして動ける教師自身。文部科学省にはそんなイノベーター教師を支援してもらいたい。」（石川晋 NPO授業づくりネットワーク理事長）

✓ 「学校現場で何らか取組が広まっていくのは、教師間の口コミによるところが大きい。教師は皆熱心なので、ある取組で生徒が生き生きしている姿を見さえすれば、「これは良い！」と思ってその取組を取り入れることが多い。」（五十棲浩二 経済産業省教育産業室長）

提言②：教育委員会における政策立案能力の強化

戸田市教育委員会においては産官学民の連携による教育改革「戸田市SEEPプロジェクト」を推進。こうした事例のように、教育委員会が地域に応じた積極的・効果的な政策立案を行える組織基盤の強化は重要であり、国としても支援を拡充していくべきではないか。

【施策イメージ】

✓ 全国の教育委員会が活用可能なアドバイザリーボードを国が設置。

✓ 文部科学省職員が定期的に各地域の教育長等を訪問し、最新の教育政策について意見交換すると共に必要な支援を行う（通称「全国教育委員会キャラバン」）。

【有識者コメント】

✓ 「産学官民連携の前提となる土壌として、教育行政のプロ採用を導入しており、政策立案に必要なデータ分析等を担っていただいている。」（横田洋和 戸田市教育委員会事務局次長）

提言③：教育分野における資金流入策

学校現場において新たな取組を実施する場合、予算の確保が課題となる。学校や教育委員会における財源確保・歳出削減策についての分析や事例提供により、教育委員会における政策的経費の確保を推進すべきではないか。

【施策イメージ】

✓ ふるさと納税制度を活用した、教育委員会（学校）への寄付の促進（返礼品として、寄付金を充てた事業の成果報告書の配布、体育館等の夜間貸出し優遇、文化祭でのチケット配布、体育祭・文化祭のストリーミング配信等が考えられる。）。

✓ 予算支出以外のインセンティブにより民間企業活用等を行う実証研修や分析の実施。

ジキコン職員
作成資料

意識格差の定義

✓ 本グループでは、経済的・地理的要因のような個々が左右できない要因に起因するものと、個人の属性に限定されず、主体的な意思決定・自己実現が妨げられているものがあると考え、意識格差を2つの階層で定義した。

第1階層：経済的・地理的状況によって生まれる劣等感や諦めの格差

- ヒアリングで挙がった「地方コンプレックス」のように、経済的・地理的な不利を感じることによって、「自分には無理」と決めつけてしまい、選択の範囲を狭めてしまう。
- 入口で諦めてしまって支援策とマッチングできていない可能性がある。

第2階層：より広い世界で自己実現を図ろうとする意欲の格差

- エージェンシー（変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任を持って行動する能力）の不足によって、児童生徒の学習や進路決定において、教師など出会う人や環境の影響が過剰に大きくなっている。
- 学校では、教師の言う通りに行動すれば問題がなく、教師の決めたことに対して、「自分たちには変えることのできない所与のもの」として受け止めてしまうといった「教師絶対主義」的傾向が見られ、ロールモデルが不足していることによって、主体性や知的好奇心に格差が生じる。

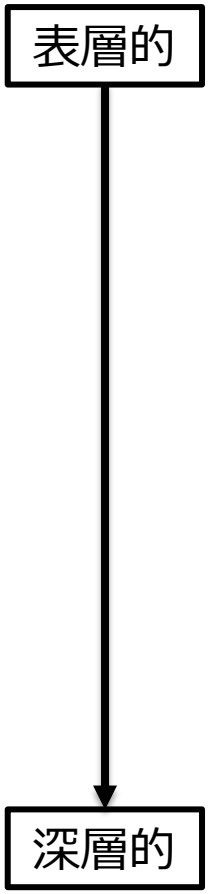

まとめ

- ✓ 経済的・地域的格差など、格差の要因を分けて考えるだけでは支援が行き届かない層が一定数存在。
- ✓ 複合的に発生する格差や深層にある格差の存在にも着目することが必要であり、国からの支援が必要な状況であるか実態を分析していくことが必要になっているのではないか。

STEP1 意識格差の実態把握

- 現状においてもなお、①親の所得が低いこと、②地方出身であること等の理由で、興味のある選択肢を断念したり、支援策に辿りつけていない可能性があるため、まずは現状把握が必要。

STEP2 人の循環を促す機会の提供

- 様々な経験や多くの人との出会いが重要であり、学校におけるICTの活用などに加え、外部リソースの活用、越境体験等の機会を積極的に提示し、「やってみたい！」と思える経験を増やすことが必要。

STEP3 総合的・複合的な格差支援

- 「自分の意志で選択した」という納得感が重要であり、その選択が個人の意思で変えることのできない経済的・地理的格差、その他の制約等によって妨げられることがないように、効果的な支援を行うことが必要。

経済的・地理的格差は、それぞれ独立したものではなく構造的な問題であり、対処療法的な政策や場当たり的政策で抜本的に解決するものではない

ジキコン職員
作成資料

マジョリティ変容の重要性

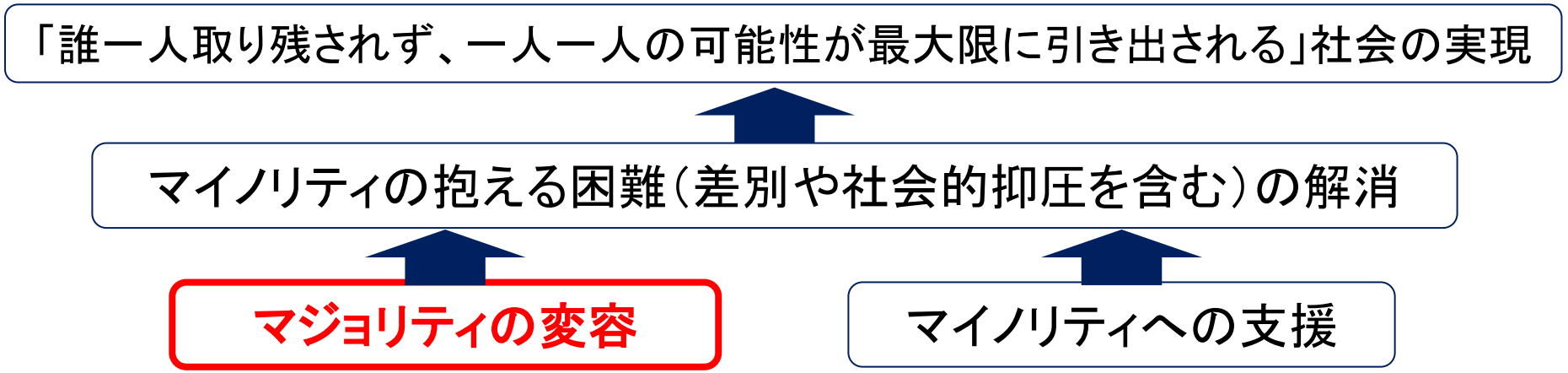

マジョリティは・・・

ある社会集団（人種、ジェンダー、性的指向、学歴…etc.）に属していることで、
労なくして得ることのできる優位性＝特権を有している。

※ほとんどの人々は、マジョリティ性とマイノリティ性の両方を抱えて生きている。

マジョリティ性を持った側が、

- **自分の特権に自覚的になり、**
- **マイノリティが直面している構造的な障壁に気づく**

ことが社会の変化につながっていく。

次期教育振興基本計画に求められること

ジキコン職員作成資料

マイノリティとマジョリティ双方への働きかけの推進

諮問文に挙げられた「共生社会の実現に向けた社会的包摂」を推進するに当たっては、マイノリティのみならず、マジョリティへの働きかけの観点も盛り込み、双方の観点を両輪として政策形成を推進することとしてはどうか。

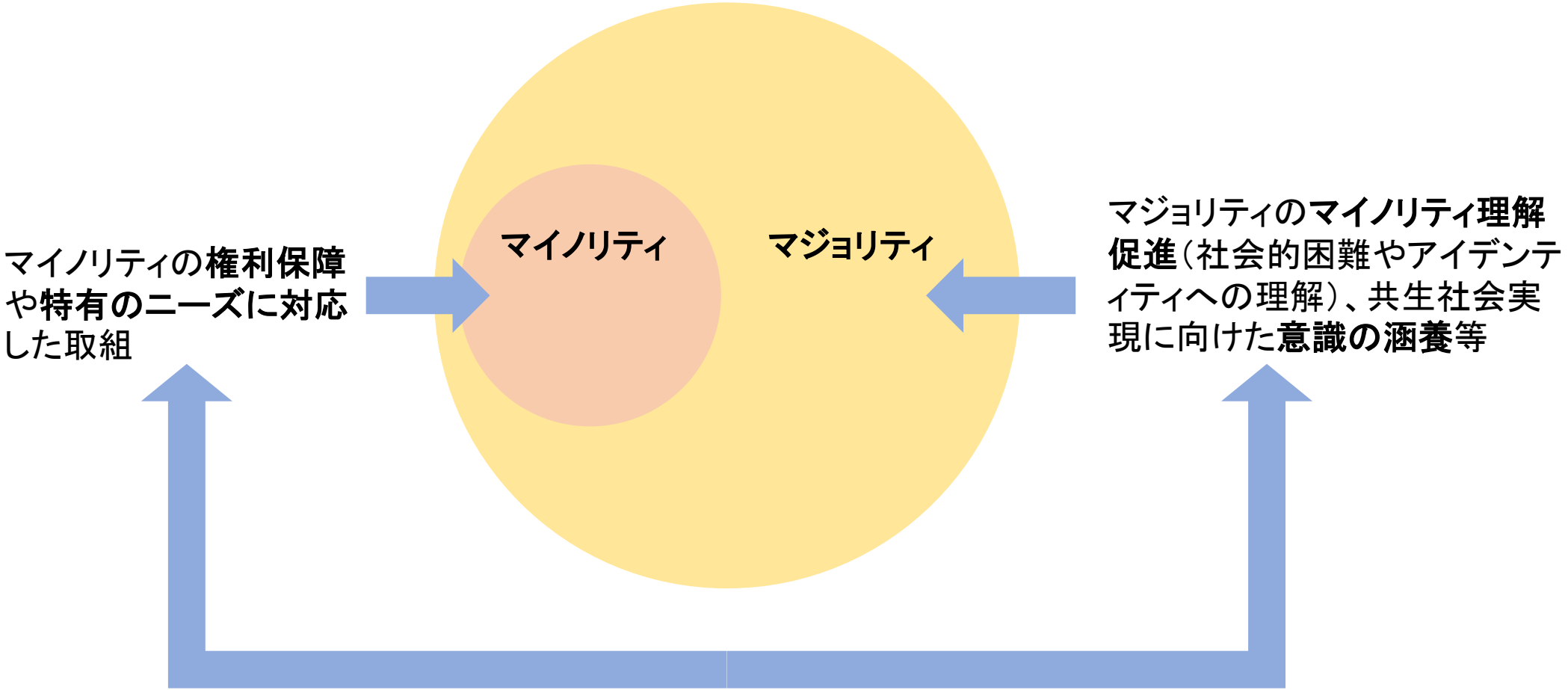

「ウェルビーイング・自己肯定感」グループ

ジキコン職員作成資料

・学校教育でWell-beingが実現された姿を描くにあたり、
①子供たち：求められる資質・能力の範囲
②教職員：教師不足・働き方改革
③学校：子供の権利の保障・福祉との連携など、学校に求められる役割の拡大
の３つの観点を踏まえて検討する必要があるのではないか。

・①については、社会情緒的スキル（Social Emotional Skills）が児童生徒の学力と相関関係を有することが様々な研究で実証されている。学校教育においても、知識・技能を教えるという役割に限定することなく、児童生徒の社会情緒的スキルを高めるような取組を、教科指導・生徒指導の両面で推進していくことが求められる。

・②については、教師・教職志願者の減に見られるように教師という職業に対するブラックイメージが広がる中、教師を含む学校教育を巡るステークホルダーの役割を再整理するなど、働き方改革等を進め、教師の魅力化や持続可能な業務体制を確保する必要がある。

・③については、こどもを巡る課題が複雑化・多様化する中で、こども基本法の成立などこどもの権利利益の保障や教育と福祉との連携が一層求められるようになっている。困難を抱える児童生徒への支援に当たって、学校がどのような機能を果たすべきかの観点から検討が必要である。

ジキコン職員作成資料

Well-beingの概念が初等中等教育段階の教育にもたらす変化

		現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
子供たちのwell-beingの実現	学習面	・個々の学習内容を理解していなくても、次の単元に移行。学年を追うごとに理解できていない点が拡大。	・自らの理解の程度や知的好奇心に応じ、主体的に学習を調整しながら、積極的に学習に取り組んでいる。（履修主義→修得主義へ）
	学級風土、学校生活	・いじめ重大事態や不登校件数が急増。 ・自己肯定感や自己有用感の低さが指摘（所謂「不登校予備軍」）。 ・「良好な学校風土・学級風土の構築が重要」と言われるが具体的にどのように対処すればよいか不明。教員の勘・経験・気合で対応。	・学習面だけでなく、子供たちそれぞれ互いの特性や良さを見つけることで自己肯定感・自己有用感を含む社会情緒的スキルを育んでいる。 ・学校が心理的に安全な場所であると認識されている。 ・学級風土等の改善方策がエビデンスベーストで把握・共有され、教師が改善しようとしている。
教職員のwell-beingの実現	職場環境	・忙しすぎて子供と向き合う時間がない。 ・管理職も自分たちの経験に基づいてマネジメントをしており、かつ、教員も自分たちの担務にのみ関心。	・教師の役割が明確にされたうえで、子供と向き合う時間が確保されている。 ・多様な課題に応じて管理職のマネジメントが機能しており、同僚性が高い職場で支え合い・学び合いながら働ける。
	キャリア展望	・教員としてのキャリア展望につき「管理職を目指す」「教員として現場で立ち続ける」程度に選択肢が限定。	・個々の得意分野を伸ばせるような教員のキャリアイメージが共有されている。
学校のwell-beingの実現	福祉面	・虐待・貧困等の課題はますます深刻化している一方、学校の役割は不明確。	・困難を抱える子供が、学校を通じても福祉的・医療的支援につながることができる。

Well-beingの概念が高等教育にもたらす変化

ジキコン職員作成資料

	現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
学習面	・自らの「学び」よりも単位の履修・取得を優先してしまう。	・自らの知的好奇心やキャリア形成に応じ、主体的・積極的に学習に取り組んでいる。
高等教育への柔軟なアクセス確保	・特に30代から40台の社会人が学び直そうとしても、「仕事が忙しい」「家事が忙しい」等で時間的制約がネックになっている一方、対面を原則とする現行の高等教育は柔軟性を欠く。	・オンラインで柔軟に高等教育を受けられる大学（※）が創設され、18歳人口ではなく、時間的・場所的制約を抱える社会人も柔軟にスキルアップやキャリアチェンジが可能。 （※）米国ではサザンニューハンプシャー大学において、社会人学生を主としたビジネスモデルが構築されている。

Well-beingの概念が生涯学習・社会教育にもたらす変化

	現状の教育システム（Before）	Well-beingの概念が実現した姿（After）
スキルアップ、学び直しの機会の確保	・大学を卒業した後のスキルアップ・学び直しの機会が基本的にOJTに限られている。 ・大学等でスキルアップを行うにも多額の費用が必要となる。	・ライフステージのあらゆる局面でスキルアップ・学び直しを図ることが可能。 ・その際には機会の平等（Equality）を超えて公正（Equity）が確保されている。
生涯学習・社会教育に対する概念	・生涯学習・社会教育へのニーズが多様である一方、政策推進の中核的概念が不明確。 ・直近の世論調査では、高齢者は「健康の維持・向上」「他者との関係づくり」にニーズがある一方、生産年齢人口層はスキルアップへの需要が高く、ニーズが分かれている。	・生涯学習・社会教育を、一人一人が共に学び、支え合う「社会関係資本（Social Capital）」として、国民全てのWell-beingに貢献するものとして位置付け振興すべき。 ・各個人のニーズに応じた学習機会が、形式的平等でなく、公正に確保されている。

「出る杭を伸ばす教育、生産性の向上に向けた教育、大学教育」グループ

ジキコン職員
作成資料

■貨幣的領域をけん引する人材について
・インプルーブメント（改善）による線形の向上プロセスと イノベーション（革新）
・「T型人材」「π型人材」「クラゲ人材」等の分枝人材の重要性
（文理横断（特に高校段階の文理コース分け撤廃＋大学・大学院での複数専攻）
・【学校内】と【学校外】の新しい関係により、学校外で「出る杭」が様々な出会いを経て新たな価値を創出する循環を構築
・既製の保険（学資保険等）を基盤に大学院～リカレント段階の教育サービスへ拡張するよう民間保険会社との共創活動を推進

■非貨幣的価値を貨幣的価値につなげるための仕組みについて
〇分野に対する支援の仕組み
・非貨幣的価値のうち、貨幣的価値に成長しうる分野の選別
・選別された分野に対する適切な支援
〇各分野における個人のコミットを促進する仕組み
・非貨幣的な価値を持つ領域に注力するための経済背景などの環境整備
・活動に対する正のインセンティブ付け
・活動を阻害する要因の排除
➡分野と個人の両面から貨幣的価値の創出を促進

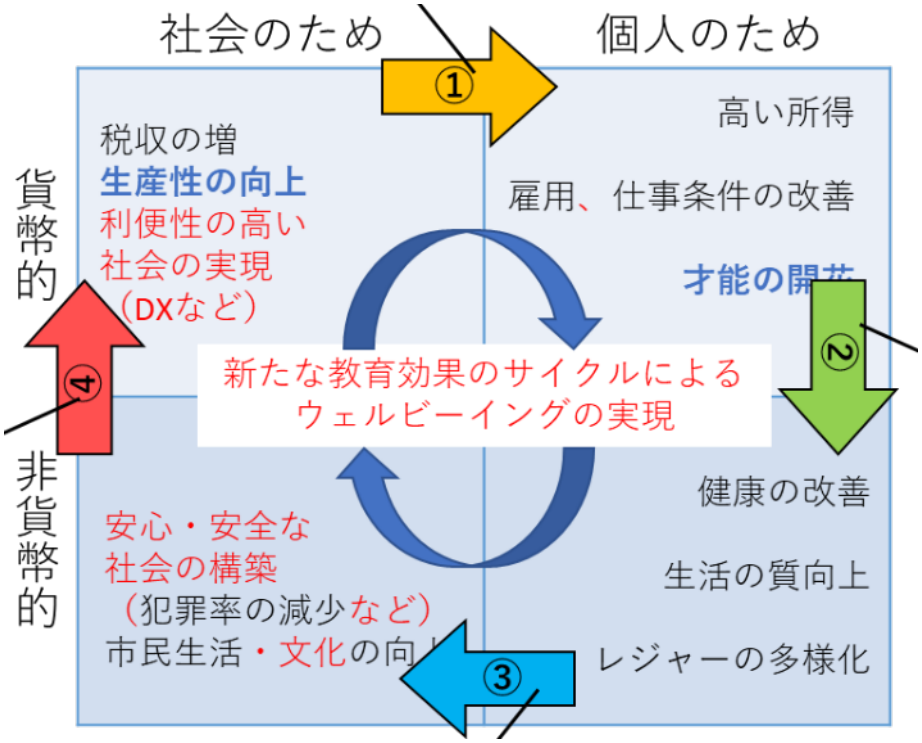

■非貨幣的幸せを実感できる個人を増やす教育について
・習熟度別テストの実施により、「解ける喜び」「学ぶ楽しさ」を実感
・探究学習の質を改善し、「学びたい」ものを自発的に学ぶ
・個人の生きがいにつながる生涯学習の機会の充実
➡お金に囚われず、学びたいもの、人生を豊かにしてくれるものと出会う

■非貨幣的領域をけん引する人材について
・複雑なキャリアパスでなく、生活しながら実践可能な方法がないか。
・充実した人生/豊かな人生とは何か。「教育」がどのように寄与するのか。
➡副業等様々な経験を重ね、多くの方と関わりを持つことで豊かな個人を形成
➡仕事や社会活動を通じ、所属コミュニティ以外に好影響を与え、経済的価値、包括的・総合的な形で、個人・社会の幸福につながるのではないか。
≒非貨幣的領域において、価値観の違いを超えてコミュニティを繋げ、創造的摩擦を統合できる、ソーシャル・イノベーションけん引人材

～ “非貨幣的領域を牽引する人材”について ～

ジキコン職員作成資料

■ソーシャル・イノベーションをけん引する人材

・社会的課題の解決に取り組むビジネスを通して、新しい社会的価値を創出し、経済的・社会的成果をもたらす革新をけん引する人材
・副業等を含め、様々な経験を重ねること、多くの方と関わりを持つことがより豊かな個人の形成につながるのではないか。
・仕事や社会活動を通じて、これまで属したコミュニティに加え、別のコミュニティにも好影響を与え、経済的価値、包括的・総合的な形で、個人・社会の幸福につながってゆくのではないか。

➡この観点に立ちつつ、非貨幣的領域においても、当事者間の価値観の違いを超えてコミュニティ内外と接触し、創造的摩擦を統合できる人材の育成が必要ではないか
≒ソーシャル・イノベーションをけん引する人材

■人材モデルの提案

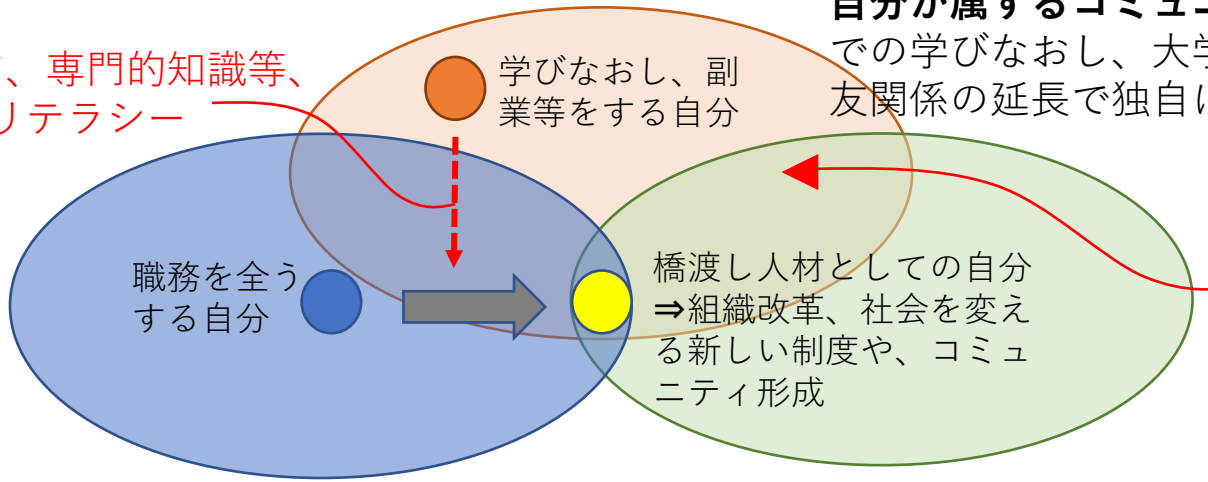

自分が属するコミュニティ②（副業、大学等での学びなおし、大学時代の専門、趣味、交友関係の延長で独自に形成したもの　等）

※この重なり部分は、例えば
・大学で勉強したことが部分的に“コミュニティ①”で活かせている状況
・“外部ステークホルダー”が、実は自分の専門分野と別の文脈で親和性が高い状況
等を表す

自分が属するコミュニティ①
（本職の会社、部署、職種、分野　等）

外部ステークホルダー
（別の会社、部署、職種、分野　等）

「現場に響く計画にする（自分事化、わくわく感）」グループ

ジキコン職員作成資料

1：教育に関わるあらゆる主体の視点に立った計画とする。主役は主体。教育関係者の課題解決、未来への挑戦を後押しする計画とする。

「自分事化」の対象は「教育」に関わるあらゆる主体。
→教育現場（校長、教職員、学校運営協議会委員、社会教育施設）、地方教育行政（県教委、教育事務所、市区町村教委、教育長、教育委員、指導主事）、受け手（児童生徒学生、保護者）、隣接領域（首長部局）を含む。
　厳しい状態にある方のことを念頭に置く。

「自分事化」のためには**「わくわく感」と「使える実感」**が必要。
→教育関係者の課題解決や未来への挑戦に資する内容とする。
　現場の実情と関連しない理念だけが踊らないようにする。変化の実感、具体的な記載、明確な狙い。

2：教育関係者に直接届ける。対話を行う。議論の過程を公開し、議論への参画を求める。

対話を伴う双方向型の広報により計画を自分事として捉えてもらうとともに**文科省の考え・熱意を直接届ける。**
→文科省職員が直接出向き顔の見える形で対話を行う。
　動画配信などオンラインを活用して日本中の関心のある方と対話を行う。

策定過程を明らかにし、**策定途上から対話**を行う。
→「役人だけで作られたもの」というイメージをなくす。

3：ターゲット毎に刺さる資料を作成する。

「誰」に「何」を伝えたいのかを明らかにして**ターゲット毎に資料を作り分ける。**
→例えば、
　校長、指導主事：学校経営上の日々の課題や個々の担当業務に対応した国の方針を参照できるようにする。
　教職員：コンセプトや文科省の思いを重視して課題や方向性を示す。
　学校運営協議会委員、教育長、教育委員：学校、地域の取組を相対化するために国全体の方針を示す。
　保護者：学校教育の意義、必要性。

教職課程を履修する大学生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

教職課程を履修する大学生と対話を実施しました。
教員になったら、**チャレンジ精神を発揮できる学校文化に変えたい**、と語ってくれました。
学校現場で若手が力を発揮できるよう**リーダー・ミドルリーダーを支援**するとともに、
負担が集中しがちな**リーダー・ミドルリーダーの負担軽減**が求められます。

これからの教育について

○　学校における多様性が広がる中、例えば学校におけるチームでの取り組みなど挑戦が求められる。そのために、１人の教員としてチャレンジ精神が発揮できる学校文化への変革が必要。しかし、校内リーダー・ミドルリーダーのマインドが障壁となるのではないか。
○　「地域との連携」、「多様性を尊重した校内コミュニケーション」がこれからの教育のキーワードになるのではないか。

感想

○　来年４月から教員となります。新人という立場なので最初は様子を見ながら適応して行きますが、いずれ力を持った時には<u>チーム学校を機能させられるように</u>日頃から人間関係に気を配りながら信頼関係を構築していけるよう<u>努力致します</u>。
○　生徒に対応の差を感じさせないような教員になりたいと考えているため、<u>多様性やインクルーシヴ教育について今後深く考えていきたい</u>と思います。
○　<u>文部科学省</u>という言葉は、ニュースや授業で耳にしていたものの、どこか遠い存在のように感じていましたが、今日は皆様にお会いし、とても<u>身近に感じることができました</u>。
○　日々、教員の労働環境に関する様々なニュースや現状が報道されてはいますが、本日の対話を通して改めて教員になりたい気持ちが強まりました。自分一人で出来ることは少ないですが、<u>教育に携わるものとして、少しでもこれらの問題の解決に尽力していきます</u>。
○　<u>未来の教育について、真剣に考えることが出来ました</u>。
○　<u>自らも未来の教育を変えていく一員だという自覚をもって、これからの授業や教育実習に臨んでいきます</u>。
○　<u>教育振興基本計画</u>の策定や学習指導要領が<u>多くの時間や多くの人によって成り立っていること</u>そして、その<u>皆様の努力に見合った指導を行なっていかなければならない</u>と改めて実感しました。

現職の先生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

現職で勤務されている先生方と対話を実施しました。
労働環境や教育活動における余裕のなさについて厳しく切実なコメントがありました。
直接学校現場の声を届ける意義の重要性を指摘する声も多く、学校現場と行政の
相互理解促進のためにも工夫を重ねながら対話を継続していくことが重要です。

学校現場で感じる課題

○ 労働環境（土日勤務、休憩時間、給与、人員不足）や教育活動における余裕のなさ（春休みに新年度の計画を考える時間がない、指示されることが多く自分のやりたいことができない）は課題。
○ 課題解決は学校任せにするのではなく国として体制を整備する必要がある。一方で自治体レベルで考えられる問題もあり、現場の声が教委に届くようにするべき。
○ このように色々な立場で語り合うことは重要。

感想

○ 文部科学省が教育をよくしたい、そのために調査、調整していることも分かった。
○ 今の教育を本気で変えていかなければならないとおもった。
○ 大変有意義な会だった。現場の声を文科に直接言える機会はなかったのでとても充実感があった。
○ また開催してほしい。今回は現場の本音だったが、文科の本音も聞きたい。
○ 対話をすることは一部の声であるが第一歩として大きな会だった。地方教員や全国規模で話聞く機会を作ってほしい。
○ 現場の声はいつでも届けたい。
○ このような機会があることがうれしかった。
○ 文科省と教員は同じ方向を向いて教育を考えていかなければいけないと思う。対立構造になってしまっているのではないかと思うことがある。今回、こうやって話す機会があると、一緒に頑張っていきたいと思うことができた。
○ 文科省の方々に聞く耳をもっていただいてうれしかったです。
○ 教育をよくするのか、環境（働く）をよくしたいのかどちらも考えることが大切。
○ 対話会で話した内容が実行されなければ教育は変わらない。
○ 今回の声をどのように生かすのか、生かしたのか、そのままにせず再発信してほしい。

大学生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

大学生と高等教育について対話を実施しました。
大学は幅広く学びたいことが自由に学べる場所であってほしい、
学生の自由な活動が保障される場所であってほしいとの意見がありました。
意欲ある学生の自主性を尊重し個性が発揮される高等教育行政の実現が望まれます。

高等教育の在り方について

○ 他大学との交流も含めて幅広く学びたい。
○ 大学は学びたいことを自由に学べる場所であってほしいがGPA導入で必ずしも好きなだけで科目選択ができなくなった。
○ 3年間で単位を取り切ることがあるなど就活ありきの学生生活設計になっている。
○ 大学当局の監督が強化されて、学生の自由な活動が制限されてきているように感じる。
○ なぜ大学で学ぶのか、その意義、目的意識を共有する必要があるのではないか。
○ 私学に通う友人が奨学金を支給されバイト三昧の日々を送っており、学ぶ意義を考える以前の段階の現状もある。
○ 学ぶことにはお金がかかる。整った環境が必要だが土台を整えるのは難しく、学びは贅沢だと感じる。
○ 大学は様々な人に開かれた場所、色々な社会階層の選択肢であるべきだが、現実には入学にあたっての格差がある。金銭面以外にも情報格差も重要な問題。
○ 大学が自由に活動できるようにするには自由に使える予算の確保が必要。国からの予算だけでなく寄付金の確保も重要になる。

感想

○ この対話に参加するにあたり、自分の経験を振り返ったのですが、みんなが高校、大学に行けるわけでもなく、行けても経済的な理由などから自分たちのように恵まれた環境で学びをできるというわけではないのだからこそ行政の力が重要なのだと思いました。
○ 高等教育の在り方について、個人的な立場や日本全体を捉える立場など、様々な立場からの考えを深めることができて非常に有意義でした。

管理職の先生と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

管理職の先生方と対話を実施しました。
子どものコミュニケーション能力や主体性・自主性の低下、
教員の年齢構造や働き方改革が進む中での時代に即した指導力の向上が課題として共有され、
各校の取り組みについて紹介されました。
ウェルビーイングについても意見交換し、集団と個の関係性についての難しさや、
利他の心をもち合意形成していく力が必要であるとの見解が示されました。
各校で精一杯取り組みが行われている中、その取り組みを尊重しつつ
背中を押す国の姿勢が求められます。

各校の取組

○ 生徒会活動、地域活動、小中間交流といった体験を通して自主性やリーダー経験を育む。
○ 役割を輪番で回すなどして意欲のない子どもにも経験の機会を与える。
○ 全ての時間を学校で過ごすわけではないことから、家庭や地域で過ごす時間を大切に。

○ 30代から主任を任せて責任ある立場を経験させている。

ウェルビーイング

○ 「ウェルビーイング」という言葉を今まで聞いたことがなかった。
○ 多様性を認め1人1人の学びを進めていくには人手が足りない。教員は身を粉にして取り組むだろうが働き方改革と矛盾してしまう。
○ 1人1人を大切にすることは重要だが、学校は集団生活をする場所。学校が成り立たなくなる。
○ 利他の心につながる考え方ではないか。自分自身の考えが伝えられ、周りの人の幸せも考え、合意形成を図っていく力。論議することが大切。

感想

○ 次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方を主体的に読み、知ることができましたことは、校長としてのあと1年4ヶ月半の日々をさらに、志を高くして、主体的に取り組む契機となりました。
○ 今回の対話を通しまして、「主体的・対話的で深い学び」のよさを改めて実感いたしました。「楽しかった」「次期教育振興基本計画に興味が湧いた」が率直な感想です。きっとこれから、この言葉を聞くたびに心が、体が反応することと存じます。
○ 教育現場において「生徒一人一人のウェルビーイング」の向上を目指すことに異論はございませんが、その難しさも感じたところです。保護者が全面的に学校を信頼し「学校にお任せします。」という時代ではなくなって久しい昨今、多種多様な価値を認めていく時代に、公教育の持つ「力」の低下によって、保護者が目指すべき子育ての指針を示すものが曖昧になっている気がしております。
○ 日本がこれまで取り組んできた「公教育」においての「人が集団で一緒に学ぶことによって、人が育つ」ことに間違いはないと確信しております。

市町村教育長と文科省職員の対話

ジキコン職員作成資料

市町村教育長と対話を実施しました。
学校の子どもの現状について共有がなされた後、
授業改善を中心に各教委の取り組みを紹介していただきました。
職務経験に基づく学校などの変容についてお話がありました。

課題認識など

○ 学校はそもそも何をするところか、シンプル化していく必要。
○ 教育施策を具現化する教員の育成をどう図るかが課題。
○ 地理的な教育格差が生じている。
○ 人材がおらず困っているのは「僻地」に限らない。ほとんどの町村が人材や予算の制約でやりたいけれどやれないことがある。
○ 入試の在り方が変わらないと変えられない。
○ 教育界隈だけで解決出来る話ではない。
○ 今の先生方は頑張っている。国の課題。
○ 計画は羅針盤的役割であるべき。大きな方向性を示すもので、財政的な支援が欲しい。

子どもの現状

○ 支援を要する子ども、配慮を要する子どもが増加している。
○ 子どもの主体性が弱い。
○ 役割意識をもてば活躍する子どもが多いが、そこに踏み出す力が弱い。
○ 子どもにクリエイティブさがない。
○ 子ども達は問題行動を起こさないが活気もない。
○ 問題行動は増えていて児相も手が回らない。
○ 家庭や地域の弱まりが子どもの変容につながっている。家庭のトラブルへの対応で学校も忙しくなっている。

授業改善

○ 授業改善には管理職の意識を変える必要があり、校長会で実践を発表している。
○ 指導主事が常に学校に行って授業改善を促している。
○ 1教科1人の教員しかおらず切磋琢磨できる状況にない。
○ 関東圏の私立学校でやっているような探究活動を公立校でも実施していきたい。
○ 力量に応じた指導を行うべき。
○ 子どもに対する捉え方を変えていく意識改革が重要。
○ タブレットの使い方によって授業の変えようがあり、研修で磨いていくことができる。
○ 指導力向上は自前でやらないといけない時代。学校でそれぞれのやり方で取り組む。

感想

○ 振興基本計画を基にしたこれからの教育を「自分事化」して考えられた良い機会だったと思います。
○ 今後、この計画を基に、各市町村で国が指し示す理念を浸透させながら、教育改革を進めてまいりたいと思います。
○ AI時代を生き抜く子供たちの教育にとって主体性、創造性、社会性が重要であることは間違いないことであって各論で具体化していくことが今後の課題ではないかと思います。しかし、各論になるとなかなか地方や現場までなかなか浸透しにくいというのが現実だと思います。それには理由があってやはり政府広報等でのアナウンス不足、と現場に自治体や教委、管理職の理解不足かなと思います。
○ ウェルビーイングな社会のために家庭、地域、学校が何をすべきか？もっと焦点化、重点化をして施策につなげてほしいと思います。あれもこれもとご馳走をいっぱい出されてもほとんどの人は消化不良で結局食べず嫌いになって何も変わらなかったという状況になってしまうのではと危惧しています。
○ オンラインでの「対話」でしたが、現場のご意見をお聞きしていただくことで、「自分事」としての意識が高まると感じました。
○ 今後、学校教育においても校則決定等について、「対話」の必要性を実感したところです。
○ 現場の教師は、課題解決に向けて一生懸命に取り組み、学力向上を含め学校はよくなってきています。ただ、学習指導要領をはじめ、地域や社会から学校に求められることは多くなっています。少しでも、働き方改革を含め、教職員が生き生きと子どもたちの指導に当たっていくことができ、ウェルビーイングが向上されるよう取り組みを進めていきたいと思いました。
○ 教育振興基本計画のビジョンを具現化していくのは、私共の役割ですので、私は、他の市町村に負けぬよう、本町の強みを生かした取組を進めてまいります。